全 学 自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書

大学・大学院（商学・経済学・国際学・法学・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科）・通信教育部

－平成 21 年度～平成 24 年度－

平成 26 年 4 月

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部
全学自己点検・評価実行委員会

第 1 編

大学・大学院（商学・経済学・国際学・法学・コンピュータサイエンス研究科）

第 2 編

通 信 教 育 部

自己点検・評価の実施体制との実施経緯について

本学における自己点検・評価の実施体制は、平成 5 年 4 月から実行可能な実施組織の確立を第一と考え、自己点検・評価に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会」、また、この自己点検・評価基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の実施要領を策定して全学に実施の指示をする「全学自己点検・評価実行委員会」、そしてこの実施要領に基づき個々の点検・評価を行う「個別機関自己点検・評価委員会」、以上 3 つの委員会が設置された。

平成 5 年度を基点に、本委員会（全学自己点検・評価実行委員会）は、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想」に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に自己点検・評価の実施の指示を行い、これまで次のとおり「全学自己点検・評価報告書」をまとめた。

平成 14 年 7 月　「平成 5～12 年度 学部・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」

平成 15 年 5 月　「平成 5～12 年度 大学院(商学・経済学・国際学・法学研究科)における全学自己点検・評価報告書」

平成 19 年 6 月　「平成 13～16 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科)・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」

「平成 16 年度 大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」（大学院法務研究科開設年度）

平成 21 年 12 月　「平成 17～20 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科)・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」

「平成 17～20 年度大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」

この度は、(公益財団法人) 大学基準協会の大学基準に基づく点検・評価項目が平成 23 年度から大きく変更（認証評価の第 2 クールに入ることによる）されたことに伴い、自己点検・評価基本構想委員会が自己点検・評価項目の変更を審議し、策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想（平成 25 年 6 月 3 日了承)」に基づき、本委員会は、次のとおり具体的な「自己点検・評価の実施要領（平成 25 年 6 月 17 日了承)」を策定し、個別機関自己点検・評価委員会を通じて全学に実施の指示を行った。

① 自己点検・評価の対象年度は、平成 21 年度～平成 24 年度の 4 年間とした。

② 自己点検・評価の対象項目は、教育・研究・経営の各分野における自己点検・評価項目すべてとした。

③ 自己点検・評価項目に基づく各個別機関自己点検・評価委員会の担当項目を次のとおりとした。

自己点検・評価項目	担当「個別機関自己点検・評価委員会」
理念・目的	経営関係自己点検・評価委員会
教育研究組織	
教員・教員組織	
教育内容・方法・成果	通信教育部自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 商学・経済学・国際学・法学・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科自己点検・評価委員会
学生の受け入れ	入試関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 商学・経済学・国際学・法学・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科自己点検・評価委員会
学生支援	通信教育部自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会 学生関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 商学・経済学・国際学・法学・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科自己点検・評価委員会
教育研究等環境	図書館自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
社会連携・社会貢献	国際交流関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 商学・経済学・国際学・法学・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科自己点検・評価委員会
管理運営・財務	経営関係自己点検・評価委員会
内部質保証	基本構想委員会（事務局） 経営関係自己点検・評価委員会

④　個別機関自己点検・評価委員会による自己点検・評価の視点は、（公益財団法人）大学基準協会の自己点検・評価の視点を参考とした。

⑤　個別機関自己点検・評価委員会は、現状を正確に把握・認識するため、（公益財団法人）大学基準協会が提示する「年次統計項目および整備すべき資料等の例」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別機関自己点検・評価報告書を作成し、平成 26 年 2 月 28 日までに本委員会に提出することとした。

なお、個別機関自己点検・評価報告書は、各個別機関自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価項目ごとに、次の３つの部分で構成することとした。

構　　成	内　　容
【現状説明】	データの分析等により平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間の現状を自己点検・評価の視点を踏まえて記述する。
【点検・評価】	「現状説明」で記述した「自己点検・評価の視点」の中から、「効果が上がっている事項」あるいは「改善すべき事項」について、重点的に記述する。
【将来に向けた発展方策】	「点検・評価」の結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を具体的に記述する。

(参　考)

「効果が上がっている事項」	「点検・評価」において「効果が上がっている事項」と記載した事項について、その取り組みをさらに伸長させるための方策、もしくはその効果を維持するための方策
「改善すべき事項」	「点検・評価」において「改善すべき事項」と記載した事項について、その改善方策

この「自己点検・評価の実施要領」に基づき、各個別機関自己点検・評価委員会が自己点検・評価の実施結果をまとめた各「個別機関自己点検・評価報告書」の提出を受け、本委員会は全学的な視点により検討し、「全学自己点検・評価報告書」としてまとめたものである。

全学自己点検・評価実行委員会

目　　次

第１編　大学・大学院（商学・経済学・国際学・法学・コンピュータサイエンス研究科）

第 1 章　理念・目的
Ⅰ．大学の理念・目的 …… 1
Ⅱ．学部の理念・目的等 …… 4
Ⅲ．大学院の理念・目的等 …… 6

第 2 章　教育研究組織
Ⅰ．大学の教育研究組織 …… 9
Ⅱ．大学院の教育研究組織 …… 11

第 3 章　教員・教員組織
Ⅰ．大学の教員・教員組織 …… 13
Ⅱ．大学院の教員・教員組織 …… 34

第 4 章　教育内容・方法・成果
〔大学 学部〕 …… 36
Ⅰ．学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．学部の教育課程・教育内容
Ⅲ．学部の教育方法
Ⅳ．成果

〔大学院 研究科〕
商学研究科 …… 86
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．教育方法
Ⅳ．成果
経済学研究科 …… 94
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．教育方法
Ⅳ．成果
国際学研究科 …… 100
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．教育方法
Ⅳ．成果
法学研究科 …… 108
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．教育方法
Ⅳ．成果
コンピュータサイエンス研究科 …… 116
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．教育方法
Ⅳ．成果

第 5 章　学生の受け入れ
〔大学 学部〕 …… 124
〔大学院 研究科〕…… 158

第 6 章　学生支援
〔大学 学部〕 …… 174
〔大学院 研究科〕 …… 242

第 7 章　教育研究等環境
Ⅰ．大学の教育研究環境 …… 257
Ⅱ．大学院の教育研究環境 …… 283

第 8 章　社会連携・社会貢献
〔大学〕 …… 304
〔大学院 研究科〕 …… 316

第 9 章　管理運営・財務
1．管理運営 …… 321
2．財務 …… 331

第 10 章　内部質保証 …… 336

第2編　通信教育部

第 1 章　理念･目的 …… 340
第 2 章　教育研究組織 …… 340
第 3 章　教員・教員組織 …… 340
第 4 章　教育内容･方法･成果 …… 341
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
Ⅱ．教育課程・教育内容
Ⅲ．学部の教育方法
Ⅳ．成果

第 5 章　学生の受け入れ …… 350
第 6 章　学生支援 …… 351
第 7 章　教育研究等環境 …… 354
第 8 章　社会連携・社会貢献 …… 355
第 9 章　管理運営・財務 …… 355
第 10 章　内部質保証 …… 356

参考資料

Ⅰ．　自己点検･評価規程 … …… 357

Ⅱ．　自己点検･評価委員会規程 …… 358

Ⅲ．　自己点検･評価の実施に関する基本構想について …… 360

第１編　大学・大学院（商学・経済学・国際学・法学・コンピュータサイエンス研究科）

第 １ 章　理念・目的

Ⅰ．大学の理念・目的

１.大学の理念・目的の適切性

【現状説明】

大阪学院大学は、創立者である白井種雄氏によって、企業会計人の育成を目的として昭和１５年に開設された関西簿記研究所を源流としている。

会計人の育成というにはあまりにも過酷な時代の中にあっても、教育者としての白井種雄氏の目標は、日常を超えた真理の探究であり、未来を見据えた若き芽の育成にあった。昭和の激動の時を乗り越え、関西簿記研究所は関西簿記経理学校への改称を経て、昭和２８年には大阪府から準学校法人関西経済学院の認可を受けるとともに、関西で初めての経理専門学校である「関西経理専門学校」を発足させた。次いで昭和３３年には学校法人に組織変更するとともに、翌昭和３４年には「関西経済学院商業高等学校（現大阪学院大学高等学校)」を開校させた。

そして、昭和３７年学産協同の理念に徹し、中小企業のみならず全産業界の経済改善と生産性向上のために貢献する技能者の育成を念頭に「関西経済学院短期大学」を開学し、続いて、昭和３８年に「大阪学院大学　商学部商学科（定員６０名)」を創立したのである。

当時、通産省は、全国総合開発計画のスタートを背景に中小企業の指導育成を重要課題とし、経営の科学化・近代化を奨励していたが、これらは白井種雄氏の理念と一致するものであった。

以後、大阪学院大学は、経済学部を始め、学部及び大学院研究科の増設を重ね、現在、流通科学部（流通科学科)、経営学部（経営学科及びホスピタリティ経営学科)、経済学部（経済学科)、法学部（法学科)、外国語学部（英語学科)、国際学部（国際学科)、企業情報学部（企業情報学科)、情報学部（情報学科）の８学部を設置、また、大学院においては昭和４２年の商学研究科の開設にはじまり、経済学研究科、国際学研究科、法学研究科、コンピュータサイエンス研究科、法務研究科の６研究科を擁するに至っている。

これらの学部・学科及び研究科設置の礎となったのが、「本学は、教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」とした建学の精神である。また、大学の使命・目的が大阪学院大学学則第１条に「本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術的見地よりその専門的知識と技能を授け、その応用と研究の能力を養うことを目的とし、社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ、社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成を使命とする。」と記されている。

創設以来、実践的な人材の育成を貫いており、大阪学院大学の教育理念は次の３項目に重点をおいたものである。

(1) 世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成。
(2) 産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成。
(3) 学産協同の理念の徹底。

さらに、これらの教育理念を実現させるため、

(1) 高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成。
(2) 人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底。
(3) 国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施。

に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応えようとしている。

教育開発支援センターが平成１８年１０月に設立されてから、大学改革に着手し、新たな教育システムをめざし、次のように、大学の教育目標が設定された。

(1) FD 活動により教授力をさらに向上させ、専門教育と教養教育の充実をはかる。
(2) ４年間のゼミナールを通じて、コミュニーケーン力とマナーの向上をはかる。
(3) キャリアセンターとキャリア関連科目によりキャリア形成と就業力の養成をはかる。
(4) 言語の授業、国際センターや I-Chat ラウンジの活動を通じて、国際理解とコミュニケーション力の強化をはかる。

さらに、正課授業のみならず、学生生活を活性化するための課外活動も推奨し、大学の学修環境の充実を図っている。

本学は開学以来、この建学の精神及び使命、大学の目的等を達成・具現化するために、各学部、学科及び大学院研究科を開設し、教育研究に取り組んできた。また、幅広い職業人の育成、総合的教養教育をめざし、国際化に対応してきた。

具体的には、大学の教育目標に基づき、各学部・学科では、「学位授与の方針」が定められ、その実現のため、教育課程編成・実施の方針が明文化されている。そして、現在まで、本学の教育・研究を通じて社会に有為かつ実践的な多くの人材を送り出し、現実に経済・産業界で活躍している実績こそが、本学の豊富で充実した教育資源が、本学の理念・目的が適切であることを証明している。

【点検・評価】

本学は開学以来、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」という建学の精神のもと、また、学則においても「社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成」を謳い、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応えてきた。

そして、国際化、情報化が進展し、価値観が多様化する中で、時代の要請、社会のニーズに応えた学部、学科及び研究科を開設してきた。また、教育課程においても、新しい時代を見据えた授業科目が用意され、各カリキュラムのコースは学生の将来の進路を第一義に考えたものとなっている。このことからも、本学の理念とそれに基づく人材養成機関としての教育機能が有機的に結びつき、結実しているということは評価されるべきものと考える。

また、学校教育法第８３条においては「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められており、当然にこれは本学の目的と合致するところでもある。

以上のとおり、大阪学院大学の建学の精神・理念と人材養成等の目的については整合性があり、適切である。

２.大学の理念・目的の大学構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

【現状説明】

高等教育の在り方については、平成１７年１月の『我が国の高等教育の将来像』、大学の学士課程教育の改善策である『学士課程教育の構築に向けて』とグローバル化の進展と知識基盤社会にあって、２１世紀型市民の育成のために、本学の特色・個性を踏まえ、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針の策定が重要であるとされ、学校教育法施行規則第１７２条の第２項では、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとするとされた。

本学では当センターが開設されてからの、「学部特色明確化ワークグループ」での建学の精神のもと、学生が四年間で修得すべき学習成果や年次毎の学生像、それを実現するための体系的な学びを探求する活動は、三つの方針の策定と本質的に符合するものであり、大学の理念・目的は、大学構成者としての教員については、「学部特色明確化ワークグループ」での検討から始まり、学部・学科での三つの方針策定にあたり、ワークショップ、学部 FD

や教授会での検討を通じて、全教員に周知されている。また、その活動の様子は、所属長会議等で明らかにされ、リアルタイムに職員に情報共有されている。

大学の理念・目的・教育目標等の公表は、主として、本学のホームページ、「大学案内」、ＦＤジャーナル「渺望」を活用して行っている。とりわけ、インターネットが普及した昨今、ホームページに大きな効果を期待している。ホームページでは「建学の精神」「教育理念」「教育方針」は、「大学紹介」の「教育情報の公開」において、大学の使命については、「大阪学院大学学則」に掲載されている。

「大学案内」については、資料請求の際の入学志願者への配付は勿論のこと、高等学校訪問やキャリアセンター担当者の企業への訪問の際の本学の説明に用いて、本学の理念・教育目標の周知を図っている。特に全国の高等学校に対しては、近年の大学改革について詳細に説明している教育開発支援センター発行のＦＤジャーナル「渺望」を送付し、本学の教育活動を紹介している。

その他にも、年に数回開催される「オープンキャンパス」や本学会場をはじめ全国で開催される「教育懇談会」において、本学の建学の精神など理念・目的が教職員及び本学学生スタッフ等の説明等により直接、高校生やその保護者に周知されている。

キャンパス内の時計台付近には創立者初代総長白井種雄の名とともに建学の精神を刻んだ石碑が設置し、学生等の目にふれる状態にある。

【点検・評価】

「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」の達成度を定期的に検証するための仕組みづくりこそが教育の質保証に関係する重要なことであると考えている。建学の精神と教育理念・教育方針については、大学案内、ホームページ等に掲載し、また、大学説明会・教育懇談会、入学式等を通じて、内外に情報を発信し、周知徹底を図っている。特に、ホームページについては、インターネットを通して、いつでもどこからでも瞬時に見ることができ、非常に有効な周知方法であると考えている。また、各学部においても「大学案内」、ホームページ等を通してそれぞれの学問分野や領域の特性を明確にし、その中でいかなる人材を育成するのかを示している。そのために、建学の精神に基づく各学部での人材育成像、三つの方針をより分かりやすく示すことが重要である。

【将来に向けた発展方策】

他に周知する手段として挙げられるのは、広報誌「ロルロージュ」と「入試ガイド」がある。広報誌「ロルロージュ」においては、教育課程やクラブ活動の紹介、本学学生・卒業生・教員の活動紹介など多岐にわたった記事を積極的に掲載している。一方で、建学の理念や目的等の周知に関しては十分とは言えず、広報誌を活用することによって、一層の周知を図ることができる。「入試ガイド」は受験生が必ず目にする冊子であるため、本学の志願者に対して建学の精神等を周知するには非常に有効である。

また、ホームページ及び「大学案内」についても、現状に満足することなく、見やすく、分かりやすい掲載方法の検討を続けてゆく。今後も少子高齢化が進展し、１８歳人口が減少する中、選ばれる大学となるべく、入学希望者には本学の理念、目的を伝えることは重要であり、理解した入学者を多く得ることは大学においても望ましく、今後の教育研究の活性化に役立つこととなる。これまで、学部・学科での学びについて公表してきた特色と学部の三つの方針に沿って、本学が社会に役立つ人材育成を行い、その達成度を検証していく仕組みを構築することが望まれる。

３.大学の理念・目的の適切性の定期的な検証

【現状説明】

【点検・評価】

【将来に向けた発展方策】

大学の理念･目的の適切性については､本学に設置している教育開発支援センターにより、学生による授業評価や卒業時満足度調査等の分析が行われ､教育活動全般についての評価を常に行っている。しかし、未だ、その到達度に関しての評価指標の開発とその検証は確立されておらず、研究中である。また、これらの教育に関するデータの解析の客観性や公平性をさらに担保するための第３者による外部評価機関の設置を検討している。

Ⅱ．学部の理念・目的等

１．学部の理念・目的の適切性

【現状説明】

〈流通科学部〉

製造業や流通・サービス産業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核とした流通ビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養及び総合的な判断力をもてる人材の育成をめざす。

〈経営学部〉

現代企業が抱える諸問題の本質を分析し、実践の場での問題解決の有効な手段となる研究・教育を通じて、社会の経済的・倫理的要請に応える実践的な人材の育成をめざす。

(1) 経営学科

社会に対する貢献と責任を果たすために必要な経営管理能力の養成を通じ、経営学と語学力を備えた視野の広い人材の育成をめざす。

(2) ホスピタリティ経営学科

ホスピタリティ産業における固有の理論と実践的経験を通して、学問的知識の修得と人格陶冶のなされた人材の育成をめざす。

〈経済学部〉

経済情勢の変化に対応できる幅広い経済的知識の修得を通じて、実践的な研究活動や社会貢献を志向し、平和な発展した社会を形成する能力を有する自立した人材の育成をめざす。

〈法学部〉

幅広い教養および法律学の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法を“ツール”に現代社会を“正しく”生き抜く人材の育成をめざす。

〈外国語学部〉

外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と幅広い教養を兼ね備えた人材の育成をめざす。

〈国際学部〉

世界および日本の生活文化に対する異文化理解を育み、体験型学習を通じて、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション力を備えた､現場で発想し行動できる実践的人材の育成をめざす。

〈情報学部〉

情報と人間についての深い理解と情報技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成をめざす。

〈企業情報学部〉

【点検・評価】

学部内に同目的を点検するための組織を設置し､教授会における審議を経て人材の養成および教育研究上の目的を定めており、同目的の適切性は妥当であると判断する。

【将来に向けた発展方策】

現行の組織運営を継続する。

２．学部の理念・目的の大学構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

【現状説明】

「学部特色明確化ワークグループ」での建学の精神のもと、学生が四年間で修得すべき学習成果や年次毎の学生像、それを実現するための体系的な学びを探求する活動は、三つの方針の策定と本質的に符合するものであり、学部の理念・目的は、大学構成者としての教員については、「学部特色明確化ワークグループ」での検討から始まり、学部・学科での三つの方針策定にあたり、ワークショップ、学部 FD や教授会での検討を通じて、全教員に周知されている。また、その活動の様子は、所属長会議等で明らかにされ、リアルタイムに職員に情報共有されている。

学部の理念・目的・教育目標等の公表は、主として、本学のホームページ、「大学案内」、ＦＤジャーナル「渺望」を活用して行っている。とりわけ、インターネットが普及した昨今、ホームページに大きな効果を期待している。ホームページでは「建学の精神」「教育理念」「教育方針」は、「大学紹介」の「教育情報の公開」において、大学の使命については、「大阪学院大学学則」に掲載されている。

「大学案内」については、資料請求の際の入学志願者への配付は勿論のこと、高等学校訪問やキャリアセンター担当者の企業への訪問の際の本学の説明に用いて、学部の理念・教育目標の周知を図っている。特に全国の高等学校に対しては、近年の大学改革について詳細に説明している教育開発支援センター発行のＦＤジャーナル「渺望」を送付し、本学の教育活動を紹介している。

その他にも、年に数回開催される「オープンキャンパス」や本学会場をはじめ全国で開催される「教育懇談会」において、学部の理念・目的などが教職員及び本学学生スタッフ等の説明等により直接、高校生やその保護者に周知されている。

【点検・評価】

「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」の達成度を定期的に検証するための仕組みづくりこそが教育の質保証に関係する重要なことであると考えている。建学の精神と教育理念・教育方針については、大学案内、ホームページ等に掲載し、また、大学説明会・教育懇談会、入学式等を通じて、内外に情報を発信し、周知徹底を図っている。特に、ホームページについては、インターネットを通して、いつでもどこからでも瞬時に見ることができ、非常に有効な周知方法であると考えている。また、各学部においても「大学案内」、ホームページ等を通してそれぞれの学問分野や領域の特性を明確にし、その中でいかなる人材を育成するのかを示している。そのために、建学の精神に基づく各学部での人材育成像、三つの方針をより分かりやすく示すことが重要である。

【将来に向けた発展方策】

他に周知する手段として挙げられるのは、広報誌「ロルロージュ」と「入試ガイド」がある。広報誌「ロルロージュ」においては、教育課程やクラブ活動の紹介、本学学生・卒業生・教員の活動紹介など多岐にわたった記事を積極的に掲載している。一方で、建学の理念や目的等の周知に関しては十分とは言えず、広報誌を活用することによって、一層の周知を図ることができる。「入試ガイド」は受験生が必ず目にする冊子であるため、本学の志願者に対して建学の精神等を周知するには非常に有効である。

また、ホームページ及び「大学案内」についても、現状に満足することなく、見やすく、分かりやすい掲載方法の検討を続けてゆく。今後も少子高齢化が進展し、１８歳人口が減少する中、選ばれる大学となるべく、入学希望者には本学の理念、目的を伝えることは重要であり、理解した入学者を多く得ることは大学においても望ましく、今後の教育研究の活性化に役立つこととなる。これまで、学部・学科での学びについて公表してきた特色と学部の三つの方針に沿って、本学が社会に役立つ人材育成を行い、その達成度を検証していく仕組みを構築することが望まれる。

３．学部の理念・目的の適切性の定期的な検証

【現状説明】

本学の将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの管理・運営は、既に設置されている大学協議会・学部長会議・各種委員会等が持っている機能を活用した自己点検・評価の実施体制であり、基本方針の策定→企画→実施→点検・評価→報告→改善の指摘という連結が構築されている。このＰＤＣＡサイクルを的確に継続するため、平成２３年４月に自己点検・評価基本構想委員会を開催し、自己点検・評価の実施周期は、自己点検・評価規程に４年ごとと規定しているが、全学的な自己点検・評価を円滑に実施するとともに基礎データの整備が行えるよう、年度毎（平成２１年度・２２年度・２３年度・２４年度）の個別評価報告書を作成するよう、全学評価委員会に指示することを決議し、各個別評価委員会は、必要に応じて各教授会ならびに大学院研究科委員会・教授会等に作業部会を設け、各々が担当する自己点検・評価項目の点検・評価を行い、全学評価委員会に報告することとした。さらに、４年間の各年度における現状を正確に把握・認識するため、（財）大学基準協会が提示する「年次統計項目および整備すべき資料等の例」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別評価報告書を作成し、全学評価委員会に提出することとした。

【点検・評価】

平成２３年４月開催の学部長会議および同日開催の全学自己点検・評価実行委員会で個別評価委員会に対して改善方策の検討とその改善策の実行を指示したことにより、毎年度個別評価委員会が実施する自己点検・評価で明らかとなった長所、問題点やその改善策が個別評価委員会を担当する各種委員会で検討され、必要により、学部長会議で協議、教授会での審議事項として取り上げられる体制が整備され、継続的に改善・改革に向けた取り組みを実施できる体制を築いたことは評価できる。

また、平成２３年度から公益財団法人 大学基準協会が定めた認証評価制度が第２クールに入り、それに伴って点検・評価項目および評価の視点等が変更されたことに合わせ、平成２４年６月開催の全学自己点検・評価実行委員会において、平成２３年度を対象とした個別評価報告書から自己点検・評価項目を変更して報告書を作成するよう個別評価委員会に実施の指示が行われた。

【将来に向けた発展方策】

個別自己点検・評価委員会で毎年度点検評価を行い、必要により改善方策の検討を学部長会議で協議、教授会で審議する。

また、「建学の精神・教育理念・教育目標」、「使命」は、すでにホームページ等で公表されており、「教育課程編成・実施の方針」についても平成２４年度からホームページ等に公表された。

Ⅲ．大学院の理念・目的等

１．大学院研究科の理念・目的の適切性

【現状説明】

本学は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成」を建学の精神とし、本大学院においても、その理念は変わることがない。また、大学院の目的は、大阪学院大学大学院学則第１条において「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。そして、課程ごとの目的として、大学院学則第２条第２項に「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」、大学院学則第２条第３項に「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動

を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めている。

本学は、建学の精神および目的を具現化するために、商学研究科、経済学研究科、法学研究科、国際学研究科、コンピュータサイエンス研究科の５研究科と法科大学院(法務研究科)を設置している。

５つの研究科においては、次のとおり人材の養成、教育研究上の目的を定めている。

商学研究科 商学専攻

商学・経営学・会計学の学術研究を通じ、多彩なビジネスの現場で活躍できる能力を備えた高度専門職業人および研究者を養成する。

経済学研究科 経済学専攻

経済学の幅広い学術研究を通じ、現代社会に必要とされる分析能力・問題解決能力を備えた高度な専門職業人や研究者を養成する。

国際学研究科 国際学専攻

国際社会に対応しうる総合的､学際的研究および高度な専門知識･能力を持ち､自文化、異文化を理解した社会人を養成する。

法学研究科 企業・自治体法務専攻

企業および自治体等において、法的問題の処理・解決に携わる専門的・実践的知識および能力を備えた法務職業人を養成する。

コンピュータサイエンス研究科 コンピュータサイエンス専攻

情報化社会を支えるコンピュータ技術の発展を担う有能な人材を養成することを目的とし、専門性を重視した実践的な指導を通じ、絶え間なく進む技術革新に対応できる知的体力を保つ教育を行う。

【点検・評価】

各研究科の目的については、大阪学院大学大学院学則第１条において、「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。一方、学校教育法第第９９条においては「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められ、本大学院の目的と合致していると評価する。

また、本学は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成」を建学の精神としているが、上記に述べた各研究科における人材の養成、教育研究上の目的は、建学の精神と整合性があり、その具現化に向けて、相応しいものとなっている。またそれは、高度の専門性が求められる職業を担うための学識及び能力を培い､社会に貢献する実践的な人材の育成を目指していることを明確に示しており、特に、各研究科においてはそれぞれの目的に応じた教育、研究が展開され、多くの修了生が、専門的職業・分野で活躍していることから、本大学院の理念と人材養成の目的は適切であり評価できる。

更に、各研究科委員会において、それぞれの研究科における教学上の「三つの方針」(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を策定し、研究科の理念・目的を明確に発信したことは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

高度の専門性が求められる職業を担うための学識及び能力を培い､社会に貢献する実践的な人材の育成という目標を充実させるために､大学院全体および研究科ごとに毎年検討を行う。本学では、自己点検・評価を毎年実施することが定められており、この検討を行うため

の機関として各研究科に自己点検・評価委員会が設けられていることから、当委員会において、理念・目的の適切性を検証していく。

2．大学院研究科の理念・目的の大学院研究科構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

【現状説明】

大学院の理念・目的・教育目標の周知については、主として、本学のホームページと「大学案内」が挙げられる。とりわけ、インターネットが普及した昨今は、ホームページに大きな効果が見込まれる。

大学院のホームページは独立したものになっており、大学院の目的及び各課程の目的は、「Campus Life」中の大学院学則に掲載されいる。また、『人材の養成、教育研究上の目的』のページには、研究科・専攻・課程ごとに目的が掲載されている。更に、「研究科紹介」の中では、各研究科長からのメッセージとして、各研究科の説明（概要）等が掲載されている。このように、ホームページの閲覧を通して各研究科の理念・目的・教育目標・概要等を知ることができる。

他に、紙媒体の周知方法として、「大学案内」と「入学試験要項」が挙げられる。「大学案内」においては、各研究科の概要を述べており、「入学試験要項」では、表紙の裏面に大学院の目的および研究科別にアドミッション・ポリシーを掲載している。

その他にも、年度初めに実施するオリエンテーションにおいて、学生等に周知しており、更に、年に数回開催される本大学院の「オープンキャンパス」においても参加者（志願者）に対して、理念・目的を周知している。また、これらの行事には教職員全員が交替で出席しており、改めて研究科の理念・目的を認識する機会ともなっている。

なお、「建学の精神」については、大学と同様にホームページの「大学紹介」において掲載している他、キャンパス内の時計台付近に創立者初代総長白井種雄の名とともに刻んだ石碑を設置し、学生等の目にふれる状態にしている。

【点検・評価】

上記のとおり、大学院の理念・目的並びに教育目標が、学内の関係者だけにとどまらず、ホームページやパンフレット等の媒体を通じて、社会一般に広く明らかにされており、評価できる。

各研究科についてはホームページ、「大学案内」、「入学試験要項」等を通して、それぞれの学問分野や領域の特性を明確にし、その中でいかなる人材を育成するのかを示している。また、オリエンテーションやオープンキャンパスにおいても説明しており、周知方法は有効に機能している。

【将来に向けた発展方策】

教学上の「三つの方針」（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）について、ホームページに掲載するとともに、「理念・目的」と同様にオリエンテーションやオープンキャンパス等において説明することで、教職員および学生等への周知を図り、社会へ公表していく。

3．大学院研究科の理念・目的の適切性の定期的な検証

【現状説明】

大学院各研究科の理念・目的の適切性については、各研究科委員会で、カリキュラムや教育方法等を審議する際、必ず議論されている。

毎年度実施する自己点検・評価の際には、こうした各研究科での自律的な議論を踏まえ、理念・目的の点検・評価を担当する経営関係自己点検・評価委員会が総合的に検証を行って

いる。
なお、本学では、自己点検・評価に関わる諸規程を整備し次の各委員会を中心として、組織的な点検・評価を行っている。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会（大学協議会の構成員が担当）
(2) 全学自己点検・評価実行委員会（学部長会議の構成員および個別機関自己点検・評価委員会の長が担当）
(3)個別機関自己点検・評価委員会（各種委員会等の各構成員および該当事務局の長が担当）

【点検・評価】
本学の将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムは、全学組織として学内に設置されている大学協議会・学部長会議・各種委員会等が持っている機能を十分活用した自己点検・評価の実施体制であり、基本方針の策定→企画→実施→点検・評価→報告→改善の指摘というサイクルで運用されている。
したがって、大学院研究科における理念・目的の適切性の検証については、本学の自己点検・評価制度に基づき定期的に検証できる実施体制が整備されていると評価できる。

【将来に向けた発展方策】
各研究科委員会において、平成 23 年度に策定した教学上の「三つの方針」（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）と大学院研究科の理念・目的との整合性について検証を行っていく。
また、カリキュラムの改正について議論する際は、大学院研究科の理念・目的および「三つの方針」に沿い、改正案を検討する。

第 2 章　教育研究組織

Ⅰ．大学の教育研究組織

1．大学の学部・学科・大学院研究科・センターなどの教育研究組織の理念･目的との関連

【現状説明】
大阪学院大学は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成」を建学の精神とし、その理念を達成するため次のとおり８つの学部、６つの大学院研究科から構成されている。
学部構成は、流通科学部（流通科学科［通学課程・通信教育課程］）、経営学部（経営学科・ホスピタリティ経営学科）、経済学部（経済学科）、法学部（法学科）、外国語学部（英語学科）、国際学部（国際学科）、情報学部（情報学科）、企業情報学部（企業情報学科）から成る。なお、法学部法律学科および外国語学部ドイツ語学科については、平成２５年５月３１日をもって廃止となった。また、法学部法政策学科についても学生募集を停止しており、在学生の卒業を待って廃止予定である。さらに、企業情報学部についても平成２５年度をもって学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止予定である。そして、流通科学部（流通科学科[通学課程・通信教育課程]）については、平成２６年度から商学部（商学科[通学課程・通信教育課程]）に名称を変更する予定である。
大学院は、商学研究科商学専攻（修士課程・博士課程）、経済学研究科経済学専攻（修士課程・博士課程）、国際学研究科国際学専攻（修士課程・博士課程）、法学研究科企業・自治体法務専攻（修士課程・博士課程）、コンピュータサイエンス研究科コンピュータサイエンス専攻（修士課程）、法務研究科法務専攻（専門職学位課程）から構成されている。
また、その他の教育研究に関わる組織としては、就職斡旋業務および全学的なキャリア教育を行う「キャリアセンター」、教育・研究の両面にわたる国際交流の推進ならびに外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究・企画を目的とした「国際センター」、正課外の講座を開設し、実践的な人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献することを目的とする「エクステンションセンター（平成１０年度開設）」、ホスピタリティ業界における幅広い調査・研究を通じ、社会に対する情報の発信や本学でのホスピタリティ教育の向上を目

的とした「ホスピタリティインダストリー研究所（平成１８年度開設)」、全学的な教育システムの開発、教育活動の改革・改善を支援し、大学教育の充実および高度化を目的としている「教育開発支援センター（平成１８年度開設)」、これらの組織が、各学部・研究科とともに本学の目的を達成するために相互に協力・協調し、教育を推し進めている。特に、教育開発支援センターでは、近年の教育のグローバル化・入学者の多様化などに対応するための大学改革の取り組みや国際センターの国際交流の充実に向けた取組みは、成果を見せ始めており、今後も引き続き期待されるものと考える。

なお、各学部の専任教員数は、平成２４年５月において、流通科学部２０名、経営学部２８名、経済学部４０名、法学部２０名、外国語学部１６名、国際学部１９名、情報学部２１名、企業情報学部１５名となっている。大学院の専任教員数については、商学研究科９名、経済学研究科１２名、国際学研究科１１名、法学研究科１２名、コンピュータサイエンス研究科７名、法務研究科１２名となっている。ただし、大学院を担当している教員は、法務研究科を除き、殆どが学部との重籍である。

大学全体に係る管理運営機関として、総長、大学院部長、各学部長等により構成される「大学協議会」が、月に１回程度開催され、大学の運営や学事に関する事項、教員の任用等教員人事に関する事項など、重要な事項について審議にあたる。また、各学部の教学に関する事項について全学的立場から協議し、各学部間の連絡調整をはかるものとして、「学部長会議」が、月に２回程度開催され、全学的見地から円滑な学内の意思統一を図っている。各学部には、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成される「教授会」が置かれ、学生の学籍・教育課程、授業等、大阪学院大学学則第５７条に定められた事項が審議される。大学院の各研究科においては、研究科長のもとに、担当する教員を構成員とした研究科委員会により各研究科の運営にあたっている。

また、共通科目（一般教育）など全学にわたる教育課程の編成については、各学部で選出された委員により構成した「教務部委員会」において審議される。入学に関しては全学的な観点から「入試委員会」が置かれており、入学試験に関する重要事項を審議し、入試委員会の下に「入試実行委員会」が置かれ、入学試験の実施に必要な事務を統括している。

その他の委員会組織として、キャリアセンターの運営に関わる「キャリアセンター委員会」、正課外活動・福利厚生関係を所轄する「学生部委員会」、図書館運営に関わる「図書委員会」、国際交流の推進を目的としている国際センターの運営に当たる「国際センター委員会」、他に「同和教育委員会」、「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」、「個人情報保護委員会」などの各委員会があり、それぞれの委員会についても、各学部で委員を選出し、全学部が協働して運営にあたっている。

【点検・評価】

昭和３８年に商学部の単科大学として開学した本学が、教育研究組織の設置を続け、現在８学部６研究科を擁する中規模の総合大学に発展するに至ったこと。そして、多くの有為な卒業生を送り出してきたことは、建学の精神や理念、目的に基づき、時代の要請、社会のニーズに応えてきた結果であり、これまでの教育研究組織の開設が一定の実績を残したと評価できる。また、各学部などそれぞれの組織は、適切に運営されており、教育課程についても、主要な授業科目を担当するための専任教員の配置も適切になされているなど、本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に対して妥当であると考える。

【将来に向けた発展方策】

本学の理念・目的等との関連において、本学の教育研究組織は妥当と考えるが、欠員の是正は、喫緊の課題である。経営の点からも慎重にならざるを得ないものの、入学志願者数が入学定員を大幅に下回る学部については、平成２６年度から入学定員引下げによる是正を行うこととしている。加えて、魅力ある大学にするために、社会のニーズに基づいた教育課程の改善、教育力の強化、研究活動の促進と成果の公表、効率的な広報展開、募集活動の強化等を通して、既存の組織の一層の改革の推進など更なる改革を行う。一方において、社会の

ニーズの変化・志願者の動向を踏まえ、本学の理念・教育の目的を礎に、教育・研究組織の改編の検討を進める。

２．教育研究組織の適切性の定期的な検証

【現状説明】

教育研究組織の適切性の検証は、「大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価規程」に則り、全学自己点検・評価実行委員会、通信教育部自己点検・評価委員会、図書館自己点検・評価委員会、教務関係自己点検・評価委員会、入試関係自己点検・評価委員会、学生関係自己点検・評価委員会、就職関係自己点検・評価委員会、国際交流関係自己点検・評価委員会、経営関係自己点検・評価委員会により、自己点検・評価の一環として行われている。

【点検・評価】

自己点検・評価の結果、教育研究組織の改善・改革が必要になった場合、大学の運営に関する重要事項を審議する大学協議会に諮り、理事会での承認を得ることになっており、システム的にも問題はない。

【将来に向けた発展方策】

時代のニーズに沿った学部やセンターが組織されており、特に課題はない。

Ⅱ．大学院の教育研究組織

１．大学院研究科・センターなどの教育研究組織の理念･目的との関連

【現状説明】

本大学院の理念・目的は、大学院学則第１条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ､又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められており、さらに、課程ごとの理念・目的を次のとおり定めている。

・修士課程(大学院学則第２条第２項)

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

・博士課程(大学院学則第２条第３項)

博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

大学院各研究科は、大学院学則に定められた上記の理念と教育目的に沿い、次の通り設置されている。

研　究　科	専　　攻	課　　程	入学定員
商学研究科	商学専攻	修士課程	30 名
		博士課程	20 名
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	30 名
		博士課程	20 名
国際学研究科	国際学専攻	修士課程	10 名
		博士課程	3 名
法学研究科	企業・自治体法務専攻	修士課程	30 名
		博士課程	3 名
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ専攻	修士課程	10 名

(1) 商学研究科

商学研究科は、「商学・経営学・会計学の学術研究を通じ、多彩なビジネスの現場で活躍できる能力を備えた高度専門職業人および研究者を養成する。」ことを教育上の目的としており、修士課程においては、「論理的思考力を有し主体的に物事に取り組む姿勢、および高度な職業倫理を養うことを目的とし、本学の伝統・特色である会計・税務分野における教育実績を基に、専門的な実践教育を行い、豊かな人間性を備えた高度専門職業人を養成する」ことを、具体的な人材養成・教育研究上の目的としている。また、博士課程においては、「ビジネス研究に必要とされる高度な分析・調査能力、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成する。」ことを人材養成・教育研究上の目的と定めている。

(2) 経済学研究科

経済学研究科は、「経済学の幅広い学術研究を通じ、現代社会に必要とされる分析能力・問題解決能力を備えた高度な専門職業人や研究者を養成する。」ことを教育上の目的としており、修士課程においては、「経済学分野における基礎研究と事例研究を通じ、高い知的能力を有する人材の養成」を目的としており、博士課程は、「高度な研究能力とともに、創造性豊かな研究者や専門職業人を養成する。」ことを人材養成・教育研究上の目的としている。

(3) 国際学研究科

国際学研究科は、国際学部に基礎を置いており、学部の教育内容を踏まえ、国際社会に対応しうる総合的、学術的研究および高度な専門知識・能力を持ち、自文化、異文化を理解した社会人を養成することを教育上の目的としている。修士課程は、「自国の歴史についての深い理解を基礎に、国際社会、国際経済・経営および自文化、多文化に関する専門的知識・能力を養うことを目的とし、教育・指導を通して、豊かな人間性を涵養する。」ことを目的としており、そのために学際的なアプローチに主眼をおき、国際関係部門と国際文化部門の 2 つの専修部門を設けることにより、一層の研究の深化、つまり国際社会への相互理解と共生への道程を涵養することに努めている。博士課程は、「多様化した国際社会に対応しうる学際的専門知識や創造性豊かな優れた研究能力および地球的要素を備えた研究者や、優れた職見と判断力を有する社会人を養成する。」ことを目的としており、修士課程において十分な専門的能力を修得した者が、さらに高度な研究へと進めるよう、博士論文の作成・提出を前提にした教育・指導を行っている。

(4) 法学研究科

法学研究科は、法学部に基礎を置いており、学部の教育内容を踏まえ、企業および自治体等において、法的問題の処理・解決に携わる専門的・実践的知識および能力を備えた法務職業人を養成することを教育上の目的としている。修士課程は、「実践的な法的問題の処理・解決に必要な専門知識および能力を備えた高度法務職業人を養成することを目的とし、教育・指導を通して、豊かな人間性を涵養する。」ことを目的としている。博士課程は、「企業および自治体等において法務の中心的・指導的役割を担うとともに、法律学に関するより高度な専門的・実践的知識を備えた上級法務職業人を養成する。」ことを目的としており、修士課程において十分な専門的能力を修得した者が、さらに進んだ研究が行えるよう、博士論文の作成・提出を前提にした教育・指導を行っている。

(5) コンピュータサイエンス研究科

コンピュータサイエンス研究科の人材養成・教育研究上の目的は、次のとおりである。「情報化社会を支えるコンピュータ技術の発展を担う有能な人材を養成することを目的とし、専門性を重視した実践的な指導を通じ、絶え間なく進む技術革新に対応できる知的体力を保つ教育を行う。産業界で活躍ができる技術者を次のとおり養成するとともに、教育・指導を通して、豊かな人間性を備えた人材を養成する。

①新しい発想でのシステム、ネットワーク開発能力を備えた技術者
②利用者の視点に立ったシステムの構築能力を備えた技術者
③総合的能力を有するシステムエンジニア

【点検・評価】

上述のとおり大学院の各研究科は、建学の精神に基づき、理念・目的を踏まえ、適切に設置されている。また、法務研究科を除く各研究科では、学部と連動しカリキュラムの改正がなされており、基礎学部との適切な連携が図られていると評価できる。

また、大学院の運営に関しては、大学院委員会および各研究科の研究科委員会(法務研究科は教授会)において審議されており、大学院委員会の議長である大学院部長は、大学協議会の構成員として同会議に出席しており、大学の理念・目的を各研究科に反映させる体制が整備できていると評価する。

【将来に向けた発展方策】

建学の精神に基づき、社会に貢献できる豊かな学識と実践能力を備えた高度専門職業人を養成し、社会に輩出することが、本大学院の理念・目的である。したがって、絶えず変化する社会環境や、学問の動向、大学を取り巻く国際的環境に敏感かつ適切に対応しながら、この目的を実践できるよう、今後も大学院委員会および研究科委員会(法務研究科は教授会)等において検証し、改善を進める。

２．教育研究組織の適切性の定期的な検証

【現状説明】

大学院に係る教育研究組織の適切性については、各研究科における毎年度の自己点検・評価結果に基づき、経営関係自己点検・評価委員会が総合的な観点から検証している。

また、これとは別に、教育研究組織に係る重大な問題が生じた場合等は、適宜、大学院委員会（必要に応じて各研究科委員会）が対応することとしている。

【点検・評価】

自己点検・評価制度に基づき、大学院研究科の適切性に関する検証は、毎年実施されており、大学院委員会や研究科委員会等を通じて、常時多角的に行われていることから、十分に機能しているものと評価する。

【将来に向けた発展方策】

現在 実施している自己点検・評価制度を維持、継承し、時代のニーズや社会の変化に対応した組織として、理念・目的を実践できるよう今後も検証し、改善を進める。

第 3 章　教員・教員組織

Ⅰ．大学の教員・教員組織

１．大学として求める教員像および教員組織の編制方針

【現状説明】

本学は、開学以来、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」ことを『建学の精神』として、特に次の３項目に重点をおいて教育を行っている。

(1) 世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成。
(2) 産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成。
(3) 学産協同の理念の徹底。

さらに、これらの教育理念を実現させるため、

(1) 高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成。
(2) 人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底。
(3) 国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施。

に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応えようとしているとあり、教育理念からは、高度な専門的理論に偏ることなく、「理論と実践」のバランスを重視する実学教育を目指す教員像が明確に定められている。

教育理念の実現には、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成が不可欠であるとしている。優秀な教授陣と人材育成のための卓越したカリキュラムの重要性が示されている。また、各専門領域の教育研究力のみならず、人間的ふれあいを重視したゼミナール教育の徹底等、本学の全人教育に対する姿勢・情熱が如実に示されている。このような本学が求める教育を理解してもらうために、本学では、新任教員に対して、年１回５月に、教職員による授業相互参観・評価を行うオープンクラス・ウィークス実施期間中に新任教員研修を実施している。この新任教員研修は、専任教員としての学生育成についての事前レポートの提出や当該学部長、教務部長、教育開発支援センター所長をはじめ、各部局の所属長による担当科目の授業参観・評価を行っている。また、研修では、当該学部長、教務部長、教育開発支援センター所長から教育改善への取り組みについて説明している。研修後は、研修で学んだ事についての事後レポートの提出を義務付けている。新任教員は、表Ⅲ－１に示す通り、毎年全員が参加している。こうして新任教員は大学全体の教育改善の取り組み、当該学部での学生育成の取組みを通して、建学の精神、教育理念に基づく、本学が求める教員のあり方の理解を深めている。

表Ⅲ－１　教育開発支援センター主催の新任教員研修への参加

項　　目	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
新任教員数	3	1	4	１０
研修参加者	3	1	4	１０
参加率	100%	100%	100%	100%

註）新任教員に対しては、事前レポート、事後レポートの提出およびオープン・クラス・ウィークス実施期間中に、授業参観・評価を実施。

また、優秀な教授陣だけでなく、充実したカリキュラムの実効性を高めるため、教員組織の編成には学問領域の専門性だけでなく、人間的ふれあいを重視したゼミナール教育や専門教育の段階的学びを推進する教員組織の編成に最も留意している。そして、これからの国際社会を見据えたグローバル人材への対応としての海外セミナーや語学教育の充実を謳っている。

教員組織の編成方針は、流通科学部、経営学部、経済学部、法学部、外国語学部、国際学部、情報学部、企業情報学部それぞれを学部毎として明確である。すなわち、大学設置基準第３条（教育研究上の基本組織）および第７条（教員組織）ならびに第１０条（授業科目の担当）などの編成基準に則り、教育課程の基本的授業科目については、必ず専任教員で充足することにしている。特に、少人数ゼミナールは本学教育の要として、教員の専門性だけでなく総合的な人間力が活かせるよう、合同ゼミナールの実施などの教育課程編成だけでなく、実施の配慮がなされている。

大学院については、大学院設置基準第２章(教育研究上の基礎組織　第５条～第７条の３）および第３章（教員組織第８条～第９条の２）に則りつつも、大学院商学研究科、経済学研究科、法学研究科、国際学研究科、コンピュータサイエンス研究科は独自の教員人事を行うことはなく、基礎学部である学部人事と調整・連携を行いながら大学院教育を遂行できる教員配置を行っている。

【点検・評価】

【将来に向けた発展方策】

各学部のコース制の見直しや実務家教員の採用など、社会的ニーズに対応するカリキュラム改正の必要性などついて毎年度協議を重ねている。

２．学部の教育課程に相応しい教員組織の整備

【現状説明】

〈流通科学部〉

平成２４年４月１日現在、流通科学部の専任教員は２０名である。その内、１２名が専攻科目、６名が共通科目、２名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授１２名、准教授７名、講師１名で、年代別の分布は表Ⅲ－２に示す通りである。

表Ⅲ－２　流通科学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授				3	8	1	12
准教授		1	3	2	1		7
講　師						1	1
助　教							0
合　計	0	1	3	5	9	2	20

また、在籍学生数は４８０名であり、専任教員１人当たりの学生数は２４．０人である。教員の平均年齢は５９．１歳である。女性教員は２名、前職に実務経験を持つ者２名である。

７０歳代の講師がいるが、前職は高等学校の校長であり、「生徒指導」（教職）等を担当している。

流通科学部の人材養成、教育研究上の目的は、「製造業や流通・サービス産業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核とした流通ビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養及び総合的な判断力をもてる人材の育成をめざす」である。将来の進路との関連において「マーケティングコース」、「サービス産業コース」、「流通ビジネスコース」の３コースが設けられている。

流通科学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－３に示す通りである。

表Ⅲ－３　流通科学部の教育課程

	区　分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	基礎科目	16 単位以上
	応用科目	34 単位以上
	専攻共通科目	12 単位以上
	関連科目	
演習科目	ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各 4 単位 計 16 単位

流通科学部の教育課程は、初年次教育や専門教育の段階的学びに配慮され、流通の仕組みや歴史をしっかりと理解するために、「マーケティング入門」・「流通科学特別講義」を必修科目とし、「マーケティングコース」、「サービス産業コース」、「流通ビジネスコース」を選

択する学生は、それぞれ、「マーケティング論」、「サービス産業入門」、「流通ビジネス入門」を修得しなければならない。

科目履修にあたっては、科目間の有機的連携をもった各コースの履修モデルを学生に提示している。コースの選択は２年次前期の履修登録時に行う。ただし、３年次前期の履修登録時に変更することができる。

「マーケティングコース」はメーカーの商品開発企画や販売・プロモーション活動などの企業活動と戦略、およびマネジメントについて主に学ぶ。まず、マーケティング論・消費者行動論といった基礎科目を学習した後、マーケティング応用科目として、国際マーケティングや広告論、ファッションマーケティング論等を学ぶ。なお、それら以外に会計学や情報処理はもちろんのこと、マスメディア論・コミュニケーション心理学などを学び、さらに最近の環境問題や情報化・国際化を念頭においたマーケティング・ケーススタディも行う。「サービス産業コース」は主にサービス産業（ホテル・旅行・観光産業等）の構造や特性、最新の経営について学ぶ。まず、基礎科目としてサービス産業入門・マーケティング入門等を学んだ後、応用科目として、ホテル事業論・ホスピタリティマネジメント・サービスマーケティング等について学ぶ。なお、それら以外に会計学や情報処理はもちろんのこと、外国為替論・金融システム論などを学び、さらに近年のサービス商品の消費の増大や情報化・国際化を念頭においたサービス産業・ケーススタディも行う。「流通ビジネスコース」は流通産業（百貨店やチェーンストア等の小売業や卸売業、物流業）における情報化・国際化・地域コミュニティ（まちづくり）等、新しい時代への適応と経営革新について学ぶ。まず、流通ビジネス入門・流通論といった基礎科目を学び、その後、チェーンストア論や商業経営論・ニュービジネス論といった応用科目を学ぶ。なお、それら以外に会計学や情報処理はもちろんのこと、交通ネットワーク論・まちづくり論などを学び、さらに絶え間なく変化する流通の仕組みや情報化・国際化を念頭においた流通ビジネス・ケーススタディも行う。以上のように、流通科学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目については、すべて、専任教員が担当しており、「ゼミナールⅠ」では、流通業界を幅広く理解することから始まり、「ゼミナールⅡ」では調査の手法とまとめ方を学び、「ゼミナールⅢ」では、自分の研究テーマを選択し、「ゼミナールⅣ」は卒業論文を完成することによって、学修の集大成としている。

〈経営学部〉

平成２４年４月１日現在、経営学部の専任教員は２８名である。その内、２３名が専攻科目、５名が共通科目を担当している。職名別では、教授１７名、准教授４名、講師７名である。また、在籍学生数は1，３１５名であり、専任教員１人当たりの学生数は４７．０人である。教員の平均年齢は５３．７歳である。女性教員は５名、前職に実務経験を持つ者４名である。

表Ⅲ－４　経営学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			2	5	9	1	17
准教授		2	1	1			4
講　師	1	4			2		7
助　教							0
合　計	1	6	3	6	11	1	28

経営学部の人材養成、教育研究上の目的は、「現代企業が抱える諸問題の本質を分析し、実践の場での問題解決の有効な手段となる研究・教育を通じて、社会の経済的、倫理的要

請に応える実践的な人材の育成をめざす。」であり、経営学科は、「社会に対する貢献と責任を果たすために必要な経営管理能力の養成を通じ、経営学と語学力を備えた視野の広い人材の育成をめざす」、ホスピタリティ経営学科は、ホスピタリティ産業における固有の理論と実践的経験を通して、学問的知識の修得と人格陶冶のなされた人材の育成をめざすことである。

① 経営学科

経営学科では、専門性を生かし、しかも幅広い教養を身につけた実践的な人材の育成を図るため、学生の進路との関連において「グローバル管理者育成コース」・「経営管理者育成コース」・「後継者育成コース」・「起業家育成コース」の４コースを設けている。科目履修にあたって、学生には、科目間の有機的連携をもった各コースの履修モデルを提示している。なお、「グローバル管理者育成コース」は入学時、「経営管理者育成コース」・「後継者育成コース」・「起業家育成コース」は２年次前期の履修登録時に選択させている。経営学部経営学科のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－５に示す通りである。

表Ⅲ－５　経営学部経営学科の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	基礎科目	16 単位
	経営基幹科目	16 単位以上
	経営応用科目	28 単位以上（コース別必修科目を含む）
	経営関連科目	
	経営外国語科目	
演習科目	ゼミナールⅠA・ゼミナールⅠB・ゼミナールⅡA・ゼミナールⅡB・ゼミナールⅢA・ゼミナールⅢB・ゼミナールⅣA・ゼミナールⅣB	各 2 単位 計 16 単位

「グローバル管理者育成（G）コース」は、ビジネス社会において、グローバルに活躍できる将来の経営者ならびに管理者の育成を目的としたコースである。経営学部としてあくまでも経営学の高い専門知識を学び、かつ英語に堪能な管理者を養成することを目的としている。１年次に語学留学、３年次に専門留学を行い、４年間で卒業できる教育内容をもっている。また、「経営管理者育成（A）コース」はビジネス社会において、活躍できる将来の経営者ならびに管理者の育成を目的とした、経営学を学習するうえで最もスタンダードなコースである。このコースでは、経営学の基礎を学び、経営のモノの見方と考え方をしっかりと学習する。また、経営管理者に必要とされる実践的な問題解決能力を徹底的に磨く。「後継者育成（B）コース」は企業経営の後継者育成というニーズに積極的に応え、後継者として必要な実践力やマネジメント能力の習得を目的としたコースである。このコースでは、中小企業が本質的に抱える問題に対する解決策や、現実に直面する資金繰り・資金調達に関する問題などについて採り上げる。後継者インターンシップなど、早くから後継者としての自覚を促している。「起業家育成（C）コース」は新しいベンチャーのシーズ(企業が消費者に新しく提供する新技術・材料・サービス)を発見する基礎的な知

識・能力を身につけ、それをビジネスモデルにまで高め、起業家としてのマネジメント能力を獲得することを目的としたコースである。このコースでは、ベンチャービジネスにおける経営のスキルや、ビジネスプランの作成などについて学ぶ。

専攻科目は「基礎科目」、「経営基幹科目」、「経営応用科目」、「経営関連科目」、「経営外国語科目」で構成されており、「基礎科目」は５科目１６単位(必修)を修得することとし、「経営基幹科目」は４科目１６単位(選択必修)以上修得しなければならない。また、「経営応用科目」、「経営関連科目」、「経営外国語科目」については、専攻する各専攻コースの必修科目を含め、各系列から合計２８単位以上を修得すること。「経営応用科目」の必修科目は「経営管理者育成コース」を選択する者は、「企業倫理論」、「経営環境論」、「経営ケース・スタディ」の３科目８単位を必修としている。また、「後継者育成コース」を選択する者は、「新規事業創造論」、「スモール・ビジネス・マネジメント」、「スモール・ビジネス・ファイナンス」の３科目８単位が必修である。「起業家育成コース」を選択する者は、「ベンチャー・ビジネス・マネジメント」、「現代起業論」、「現代産業事情」の３科目８単位が必修である。

経営応用科目の「管理会計」は必修ではないが、重要な科目なので履修することとし、経営応用科目の「ビジネス・ゲーム」と「経営シミュレーション」はペア科目のため、履修する場合は、必ず両科目とも登録する。経営基幹科目のうち１６単位を超えて修得した単位は、２８単位に充当することができる。「グローバル管理者育成コース」を選択する者は、経営外国語科目である「ビジネス・コミュニケーションⅠ」、「ビジネス・コミュニケーションII」、「ビジネス・コミュニケーションIII」、「ビジネス・コミュニケーションIV」の４科目１６単位が必修のため、必ず修得することとしている。

また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目は「ゼミナールⅠA・ⅠB」(１年次配当)、「ゼミナールⅡA・ⅡB」(２年次配当)、「ゼミナールⅢA・ⅢB」(３年次配当)、「ゼミナールⅣA・ⅣB」(４年次配当)で構成されており、半期２単位の科目である。なお、前期登録の科目であるので、後期の登録制限単位数には含んでいない。「ゼミナールⅠA・ⅠB」、「ゼミナールⅡA・ⅡB」、「ゼミナールⅢA・ⅢB」、「ゼミナールⅣA・ⅣB」を必修科目とする。ただし、「ゼミナールⅡA・ⅡB」、「ゼミナールⅢA・ⅢB」、「ゼミナールⅣA・ⅣB」は専攻科目の単位で代替できる。３年次配当科目の「ゼミナールⅢA」を履修する場合は、２年次後期に実施する説明会に参加し、希望クラスの届出をして決定したクラスを履修し、４年次配当科目の「ゼミナールⅣA・ⅣB」を履修する者は、３年次において「ゼミナールⅢA・ⅢB」を履修していなければならない。また、次の要領にて「卒業論文」を提出しなければならない。なお、テーマ等、詳細については担当者の指示に従うこと。①担当者の指示に従い、所定の期日までに提出しなければならない。②２００字詰原稿用紙にて「４０枚を基準」とする。

以上のように、経営学部経営学科が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

② ホスピタリティ経営学科

経営学部ホスピタリティ経営学科のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－６に示す通りである。

専攻科目は「基礎科目群」、「経営基礎科目群」、「ホスピタリティ経営科目群」、「企業実習科目」で構成されており、「基礎科目群」から、必修科目９科目１８単位を修得すること、「経営基礎科目群」からは必修科目１科目４単位を含め、３科目１２単位以上修得しなければならない。また、「ホスピタリティ経営科目群」からは必修科目３科目６単位を含め、４４単位以上修得しなければならない。そして、「企業実習科目」１科目４単位(必修)を修得しなければならない。「企業実習」の履修の前提となる条件として、「ホスピタリティ・コミュニケーションⅠ」および「ホスピタリティ・コミュニケーションⅡ」

を修得していなければならない。さらに、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す「演習科目」は「ゼミナールⅠ」（１年次配当)、「ゼミナールⅡ」（２年次配当)、「ゼミナールⅢ」（３年次配当)、「ゼミナールⅣ」（４年次配当)で構成されている。３年次配当科目の「ゼミナールⅢ」を履修する場合は、２年次後期に実施する説明会に参加し、希望クラスの届出をして決定したクラスを履修する。「ゼミナールⅠ」と「ゼミナールⅡ」は、同一担当者とする。また、「ゼミナールⅢ」と「ゼミナールⅣ」は同一担当者としている。

以上のように、経営学部ホスピタリティ経営学科が人材養成として求めるカリキュラムにおける教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－６　経営学部ホスピタリティ経営学科の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	言語と文化	4 単位以上
専攻科目	基礎科目群	18 単位
	経営基礎科目群	12 単位以上
	ホスピタリティ経営科目群	44 単位以上
	企業実習科目	4 単位
科目 演習	ゼミナールⅠ・ゼミナールⅡ・ゼミナールⅢ・ゼミナールⅣ	各 4 単位 計 16 単位

〈経済学部〉

平成２４年４月１日現在、経済学部の専任教員は４０名である。その内、３４名が専攻科目、５名が共通科目、１名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授２４名、准教授１３名、講師３名である。また、在籍学生数は２，０２６名であり、専任教員１人当たりの学生数は５０．７人である。教員の平均年齢は５４．６歳である。女性教員は５名、前職に実務経験を持つ者０名である。

表Ⅲ－７　経済学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			2	6	10	6	24
准教授		1	8	3	1		13
講　師	1	2					3
助　教							0
合　計	1	3	10	9	11	6	40

経済学部の人材養成、教育研究上の目的は、「経済情勢の変化に対応できる幅広い経済的知識の修得を通じて、実践的な研究活動や社会貢献を志向し、平和な発展した社会を形成する能力を有する自立した人材の育成をめざす。」ことである。

経済学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－７に示す通りである。専攻科目は「産業経済コース」、「公共経済コース」、「スポーツ経済コース」、「グローバル・エコノミーコース」、「関連科目」で構成されている。コース別科目・関連科目から、５２単位以上修得することとし、４コース(産業経済コース、公共経済コース、スポーツ経済コース、グローバル・エコノミーコース)のうち、専攻する１コースの

必修科目と選択必修科目３６単位を含んで修得すること。また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目は「ゼミナールⅠA・ⅠB」（１年次配当）・「ゼミナールⅡA・ⅡB」（２年次配当）・「ゼミナールⅢ」（３年次配当）・「ゼミナールⅣ」（４年次配当）で構成されており、必修科目とする。「ゼミナールⅠA・ⅠB」は１年次、「ゼミナールⅡA・ⅡB」は２年次で履修する半期２単位の科目とする。「ゼミナールⅢ」は３年次、「ゼミナールⅣ」は４年次で履修する通年４単位の科目とする。３年次配当科目の「ゼミナールⅢ」を履修する場合は、２年次後期に実施する説明会に参加し、希望クラスの届出をして決定したクラスを履修する。４年次配当科目の「ゼミナールⅣ」を履修する者は、３年次において「ゼミナールⅢ」を履修していなければならない。「ゼミナールⅢ」と「ゼミナールⅣ」は同一担当者とする。

経済学を実践的に学び、また、就職を力強くサポートするために、将来の進路に応じた「産業経済コース」、「公共経済コース」、「スポーツ経済コース」、「グローバル・エコノミーコース」の４コースが設けられている。なお、コースの選択時期は２年次前期の履修登録時とする。ただし「スポーツ経済コース」および「グローバル・エコノミーコース」のコース選択時期は、１年次前期の履修登録時とする。２年次前期に選択したコースは、３年次前期の履修登録時に学部長の承認を得て変更することができる。また、「スポーツ経済コース」および「グローバル・エコノミーコース」から他のコースへは、２年次前期の履修登録時に学部長の承認を得て変更することができる。ただし、２年次以降に他のコースから「スポーツ経済コース」および「グローバル・エコノミーコース」に変更することは認めない。

「産業経済（A）コース」は、企業と産業を取り巻く経済活動をテーマに経済学を学ぶコース、「公共経済（B）コース」は、個人の生活と国や地方自治体の経済・社会的な役割をテーマに経済学を学び、理解を深めるコースである。また、「スポーツ経済（C）コース」は、スポーツの実践力とスポーツに関する経済学領域の専門知識を身につけるコースである。「グローバル・エコノミー（D）コース」は、語学留学の準備のための英語学習プログラムや、英語による経済学の講義などを通して、経済学の専門知識とともに経済に特化した英語運用能力を身につけるコースである。

以上のように、経済学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－８　経済学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	6 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	産業経済コース	52 単位以上
	公共経済コース	
	スポーツ経済コース	
	グローバル・エコノミーコース	
演習科目	ゼミナールⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・Ⅲ・Ⅳ	計 16 単位

〈法学部〉

平成２４年４月１日現在、法学部の専任教員は２０名である。その内、１９名が専攻科目、１名が共通科目を担当している。職名別では、教授１１名、准教授８名、講師１名である。また、在籍学生数は６７８名であり、専任教員１人当たりの学生数は３３．９人である。教員の平均年齢は５４．０歳である。女性教員は３名、前職に実務経験を持つ者１名である。

表Ⅲ－９　法学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			2	3	4	2	11
准教授		2	4	1	1		8
講　師			1				1
助　教							0
合　計	0	2	7	4	5	2	20

法学部の人材養成、教育研究上の目的は、「幅広い教養および法律学の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法を“ツール”に現代社会を“正しく”生き抜く人材の育成をめざす。」である。

法学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－１０に示す通りである。法学部法学科は、「行政コース」、「企業コース」、「市民コース」の３つのコースを設置しており、専攻科目の履修内容は、選択するコースにより異なる。各コースの特徴は、次の通りである。

「行政（A）コース」このコースは、将来、公務員になりたいと考えている学生に学んでほしい法分野が充実している。例えば、日本という国の「在り方」を定めている憲法という最高規範や、その憲法に基づいて行われる行政について定めている行政法がある。これらの法律を学ぶことで、基本的人権を尊重し、実現していけるようになることは、公務員にとって大切なことである。また、このコースでは、公務員採用試験の合格だけを目指すのではなく、公務員になった後に、さまざまな領域で活躍するために必要となるであろう刑事法関係諸科目や社会保障法・都市政策法・環境法など関連する諸科目を深く学べる。

「企業（B）コース」このコースは、将来、民間企業に就職したいと考えている学生や、民間企業の経営をしてみたいと考える学生に学んでほしい法分野が充実している。ビジネス社会で活躍するためには、さまざまな法律上の知識を身につけておくことが望ましい。したがって、経済活動の基礎となっている財産権やその取引を定める民法、会社制度を定める商法や会社法、取引などのトラブルを解決するときに必要となる民事訴訟法といった科目を中心に学んでいくことになる。また、現代社会における企業の使命、公正な経済活動といった問題に注目が集まる近年では、労働法、経済法、消費者法といった科目も履修していくことが期待される。

「市民（C）コース」このコースは、日常生活の中で必要となる法の基礎的な知識を身につけ、さまざまなトラブルに対応できるようになるために学んでほしい法分野が充実している。幅広い法分野の学習は、社会生活のさまざまな場面で役立つだけでなく、今後活性化するであろうNGO・NPOやジャーナリズムに携わったり、弁護士や司法書士、行政書士や法律事務所事務員などとして、さまざまな法的問題をプロとして処理していくような道に進もうと考える学生に役立つ。

専攻科目については、コースごとに定められた「先修科目群」、「基幹科目群」、「展開科目群」から、それぞれ次の単位数を修得しなければならない。コースの選択は、２年次前期の履修登録時に行う。選択したコースは、卒業見込み時期の１年前までに、原則として１回に限り、変更することができる。

また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す「演習科目」は、「一般ゼミナール」（１年次配当)、「入門ゼミナール」（２年次配当)、「専門ゼミナールⅠ」（３年次配当)、「専門ゼミナールⅡ」（４年次配当）で構成されており、それぞれ通年４単位の科目である。

以上のように、法学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－１０　法学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	先修科目群	18 単位以上
	基幹科目群	24 単位以上
	展開科目群	22 単位以上
科目 演習	一般ゼミナール・入門ゼミナール・専門ゼミナールⅠ・専門ゼミナールⅡ	各 4 単位 計 16 単位

〈外国語学部〉

平成２４年４月１日現在、外国語学部の専任教員は１６名である。その内、１５名が専攻科目、１名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授６名、准教授７名、講師３名である。また、在籍学生数は４４１名であり、専任教員１人当たりの学生数は２７．６人である。教員の平均年齢は５５．４歳である。女性教員は３名、前職に実務経験を持つ者１名である。

表Ⅲ－１１　外国語学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			1		4	1	6
准教授			4	2	1		7
講　師		1	1	1			3
助　教							0
合　計	0	1	6	3	5	1	16

外国語学部の人材養成、教育研究上の目的は、「外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と幅広い教養を兼ね備えた人材の育成をめざす。」である。

外国語学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－１２に示す通りである。このうち、専攻科目は「基礎科目」、「応用科目」、「コース関連科目」で構成されており、履修内容は次のとおりとする。「基礎科目」は必修であり、２８単位修得する。「応用科目」は８単位以上修得しなければならない。また、コース関連科目からは２０単位以上修得しなければならない。

さらに、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目は、「ゼミナールⅠA・ⅠB」（1年次配当)、「ゼミナールⅡA・ⅡB」（2年次配当)、「ゼミナールⅢA・ⅢB」（3年次配当)、「ゼミナールⅣA・ⅣB」（4年次配当)で構成されており、それぞれ2単位の科目とする。「ゼミナールⅠA・ⅠB」、「ゼミナールⅡA・ⅡB」、「ゼミナールⅢA・ⅢB」は、必修科目とする。ただし、「ゼミナールⅣA・ⅣB」はそれぞれ専攻科目(応用科目)の単位で代替できる。4年次配当科目の「ゼミナールⅣA・ⅣB」を履修する者は、3年次において「ゼミナールⅢA・ⅢB」を履修していなければならず、同一担当者とする。

外国語学部では、英語の「聞く・話す・読む・書く」の四技能を向上させ、それによって得た高度な英語力を武器に、留学、ビジネス、教育など、グローバルな地平に可能性を拓く､自在なコミュニケーション能力の獲得を目指す｡そのため､「英語キャリアコース」、「英語アドバンストコース」、「語学研究コース」の3コースが設けられており、卒業後の進路を考慮しながらコース選択を行っている。

いずれのコースにおいても、各種留学プログラムにのっとっての留学や、教職課程の科目を履修することで中学校・高等学校の英語教員免許の取得、それを前提の小学校教員の免許取得が可能である。各コースの概要については次のとおり。「英語キャリアコース」では、語学力を武器に、1年次からキャリア形成を目指し、国際化社会で即戦力として通用する能力の習得を目標とする。「英語アドバンストコース」では、より高度な英語力の獲得を目指して、より「深く、狭く」英語を極めることを目標とする。「語学研究コース」では、英語の能力に加えて、ドイツ語やフランス語の能力を留学レベルまで高め、広範囲の異文化との対話力の習得を目標とする。そして、各コースについて、学生に履修モデルを提示し、学びの道しるべとしている。外国語学部においては、コース制は「学びの道しるべ」として機能しているが、コース制の有効性については、様々な考えもあり、今後さらに検討を加えたい。

以上のように、外国語学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－１２　外国語学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	6単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	基礎科目	28単位
	応用科目	8単位以上
	コース関連科目	20単位以上
演習科目	ゼミナールⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB・ⅣA・ⅣB	計16単位

〈国際学部〉

平成２４年４月１日現在、国際学部の専任教員は１９名である。その内、１３名が専攻科目、３名が共通科目、６名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授１

５名、准教授４名である。また、在籍学生数は３３２名であり、専任教員１人当たりの学生数は１７．５人である。教員の平均年齢は５７．５歳である。女性教員は４名、前職に実務経験を持つ者２名である。

表Ⅲ－１３　国際学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授				5	9	1	15
准教授		2	1	1			4
講　師							0
助　教							0
合　計	0	2	1	6	9	1	19

国際学部の人材養成、教育研究上の目的は、「世界および日本の生活文化に対する異文化理解を育み、体験型学習を通じて、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション力を備えた、現場で発想し行動できる実践的人材の育成をめざす。」ことである。

国際学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－１４に示す通りである。専攻科目は「基礎科目」、「海外留学科目」、「専修基礎科目」、「専修専攻選択科目」、「関連科目」の各系列で構成されている。「基礎科目」は、配当されている４科目は必修のため、必ず単位を修得しなければならない。「海外留学科目」は、２０単位以上修得しなければならない。また、「留学支援特別講義Ⅰ・Ⅱ」、「スタディアブロードⅠ～Ⅳ」は必修科目となっている。１６単位を限度として専修専攻科目群の単位で代替できる。また、「専修基礎科目」は、「国際教養」と「地域研究」の２つの専修科目群で構成されており、６単位以上修得することになっている。専攻する専修基礎科目群からは４単位以上を修得することになっている。「専修専攻選択科目」は、「国際教養」と「地域研究」の２つの専修の科目群で構成されており、専修専攻選択科目と関連科目からは合計３０単位以上を修得することと、専攻する専修選択科目群から２０単位以上を修得することになっている。別紙関連科目は「言語科目」、「特別科目」、「英語科目」、「キャリア科目」の４つの科目群で構成されている。

一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目については、「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」（１年次配当）、「ゼミナールⅡA」、「ゼミナールⅡB」（２年次配当）、「卒業研究ⅠA」、「卒業研究ⅠB」（３年次配当）、「卒業研究ⅡA」、「卒業研究ⅡB」（４年次配当）で構成されており、これら８科目は、すべて必修科目である。

初年次教育および専門教育の段階的学習という観点から、「ゼミナールⅠA」と「ゼミナールⅠB」の担当者は同一担当者とし、「ゼミナールⅡA」と「ゼミナールⅡB」の担当者も同一担当者とする。また、卒業研究の観点から、「卒業研究ⅠA」、「卒業研究ⅠB」、「卒業研究ⅡA」、「卒業研究ⅡB」の担当者は同一担当者としている。

また、「専修」の選択と科目履修については、「国際教養」と「地域研究」の二つの「専修」を置いている。「国際教養」専修では、異なる文化の比較、国際関係、地球環境問題など国際社会の動向や世界情勢に関する専攻科目が多数配置されている。そうした科目を履修することで、国際化・グローバル化する現代に必修とされる教養を磨き、幅広い知識を身につける。「地域研究」専修では、世界の各国・各地域の文化・社会・人間への理解を深める。とくに、日本との関係が深く、また国際社会で急速にその存在感を増しているアジアに関連する多くの専攻科目が置かれており、この地域についての総合的、専門的な学修に取り組む。また、国際協力や海外援助など、より高度で応用的な分野を学べる。学生には、履修モデルを提示し、将来の進路や学修への興味・関心に応じた体系的な学修を奨励している。

以上のように、国際学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての

適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－１４　国際学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	6 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	基礎科目	8 単位以上
	海外留学科目	20 単位以上
	専修基礎科目	6 単位以上
	専修専攻選択科目	30 単位以上
	関連科目	
演習科目	ゼミナールⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・卒業研究ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB	必修

〈情報学部〉

平成２４年４月１日現在、情報学部の専任教員は２１名であり、その内、１９名が専門科目、２名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授１１名、准教授８名、講師２名である。また、在籍学生数は３９０名であり、専任教員１人当たりの学生数は１８．６人である。教員の平均年齢は５４．８歳である。女性教員は１名、前職に実務経験を持つ者２名である。

表Ⅲ－１５　情報学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			1	3	4	3	11
准教授			5	3			8
講　師		1	1				2
助　教							0
合　計	0	1	7	6	4	3	21

情報学部の学部・学科における人材の養成、教育研究上の目的は「情報と人間についての深い理解と情報技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成をめざす。」である。

情報学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－１６に示す通りである。情報学部の専門性を生かし、幅広い教養を身につけた実践的な人材の育成を図るため「コンピュータサイエンスコース」・「ヒューマンサイエンスコース」・「コンテンツテクノロジーコース」の３コースを設けている。各自の適性と卒業後の進路希望などに応じていずれかを選択する。コースの選択は２年次前期の履修登録時に行う。コースと履修科目の選択については、１年前期の「情報科学序説」、１年後期の「コンテンツ概論」において、各コースのカリキュラム構成と講義の概要を説明している。

専攻科目は「コンピュータサイエンス科目群Ⅰ類」、「コンピュータサイエンス科目群Ⅱ類」、「ヒューマンサイエンス科目群Ⅰ類」、「ヒューマンサイエンス科目群Ⅱ類」、「コンテ

ンツテクノロジー科目群」、「展開科目群」、「キャリア教育科目群」で構成されている。コンピュータサイエンス科目群Ⅰ類のプログラミング実習Ⅰおよびプログラミング実習Ⅱは必修である。２年次において「コンピュータサイエンスコース」、「ヒューマンサイエンスコース」、「コンテンツテクノロジーコース」のうち、いずれかのコースを選択し、コース要件を充たさなければならない。各コース共、全科目群からコース別要件を含め６４単位以上を修得しなければならない。

また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目は「ゼミナールⅠA・ⅠB」（１年次配当）・「ゼミナールⅡA・ⅡB」（２年次配当）・「ゼミナールⅢ」（３年次配当）・「卒業研究」（４年次配当）で構成されており、必修科目とする。ただし、「ゼミナールⅡA・ⅡB」は、キャリア教育科目群を除く専攻科目の単位で代替することができる。３年次配当科目の「ゼミナールⅢ」を履修する場合は、２年次後期に実施する説明会に参加し、希望クラスの届出をして決定したクラスを履修する。「ゼミナールⅢ」と「卒業研究」は原則として同一担当者とし、「卒業研究」では卒業論文の提出を必須とする。

「コンピュータサイエンスコース」では、コンピュータの情報処理と情報通信の仕組みや応用について学べる。

プログラミング・ネットワーク・マルチメディア・デジタルデザインなど、情報産業で活躍できるスペシャリストを育てる。「ヒューマンサイエンスコース」では、人間の情報処理の仕組みと働きに、心理学と言語学からアプローチする。人間の研究なくして情報技術は進化しないとの見地より、人間が物事を認知し、言語を理解するプロセスの中から、情報処理の仕組みを見つけ出す心理学・言語学の分野を学ぶ。人間の情報処理機能をコンピュータに応用する技術も具体的に身に付ける。「コンテンツテクノロジーコース」では、スマートフォンやタブレットのアプリケーションやモバイルコンテンツ制作技術を習得する。一般のプログラム実習に加え、携帯電話やスマートフォン・タブレットなどに搭載するアプリやコンテンツの制作を具体的に学ぶ。MCTP（モバイル・コンテンツ・テクニカル・パートナーシップ）および株式会社 NTT ドコモ関西との学産連携により、産業界での第一線で活躍中の専門家から学ぶことができるようにしている。

以上のように、情報学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－１６　情報学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	コンピュータサイエンス科目群Ⅰ類	64 単位以上
	コンピュータサイエンス科目群Ⅱ類	
	ヒューマンサイエンス科目群Ⅰ類	
	ヒューマンサイエンス科目群Ⅱ類	
	コンテンツテクノロジー科目群	
	展開科目群	
	キャリア教育科目群	

演習科目	ゼミナールＩA･ゼミナールＩB･ゼミナールⅡA・ゼミナールⅡB・ゼミナールⅢ・卒業研究	6科目16単位

〈企業情報学部〉

平成２４年４月１日現在、企業情報学部の専任教員は１５名である。その内、１０名が専攻科目、４名が共通科目、１名が教職・資格関係科目を担当している。職名別では、教授１１名、准教授３名、講師１名である。また、在籍学生数は３１４名であり、専任教員１人当たりの学生数は２０．９人である。教員の平均年齢は５７．７歳である。女性教員は１名、前職に実務経験を持つ者２名である。

表Ⅲ－１７　企業情報学部の専任教員の年代別分布

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教　授			2	2	5	2	11
准教授		1	1	1			3
講　師						1	1
助　教							0
合　計	0	1	3	3	5	3	15

企業情報学部の学部・学科における人材養成、教育研究上の目的は「会計・ビジネス・IT情報とその応用に関する理論と技術の学びを通じ、ビジネスのみならず医療・福祉経営はじめ広く一般社会に貢献できる人材の育成をめざす。」である。

企業情報学部のカリキュラムにおける共通科目および専攻科目の分類については表Ⅲ－１８に示す通りである。専攻科目は「企業情報基礎群」、「ビジネス情報群」、「会計群」、「医療福祉経営群」、「IT情報群」、「関連科目」の各科目群で構成されている。企業情報基礎群の「コンピューティング入門」、「簿記入門」が必修科目である。ビジネス情報群、会計群、医療福祉経営群、IT情報群、関連科目からは、専攻する各コースの必修科目を含め、３２単位以上修得する。①「会計・ビジネス情報コース」を選択する者は、「基本簿記」、「応用簿記」の２科目８単位が必修のため、必ず修得しなければならない。②「医療福祉経営コース」を選択する者は、「医学一般」、「健康福祉心理学」、「医療福祉経営論」の３科目８単位が必修のため、必ず修得しなければならない。③「ITコース」を選択する者は、「情報数理演習」、「情報システム演習」、「コンピュータ業務支援演習」、「Webデザイン演習」の４科目１２単位が必修のため、必ず修得しなければならない。④「社会情報コース」を選択する者は、「基本簿記」・「応用簿記」の２科目８単位が必修のため、必ず修得しなければならない。

また、一人ひとりの個性に応じた教育を目指す演習科目は「ゼミナールＩA・ＩB」（１年次配当）、「ゼミナールⅡA・ⅡB」（２年次配当）、「ゼミナールⅢA・ⅢB」（３年次配当）、「卒業研究A・B」（４年次配当）で構成されており、半期２単位の科目である。「ゼミナールＩA・ＩB」は「読む・書く・考える」力を養うため同一担当者とする。「ゼミナールⅡA・ⅡB」は、「表現力」および「専門導入」の意識を養うため同一担当者とする。「ゼミナールⅢA・ⅢB」と「卒業研究A・B」は学術研究とSPIを養うため同一担当者とする。３年次配当科目の「ゼミナールⅢA・ⅢB」を履修する場合は、２年次後期に実施する説明会に参加し、希望クラスの届出をして決定したクラスを履修しなければならない。

企業情報学部では基本的な情報処理技術と企業情報基礎を習得後、幅広い教養を身につけた実践的な人材の育成を図るため、将来の進路との関連において「会計・ビジネス情報コース」・「医療福祉経営コース」・「ITコース」・「社会情報コース」の４コースが設けられている。もちろん、それぞれのコースだけでなく、コースを超えてより広い分野で学ぶこともできる。科目履修にあたっては、科目間の有機的連携をもった各コースの履修モデルを参考にしながら履修することが望ましい。なお、コースの選択時期は２年次前期の履修登録時とする。

「会計・ビジネス情報コース」では、企業の情報戦略、財務戦略に精通し、ビジネスチャンスに迅速に対応するビジネス情報管理能力とビジネス･コンピューティングスキルを備え、広く一般企業で活躍する実践的な人材、決算書・採算性に明るい経営者・計数管理者、税理士・公認会計士等の会計専門家の育成を目指す。このコースはさらに、ビジネス情報専攻と会計専攻とに区分する。

「医療福祉（ヘルスケア）経営コース」では、わが国の現在および将来におけるヘルスケアすなわち医療・健康・福祉関係領域のビジネス・経営管理の重要性に鑑み、戦略的情報的思考を備えた合理的な医療・福祉経営を遂行しうる見識と管理技術を備えた実践的人材の育成を目指す。今後益々その重要性を増す、医療経営管理、社会福祉・介護福祉施設の管理運営にあたり、知的情報能力と効率的管理能力とスキルを備えた実践的人材および医療福祉・環境経営関係のベンチャー起業家の育成を目指す。

「IT コース」では、ビジネスへの実践的適用能力と企業内情報システムの合理的運営能力を持つ情報専門家・システム管理者と、Web デザイン・CG デザイン・コミュニケーション・デザイン等に習熟したメディア情報ないしデジタル・コンテンツ・クリエータの育成を目指す。これは、IT ビジネス専攻と IT デザイン専攻とに大きく区分される。これにより一般企業の情報専門職・開発・営業支援の担当者、情報産業のソフト開発要員・営業・管理担当者はもとより、メディア関係とくに広告・出版、印刷、商業デザイン関係において広く活躍する実践的人材の育成を目指す。

「社会情報コース」では、社会情報コースは、会社だけでなく組織一般の事業（ビジネス）の遂行にあたって必要とされる、環境対応の企業経営・社会組織運営に役立つ社会関連的な情報について学び、組織の社会的なコミュニケーションの技術と理論の修得を目的とする。より広い視野をもつ「情報」教員の育成や、環境経営部門・広報部門・ＰＲ部門における情報スキルアップを図る。

以上のように、企業情報学部が人材養成として求めるカリキュラムにおけるコース制、教育内容を踏まえて、教授会で授業科目を担当する教員を決定している。授業担当者としての適合性については、各教員の専門性、シラバスおよび業績・実績評価における審査・面談等により、判断している。

表Ⅲ－１８　企業情報学部の教育課程

	区分	卒業必要単位数
共通科目	文化と歴史	10 単位以上
	人間と社会	
	自然と情報	
	健康とスポーツ科学	
	総合科目	
	言語と文化	4 単位以上
	導入教育ユニット	
	キャリア教育ユニット	
専攻科目	企業情報基礎群	28 単位以上
	ビジネス情報群	32 単位以上
	会計群	
	医療福祉経営群	
	IT 情報群	
	関連科目	
演習科目	ゼミナールⅠA・ゼミナールⅠB・ゼミナールⅡA・ゼミナールⅡB・ゼミナールⅢA・ゼミナールⅢB・卒業研究 A・卒業研究 B	各 2 単位 計 16 単位

〈全学共通教育〉

「建学の精神」の中にも、広い視野をもった実践的人材の養成が謳われており、本学では、全学共通教育としての共通科目は、重要な存在である。共通科目は「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「総合科目」、「言語と文化」、「導入教育ユニット」、「キャリア教育ユニット」の分野で構成されている。そのうち、「導入教育ユニット」および「キャリア教育ユニット」以外の分野から合計６または１０単位以上を履修しなければならない。「言語と文化」は１外国語２科目４単位（必修）以上を修得いなければならない。また、「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」に特修クラスを設けており、実用英語技能検定２級以上の有資格者、また、同等以上の英語力を有する者を対象としている。「日本語Ⅰ・Ⅱ」は外国人留学生および帰国子女を対象とした科目である。「総合科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」は、時代の変化と学問の多様性を考慮し、学際的視点による学習を目的として複数担当者で開講された２単位の科目である。さらに、平成２０年度からは、初年次教育の一環として、「導入教育ユニット」を設置した。導入教育ユニット（表現A、表現B、表現C）の３科目から１科目を選択し、１年次前期に履修しなければならない。 また、同じく平成２０年度から設置した「キャリア教育ユニット」には、１年次開講の「キャリアデザイン入門Ⅰ」（２単位）と２年次開講の「キャリアデザイン入門Ⅱ」（２単位）がある。この共通科目の統括は教務部が担っており、事務処理は教務課が行っている。各学部に所属する共通科目担当者は表Ⅲ－１９に示す通り、合計で２７名である。

基礎教育を行う共通科目は教務部委員会が中心となり、分野別に担当者会議を開催する。これらの担当者会議は教務部委員が議長となり、担当者会議での意見・問題となった事項を教務部委員会で検討する。また、必要により教授会においても検討する。

共通科目担当者会議を分野別に開催している。「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「総合科目」、「導入教育ユニット」、「キャリア教育ユニット」および「教職課程科目」ごとに、また「言語と文化」の分野では英語、ドイツ語およびフランス語の言語ごとに分けて専任の担当者による会議を行っている。平成２０年度から新たに設けた導入教育ユニット、キャリア教育ユニットについても担当者会議を行っている。各担当者会議は前期・後期の年２回開催し、受講者数の状況と開講クラス数や開講曜日・講時等について検討している。また、平成１７年度後期から、共通語学については、教務部長がセンター長となり、各語学の委員等からなる「ランゲージセンター運営委員会」が設置され、外国語教育の改善・充実を図るための提案、実践的な学習プログラムの提案を行っている。「言語と文化担当者懇談会」を年度初めに年１回開催し、兼任教員とランゲージセンター運営委員等との懇談の場を設けている。この懇談会では、教科書や遅刻・欠席の取り扱いや学生指導に対する意見交換を行っている。また、平成２０年度から、選択必修科目であるベーシックイングリッシュⅠ、Ⅱにコーディネーターを設け、兼任教員との調整を図っている。

学部の専攻科目の必修科目では、同一科目で担当者が異なる場合は、本学教員が、統一シラバス、テキストなどを協議の際に取り決めている。

表Ⅲ－１９　学部別の全学共通教育担当者（名）

学　部	流通科学部	経営学部	経済学部	法学部	外国語学部	国際学部	情報学部	企業情報学部	計
文化と歴史	1	2	1	0	0	0	0	1	5
人間と社会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自然と情報	2	0	2	1	0	0	0	0	5
健康とスポーツ科学	0	1	0	0	0	0	0	0	1

総合科目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語と文化	3	2	2	0	0	0	0	3	10
導入教育ユニット	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キャリア教育ユニット	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	5	5	1	0	0	0	4	21

【点検・評価】

各学部別の専任教員における共通科目、専攻科目担当の内訳、職位別内訳、教員１人あたりの学生数を表Ⅲ－２０、各学部の女性教員数および実務家教員数を表Ⅲ－２１に示した。

教員一人あたりの学生数は、経済学部次いで、経営学部が高くなっており、多少、学部間格差が生じており、今後はこれらの是正の検討をしたい。しかしながら、少人数教育の環境が望ましい学問分野もあり、各学部の人材育成の到達度を可視化できる教育効果の指標の開発が急がれる。

また、全学共通科目としての共通科目については、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するためには、従来の学問枠を超えた教養も必要とされる現在、複数の担当者による「総合科目」の充実が望まれる。なお、通常の基礎的な科目以外に海外インターンプログラム、国内インターンプログラム、就業体験、文化活動論、研修（ボランティア）といった新科目が多く設定されていることが特徴で、学生の選択肢を広げるとともに、将来をも見据えたものとなっている。

さらに、学生一人ひとりの就職対策や学び続ける人生におけるゆとりなども視野に入れるならば、幅広く深い教養が一層、必要である。本学の教養科目の単位数の下限が低いが故に、学生の選択の自由度が高く、科目選択によっては、長所と短所が際立つ結果を招くことが推測されることもあるので、個々の学生の目的にあった適切な履修指導を徹底して行う。

表Ⅲ－２０　学部別の専任教員の共通科目、専攻科目担当の内訳等

学部	専任教員数				職位				H24.4.1 学生数	学生数/1人あたり
	計	共通科目	専攻科目	教職・資格	教授	准教授	講師	助教		
流通科学部	20	6	11	3	12	7	1	0	480	24.0
経営学部	28	5	23	0	17	4	7	0	1,315	47.0
経済学部	40	5	34	1	24	13	3	0	2,026	50.7
法学部	20	1	19	0	11	8	1	0	678	33.9
外国語学部	16	0	15	1	6	7	3	0	441	27.6
国際学部	19	0	13	6	15	4	0	0	332	17.5
情報学部	21	0	19	2	11	8	2	0	390	18.6
企業情報学部	15	4	10	1	11	4	1	0	314	20.9

表Ⅲ－２１　各学部の女性教員数および実務家教員数

学部	専任教員数	女性教員(%)	実務家教員(%)
流通科学部	20	2(10.0%)	2(10.0%)
経営学部	28	5(17.9%)	4(14.3%)
経済学部	40	5(12.5%)	0(0.0%)
法学部	20	3(15.0%)	1(5.0%)

外国語学部	16	3(18.8%)	1(6.3%)
国 際 学 部	19	4(21.1%)	2(10.5%)
情 報 学 部	21	1(4.8%)	2(9.5%)
企業情報学部	15	1(6.7%)	2(13.3%)
合　　計	179	24(13.4%)	14 (7.8%)

【将来に向けた発展方策】

各学部で人材養成するためのカリキュラムおよび教員配置について、改善していかなければならないが、人材養成の到達度、すなわち、学習成果についての客観的な指標の開発が欠かせない。また、全学共通教育である共通科目では、総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することが目的であるが、今後の予測困難な社会を想定すると問題解決力を養うことが望まれる。したがって、そのためにはアクティブラーニングの科目を追加することによって、協調・協働学習やプロジェクト型学習等の導入を検討し、教育効果を上げる努力が不可欠である。こうした共通科目や専門科目の充実により、学士課程の質的転換が可能になると考えている。

3．教員の募集・採用昇格の適切性

【現状説明】

教員募集は、専任教員からの推薦を基本としており、公募は制度化されていない。また、任免・昇格については、「職員任免規則」および「専任教育職員任用基準」に基づき運用されている。教員の昇格は、毎年度、准教授および講師について現職就任後からの研究業績、授業評価、行政活動等を総合して、候補者選出の手続き後、該当学部にて主査副査の複数名によって審査が行われている。

【点検・評価】

教員の採用においては、「専任教育職員任用基準」及び「『専任教育職員任用基準』の解釈について」に基づいて、教育、研究、実務上の知識、能力、実績を総合的に審査しており、適切であると考える。また、教員の昇格についても、所定の候補者選出の手続き後に該当学部にて主査副査の複数名での審査を経て行われるなど客観性が保たれており、本学におけるこれらの手続きおよび運用は公正かつ厳正であり、適切に行われているものと考える。

【将来に向けた発展方策】

従前の手続きを踏襲し、規程等を遵守し、かつ適正に運用する。

4．教員の資質の向上を図るための方策

【現状説明】

教員の資質向上を図るためのＦＤ活動は、平成１８年１０月に設置された教育開発支援センターが中心となって、平成１８年度から継続的に企画・実施している。なお、本学では、ＦＤ活動をより効果的に行うため、教職協働の観点から、教育改善活動には教員と職員が峻別なく参加しており、職員ＳＤを含めて、ＦＳＤ活動と呼び、全学的に行っている。平成２４年度は、認証評価における「保留」に対して、改善計画に基づき様々な教育改善に集中した。そのため、外部講師を招いてのＦＳＤ講演会は中止とし、学内の教育改善に専念した。

(1) ＦＳＤ講演会

教職員対象のＦＳＤ講演会を平成１８年度から実施している。教育改善には、今日の教育事情・教育動向を理解することは重要であると考え、毎年実施している。これまでに、「知識創造型ユビキタスな学びプロジェクト」、「変わるアメリカにおけるＦＤの役割」、「ゆとり世代の学生実態」、「ＩＣＴの教育への活用・ユビキタスな学習環境をデザインする」、「学生の就職活動、今の状況とは」、「学生の接し方」、「分かりやすい授業づくり」、「大

学の認証評価制度について」、「ＧＰＡ制度導入に向けての勉強会」、「発達障がいのある学生支援」、「セクシュアル・ハラスメントの防止」、「就職環境と学生指導」、「質の高いキャリア支援を目指して」など多彩なテーマの講演会を開催してきた。平成２４年度は外部講師を招いてのＦＳＤ講演会はこの年行わなかった。

(2) ＦＳＤワークショップ

教職員対象のＦＳＤワークショップについては平成１９年度から実施している。

当初は教員と職員が分かれて、「分かりやすい講義の構築（教員用)」、「学修支援（職員用)」と類似したテーマで別々のテーブルで検討していたが、第２回目からは、「キャリア形成支援（教職員共通)」、「Ｗｅｂサイトによる大学広報（教職員共通)」、「初年次教育支援プログラム」、「キャリア教育支援プログラム」、「ＩＣＴ教育支援プログラム」などのように、同じテーブルで討議してきた。

平成２４年度は学生の能動的な学修を促すためのアクティブ・ラーニングが注目されており、本学でも、「アクティブ・ラーニング検討ワークグループ」（専門部会）を設置し、各学部から推薦された教員によるＦＳＤワークショップを開催した。ここでは、一方的な講義から学生の能動的な学修を促すアクティブ・ラーニングを全学・各学部でに推進するための方策について議論した。

(3) オープンクラス・ウィークス

「分かりやすく確実に学力がつく講義」のための授業改善を目的として、全授業科目を対象に教員同士による授業参観（「オープンクラス・ウィークス」）を平成１９年度から実施している。専任教員・事務職員だけでなく、兼任教員や在学生の保護者、併設高校の生徒や保護者も参観の対象としており、とくに専任教員には２週間の期間中、２クラス以上の参観を義務付けている。参観における評価の観点は、「学生に分かりやすく説明しているか」、「学生の理解を確認しながら授業を進めているか」、「学生が授業に参加しているか」等であり、参観した教職員は記述形式の「授業参観・評価票」を提出し、当該教員にフィードバックされる。

毎回、「各学部における初年次配当の『学びの扉』に当たる授業科目」、「大規模教室の授業科目」、「『キャリアデザイン入門』等のキャリア関連科目」、「兼任教員担当の授業科目」など重点テーマを設定し、授業参観を行っている。また、教職員からの報告書で見出された授業改善を集めた『ＦＤ授業改善集』を作成して、全学的に授業改善についての情報を共有している。

さらに、平成２４年度には、授業参観・評価のテーマを「アクティブ・ラーニング」とし、アクティブ・ラーニング的工夫や高次のアクティブ・ラーニングと呼ばれるＰＢＬやディベート、ディスカッションが行われているかを調査した。また、教職協働の観点から事務局主催のイベントに参加した教職員の意見や感想について、分析を試みた。

(4) 新任教員研修

オープンクラス・ウィークス実施期間中に、新任教員の授業参観を兼ねたＦＤ新任教員研修を実施している。これは、建学の精神、教学理念に基づく大学および学部（学科）の特色、取り組みを理解し、授業改善の重要さを認識するとともに教育の資質向上に努めることを目的として、平成２０年度から実施しており、全員の新任教員が参加している。平成２４年度は教授・准教授４名、講師６名を迎え、新任教員研修を実施した。ここでは、大学や学部として取り組んでいる教育改革について、新任教員に説明をしたり、新任教員の授業を参観した本学の教員からの評価やアドバイス等のコメントを交わす機会となっている。

(5) 卒業生の大学満足度調査

本学に４年間在籍した学生の満足度を検証するために、平成１８年度から、卒業年次生に対して、卒業の直前に大学満足度調査を実施している。調査項目は、「授業全般」、「学生のマナー」、「対人関係」、「学費」、「施設や設備」、「学生サービス」の６つの分野に関する満足度についてである。これらの結果は、教育開発支援センターにより分析され、各部局にフィードバックされる。平成２４年は大学満足度調査に自由記入の設問を追加し、アルバイトと学業の両立や、卒業式の日に行われる謝恩会に表彰する「ベストティーチャー」について記入して貰った。

(6) ＦＳＤ活動報告書・広報の発行

これまで、平成１９年度から毎年度、「ＦＳＤ活動報告書」を発刊、専任教員に配付し、本学のＦＳＤ活動状況を共有できるようにしている。また、学外向けの広報誌「渺望」を平成１９年度から発行し、平成２４年度に第８号を発刊した。

【点検・評価】

教育開発支援センターが中心となって進めているＦＳＤ活動については、センター自身が各学部から独立した組織であり、全学的視野のもと、全学的な取り組みを行っているという点で高く評価することができる。ＦＳＤ活動への全教員の参加率を高めるために各教員のＦＳＤ活動への参加状況を教授会で報告するなど、全学的に浸透するよう図っている。また、文科省の動向や中教審の議論にも注意を払い、新しい教授方法や教育手法等の検討を行っている。今後とも、組織的なＦＳＤ活動となるようさまざまな方策を考えていかなければならない。

(2)ＦＳＤワークショップに関しては、平成２４年度は「アクティブ・ラーニング」を取り上げた関係で、教育開発支援センターの事務局も、「アクティブ・ラーニング」に関する外部の研修に数多く参加した。このように、文科省の動向や教育の質転換に関連したワークショップに即したＦＳＤワークショップが開催できたことは評価できる。

(3)オープンクラス・ウィークスは全科目を対象に実施され、参観者も専任教員・兼任教員・事務職員・在学生保護者・併設高校生徒とその保護者と幅広く門戸を広げている点が特徴と言える。授業改善については、これまでも、個々の教員レベルで取り組みは行なわれてきたが、教員相互あるいは事務職員等からも評価の視点が入ることにより、より客観的で、かつ、新たな視点での授業改善が可能となった。また、ＦＤ授業改善集の作成により、ノウハウの蓄積と共有が進められている点も評価できる。

(4)新任教員研修については、本学に新任教員として着任した教員にとって、本学や各学部の特色や取り組み、授業改善の重要さを認識し理解するうえで大変よい機会となっていると言える。また、授業参観の意見交換が活発に行われ、新任教員からのレポートをとる等の細かい配慮がなされており、形骸化していない。

(5)卒業生の大学満足度調査は、調査の結果、本学学生の特有の満足度のポイントなども浮かび上がり、例えば、少人数教育の可能性など、今後の有力な方向性が示唆されている点は評価できる。

(6)ＦＳＤ活動報告書・広報の発行については、ＦＤ活動の内容が全学的に共有され、学外に発信される手段が存在するという点では評価できる。

【将来に向けた発展方策】

教育開発支援センターによるＦＳＤ活動開始から５年半が経過したが、この間、全学的にさまざまな取り組みを行ってきており、教育改善に対する教員個々人の意識改革も徐々に進み、また、その成果も着実に蓄積されつつあり、志願者の増加の要因と考えている。他方、ＦＳＤ活動に参加する教員の固定化とＦＳＤ活動内容のマンネリ化という課題にも直面している。そこで、平成２１年度から、各学部ＦＤ活動を推進するようにしている。

さらに、平成２４年度からは、オープンクラス・ウィークスにおいて、事務局主催の学生向けイベントを参観・評価の対象に加えたことは、教職員が教育改善の両輪となって取り組

む体制が強化されるので期待できる。この平成２４年度のＦＳＤ活動報告書には、ＦＳＤ活動に参加した人数だけでなく、詳細に「授業」や事務局主催のイベントに対する教職員の意見や感想を分析しており、少しずつではあるが、着実に改善に向かっている。

Ⅱ．大学院の教員・教員組織

１．大学院研究科として求める教員像および教員組織の編制方針

【現状説明】

大学として求める教員像は、『大阪学院大学就業規則』に明示されており、大学の理念・目的と各研究科における人材の養成、教育研究上の目的に沿って教員を計画的に採用・配置し、教員組織を編成している。

本学が求める教員像は、建学の精神「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成」による教育方針を重んじ、学問の進展と教育の振興に寄与する者で、「専任教育職員任用基準」等に定める教育研究上の資格を有する人材である。

また、教員組織の編成については、大学院設置基準上必要な教員数を確保することはもとより、各専攻の分野に応じ、充分な指導能力を備えた専任教員の配置を考慮し編成しており、大学基礎データ[全学の教員組織(表 2)]に示すとおり適切に編成されている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、大阪学院大学学則[第 13 章 教員の組織(第 46 条から第 52 条)、第 14 章 大学協議会・教授会・その他の運営組織(第 53 条から第 58 条)および、大阪学院大学大学院学則[第 5 章 教員組織(第 16 条)、第 6 章 運営組織(第 17 条から第 23 条)に定められており、教育研究に係る責任の所在は明確化されている。

【点検・評価】

大学院の教員組織は、ホームページや大学案内、入試要項等で公表されており、ホームページには研究科別に、専任教員の「氏名」、「職名」、「担当科目」、「略歴」、「所属学会」、「研究課題」、「主な研究業績(著書・論文等)」、「主な社会的活動等」、「講義など協力可能なテーマ」を掲載し、公表することで教員構成の明確化を図っている点は評価できる。

大学院の専任教員は法務研究科を除き、基礎学部の専任教員が兼任することを基本方針としているが、求める教員像および教員組織の編成方針は、学部教授会と連動し、研究科委員会および大学院委員会で審議され、適切に対応できていると評価する。

また、大学院および研究科の運営について、大学院委員会と各研究科委員会(法務研究科は教授会)における審議事項の運用を定め、組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化したことは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

求める教員像および教員組織の編成方針を維持しつつ、年齢構成や専攻分野等に配慮した教員組織とすべく鋭意努力するとともに、教員の資質、研究指導技術の向上させるＦＤ活動の充実を図る。

２．大学院研究科の教育課程に相応しい教員組織の整備

【現状説明】

各研究科の各課程における人材の養成、教育研究上の目的に沿って授業科目を開講し、各授業科目に適切に教員が配置されよう、各研究科委員会(法務研究科は教授会)で毎年審議し、開講科目および担当者を決定している。

大学院の教員組織は、各専攻の分野に応じ、充分な指導能力を備えた専任教員を配置している。特に、毎年度、専攻希望学生が多い「財政学研究」（経済学研究科修士課程）と「租税法研究」（法学研究科修士課程）については、複数の研究指導教員を配置している。

また、各研究科の専任教員は、原則として基礎学部に所属する教員を充てているが、指導

可能な専攻科目等を勘案し、基礎学部以外の学部等に所属する教員を含めている研究科もある。

新規担当（兼任、兼担）教員を採用する際は、各研究科委員会(法務研究科は教授会)において、該当者の履歴書、研究業績書等により担当科目との適合性を厳正に審議している。また、教員の任免については、「職員任免規則」および「専任教育職員任用規準」に基づき適切に運用しているが、大学院科目担当資格および研究指導科目担当資格の審査資格に関する基準については、経済学研究科および法務研究科以外の研究科では明文化されていない。

【点検・評価】

大学院の教員組織は、各専門分野に応じ適切に配置されている。

商学研究科、法学研究科、国際学研究科およびコンピュータサイエンス研究科では、平成２４年度にそれぞれの研究科委員会において、大学院科目担当資格および研究指導科目担当資格の審査資格に関する基準について検討し、「担当教員資格に関する申し合わせ事項」を定めたことは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

各研究科においては、科目担当資格および研究指導科目担当資格の審査に際し、定められた「担当教員資格に関する申し合わせ事項」に基づき、適切に大学院の科目担当資格を審査していく。

３．教員の募集・採用・昇格の適切性

【現状説明】

大学院各研究科の専任教員は、殆どが学部の専任教員であることから、基礎となる学部教授会の議を経て、採用・承認されており、当該教員の大学院担当（任用）については、各研究科委員会において審議し、承認している。

ただし、大学院科目担当資格および研究指導科目担当資格の審査資格に関する基準については、経済学研究科以外の各研究科では明文化されていなかった。このため、商学研究科、法学研究科、国際学研究科およびコンピュータサイエンス研究科では、大学院科目担当資格および研究指導科目担当資格の審査資格に関する基準について検討し、それぞれの研究科委員会において「担当教員資格に関する申し合わせ事項」を平成２４年度に定め、平成25年度以降は、この申し合わせに基づき大学院の科目担当資格を審査することとした。

【点検・評価】

教員の募集・採用・昇格については、「職員任免規則」および「専任教育職員任用規準」を厳格に遵守しつつ、厳正な選考が行われている。特段に問題も生じていないため、適切に行われているものと考えられる。

さらに、大学院全研究科において、科目担当資格および研究指導科目担当資格が明文化されたことは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

大学院の学科目担当教員を新たに審議する際には、従前の手続きを踏襲し、規程等を遵守し、かつ各研究科で定められた「担当教員資格に関する申し合わせ事項」に基づき、適正に運用する。

４．教員の資質の向上を図るための方策

【現状説明】

大学院各研究科では、教育・開発支援センターが実施する学内の横断的な取り組みへの参加を通じて教員の資質の向上を図っている。さらに、平成２３年度には、学生の研究意欲をさらに高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、研究科委員会にお

いて大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置し、研究科委員会開催と連動し適宜開催することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

【点検・評価】

大学院における学習指導については、これまで学生個々の学修・研究の進捗状況を各教員が日常的に把握し、問題などが生じた場合は、担当教員間で協議し対応していたが、ＦＤ推進部会を設置したことにより、学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導や、諸課題の改善に組織的に取り組む体制が整備できるようになったと評価できる。

また、教育開発支援センターが中心となって進めているＦＳＤ活動については、センター自身が各学部、研究科から独立した組織であり、全学的視野のもと、全学的な取り組みを行っているという点で高く評価することができる。

【将来に向けた発展方策】

ＦＤ推進部会は、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案（Plan）し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証（Check）し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら、ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

第 4 章　教育内容・方法・成果

〔大学 学部〕

Ⅰ．学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．教育目標に基づく学位授与方針を明示しているか。

〔教育目標に基づく学位授与方針の明示〕

・学士課程の教育目標の明示
・教育目標と学位授与方針との整合性
・修得すべき学習成果の明示

【現状説明】

(1) 学部共通

本学の「建学の精神」に則り、教育理念、教育目標を定めている。教育目標は「１．高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成。２．人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底。３．国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施。に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応える。」である。また、本学学則総則第１条に「本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術的見地よりその専門的知識と技能を授け、その応用と研究の能力を養うことを目的とし、社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ、社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成を使命とする。」として大学の使命を定めている。また、学則第２条第４項に基づき、「本大学の学部、学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的」を定めている。

これら教育目標、使命および学部、学科における人材の養成に関する目的に基づき、各学部において「学位授与方針」を定めている。

(2) 流通科学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．幅広い教養と流通・マーケティングに関連する、基本的かつ専門的な知識の体系的な理解。２．実践的な情報リテラシーとコミュ

ニケーション能力の修得。３．経済社会における諸問題の解決能力の修得。４．ビジネス活動の社会的貢献と責任の理解。５．獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力と、それを根底で支える視野の広い実践的な人格や態度の修得。」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(3) 経営学部

学部の学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．幅広い教養と視野の広い、実践的な専門的経営管理能力。２．実践的行動力と自律的・創造的問題解決能力。３．チームの一員として協働するコミュニケーション能力。４．倫理観を持ち、挑戦する勇気と継続する力。５．グローバル社会への対応力。」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(4) 経済学部

教育目標は、平成２３年度に検討し、「現在の経済社会における民間部門及び公共部門が果たす役割と与える影響の理解、並びに今日の日本社会に求められる健康で活力ある社会の形成及び情報化・グローバル化した現代社会への対応に必要な知識の修得といった、それぞれの目標に向けた経済学の学修を通じて、社会人として自立した人材の育成をめざす。

以上を踏まえて、教育目標を次のように定める。

① 豊かな教養を涵養し、経済学の知識を身に付ける。

② 経済学的な思考力を身に付ける。

③ コミュニケーション能力を身に付ける。」と定めた。

学位授与方針は、平成２３年度に検討し、

「１．養成する能力

・物事を合理的・論理的に判断するための思考力を身に付けている。

・情報の収集・分析・発信に必要な基礎的・専門的技能を習得している。

・現代社会が抱える様々な課題に対する理解・問題意識を高めている。

・社会の変化を多面的に把握するための幅広い知識・視点を身に付けている。

２．学位授与の条件

・養成する能力修得の達成度は、履修した科目の成績評価によって決定する。

・本学で規定された在籍期間の間に、所定１２８単位以上の単位修得（所定の科目を履修し単位を修得すること）を必要とする。

・上記の要件を満たした者に対して、教授会の承認を経て学士の学位を授与する。」

としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(5) 法学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「法学部では、履修科目の学修を通じて次のような能力を身につけた者に対して、学士（法学）の学位を授与する。１．幅広い教養と社会に対する深い関心をもち、問題の本質を見極める能力。２．正義・公平などの法原則に照らして妥当な結論を論理的に導き出し、問題を解決する能力。３．積極的・主体的なコミュニケーションを通じて、他者と信頼関係を築き、社会に貢献する能力。

これらの能力の判定は、本学の学則に定める卒業に必要な所定の単位の修得によって行う。」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(6) 外国語学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．社会人として必要な実践的な知識を身につける。２．語学に関心を持ち、外国語を行使する能力を身に付ける。３．異文化理解を通し、物事を広い視野で見ることができる。４．協調性を大切にし、他人と良好なコミュニケーションをとることができる。５．問題に直面した際に自らの力で解決しようとする態度をもつ。」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(7) 国際学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．世界および日本の生活文化に対する幅広い知識を身につける。(知識・理解) ２．コミュニケーション・スキルや論理的思考力を身につけ、応用できる。(汎用的技能) ３．自分で課題を設定し、情報を収集分析し、その課題を主体的に解決することができる。(汎用的技能･総合的な学習経験と創造的思考力) ４．世界および日本の生活文化の多様性を尊重し、視野の広い実践的人材として社会で積極的に行動することができる。(総合的な学習経験と創造的思考力) ５．現代社会が抱える諸課題に対して、大学で学んだことをもとに協働して実践的に解決しようと努める。(態度・志向性)」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(8) 情報学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．幅広い教養を身につけ、物事を多面的に考察する力を身につける。 ２．コンピュータサイエンスの基礎と人間の情報処理の基本を理解する。 ３．情報コンテンツを始めとする情報処理技術の応用分野についての概括的な知識を得る。 ４．数理的・論理的に思考する能力を養い、また他者とも有効な議論を行うことによって問題を解決する力を身につける。 ５．現代社会における情報システムの役割を理解し、倫理的な問題についても正しい判断を導くことができる。 ６．獲得した知識や技能を総合し、広い視野を持って、新しい技術にも対応できる実践的な課題解決能力を身につける。」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

(9) 企業情報学部

学位授与方針は、平成２３年度に検討し「１．多様な情報や知識を広い視野から体系的に理解するとともに、的確に表現する能力を身につける。(知識理解と総合的な学習経験) ２．会計・ビジネス・ＩＴ情報に関する基礎とその応用に関する専門知識を深め，その実践的な技術を修得する。(汎用的技能・分析洞察力) ３．様々の事象や諸問題について，多面的・論理的に分析・把握するとともに、その事象や問題の本質を見通す能力を身につける。(分析洞察力) ４．これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、問題を解決する能力を身につける。(創造的思考・問題解決力) ５．企業倫理と社会的規範・ルールを強く認識し、社会の変化に積極的に対応できる能力を身につける。(態度・志向性)」としており、修得すべき学修成果を具体的に示している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

学士課程の「教育目標」は、「建学の精神」、「教育理念」および学則第１章総則第１条に示す「使命（教育研究上の目的)］に基づいて設定されている。また、「学位授与方針」は、「教育目標」および「人材の養成の目的、教育研究上の目的」に沿って定められている。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

２．教育目標に基づき教育裸程の編成・実施方針を明示しているか。

〔教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示〕

・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

【現状説明】

(1) 学部共通

学則第２条第４項に基づき、「本大学の学部、学科における人材の養成の目的、教育研究上の目的」を定め、「学位授与方針」に従い、平成２３年度に各学部で検討し「教育課程編成・実施の方針」を定め、ホームページに明示している。

学則第７条に「本学生の卒業に必要な授業科目および単位数」を記載し、授業科目の区分、区分からの修得単位数および必修・選択別の単位数等を記載している。また、履修要項にも同様の内容を記載している。

これら「理念」、「使命」、「教育目標」および学部、学科における「人材の養成の目的、教育研究上の目的」および「学位授与方針」に基づき、各学部の「教育課程の編成・実施の方針」を定めている。

(2) 流通科学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．共通科目による幅広い教養、専攻科目による体系的なカリキュラムの編成と、それに応じた授業内容の構築。２．経済社会に関する情報収集・分析・発信能力の養成。３．実学を重視した授業の実施。４．社会人としての正しい見識や倫理感の養成。５．視野の広い実践的な人格や態度に基づいて、獲得した知識・技能等を総合的に活用し、課題を解決する能力の修得。」としている。

(3) 経営学部

本学部・経営学科の教育課程編成・実施の方針は、平成２３年度に検討し、「１．幅広い教養と豊かな人間性を身につける。２．経営管理に必要な基礎知識と技能を身につける。３．基礎知識・技能に基づく問題解決能力を養う。４．参加及び人的交流を促進する。５．社会性を意識しつつ、挑戦する力を身につける。６．世界を見据えた経営能力を養う。」であり、ホスピタリティ経営学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．幅広い教養と豊かな人間性を身につける。２．ホスピタリティ業界におけるリーダーとして企業経営の知識を身につける。３．理論を実践に応用し、行動につなげる力を養う。４．ホスピタリティ精神（柔軟性・チームワーク）を活かしたビジネスコミュニケーションスキルを身につける。５．ホスピタリティ業界の職業倫理を理解し、現場力を養う。６．ホスピタリティ業界のグローバル化に対応する語学力と国際感覚を身につける。」としている。

(4) 経済学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．講義科目には共通科目と専攻科目を設置し、専門教育を含む幅広い教養を身に付けることで学士として求められる幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養することをめざす。※１　２．コース制を設置し、興味や関心に応じてコースごとに基礎と専門知識を体系的に学べるようにする。※２　３．１年次に「基礎科目」を設置し、経済学を学ぶ上で前提となる制度・歴史・理論の基礎的な知識を修得する。※３　４．「コース科目」を設置し、それぞれのコースに必要な幅広い専門知識を体系的かつ順次的に学修する。※４　５．１年次から４年次まで「演習科目」を設置し、４年間一貫した少人数教育の学修機会を提供する。※５　６．「関連科目」を設置して、「基礎科目」、「コース科目」、「演習科目」では十分に提供できない学位授与方針で定めた「養成する能力」の教育内容を補完する。※６」

実施については次のように定める。

※1 ・共通科目に「導入教育ユニット」、「キャリア教育ユニット」、「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ」、「総合科目」、「言語と文化」の科目群を設ける。
・専攻科目に「基礎科目」、「コース科目」、「コース外科目」、「関連科目」を設ける。

※2〔産業経済コース〕
情報化・グローバル化した現代の産業部門が社会や経済に果たす役割と与える影響を理解するために必要な科目群を設ける。

〔公共経済コース〕
公共部門が社会や経済に果たす役割と与える影響を理解するために必要な科目群を設ける。

〔スポーツ経済コース〕
現在の経済社会におけるスポーツの多様な価値の理解と可能性を探求するために必要な科目群を設ける。

〔グローバル・エコノミーコース〕
経済学的思考力と国際感覚をともなう判断能力を身に付けるために必要な科目群を設ける。

※3 ・経済の諸制度を学ぶ「経済入門」を設定して、高校での知識の確認と大学での専門教育へと円滑につなぐ。
・理論系科目と歴史系科目を設定して、それぞれのコースの専門分野に進むに必要な共通の基礎知識を養う。

※4 ・コースごとに「理論」、「分析・ツール」、「政策・制度」、「歴史」の科目を設け、年次が進むに従って各部門の専門性や特殊性を深化させる。
・「理論」については、先修制（基礎科目の理論系科目の単位を修得しなければ履修できない）とする。
・各コースに必修科目を設け、各コースの基軸となる知識を修得する。
・各コースに共通の選択必修科目を設け、経済学の基礎知識から専門知識への修得につなげる。
・各コースに独自の選択必修科目を設け、コースごとにそれぞれの特性に応じた体系的な専門知識を修得する。

※5〔フレッシュマンゼミナール〕
１年次生対象のゼミナールを前期と後期に設け、大学環境への適応と人間関係の再構築による自立をめざす。

〔基礎ゼミナール〕
２年次生対象のゼミナールを前期と後期に設け、自己の可能性の追求と将来の方向付けをめざす。

〔専門ゼミナール〕
３年次生および４年次生対象のゼミナールをそれぞれ前期と後期に設け、経済学および周辺領域から選択した専攻分野の学修ならびに社会人としての自立をめざす。

※6 「関連科目」に「キャリア支援」、「特別講義」、「ワークショップ」、「研修・留学」、「単位認定」の科目群を設ける。

〔キャリア支援〕
キャリア形成を幅広く支援するために、「キャリア支援科目」を設ける。

〔特別講義〕
経済や社会への興味や関心を高めることを目的とし、現代社会の変化に対応したテーマや必要とされる幅広い知識を提供するために「経済学特別講義」を設ける。

〔ワークショップ〕
特定の技能習得を目的とした、演習科目を補完する比較的少人数の授業科目を設ける。

〔研修・留学〕
グローバル化に対応できる能力の養成をめざして、海外研修や海外留学の科目（グローバル・エコノミーコースに限定）を設ける。

〔単位認定〕

習熟度の比較的高い学生へのさらなる英語学習のモチベーションを高めるために、ＴＯＥＩＣのスコアを基準に単位を認定する。」

としている。

(5) 法学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「法学部では、教育目的を達成するため、法学科を設け、次のような方針に基づいてカリキュラムを編成・実施する。１．幅広い教養と基本的な学修能力を身につけさせるため、全学共通のカリキュラムとして共通科目を設ける。２．法学の専門知識とリーガルマインドを身につけさせるため、専攻科目を設け、段階的学修の便宜に配慮して、先修科目群、基幹科目群、展開科目群に分ける。３．卒業後の進路の多様性に配慮し、コース制を設ける。４．他の学部の専攻科目の履修を広く認め、卒業必要単位数に算入できるものとする。５．知識の活用能力、論理的思考力、問題解決能力、表現力、コミュニケーション能力など、社会生活に必要な能力を育成するため、全学年に本学専任教員の担当による演習科目（ゼミナール）を設け、学生参加型の少人数教育を実施する。」としている。

(6) 外国語学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．社会人に必要な一般科目（共通科目）２．実践的なスキルを磨く科目（基礎科目）３．語学関係の資格取得を支援する科目（コース関連科目）４．口頭、文章などさまざまな形で日本語および英語で表現能力を身に付ける科目（応用科目）５．英語圏以外の言語や文化についても理解を深める科目（コース関連科目、共通科目「言語と文化」）６．文化の多様性を認め、知的興味を深める科目（コース関連科目）７．グループ・ワーク、ディスカッション科目（基礎科目、演習科目）８．レポート、口頭発表などで、自分で課題を見つけて、問題解決する能力を身につける科目（演習科目）」としている。

(7) 国際学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．国際化の進む現代社会における国際的教養や発展するアジア環太平洋地域に関する科目、およびそれらを応用した多彩な専攻科目を配置する。２．各自の専攻を超えて幅広く関心ある共通科目や専攻科目を履修して学際的視野を養う。３．少人数でおこなわれる参加型の語学科目および基礎学力を培う科目を配置する。４．課題解決型の学習方法を身につけるため、研究や討論を実践的に積み重ねる少人数の参加型授業をおこなう。５．提携大学への留学によって、異文化の中での生活を体験する。６．課題を発見する意欲と問題を解決する能力を培い、国際学部での学びの仕上げとして少人数制の「卒業研究」を必修とする。」としている。

(8) 情報学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．共通科目により、幅広い教養と豊かな人間性を身につける。２．１年次配当としてコンピュータサイエンス科目群Ⅰ類にプログラミング等の基礎的な科目を置き、ヒューマンサイエンス科目群、コンテンツテクノロジー科目群についても基礎的科目を配置する。３．２、３年次配当としてコンピュータサイエンス科目群Ⅰ類に加えてより応用的なⅡ類を置き、ヒューマンサイエンス科目群、コンテンツテクノロジー科目群について専門的科目を配置する。また、応用分野に対応するための展開科目群の科目を設置する。４．数理的・論理的に思考する能力を養い、コミュニケーション能力を向上させるために少人数の実践的な演習科目としてゼミナールⅠ、Ⅱを設置する。また、プログラミング科目を必修とし、論理的思考能力の向上を図る。５．情報社会と倫理性に関する科目を１、２、３年次に多く配置し、情報系の学部として社会との関わりや倫理を教育するカリキュラムを充実させる。６．専門科目で学んだ知識を総

合し、広い視野を持って、自ら新しい課題に取り組むための実践的な演習科目としてゼミナールⅢ、卒業研究をそれぞれ３、４年次に配置する。」としている。

(9) 企業情報学部

本学部・学科の教育課程編成・実施の方針は、「１．日本語と特定の外国語を用い、またＷｅｂを使用するなどしてコミュニケーション・スキルを身に付けるとともに、ビジネス・経済・社会現象について体系的に整理・把握し、表現できるように、共通科目および１年次演習科目とともに、学部内共通の必修科目を設ける。２．会計・ビジネス・ＩＴ情報に関する基礎知識を修得するとともに、企業情報の重点分野について専門知識を深め技術を修得するために、企業情報基礎群と会計・ビジネス情報群およびＩＴ・社会情報群から構成される専攻科目を設ける。３．卒業後に必要な知識を修得し、各人の興味と卒業後の希望する進路を考慮して時代のニーズにあった専門コースを設定し、各コースに必修科目を設けて基礎から応用へと知識と技術の修得を促す。４．専門知識・技能・態度等を総合的に活用し、論理的に思考し、的確な表現力とコミュニケーション力を涵養し、問題解決能力を身につけるために、２年次演習・３年次演習では少人数教育を実施する。５．これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に取りまとめ、これを活用・企画・立案して、新たな課題を解決する実践的能力を涵養するために４年次に卒業研究を設ける。」としている。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

学士課程の「教育課程の編成・実施の方針」は、「学位授与方針」等に基づいて設定し、ホームページに明示している。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

〔教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表〕

・周知方法と有効性

・社会への好評方法

【現状説明】

(1) 学部共通

平成２２年度に学則第２条第４項に基づき、学則の別として「本大学の学部、学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的」を定めるのを機会に、以前から設定している内容を各学部で検討、新たに設定し、各学部・学科の「人材養成の目的、教育研究上の目的」を平成２３年度からホームページに公開した。

「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施の方針」は、平成２３年度に各学部で設定し、平成２４年度からにホームページで公開している。また、「教育目標」もホームページで公開している。

平成２５年度版「大学案内２０１３」に「建学の精神」と併せて「学部・学科の人材養成の目的、教育研究上の目的」とともに「求める学生像」を掲載し、教職員、企業、学校及び入学希望者等に配付し社会に公表している。各学部での取組は次のとおりである。

(2) 流通科学部

１年次生対象のゼミナールでは前期と後期にそれぞれ「合同ゼミナール」を行い、その中で本学部の目的、特色、カリキュラム内容を学生に対して説明している。

(3) 経営学部

大学入学後は、入学式後の学部長挨拶と教員紹介の場で、学生ならびに保護者に説明している。

(4) 経済学部

教授会の審議を経て、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を設定し、教職員に周知するとともに、１年次生には、オリエンテーションで資料を配付している。

また、１年次生に対しては入学時にフレッシュマンセミナーを実施し、本学の建学の精神等について説明した上で、アンケートを実施し確認している。

(5) 法学部

教授会の審議を経て、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を設定し、平成２４年度に教職員に周知している。

在学生に対しては、各セメスターの授業開始に先だって実施するオリエンテーションにおいて随時説明している。

平成２４年度には、オープンキャンパスの際に、模擬講義や学部紹介において教員が訪問者に学部の特色やカリキュラム内容、進路などについて説明している。

(6) 外国語学部

特記事項なし。

(7) 国際学部

本学部生には、基礎的な演習科目「ゼミナールＩＡ・Ｂ」の中で、本学部で学ぶことの意義や目的を理解する機会を提供している。

本学部の教育目標の周知に努め、入学希望者やその保護者に対し、年数回開催されるオープンキャンパスの学部紹介や模擬講義で紹介している。また、併設高等学校の生徒や保護者に対して、本学部の教育目標を織り込んだ説明を行っている。

(8) 情報学部

オープンキャンパスや高校からの大学訪問の際には、教員が訪問者に学部の特色やカリキュラム内容、進路などについて直接説明している。

(9) 企業情報学部

オープンキャンパスの際の模擬授業や学部説明においても、会計簿記とコンピュータスキルとを柱にした本学部の特徴を専門の教員が解りやすく説明している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

「建学の精神」と併せて「教育理念」、「教育目標」とともに学部、学科の「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施の方針」をホームページに公開している。平成２５年度版「大学案内２０１３」に「建学の精神」と併せて「学部・学科の人材養成の目的、教育研究上の目的」とともに「求める学生像」を掲載し、教職員、企業、学校及び入学希望者等に配付し社会に公表している。また、併設高等学校の生徒、保護者、教諭に対して、進学説明会等で「建学の精神等」、「教育理念」等を説明している。

(2) 改善すべき事項

ホームページで公表しているが、入学者の保護者に対する周知のため、入学式後の保護者を対象とした大学の概要説明において、平成２５年度から配付資料に建学の精神と併せて「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施の方針」を記載し説明する。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

(2) 改善すべき事項

入学後にゼミナールまたはオリエンテーションで、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目標」とともに「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施の方針」を知っているかをアンケートで確認および周知を行う。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的な検証を行っているか。

〔教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証〕

【現状説明】

(1) 学部共通

本大学の学部、学科における「人材の養成の目的、教育研究上の目的」を各学部教授会において検討し、平成２２年１２月に学部長会議で学部間の調整を行い、学則第２条第４項に基づき別にこれを定めている。学士課程の「教育目標」は、「建学の精神」に基づいて設定、「学位授与方針」は、「教育目標」に沿って定め、学士課程の「教育課程の編成・実施方針」は、「学位授与方針」に基づいて設定している

その後、「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」を平成２２年度から平成２３年度にかけて各学部教授会で検討、学部長会議で協議し設定した。平成２４年度からこれを適用している。

各学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

教学関係事項については、教授会で審議している。

各学部の教授会だけでは調整できない全学的な事項については、学部長会議において、審議される諸案件や関連事項を検討、調整したうえ教授会で審議している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、今後検証を行う予定である。

(3) 経営学部

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を設定して間もないため、検証は行っていない。

(4) 経済学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は平成２４年度から適用のため、今後、教授会を通じて定期的に検証を行う予定である。

(5) 法学部

教育課程の編成・実施方針については、平成２３年度から法学部教授会で選出したメンバーで、必要に応じ議論している。選出されたメンバーが素案を作り、教授会で審議、修正をするという方法をとっている。

(6) 外国語学部

平成２３年度から学部長、学部長代理及び教務部委員を中心として、学部の自己点検、カリキュラム改訂などの学部の問題点・改革案を検討した後、教授会で審議する予定である。

(7) 国際学部

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を平成２３年度に設定した。今後、本学部内で、適切性について定期的に検証を行う。

(8) 情報学部

教育課程の編成・実施方針については、必要に応じて、カリキュラム検討会を開催して議論している。検討会のメンバーは情報学部教授会で選任し、検討会で作った素案を、教授会で審議、修正をするという方法をとっている。

(9) 企業情報学部

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、教授会において討議と検証作業を継続的に行っている。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

教育課程編成の目的を具体的に実現するため、教授会、学部間の調整を行う学部長会議､教学全般の調整を行う教務部委員会､教務部委員会の招集による各種担当者会議は、定期的に開催している。

(2) 改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、平成２４年度からの適用のため、定期的な検証は行っていない。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

教授会で審議し、学部毎に作成された学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、全学機関である「学部長会議」で協議され、学部相互の調整を図っている。

(2) 改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、年度毎のカリキュラム編成時およびカリキュラム改正時に教授会で検証作業を行うことのルール化を検討する。

Ⅱ．学部の教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〔教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成〕

・必要な授業科目の開設状況
・順次性のある授業科目の体系的配置
・専門教育・教養教育の位置づけ

【現状説明】

(1) 学部共通

① 必要な授業科目の開設状況

② 順次性のある授業科目の体系的配置

大学設置基準教育課程の編成方針第１９条の主旨は、大学は教育上の目的を達成するために必要な授業科目、すなわち各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしており、教育課程の編成は、専門の学芸を教授、幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮して共通科目・専攻科目・演習科目および資格関係の課程科目から構成している。

大学設置基準教育課程の編成方法第２０条の主旨に沿い、履修要項の「授業科目一覧［共通科目］、［専攻科目］、［演習科目］」に各授業科目の配当年次を明記、全授業科目を必修・選択に分け、配当年次およびグレードを科目名に表示して教育課程の順次性を確保している。学期毎の開設科目については、授業時間割で確認することができる。

また、大学設置基準社会的及び職業的自立を図るための体制第４２条の２の主旨に沿い、倫理性を養う科目、情報処理能力を高める科目、「ボランティア」、「就業体験」などの自己と社会との関わりに関する科目などを設けている。

共通科目（基礎教養科目）は全学部共通で開設し、「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「総合科目」、「言語と文化」、「導入教育ユニット」、「キャリア教育ユニット」の８つの分野から構成している。

倫理性を培う科目として、１年次配当の「哲学入門」、「倫理学概論」、「宗教学」、２年次配当の「倫理学特論」、「東洋の思想」、「西洋の思想」がある。法的内容の科目としては、１年次配当の「法学入門」、「現代法学」、「現代憲法Ａ、Ｂ」、２年次配当の「国際社会と法」を開講している。これらの基礎的な教育の上に、専攻に関係する倫理的・法的な内容のいくつかの専攻科目を開講している。

「自然と情報」の分野に「情報基礎演習」、「コンピュータ・サイエンス」の科目を設け教養教育においても情報処理能力を高める授業を行っている。

ボランティア活動、インターンシップなどの職業体験、留学などを通じて、自己と社会との関わりについて考えを深めることも教養を培う上で重要であり、「人間と社会」の分野に「海外インターンシッププログラム」、「国内インターンシッププログラム」、「就業体験」、「文化活動論」を設置し、科目毎に配当年次を変え段階を追って経験ができるように配慮し、大学内における講義と学外における実習を併用して行う授業を集中講義形式で開講している。「研修（ボランティア）」では、教育委員会等を通じての学校教育現場でのボランティア活動を行う実習と大学内における講義を集中講義形式で開講している。

心身の健康のための科目として「健康とスポーツ科学」の分野に「健康科学論」、生涯教育としての「生涯スポーツ論」を設置し、食に関する事項や健康管理、スポーツや日

常における心の持ち方などの内容の授業を設置している。また、「生涯スポーツ論」は、在学中だけでなく卒業後においても有効である。

「総合科目」では、学生の知的好奇心を喚起するための工夫として、「ヨーロッパの歴史と文化を知る」、「コミュニケーションの重要性を理解する」、「キャリア教育を考える」、「ワールドツアー」等のテーマを掲げ複数の教員による授業を行うとともに年度毎に内容を検討している。

３年次配当の高年次向け講義科目として「国際政治」、「生涯スポーツ論」、実習・研修等を含む科目として「国内インターンプログラムⅡ」、「就業体験Ⅱ」、「文化活動論」、「スポーツ活動論」を設置している。

共通科目分野の「言語と文化」において、一言語(外国語学部は二言語)のみの制限を撤廃し、学生が希望する外国語の複数履修および修得単位を要卒業単位に含める内容とした。また、平成２３年度から「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「スペイン語」の語学科目の他に「韓国語」も取り入れ、ランゲージセンターが中心となり、語学担当者によるオリエンテーションでの説明会を実施し学生の履修を促している。

これらの開設授業科目は１年次生を対象とした授業科目や卒業後を意識した授業科目などに配当年次を示し、系統的に履修する科目についてはグレードで示している。学部のコースにおいて履修モデルを示し、また、必要によりシラバスに先修科目を記載している。

本学では、免許の取得を希望する学生のために「教職課程」を設置している。これらの履修を希望する学生のために教職課程履修要項、説明資料を作成し配付している。

③ 専門教育・教養教育の位置づけ

視野の広い人材として一般社会に貢献するためには、専門的な知識にとどまらず、様々な分野について学ぶことが必要である。広い教養を身につけることを目的として開講されているのが共通科目である。共通科目の分野は、１年次生を対象とした「導入教育ユニット」および卒業後に意識を持たせるという目的をもつ「キャリア教育ユニット」を配置することで、４年間の時間軸を学生に意識させる構成としている。これらの科目の設置により１年次教育とキャリア教育の充実を図った。これに従来の「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「言語と文化」の横に広がる各分野を組み合わせることで、科目群に広がりを持たせている。

各学部の状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

本学部では、「実社会でマーケティングを実践できる人材」の育成を目的とした「流通科学部の学びの流れ」を具体化し、１年次ではＳｔｅｐ１「始」(はじめる)・本学部での学修をスタート、２年次ではＳｔｅｐ２「覚」(めざめる)・理解を深め、学ぶ楽しさを実感、３年次ではＳｔｅｐ３「深」(ふかめる)・より専門的に学びながら各自のテーマを追及、そして４年次ではＳｔｅｐ４「極」(きわめる)・実践教育を通して実社会に通じる力を修得できるように、建学の精神を基本的理念とし、幅広く製造業、流通・サービス産業などの第一線に従事しうる能力を身に付けるべく、実務・実践に通用する人材の育成を育てる学生像として描き、多様化、情報化、グローバル化する製造業、流通・サービス産業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーション能力を核とした専門的、学際的研究と実践教育を行うことを目標とした専門教育の授業科目を「基礎科目」・「基幹科目」・「専攻応用科目」から４４単位以上、「専攻共通科目」・「関連科目」から１２単位以上として各区分からの最低必要単位数を設定している。専門教育科目の最終段階として２年間のゼミナールⅢ・ゼミナールⅣの存在は不可欠である。ゼミナールⅢ・ゼミナールⅣに割り当てられている８単位は、卒業必要単位数に対して６．３％を占めている。また、専攻科目の卒業必要単位数は６６単位であり、その比率は６６：８、約８分の１である。学生の履修

の実態に鑑み、科目の選択の自由度を高め、より履修し易く、単位を修得し易い形へと変更してきた。

専門教育については、受講生の進路の決定にも資するように体系的な編成としてコース制を設けてきた。また、コース毎に入門科目を設け、１年次でマーケティング入門やビジネス入門を学び、これを基礎として２年次では流通科学特別講義やコース別学修に即した科目を設置し専門教育科目への移行に配慮している。また、１年次には経済の様子を的確に把握し、流通のあり方を併せて学修するのに役立つ「商業学」、「基本経済論」、「入門簿記」を設けて、流通科学の基本的概念の学修に役立てており、本学部の専門教育に係る教養教育の役割を担っている。

(3) 経営学部

① 経営学科

経営学科の専門科目群は、敢えて専門的学問領域で分類するのではなく、学生に分かりやすく、学びやすく、教育目標を達成するために「学びのステップ」を意図して分類し、教育科目を体系化している。

経営の専攻科目は、「基礎科目」、「経営基幹科目」、「経営応用科目」、「経営関連科目」、「経営外国語科目」と「演習科目」に大別することができる。

「基礎科目」は、経営学を学ぶ上で基礎を養うために設定された「基礎経営学」、「基礎会計学」および「基礎経済学」を学修し、かつ今日のＩＴ時代に適応し、ビジネス・ツールとしてパソコンやインターネットを駆使する能力を育成するために、「基本パソコン演習Ⅰ」、「基本パソコン演習Ⅱ」が設定されている。以上の５科目１６単位を必修と位置づけている。

「経営基幹科目」は、基礎科目によって築き上げた土台の上に、最低限積み上げてもらいたい経営専門科目である。「経営史Ａ」、「経営管理論」、「経営戦略論」、「経営組織論」、「経営形態論」、「マーケティング論」、「経営財務論」、「人的資源論」、「生産管理論」および経営のための会計科目として「簿記原理Ａ」、「簿記原理Ｂ」、「原価計算」、データ解析に必要な「基本統計学」を設置し、１６単位以上を修得することとしている。「経営史Ａ」の分野は、平成２３年度入学生から「企業者史」との領域を明確に区分するため、経営応用科目から経営基幹科目に変更した。

「経営応用科目」は、基礎科目と経営基幹科目を学び、さらに経営学ならびにその関連科目を学修することによって、経営管理能力を深め、その領域を拡げることを目的としている。「ベンチャー・ビジネス・マネジメント」、「現代起業論」、「現代産業事情」、「企業倫理論」、「経営環境論」、「経営ケース・スタディ」、「新規事業創造論」、「スモール・ビジネス・マネジメント」、「スモール・ビジネス・ファイナンス」、「経営統計学」、「ビジネス・ゲーム」、「経営シミュレーション」、「工業簿記」、「後継者インターンシップ」、「経営体験合宿授業」、「リスクマネジメント」、「企業経営論」、「経営学史」、「知的財産管理論」、「経営情報論」、「管理会計」、「経営分析」、「会計監査」、「マネジメント・プラクティス」、「経営史Ｂ」、「グローバル経営論」を設定し、各コースの必修科目を含めて２８単位以上を修得することとしている。

「経営関連科目」は、経営の隣接諸科学として「財政学」、「会社法」、「民法」、「税法」、「応用パソコン演習」、また経営学の特別テーマで講義し、弾力的に運用することができる「経営学特別講義」などの科目群であり、経営学の知識を補強し、視野を拡げることに有益である。グローバル管理者育成コースの学生対象に、語学留学の科目として「グローバル・スタディⅠ～Ⅹ」、専門留学の科目として「グローバル・スキルＡ～Ｅ」、ＴＯＥＩＣ®のスコアによって単位認定するための「ＴＯＥＩＣⅠ（５００点)」、「ＴＯＥＩＣⅡ（７００点)」を設定している。また、本学部の基本方針であるキャリア教育の充実を図るための「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」がある。

「経営外国語科目」は、主としてグローバル管理者育成コースの語学力、留学準備のための科目である。「海外留学支援Ⅰ、Ⅱ」、「ビジネス・コミュニケーションⅠ～Ⅳ」、「英文経営時事講読」、「英語で分かる経営学」、「経営英書講読」が設定されている。

「演習科目」としては、通年開講４単位の「ゼミナールⅠ～Ⅳ」があり、平成２３年度から半期開講２単位の「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」「ゼミナールⅡA、ⅡB」「ゼミナールⅢA、ⅢB」「ゼミナールⅣA、ⅣB」に分割名称変更した。「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」は必修であり、教員の個性を発揮するため、さまざまなテーマで行われていたが、平成２４年度から全クラス統一シラバスで学びのための基礎教育を行っている。「ゼミナールⅡ」は統一シラバスで、キャリアデザインを考えるという内容を持ち、合同ゼミナールではキャリアデザインの専門家による講義を行い、個別ゼミナールでそのフォローを行った。また「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」は、専門を深める内容となっている。「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」は完全に必修であるが、「ゼミナールⅡ～Ⅳ」は、履修を勧めるが、専攻科目での代替も可能としている。

② ホスピタリティ経営学科

平成２４年度にカリキュラム改正を行い、専攻科目は「基礎科目群」、「経営学基礎科目群」、「ホスピタリティ経営学科目群」と「演習科目」から構成されている。ホスピタリティ産業で活躍できる人材の育成を目的に、「実践的な経営・運営力」、「国際感覚」、「コミュニケーション能力」に重点をおいている。

「基礎科目群」は、社会人としての基礎力向上を目的としての「ビジネス・スキルⅠ・Ⅱ」、英語によるコミュニケーション力養成のための「ホスピタリティ英語Ⅰ～Ⅳ」、ＩＴの基礎力をつけるための「基本パソコン演習Ⅰ・Ⅱ」から構成され、基礎力をしっかりと身につけることを目指し８科目中６科目を必修科目としている。

「経営学基礎科目群」では、ホスピタリティ経営学を修得するために、経営学、会計学、経済学の基礎を学び、そのなかでも特に「基礎経営学」を必修としている。

「ホスピタリティ経営学科目群」は、「コア科目」、「業界科目」、「専門科目」、「企業実習」から構成されている。ホスピタリティ産業の経営幹部としてのマネジメントスキルの修得を目指すものである。

「コア科目」では、ホスピタリティ・マネジメントの基本的概念を学ぶ途ともに感性を磨くため、「ホスピタリティ・マネジメント概論」、「ホスピタリティ・マーケティング」を必修としている。

「業界科目」では「ホテル・レストラン業界」、「ツーリズム・エアライン業界」、「イベントマネジメント業界」に分け、宿泊、レストラン、ブライダル等の具体的な部門の実務や運営に関して、実践的な知識と技能について修得し、経営幹部としての幅広い基礎知識を身につける。

「専門科目」では、「マーケティング」、「ファイナンス」、「経営人材」、「関連科目」に分け、経営、危機管理、人的資源、会計などの関連科目を設定し、「ブランド・ビジネス論」をはじめとして、消費者のニーズを分析、把握して、顧客への販売へと結び付けるビジネスに不可欠な実践的マーケティングの視点を養う。また、ホテル経営・運営管理手法を多角的かつ実践的に修得する。

「企業実習」では、３００時間の就業体験を通して、現場の仕事を体感し、将来の経営幹部としての視野を広げることを目的としている。

「演習科目」は、１年次から４年次まで、一貫したホスピタリティ・マネジメント教育の指導体制により実施され、個別ゼミナールと合同ゼミナールの適切な組み合わせを実施し、少人数教育を行っている。「ゼミナールⅠ～Ⅱ」を必修とし、シラバスを統一している。

(4) 経済学部

カリキュラム改正（平成２４年度入学生以降適用）では教育課程の体系性に配慮した教育課程をめざして編成しており、本年度より教育課程の編成・実施の方針に基づき、授業科目を１年次配当科目より順次開講する。

なお、教育課程における体系性および順次性に対する配慮については、次のとおりである。

① 専攻科目に基礎科目を設置した。
② 理論系科目に先修制を導入した。
③ コースごとの専攻科目をそれぞれ１年次、２年次、３年次に分けて配置した。
④ 演習科目（１年次、２年次、３・４年次配当）の方針を明確化した。

(5) 法学部

共通科目と専攻科目については、双方が並存するくさび形の履修を採用している。

専門教育の基礎科目として、法学関係では「法学入門」、「現代法学」を配置し法学部における専攻科目の基礎教養の科目として設定している。さらに、教職課程としても位置づけている「現代憲法Ａ、Ｂ」を設置し一般学生にとっても必要な科目となっている。

１年次前期には、共通科目（各２単位）の中から自由に選択した科目の学修が中心となるが、必修の１語学１科目（２単位）、「表現Ａ（日本語）」、「表現Ｂ（情報）」、「表現Ｃ（スポーツ）」のうち１科目の履修（平成２０年度入学生より適用）、専攻科目のうち導入科目的意義をもち先修科目群に位置づけられる「法学案内」、「公法概論」、「民事法概論」の３科目（各２単位）、および１年次配当の演習科目「一般ゼミナール」の履修が求められる。「一般ゼミナール」では、高校までとは違う大学での学習方法になじみ、広く学問研究一般の基礎を身につけることが目標とされている。

１年次後期には、必修語学のもう１科目（２単位）のほか、共通科目から自由に選んだ科目を履修するが、専攻科目の「憲法Ⅰ（統治機構）」、「刑法総論」、「民法Ⅰ（総則）」３科目（いずれも先修科目群・４単位）の履修を義務づけ、法学の中でも最重要の領域について本格的な学修を開始する。「一般ゼミナール」では、前期からの学修が継続される。

２年次では、法学の基本的領域を扱う専攻科目（先修科目群および基幹科目群）の学修が中心となる。前期の履修登録時には、行政コース・企業コース・市民コースの３コースから、自己の卒業後の進路を考慮して１つを選択するが、そのコース選択により、各科目群の科目構成が若干異なることになる。必修の演習科目「入門ゼミナール」では、法学領域に焦点を当てた少人数教育により、専門的な研究の手ほどきとサポートを受ける。そのほか、共通科目についても、相対的に高度な内容を扱う２年次配当科目を含む科目群の中から、自己の意欲と関心に応じて自由に科目を選択し学修することができる。

３年次でも専攻科目の学修が中心となるが、「基幹科目群」のほか、応用的・発展的内容を含む「展開科目群」にも選択の幅が広がる。３年次配当の演習科目「専門ゼミナールⅠ」は、受講生が特に関心をもった法学分野について専任教員とともに学修する場であり、４年次配当の「専門ゼミナールⅡ」へと続く実質的に２年連続の科目である。共通科目から自由に選択できることは２年次までと同様である。

４年次では、卒業要件となる単位数のうち未修得の部分があれば、まずそれを補完する。さらに、一方で卒業後の進路を決め、そのための準備に当たるとともに、他方で自己の意欲と関心に応じて共通科目や専攻科目を学修し、４年間の学修を仕上げる。なお、本学部においては、いわゆる卒業論文は課さない。

(6) 外国語学部

社会人として必要な幅広い教養を培うため、基礎教育の共通科目を、「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「総合科目」の５分野から計６単位以上を、最低修得すべき単位数としている。それに加えて、異文化を理解し、英語圏以外の言語や文化についても理解を深めるための科目として、共通科目の中の「言語と文化」の分野から英語以外の１外国語４単位を少なくとも修得することを必修としている。

英語の実践的なスキルを身に付けるための科目として、「ライティングⅠ、Ⅱ」、「リーディングⅠ、Ⅱ 、Ⅲ」、「オーラル・コミュニケーション Ⅰ、Ⅱ」を基礎科目として配置し、必修科目としている。特に、「オーラル・コミュニケーション」は、ネイティブ・スピーカーの教員が担当し、英語を聴く力、話す力の訓練をする。さらに英語力を伸ばすことを目指す学生には応用科目として「ライティングⅢ、Ⅳ」、「リーディングⅣ」、「オーラル・コミュニケーションⅢ、Ⅳ、Ⅴ」、「ディスカッション/ディベート」を配し、口頭、文章などさまざまな形で表現する力を育成する。その他にも、ＴＯＥＩＣ®、ＴＯＥＦＬ®といった語学関係の資格取得を支援する科目として、「ＴＯＥＩＣリスニング」、「ＴＯＥＩＣリーディング」、「ＴＯＥＩＣグラマー」、「留学準備Ⅰ、Ⅱ（ＴＯＥＦＬ）」などがある。

また、１年次から４年次まで演習科目としてゼミナールを配置し、グループ・ワークやディスカッションなどを通して自分で課題を見つけて問題解決を図り、口頭発表やレポート発表をする力を涵養する。

(7) 国際学部

本学部専攻科目の開設科目は、主に社会科学に関する教養的性質を伴う科目が多く占めている。そのため、共通科目と似た学習内容の専攻科目と、共通科目との双方の開設科目から学生は各自の興味に応じて、教養領域の知識を得られるようになっている。語学科目については、共通科目と専攻科目において必要な科目を開設し、配当年次およびレベル別複数クラス編成により、学習の順次性に配慮している。

共通科目（語学）については、１年次配当「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」を原則的に履修するよう指導し、入学時の英語レベル別に４クラスを開設し、２０人程度の参加型の授業を行っている。また、１年次配当として「イングリッシュ・コミュニケーションスキルⅠ～Ⅵ」を開設している。

専攻科目は、「基礎科目」（４科目）・「海外留学科目」（８科目）・「専修基礎科目」（８科目）・「専修専攻選択科目」（５２科目）・「関連科目」（１８科目）の科目領域で構成している。

以上のような２専修制に基づいて配置された科目群に加え、「関連科目」としてコミュニケーション力強化やキャリアデザイン支援等を目的として「言語科目」（３科目）・「特別科目」（６科目）・「英語科目」（６科目）・「キャリア科目」（３科目）の４科目群を配置している。

「英語科目は、１年次配当の「実力強化英語Ⅰ、Ⅱ」２科目、２年次配当の「実力強化英語Ⅲ、Ⅵ」２科目、「英会話Ⅰ、Ⅱ」の２科目目がある。また、１年次配当の「留学支援特別講義Ⅰ、Ⅱ」２科目、２年次配当の「留学支援特別講義Ⅲ、Ⅵ」２科目において英語教材を使用した授業を行っている。平成２４年度から「実力強化英語Ⅰ、Ⅱ」を必修とし、さらに「実力強化英語Ⅲ、Ⅵ」につなげるようにしている。

いずれの科目も、ＴＯＥＩＣ®テストへの発展、ライティング、リーディングなどのスキル別学習、異文化コミュニケーションを題材としたテーマ内容に迫るなど形で学び進めることができる。「英会話Ⅰ、Ⅱ」は、それぞれ「Ｓｔｕｄｙｉｎｇ Ａｂｒｏａｄ」、「Ｔａｌｋｉｎｇ ａｂｏｕｔ Ｊａｐａｎ」というテーマで、ネイティブスピーカーによる留学を意識した英語での授業を行っている。

英語以外の外国語としては、自由科目として「アジアの言語Ⅰ～Ⅲ」の３科目を開設している。「アジアの言語Ⅰ」は韓国語初級、「アジアの言語Ⅱ」は中国語初級、「アジアの言語Ⅲ」は韓国語中級、中国語中級、マレー語・インドネシア語のクラスを開講している。学習する内容をアジア環太平洋地域に拡げ、教育課程に幅広い地域への留学を織り込むなど現状に即したカリキュラムの改革を進めると共に、実践的な会話に力点を置いた留学に適したものとしている。

演習科目は「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」（１年次配当）・「ゼミナールⅡＡ・ⅡＢ」（２年次配当）・「卒業研究ＩＡ・ＩＢ」（３年次配当）・「卒業研究ⅡＡ・ⅡＢ」（４年次配当）で構成され、少人数編成のクラスで学生の指導が行われ、基礎的、専門的な教育の中核的な場となっている。

本学部では、免許・資格の取得を希望する学生のために「博物館学芸員課程」、「図書館司書課程」および「学校図書館司書課程」を設置している。これらの履修を希望する学生のために履修説明資料を作成し配付している。

(8) 情報学部

共通科目に位置づけられる科目のなかでも「基礎数学」を本学部は重視している。基礎的な数学の素養は本学の専門教育全般の前提となると考えるからである。本学部の１年次生に限定したクラスを設け(前期、必修)、学部独自に作成した教材を使用し、専任教員が分担して授業を行っている。この授業を補うために、1年次前期の演習科目(「ゼミナールＩＡ」)を基礎数学演習として指導している。この「基礎数学」の担当教員の大部分は「ゼミナールＩＡ」の担当教員を兼ね、２つの科目の教員間では「基礎数学」の授業の進行状況を毎週メールで報告し合い、「ゼミナールＩＡ」の演習の進行に反映させている。また、担当者の会合を持ち、進行の調整と教材の検討を行っている。

本学部の開講科目のコアをなすコンピュータサイエンス関連の科目は、情報処理学会により取りまとめられた「大学の理工系学部情報系学科のためのコンピュータサイエンス教育カリキュラムＪ９７」に基づいて策定している。Ｊ９７では情報系学科の様々なモデルコースが想定されているが、現カリキュラムのコンピュータサイエンス科目群は、そのうちの「情報機器工学」、「コンピュータ工学」、「ソフトウェア科学」、「ソフトウェア設計工学」、「情報ネットワーク」の各モデルコースで必要な科目をほぼ網羅した内容となっている。さらに、コンテンツテクノロジー科目群と展開科目群を加えると、Ｊ９７のモデルコース「知能情報学」、「マルチメディア情報処理」、「人間情報科学」に求められる科目もほぼカバーできている。 加えて、ヒューマンサイエンスコースの存在は、理工系学部を想定したＪ９７ではカバーできない社会科学系の人材育成も可能となっている。

専攻科目は、本学部のコース制を反映する形で次のような科目群に分類している。

① コンピュータサイエンス科目群（Ⅰ類、Ⅱ類）

Ⅰ類はプログラミングを初めとする、コンピュータサイエンスの基礎の習得を目指す科目である。それぞれのコースの教育目標達成にも深く関わる科目群である。

Ⅱ類はより専門性の高い科目からなる。

② ヒューマンサイエンス科目群（Ⅰ類、Ⅱ類）

Ⅰ類は心理学系科目であり、Ⅱ類は言語学系科目である。

③ コンテンツテクノロジー科目群

④ 展開科目群

「コンピュータサイエンス科目群」、「ヒューマンサイエンス科目群」、「コンテンツテクノロジー科目群」は、３つのコースそれぞれを特徴づける科目で構成し、年次進行に従って順次専門性の高い科目を開講・配当する。所属コースの科目群を中心に、開講順に履修を進めて行けば、各コースの教育目標に適った専門知識が修得できるようカリキュラムを編成している。「展開科目群」はコースの垣根を越え、幅広く深く情報学の専門的教養を培うための科目で構成している。

卒業要件は、専攻科目全体に対する要件と、それぞれのコースごとの要件からなる。コースごとの要件は、コンピュータサイエンスコースはコンピュータサイエンス科目群のみにより、他の２つのコースはそれぞれ対応する科目群とコンピュータサイエンス科目群Ⅰ類の修得単位数により規定している。

本学部の専門教育の専攻科目では「コンテンツテクノロジーコース」を加えた平成２０年度から、必修・選択の量的配分の見直しを行った。専攻科目全体では卒業必要単位数１２８単位のうち、６４単位を卒業に必要な最低修得すべき単位数として定め、学生が選択した各コースでは、必修・選択の量的配分で大差がないよう配慮している。また、平成２０年度のカリキュラム改正時には２年次生配当のゼミナールを開設した。

講義を主体とする専攻科目に対し、演習科目としてのゼミナールも大学における教育の要となる学習形態として位置づけている。知識の賦与だけでなく学生自ら知識や技術を獲

得する知恵を得る場である。そのため自律性を重視し、各学生の長所を見出し伸張することに努めている。学修のレベルに応じたゼミナールを各学年に配当している。

１年次生配当のゼミナールは導入教育の意味合いを持つ。前期の「ゼミナールＩＡ」では共通科目の「基礎数学」との連携で数学力を強化し、後期の「ゼミナールＩＢ」では「読み・書き・考え・発表する」ための演習・訓練を行う。２年次配当前期の「ゼミナールⅡＡ」と後期の「ゼミナールⅡＢ」ではクラス（担当教員）ごとに設定したテーマの中から各自興味のあるテーマを選択し研究を行う。３年次生配当の「ゼミナールⅢ」は４年次生配当の「卒業研究」に直結し、２年間を通じて同じ担当者が研究指導にあたる。「卒業研究」は学士課程の集大成であり、学生個々が選んだテーマについて研究し、卒業論文としてまとめるまでを教育指導する。卒業所要総単位の配分も１２単位から１６単位（１２．５％）となっており、４年間で基礎学力の習得と専門性の育成を目指す教育を可能にしている。

(9) 企業情報学部

教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設しており、本学部における教育課程の開設授業科目群、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分（卒業要件）は次のようになっている。

卒業所要総単位数を、共通科目(外国語科目を含む)１４単位以上（１０．９％)、専攻科目６０単位以上（４６．９％)、演習科目１６単位(１２．５％）計９０単位（７０．３％）を各分野の最低修得すべき単位として規定し、残り３８単位（２９．７％）は、学生に提示しているコース別履修モデルまたは学生各人の学修の指針に副って選択履修が可能としている。２年次に演習科目を設置し、１年次から４年次まで全ての年次でゼミナールに所属することとなり、４年間一貫した教育が可能となった。

専攻科目に関しては、１・２年次配当科目を中心にした「企業情報基礎群」と、２・３年次以降の配当を中心にし、２年次からのコース制と対応した「ビジネス情報群」、「会計群」、「医療福祉経営群」、「ＩＴ情報群」の４つの専攻科目群とに分かれる。

「企業情報基礎群」では、上級年次において必要な企業情報の基礎的専門教育がなされる。１・２年次では、おもに企業情報の基礎概念と基礎構造について学修する科目設置を行っている。２年次以降においては、研究への関心と希望する進路に従ってコース制の選択とともに、以下に示す「ビジネス情報群」、「会計群」、「医療福祉経営群」、「ＩＴ情報群」の４つの各専攻科目群を中心に、あるいは必要に応じて横断的に学修する科目設置を行っている。

「企業情報基礎群」では、企業内外の各種情報利用者の意思決定に役立つ企業情報（企業会計・組織価値情報）のあり方について具体的かつ実践的に探求する科目設置を行っている。

「ビジネス情報群」では、企業の情報戦略、財務戦略およびビジネス情報管理に精通した経営管理者・計数管理者の育成を探求する科目設置を行っている。ファイナンスにも精通し起業家精神旺盛で事業を立ち上げようとする人材、広く一般企業で活躍する情報戦略を持ちビジネスチャンスに迅速に対応するビジネス情報管理能力とビジネス・コンピューティングスキルを備えた実践的な人材の育成を探求する科目設置を行っている。

「会計群」では、会計専門家および決算書・採算性に明るい経営者の育成を目指し、公認会計士、税理士、経理担当者の要請に必要な教育を行うとともに、広くビジネス活動全般において活躍する計数に明るい実践的な人材の育成を探求する科目設置を行っている。

「医療福祉経営群」では、有効性・効率性（収益性・生産性）を重視し、会計・ビジネス情報およびＩＴ技術に関する科目も併せて修得することにより戦略的情報的思考を備えた合理的な医療福祉経営を遂行しうる実践的人材の育成を探求する科目設置を行っている。また、医療福祉経営にとって不可欠なＩＳＯ取得を支援する環境管理、環境会計に関しての学修支援科目設置を行っている。

「ＩＴ情報群」では、おもに情報処理の基礎技術を踏まえてビジネスへの実践的適応能

力と企業内情報システムの管理スキルを備えたシステムアドミニストレータの育成を探求する科目設置を行っている。

【点検・評価】

(1) 学部共通

① 効果が上がっている事項

「導入教育ユニット」の開設により、読み、書き、考え、表現する力を養うことによって大学における学びの基礎を確かなものにする教育が可能であり、ゼミナールや共通科目は基礎教育並びに倫理性を培う科目として位置づけている。

「総合科目」は、「ヨーロッパの歴史と文化を知る」、「コミュニケーションの重要性を理解する」、「キャリア教育を考える」、「ワールドツアー」などのテーマを掲げて授業を行うとともに、「ワールドツアー」は、１年次生を対象に外国語と文化を紹介する「総合科目」の一つとして設定され、外国語と海外文化を教養として教えるとともに、外国語習得の動機づけを行い、学習意欲を高め、外国語科目の履修を活性化させることを目的としたものである。年度毎に内容を検討して学生の知的好奇心を喚起する工夫をしていることは評価できる。

② 改善すべき事項

特記事項なし。

(2) 流通科学部

① 効果が上がっている事項

マーケティングを中心にしたカリキュラム編成は、あまり好ましくないという考え方があり、従来は本学部全体のバランスを優先していたが、学部間において本学部のサービス産業コースのカリキュラムと大きく重複することになった。そこで他学部との差別化をはかり、独自性を高めるためには、むしろ意図的にマーケティングを中心とした編成が好ましいという結論に至り、カリキュラムを改正し、平成２４年度入学生から新カリキュラムを適用している。

従来は全ての開講科目を必ずどれかのコースに配置していたが、新しいカリキュラムでは、開講科目を中核的系列科目と連携領域系列のどちらかに分け、中核的科目だけをコースに配置している。この作業によってコース内容の重複を避け、コース内容を従来に比べて格段にわかりやすいものにしたことは評価できる。

(3) 経営学部

① 効果が上がっている事項

・ホスピタリティ経営学科

平成２０年度に開設したホスピタリティ経営学科は、平成２３年度に完成年度を迎えるにあたり、平成２４年度入学生から、よりホスピタリティ経営学に特化した内容のカリキュラムに改正した。通年開講４単位の「ゼミナールⅠ～Ⅳ」は、半期開講２単位の「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」「ゼミナールⅡＡ・ⅡＢ」、「ゼミナールⅢＡ、ⅢＢ」、「ゼミナールⅣＡ、ⅣＢ」に分割名称変更する。カリキュラム改正により、ホスピタリティ経営学に特化した内容としたことは評価できる。

(4) 法学部

① 効果が上がっている事項

本学部学生には、従来、単位の取りやすさの風評や時間割を組む上での便宜から、各科目の重要度や学修する順序には意を用いずに履修する科目を選択する傾向が見られた。そこで、主要科目の系統的学修を確保するため、専攻科目を学修の優先度に応じて先修

科目群等の４種に区分し､かつ学生の多様なニーズに応えるため､３コースからなるコース制を設けているが、コース選択状況を見てカリキュラムを検討している。

そして、平成２４年度から法学特別講義Ⅲの科目で特に警察志望の学生に対し、その動機付けとなる内容の講義を行っている。平成２５年度からは、警察官や消防官になりたい学生（在学生も含む）のために、法学部の専攻科目に「警察研究」､「消防研究」､「警察と人権」､「少年法」､「犯罪学」､「特別刑法」の６科目を設置し、警察官・消防官を目指す学生のためのサポートプログラムを開設する。

(5) 外国語学部

① 効果が上がっている事項

専攻科目については、平成２５年度入学生からのカリキュラムを改正し、履修モデルコースから、履修制限を伴う「英語実践コース」､「英語教育コース」設定し、それぞれのコースに該当する科目群を設け科目を配置し、修得すべき科目を明示した。このことによって、コース制の意義づけと充実を図る。また、専門分野に関連する科目だけでなく、幅広い教養を身に付けるよう履修指導を行う。

また、４年次生配当のゼミナールⅣＡ、ⅣＢを専攻科目（応用科目）３年次生以下に配当している科目での代替を可能としていたが、４年間の一貫した指導を行うことを目的として、ゼミナールを４年間通して必修とした。

(6) 国際学部

① 効果が上がっている事項

本学部では、平成２４年度入学生のカリキュラムの見直しを行い、英語力の向上のため「実力強化英語Ⅰ、Ⅱ」の２科目を必修とし、また地域研究の基礎拡充のため､「アジアの言語Ⅰ～Ⅲ」の科目に中国語・韓国語の外に、アジア言語（マレー語・インドネシア語）を導入した。こうした改善により、学生の実践的な英語力の強化に取り組んできた。現在これらの科目のシラバスの内容は多様な学生が能動的に履修できるように、ＴＯＥＦＬ®、ＴＯＥＩＣ®のスコアの向上や留学等に備えるクラス等、担当者が工夫している。

② 改善すべき事項

分野によっては科目が細分化し過ぎているため科目の整理、学部設置科目以外で実施している国際関係や英語に関する授業等を国際学部の学生が受講し易くする仕組みが必要である。また、グローバル化が進展する時代において、国際的に活躍できる人材育成にも対応できるハイレベルな講義内容の科目を設置する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

(1) 学部共通

① 効果が上がっている事項

平成２４年度から教養語学科目を下位年次から受講しやすくするため、配当年次および科目名称を改正した。

② 改善すべき事項

学生の実践的な英語力の強化を行うためには、語学科目を必修化するだけでなく、学修成果を測定できるための仕組みを確立しなければと考える。

教育課程編成が体系的、整合性をもって行われているかを示す「カリキュラム・マップ」､「カリキュラム・ツリー」等の資料の作成を検討する。

(2) 流通科学部

② 改善すべき事項

社会の変化、特にビジネス環境の変化は、目まぐるしく、経済のグローバル化・情報通信技術の発達・少子高齢化の進展によりさらに変化を迫られ、あらゆるビジネス分野で活躍できる人材の育成が急務であるため、平成２５年度入学生からカリキュラム改正する。現行の「流通ビジネスコース」、「マーケティングコース」の２コースからコースの見直しを行い、新たに「財務情報コース」を開設する。

(3) 国際学部

② 改善すべき事項

細分化している科目の整理、グローバル化に対応したハイレベルな講義内容の科目を設置等について、平成２６年度を目途に、コース制の改正を含め、カリキュラムの改正を検討する。

２．教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〔教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容〕

・学士課程教育に相応しい教育内容の提供

・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

【現状説明】

(1) 学部共通

① 学士課程教育に相応しい教育内容の提供

大学設置基準教育課程の編成方針第１９条の主旨に沿い、各学部において専門の学芸を教授し、学士課程教育に相応しい教育内容を保証するためシラバスに「到達目標（学生が身に付く力)」の項目を設け、修得できる知識や能力がイメージできるようにしている。

共通科目（基礎教養科目）の授業科目の開講については、教務部委員会が中心となり各区分「文化と歴史」、「人間と社会」、「自然と情報」、「健康とスポーツ科学」、「総合科目」、「言語と文化」、「導入教育ユニット」、「キャリア教育ユニット」の分野毎に年２回担当者会議を開催し授業科目の開講内容について検討し、その内容をもって教務部委員会、教授会および学部長会議で検討している。

また、教養語学等の教育内容を検討するため、平成１７年度に「ランゲージセンター」を開設し、国際化が進み、高い外国語運用能力とともに、深い異文化理解が要求されるようになるグローバル社会に向け、学生が留学など海外に興味を示すよう語学教育について検討している。平成１８年度から英語の習熟度の把握を目的に、入学生全員を対象として共通の語学テストを実施し、習熟度別クラス分けによる授業を行っている。全学的に教科書、シラバス内容も統一し、授業方法もペアワーク、グループワークによって個々の学生が学習の中心になるような授業方法に変え、英語で英語を学ぶ授業へと変更を試みている。平成２１年度から全学的に取り組み、選択必修科目のベーシック・イングリッシュでは授業科目担当者全員を対象としてワークショップを行っている。教養語学の習熟度別クラスによる授業によって合格率も改善され、学習効果は上がっていると考えられる。

「言語と文化」の選択科目である「イングリッシュ・コミュニケーションスキルA～Ｆ」は、学生が授業の内容を容易にイメージできるように、「スポーツで学ぶ英語」、「Ｍｏｖｉｅ英語」、「音楽で学ぶ英語」、「トラベルイングリッシュ」など、内容を副タイトルで示すようにし、英会話だけでなく、英語を活用した授業や就職活動支援対策として「ＴＯＥＩＣ®対策」などの内容の授業を行っている。また、あらかじめレベルを設定し、学生は目標に向けて努力するとともに、目標レベルに到達し得ない場合、単位の修得はできないことになる。

平成２４年度から、英語以外の語学についても、授業内容が容易にイメージできるように「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「スペイン語」、「韓国語」でも、副タイトルで授業内容を示す方式を取り入れている。

② 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

入学前教育として、「入学前教育の課題」を入学予定者に対して送付し、後日提出されたレポート・練習問題等を基にゼミナールで指導している。また、入学予定者の内、希望者を対象として入学前の３月に「入学予定者の集い」を開催している。これは上級生が入学後の学生生活などに不安や疑問をもっている学生の相談、入学生同志が友達になれる機会を提供している。

平成２０年度から「導入教育ユニット」として、「表現Ａ」、「表現Ｂ」、「表現Ｃ」の科目を設け、１年次に必ず１科目を履修することにしている。「表現Ａ」は日本語の表現方法を、「表現Ｂ」はコンピュータ操作の基礎を、「表現Ｃ」はチームプレーを必要とする運動を行うことによって友人をつくるなどの目的別の科目を開講し、学生が希望により選択することができる。

必修科目であるゼミナールでは、国際センター、図書館、キャリアセンター、エクステンションセンター、Ｉ－Ｃｈａｔ　Ｌｏｕｎｇｅなど学生生活にとって有用な学内諸施設の利用方法を説明するなど、初年次生が大学生活になれるための支援を行う場としても活用されている。

導入教育として必要なことは学生が自立した意識をもち、生活面や勉学面などにおいて、自分で判断し、自分で学び、責任を持つようにすることである。初年次のオリエンテーション、ゼミナールや各種の授業で、この指導方針を説明している。

各学部の状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

入学予定者に対して「入学前教育の課題」を送付し、後日提出されたレポート・練習問題等を基にゼミナールＩを通じて、個別面談や合同ゼミナールを実施して、本学部で学ぶことの必要性、大学生（社会人）としての幅広い見識（教養）を持つことの大切さを教え、一人の人間としての豊かさに不可欠な知識の修得に力点を置いて指導している。そのほか「学習支援室」において、授業の理解不足の学生に対する学修支援・指導および学生生活指導を中心に行っている。専攻科目については、併設高等学校向けの推薦入学要項において学部・学科の教育目標を掲げて入学後の大学生活における指針を示している。

(3) 経営学部

初年次教育として、導入教育の役割を果たすのが「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」である。３つの具体的な内容、①「大学を知ること」、②「コミュニケーション能力を育てること」、③「スタディ・スキルを身に付けること」を共有し、また課題としている。

ア．経営学科

「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」は、シラバスの「演習テーマ・概要」に記載のとおり、「学びの基盤」として位置づけている。その目的は、高校から大学への第一歩を踏み出した学生が、環境の変化を乗り越え、４年で無事に大学を卒業できるようにいろいろな学修上の支援を行うことも重要であると考えている。各教員は初年次教育の内容を共有し、各自工夫して取り上げていくことにしている。

また、経営学科が作成した「入学前教育の課題」を入学予定者に送付し、後日提出されたレポート・練習問題等を基に「ゼミナールＩＡ」で指導する。与える課題は読書感想文、英語の練習問題および数学（初級コースか上級コースを選択）の学習で、英語と数学の教材については本学部所属の専任教員が作成した。

イ．ホスピタリティ経営学科

本学科は、経営学の基礎に立って、さらに具体的なキャリア科目を学ぶものであり、より専門的な学芸について深く学修する機会を提供している。もとより、広範な内容を

持つ経営学全体を幅広くおしなべて学ぶと同時に、より具体性をもつ特定の分野を学修するというように、２つを両立させることは決して簡単なことではない。

それゆえ、本学科ではこうした現状を見据え、とりわけホスピタリティ産業の中核として考えられているホテル経営に的を絞り込んで、その専門教育の骨格を具体的に形成している。その背景には、ホテル経営に係るさまざまな事象が、ホスピタリティ経営学を修得するためには､最適な対象として考えられるだけでなく､そのわかりやすさから、学修においての高い効率性を持つと考えられるからである。

このような観点から、大学教育の基準を向上するものとしての共通科目の学修だけに留まらず､専攻科目のなかにも基礎科目群を設定し､ホスピタリティ・コミュニケーションの名のもとに、自己表現、ビジネス・マナー、基礎ＩＴ、実務英語、文書表現といった社会人として最低限必要であり、かつ企業が最も望んでいるコミュニケーション能力を高めるための多様な人間性の醸成に努めている。また、この基礎科目群では、とりわけ英語教育を重視し､「ホスピタリティ英語Ⅰ～Ⅳ」を設け、より一層の国際感覚が身につけられるように配慮している。

本学科の入学予定者に「入学前教育の課題」を送付し、後日、提出されたレポート等をもとに「ゼミナールⅠ」で指導している。平成２０年度より現在まで、レストラン評価レポートを課している。

また、入学式前に本学科の入学予定者に対して、プレオリエンテーションを実施している。この行事の主な目的は､新入生の友人づくり､専任教員との交流､「ゼミナールⅠ」の説明会であり、小規模学科の特徴を活かして実施している。

(4) 経済学部

教育課程の編成・実施の方針において、講義科目には共通科目と専攻科目を設置し、専門教育を含む幅広い教養を身に付けることで学士として求められる幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する教育課程をめざしている。演習科目では、１年次から４年次まで設置し、４年間一貫した少人数教育の学修機会を提供している。

１年次前期開講のゼミナールでは、シラバスを共通化することで初年次教育・高大連携に配慮した教育内容をめざしている。入学時には、ゼミナールの授業の一環としてフレッシュマンセミナーを開講した。

(5) 法学部

本学部での導入教育は、基礎教育として「一般ゼミナール」が担っている他、法学についての導入教育科目として、専攻科目の中の概論科目および共通科目の中の法学系科目を挙げることができる。

専攻科目の中の概論科目とは、「法学案内」､「公法概論」､「民事法概論」の３科目をいい、いずれも法学専攻者向けの入門科目として、１年次配当で前期に開講される。これらは、高校までの社会科では憲法以外の法分野がほとんど教えられていない現状に対応するため、初学者に法学に対する興味・関心を持たせるとともに、法制度の全般にわたって概観し、本学部の各科目で学ぶ対象がその中でどんな位置にあるかについて、おおよその見通しを与えることを目的としている。これらの科目の早期の受講を促すため、これらを指定科目とし、１年次前期で履修することを義務づけた。

なお､平成２２年度より､カリキュラム改定を待たずに「法学特別講義Ⅰ（刑事法概論）」（１年次配当２単位）を開講し、１年次生を対象に履修を義務づけている。

共通科目の中の法学系科目としては、１年次配当の「法学入門」､「現代法学」､「現代憲法Ａ」および「現代憲法Ｂ」の４科目があり、これらの各科目は本学部１年次生の受講が多い。とりわけ前期に開講される「法学入門」､「現代憲法Ａ」､「現代法学」が、概論３科目とともに本学部学生にとって法学導入科目として果たしてきた役割は大きい。

(6) 外国語学部

本学部は、「外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と幅広い教養を兼ね備えた人材の育成をめざす」という教育目標に基づき、学位授与方針を定め、それにしたがって教育課程の編成・実施の方針を示している。つまり、教育課程が単なる語学力の鍛錬だけに終わることのないよう、文化、文学、社会事象等に関する科目も配置して、コミュニケーション・スキルを伸ばし、あわせて視野の広い社会人養成と研究者の養成を目指している。いずれの達成目標も、専門性の裏付けのある体系的なカリキュラムによって初めて可能になる。そのため、本学部の到達目標にあわせて、カリキュラムは、語学の基礎科目から、文学や思想、歴史、政治等専門性の高い科目へと体系的に配置し、それが科目群の名称で示されている。

具体的な教育内容としては、基礎科目ではコミュニケーション・スキルの基礎固めとその展開を行い、また、応用科目では英語の力を伸ばすための科目を段階的に配置して、教育課程の体系性を維持している。尚、基礎科目は英語運用スキルの基礎固めという性格上、習熟度別のクラス編成にしている。さらに、コース関連科目において、英米の歴史と文化、英語圏以外の言語と文化などを学び、さらに専門的な学習として英米文学や英語学などを学ぶ内容となっている。

インターネット時代の到来を鑑み、英語の発信力としてスピーキング力と並んでライティング力も社会で必要とされることから、平成２３年度から、「ライティングⅢ」の中に、留学帰国者などを中心に英語運用能力の高い学生を対象に、ネイティブ・スピーカーの教員による上級クラスを設置した。

また、入学予定者への入学前教育として、「入学前教育の課題（和文英訳、英文解読等）」を送付し、提出されたレポート・練習問題等に対してコメントを書き加え、それをゼミナールの授業で返却すると共に指導している。

(7) 国際学部

高等学校とは異なる自由で自律的な学修が求められるため、本学部では、大学の制度に慣れるための導入教育を、「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」を中心にして組織的に行っている。１年次配当の「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」を少人数クラスで編成し、大学１年次の基礎クラスとして、図書館や国際センターなど学内施設や学内パソコン施設の利用方法を指導し、レポート作成やプレゼンテーションの指導、さらには履修指導や生活指導全般にも目を配っている。「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」では個別面談も度々行っており、それぞれの学生の状況や希望に対応した進路等の指導をしている。必要に応じて複数クラスでの、または全クラスでの合同授業も実施しており、それらの機会は本学部生としての連帯感の醸成や友達づくりの場として機能している。

本学部ではレポート試験の実施率が高いため、「現代課題Ｉ」の授業においてアカデミックライティングの方法を学ぶ機会を提供している。実際に授業中にレポートを作成しながら演習を繰り返すというもので、確実にレポート試験に対応できる技能を入学後の最初の学期で修得することを目標としている。

このような取り組みを通して、大学における自律的な学修習慣の形成を促す基盤作りを「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」担当教員間で行い、平成２２年度より、「ゼミナールＩ」担当者に加え、１年次配当の英語科目の担当者も参加する形にした。これにより、１年次配当の科目の担当者全員で初年次教育における学生情報を共有し、ゼミ運営方針を含めた１年次生の学習指導全般を議論のうえで決定している。

そして、問題解決型の学習方法を身につけるという本学部の教育方針の手始めとして、「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」においてグループワークを中心とした参加型授業を一部クラスで実験的に導入している。ディスカッションやグループによる課題解決、ミニプレゼンテーションなどを行い、コミュニケーション能力と自分の頭で解決法を主体的に探ることができるかを１年生に学んでもらうものである。この際に、優秀な上位年次学生をアシスタントとして起用し、１年生の補助にあたらせている。

海外留学による異文化体験については、学部留学および交換留学への支援を１年次配当の「留学支援特別講義Ⅰ、Ⅱ」や「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」において行っている。留学に必要な英語力については、共通科目の「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」、「コミュニケーションスキルＡ～Ｆ」、平成２４年度には１年次配当の「実力強化英語Ⅰ・Ⅱ」を必修化し、さらに「実力強化英語Ⅲ・Ⅳ」につなげるようにした。現在これらの科目のシラバスの内容は多様な学生が能動的に履修できるように、ＴＯＥＦＬ®、ＴＯＥＩＣ®のスコアの向上や留学等に備えるクラス等、担当者の工夫に任されている。

(8) 情報学部

導入教育として先ず必要なことは学生が自立した意識をもち、生活面や勉学面など全ての面において、自分で判断し、自分で学び、責任を持つようにすることである。初年次のオリエンテーションを始めとしてゼミナールや各種の授業で、この指導方針を強調している。

まず入学前の教育として、入学決定者に対してレポート課題を課している。課題は選択制にしており、情報技術や心理学・言語学に関連した指定入門書を読んで要点をまとめさせている。これには本学部での勉学の一端を知ってもらう意図がある。レポートは入学後に各学生のゼミナール担当教員に渡し指導に役立てている。

初年次の履修時間割は、本学部として標準的に必用と考えられるもの（必修科目、その他）を、主要時間帯（第２～第４講時）に毎日均等に配置している。これによって学生が無理なく、望ましい履修選択ができるように誘導している。また、１年次から多くの専攻科目を設置しているが、それら全てを初年次に履修するように指導している。これらには必修のものと必修でないものがあるが、ともに本学部の全てのコースおよび種々の専攻科目の基本となるものであると位置づけ、それらを１年次から学ぶことによってできるだけ早くから、専攻分野に対する基礎知識と感性を身に付けさせ、動機づけを行おうとするものである。特に、１年次前期の「情報科学序説」および１年次後期の「コンテンツ概論」の両講義において、各コースのカリキュラム構成と講義の概要を説明し、２年次からのコース選択のために各分野の理解を深めさせている。

語学の履修においては、学生全員に英語を履修するように指導している。その理由は、情報技術関連の分野では特に英語が世界共通語であり、英語を使える（少なくとも実用レベルで読める）ことが必須だからである。

後期中等教育から高等教育に進むにあたって、本学部にとっての大きな問題は数学における学生の学力不足と個人差である。入学試験では数学を必須としていないため、高校数学の履修の程度と理解の程度に大きなばらつきがある。そこで、「共通科目」の中の「基礎数学」を必修（初年次前期２単位）として課している。テキストは学部独自で作成したものを使用し、単元ごとに担当者が交替で講義をする。演習科目「ゼミナールＩＡ」と連携させ、講義の「基礎数学」を先行し、それに連動してゼミナールで演習させている。この「ゼミナールＩＡ」では、平成２０年度から数学の習熟度で学生をクラス編成している。更に、習熟度が低いクラスほど少人数の定員にし、学習効果を高める配慮をしている。また、１年次後期開講の「プログラミング実習Ⅱ」では、前期の「基礎数学」、「プログラミング入門」、「プログラミング実習Ⅰ」の成績を基にしたクラス分けを行い、それぞれの理解度に合わせたきめ細かい指導ができるようにしている。

(9) 企業情報学部

演習科目は個別面談を重視した少人数のゼミナールを開講している。「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」は大学の環境と学修方法に慣れるように導入教育を中心として、（読み、書き、発表する）基礎学力の向上を目指す。２年次の「ゼミナールⅡＡ、ⅡＢ」では、学生は人文科学系の教養分野か会計簿記やＩＴ等の専攻分野からのクラスを選択できる。「ゼミナールⅢＡ、ⅢＢ」ではコース別に専攻の知識を深め、合わせて進路相談を行う。４年次の「卒業研究Ａ・Ｂ」はゼミナールⅢの延長上に学修の成果をまとめ、それを活かした就職指導も

実施している。ただし、「卒業研究Ａ、Ｂ」に関しては、他の専攻科目で代替することができる。

平成１７年度のカリキュラム改革により、企業・社会環境の変化に対応して①会計・ビジネス情報コース、②医療福祉経営コース、③ＩＴコースという３コース制を採用した。また、昨今の企業の社会的責任や環境・エネルギー問題に関する社会の要求に対応するため、平成２２年度より新たに④社会情報コースを新設し、４コースとなった。授業科目については、共通科目・専攻科目・演習科目の枠組みの中で専攻科目を「企業情報基礎群」、「ビジネス情報群」、「会計群」、「医療福祉経営群」、「ＩＴ情報群」および「関連科目」に分類し、この学群体系に基づいて学生の系統的学修を指導している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

国際的なコミュニケーション能力の涵養を徹底するため、共通のテキストと教授法を使用し、クラス運営も統一して、上級・中級・初級の各クラスで、学生の能力に合った授業を行っている。全クラス、開講の曜日・講時が同じになるように時間割を組み、学部としての共通事項を設けることで、後期のクラス替えによる混乱が回避できており、統一した制度として運用されている。

語学教育には、ある程度の目標レベルの設定が必要であり、単位修得により社会的評価が得られることが、本学学生にとって肝要である。これまでのように、必修制のために単位取得が前提となり、単位を修得しても、その実力が社会的評価と乖離し、むしろ、学生の評価を下げる逆効果の結果をもたらしている。このような現状を打破するため、「イングリッシュ・コミュニケーションスキルＡ～Ｆ」は、特に、上級のクラスは、マルチメディアを活用した、より実践的で高度な内容となっている。単位を修得した学生は、そのレベルにあるとの、社会的評価を受けることにつながり、いずれは本学学生の語学力評価を高めることになると考えられ、履修者も増加しつつある。

学生が高等教育に円滑に移行できるよう、導入教育を入学前と入学後に行う他、入学後の学修成果を高めるための支援体制の準備や新入生が大学に慣れ、友人作りができるための場を提供するなどの工夫を行っており、入学後の大学生活への移行を円滑に進めるように配慮していることは評価できる。

「学習支援室」は入学後の学習成果を高めるため、学生の修学等に対する支援にあたっている。

出席不良者へは、懇談会等への出席を促し、本人、保護者、大学との連携により指導できる体制となっている。

(2) 改善すべき事項

平成２３年度までは、１年次生対象のアチーブメントテストを各学部で実施してきたが、このテストのみでは正確に学生の英語力の伸びを把握するのが困難な面がある。そのため、平成２５年度からの実施に向けて、プレースメントテスト（入学時）とアチーブメントテスト（前期末・後期末）をランゲージセンター独自に作成し、学生の英語力が把握できるテストを作成する。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

平成１７年度に「ランゲージセンター」を開設し、深い異文化理解が要求されるようになるグローバル社会に向け、学生が留学など海外に興味を示すよう教養語学等の教育内容を検討している。しかし、国際化に対応できる高い外国語運用能力の修得には専門教育との連動が必用であり、平成２５年度から、「語学教育における調査、研究等を通

じ、本学の語学教育において、その成果を反映するとともに、学生の語学能力および実践的能力の向上に努めることを目的とする。」を目的とした「語学教育研究所」を設置する。

建学の精神や理念・使命の周知、研究者・卒業生の人物、成果を上げている研究活動、大学の利用方法、学習意欲の促進や学習指導として自校教育を検討する。

(2) 改善すべき事項

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)」は、ホームページに掲載し公示しているが、学生が十分に理解したうえで履修科目を登録しているとは言えない状況であると考えられる。そのため、年度始めのオリエンテーションで説明する。また、周知されているかをアンケート等で確認する。

Ⅲ．学部の教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性

・教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
・学生の主体的参加を促す授業方法

【現状説明】

(1) 学部共通

① 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

大学設置基準第２１条の主旨に沿い、各授業科目の単位数を設定している。

本学ではセメスター制を採用し１５週にわたる期間を単位として、各科目の授業は学期ごとに完結することを原則としている。講義・演習の履修形態をとる科目のうち、専攻科目については、週１回（９０分）授業の科目が２単位、週２回（１８０分）授業の科目が４単位である。また、演習科目は各学部により異なり、半期で週１回（９０分）授業の科目が２単位、通年で開講され週１回（９０分）の授業で４単位としている。共通科目は、「言語と文化」分野に属する科目に限り、週２回の授業で２単位としているが、他の分野の科目は週１回の授業で２単位としている。

大学設置基準第２４条「授業を行う学生数」の主旨に沿い、各授業科目を語学、演習、講義の授業形態に分類して定員を設定している。

「語学科目」の定員は、平成１８年度の共通科目担当者会議において検討し、「語学科目」の定員は３６名、「会話科目」は２８名を上限としている。「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」は、選択必修科目で複数クラス開講する必要があるため、平成１９年度から開講曜日・講時を統一し、他の必修科目等と重複しないように配慮したクラス編成としている。また、視聴覚を重視し、ＣＡＬＬ教室、ＬＬ教室及びコンピュータ教室を活用しているクラスが多い。

「講義科目」は、定員を１００名から５００名を基準として設定している。ほとんどの教室でコンピュータやメディアを使える環境が整っている。

共通科目では、学期毎に担当者会議を開催し、５００名を超えるクラス、１００名未満のクラスが発生している場合は、その対応策として曜日・講時による調整、同一講時に配当する科目による調整等の時間割での対応や開講クラス数の増減を検討している。専攻科目のうち、必修科目や基礎科目のクラス数はできる限り多く確保し、１クラスあたりの学生数を抑えるように配慮している。

演習科目は、少人数のゼミナールを基本とするため、２５名を基本としている。演習科目は開講曜日・講時を同一にするように努め、必要に応じて合同ゼミナールを実施できるようにしている。

② 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

大学設置基準履修科目の登録の上限第２７条の２の主旨に沿い、１学期における履修

科目登録ができる上限を設定している。

各学期の登録制限単位数は１年次前期：２２単位、同後期：２２単位、２年次・３年次・４年次前期：２４単位、同後期：２４単位としている。また、平成１７年度から不合格となった「必修科目」を次学期以降に再履修した場合は登録制限単位数に含まないものとしている。通年科目は前期登録とし、後期の登録制限単位数に含まない。卒業必要単位数に含まない（各課程科目等）単位は、登録制限単位数の制限に含めない。各学期において履修計画を立て、着実に単位を修得していくことをオリエンテーション（履修登録時）で指導している。毎年、前期は３月下旬から４月上旬に、後期は９月下旬にオリエンテーションを実施し、科目の履修方法や学生生活に必要な情報を提供し説明している。

モバイルキャンパスサポート（ＯＧＵＳ）は、本学独自の携帯電話で学生生活をサポートするシステムであり、個人別の授業時間割、休講情報、試験情報や緊急連絡情報を提供している。

③ 学生の主体的参加を促す授業方法

ベーシック・イングリッシュでは授業方法もペアワーク、グループワークによって個々の学生が学習の中心になるような授業方法に変え、英語で英語を学ぶ授業へと変更を試みている。平成２１年度から全学的に取り組み、ベーシック・イングリッシュの授業科目担当者を対象としてワークショップを行っている。

大学設置基準授業方法第２５条の主旨に沿う「多様なメディアを高度に利用する授業等」として、授業や授業時間外でも利用可能な学内ネットワークシステム「ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ」があり、毎年、教員・学生を対象に説明会を行い利用の促進を図っている。このシステムへは学外からもアクセスが可能で、オンデマンド式授業の機能を有し、講義資料や課題の提示や提出、小テスト、アンケート等の実施手段、お知らせや掲示などの機能があり、全教員・学生が利用できる環境が整っている。また、授業に対する事前・事後の資料を学生に示すことができることにより、予習・復習に活用できる。

履修要項の「コース別の履修モデル」、配当年次、基礎・応用・関連等の区分によって科目を明示した「授業科目一覧」を基に、次の事項を含め各学部、学科の履修指導の材料としている。

各学部における教育方法や学習指導の状況は次のとおりである。

(2) 流通科学部

オリエンテーションでは、学部長、教務部員、ゼミナール担当者と事務職員が担当し履修指導を行っている。特に、１年次ではゼミナールⅠ担当者が履修指導と相談に当たっている。２年次では、コース選択に伴う説明会を実施している。２月には、ゼミナールⅡとゼミナールⅢの説明会を１年次と２年次を対象に行っている。本学部では、ゼミナールⅠは学部における初年次教育の中核となる教科である。そのため、１年次における必修科目としており、担当教員も学部の専任教員が担当することで、フォローを行っている。また、クラス間の交流を図るべく、前期と後期に１回ずつ、合同ゼミナールを実施し、合同で何らかのイベントなどを行えるように工夫をしている。そのために、ゼミナールの開講時間をそろえている。ゼミナールにおいては学生が発表を行うなど、学生の自主的な学修を重視している。

専攻科目は多くが講義形式である。その多くはテキスト・補助教材を使用し、講義内容は伝統的な板書によるもの、パワーポイントを使ったもの、さらにはビデオを用いるなど、幾つかの方法によって行われている。また、学生のプレゼンテーションにおいてパワーポイント等を用いたり、ビデオやＤＶＤを教材として導入し学修効果の向上に役立てている。

(3) 経営学部

オリエンテーションでは、学部長、教務部委員、ゼミナール担当者や事務職員が担当して履修指導を行っている。また、年に２回（３月・９月）、保護者へ成績表を送付する際は、修得単位数が少ない学生は履修相談に出席するよう促す文書を同封している。また、修得単位チェック表も同封し、履修相談に来る際は修得単位をチェックの上持参し、より効果的に相談できるよう工夫している。

学生向けの学内ホームページならびに大学のホームページにおいて、学部独自のバーチャルな「学修支援コーナー」を作成し、オフィスアワーの時間帯を掲示するとともに、バーチャル・ヘルプデスク、アドバイザー制度、アントレコーナーを設置し、常時学生の質問にメールで応じられるようにしている。

ゼミナール担当者に演習カード、受講者の成績表・出席状況表を渡し、それぞれの学生に対する指導をしている。１年次配当のゼミナールをはじめとして演習科目は同一曜日・講時で開講し、必要に応じて合同ゼミナールを実施できるようにしている。

① 経営学科

本学科の２年次生はコースを選択する必要があるため、平成１８年度からコース選択のための説明会を開催している。

３年次配当の「ゼミナールⅢ」を選択する２年次生を対象として、ゼミナール説明会を開催し、各ゼミナール担当者からクラスにおける授業内容を説明、学生が選択希望を提出し定員を超える場合は、担当教員の書類審査などによって受講者を決定している。

② ホスピタリティ経営学科

本学科の１年次配当のゼミナールは、学科独自で開催している入学式前のオリエンテーションで、ゼミナール担当者が内容の説明をしている。

本学科の「企業実習」では、まず１年次後期に合同ゼミナールで学生全員に対して企業実習概要の説明会を開催している。２年次には該当学生に対して、前期オリエンテーションで「企業実習」の手続き、実習先が決まるまでの手続きやサポート（面接の対応やマナー指導等）は、「企業実習」科目担当者とキャリアセンター職員、教務課職員が連携して行い、実習中にもこれらの担当者が役割分担をしながら学生個別に指導・対応している。

新入生対象の履修規程説明会では、学科代表、「ゼミナールⅠ」担当教員、教務課職員が学生の質問に答えられるように巡回しながら履修指導・相談に当たっている。また学生の修得単位状況に応じて、ゼミナール担当教員が面談を行うなど少人数制を活かした履修指導、履修相談を個別にも対応するようにしている。

(4) 経済学部

学生の主体的参加を促す授業方法およびそのための支援ツールとして本学部で取り組んでいるのは、次の２点である。

① 授業方法

１年次・２年次配当のゼミナールを中心に、キャリア（就職）支援に関連した合同ゼミナールを開講しており、その中でワークを通じた学生の自主的参加を促す授業を実施している。

② 支援ツール

学生が主体的に学修するための支援ツールとして、エコノボキャビル（経済学部専攻科目の用語集）をＷｅｂ　Ｐａｔｈｏｓ（学生用ホームページ）に掲載している。

(5) 法学部

専攻科目については、系統的な科目の学修を促すため、３つのコースを設定した。公務

員を志す学生向けの行政コース、民間企業への就職や経営者を志す学生向けの企業コース、日常生活の中で必要となる法の基礎知識を身につけ、警察官・消防士、ＮＰＯ活動やジャーナリストを志す学生や、弁護士・司法書士など各種の法的問題を解決するプロをめざす学生向けの市民コースである。学生の興味・関心や将来の進路志望は極めて多様で、学修すべき科目の優先順位を一律に定めるのではなく、３種のコースを主に卒業後の希望進路に合わせて設定し、コースごとに各科目群に属する科目を異なった構成にすることとした。それゆえ、本学部におけるコースの設定は、将来の進路を基準としたいわば履修モデルの提示を主眼としており、コースの区分は厳格なものではない。

演習科目のうち３・４年次配当の「専門ゼミナールⅠ」および「専門ゼミナールⅡ」は、前述したごとく受講生が関心をもった法学分野について専任教員とともに学修する、原則として２年連続の科目である。また、２年次配当の「入門ゼミナール」は、「専門ゼミナール」での学修へスムーズに移行できるようにするのが狙いである。

本学部で基礎教育に属する「一般ゼミナール」および「入門ゼミナール」については、本学部専任教員が担当し、必要に応じて全担当者の会合をもち、ゼミナールの在り方や教育内容等に関して検討を行っている。各クラスでは、学生に発表させたり討論させたり、必要に応じて個別的に指導したり、さらには演習室を出て裁判所などの見学に出かけたり、合宿を実施したりなど、担当者ごとに多様な形態での授業が繰り広げられている。また、演習科目については、各クラスの開講時間帯をそろえることで、時間割によるクラス選択の余地を排するとともに、複数クラス合同での授業形態も可能になっている。

(6) 外国語学部

教養教育の重要な柱として、１年次および２年次ゼミナールを、「導入教育ゼミナール」として、日本語を「読むこと」、「書くこと」、「論理的に話すこと（自己表現すること）」といった基本的リテラシーの訓練を目的としたゼミナールとして位置づけている。

また、実践的な英語のスキルを磨く科目として、「ライティングⅠ、Ⅱ」、「リーディングⅠ、Ⅱ」、「オーラル・コミュニケーション Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」、「グラマー」を基礎科目として必修科目に指定し、英語の習熟度に応じたクラス編成を行い、総合的な英語運用能力の向上を目指している。効果的な語学教育を図るため、ＣＡＬＬ教室やＬＬ教室、インターネット、マルチメディア、ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ等を積極的に授業で活用することで、双方向授業を実施している。

(7) 国際学部

平成２０年度からは、演習科目のうち１年次配当の「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」と２年次配当の「ゼミナールⅡＡ、ⅡＢ」の全クラスの開講曜日・講時を同一とし、３年次ならびに４年次配当の「卒業研究ＩＡ、ＩＢ」、「卒業研究ⅡＡ・ⅡＢ」は複数のクラスで開講曜日・講時を同一にしている。平成２２年度からは、「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」と「ゼミナールⅡＡ、ⅡＢ」を同じ曜日の連続した講時に設定し、「卒業研究ＩＡ、ＩＢ」と「卒業研究ⅡＡ、ⅡＢ」は複数の曜日の連続した講時に設定している。それによって、複数のクラスあるいは学年全体の合同クラス形式の授業をすること、並びに学年を越えた演習クラスの交流も可能になるように配慮している。

前期のオリエンテーションは３月下旬から４月上旬に、後期のオリエンテーションは９月下旬に実施し、科目の履修方法や学生生活に必要な情報を提供し説明している。オリエンテーションでは、教務部委員、学生部委員、ゼミナール担当教員が履修指導を行っている。

平成２０年度より、全学生の単位修得状況の推移、および必修科目の修得状況を教務部委員が一括して把握している。これにより必修科目の履修漏れを事前に捉えて、各学期オリエンテーションやその後の追加指導で登録するよう追跡を行っている。

授業開始後１週間を履修訂正期間とし、授業開始後１ヶ月間を履修変更期間とし、授業を受けて希望の内容でなかった科目の場合には教務部委員またはゼミナール教員の指導の

もとに登録科目の変更を認めている。

ゼミナールにおける学習指導については、１年次配当のゼミナールＩでは、前期に図書館等の大学の諸施設の利用方法をゼミナール単位や合同ゼミナールとして学年単位での説明会や見学会を催して理解するように指導している。

各学期末にヘルプデスク（学生相談）を一定期間設けて学習指導を行っているほか、修得単位別に学生を集め指導するなどの取り組みを進めている。

「ゼミナールＩ」では、海外留学の準備を軸としてグループワークの機会を学期の間に数回持っている。その中には、上級生がボランタリーに参加して自分の留学等に関する経験をプレゼンテーションすることにより、学生を中心として授業を進める試みも行われている。

多様なメディアを利用した授業方法は学内ネットワークシステム「ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ」を利用した授業の取り組み、「ゼミナールＩ」の合同クラスでは、科目履修登録および確認ならびにレポート作成指導等においてパソコンを積極的に取り入れ、学生個々人のＣｏｍｐｕｔｅｒ　Ｌｉｔｅｒａｃｙの充実を図っている。ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ利用については、主に「お知らせ機能」と「講義資料機能／掲示板機能」が利用されている。

(8) 情報学部

講義科目（専攻科目）のうちの半数強は、コンピュータを利用し、デモなどを交えたものである。講義室にはネットワーク利用可能なコンピュータおよび複数画面のプロジェクタを備えている。また、教室定員に関わる問題はほとんどなく、１つの学年の学生が同時に履修を希望しても定員を越えないように配慮している。

講義科目の残り半数弱は、学生各自がコンピュータを用いる演習を含んだ授業であり、コンピュータ設置の教室を使っている。このうちプログラミングなどに関する実習講義は、１年次では必修であり、学生定員１００人に対して３クラス開講し、各クラスにティーチングアシスタントを配置するなどして、指導が行き届くようにしている。また、２年次以後は選択にしているが、学生のほぼ全員が受講することを想定し、開講クラス数を確保している。

また、コンピュータ実習室において講義と実習を組み合わせた授業も行っている。実習室を用いるための定員をもうけているが、履修希望の学生が受講できない事態はほとんど生じていない。

演習科目には各年次のゼミナールと卒業研究があり、これらは、ホームルームとしての性格も持ち、全教員が分担し、それぞれが少人数の学生を指導している。学生は各年次でいずれかのゼミナールクラスに所属するようにしている。１年次と２年次は前期と後期に分かれており、各教員は原則として「ゼミナールＩＡ」と「ゼミナールⅡＢ」、あるいは「ゼミナールＩＢ」と「ゼミナールⅡＡ」を担当するようにしている。３年次の「ゼミナールⅢ」と４年次の「卒業研究」は通年制であり、２年を通じて同じ教員が指導する。演習科目の卒業所要単位の配分は１２単位から１６単位（１２．５％）となっており、４年間で基礎学力の習得と専門性の育成を目指す教育を可能にしている。

「ゼミナールＩＡ」（１年次前期）は基礎数学演習であり、学部作成の共通教材を使い、入学時に行う数学履修状況調査の結果に基づくクラス編成をし、指導を行っている。

「ゼミナールＩＢ」（１年次後期）は、全学での共通テーマとも連携して、本学部では「読み・書き・考え・発表する」ための演習・訓練としている。そこで具体的に取り上げている教材、テーマ、形態などは、教員の分野や特性に合わせて独自に選択している。

２年次の「ゼミナールⅡＡ」（前期開講）と「ゼミナールⅡＢ」（後期開講）では、各教員がそれぞれの研究上の専門分野などからテーマを設定し、学生に興味を持たせるような工夫をした授業を行っている。これらのゼミナールは２年次の学生に対しては必履修とし、３年次以降では履修はできないようにしている。これは、専門性の高い「ゼミナールⅢ」を履修する前の２年次生のみを対象として演習を行い、各学生の専門分野に対する興味関心を伸長し、３年次のゼミナール選択に役立ててもらうことを目的としているためである。

３年次「ゼミナールⅢ」および４年次卒業研究では、各学生が合計２年間１人の教員の指導を受けて学習・研究を行う。ゼミナールの定員は、学年ごとの在籍者数によって調整を行っている。この「ゼミナールⅢ」と「卒業研究」のテーマは各教員の専門分野に対応して極めて多様であり、シラバスに示すとおりである。これらの演習科目での指導のやり方は各教員の判断に委ねられている。テキストの輪講、課題を与えて調査・発表・討論させるもの、グループ共同での調査やプログラム作成、個別課題でのプログラム開発や論文作成、レポートなどの添削指導、卒業論文の作成指導と研究発表指導など、いろいろな要素を各教員の判断で組み合わせて実施している。

「ゼミナールⅢ」のクラス選択は、説明会を実施し、学生が担当教員を訪ねて説明や面談を受けてからクラス選択希望を提出し、それに基づきクラス決定を行うシステムを採っている。

(9) 企業情報学部

オリエンテーションで、クラス指定の英語や予備登録の必要なゼミナール、キャリアデザイン入門等履修するのに必要な情報を提供し説明している。履修登録に関する疑問には、教務部委員と事務職員、あるいはゼミナール担当教員が個別に対応している。２年次からの会計・ビジネス情報、医療福祉経営、ＩＴ、社会情報の４コースの選択決定にも、履修モデルを示して助言を与えている。ゼミナールは内容と活動、留意事項の説明を担当者から聞いた後に、学生は第一希望から順に複数の希望クラスを届け出できる。新入生は大学生活への不安も大きく、履修制度に戸惑いや誤解もあることから、「ゼミナールＩＡ」担当者と専攻科目担当教員が協力して時間割の作成に注意を払い、導入教育段階で疑問や不安の解消に努めている。また、図書館などの学内施設、各種事務局の役割、利用法に早く慣れさせる為に、「ゼミナールＩＡ」のクラスにおいて４月～５月に学内部署説明を行っている。

専攻のゼミナールを選択する新３年次生を対象として、１月にゼミナール説明会を開催し、各ゼミナール担当者からクラスにおける授業内容を説明、学生が選択希望を提出し定員を超える場合は担当教員の面接等によって受講者を決定している。平成１９年度から１年次生配当のゼミナールを同一の曜日・講時で開講している。１、２度の出席のみで受講を辞めてしまう連続欠席者、教員との相性の悪さを感じ不本意な登録をしたと後悔する学生の脱落を減らし、真剣に講義に取り組ませる意図から、授業を受け希望の内容でなかった場合は、教務部委員またはゼミナール担当教員との充分な相談のもとで５月初旬まで変更を可能としている。

本学部独自の授業形態として「企業情報学特別講義」は、４～７名の経験豊富な実務の専門家（ＩＴ企業経営者、元大企業の経営管理者、大学教授、公認会計士、税理士、医療法人本部長）によるオムニバス形式の授業で、キャリア意識を深めることにも良い刺激を与えている。

また、「医療福祉経営コース」の学生を対象として、平成１８年度より専攻科目の一つとして「ヘルスケア・インターンシップ」を２年次に配当し、大阪府下の淀川キリスト教病院と提携して実践的な病院経営に関するインターンシップを推進している。病院経営の「管理部門」と「維持部門」とから実地に学ぶ研修を、平成２１年度は２名、平成２２年度は１名、平成２３年度は２名が受けている。更に、「企業情報学特別講義」と「企業情報学特論」により実務に通暁した実務経験者・税理士・公認会計士等による実務的実践的な企業情報教育を提供している。

平成１３年度から教育支援システム「Ｃａｄｄｉｅ」を導入し、学内ネットワークＯＧＵＮＥＴを利用して講義の閲覧・ダウンロード、課題の提出、授業でわからなかった点を質問することができるなど、講義時間外の予習・復習ができる環境を整えてきた。また平成１８年度から「ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ」に更新し、利便性を高めている。

【点検・評価】

(1) 学部共通

① 効果が上がっている事項

オリエンテーションでは、ゼミナールの教員が中心となり履修指導を行っている。また、履修指導後に科目登録を行い、その後一定期間内であれば、ゼミナール担当教員もしくは教務部委員の指導、確認のもと履修変更を認めており不本意履修が無いように方策を取っていることは評価できる。

② 改善すべき事項

特記事項なし。

(2) 情報学部

② 改善すべき事項

現在、「コンピュータサイエンスコース（ＣＳ)」、「ヒューマンサイエンスコース（ＨＳ)」、「コンテンツテクノロジーコース（ＣＴ)」の３コースを設置しているが、情報処理に関して学ぶことを学生に強く意識させ専門性を高めることにより、各々のキャリア意識を醸成することが重要であるため、情報処理に特化したコース編成（ＣＳとＣＴの２コース制）が望ましいと考える。一方で、ヒューマンサイエンスに関係した科目を多く持つことは、本学部の独自性であり、スマートフォンやタブレットなどが普及し、人間とのインタラクションがより重視されるようになった情報社会に対応するためには、情報技術だけでなく人間の情報処理に関わることを学ぶ必要もある。これらを踏まえ、平成２６年度からのコース編成とカリキュラムの変更を検討する。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

学内ネットワークシステムとして、「ＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅ」があり、授業に対する事前・事後の資料を学生に示し予習・復習に活用できるよう、利用の促進を図る。

(2) 改善すべき事項

単位修得状況や卒業状況等を考慮し、平成２６年度から各学期の登録制限単位数を１年次から４年次までを通して前期：２４単位、後期：２４単位とする。ただし、一部学部は平成２７年度からの適用とする。

２．シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〔シラバスに基づく授業の展開〕

・シラバスの作成と内容の充実

・授業内容・方法とシラバスとの整合性

【現状説明】

(1) 学部共通

大学設置基準第２５条の２の「成績評価基準等の明示等」の主旨に沿ってシラバスを作成している。

シラバス（「講義要項」）は、一定の書式に従って教員間で記述内容に差や量の精粗がないように配慮し、複数クラス開講している科目は、できるだけシラバス内容を統一するようにしている。全学的に一定の書式に従ってＷｅｂ上で作成し、学生もＷｅｂ上で閲覧できるシステムとなっている。

シラバスの項目は、「講義テーマ・概要」、「到達目標」、「講義スケジュール（授業計画)」、「評価基準・方法」、「授業に向けた準備の指示」、「学生への要望・留意点」、「オフィスアワー」、「教科書」、「参考書」、「関連サイト」としている。「講義スケジュール（授業計画)」では、講義毎の具体的内容（項目）を記載し、自主学習ができるように配慮している。平

成２２年度からは全ての科目で評価基準が記載され、平成２３年度からは学生用ホームページにて教員別オフィスアワーを一覧表にして表示している。

各担当者が「評価基準・方法」を定めてシラバスに定期試験等の受験要件を記載し、学生の成績分布や授業時の出席状況等から担当者が評価している。

また、授業評価の「授業内容がシラバスに沿っていた。」は、年度毎に学生の満足度は高くなっており、また、６０％を超える数値を示しており、シラバスに沿って授業がなされているといえる。

各学部のシラバスに関する作成および授業の実施状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

学生は学内からだけでなく学外からもシラバスを閲覧することが可能になっているうえ、記載項目が共通であるため学生が履修科目を選択する際に比較・選択しやすいものになっている。但し、基本や理論を重視する科目がある一方で、時事問題等を採り上げることで講義内容をより詳細に記載するには、現在のシラバスの作成要領に限界もある。

(3) 経営学部

・経営学科

本学科の「ゼミナールⅡ」では、担当者会議を開きシラバスを統一している。複数教員が担当する「基本パソコン演習Ⅰ、Ⅱ」、「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」等も同様である。

・ホスピタリティ経営学科

本学科では、必修科目のうち、複数教員が担当する「ゼミナールⅠ、Ⅱ」、「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」、「Ａｃｔｉｖｅ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ ｉｎ Ｅｎｇｌｉｓｈ Ⅰ、Ⅱ」、「ＴＯＥＩＣラーニングⅠ、Ⅱ」に共通シラバスを採用し、授業内容や運営方針に統一性をもたせ、学科生の学習内容に配慮している。

(4) 経済学部

初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の提供のために、１年次前期配当のゼミナール（再履修クラスを除く）は、シラバスの共通化を図っている。なお、教授会において毎年シラバスの定期的検証を行い改善に努めている。

(5) 法学部

専攻科目の各担当者は、それぞれにシラバスの講義スケジュールに基づいて授業を行うことを基本とし､成績評価もシラバスに記載した通りの基準に基づいて評価を行っている。こうした授業内容とシラバスの内容との整合性については、学期末に実際されている「授業評価」において、授業がシラバス通りに行われているかどうかを評価する項目を設け、学生の評価に基づいてチェックする体制をとっている。

平成１４年度後期から毎学期、授業評価を実施しているが、マークセンス式の評価の中に「この授業を登録するにあたって、講義要項（シラバス）を参考にしたか」という質問項目がある。法学部の学生に関して、平成２３年度前期の授業評価では、５段階評価で、２９．０％が「強くそう思う」、２８．４％が「そう思う」となっている。平成２３年度後期では、それぞれ３８．７％、３０．７％の数字となっている。平成２４年度前期の授業評価では、それぞれ２６．９％、３１．１％の数字となっている。平成２４年度後期の授業評価では、それぞれ３９．６％、２９．４％の数字となり、２か年度ほぼ同様の数字となっている。

(6) 外国語学部

１～３年次の「ゼミナール」に関してはコーディネーター教員のもと、コンピュータ操作などの合同授業を含めて、シラバスの統一を行っている。「オーラル・コミュニケーション」でも同様にコーディネーター教員のもと、シラバスの統一と習熟度別クラス編成となっている。

シラバスの統一を保ち未記入の項目をなくすため、教務課職員、教務部委員、コーディネーター教員で、提出されたシラバスのチェックを行っている。

平成１４年度後期から毎学期、授業評価実を実施しているが、マークセンス式の評価の中に「この授業を登録するにあたって、講義要項（シラバス）を参考にしたか」という質問項目がある。外国語学部の学生に関して、平成２３年度前期の授業評価では、５段階評価で、３８．９％が「強くそう思う」、３０．１％が「そう思う」となっている。平成２３年度後期では、それぞれ４４．１％、３０．１％の数字となっている。「強くそう思う」と「そう思う」の合計は、ともに５０％を越えている。平成２４年度は、前期では３８．３％が「強くそう思う」、３０．３％が「そう思う」、後期では４４．５％が「強くそう思う」、２９．０％が「そう思う」となっており、「強くそう思う」と「そう思う」の合計は、ともに５０％を越えている。

(7) 国際学部

本学部では、初年次教育の核となる「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」について共通の学修目標を設定していることから、平成１９年度以降部分的に共通したシラバスを作成している。また英語科目については、平成１７年度以前より一部共通のシラバスを導入し、その評価基準についても各クラス同一の基準で統一している。さらに、英語クラスにおいてはシラバスを初回授業時に印刷して受講者に配付している。

専攻科目の基礎科目で複数の担当教員（兼任教員も含む）によるオムニバス形式の授業で複数クラスを開講している場合、全クラス共通のシラバスを作成している。

また、平成２４年度から科目によるシラバスの精粗をなくすために、各担当教員が作成したシラバスの書式や字数などが決められた通りになっているかどうか、専任教員により点検している。

専攻科目の各担当者は、それぞれにシラバスの講義スケジュールに基づいて授業をすることを基本とし、成績評価もシラバスに記載した通りの基準に基づいて評価を行っている。こうした授業内容とシラバスの内容との整合性については、学期末に実際されている「授業評価」において、授業がシラバス通りに行われているかどうかを評価する項目を設け、学生の評価に基づいてチェックする体制をとっている。

学期初めのオリエンテーションでは、専門科目の全開講クラスについて、シラバスに含まれる情報の大半を一覧したリストを学部独自で作成し、１年次生と２年次生に配付している。平成２４年度からは、同様の一覧リストを３年次生と４年次生にも配付している。これにより、開講クラスの理解と、成績評価、受講上の注意などを比較対照して、より学生各自に適した科目、クラスの選択が行えるようにしている。

(8) 情報学部

全学での統一された書式に従い、本学部の専攻科目についても、シラバスには講義の概要、到達目標等を明示している。各回の授業のテーマを示し、基本的にそれに従って授業を進めている。シラバスには成績評価の方法（評価にあたっての、試験、レポート、平常点等の割合）を明示している。シラバスの内容は、学生用ホームページに掲載されており、履修登録時以降、常に参照可能になっている。

専攻科目において兼任教員が担当する科目については、シラバス作成時に専任教員と兼任教員とで講義の目的・内容・計画について事前に協議している。授業開始後には専任教員が授業参観を行ったり講義資料を確認したりし、進め方について随時相談しながら授業を実施している。また、「ゼミナールＩＡ」については、基礎数学の授業と連携し、統一したシラバスとしている。「ゼミナールＩＢ」についても、シラバスに共通して記載する事項

を定め、それにそれぞれの担当者の授業の細目を加える形にしている。これらの科目に関しては、適宜、担当者が集まり授業内容の検討を行っている。

(9) 企業情報学部

学生は大学のＷｅｂサイト上でシラバスを検索することができる。シラバス内容は全学部の全開設授業科目を網羅しており、学生が他学部履修を行う場合についても考慮されている。

また、授業評価アンケートにおいて、シラバス通りに授業が行われているかの項目を設け、そのチェックを行うことができる。

【点検・評価】

(1) 学部共通

① 効果が上がっている事項

シラバスの内容が全体として充実した点、特に「講義スケジュール（授業計画）」において講義項目と授業回数とを一致させたことにより、講義内容や進行の全体像が把握し易く、評価基準・方法が明確になった。その主要な基準は、定期試験、小テスト、レポート、出席状況である。これらの基準を、各教員がその講義形態に合うように適切に組み合わせ、成績評価を行っている。演習科目では、比較的少人数であるため、課題や卒業論文のプレゼンテーション、出席状況などが中心である。それに対して、通常の講義形態では、定期試験、小テスト、レポート、出席状況が組み合わされて成績評価が行われており厳格な評価体制であるといえる。平成２３年度からは学生用ホームページにて教員別オフィスアワーを一覧表にしてわかりやすく表示している。

本学で行われている自由表記の授業評価は、教育効果の阻害要因を緩和、除去することも可能となる場合があり、評価できる。また、授業評価の調査項目の中に、教員がシラバスに沿った講義を行っているかどうかの項目を設け、授業の進行状況について点検できる体制となっている。

授業評価の項目に「登録時にシラバスを参考にしたか。」、「予習や復習を行った。」、「テキストの有効利用」、「授業内容がシラバスに沿っていた。」等の項目があり、シラバスの有効性、授業との整合性を確認することができる。

② 改善すべき事項

特記事項なし。

(2) 外国語学部

①効果が上がっている事項

シラバス作成に関しては、教務部委員、コーディネーター教員、教務課職員によるチェックが行われ、特に「評価・方法」に関しては改善が見られる。

履修指導の際に、シラバス確認を学生に求めたり、「ＯＧＵ-ポートフォリオ」での質問事項にシラバスを読んで選択したかという項目を設けて学生の意識に上るようにしている点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

平成２４年度からシラバスの記載事項・内容の精粗を無くすため、教授会、教務部委員会を中心とする教養関係の共通科目の担当者会議においてシラバス内容の確認方法の検討と継続的に確認作業を行うこととしている。

(2) 改善すべき事項

平成２５年度のシラバスから「授業に向けた準備の指示」と「学生への要望・留意点」の項目に自主学習の内容や授業に関する要望を記載する。また、「参考書」の項目に利用方法を記載し、学生が自主的に予習・復習ができるように配慮する。

毎学期行っている「授業評価」の満足度調査では、「私は予習や復習を十分に行った。」の項目は、年度を追うごとに満足度は上がっているが、他の項目と比較すると低い状況であり、継続的に検討する必要がある。

３．成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〔成績評価と単位認定の適切性〕

・厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
・既修得単位認定の適切性

【現状説明】

(1) 学部共通

① 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

大学設置基準第２７条の主旨に沿って単位を授与している。

評価は、多くの科目で担当教員に委ねられているが、「評価基準・方法」については、シラバスに「定期試験」、「レポート」、「日常点」、「その他」の項目の割合（%）を掲載し、評価基準・評価方法の明確化を図っている。また、同一科目で担当者が異なるクラスが開講されている科目では、一部の共通試験で導入している。

学生の成績評価に対する疑問に答える制度として、成績発表後に一週間程度の質問期間を設け対応している。

平成２０年度入学生から客観性および厳格化を確保することを目的に、ＧＰＡ制度を導入し、評価基準を細分化して、８０点から１００点を「A」評価としていたのを、１０点毎とし、８０点から８９点を「A」評価、９０点から１００点を「S」評価に変更した。成績評価とポイントは次のとおりである。

成績評価基準とポイント（ＧＰ）

評点	評価	合否	ポイント（ＧＰ）	
100 点～90 点	S	合格	4.0	ＧＰＡにおいて総登録単位数（分母）が計算の基礎となる
89 点～80 点	A		3.0	
79 点～70 点	B		2.0	
69 点～60 点	C		1.0	
59 点～40 点	D	不合格	0.0	
39 点～ 0 点	E		0.0	
試験欠席	－		0.0	
成績認定	R	認定(合格)	ＧＰＡの計算対象外	

② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

大学設置基準第２２条・２３条の主旨に沿って一年間の授業期間および各授業科目の授業期間を設定、各学期１５回の授業回数を確保し、定期試験期間も別に設定している。

学則第８条に次のとおり明示し、授業科目の単位数を定めている。講義及び演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの授業をもって１単位を基本としている。

本学では、セメスター制を採用し、週１コマ(２時間)の半期１５コマ授業を２単位としている。共通科目全般は、この基準に則し、「言語と文化」分野の科目は、週２コマ(４時間)の半期３０コマ授業を２単位としている。専攻科目のうち、講義科目は週１コマ(２時間)の半期１５コマ授業を２単位、週２コマ(４時間)の半期３０コマ授業を４単位としている。実習科目は週２コマ(４時間)の半期３０コマ授業を２単位としている。演習科

目は通年開講と半期開講があるため、週１コマ(２時間)の開講で、半期１５コマ授業を２単位、通年３０コマ授業を４単位としている。

インターンシップやボランティアの科目は､実習と講義形式の併用の授業であるため、実習は３０時間から４５時間までの授業時間をもって１単位、講義は１５時間から３０時間までの授業時間をもって２単位を基本として、時間数と単位を設定している。

③ 既修得単位認定の適切性

大学設置基準第２８条・２９条の主旨に沿って他大学又は短期大学で履修した授業科目の単位、大学以外の教育施設等における学修を本学での履修とみなし教授会での審議を経た上で、本学学則１５条により卒業所要単位への算入を認めている。

本学では、平成１５年の大阪成蹊短期大学との単位互換協定に続き、平成１８年に大学コンソーシアム大阪加盟校間において、各加盟大学が提供している授業科目に合格することにより科目の単位として認定している。これらに加え、大阪学院短期大学との単位互換も行っている。

また、海外の大学と学生交換協定を締結しており、交換留学で単位を修得した科目の単位認定を行っている。海外の大学との提携数が増えるのに比例して、その数は増えてきている。

大学設置基準第３０条の主旨に沿って入学前に修得した単位、他の大学等で修得した単位を、６０単位を限度として認定している。

各学部の成績評価および単位授与の状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

シラバスにおける成績評価基準の記載状況について、平成２１年度の共通科目３９８クラス、専攻科目７８クラス、演習科目６２クラス、教職･資格科目３２クラス、平成２２年度の共通科目４０３クラス、専攻科目８５クラス、演習科目５９クラス、教職･資格科目３２クラスの全てのクラス、平成２３年度の共通科目３９２クラス、専攻科目８２クラス、演習科目３３クラス、教職･資格科目３３クラスの全てのクラス、平成２４年度の共通科目４８２クラス、専攻科目８６クラス、演習科目３６クラス、教職･資格科目３２クラスの全てのクラスで評価基準を明示している。

(3) 経営学部

① 経営学科

平成２０年度から開設したグローバル管理者育成コースを選択した学生について、ＴＯＥＩＣ®における成果に係る学修で､大学教育に相当する水準を有すると認めたものに単位を認定している。資格による単位認定として、ＴＯＥＩＣ®試験結果のスコアに応じて､「ＴＯＥＩＣⅠ（５００点)」､「ＴＯＥＩＣⅡ（７００点)」を設け、本人の申請によりそれぞれ２単位を認定している。平成２３年度は２名が「ＴＯＥＩＣⅠ（５００点)」の単位が認定されたが、平成２４年度は該当者がなかった。

② ホスピタリティ経営学科

必修の専攻科目（外国語科目）である「Ａｃｔｉｖｅ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ ｉｎ ＥｎｇｌｉｓｈⅠ、Ⅱ」や「ＴＯＥＩＣラーニングⅠ、Ⅱ」については、能力別にクラス分けをおこない、専任教員一人が監修担当し、シラバスや評価基準の統一に努めている。

(4) 経済学部

特記事項なし。

(5) 法学部

成績の評価は、定期試験、あるいは学期末に提出するレポートの評価に加え、小レポートや平常点を考慮している。評価におけるそれぞれの比重は各科目の授業の目的・内容などに基づき、担当者によって異なる。評価項目の比重はシラバスに明示している。各担当者が定めたシラバス記載の方法で成績評価しているが、この有効性については学生の成績分布や授業評価等から担当者が判断している。

(6) 外国語学部

成績評価の方法は、講義科目と演習科目、クラスサイズの大小によって異なってくる。レポートやテスト、小テストによる成績評価が多いが、「オーラル・コミュニケーション」のような科目では、面接を行い、成績評価に用いることもある。どの評価法を用いるかは担当教員に委ねられているが、それぞれの科目の「評価基準・方法」はシラバスに明記されている。

交換留学によって海外の大学に派遣された学生は、派遣先の大学で修得した単位が認定される。交換留学で単位認定を受けた本学部の学生は、平成２１年度６名、平成２２年度１４名、平成２３年度６名、平成２４年度１６名である。

(7) 国際学部

「評価基準・方法」については、共通科目と同様に定期試験・レポート・日常点（出席点、授業内小テスト、その他）などの評価基準に基づいている。また、成績評価に際して各評価項目のどのような点が重視されるかについては、各科目の授業の目的・内容・形式などの特徴に応じて担当教員が設定し、シラバスに掲載して学生に周知している。また、複数クラスを開講している「ベーシック・イングリッシュ」については、担当教員の間で統一した評価基準を設定し、統一評価ができるようにしている。

本学部では、「ゼミナールⅠ」および「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」の出席状況の追跡し、学修に問題がある学生の把握を容易にしている。それにより、学期末の成績が出る前に学生の単位修得状況をある程度予測することが可能になり、不合格の可能性がある学生については、「ゼミナールⅠ」や「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」担当者に早期連絡し指導する体制を整えている。

(8) 情報学部

成績の評価は、定期試験、あるいは学期末に提出するレポートの評価に加え、小レポートや日常点を考慮している。評価におけるそれぞれの比重は科目の内容、また担当者によって異なる。例えば、実習に重点をおく科目では学期中に何度か提出させるレポートを重視する。評価項目の比重はシラバスに明示している。各担当者が定めたシラバス記載の方法で成績評価しているが、この有効性については学生の成績分布や授業評価等から担当者が判断している。

卒業研究（必修）の単位認定は、卒業研究履修者全員に卒業論文概要を作成することを義務づけている。卒業論文概要については本学部共通の書式・分量を設定している。また、多くのゼミナールでは、専門の近い他のゼミナールと合同で卒業論文発表会を行い、評価の一部としている。

成績評価は基本的には担当者が責任を負う事項であるが、プログラミング実習など、複数クラスを別の教員が担当する場合は、評価の妥当性を確保するための情報共有や協議を行っている。

３年次編入を認められた学生の既修科目の単位を、専攻科目の単位として認定するにあたっては、本学部での開講科目との内容、レベルの対応を検討し、本学の規定単位数の中で、認める単位数を決めている。

(9) 企業情報学部

成績の評価は担当者に任されており、その基準は前述のようにシラバスに詳しく記載されている。期末試験を重要視する科目から日常点に重きを置く科目まで様々であるが、教員の多様な価値観に基づき評価している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

教育効果の測定は、講義科目では定期試験、演習科目ではレポート試験や研究発表が基本となっている。授業により、途中で習熟度を確認するための小テスト・課題リポート等を課して、効果を確認する一助としている。

ＧＰＡの導入によって、学生の特定の分野に秀でた成績や平均的な能力を評価することが可能になった。また、これまでは単位数の充足をもって卒業の判定が行われてきたが、教育効果の測定という面からすれば、ＧＰＡを海外の提携大学への留学生派遣の基準としていることは、厳格な評価の仕組みといえる。

シラバスで成績評価方法を学生に周知することによって公平な成績評価が維持されている。また、成績の評価は試験の結果のみではなく、担当者がその他の要素を取り入れることによってより厳密な評価ができるように配慮している。ゼミナールについては、授業に参加することが重要であるため、多くの教員が授業への参加度合い、レポートや発表などを勘案し、総合的に評価を行っていることは適切である。

週１コマの半期授業を２単位とする単位計算方法は、講義科目については、一貫性を保つものである。また、インターンシップやボランティアの科目では、講義時間と実習時間が十分に確保されている。また、実習の事前･事後の教員による指導も講義とレポートを中心になされており、厳格に施行しているといえる。

既修得単位の認定は、大学設置基準２８条、第２９条に照らし合わせ、適切に行っている。また、単位の認定は教授会での審議を経て認定されており、適切である。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

ゼミナールは、参加度合いが成績評価全体に占める割合や共通の評価基準の設置について教授会で議論し、成績評価の厳格性を継続して維持する。

(2) 改善すべき事項

複数クラス開講する科目については、ゼミナールと同様に共通の評価基準の設置について教授会で検討し、成績評価の厳格性を継続して維持する。

４．教育成果の定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法に結びつけているか。

〔教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連〕

・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

【現状説明】

(1) 学部共通

大学設置基準第２５条の３の主旨に沿って、平成１８年に設置した「教育開発支援センター」が中心となり、「教育内容等の改善のための組織的な研修等」を行い、毎年度『ＦＳＤ活動報告書』としてまとめている。

「オープンクラス・ウィークス」については、専任教員・事務職員を対象としていたものを兼任教員も対象とした。また、従来からの自由参観に加え、平成２２年度の実施からテーマを絞ることになった。そのテーマは、「学びの扉」（基礎科目）、キャリアデザイン科目およびセンター所員の公開授業である。平成２４年度から参観対象を教員の「授業」に加え、事務局主催の「学生向けイベント」を対象としている。その結果、約３割の教職員が事務局主催のイベントに参加し、教職協同のＦＳＤ活動によって教員から得られた感想、アドバイスを各部署にフィードバックし、業務改善の参考とすることができる。

ＦＤ・ＳＤ活動は、教育開発支援センターが中心となって企画し、平成１８年度から実施している。平成２１年度は特別企画として「大学職員が学生とよい関係を築くスキルを学ぶ」（平成２１年１２月１２日）、通常企画として「ＴＩＥＳの歩みとｅ能力ポートフォリオ」（平成２２年１月２５日）、平成２２年度は通常企画として「大学におけるＩＤ（インストラクショナル・デザイン）とｅ-ラーニング」（平成２２年６月２１日）、特別企画として「留学のススメ」（平成２２年６月３０日）をテーマに講演会をのべ４回開催した。また、新任教員を対象に見識豊かな先生に本学の教育やＦＤ活動について意見や助言をいただく機会として「懇話会」を、本学の取り組み、人材育成の目的の理解、授業改善の重要性についての意見交換を行う「研修会」を開催している。これらの活動は教育開発支援センターが「ＦＳＤ活動報告書」を発刊し、専任教員に対して配付し活動状況を共有できるようにしている。

平成１４年度後期から授業評価を実施し、平成１６年度に調査項目を検討し、平成１８年度前期から現在と同様の項目で各学期に実施している。この結果の公表は授業終了後となるため、早期に学生の意見を授業に反映させる方策として、平成１７年度後期から「自由表記」による調査を追加した。授業開始１か月後に希望する教員が直接回収する方法で実施している。

授業評価の質問は、「受講態度」、「授業」、「授業担当者」、「総合評価」に分類した２４項目を設定している。授業評価結果は各教員へ報告するとともに、平成１９年度後期から学内のホームページで学生に公開している。学生の回答は、全体と分野別に分類して集計している。前年度との比較では、満足度として「強くそう思う、そう思う」の回答率の和と、不満足度として「そう思わない、全くそう思わない」の回答率の和を表示している。

共通科目は、教務部委員会の主催による分野別（文化と歴史、人間と社会、自然と情報、健康とスポーツ科学、総合科目、言語と文化、導入教育ユニット、キャリア教育ユニット）担当者会議を年２回開催している。また、言語と文化の語学科目は、各語学の委員から構成されるランゲージセンター運営委員会で教育方法・内容および学生にいかに興味を持たせるかを含め検討している。

選択必修科目の語学科目である「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」は、専任教員のコーディネーターを設け、担当者間の連絡や情報伝達の円滑化を図っている。さらに、言語と文化担当者懇談会を年１回年度初めに開催し、兼任教員とランゲージセンター運営委員等との懇談の場を設けて、教科書の利用方法や遅刻・欠席の取扱いなどの学生指導等に関する意見交換を行っている。また、ランゲージセンター運営委員会では、外国語教育について改善および充実のための提案、実践的な学習プログラムの提案を行っている。

また、ゼミナールは、開講曜日・講時を同一にして合同で授業が実施できる環境にある。合同で授業を行うことにより、キャリア教育等の専門性のある内容は統一的に行うことができ、教務部委員等が中心となり合同ゼミナールの実施・運営の調整を図っている。

各学部の状況は次のとおりである。

(2) 流通科学部

ＦＤ・ＳＤ活動への参加は各教員の裁量に委ねられており、またそのときのテーマにもよるが、ＦＤ・ＳＤ活動講演会への出席率が必ずしも高いとはいえない。しかし、オープンクラス・ウィークスは、教員の指導方法の改善を行うことを目的としていることから、多くの教員が授業を参観している。教員相互が講義の教室に入り、授業参観を行い、参観

した講義・ゼミナールついて参観した教員がコメントを出し、それに回答することによって、講義方法等の質的な改善に役立ち、講義への出席を促す方法、板書の工夫等々において実行に移している。ゼミナールでは、他者の視点に立ってゼミナール運営を再考することができるものの、ゼミナールは少人数クラスであるため、他の教員が教室に入ってくることによって学生に何らかの影響を与えることは避けられない。

学内ＬＡＮの教員用ホームページ（Ｗｅｂ　Ｌｏｇｏｓ）で学期末の授業評価の結果を閲覧できるようになっている。評価の内容を教員へフィードバックすることにより、自らの授業を客観的に捉えることができ、それぞれの教育内容や指導方法の改善に反映できていると考えられる。

学生の満足度も近年徐々にではあるが高くなっている。

(3) 経営学部

① 経営学科

ゼミナール担当教員間で、必要に応じて適宜、授業改善の取り組みに関する情報交換・意見交換し、個々の教員のクラス運営に反映させている。

② ホスピタリティ経営学科

「ゼミナールⅠ、Ⅱ」に、３つのレベルで、受講生の評価を授業やクラス運営、学科運営にフィードバックする仕組みづくりを行っている。合同ゼミナール実施後の授業アンケート、学年末に実施するゼミナールクラスアンケート、個人面談時のインタビューがそれであり、それぞれ、「ゼミナールⅠ、Ⅱ」担当者間で適宜情報を共有し、必要に応じて、学科会議にもフィードバックし、これらの授業評価を参考にしながら、次学期・次年度の授業、クラス運営の企画を見直している。

(4) 経済学部

本学部独自のＦＳＤ活動として、平成２３年に「カリキュラム改正にともなう経済学部の教育基本方針の再確認」をテーマとして、平成２４年に「ゼミナール教育の改善に向けて」をテーマとして研修会を開催した。

(5) 法学部

基本的には、それぞれの科目の担当者が定め、シラバスに記載した方法で成績評価を行い、評価の妥当性、有効性については学生の成績分布や授業評価等から担当者が判断している。

受講生による授業評価は、学期の前半に自由記述形式のものを実施し、それぞれの教員が授業の効果的な進め方への手がかりとしている。学期終盤に全学で所定様式による授業評価を実施している。結果はグラフ化され、全体の平均と担当授業について教員自身がＷｅｂ上で閲覧できるようになっている。評価の内容を教員へフィードバックすることにより、自らの授業を客観的に捉えることができ、それぞれの教育内容や指導方法の改善に反映できていると考えられる。

ＦＤ・ＳＤ活動への参加は各教員の裁量に委ねられており、本学部では、独自のＦＤ活動として、平成２２年度後期、本学部教員による「法学部の講義におけるＰＣ活用法について―その個別具体的な一つの試みに関する紹介―」をテーマとする研修会を実施し、出席率は７７．３％であった。平成２３、２４年度は、独自の活動は行っていない。

(6) 外国語学部

ゼミナール担当教員間で、必要に応じて適宜、授業改善の取り組みに関する情報交換・意見交換し、個々の教員のクラス運営に反映させている。

(7) 国際学部

本学部では、教員が相互に授業を参観できるとの学部内で申し合わせをしていたが、オープンクラス・ウィークスの実施によって、授業の方法などを教員相互に参照できるようになった。

また、「ゼミナールＩＡ・ＩＢ」担当者と英語科目担当者が、教授会終了後合同に会して、各クラスの状況についての授業改善の取り組み、学生の状況などの情報交換をおこない、教員各自のクラス運営に活かしている。

(8) 情報学部

複数担当者による授業においては、講義期間開始前や終了後の打ち合わせにおいて、授業の改善について話し合っている。また、授業期間中は学生の受講状況などの情報を交換することにより、授業の進め方を改善できるようにしている。その他の科目に関してもオープンクラス・ウィークなどの機会を利用し、相互に授業を参観することにより、授業改善に関する意見交換ができるようにしている。また、カリキュラム検討委員会による、カリキュラムの妥当性の検討や、シラバスのチェックを通じて、必要な改善を順次行っている。

受講生による授業評価は、学期の前半に自由記述形式のものを実施し、それぞれの教員が授業の効果的な進め方への手がかりとしている。学期終盤に全学で所定様式による授業評価を実施している。

(9) 企業情報学部

学部ＦＤとはうたっていないが、教授会終了後にカリキュラム検討、教授法等を巡って学部教員間で意見交換をしている。ＧＰＡの取り組みについても数回検討した。また、専攻科目教員にあっては、企業情報学会の研究報告会で簿記教育法、e-ラーニングの利用法等について報告し、教職課程の「情報」免許、社会情報コースの増設、学部における検定（Ｐ検定、ＩＴ検定、簿記検定）準備教育等に関して主に検討し、専門教育についても教員間のＦＤを通じたコミュニケーションを密にしている。

専攻コース別の作業部会としては、会計・ビジネス情報コースでは、簿記知識修得のモチベーションを高める意図から、「全国経理教育協会主催簿記能力検定試験」の受験を推進してきた。この成果を踏まえて今後はより難易度の高い「日本商工会議所主催・簿記検定試験」の受験を推奨している。

その他の試験関連科目、「ビジネス・コンピューティング」では「大阪商工会議所主催・ビジネス検定試験」の受験モチベーションを高める指導、ＩＴコースでは、「パソコン検定３級」の受験、「コンピューティング入門」の担当者間では、共通の参考書を選定し、講義内容が偏らないように内容をチェックしている。また、ＩＴコースの学生は３、４年次に「ＩＴパスポート」に合格するよう、担当者間で相談し、試験の範囲を講義中にカバー出来るようにしている。また、試験対策が主な講義にならないように、あくまでも大学生への講義ということを重要視し、各教員の専門研究から根本になる話をするように相互に啓発を行っている。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

授業内容の改善は個々の教員の努力に委ねられていたが、授業評価結果を担当教員へフィードバックすることにより、自らの授業を客観的に捉えることができるようになった。どのような方向で授業の改善を行うべきかがわかり、それぞれの教育内容や指導方法の改善に反映できているといえる。学生の満足度も徐々にではあるが高くなっている。授業評価アンケートは全科目を対象に実施できている。

授業評価の回収率が低かったが、改善策として平成２４年度後期から実施時期を変更した。このことにより、回答者数が、平成２３年度後期と比較し２％増加している。

共通科目の担当者会議は、年２回開催し、受講者数の状況と開講クラス数や開講曜日・

講時等について検討している。そして、担当者会議での意見・問題となった事項は、教務部委員会で検討し、必要に応じて教授会で検討している。また、「ランゲージセンター運営委員会」が、外国語教育の改善・充実を図るための提案、実践的な学習プログラムの提案を行っている。兼任教員が出席する「言語と文化担当者懇談会」を年１回年度初めに開催し、教科書の利用法や遅刻・欠席の取扱いなどの学生指導に関して意見交換を行っており、定期的に検証できる仕組みとなっている。

ＦＤ・ＳＤ活動への参加は各教員の裁量に委ねられており、ＦＤ・ＳＤ活動講演会への出席率が必ずしも高いとはいえない。しかしながらオープンクラス・ウィークスについては、教員が指導方法の改善を行うことを目的としていることから、多くの教員が授業を参観している。教員相互が講義の教室に入り、授業参観を行い、参観した講義・ゼミナールついて参観した教員がコメントを出し、それに回答することによって、講義方法等の質的な改善に役立ち、講義への出席を促す方法、板書の工夫等々において実行に移していることは評価される。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

平成２５年度に「語学教育研究所」を開設する。この研究所では、「語学教育プログラムの構築」、「語学教育のＦＤならびにワークショップ等を開催」、「語学教育における調査・研究の推進」を行う。

また、研究所が行う「語学教育プログラムの構築」による成果を検定試験等の外部の評価指標を使い検証する。

(2) 改善すべき事項

個々の学生の受講科目に対する成果、達成度、満足度に対する検証方法として、授業評価の項目に「シラバスに記載された到達目標の達成度」を設定する。

本学は、学生の能動的な学習活動を促すことによって実学教育や学部、学科の人材養成に相応しい教育を目指すことを考えている。そのため、「アクティブ・ラーニング」の導入を検討するためのワークグループを立ち上げる。

Ⅳ．成果（学部）

１．教育目標に沿った成果が上がっているか。

〔教育目標に沿った成果の検証〕

・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

（１）学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

【現状説明】

(1) 学部共通

① 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

ランゲージセンター運営委員会では、平成２３年度まで入学時の英語の基礎力を確認するため、プレースメントテストを実施してきた。そして、１年次生対象の各学期末に実施するアチーブメントテストを各学部が検討し独自に作成した「統一テスト」を実施してきた。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

平成２２年度生からのポートフォリオを活用した学修支援を導入し、学生が主体的に学ぶというスタイルへの転換を推進し、学生自らの成果物や作品などの「学びの活動」を貯め込んで、それらを「振り返り」、「気づき」を得ることに活用させるため、学生が自らの学びを自己評価することで「学ぶ意欲」を高める効果をねらっている。

平成２３年度から「ＯＧＵ－ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ」の名称でＡ４版のファイルを１年次生に配付し、学生の「成果物（入学時から卒業までの学修履歴・キャリア形成の過程等)」や「作品」をファイリングさせている。

本学に４年間在籍した学生の満足度を検証するために、平成１８年度から、卒業年次生に対して、卒業の直前に大学の「満足度に関する意識調査」を実施している。調査項目は、「授業全般」、「学生のマナー」、「対人関係」、「学費」、「施設や設備」、「学生サービス」、「大学に関すること」や「アルバイト」の８つの分野に関する満足度についてである。これらを４年間の総合的な満足度として、「総合満足度」の項目を設けている。

卒業生の就職先の評価を把握するため、卒業生が勤務する企業にアンケートを依頼し、回答があった企業の内容を集計した。この数値から見ると、各項目に対し、「劣る」という回答は皆無で、大半が「やや優れている」「普通」という回答が多い。また、項目を評価ごとに点数化（優れているが５、劣るが１）すると、「対人関係や仕事の協調性」、「仕事に対する職務遂行能力」、「責任感・粘り強さ・誠実性」、「コミュニケーション能力」の項目が高くなっている。

(2) 流通科学部

本学部では、学生の成長を学生自身と教員が共有するため「ＯＧＵ－ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ」のファイルを学生と教員が共同で管理するシステムとしている。入学時から卒業まで、原則としてゼミナール担当者が管理し、ゼミナール担当者が変更となった場合においても、ファイルを引き継いでいる。

(3) 経営学部

特記事項なし。

(4) 経済学部

特記事項なし。

(5) 法学部

学生には「成績表」によって、前学期までの学修を自ら確認させ、本人のＧＰＡの値と学年全体のＧＰＡの平均点によって、到達の度合いや全体の中での自らの位置を客観的に理解させるようにしている。

(6) 外国語学部

本学部では、平成２２年度入学生より、ゼミナールの授業において、「ＯＧＵ-ポートフォリオ『学びによる成長』支援シート」を記入させている。学生が自らの学びを自己評価できるように、学期の始まりと終わりに、ゼミナール担当教員が直接指導を行っている。

(7) 国際学部

英語学習の成果については、１年生を中心に独自開発テストによる測定を実施している。

入学時に英語プレースメントテストを受験させるが、これは中学から高校までに学ぶ基礎英語学力がどの程度定着しているかを診断できるほか、英検の何級程度の合格可能性があるかを学生ごとに判定することができる。後期授業開始時の１０月には、１年生を対象にプレースメントテストの同様の形式で内容が異なるアチーブメントテストを実施する。この結果を４月のプレースメントテストの結果と等化処理を行い、その結果得られたスコ

アを比較する。同様のアチーブメントテストは後期末の２月にも実施し、後期の英語学習の成果、および一年間の成果を客観的に比較することが可能となる。

学生の自己評価は毎学期開始時のオリエンテーションで「成績表」（履修科目の合否や評価、総修得単位数、ＧＰＡなどが記載）を受けとる。これによって、前学期までの学修を自ら確認することができる。とくに本人のＧＰＡの値と学年全体のＧＰＡの平均点が記載されているので、到達の度合いや全体の中での自らの位置を客観的に理解できる。

(8) 情報学部

学修の質を反映する外部基準としての資格（基本情報技術者）の取得を支援することで、相乗的な学修への動機付けとキャリア意識につながり資格取得による自己効力感の向上も期待できる。そのために本学部で開講している情報系の科目が、どのような分野・領域に対応するのかを明示し、関連する講義の中でもその位置付けを示すようにしている。また、３年次に基本情報技術者試験のための学習を行う「特別講義Ⅲ」を開講し、さらに、エクステンションセンターと連携することにより、資格取得支援を強化している。

(9) 企業情報学部

本学部では、初年次から専攻の企業情報基礎群の修得を勧め、必修科目の「簿記入門」と「コンピューティング入門」により会計情報とコンピュータスキルの基礎力を養っている。それぞれが簿記検定やパソコン検定といった実践的なキャリア教育に関係している。ＩＴパスポート合格者は、平成２１年度２名、平成２２年度１名、平成２３年度２名である。平成２４年度は０名であった。これは本学のエクステンションセンターを通して受験した学生数であり、「コンピューティング入門」の授業では最終講義日にパソコン検定３級の受験を義務付け資格取得を推進している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

学部が実施しているこのアチーブメントテストのみでは、全学的に学生の英語力の伸びを把握するのが困難な面がある。

就職先の評価に関する調査は、数が少なく基礎調査とするには不十分ではあるが、「劣る」という項目が無い点、また、数値化した場合の順位として、「パソコン操作の能力」「外国語の能力」が低い点は問題であるが、経済産業省が定義する「社会人基礎力」が定義する項目の評価が高い点は、本学卒業生が社会人としての必要なスキルを備えているといえる。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

(2) 改善すべき事項

アチーブメントテスト（前期末・後期末）をランゲージセンター独自で作成できるように検討する。このテスト結果を基に、どれだけ学生の英語力が伸びたかを把握する。加えて、使用している統一テキストが適切かどうかの判断材料にもなると考える。

就職先の評価の低い、ＩＴ知識や語学力は教員と各部局が協力し、学生のスキルアップを図っていく必要がある。また、調査回答数が少ないため、卒業生全体の評価とする

には不十分であるため､より多くの企業からの回答を求められるようにする必要がある。併せて卒業生本人の評価調査が未実施であるため、この取り組みも実施していかなければならない。

（２）学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

【現状説明】

学部共通

卒業生の評価を把握するため、卒業生が勤務する企業等に対しアンケートを実施した。回答のあった企業（８８社）の内容を集計したものを表Ⅳ－１および表Ⅳ－２に示した。このアンケートは平成２４年度から実施し、今回が２回目となる。なお、昨年度回答のあった企業は２５社であった。

表Ⅳ－１のデータから見ると、各項目に対し､「劣る」とう回答はごく僅かで、大半が「やや優れている」「普通」という回答が多いことが分かる。

表Ⅳ－２のように、全ての項目を評価ごとに点数化（優れているが５、劣るが１）すると、「対人関係や仕事の協調性」「コミュニケーション能力」「責任感・粘り強さ・誠実性」「仕事に対する職務遂行能力」の項目が高い点が挙げられる。

また、図Ⅳ-１、図Ⅳ-２のとおり、前回から評価が上がった項目は「コミュニケーション能力」「対人関係や仕事の協調性」「パソコン操作等の能力」「仕事に対する理解・判断力」が挙げられる。評価が下がった項目は「外国語（英語など）の能力」「仕事に対する職務遂行能力」「仕事に対する知識・基礎学力」であった。

表Ⅳ－１　企業アンケート結果（件数）

項　目	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
仕事に対する知識・基礎学力	6	23	55	4	0
仕事に対する理解・判断力	8	34	45	1	0
仕事に対する職務遂行能力	14	37	35	2	0
対人関係　仕事の協調性	24	44	16	4	0
コミュニケーション能力	21	43	23	1	0
責任感・粘り強さ・誠実性	15	43	30	0	0
外国語（英語など）の能力	0	2	57	24	2
パソコン操作等の能力	3	17	58	9	0

表Ⅳ－２　企業アンケート結果（平均値）

項　目	平成 24 年	平成 25 年
対人関係　仕事の協調性	3.9	4.0
コミュニケーション能力	3.7	4.0
責任感・粘り強さ・誠実性	3.8	3.8
仕事に対する職務遂行能力	3.8	3.7
仕事に対する理解・判断力	3.5	3.6
仕事に対する知識・基礎学力	3.4	3.4
パソコン操作等の能力	3.1	3.2
外国語（英語など）の能力	2.9	2.7

図Ⅳ－１　企業アンケート結果（年度比較）

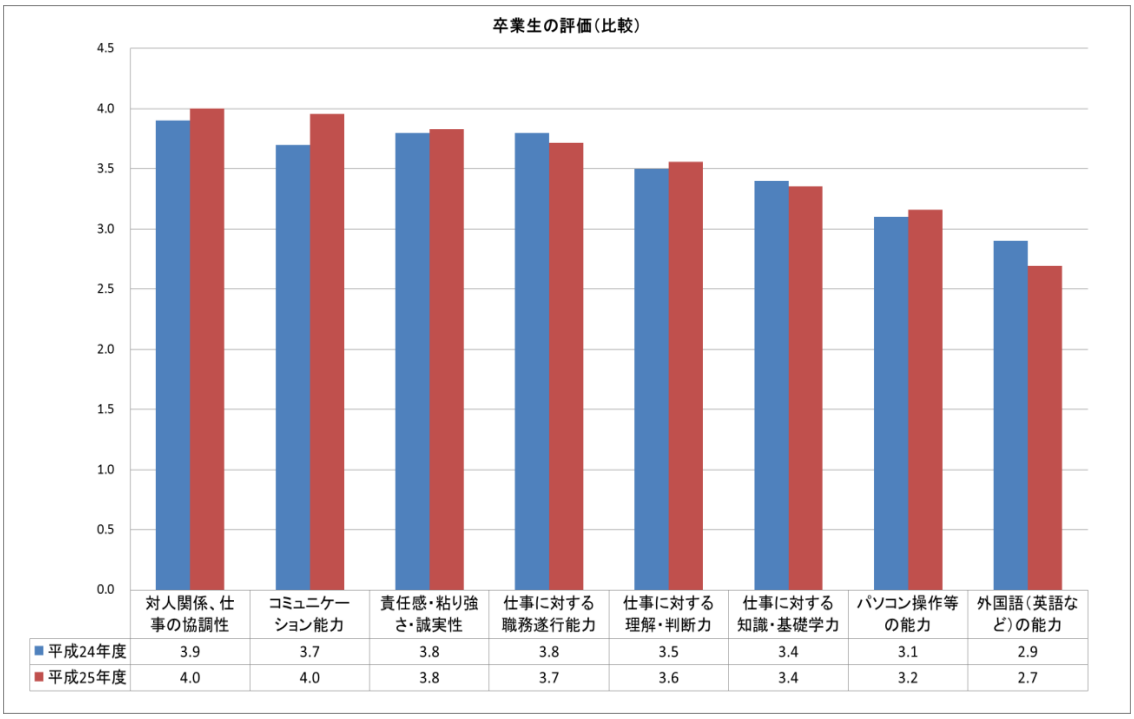

	対人関係、仕事の協調性	コミュニケーション能力	責任感・粘り強さ・誠実性	仕事に対する職務遂行能力	仕事に対する理解・判断力	仕事に対する知識・基礎学力	パソコン操作等の能力	外国語（英語など）の能力
平成24年度	3.9	3.7	3.8	3.8	3.5	3.4	3.1	2.9
平成25年度	4.0	4.0	3.8	3.7	3.6	3.4	3.2	2.7

図Ⅳ－２　企業アンケート結果（年度比較の推移）

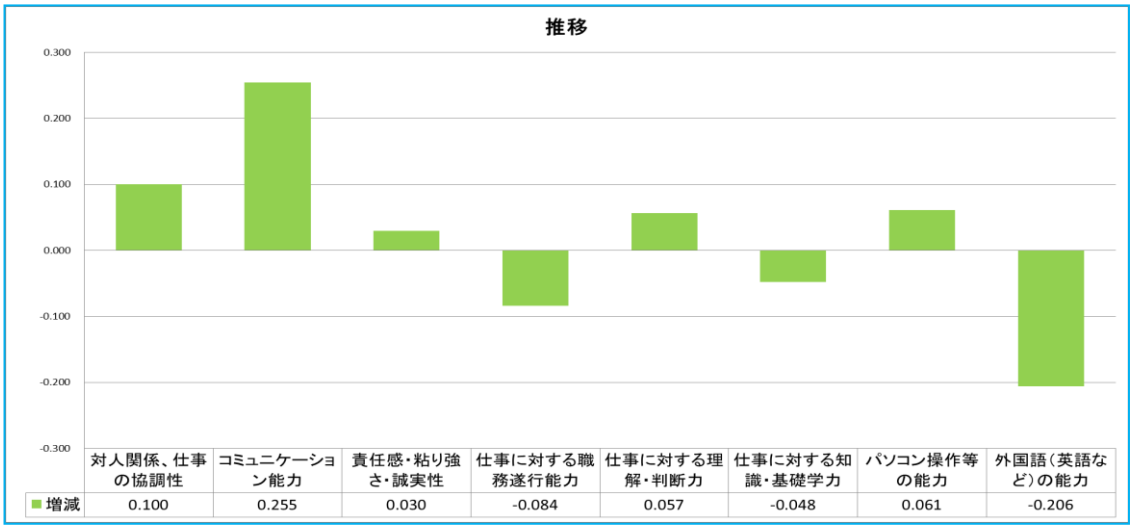

	対人関係、仕事の協調性	コミュニケーション能力	責任感・粘り強さ・誠実性	仕事に対する職務遂行能力	仕事に対する理解・判断力	仕事に対する知識・基礎学力	パソコン操作等の能力	外国語（英語など）の能力
増減	0.100	0.255	0.030	-0.084	0.057	-0.048	0.061	-0.206

【点検・評価】
学部共通
今回の調査では昨年度の調査より回答数が増え、ある程度の規模を確保することができた。昨年度と同様、すべての項目において「劣る」という項目が少ない点は評価できる一方、数値化した場合の順位として、「パソコン操作の能力」「外国語の能力」が低い点は引き続き課題として残る。
ただし、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」が示す項目の評価が高い点は、社会人としてのスキルを備えていると言える。一方、「基礎学力」「専門知識」「技能」などに類する項目の評価が低い。

【将来に向けた発展方策】
学部共通
今回の調査においても本学の卒業生に関しては「対人関係や仕事の協調性」「コミュニケーション能力」「責任感・粘り強さ・誠実性」「仕事に対する職務遂行能力」などの評価が高かった。協調性や誠実さなど本学の卒業生が評価されているところをさらに伸ばしていけるような教育を進めていくことが重要となる。
一方、評価の低い、ＩＴ知識や語学力、基礎学力は教員と各部局が協力し、教育の一層の充実を図っていく必要がある。
また、卒業生本人の評価調査が未実施であるため、卒業後の在職状況（離職状況）なども含めて卒業生に対するアンケート調査を実施していく予定である。

２．学位授与(卒業認定)は適切に行われているか。
〔学位授与(卒業認定)の適切性〕
・学位授与基準、学位授与手続きの適切性
【現状説明】
(1) 学部共通
大学設置基準第３２条の「卒業の要件は、大学に４年以上在学し、１２４単位以上修得することとする。」に対して、本学学則第１３条に「４年以上在学して所定の単位を修得した者は学長が卒業を認定し、卒業証書及び学位を授与する。」としている。卒業のための要件は、本学学則第７条「本学生の卒業に必要な授業科目及び単位数は、次のとおりとする。」として所定の卒業要件と１２８単位修得しなければならないことを明記し、本学学則第５７条（２）で「学生の試験及び卒業に関すること」は、教授会で審議するとしている。また、単位認定は、本学学則１０条に「単位の認定は、筆記又は口述による試験、その他適当な方法による。」とし、本学学則１１条に「試験は、学期末又は学年末に行う。」としている。
学校教育法第８９条の「大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生で当該大学に３年以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。」としているが、本学学則第６条「１項　本大学の修業年限は、４年とし、８学期に分ける。２項 本大学に在学する年数は、８年を超えることはできない。」とし、３年の在学による卒業は認めていない。
学位授与方針に従い作成され、各学部によって定めた教育課程を経て、卒業要件を満たし、所定の手続きを行った学生に対して学士の学位を授与している。判定手続きは、教務部委員会、学部長会議、教授会の議を経て、学長が認定することで、卒業が認められる。
各学部の状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

所定の期間在学し、本学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。

学位授与は、「学則」および「流通科学部履修規程」に基づいて、教務部委員会、学部長会議、教授会において審議され厳密に行われている。

(3) 経営学部

特記事項なし。

(4) 経済学部

特記事項なし。

(5) 法学部

特記事項なし。

(6) 外国語学部

特記事項なし。

(7) 国際学部

個々の学生に対する学位授与の可否は、毎年２月の国際学部教授会で該当する学生について「学則」や「国際学部履修規程」に則して審議され、その結果が学生に公表される。

(8) 情報学部

学部としての最終段階での学生の質は、卒業研究による研究内容と研究成果（卒業論文）によって厳密に評価している。また、卒業論文の概要は「卒業論文概要集」としてまとめられ、教員および卒業生に配付される。

されに、多くの研究室では、卒業前に他の複数の研究室と合同で卒業研究発表会を行っている。このような合同の発表会は学生に刺激と緊張を与え、また教員にも指導上の大きな示唆を与えている。これも学部共通の「卒業論文概要集」の作成とともに、「卒業研究」の質を維持する一つの方策になっている。

(9) 企業情報学部

学位授与の判断は、「学則」、「企業情報学部履修規程」に基づいて、教務部委員会、学部長会議、教授会の議を経て一人ひとり厳密に行われている。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

本学における学位授与は、規程に則り行っている。

また、毎年度、卒業状況等の資料を作成し、卒業見込者に対する合格者等のデータを蓄積し会議で検討している。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

(2) 改善すべき事項
特記事項なし。

〔大学院 研究科〕
商学研究科
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
１．教育目標に基づく学位授与方針の明示
２．教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示
３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表
４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証
【現状説明】
大学院では、『大阪学院大学大学院学則』第３条第２項に基づき、研究科ごとに「人材養成・教育研究上の目的」を定めている。
商学研究科の「人材養成・教育研究上の目的」は次のとおりである。
商学研究科は、商学・経営学・会計学の学術研究を通じ、多彩なビジネスの現場で活躍できる能力を備えた高度専門職業人および研究者を養成する。
修士課程においては、論理的思考力を有し主体的に物事に取り組む姿勢、および高度な職業倫理を養うことを目的とし、本学の伝統・特色である会計・税務分野における教育実績を基に、専門的な実践教育を行い、豊かな人間性を備えた高度専門職業人を養成する。
博士課程においては、ビジネス研究に必要とされる高度な分析・調査能力、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成する。
そして、この人材養成・教育研究上の目的を実現するための具体的な指針として、入学者受入れ方針、学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針を策定し、これを「教学上の三つの方針」として明示している。

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示
本大学における学位およびその授与については、「大阪学院大学学位規程」に定められており、研究科ごとにそれぞれの教育目標に基づき「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「学位論文等審査基準」を定めている。
商学研究科の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」は次のとおりである。
本研究科が定める在学年数および修了必要単位数を充足し、かつ学位論文（修士課程にあっては、課題研究を選択することが可。)の審査に合格した者について、学位を授与する。
〈修士課程〉
修士の学位授与を判定する際、高度専門職業人に必要な論理的思考能力を有し、研究または実務に取組む姿勢が主体的で、高度な職業倫理、専門的な実践能力および豊かな人間性を兼ね備えているかを考慮する。
〈博士課程〉
博士の学位授与を判定する際、自立して研究活動を行いうるか、ビジネス研究に必要とされる高度な分析・調査能力、創造性豊かな優れた研究開発能力および深い学識を兼ね備えているかを考慮する。
特に、次の諸点が身についているかを重視する。
(1) 自己のテーマを確立し、独創的な探求を行ったか(独創性)。
(2) 高度の専門性と、専門性にとらわれない自由な探究心とを両立させ、独自の視点から斬新な成果を導いているか(新規性)。
(3) 国内外の権威ある学会・研究会の発表等を通じて高い成果をあげているか(客観性・信頼性・有用性)。
商学研究科の「学位論文等審査基準」は次のとおりである。

商学研究科において、学位（修士・博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

〈修士課程〉

(1) それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされているか。
(2) 先行研究を踏まえた問題設定が適切であるか。
(3) 論述が的確であるか。
(4) 隣接諸領域との関連を含め、専門分野についての深い理解が見られるか。

〈博士課程〉

修士課程の審査基準に、次の項目を加える。

(1) 国内外の権威ある専門学会誌等の査読付論文の内容が含まれているか。
(2) 専門分野に関する研究の方法が熟達していると認められるか。
(3) 高度な学術を教授するに不可欠な学識が備わっているか。
(4) オリジナリティーの高い研究を遂行する能力を示す水準であるか。

２．教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示

本大学院の教育課程は、「大阪学院大学大学院学則」に則り、それぞれの研究科ごとに定めた教育目標に基づき策定された「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿って教育課程を編成し実施しており、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、在学生にはオリエンテーション時に説明している。

商学研究科における「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」は次のとおりである。

〈修士課程〉

学士課程で得られた幅広い教養を基礎に、商学、経営学および会計学等に関する深い学識を涵養するとともに、多彩なビジネスの現場において、高度専門職業人として活躍できるよう、論理的思考能力、主体性、豊かな人間性および高度な職業倫理の育成を重視した、実践的なカリキュラムを編成する。

〈博士課程〉

修士課程での教育をさらに発展させ、専門分野を中心とした博く豊かな学識とともに、ビジネスの研究者に必要とされる高度な分析・調査能力や、創造性に富む優れた研究開発能を養うカリキュラムを編成する。

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

大学院における教育目標や学位授与については、「大阪学院大学大学院学則」、「大阪学院大学学位規程」に、商学研究科の「人材の養成、教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」、カリキュラムや修了要件、開設・開講科目、各科目の単位数、科目区分、担当者、シラバス等については、「学修要項」、「履修規程」に記載されており、これらは公式ホームページの大学院専用ページに掲載されており、大学院研究科構成員(教職員および学生等)はもとより、広く社会に公表されている。

また、学生に対しては、新年度のオリエンテーション時に「人材養成・教育研究上の目的」を説明したうえ、「学修要項」や「履修規程」、「学位論文等審査基準」を基に、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、その周知を図っている。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各研究科において、毎年度実施される学内の自己点検・評価の際に検証している。

さらに、商学研究科においては、毎年１０月または１１月に開催される研究科委員会で次年度開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

また、学位授与方針については、学位論文の審査委員(主査１名、副査２名)が当該提出論文と論文提出者の研究成果を確認する目的をもって行う口述試問（最終試験）を経た後の研究科委員会(修了判定)にて検証している。

【点検・評価】

大学および大学院の理念・目的、学位授与、教育課程の編成・実施方針は、大学学則、大学院学則、学位規程に定められ、各研究科の「人材養成・教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」と併せてホームページ等に明示している。これらの目的や方針は、関連法令に謳われた大学等の目的を踏まえて制定されており、学位授与、教育課程の編成・実施方針は大学院設置基準等に適合し、それぞれが連関し適切に設定されていると評価する。

また、平成２２年度に定めた商学研究科における「人材養成・教育研究上の目的」を実現するための具体的な指針として、平成２３年度に、『教学上の三つの方針』として「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」を策定し、さらに学位（修士・博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準として「学位論文等審査基準」を定めたことは評価できる。なお、教学上の三つの方針の策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮されており、「学位論文等審査基準」についても学位規程ならびに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に即し、適切に策定されていると評価する。

平成２４年度には、目まぐるしく変遷する社会情勢を意識するとともに、旧カリキュラムの諸課題を整理・検討し、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づき、新たに策定した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に沿い、全面的なカリキュラムの改正(新教育課程編成)を行い、平成２５年度から導入することとした。

なお、学生への周知については、オリエンテーション時の説明とその後の質疑応答により、履修登録は円滑に行われており、「修士論文の作成要領」、「学修要項」、「履修規程」、「学位論文等審査基準」等がホームページで閲覧でき、必要であればダウンロードすることができ、修了状況から見ても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切に学生に周知されているものと考える。

【将来に向けた発展方策】

本学の教育目標や教学上の三つの方針を、これまで以上に積極的に本学構成員と社会に対して公開していく。さらに、平成２５年度からの新カリキュラム導入と連動し、入学時に、新入生に対し、商学研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等について、組織的に周知させる取組みを実施する。

Ⅱ．教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容

【現状説明】

本大学院の教育課程は、次の本大学大学院学則に則り編成されている。

(1) 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする（大学院学則第１条)。

(2) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする（大学院学則第２条第２項)。

(3) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（大学院学則第２条第３項)。

本研究科は、平成２４年度に新たに新教育課程を編成し、平成２５年度から導入すること

としたが、新カリキュラムは、旧カリキュラムと同様に研究科の教育研究上の目的に沿い体系的に編成され、履修方法(修了要件等)も規定されており、学校教育法第９９条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合したものといえる。

また、本研究科は、各領域にかかわる研究者の育成だけでなく、特に、主要目標とする会計専門職業人の育成に関しては、税理士・公認会計士を志望する学生に対し、必要な科目はほぼ網羅されている。修了生は、例えば、税理士等の会計専門職や教育・研究者だけではなく、さらに起業家・コンサルタントやアナリスト等の分野で活躍しており、商学・経営学の関連科目がそのニーズを相当程度充足している。

開講科目については、演習希望者のニーズに応える科目の配置は保たれているが、教員の定年退職等に伴い、その都度 補充を行うことが課題となる。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、設置基準等の法令や大学院学則、教育研究上の目的に従い適切に編成されている。特に、専門職業人（税理士・公認会計士等）を目指して会計学を専攻する学生が大多数を占めている関係上、そうした学生たちの目的に適合した教育を行うことを考慮する必要があり、これに対応する会計関係の専門科目担当教員が確保できており、適切性は高く、事実、開設以来、優れた税理士を多数輩出しており、この実績は評価できる。

上記のとおり、これまでの本研究科の教育課程および教育内容は、大きな問題は無いと考えられたが、グローバル化への対応をにらみ、大学院教育のさらなる充実・強化を図るとともに、大学院を取り巻く環境や社会情勢に、迅速かつ的確に対応できる教育内容を実現させることを目指し、平成２３年７月から研究科委員会においてカリキュラムの改正について審議を始めた。新カリキュラムの編成については、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を参考に、大学院の理念・目的・教育目標および商学研究科の人材養成・教育研究目的に沿い、教学上の三つの方針に基づき検討を重ね、平成２５年度から導入することを決定した。

新カリキュラムでは、科目区分や開設科目、修了要件等が大幅に見直され、セメスター制を導入することで、これまでより系統的かつ段階的な学修が可能となるうえ、履修科目の選択肢が広がることが期待される。

修士課程は、変化する社会や産業界のニーズに対応すべく、商学の基盤的知識とその活用方法の修得を目的とした導入（基礎）科目「商学研究方法論」を１年次前期に必修として配当し、全員に履修を義務づけることにより、基盤的知識の修得を図るとともに、その後の学修・研究活動を円滑に進めるための基礎固めを行う機会を設けた。また、これまで「社会人特別選抜」による入学者で、一部の専修科目（商学および経営学の分野）に限り認めていた「特定の課題についての研究の成果による修了制度」を見直し、全ての学生が１年次終了時に「修士論文による修了」あるいは「特定課題研究による修了」のいずれかを選択できることとし、それぞれの目的に対応した必要単位数を設定し、履修要項にこれを明確に示すこととした。そして、修了要件については、専修科目に係る領域に履修が偏らないよう、隣接領域の履修を義務づけるものとなっている。さらに、「修士論文中間発表会」を研究科の正式な行事として位置づけることにより、学生の学修インセンティブとモチベーションをより高めるとともに、論文の質の維持・向上を図ることとした。こうした措置により、修士課程のカリキュラムは、コースワークとリサーチワークのバランスをより配慮した構成となった。

博士課程は、商学・経営学・会計学に関する高度な研究活動を自主的に行えるよう指導するとともに、実践的な知見の涵養に注力した教育課程を編成している。また、本研究科の担当教員は、流通科学部・経営学部・企業情報学部のいずれかに所属し、関連する学部の授業科目を担当しており、新カリキュラムにおいても学部の教育内容と大学院研究科の教育内容は連続性が認められる。学部の教育内容との一貫性が保たれているため、本学学部からの入学者に対しては、教育的に大きな長所となっている。さらに、修士課程と博士課程の積み上げ方式に基づく教育課程の連続性は、研究者、専門職業人養成機関として機能している。

なお、これまでのカリキュラムは、専修科目を含め一部学科目の不開講が常態化していることが問題であったが、新カリキュラムでは、修士課程で３３科目、博士課程では２８科目

を開設し、不開講科目の問題を解消した。
さらに、加速度的に進展するグローバル化に対応すべく、秋入学の導入について、研究科委員会において検討し、その結果、平成２５年１０月からの受け入れ開始を決定した。

【将来に向けた発展方策】
平成２５年度から導入が決定した新カリキュラムおよび秋入学者の対応について、研究科委員会で、さらなる検討を重ね、社会人学生や留学生に対しても効果的な学修ができるよう、基礎科目の位置づけと系統性をより明確にし、履修モデルを作成するなど、教育内容を分かりやすく提示する。

Ⅲ．教育方法
１．教育方法および学習指導の適切性
２．シラバスに基づく授業の展開
３．成績評価と単位認定の適切性
４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連
【現状説明】
１．教育方法および学習指導の適切性
本研究科では、出願の時点で指導を受けたい教員名および専修科目を明示するよう求めており、これに基づいて当該教員を中心として面接試験を行い、研究計画等を確認している。入学後は、指導教授が「演習」として研究指導を行うとともに、体系的学修を目指して研究計画との関連に留意して履修計画を指導している。
修士課程については、修士論文の作成を円滑ならしめるために、専修科目に基づいた研究課題に対して、初年度から担当教員が定期的かつ個人的な研究指導を実施し、より高度な研究能力を培うとともに、課程修了後、高度な総合的、学際的能力を有する専門職業人として活躍できる基盤を固めさせている。また、専任教員一人あたりの学生数は平均３～５名であり、徹底した少人数教育の個別指導と、専任教員と在学生全員が参加し研究科全体の取組みとして実施される修士論文中間報告会の成果が、高い論文提出率に繋がっている。
さらに、課題研究対象の授業時間について、原則として平日の５時限、６時限および土曜日と、１時限から４時限の２グループに分け、交互に開講することとし、原則として５時限に講義、６時限に演習を配置するなど、社会人に配慮した体制を整備している。
博士課程については、博士論文の作成を円滑ならしめるために、専修科目に基づいた研究課題に対して、初年度から、指導教授が３年間にわたり、定期的かつ個人的な指導を実施し、より高度な研究能力を培うとともに、課程修了後、高度な分析能力かつ創造的能力を有する研究者あるいは専門職業人として活躍できる基礎を固めるようになっている。
なお、修士・博士両課程とも、入学直後および進級の際、オリエンテーションを開催し、研究科長をはじめ教員と事務局（大学院事務室・図書館・ＩＴセンター）が連携して、学修要項である「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」を用いて、教育研究上の目的、教育課程や履修登録方法に関する説明を行うとともに履修相談に応じている。

２．シラバスに基づく授業の展開
シラバス(講義要項)は、大学のホームページに、全研究科の開講授業科目を網羅的に開示しており、学生が履修科目を決定する際、他研究科科目の選択も可能であるとともに、授業内容を予め把握できることで、事前・事後の学修が容易となっている。全ての授業科目について、シラバスは統一的な項目によって掲載されている。記載項目は、「目的および概要」、「到達目標」、「講義スケジュール」、「評価基準・方法」、「留意点」、「教科書」、「参考書」、「オフィスアワー」の各項目であり、通年３０回の授業内容が明示されている。３０回の授業を計画的に行うことで、到達目標を達成できるようにしており、授業はシラバスに示した内容と方法で行うことを基本としている。なお、各授業科目の担当教員は、学生の授業評価アンケートや、当年度に作成したシラバスと実際の授業内容を比較・検証し、次年度のシラバス

を作成している。

３．成績評価と単位認定の適切性

学生の資質向上の状況を検証する成績評価方法は、「講義要項」に履修上の留意点として明示しており、成績評価基準は「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」おいて成績評価基準として明示している。

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われており、授業科目ごとに筆記試験、研究報告、口頭試問およびレポート試験等の結果を総合的に判断し、１００点を満点として６０点以上の得点をもって合格としている。

また、科目ごとの成績評価基準をより分かりやすいものとすべく、全科目について評価割合をシラバスに「評価方法・基準」として表示している〔例えば、「定期試験：６０％、レポート２０％、日常点（出席・小テスト等）：２０％」〕。演習の成績は、提出された論文について口述試問を行い、厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえ評価している。

単位認定については、大学院学則第７条に、「大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。試験は筆記、口述もしくは研究報告とし、合格した学科目について所定の単位を与える」と定められている。したがって、学期末には、定期試験および研究論文等によって成績評価される。成績表については、学生には評価（優・良・可・不可）で示されるが、採点表としては細かな点数が示される。

なお、単位数・単位の計算方法は、大学院学則により定められており、講義および演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位としている。これに従い、講義は９０分の授業を通年・週１回開講して４単位、２年間にわたって履修する演習は９０分の授業を週１回開講して８単位、３年間にわたって履修する演習は９０分の授業を週１回開講して１２単位としている。各授業科目の内容および履修形態との関係における各授業科目の単位計算方法については妥当であると考える。

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

指導教授を中心とする教員が、日常的に研究指導およびそれぞれの講義や演習を通じ、学生の能力および学習状況の進展を把握している。具体的には講義中の発表内容および質疑応答と論文やレポート等の内容によって測定され、定期試験等で評価している。

いずれの科目も受講生が少人数であることから、担当教員が学生個々の学力・学習・研究状況を具体的に把握し、予め明示された成績評価基準に基づき適切な評価が行なわれている。最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士・博士論文および口述試問の評価によって測定している。

教育内容・方法の改善については、大学院学生の場合、目的意識もしっかりしており、研究調査方法・論理的思考力・論理展開技術があれば、研究もある程度主体的に遂行できるので、これまでは当該担当教員の裁量に任されており、研究科独自の組織的な取り組み[ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）]としては、学生による授業評価アンケートに留まっていた。授業評価アンケートは、１０月初旬に中間調査を実施し、その結果を以後の授業に反映させるとともに、学年末に２度目の調査を実施することにより、中間調査の結果がフィードバックされたかを検証していた。

本研究科では、さらに学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、研究科委員会において大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を平成２３年度に定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置し、研究科委員会開催と連動し適宜開催することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

【点検・評価】

学習指導については、これまで学生個々の学修・研究の進捗状況を各教員が日常的に把握し、問題などが生じた場合は、担当教員間で協議し対応していたが、ＦＤ推進部会を設置し

たことにより、学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導や、諸課題の改善に組織的に取り組む体制が整備できるようになったと評価できる。

また、社会人学生への配慮として、特定課題研究対象の授業時間については、原則として平日の５時限、６時限および土曜日と、１時限から４時限の２グループに分け、交互に開講することとし、原則として５時限に講義、６時限に演習を配置するなど、社会人に対して十分に配慮した体制を整備している点も評価できる。

さらに、平成２３年７月開催の研究科委員会において、学位(修士・博士)論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準を「大阪学院大学大学院商学研究科学位論文審査基準」として策定したことは評価できる。策定された「学位論文審査基準」はホームページに掲載しており、在学生への明示に留まらず入学志願者に対しても公表されている。

【将来に向けた発展方策】

学修指導については、平成２５年度から修士課程の基礎科目として入学直後の１年次前期に必修科目として新設される「商学研究方法論(２単位)」について、本授業は、全専任教員がオムニバス形式で行う予定であることから、学生が本研究科における２年間の学修、研究活動を円滑に実行できるような指導を重視したシラバスを作成する。

また、ＦＤ推進部会は、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案（Plan）し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証（Check）し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら、ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果の検証

２．学位授与(修了認定)の適切性

【現状説明】

１．教育目標に沿った成果の検証

本研究科は、多彩なビジネスの現場で活躍できる能力を備えた高度専門職業人および研究者の養成を目的としており、教育目標に沿った教育成果の検証については、長期的ではあるが修了後の進路が大きな手がかりとなる。修了生はほぼ希望する職種についており、社会人も大学院入学後実務的な側面だけでなく理論的側面について新たな知識とスキルを修得しており、その教育効果は十分認められる。税理士希望者についても、受験科目の合格に必要な知識修得を積極的に支援しており、在学中および修了後早期に合格する者が例年３割から５割にのぼっている。また、会計事務所等への就職も比較的にスムースに行われている。

現在、本研究科の授業は、講義、演習ともに少人数であり、ゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っている。そのため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認することで、教育目標に沿った教育成果を適切に検証できていると考える。

なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士論文・博士論文および口述試問の評価によって検証している。

教育成果を測定するための指標については、大別すると、(1)在学中の状況に関する指標(単位取得率)、(2)修了の状況に関する指標(学位授与率)、(3)在学生による授業評価の３種類である。

(1) 在学中の状況に関する指標

表Ⅳ－１

	年　　度	１年次生	２年次生	研究科計
単位取得率	平成 21 年度	95.4%	100.0%	96.0%
	平成 22 年度	100.0%	88.2%	94.4%
	平成 23 年度	99.5%	81.8%	92.7%

	平成 24 年度	92.6%	97.5%	94.7%

上記のとおり各年度の単位取得状況は良好であり、在学中の教育成果については、適正であると判断する。

(2) 修了の状況に関する指標

表Ⅳ－２

年　　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学位授与率	100.0%	94.4%	80.0%	100.0%

表Ⅳ－３

年　　度	2008 年度生	2009 年度生	2010 年度生	2011 年度生
標準修了年限での学位授与率	100.0%	94.4%	88.9%	100.0%

上記のとおり各年度の学位授与率の状況は良好であり、学位授与に関する教育成果については適正であると判断する。

(3) 在学生による授業評価

授業評価アンケートは、１０月初旬に中間調査を実施し、その結果を以後の授業に反映させるとともに、学年末に２度目の調査を実施することにより、中間調査の結果がフィードバックされたかを検証している。

２．学位授与(修了認定)の適切性

学位授与は、「大阪学院大学大学院学則」ならびに「大阪学院大学学位規程」において、学位授与の要件、学位論文の審査、最終試験等について明確に規定している。

学位授与までの過程は、修士課程にあっては、履修規程の定めにより所定の学科目３２単位以上を修得し、専修科目として定めた学科目担当者の指導を１、２年次にわたって受け、修士論文または特定の課題についての研究の成果（課題研究論文）を提出し、その審査に合格することが必要である。博士課程にあっては、履修規程の定めにより、専修科目を担任する教授を指導教授とし、「演習」を３年間受け、本大学院博士課程に３年もしくはそれ以上在学し、所定の学科目２０単位以上を修得し、外国語（英語・独語・仏語のうち）２か国語の認定試験に合格し、学位論文の審査に合格することが必要である。

修士論文の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「商学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るかを基準に合否を判定し、主査副査合議の上で修士論文について具体的に点数化し、客観化するとともに論文相互間の比較可能性を高めるようにしている。そしてその審査結果を商学研究科委員会に報告し、同委員会での承認（出席者の過半数の同意を要する）を経た上で、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行っている。

博士論文（課程修了による学位）の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「商学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るか否かを基準に合否を判定し、結果を商学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学

院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

また、本研究科の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出（履歴書、研究業績一覧表等を添付）して審査を請求することができる。学位論文の受理は、本研究科所属の全専任教員で構成される「商学研究科委員会」において３名以上の委員を設け、その意見を聞いて決定する。学位論文を受理した場合は、原則として、当該申請者について、

その専攻分野ならびに外国語に関する学力の確認を行った上で審査に附する。審査は、商学研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るかを基準に合否を判定し、結果を商学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

学位論文の審査基準については、「大阪学院大学学位規程」において、修士論文は「当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする」、博士論文は「当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るものをもって合格とする」と定めている。商学研究科では、この審査基準を具体的な指針として学生や入学志願者に明示するために、商学研究科独自の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」および「学位論文等審査基準」を平成２３年５月および７月開催の研究科委員会において審議し策定した。

【点検・評価】

修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われていると評価する。さらに、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」と「学位論文等審査基準」を策定し、ホームページに掲載したことで、学位審査および修了認定の客観性が向上したものと考えられ、特に、特定の課題研究による修了を目指す社会人にとっては、学位取得に向けた明確な指針となるものと高く評価する。

【将来に向けた発展方策】

「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」や「学位論文等審査基準」を社会に公表することで、一般学生や、多様な実務経験を有する社会人学生が、明確な目的意識と意欲をもって進学できるよう積極的な広報活動に努める。

経済学研究科

Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

２．教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

【現状説明】

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

本研究科の「人材養成・教育研究上の目的」を踏まえ、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）ならびに「学位論文等審査基準」を次のように定めている。

［学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)］

〈修士課程〉

学位授与に際しては、経済学に必要な論理的思考力を有し、専門的な実証・応用能力

を兼ね備えているか、学位論文審査基準に基づき審査する。

〈博士課程〉

学位授与に際しては、経済学研究に必要とされる独創的かつ優秀な研究成果を有しているか、また自立した研究活動を実行できるか、学位論文審査基準に基づき審査する。

［学位論文等審査基準］

〈修士課程〉

(1) それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされているか。
(2) 先行研究を踏まえた問題設定が適切であるか。
(3) 論述が的確であるか。
(4) 隣接諸領域との関連を含め、専門分野についての深い理解が見られるか。

〈博士課程〉

修士課程の審査基準に、次の項目を加える。

(1) 国内外の権威ある専門学会誌等の査読付論文の内容が含まれているか。
(2) 専門分野に関する研究の方法が熟達していると認められるか。
(3) 高度な学術を教授するに不可欠な学識が備わっているか。
(4) オリジナリティーの高い研究を遂行する能力を示す水準であるか。

２．教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示

本研究科における「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」は次のとおりであり、ホームページに掲載するとともに、学生にはオリエンテーション時に説明している。

〈修士課程〉

専攻分野とその関連分野に属する学識を涵養するとともに、その専門性を通じて実証分析や関連課題の解決ができるようなカリキュラムを編成する。

〈博士課程〉

経済学の研究者や専門職業人に必要とされる広く豊かな学識と独創的な研究能力を涵養するカリキュラムを編成する。

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、「学修要項」、「履修規程」に記載され公式ホームページの大学院専用ページにも掲載されており、大学院研究科構成員（教職員および学生等）は勿論、広く社会に公表されている。

また、学生に対しては、新年度のオリエンテーション時に、その周知を図っている。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

本研究科においては、毎年１０月または１１月に開催される研究科委員会で次年度開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

また、学位授与方針については、学位論文の審査委員（主査１名、副査２名）が当該提出論文と論文提出者の研究成果を確認する目的をもって行う口述試問（最終試験）を経た後の研究　　科委員会（修了判定）において検証している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度実施される学内の自己点検・評価の際に検証する。

【点検・評価】

平成２２年度に定めた経済学研究科における「人材養成・教育研究上の目的」を実現するための具体的な指針として、平成２３年度に、『教学上の三つの方針』として「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」ならびに「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定し、さらに学位（修士・

博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準として「学位論文等審査基準」を定めたので、本学構成員への周知を図るとともに、社会に対して積極的に公開する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

本研究科の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は明示されていることから、継続的に本学構成員への周知と社会への公表を図り、定期的に検証する

Ⅱ．教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容

【現状説明】

本研究科の授業科目は、研究科の教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的に編成されており、履修方法（修了要件等）も規定されていることから、学校教育法第９９条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合している。講義科目を理論、歴史および政策等に分類し、各分野に高度な専門科目を配置することで、カリキュラムを体系的に編成している。さらに、演習科目を配当年次ごとに配置することで学生への順次的履修に配慮している。講義科目ではコースワークを、演習科目では学位論文の研究指導を通じてリサーチワークを適切に組み合わせた教育を実施している。

【点検・評価】

本研究科ではグローバル化への対応をにらみ、大学院教育のさらなる充実・強化を図るために、教育課程を再編するとともに、大学院を取り巻く環境や社会情勢に、迅速かつ的確に対応できる教育内容を実現させることを目指し、平成２３年７月から研究科委員会においてカリキュラムの改正について審議を始めた。新カリキュラムの編成については、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を参考に、大学院の理念・目的・教育目標および経済学研究科の人材養成・教育研究目的に沿い、教学上の三つの方針に基づき検討を重ね、平成２４年６月開催の研究科委員会において平成２５年度からの導入を決定した。

新カリキュラムでは、科目区分や開設科目、修了要件等が大幅に見直され、社会の要請に応える大学院教育を実現するためには、学生に対し何を身に付けさせるのかという、研究科の人材養成・研究教育目的を達成するため、コースワークの体系的な編成を目指している。また、基幹科目が必修科目として配当されており、専修科目等の履修や学位論文の中間発表会の実施と併せて、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮している。

さらに、新カリキュラム導入に伴い、秋入学の実施を研究科委員会において検討し、平成２５年１０月からの受け入れ開始を決定した。

【将来に向けた発展方策】

平成２５年度に新カリキュラムを導入するので、今後、一定の検証期間を経て、さらなる改善を目指す。

Ⅲ．教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性

２．シラバスに基づく授業の展開

３．成績評価と単位認定の適切性

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

【現状説明】

１．教育方法および学習指導の適切性

教育方法（授業形態）については、講義は９０分の授業を通年・週１回開講して４単位、２年間にわたって履修する演習は９０分の授業を週１回開講して８単位、３年間にわたって

履修する演習は９０分の授業を週１回開講して１２単位としている。
学習指導については、本研究科では、出願の時点で指導を受けたい教員名および専攻科目を明示するよう求めており、これに基づいて当該教員が面接試験を行い、研究計画等を確認している。入学後は、指導教授が「演習」として研究指導を行なうとともに、体系的学修を目指して研究計画との関連に留意して履修計画を指導している。

さらに、修士論文作成指導について、副査候補教員を１０月初旬に選任し、１０月下旬に修士論文中間報告会を開催し、修士論文の一次審査を１２月末に実施している。本研究科に所属する教員全員が中間報告会に出席し指導するとともに、一次審査を行い、教育指導の改善に繋　げている。

２．シラバスに基づく授業の展開

シラバス（講義要項）は、本学のホームページに、全研究科の開講授業科目を網羅的に開示し、学生があらかじめ知ることができる状態になっており、全ての授業科目について、シラバスは統一的な項目によって掲載されている。記載項目は、「目的および概要」、「到達目標」、「講義スケジュール」、「評価基準・方法」、「留意点」、「教科書」、「参考書」、「オフィスアワー」の各項目であり、通年３０回の授業内容が明示されている。

３．成績評価と単位認定の適切性

成績評価は、授業科目ごとに筆記試験、研究報告、口頭試問およびレポート試験等の結果を総合的に評価し、１００点を満点として６０点以上の得点をもって合格としており、全科目について評価割合をシラバスに「評価方法・基準」として表示している。

学位論文については、学位論文審査基準に基づき、主査・副査による厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえ評価している。

単位認定については、大学院学則第７条に、「大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。試験は筆記、口答もしくは研究報告とし、合格した学科目について所定の単位を与える」と定められている。したがって、学期末には、定期試験および研究論文等によって成績評価される。成績表については、学生には評価（優・良・可・不可）で示されるが、採点表には点数が示される。

単位数・単位の計算方法は、大学院学則により定められており、講義および演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位としている。これに従い、講義は９０分の授業を通年・週１回開講して４単位、２年間にわたって履修する演習は９０分の授業を週１回開講して８単位、３年間にわたって履修する演習は９０分の授業を週１回開講して１２単位としている。

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

研究指導における組織的な取り組みとしては、修士論文作成指導について、副査候補教員を１０月初旬に選任し、１０月下旬に修士論文中間報告会を開催し、修士論文の一次審査を１２月末に実施している。本研究科に所属する教員全員が中間報告会に出席し、一次審査を行い、研究内容等について教員間で議論することで研究指導の改善に繋げている。

【点検・評価】

本研究科では、学生の研究意欲を高め、さらにニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、研究科委員会において大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

また、ＦＤ推進部会において有職社会人学生に対する配慮について検討され、土曜日と平日６講時の履修のみで標準修業年限（２年間）で修了要件を充足できるように、３年を１サイクルとした時間割のローテーションを作成し、平成 25 年度より実施することとした。

【将来に向けた発展方策】

ＦＤ推進部会は適宜開催し、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら、ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

また、ＦＤ推進部会において早急に取り組むべき課題として、直接在学生や修了生の声を聞き授業やカリキュラム等に反映させることが必要であるとの認識に立ち、その有効な手段である「授業評価アンケート」の実施について検討し実行する。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果の検証

２．学位授与(修了認定)の適切性

【現状説明】

１．教育目標に沿った成果の検証

本研究科の授業は、講義・演習ともに少人数であり、ゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っているため、個々の授業科目については、日常の授業を通じて教育成果を適切に把握可能な態勢を維持している。

最終的な教育効果は、提出される学位論文の評価によって検証している。主査・副査による厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえで評価しており、評価結果は本研究科委員会において報告され、了承を経ることから、この過程を通じて検証している。

教育成果を測定するための指標については、在学中の状況に関する指標（単位取得率)、および修了の状況に関する指標（学位授与率）である。

(1) 在学中の状況に関する指標

表Ⅳ－１

	年　　度	1 年次生	2 年次生	研究科計
単位取得率	平成 21 年度	100.0 ％	98.0 ％	99.3 ％
	平成 22 年度	98.5 ％	95.9 ％	97.4 ％
	平成 23 年度	100.0 ％	95.3 ％	98.7 ％
	平成 24 年度	97.7 ％	89.8 ％	93.8 ％

上記のとおり各年度の単位取得状況は良好であり、在学中の教育成果については、適正であると判断する。

(2) 修了の状況に関する指標

表Ⅳ－２

年　　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学位授与率	88.2 ％	93.8 ％	100.0 ％	83.3 ％

（注）　１．修了年次在籍者数を基に算出。

２．特別科目等履修生(平成 23 年度１名、平成 24 年度１名)は除く。

表Ⅳ－３

年　　度	2008 年度生	2009 年度生	2010 年度生	2011 年度生
標準修了年限での学位授与率	93.8 ％	100.0 ％	100.0 ％	83.3 ％

（注）　１．２年次在籍者数を基に算出。

２．特別科目等履修生(平成 2011 年度生１名、平成 2012 年度生１名)を除く。

上記のとおり各年度の学位授与率の状況は良好であり、学位授与に関する教育成果については適正であると判断する。

２．学位授与（修了認定）の適切性

「大阪学院大学大学院学則」ならびに「大阪学院大学学位規程」において、修了要件およ

び学位論文の審査基準を規定し、あらかじめ学生に明示しており、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」および「学位論文等審査基準」を規定した。

学位授与までの過程は、修士課程にあっては、履修規程の定めにより所定の学科目３２単位以上を修得[外国語（英語・独語・仏語のうち）１か国語の認定試験に合格していなければならないし、専修科目として定めた学科目担当者の指導を１、２年次にわたって受け修士論文を提出し、その審査に合格することが必要である。博士課程にあっては、履修規程の定めにより、専修科目を担任する教授を指導教授とし、「演習」を３年間受け、本大学院博士課程に３年もしくはそれ以上在学し、所定の学科目２０単位以上を修得し、外国語（英語・独語・仏語のうち）２か国語の認定試験に合格し、学位論文の審査に合格することが必要である。

修士論文の審査については、研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、最終審査の２ヶ月前に論文の１次審査を行う。１次審査に合格し、正式に提出された論文は再度審査され、その後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）が行われ、論文提出者が、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るかを基準に合否を判定し、その審査結果を

研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の過半数の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

博士論文（課程修了による学位）の審査については、研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るか否かを基準に合否を判定し、その結果を研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

また、本研究科の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出（履歴書、研究業績一覧表等を添付）して審査を請求することができる。学位論文の受理は、研究科委員会において３名以上の委員を選出し、その意見を聞いて決定する。学位論文を受理した場合は、原則として、当該申請者について、その専攻分野ならびに外国語に関する学力の確認を行った上で審査に付する。審査は、研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るかを基準に合否を判定し、その結果を研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

【点検・評価】

教育成果の検証については、日常の授業を通じて把握し最終的に学位論文の評価によって修了時に検証しているが、組織的に早い段階で教育成果を測定するための方策を検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

教育成果を測定するための更なる方策として、学生および修了生による「授業評価アン

ケート」を学期終了時に実施し、研究科委員会においてその内容を定期的に検証する。

国際学研究科

Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

２．教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

【現状説明】

大学院では、『大阪学院大学大学院学則』第３条第２項に基づき、研究科ごとに「人材養成・教育研究上の目的」を定めている。

国際学研究科の「人材養成・教育研究上の目的」は次のとおりである。

国際学研究科は、国際社会に対応しうる総合的、学際的研究および高度な専門知識・能力を持ち、自文化、多文化を理解した社会人を養成する。

修士課程においては、自国の歴史についての深い理解を基礎に、国際社会、国際経済・経営および自文化、多文化に関する専門的知識・能力を養うことを目的とし、教育・指導を通して、豊かな人間性を涵養する。

博士課程においては、多様化した国際社会に対応しうる学際的専門知識や創造性豊かな優れた研究能力および地球的素養を備えた研究者や、優れた識見と判断力を有する社会人を養成する。

そして、この人材養成・教育研究上の目的を実現するための具体的な指針として、入学者受入れ方針、学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針を策定し、これを「教学上の三つの方針」として明示している。

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

本大学における学位およびその授与については、「大阪学院大学学位規程」に定められており、研究科ごとにそれぞれの教育目標に基づき「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「学位論文等審査基準」を定めている。

国際学研究科の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」は次のとおりである。

本研究科が定める在学年数および修了必要単位数を充足し、かつ学位論文の審査に合格した者について、学位を授与する。

〈修士課程〉

修士の学位授与を判定する際、多文化共生の担い手として必要な論理的思考能力を有し、研究に取組む姿勢が主体的で、専門的な実践能力および豊かな人間性を兼ね備えているかを考慮する。

〈博士課程〉

博士の学位授与を判定する際、自立して研究活動を行いうるか、国際学研究に必要とされる高度な分析・調査能力、創造性豊かな優れた研究開発能力および深い学識を兼ね備えているかを考慮する。

国際学研究科の「学位論文等審査基準」は次のとおりである。

国際学研究科において、学位（修士・博士）論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

〈修士課程〉

(1) それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされている。

(2) 先行研究を踏まえた問題設定が適切である。

(3) 論述が的確である。

(4) 隣接諸領域との関連を含め、専門分野についての深い理解が見られる。

〈博士課程〉
修士課程の審査基準に、次の項目を加える。
(1) 国内外の権威ある専門学会誌等の査読付論文の内容が含まれている。
(2) 高度な学術を教授するに不可欠な学識が備わっている。
(3) オリジナリティーの高い研究を遂行する能力を示す水準である。

２．教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示

本大学院の教育課程は、「大阪学院大学大学院学則」に則り、それぞれの研究科ごとに定めた教育目標に基づき策定された「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿って教育課程を編成し、実施しており、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、在学生にはオリエンテーション時に説明している。

国際学研究科における「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」は次のとおりである。

〈修士課程〉
学士課程で得られた幅広い教養を基礎に、国際学に関する深い学識を涵養するとともに、グローバル社会において、多文化共生の担い手として活躍できるよう、論理的思考能力、主体性、豊かな人間性の育成を重視した、実践的なカリキュラムを編成する。

〈博士課程〉
修士課程での教育をさらに発展させ、専門分野を中心とした博く豊かな学識とともに、グローバル社会の研究者に必要とされる高度な分析・調査能力や、創造性に富む優れた研究開発能力を養うカリキュラムを編成する。

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

大学院における教育目標や学位授与については、「大阪学院大学大学院学則」、「大阪学院大学学位規程」に、国際学研究科の「人材の養成、教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」、カリキュラムや修了要件、開設・開講科目、各科目の単位数、科目区分、担当者、シラバス等については、「学修要項」、「履修規程」に記載されており、これらは公式ホームページの大学院専用ページに掲載されており、大学院研究科構成員(教職員および学生等)は勿論、広く社会に公表されている。

また、学生に対しては、新年度のオリエンテーション時に「人材養成・教育研究上の目的」を説明したうえ、「学修要項」や「履修規程」、「学位論文等審査基準」を基に、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、その周知を図っている。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各研究科において、毎年度実施される学内の自己点検・評価の際に検証している。

さらに、国際学研究科においては、毎年１０月または１１月に開催される研究科委員会で次年度開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

また、学位授与方針については、学位論文の審査委員(主査１名、副査２名)が当該提出論文と論文提出者の研究成果を確認する目的をもって行う口述試問（最終試験）を経た後の研究科委員会(修了判定)において検証している。

【点検・評価】

大学および大学院の理念・目的、学位授与、教育課程の編成・実施方針は、学則、大学院学則、学位規程に定められ、各研究科の「人材養成・教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」と併せてホームページ等に明示している。これらの目的や方針は、関連法令に謳われ

た大学等の目的を踏まえて定められており、学位授与、教育課程の編成・実施方針は大学院設置基準等に適合し、それぞれが連関し適切に設定されていると評価する。

また、平成２２年度に定めた国際学研究科における「人材養成・教育研究上の目的」を実現するための具体的な指針として、平成２３年度に、『教学上の三つの方針』として「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」を策定し、さらに学位（修士・博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準として「学位論文等審査基準」を定めたことは評価できる。なお、教学上の三つの方針の策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮されており、「学位論文等審査基準」についても学位規程ならびに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に即し、適切に策定されていると評価する。

平成２４年度には、目まぐるしく変遷する社会情勢を意識するとともに、旧カリキュラムの諸課題を整理・検討し、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づき、新たに策定した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に沿い、全面的なカリキュラムの改正(新教育課程編成)を行い、平成２５年度から導入することとした。

なお、学生への周知については、オリエンテーション時の説明とその後の質疑応答により、履修登録は円滑に行われており、「修士論文の作成要領」、「学修要項」、「履修規程」、「学位論文等審査基準」等はホームページで閲覧または必要であればダウンロードすることができ、修了状況から見ても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切に学生に周知されているものと考える。

【将来に向けた発展方策】

本学の教育目標や教学上の三つの方針を、これまで以上に積極的に本学構成員と社会に対して公開していく。さらに、平成２５年度からの新カリキュラム導入と連動し、入学時に、新入生に対し、国際学研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等について、組織的に周知させる取組みを実施する。

Ⅱ．教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容

【現状説明】

本大学院の教育課程は、本大学大学院学則に則り次のとおり編成されている。

(1) 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする（大学院学則第１条)。

(2) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする（大学院学則第２条第２項)。

(3) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（大学院学則第２条第３項)。

本研究科は、平成２４年度に新たに新教育課程を編成し、平成２５年度から導入することとしたが、新カリキュラムは、旧カリキュラムと同様に研究科の教育研究上の目的に沿い体系的に編成され、履修方法(修了要件等)が規定されており、学校教育法第９９条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合したものといえる。

また、本研究科は、国際学部に基礎を置いており、学部の教育内容を踏まえ、国際社会に対応しうる総合的、学術的研究および高度な専門知識・能力を持ち、自文化、異文化を理解した社会人を養成することを教育上の目的としており、そのような人材を育成するための研究教育に力を注いでいる。

なお、授業形態については、演習と講義に区分しているが、受講者数が少ないため講義科

目であっても、実質は演習形式により双方向授業が行われている。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、設置基準等の法令や大学院学則、教育研究上の目的に従い適切に編成されている。特に、学部の教育内容を踏まえたカリキュラム構成は、継続性があり、本学からの入学者に対しては、教育的に大きな長所となっている。さらに、修士課程と博士課程の積み上げ方式に基づく教育課程の連続性は、研究者等養成機関として有効に機能している。

上記のとおり、本研究科の教育課程および教育内容は、現在のところ大きな問題は無いと考えられたが、グローバル化への対応をにらみ、大学院教育のさらなる充実・強化を図るとともに、大学院を取り巻く環境や社会情勢に、迅速かつ的確に対応できる教育内容を実現させることを目指し、平成２３年７月から研究科委員会においてカリキュラムの改正について審議を始めた。新カリキュラムの編成については、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を参考に、大学院の理念・目的・教育目標および国際学研究科の人材養成・教育研究目的に沿い、教学上の三つの方針に基づき検討を重ね、平成２５年度から導入することを決定した。

新カリキュラムでは、科目区分や開設科目、修了要件等が大幅に見直され、セメスター制を導入することで、これまでより統計的かつ段階的な学修が可能となるうえ、履修科目の選択肢が広がることが期待される。

また、学部との連携を重視する本研究科としては、基礎学部である国際学部に平成２１年度から「地域研究専修」が設けられたことに伴い、新カリキュラムでは、学部の同専修を選択した学生も、大学院において継続して学修・研究できるように配慮するとともに、社会や産業界のニーズに照らした基礎的知識とその活用能力の修得を目指した基礎科目が必修科目として配当されており、学位論文の中間発表会の実施と併せて、コースワークとリサーチワークがバランスよく配置された履修形態であることから、学生への組織的な研究指導体制が構築できるものと評価する。

さらに、加速度的に進展するグローバル化に対応すべく、秋入学の導入について、研究科委員会において検討し、平成２５年１０月からの受け入れ開始を決定した。

【将来に向けた発展方策】

平成２５年度から導入が決定した新カリキュラムおよび秋入学者の対応について、研究科委員会で、さらなる検討を重ね、社会人学生や留学生に対しても効果的な学修ができるよう、基礎科目の位置づけと系統性をより明確にし、履修モデルを作成するなど、教育内容を分かりやすく提示する。

Ⅲ．教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性
２．シラバスに基づく授業の展開
３．成績評価と単位認定の適切性
４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

【現状説明】

１．教育方法および学習指導の適切性

本研究科では、出願の時点で指導を受けたい教員名および専攻科目を明示するよう求めており、これに基づいて当該教員が面接試験を行い、研究計画等を確認している。入学後は、指導教授が「研究指導」において、学生に研究指導を行なうとともに、体系的学修を目指して研究計画との関連に留意して履修計画を指導している。

修士課程については、修士論文の作成を円滑ならしめるために、初年度から担当教員が定期的かつ個人的な研究指導を実施し、より高度な研究能力を培うとともに、課程修了後、高度な総合的、学際的能力を有する専門職業人として活躍できる基盤を固めさせている。

博士課程については、研究指導を２科目履修すること［「研究指導Ａ」（１２単位）と「研

究指導Ｂ」（４単位）］を義務づけている。「研究指導Ａ」は、博士論文の作成を円滑ならしめるために、学生が適性に応じて選択した専修科目に基づいた研究課題に対して、初年度から、専修科目担当教員が３年間にわたり、定期的かつ個人的な研究指導を実施し、より高度な研究能力を培うとともに、課程修了後、高度な総合的、学際的能力を有する研究者、国際調和推進に寄与する専門職業人として活躍できる基礎を固めさせている。他方、「研究指導Ｂ」は、学際的研究が求められる本研究科博士課程にあって、学生が適性に応じて選択した専修科目に基づく研究課題の円滑な研究に必須の学際的視点、比較研究の視点を培い、博士論文の作成の基軸を確かなものとするために、副修科目担当教員が１年次に、定期的かつ個人的な研究指導を実施し、研究課題にむけての博士論文作成の基礎を固めさせている。

また、本研究科修士課程では、入試制度に「社会人特別選抜」を設けているが、開講時間等、時間割の配慮は特段なされていない。

なお、外国人留学生については、平成２４年度に初めて受入れることが決定したため、入学前に指導教授と、研究課題に沿った関連科目の専任教員が協議し、外国人留学生学生の入学後の学修・履修計画および指導方法について、学生本人の学修・研究状況に応じて指導教授を中心に研究科全体で適切な指導が行えるように配慮することとした。

２．シラバスに基づく授業の展開

シラバス（講義要項）は、大学のホームページに、全研究科の開講授業科目を網羅的に開示しており、学生が履修科目を決定する際、他研究科科目の選択も容易であるとともに、授業内容を予め把握できることで、事前・事後の学修が容易となっている。全ての授業科目について、シラバスは統一的な項目によって掲載されている。記載項目は、「目的および概要」、「到達目標」、「講義スケジュール」、「評価基準・方法」、「留意点」、「教科書」、「参考書」、「オフィスアワー」の各項目であり、通年３０回の授業内容が明示されている。３０回の授業を計画的に行うことで、到達目標を達成できるようにしており、授業はシラバスに示した内容と方法で行うことを基本としている。

また、研究科長は、国際学研究科の全ての開講科目のシラバスの掲載内容を確認し、問題点等があれば担当教員に伝え、改善することとしている。

３．成績評価と単位認定の適切性

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われており、授業科目ごとに筆記試験、研究報告、口頭試問およびレポート試験等の結果を総合的に判断し、１００点を満点として６０点以上の得点をもって合格としている。

また、科目ごとの成績評価基準をより分かりやすいものとすべく、全科目について評価割合をシラバスに「評価方法・基準」として表示している〔例えば、「定期試験：６０％、レポート２０％、日常点（出席・小テスト等）：２０％」〕。研究指導の成績は、提出された論文について口述試問を行い、厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえ評価している。

単位認定については、大学院学則第７条に、「大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。試験は筆記、口答もしくは研究報告とし、合格した学科目について所定の単位を与える」と定められている。したがって、学期末には、定期試験および研究論文等によって成績評価される。成績表については、学生には評価（優・良・可・不可）で示されるが、採点表としては細かな点数が示される。

なお、単位数・単位の計算方法は、大学院学則により定められており、講義および演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位としている。これに従い、講義は９０分の授業を通年・週１回開講して４単位、２年間にわたって履修する研究指導（修士課程）は９０分の授業を週１回開講して８単位、３年間にわたって履修する研究指導（博士課程の「研究指導Ａ」）は９０分の授業を週１回開講して１２単位としている。各授業科目の内容および履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法については妥当である

と考える。

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

指導教授を中心とする教員が、日常的に研究指導や講義を通じ、学生の能力および学習状況の進展を把握している。具体的には講義中の発表内容および質疑応答と論文やレポート等の内容、定期試験等で評価している。

いずれの科目も受講生が少人数であることから、担当教員が学生個々の学力・学習・研究状況を具体的に把握し、予め明示された成績評価基準に基づき適切な評価が行なわれている。

なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士論文・博士論文および口述試験の評価によって測定している。

教育内容・方法の改善については、大学院学生の場合、目的意識もしっかりしており、研究調査方法・論理的思考力・論理展開技術があれば、研究もある程度主体的に遂行できるので、教育・研究指導については、これまでは、当該担当教員の裁量に任されており、研究科独自の組織的な取り組み［ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ)］としては、大学全体で実施しているＦＤに関する定期的なプログラム（講演会、公開授業等）に教員が参加する程度に留まっていた。

本研究科では、さらに学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、研究科委員会において大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を平成２３年度に定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置し、研究科委員会開催と連動し適宜開催することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

【点検・評価】

本研究科における教育・研究指導のうえで支障を来たすような課題は見当たらず、担当教員が学生一人ひとりの都合（特に社会人）や研究進捗状況等に合わせ、その科目の開講時間帯のみならず、その都度、進捗状況等に合わせて個別に指導を実施する等、きめ細かな教育活動の積み重ねが、結果として質の高い論文の提出に繋がっていると評価する。

他研究科が実施している授業評価アンケートの導入については、その必要性・有効性は認めるが、少人数の現状では、教員と学生の関係が密接であり、個人が特定される恐れが高いことから、慎重な検討が必要である。

また、平成２３年７月開催の研究科委員会において、学位(修士・博士)論文を評価する際の審査基準を「大阪学院大学大学院国際学研究科学位論文審査基準」として策定し、ホームページに掲載たことは評価できる。さらに、平成２５年度より新カリキュラムの導入が決定し、その中で研究科全体の取組みとして中間発表(研究報告) 会の開催を決定した。本発表会は､学生が質疑応答を通して多くの教員や同輩から指導や適切なアドバイスを受けられる貴重な機会として位置づけている。

今後は、一般学生、社会人学生はもとより外国人留学生の一層の確保に目を向ける必要があり、一層多様なニーズに対応した研究指導体制を展開することが望まれることから、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ＦＤ)を模索するために、平成２４年度より、研究科内にＦＤ推進部会を設け、諸課題の改善に取り組むこととした。

そして、平成２４年度には、ＦＤ推進部会において有職社会人学生に対する配慮について検討され、土曜日と平日６講時にも開講することとし、各区分(基礎・国際関係・地域研究・比較文化)ごとに開講される半数の科目を平日の１～５講時に開講し、別の科目を平日の６講時または土曜日に開講する時間割を作成し、平成２５年度より実施することとした。

【将来に向けた発展方策】

学修指導については、平成２５年度から修士課程の基礎科目として、入学直後の１年次前期に必修科目として新設される「国際学研究方法論(２単位)」について、本授業は、複数の専任教員がオムニバス形式で行う予定であることから､学生が本研究科における２年間の学

修、研究活動を円滑に実行できるような指導を重視したシラバスを作成する。

また、本研究科では、学生の研究意欲を高め、さらにニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、研究科委員会において大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。ＦＤ推進部会は適宜開催し、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら、ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

なお、ＦＤ推進部会において早急に取り組むべき課題として、直接学生の声を聞き授業に反映させることが必要であるとの認識に立ち、その有効な手段である「授業評価アンケート」の実施について検討し実行に移す。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果の検証
２．学位授与(修了認定)の適切性

【現状説明】

１．教育目標に沿った成果の検証

本研究科の授業は、講義、演習ともに少人数であり、ゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っている。そのため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認することで、教育目標に沿った教育成果を適切に検証できていると考える。

最終的な教育・研究指導の効果は、提出される学位論文の評価によって検証している。学位論文は、主査・副査による厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえで評価しており、評価結果は本研究科委員会において報告され、了承を経ることから、この過程を通じて検証している。

教育成果を測定するための指標については、在学中の状況に関する指標(単位取得率)、および修了の状況に関する指標(学位授与率)である。

(1) 在学中の状況に関する指標

表Ⅳ－１

	年　　度	１年次生	２年次生	研究科計
単位取得率	平成 21 年度	100.0 ％	85.7 ％	92.3 ％
	平成 22 年度	100.0 ％	50.0 ％	84.6 ％
	平成 23 年度	76.5 ％	100.0 ％	85.2 ％
	平成 24 年度	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％

各年度の単位取得状況は上記のとおりである。少数である在籍者数の状況から判断し、在学中の教育成果については、適正であると判断する。

(2) 修了の状況に関する指標

表Ⅳ－２

年　　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学位授与率	50.0 ％	0.0 ％	100.0 ％	100.0 ％

表Ⅳ－３

年　　度	2008 年度生	2009 年度生	2010 年度生	2011 年度生
標準修了年限での学位授与率	50.0 ％	0.0 ％	100.0 ％	100.0 ％

各年度の学位授与率の状況は上記のとおりである。少数である在籍者数の状況から判断し、学位授与に関する教育成果については適正であると判断する。

２．学位授与(修了認定)の適切性

学位授与は、「大阪学院大学大学院学則」ならびに「大阪学院大学学位規程」において、学位授与の要件、学位論文の審査、最終試験等について明確に規定している。

学位授与までの過程は、修士課程にあっては、履修規程の定めにより所定の学科目３２単位以上を修得し、専攻科目として定めた学科目担当者の研究指導を１、２年次にわたって受け、修士論文の審査に合格することが必要である。博士課程にあっては、履修規程の定めにより、専修科目を担任する教授を指導教授とし、研究指導Ａを受け、指導教授と相談の上、専修科目以外にＡ群の中から副修科目を選定し、１年次にその学科目の研究指導Ｂを受け、本大学院博士課程に３年もしくはそれ以上在学し、２８単位以上を修得し、２つの外国語の認定試験に合格し、学位論文の審査に合格することが必要である。

修士論文の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「国際学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るかを基準に合否を判定し、結果を国際学研究科委員会に報告する。同委員会での議(出席者の過半数の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

博士論文（課程修了による学位）の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「国際学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、研究指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るか否かを基準に合否を判定する。この場合レフリー制の学会誌に少なくとも１～２本程度の論文が掲載されていることが前提である。審査委員は以上の結果を国際学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

また、本研究科の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出(履歴書、研究業績一覧表等を添付）して審査を請求することができる。学位論文の受理は、本研究科所属の全専任教員で構成される「国際学研究科委員会」において３名以上の委員を選出し、その意見を聞いて決定する。学位論文を受理した場合は、原則として、当該申請者について、その専攻分野ならびに外国語に関する学力の確認を行った上で審査に附する。審査は、国際学研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって公開発表会、口述試問を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るかを基準に合否を判定し、その結果を国際学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

学位論文の審査基準については、「大阪学院大学学位規程」において、修士論文は「当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする」、博士論文は「当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るものをもって合格とする」と定めている。国際学研究科では、この審査基準を具体的な指針として学生や入学志願者に明示するために、国際学研究科独自の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」および「学位論文等審査基準」を平成２３年５月の研究科委員会において審議し策定した。

【点検・評価】

修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われていると評価する。

また、平成２３年５月に開催した国際学研究科委員会において、論文博士（論文提出による博士学位請求）に係る審査申請について、「国際学研究科における博士論文の審査申請に関する了解事項」を申し合わせ、さらに公開発表会の開催を決定したことで、学位授与について、より厳格で明確な審査体制を整備したことは評価できる。

そして、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」と「学位論文等審査基準」を策定し、ホームページに掲載したことで､学位審査および修了認定の客観性が向上したものと考えられ、特に、特定の課題研究による修了を目指す社会人にとっては、学位取得に向けた明確な指針となるものと高く評価する。

教育目標に沿った成果の検証については､日常の授業を通じて把握し最終的に学位論文の評価によって修了時に検証しているが､組織的に早い段階で教育成果を測定するための方策を検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

新たに策定した学位授与方針等を社会に公表することで、一般学生や、多様な実務経験を有する社会人学生が、明確な目的意識と意欲をもって進学できるよう広報活動に努める。

また、教育目標に沿った成果を測定するための更なる方策について、ＦＤ活動と連携し、学生による「授業評価アンケート」を学期終了時に実施し、その内容に基づき定期的に検証を図る。

法学研究科

Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

２．教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

【現状説明】

大学院では、『大阪学院大学大学院学則』第３条第２項に基づき、研究科ごとに「人材養成・教育研究上の目的」を定めている。

法学研究科の「人材養成・教育研究上の目的」は次のとおりである。

法学研究科は、企業および自治体等において、法的問題の処理・解決に携わる専門的・実践的知識および能力を備えた法務職業人を養成する。

修士課程においては、実践的な法的問題の処理・解決に必要な専門的知識および能力を備えた高度法務職業人を養成することを目的とし、教育・指導を通して、豊かな人間性を涵養する。

博士課程においては、企業および自治体等において法務の中心的・指導的役割を担うとともに、法律学に関するより高度な専門的・実践的知識を備えた上級法務職業人を養成する。

そして、この人材養成・教育研究上の目的を実現するための具体的な指針として、入学者受入れ方針、学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針を策定し、これを「教学上の三つの方針」として明示している。

１．教育目標に基づく学位授与方針の明示

本大学における学位およびその授与については、「大阪学院大学学位規程」に定められており、研究科ごとにそれぞれの教育目標に基づき「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「学位論文等審査基準」を定めている。

法学研究科の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」は次のとおりである。
本研究科が定める在学年数および修了必要単位数を充足し、かつ学位論文の審査に合格した者について、学位を授与する。
〈修士課程〉
修士の学位授与を判定する際、高度法務職業人に必要な論理的思考能力を有し、研究または実務に取組む姿勢が主体的で、高度な職業倫理、専門的な実践能力および豊かな人間性を兼ね備えているかを考慮する。
〈博士課程〉
博士の学位授与を判定する際、自立して研究活動を行いうるか、上級法務職業人に必要とされる高度な分析・調査能力、創造性豊かな優れた研究開発能力および深い学識を兼ね備えているかを考慮する。
法学研究科の「学位論文等審査基準」は次のとおりである。
法学研究科において、学位（修士・博士）論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。
〈修士課程〉
(1) それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされているか。
(2) 先行研究を踏まえた問題設定が適切であるか。
(3) 論述が的確であるか。
(4) 専門分野についての深い理解が見られるか。
〈博士課程〉
修士課程の審査基準に、次の項目を加える。
(1) 国内外の権威ある専門学会誌等の査読付論文の内容が含まれているか。
(2) 専門分野に関する研究の方法が熟達していると認められるか。
(3) 高度な学術を研究するに不可欠な学識が備わっているか。
(4) オリジナリティーの高い研究を遂行する能力を示す水準であるか。

2．教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示
本大学院の教育課程は、「大阪学院大学大学院学則」に則り、それぞれの研究科ごとに定めた教育目標に基づき策定された「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿って教育課程を編成し、実施しており、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、在学生にはオリエンテーション時に説明している。
法学研究科における「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」は次のとおりである。
〈修士課程〉
学士課程で得られた幅広い教養を基礎に、法学に関する深い学識を涵養し、企業法務や自治体行政、税務等の現場において、高度法務職業人として活躍できるよう、論理的思考能力、主体性、豊かな人間性および職業倫理の育成を重視した、実践的なカリキュラムを編成する。
〈博士課程〉
修士課程での教育を更に発展させ、専門分野を中心とした博く豊かな学識とともに、上級法務職業人に必要とされる高度な分析・調査能力や、創造性に富む優れた研究能力を養うカリキュラムを編成する。

3．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表
大学院における教育目標や学位授与については、「大阪学院大学大学院学則」、「大阪学院大学学位規程」に、法学研究科の「人材の養成、教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」、カリキュラムや修了要件、開設・開講科目、各科目の単位数、科目区分、担当者、シラバス

等については、「学修要項」、「履修規程」に記載されており、これらは公式ホームページの大学院専用ページに掲載されており、大学院研究科構成員(教職員および学生等)は勿論、広く社会に公表されている。

また、学生に対しては、新年度のオリエンテーション時に「人材養成・教育研究上の目的」を説明したうえ、「学修要項」や「履修規程」、「学位論文等審査基準」を基に、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、その周知を図っている。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各研究科において、毎年度実施される学内の自己点検・評価の際に検証している。

さらに、法学研究科においては、毎年１０月または１１月に開催される研究科委員会で次年度開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

また、学位授与方針については、学位論文の審査委員(主査１名、副査２名)が当該提出論文と論文提出者の研究成果を確認する目的をもって行う口述試問（最終試験）を経た後の研究科 委員会(修了判定)において検証している。

【点検・評価】

大学および大学院の理念・目的、学位授与、教育課程の編成・実施方針は、学則、大学院学則、学位規程に定められ、各研究科の「人材養成・教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」と併せてホームページ等に明示している。これらの目的や方針は、関連法令に謳われた大学等の目的を踏まえて定められており、学位授与、教育課程の編成・実施方針は大学院設置基準等に適合し、それぞれが連関し適切に設定されていると評価する。

また、平成２２年度に定めた法学研究科における「人材養成・教育研究上の目的」を実現するための具体的な指針として、平成２３年度に、『教学上の三つの方針』として「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」を策定し、さらに学位（修士・博士）論文または特定の課題についての研究を評価する際の審査基準として「学位論文等審査基準」を定めたことは、評価できる。なお、教学上の三つの方針の策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮されており、「学位論文等審査基準」についても学位規程ならびに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に即し、適切に策定されていると評価する。

平成２４年度には、目まぐるしく変遷する社会情勢を意識するとともに、旧カリキュラムの諸課題を整理・検討し、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づき、新たに策定した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に沿い、全面的なカリキュラムの改正(新教育課程編成)を行い、平成２５年度から導入することとした。

なお、学生への周知については、オリエンテーション時の説明とその後の質疑応答により履修登録は円滑に行われており、「修士論文の作成要領」、「学修要項」、「履修規程」、「学位論文等審査基準」等はホームページで閲覧または必要であればダウンロードすることができ、修了状況から見ても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切に学生に周知されているものと考える。

【将来に向けた発展方策】

本学の教育目標や教学上の三つの方針を、これまで以上に積極的に本学構成員と社会に対して公開していく。さらに、平成２５年度からの新カリキュラム導入と連動し、入学時に、新入生に対し、法学研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等について、組織的に周知させる取組みを実施する。

Ⅱ．教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容

【現状説明】

本大学院の教育課程は、本大学大学院学則に則り次のとおり編成されている。

(1) 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする（大学院学則第１条)。

(2) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする（大学院学則第２条第２項)。

(3) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（大学院学則第２条第３項)。

本研究科は、平成２４年度に新たに新教育課程を編成し、平成２５年度から導入することとしたが、新カリキュラムは、旧カリキュラムと同様に研究科の教育研究上の目的に沿い体系的に編成され、履修方法(修了要件等)が規定されており、学校教育法第９９条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合したものといえる。

また、本研究科は、法学部に基礎を置いており、学部の教育内容を踏まえ、企業および自治体等において、法的問題の処理・解決に携わる専門的・実践的知識および能力を備えた法務職業人を養成することを教育上の目的としており、そのような人材を育成するための研究教育に力を注いでいる。

修士課程と、博士課程の関係については、専任教員が修士課程と博士課程の学生を継続的に教育・研究指導をする体制を採っている。博士前期課程・博士後期課程の制度は採用しておらず、修士課程では、幅広い分野にわたる実務的な側面も重視した専門的な教育を目指すとともに、博士課程では、さらに特化した専門分野の教育と研究指導を行っている。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、設置基準等の法令や大学院学則、教育研究上の目的に従い適切に編成されている。特に、社会人を積極的に受け入れるため、修士・博士両課程ともに授業科目を平日の夜間と土曜日を中心に開講しており、その結果、全学生数に占める社会人の割合は極めて高く、大いに評価できる。社会人学生は、豊富な経験と幅広い教養、明確な目的を有し、学修への姿勢が積極的であるため、一般学生に好影響を与えており、研究科の教育研究を活性化する役割を果たしていると考える。また、社会人がビジネスの現場で直面している問題や、事業経営上のプランをより普遍的な学理に照らして考察することで学位が取得できるように、平成２５年度より従来の「修士論文」による修了制度に加え、「特定課題研究」による修了制度の実施を決定したことも評価できる。また、本研究科の担当教員の大半は、法学部に所属し、関連する学部の授業科目を担当していることから、学部の教育内容と大学院研究科の教育内容は連続性が認められる。学部の教育内容との一貫性が保たれているため、本学学部からの入学者に対しては、教育的に大きな長所となっている。さらに、修士課程と博士課程の積み上げ方式に基づく教育課程の連続性は、研究者、専門職業人養成機関として機能している。なお、他大学からの学生の受け入れに関しても、入学後の履修指導等で対応する他、各々の指導教授による臨機応変の個別対応により、円滑な研究活動が実施できていると評価する。

上記のとおり、本研究科の教育課程および教育内容は、現在のところ大きな問題は無いと考えられるが、グローバル化への対応をにらみ、大学院教育のさらなる充実・強化を図るために、教育課程を再編するとともに、大学院を取り巻く環境や社会情勢に、迅速かつ的確に対応できる教育内容を実現させることを目指し、平成２３年７月から研究科委員会においてカリキュラムの改正について審議を始めた。新カリキュラムの編成については、カリキュラム検討委員会を設置し、企業法務・税務専門職・自治体法務の３分野から専任教員４名を選出した。検討委員会は、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を参考に、大学院の理念・目的・教育目標および法学研究科の人材養成・教育研究目的に沿い、かつ、教学上の三つの

方針に基づき検討を重ね、平成２５年度から導入する原案を作成した。

新カリキュラムでは、研究科の人材養成、教育研究上の目的に即して科目区分や開設科目(単位数)を大幅に見直した。

修士課程では、分野ごとに次のとおり具体的な到達目標を設け、科目を再編した。

(1) 企業法務分野：ビジネス実務法務検定１級に合格できるレベルの法務能力を身に付ける。

(2) 自治体法務分野：自治体法務検定プラチナクラスに合格できるレベルの法務能力を身に付ける。

(3) 税務専門職分野：税理士試験の税法科目一部受験免除が認められるレベルの法務能力を身に付ける。

また、修了要件を変更し、専攻科目に係る領域の学修に偏らないよう、隣接領域の科目履修を義務づけることとした。さらに、学生がより学際的で幅広い視野からの論文作成が行なえるよう、修士論文中間発表会を学年暦に組み込むとともに、「研究指導」の合同授業を実施することで研究科の組織的な指導体制を確立した。こうした措置により、修士課程のカリキュラムは、コースワークとリサーチワークのバランスをより配慮した構成となった。

博士課程では、弁護士や税理士など現役実務家の博士号取得を支援すべく、法典の分野ごとではなく、『民事法務』、『商事法務』、『政策法務』等、実務に即した科目を通じた論文指導を行う。

なお、いずれの課程も、現役社会人が働きながら学べるよう、土曜日と平日の６講時に限定した時間割としている。

さらに、加速度的に進展するグローバル化に対応すべく、秋入学の導入について、研究科委員会において検討し、平成２５年１０月からの受け入れ開始を決定した。

【将来に向けた発展方策】

平成２５年度から導入する新カリキュラムおよび秋入学者の対応について、研究科委員会で、さらなる検討を重ね、社会人学生や留学生に対しても効果的な学修ができるよう、系統的、段階的および組織的な研究指導体制を構築し、履修モデルを作成するなど、教育内容を分かりやすく提示する。

Ⅲ．教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性

２．シラバスに基づく授業の展開

３．成績評価と単位認定の適切性

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

【現状説明】

１．教育方法および学習指導の適切性

本研究科では、出願の時点で指導を受けたい教員名および専攻科目を明示するよう求めており、これに基づいて当該教員が口述試験を行い、研究計画等を確認しており、入学後、多くの場合、その教員が研究指導を行なうとともに、体系的学修を目指して研究計画との関連に留意して履修計画を指導している。

修士課程においては、研究指導教員が初年度から２年間にわたり、学生の講義科目の履修指導から始まり、個人指導の形で定期的に研究指導を行っている。研究指導においては、まず、学生が選択した専攻科目に関わる法的な諸問題の中から修士論文のテーマとなる研究課題を決定させる指導を行う。そして、決定した研究課題に関係する学説、法令、判例等の文献・資料を調査、収集、分析して理論的・実証的に研究するように指導し、必要に応じて実地調査についても指導する。さらに、修士論文の構成、執筆、完成までの指導を行う。また、関連専門科目の講義においても、演習形式を採用し、指導学生に随意に口頭発表をさせて、論文作成に役立つ指導に努めている。これらの指導を通して学生の法解釈能力だけでなく、問題解決能力や法政策能力の涵養を図っている。

博士課程においては、博士論文の作成を円滑にするために、学生が選択した専攻科目に基づく研究課題について、研究指導にあたる教員が初年度から３年間にわたり、定期的、かつ個人的な研究指導を行うことにしている。この研究指導を通じてより高度な研究能力を培うとともに、課程修了後、企業および自治体において法務の中心的・指導的な役割を担う上級法務職業人として活躍するための基礎を固めさせている。

なお、修士・博士両課程とも、入学直後および進級の際、オリエンテーションを開催し、研究科長をはじめ教員と事務局（大学院事務室・図書館・ＩＴセンター）が連携して、学修要項である「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」を用いて、教育研究上の目的、教育課程や履修登録方法に関する説明を行うとともに履修相談に応じている。

２．シラバスに基づく授業の展開

シラバス(講義要項)は、大学のホームページに、全研究科の開講授業科目を網羅的に開示しており、学生が履修科目を決定する際、他研究科科目の選択も容易であるとともに、授業内容を予め把握できることで、事前・事後の学修が容易となっている。全ての授業科目について、シラバスは統一的な項目によって掲載されている。記載項目は、「目的および概要」、「到達目標」、「講義スケジュール」、「評価基準・方法」、「留意点」、「教科書」、「参考書」、「オフィスアワー」の各項目であり、通年３０回の授業内容が明示されている。３０回の授業を計画的に行うことで、到達目標を達成できるようにしており、授業はシラバスに示した内容と方法で行うことを基本としている。なお、各授業科目の担当教員は、学生の授業評価アンケートや、当年度に作成したシラバスと実際の授業内容を検証し、次年度のシラバスを作成している。

３．成績評価と単位認定の適切性

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われており、授業科目ごとに筆記試験、研究報告、口頭試問およびレポート試験等の結果を総合的に判断し、１００点を満点として６０点以上の得点をもって合格としている。

また、科目ごとの成績評価基準をより分かりやすいものとすべく、全科目について評価割合を表示している〔例えば、「定期試験：６０％、レポート２０％、日常点（出席・小テスト等）：２０％」〕。研究指導の成績は、提出された論文について口述試問を行い、厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえ評価している。

単位認定については、学則第７条により、「試験は筆記、口答若しくは研究報告とし、合格した学科目について所定の単位を与える」としている。したがって、学期末には、定期試験等によって評価される。成績表については、学生には評価（優・良・可・不可）で示されるが、採点表としては細かな点数が示される。

なお、単位数・単位の計算方法は、大学院学則により定められており、講義および演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位としている。これに従い、講義は９０分の授業を通年・週１回開講して４単位、２年間にわたって履修する研究指導は９０分の授業を週１回開講して８単位、３年間にわたって履修する研究指導は９０分の授業を週１回開講して１２単位としている。各授業科目の内容および履修形態との関係における各授業科目の単位計算方法については妥当であると考える。

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

指導教員を中心とする教員が、日常的に研究指導およびそれぞれの講義や演習を通じ、学生の能力および学習状況の進展を把握している。具体的には講義中の発表内容および質疑応答と論文やレポート等の内容、定期試験等で評価している。

いずれの科目も受講生が少人数であることから、担当教員が学生個々の学力・学習・研究状況を具体的に把握し、予め明示された成績評価基準に基づき適切な評価が行なわれている。

なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士論文・博士論文および口述試問の評価によって測定される。

研究科独自の教育内容・方法の改善に関する組織的な取り組み［ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ)］としては、①学生による授業評価アンケート、②教員相互の授業参観、③研究科全体による統一的指導が挙げられる。平成２３年度から実施した研究科全体による統一的指導の内容は次のとおりである。

(1) 新入生を対象に、合同研究指導として４月の始めに２週にわたり、指導教員だけではなく、複数の教員が論文作成指導を中心に講義を行うことで、円滑に大学院での学修・研究活動が実行できるようにした。

(2) 修了年次生を対象に修士論文中間報告会を９月に開催し、学生が教員や同輩からの質疑応答を通して、多くの指導や適切なアドバイスを受け、その後の論文作成に活かす貴重な機会とした。

また、本研究科では、さらに学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう､研究科委員会において大学院教育におけるＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を平成２３年度に定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置し、研究科委員会開催と連動し適宜開催することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

【点検・評価】

学習指導については、これまでの様々な取組みに加え、平成２４年度に設置したＦＤ推進部会により、学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導や、諸課題の改善に組織的に取り組む体制が整備できたと評価できる。

また、平成２３年１１月開催の研究科委員会において、学位(修士・博士)論文を評価する際の審査基準を策定したことは評価できる。策定された「学位論文等審査基準」はホームページに掲載しており、在学生への明示に留まらず入学志願者に対しても公表されている。

平成２５年から導入する新カリキュラムでは修士論文による修了だけでなく､特定の課題研究による修了を認めるようにしている。これは、研究者養成だけでなく、専門職業人の育成にも力点を置いていることが内外に明示でき、社会人をはじめ、大学院進学を躊躇していた学部卒業者の要請に応えたものと言え、評価できる。

【将来に向けた発展方策】

ＦＤ推進部会は、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案（Plan）し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証（Check）し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら､ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果の検証

２．学位授与(修了認定)の適切性

【現状説明】

１．教育目標に沿った成果の検証

現在、本研究科の授業は、講義・演習ともに少人数であり、ゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っているため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認することで、教育目標に沿った教育成果を適切に検証できていると考える。

なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士論文・博士論文および口述試問の評価によって検証している。

教育成果を測定するための指標については、大別すると、(1)在学中の状況に関する指標(単位取得率)、(2)修了の状況に関する指標(学位授与率)、(3)在学生による授業評価の３種類である。

(1) 在学中の状況に関する指標

表Ⅳ－１

	年　　度	1 年次生	2 年次生	研究科計
単位取得率	平成 21 年度	99.1%	92.7%	96.4%
	平成 22 年度	95.2%	92.8%	93.7%
	平成 23 年度	97.8%	85.0%	92.7%
	平成 24 年度	100.0%	86.3%	93.3%

上記のとおり各年度の単位取得状況は良好であり、在学中の教育成果については、適正であると判断する。

(2) 修了の状況に関する指標

表Ⅳ－２

年　　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学位授与率	87.5%	84.0%	82.3%	80.0%

表Ⅳ－３

年　　度	2008 年度生	2009 年度生	2010 年度生	2011 年度生
標準修了年限での学位授与率	85.7%	87.5%	92.3%	78.9%

上記のとおり各年度の学位授与率の状況は良好であり、学位授与に関する教育成果については適正であると判断する。

(3) 在学生による授業評価

授業評価アンケートは学年末に実施し、その結果を次年度以後の授業に反映させるとともに、前回の調査結果がフィードバックされたかを検証している。

２．学位授与(修了認定)の適切性

学位授与は、「大阪学院大学大学院学則」ならびに「大阪学院大学学位規程」において、学位授与の要件、学位論文の審査、最終試験等について明確に規定している。

学位授与までの過程は、修士課程にあっては、履修規程の定めにより専攻科目４単位、研究指導８単位、A群とB群から４科目１６単位およびC群から１科目４単位の３２単位以上を修得し、専攻科目として定めた学科目担当者の研究指導を１、２年次にわたって受け、修士論文の審査に合格することが必要である。博士課程にあっては、履修規程の定めにより、専攻科目を担任する教授を指導教授とし、3年間にわたり研究指導を受け、専攻科目４単位、研究指導１２単位、専攻科目のA群とB群から４単位を含む２０単位以上を修得し、学位論文の審査に合格することが必要である。

修士論文の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「法学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るかを基準に合否を判定し、その審査結果を法学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の過半数の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。

博士論文（課程修了による学位）の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「法学研究科委員会」が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、当該提出論文に関連ある学科目担当の教員２名以上を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問（最終試験）を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るか否かを基準に合否を判定し、その結果を法学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行う

としている。
　また、本研究科の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出(履歴書、研究業績一覧表等を添付）して審査を請求することができる。学位論文の受理は、本研究科所属の全専任教員で構成される「法学研究科委員会」において３名以上の委員を選出し、その意見を聞いて決定する。学位論文を受理した場合は、原則として、当該申請者について、その専攻分野ならびに外国語に関する学力の確認を行った上で審査に付する。審査は、法学研究科委員会が定める審査委員（一つの提出論文につき３名以上）によって行われる。審査委員　は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって口述試問を行い、論文提出者が、当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るかを基準に合否を判定し、その結果を法学研究科委員会に報告する。同委員会での議（出席者の３分の２以上の同意を要する）を経て、大学院委員会の承認を得た後、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行うとしている。
　なお、博士課程においては、これまで学位授与者はいない。
学位論文の審査基準については、「大阪学院大学学位規程」において、修士論文は「当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする」、博士論文は「当該分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力があることを示すに足るものをもって合格とする」と定めている。本研究科では、この審査基準を具体的な指針として学生や入学志願者に明示するために、法学研究科独自の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」および「学位論文等審査基準」を平成２３年５月および６月開催の研究科委員会において審議し策定した。

【点検・評価】
　修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われていると評価する。さらに、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」と「学位論文等審査基準」を策定し、ホームページに掲載したことで、学位審査および修了認定の客観性が向上したものと考えられ、特に今後、特定の課題研究による修了を目指す社会人にとっては、学位取得に向けた明確な指針となるものと高く評価する。

【将来に向けた発展方策】
　「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」や「学位論文等審査基準」を社会に公表することで、一般学生や、多様な実務経験を有する社会人学生が、明確な目的意識と意欲をもって進学できるよう積極的な広報活動に努める。

コンピュータサイエンス研究科
Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
１．教育目標に基づく学位授与方針の明示
２．教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示
３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表
４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証
【現状説明】
　大学院では、『大阪学院大学大学院学則』第３条第２項に基づき、研究科ごとに「人材養成・教育研究上の目的」を定めている。
　コンピュータサイエンス研究科の「人材養成・教育研究上の目的」は次のとおりである。
　『コンピュータサイエンス研究科は、情報化社会を支えるコンピュータ技術の発展を担う有能な人材を養成することを目的とし、専門性を重視した実践的な指導を通じ、絶え間なく進む技術革新に対応できる知的体力を保つ教育を行う。

産業界で活躍ができる技術者を次のとおり養成するとともに、教育・指導を通して、豊かな人間性を備えた人材を養成する。

(1) 新しい発想でのシステム、ネットワーク開発能力を備えた技術者

(2) 利用者の視点に立ったシステムの構築能力を備えた技術者

(3) 総合的能力を有するシステムエンジニア』

そして、この人材養成・教育研究上の目的を実現するための具体的な指針として、入学者受入れ方針、学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針を策定し、これを「教学上の三つの方針」として明示している。

1．教育目標に基づく学位授与方針の明示

本大学における学位およびその授与については、「大阪学院大学学位規程」に定められており、研究科ごとにそれぞれの教育目標に基づき「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「学位論文等審査基準」を定めている。

コンピュータサイエンス研究科の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」は次のとおりである。

『本研究科が定める在学年数および修了必要単位数を充足し、かつ学位論文の審査に合格した者について、学位を授与する。学位授与を判定する際、専門的技術者に必要な論理的思考能力を有し、研究に取組む姿勢が主体的で、専門的な実践能力および豊かな人間性を兼ね備えているかを考慮する。』

コンピュータサイエンス研究科の「学位論文等審査基準」は次のとおりである。

『コンピュータサイエンス研究科において、修士論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

(1) それぞれの学問領域において、客観的、合理的な分析・考察がなされているか。

(2) 先行研究を踏まえた問題設定が適切であるか。

(3) 論述が的確であるか。

(4) 隣接諸領域との関連を含め、専門分野についての深い理解が見られるか。』

2．教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針の明示

本大学院の教育課程は、「大阪学院大学大学院学則」に則り、それぞれの研究科ごとに定めた教育目標に基づき策定された「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿って教育課程を編成し実施しており、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、在学生にはオリエンテーション時に説明している。

コンピュータサイエンス研究科における「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」は次のとおりである。

『学士課程で得られた幅広い教養を基礎に、コンピュータサイエンスに関する深い学識を涵養するとともに、日進月歩の技術革新を続ける産業界において主体的に対応し、専門性を活かすことができるよう、実践的なカリキュラムを編成する。』

3．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学院研究科構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表

大学院における教育目標や学位授与については、「大阪学院大学大学院学則」、「大阪学院大学学位規程」に、コンピュータサイエンス研究科の「人材の養成、教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」、カリキュラムや修了要件、開設・開講科目、各科目の単位数、科目区分、担当者、シラバス等については、「学修要項」、「履修規程」に記載されており、これらは公式ホームページの大学院専用ページに掲載されており、大学院研究科構成員(教職員および学生等)は勿論、広く社会に公表されている。

また、学生に対しては、新年度のオリエンテーション時に「人材養成・教育研究上の目的」を説明したうえ、「学修要項」や「履修規程」、「学位論文等審査基準」を基に、教育目標、

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、その周知を図っている。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各研究科において、毎年度実施される学内の自己点検・評価の際に検証している。

さらに、コンピュータサイエンス研究科においては、毎年１０月または１１月に開催される研究科委員会で次年度開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

また、学位授与方針については、学位論文の審査委員(主査、副査)が当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって行う公開の修士論文報告会（研究科の全担当教員参加)、その後に開催する研究科委員会(修了判定)において検証している。

【点検・評価】

大学および大学院の理念・目的、学位授与、教育課程の編成・実施方針は、学則、大学院学則、学位規程に定められ、各研究科の「人材養成・教育研究上の目的」、「学位論文等審査基準」と併せてホームページ等に明示している。これらの目的や方針は、関連法令に謳われた大学等の目的を踏まえて定められており、学位授与、教育課程の編成・実施方針は大学院設置基準等に適合し、それぞれが連関し適切に設定されていると評価する。

また、平成２２年度に定めたコンピュータサイエンス研究科における「人材養成・教育研究上の目的」を実現するための具体的な指針として、平成２３年度に、『教学上の三つの方針』として「入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」ならびに「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」を策定し、さらに学位（修士）論文を評価する際の審査基準として「学位論文等審査基準」を定めたことは評価できる。なお、教学上の三つの方針の策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮されており、「学位論文等審査基準」についても学位規程ならびに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に即し、適切に策定されていると評価する。

平成２４年度には、流動化が著しい情報環境の最前線を見定め、旧カリキュラムの諸課題を整理・検討し、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づき、新たに策定した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に沿い、カリキュラムを改正し、平成２５年度から導入することとした。

なお、学生への周知については、オリエンテーション時の説明とその後の質疑応答により履修登録は円滑に行われており、「修士論文の作成要領」、「学修要項」、「履修規程」、「学位論文等審査基準」等はホームページで閲覧または必要であればダウンロードすることができ、修了状況から見ても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切に学生に周知されているものと考える。

【将来に向けた発展方策】

本学の教育目標や教学上の三つの方針を、これまで以上に積極的に本学構成員と社会に対して公開していく。さらに、平成２５年度からの新カリキュラム導入と連動し、入学時に新入生に対し、コンピュータサイエンス研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等について、組織的に周知させる取組みを実施する。

Ⅱ．教育課程・教育内容

１．教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容

【現状説明】

本大学院の教育課程は、本大学大学院学則に則り次のとおり編成されている。

(1) 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与

することを目的とする（大学院学則第１条）。

(2) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする（大学院学則第２条第２項）。

本研究科は、平成２４年度に新たに新教育課程を編成し、平成２５年度から導入することとしたが、新カリキュラムは、旧カリキュラムと同様に研究科の教育研究上の目的に沿い体系的に編成され、履修方法(修了要件等)が規定されており、学校教育法第９９条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合したものといえる。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、設置基準等の法令や大学院学則、教育研究上の目的に従い適切に編成されている。特に、本研究科の担当教員は、情報学部に所属し関連する学部の授業科目を担当しており、本学情報学部コンピュータサイエンスコースの教育内容と連動したカリキュラムは、継続性が保たれており、本学学部出身の入学者には、教育的に大きな長所となっている。さらに、実習科目の「情報技術実習」は、企業で実務的な経験を積むことで、修了後の就職に直接繋がる実践力・応用力が育成されており、評価できる。

上述のとおり、本研究科の教育課程および教育内容は、現在のところ大きな問題は無いと考えられるが、大学院教育のさらなる充実・強化を図るために、研究科委員会においてカリキュラムの改正について審議を始めた。新カリキュラムの編成については、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を参考に、大学院の理念・目的・教育目標およびコンピュータサイエンス研究科の人材養成・教育研究目的に沿い、かつ、教学上の三つの方針に基づき検討を重ね、平成２５年度からの導入することを決定した。

新カリキュラムは、科目区分や開設科目、修了要件等を見直し、学生に何を身に付けさせるのかという、研究科の人材養成・研究教育目的を達成するため、コースワークを体系的に編成している。

カリキュラムの特徴は、コンピュータサイエンスの分野の中でその必要性の高いコンピュータネットワーク技術、マルチメディア技術、コンピュータシステムの基礎となるＣＡＤやＶＬＳＩ設計技術などを中心に教育し、広がりつつある情報学の分野の中で専門性を限って実用的な教育を行うことにある。本来情報学の分野の中で主流となるべきコンピュータサイエンスの教育は、広がりつつある情報学の分野の中に埋もれがちであり、技術的な観点に立ったコンピュータ教育が必ずしも十分でなくなっている。本研究科の教育目標は、情報学の全般的な教育でなく、専門性を重要視した実践的な技術教育を集中的に行うことにあり、絶え間なく進む技術革新に対処できる能力を保つ教育を行っていく。

さらに、加速度的に進展するグローバル化に対応すべく、秋入学の導入について、研究科委員会において検討し、平成２５年１０月からの受け入れ開始を決定した。

【将来に向けた発展方策】

平成２５年度から導入する新カリキュラムおよび秋入学者の対応について、研究科委員会で、さらなる検討を重ね、社会人学生や留学生に対しても効果的な学修ができるよう、履修モデルを作成するなど、教育内容を分かりやすく提示する。

Ⅲ．教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性

２．シラバスに基づく授業の展開

３．成績評価と単位認定の適切性

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

【現状説明】

１．教育方法および学習指導の適切性

本研究科では、出願の時点で指導を受けたい教員名および専攻科目を明示するよう求めて

おり、これに基づいて当該教員が面接試験を行い、研究計画等を確認している。

研究指導は、修士課程の最終的な成果である修士論文の作成を円滑ならしめるために、学生が適性に応じ選択した主専攻分野に基づく研究課題について、担当教員が、初年度から２年間にわたり、定期的且つ個人的な研究指導を実施し、より高度な研究能力を養うとともに、社会に役立つ実践能力を身につけることを目的としている。

担当教員は、主指導教員と副指導教員とに分かれる。主指導教員は、主専攻分野の専攻科目について、専門分野の立場より、修士論文のテーマ設定、研究内容の指導、論文の作成、研究報告等、修士論文の完成に必要な研究指導を行っている。授業時間割の中に、週１回（１コマ）の時間を定めて定期的に指導している。副指導教員は、主指導教員と協力して研究計画のチェック、論文の書き方、プレゼンテーション等、研究の側面から関連する分野の幅広い知識を修得するように指導を行っている。主指導教員のような定期的指導ではなく、オフィスアワーの時間等を活用し随時指導している。

研究指導に係るスケジュールは概ね次のとおりである。

(1) １年次前期開始時に主専攻分野および専攻科目を定め、主指導教員を選定すると同時に、任意の分野から副指導教員１名を定める（実際は、入学試験出願時点で、入学後に研究指導を受けたい教員名と専攻科目を願書に記入させており、その教員が主指導教員となるケースが多い)。

(2) １年次前期に、主指導教員によるガイダンスの下、研究計画を提出させる。

(3) 各学期末に、主指導教員および副指導教員の立会いの下、研究計画の進捗状況ならびに研究内容の中間報告を求め、研究進度のチェックと指導を行う。

(4) 修士論文は２年次後期末に提出するものとし、提出後に発表会および最終試験を行う。

なお、入学直後および進級の際、オリエンテーションを開催し、研究科長をはじめ教員と事務局（大学院事務室・図書館・ＩＴセンター）が連携して、学修要項である「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」を用いて、教育研究上の目的、教育課程や履修登録方法に関する説明を行うとともに履修相談に応じている。また、学生の自発的な研究活動を支援するため、OGU-Caddie システムを活用するとともに、図書館のほか、各種閲覧用書籍・学術雑誌（選定は本研究科教員による)を備えた大学院生専用の研究室を整備している。

２．シラバスに基づく授業の展開

シラバス(講義要項)は、大学のホームページに、全研究科の開講授業科目を網羅的に開示しており、学生が履修科目を決定する際、他研究科科目の選択も容易であるとともに、授業内容を予め把握できることで、事前・事後の学修が容易となっている。全ての授業科目について、シラバスは統一的な項目によって掲載されている。記載項目は、「目的および概要」、「到達目標」、「講義スケジュール」、「評価基準・方法」、「留意点」、「教科書」、「参考書」、「オフィスアワー」の各項目であり、半期１５回の授業内容が明示されている。１５回の授業を計画的に行うことで、到達目標を達成できるようにしており、授業はシラバスに示した内容と方法で行うことを基本としている。

３．成績評価と単位認定の適切性

成績評価は、各担当教員による絶対評価が行われており、授業科目ごとに筆記試験、研究報告、口頭試問およびレポート試験等の結果を総合的に判断し、１００点を満点として６０点以上の得点をもって合格としている。

また、科目ごとの成績評価基準をより分かりやすいものとすべく、全科目について評価割合をシラバスに「評価方法・基準」として表示している〔例えば、「定期試験：６０％、レポート２０％、日常点（出席・小テスト等）：２０％」〕。演習課題の成績は、提出された課題論文について口述試問を行い、厳格な審査の後、主査・副査の合議のうえ評価している。

単位認定については、大学院学則第７条に、「大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。試験は筆記、口答もしくは研究報告とし、合格した学科目について所定の単位を与える」と定められている。したがって、学

期末には、定期　試験および研究論文等によって成績評価される。成績表については、学生には評価（優・良・可・不可）で示されるが、採点表としては細かな点数が示される。

なお、単位数・単位の計算方法は、大学院学則により定められており、講義および演習については、１５時間から３０時間までの授業をもって１単位としている。これに従い、各週９０分の講義・演習を１５週実施し、レポートまたは期末試験により成績を判定し、合格者に２単位を与えている。実習科目群の「情報技術実習」は、企業における技術実習であり、あらかじめ受入企業との協議によりテーマを設定したうえ、４週間以上の実習を行い、終了後、報告書を提出し、学内で開催する公開の報告会での発表を義務付けている。報告書と併せ、その実習効果と内容を確認した上で２単位を与えている。

演習科目群の「研究指導」は、時間割構成上は各週９０分が２年間で６０週が割り当てられているが、これは指導上の最小時間であり、実体としてはそれ以外にも必要に応じて適時指導が行われており、これに対して８単位を与えている。各授業科目の内容および履修形態との関係における各々の授業科目の単位計算方法については妥当であると考える。

４．教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連

指導教授を中心とする教員が、日常的に研究指導およびそれぞれの講義や演習を通じ、学生の能力および学習状況の進展を把握している。具体的には講義中の発表内容および質疑応答と論文やレポート等の内容によって測定され、定期試験等で評価している。また、学生の基礎的な学力を補強し、自発的な研究活動を支援するため、OGU-Caddie システムを活用することも可能であり、利用教員は、同システムにより受講生の効果測定を行っている。

いずれの科目も受講生が少人数であることから、担当教員が学生個々の学力・学習・研究状況を具体的に把握し、予め明示された成績評価基準に基づき適切な評価が行なわれている。

なお、在学中の最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士論文および発表の評価によって測定している。

教育内容・方法の改善については、これまではＦＤとして大学全体または他研究科で実施される教員の資質向上に関する企画に積極的に参加するとともに、研究科独自の取組みとして、次のとおり計画していた。

(1) 年１回以上、本研究科に学外から講師を招いて、情報分野の企業動向または教育方法に関する講習会を開催し、学外の状況との比較・調査を行う機会を設ける。

(2) 年１回以上、研究科担当教員による研究会を開催し、講義の進度と学生の理解度、講義の方法等について討論を行う。

(3) 専任教員は、上記の講習会および研究会の６０％以上に参加する義務を負うものとする。また、学生による授業評価制度を導入し、教育改善の資料とするとしていた。

さらに、研究科内に委員会または担当者を設け、次の項目についての検討、調査活動を開始する旨、予定していた。

(1) 教育と研究の調和を図る学内組織の導入

(2) 教員の学会活動、社会活動等の諸活動に対する評価制度の導入

(3) 大学教員の倫理規定と社会的責任の周知に関する講習会等の企画

(4) 自己点検・評価資料を利用した個人評価制度の導入

しかしながら、上記のいずれも、充分に実現しているとは言い難いことから、研究科委員会において、さらに学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導が行えるよう、ＦＤのあり方に係る議論を進め、組織的に諸課題の改善に取り組むべく「ＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を平成２３年度に定め、これに基づき常設のＦＤ推進部会を設置し、研究科委員会開催と連動し適宜開催することにより、ＦＤ活動の前進と具体化を図ることとした。

【点検・評価】

学習指導については、これまで、学生の教育・研究指導を行ううえで支障を来たすような課題は見当たらず、担当教員が学生一人ひとりの都合や研究進捗状況等に合わせ、その科目

の開講時間帯のみならず、その都度、進捗状況等に合わせて個別に指導していたが、ＦＤ推進部会を設置したことにより、学生の研究意欲を高め、ニーズに応じた適切な教育・研究指導や、諸課題の改善に組織的に取り組む体制が整備できたと評価できる。他研究科が実施している授業評価アンケートの導入については、その必要性・有効性は認めるが、少人数の現状では、教員と学生の関係が密接であり、個人が特定される恐れが高いことから、慎重な検討が必要である。

また、学生が利用できる院生研究室は、ほぼ１年間を通して利用でき、開室時間帯についても、基本的に午後１０時まで開放しており、学生の研究活動の拠点となっており、非常に有効に活用されている。

さらに、平成２３年６月開催の研究科委員会において、学位(修士)論文を評価する際の審査基準を「大阪学院大学大学院コンピュータサイエンス研究科学位論文審査基準」として策定したことは評価できる。策定された「学位論文審査基準」はホームページに掲載しており、在学生への明示に留まらず入学志願者に対しても公表されている。

また、平成２５年度より導入される新カリキュラムでは、従来の指導教員による「研究指導（基幹)」に加え、副指導教員による「研究指導（展開)」を必修科目として開設する。この「研究指導（展開)」を通して、副指導教員は、主指導教員と協力して研究計画のチェック、論文の書き方、プレゼンテーションなど、研究の側面から関連する分野の幅広い知識が修得できるよう指導を行うとともに、オフィスアワーを設け随時研究指導を行なうことで、さらなる研究指導の充実が図れるものと考える。

【将来に向けた発展方策】

学修指導については、平成２５年度から新カリキュラムを導入することに伴い、この中で開講を予定している副指導教員による「研究指導（展開)」において、本授業を通して、学生が研究活動を円滑に実行できるような指導を重視したシラバスを作成する。

また、ＦＤ推進部会は、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みについて議論するとともに、具体的な計画を立案（Plan）し、その後、実行された各種の取組みや活動内容を検証（Check）し、改善・見直しを提言する役割を果たしていることから、同推進部会を核として担当教員の授業改善への意識を高めながら、ＰＤＣＡサイクルのスパイラルアップを図る。

なお、ＦＤ推進部会において早急に取り組むべき課題として、直接学生の声を聞き授業に反映させることが必要であるとの認識に立ち、その有効な手段である「授業評価アンケート」の実施について検討し実行に移す。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果の検証

２．学位授与(修了認定)の適切性

【現状説明】

１．教育目標に沿った成果の検証

技術分野における教育効果については、学生が修了後に実社会でどのように活動するかによって評価される。したがって在学中の学生に対しては、特にデータを用いた効果の測定は行っていない。

現在、本研究科の授業は、講義、演習ともに少人数でありゼミ形式もしくは個人研究指導を中心に行っている。そのため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認することで、教育目標に沿った教育成果を適切に検証できていると考える。

なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される修士および口述試問・発表の評価によって検証している。

教育成果を測定するための指標については、在学中の状況に関する指標(単位取得率)、および修了の状況に関する指標(学位授与率)である。

（１） 在学中の状況に関する指標

表Ⅳ－１

	年　　度	１年次生	２年次生	研究科計
単位取得率	平成 21 年度	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％
	平成 22 年度	100.0 ％	―	100.0 ％
	平成 23 年度	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％
	平成 24 年度	100.0 ％	―	100.0 ％

各年度の単位取得状況は上記のとおり極めて良好であり、在学中の教育成果については、適正であると判断する。

（２）修了の状況に関する指標

表Ⅳ－２

年　　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学位授与率	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％

表Ⅳ－３

年　　度	2008 年度生	2009 年度生	2010 年度生	2011 年度生
標準修了年限での学位授与率	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％	100.0 ％

各年度の学位授与率の状況は上記のとおり極めて良好であり、学位授与に関する教育成果については適正であると判断する。

２．学位授与(修了認定)の適切性

学位授与は、「大阪学院大学大学院学則」ならびに「大阪学院大学学位規程」において、学位授与の要件、学位論文の審査、最終試験等について明確に規定している。

修士論文の審査については本研究科所属の全専任教員で構成される「コンピュータサイエンス研究科委員会」が定める審査委員によって行われる。審査委員は、指導教授を主査とし、副指導教員を副査とする。審査委員は、当該提出論文の審査後、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、最終年度末に研究科の全担当教員参加のもとに公開の修士論文報告会を実施し、質疑応答を行い、論文提出者が、「大阪学院大学学位規程」に定める学位論文審査基準に基づき、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るかを基準に合否を判定し、審査結果をコンピュータサイエンス研究科委員会に報告し、同委員会での承認（出席者の過半数の同意を要する）を経た上で、大学院部長はその結果を総長に報告し、総長は該当者に対し、学位の授与を行っている。

学位論文の審査基準については、「大阪学院大学学位規程」において、修士論文は「当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする」と定めている。コンピュータサイエンス研究科では、この審査基準を具体的な指針として学生や入学志願者に明示するために、コンピュータサイエンス研究科独自の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」および「学位論文等審査基準」を平成２３年５月および６月開催の研究科委員会において審議し策定した。

【点検・評価】

学位論文の審査については、論文の詳細な評価は、主査となる主指導教員と副指導教員による審査が中心となるが、修士論文発表会を開催し、全教員および大学院学生の参加のもとに公開で発表を行い、自由な質疑応答を行っているので透明性、客観性は確保されており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われていると評価する。さらに、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」と「学位論文等審査基準」を策定し、ホームページに掲載したことで、学位審査および修了認定の客観性が向上したものと高く評価する。

教育目標に沿った成果の検証については、日常の授業を通じて把握し最終的に学位論文の評価によって修了時に検証しているが、組織的に早い段階で教育成果を測定するための方策を検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

新たに策定した学位授与方針等を社会に公表することで、一般学生や、多様な実務経験を有する社会人学生が、明確な目的意識と意欲をもって進学できるよう広報活動に努める。

また、教育目標に沿った成果を測定するための更なる方策について、ＦＤ活動と連携し、学生による「授業評価アンケート」を学期終了時に実施し、その内容に基づき定期的に検証を図る。

第 5 章　学生の受け入れ

〔大学 学部〕

１．学生の受け入れ方針の明示

【現状説明】

(1) 大学全体

本学は、創設以来「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」を「建学の精神」として堅持してきた。平成２０年度には「建学の精神」を具現化するために「少人数ゼミナール」、「確かな学力を培う講義と支援体制」、「魅力的なキャリア教育」、「英語力強化プログラム」の４つを教育ビジョンの柱として策定。併せて、学費の改定ならびに学費減免制度の充実について高等学校や高校生だけでなく、広く一般社会へ情報提供することに努めている。

学生の受け入れについては、それぞれの学部の教育目的およびアドミッションポリシーに沿う資質・能力・適性・意欲を持った人物を募集している。

障がい等のため特別な措置を必要とする受験生については、出願前に受験当日の措置から入学後の教育環境、施設環境までを受験生、保護者、高等学校の教員と協議し、関係部署とも調整、入試実行委員会で審議のうえ、受験生の希望に基づく措置を行っている。

(2) 流通科学部

流通科学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

流通科学部は、製造業や流通・サービス産業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核とした流通ビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養及び総合的な判断力をもてる人材の育成をめざす。

求める学生像

① 日本経済の中核を担っている流通・サービス産業での活躍を志しているチャレンジ精神旺盛な人
② 消費者・利用者の立場に立って、調和のとれた豊かな経済社会の実現を志している人
③ 消費者・利用者が求める商品やサービスの企画・生産・販売について考えることができる創造性豊かな人
④ 授業で学んだ知識や体験したことを基礎に、国際的な視野を持ち、実際の社会で生かす意欲を持っている人

(3) 経営学部

経営学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

経営学部は、現代企業が抱える諸問題の本質を分析し、実践の場での問題解決の有効な手段となる研究・教育を通じて、社会の経済的・倫理的要請に応える実践的な人材の育成をめざす。

〔経営学科〕

社会に対する貢献と責任を果たすために必要な経営管理能力の養成を通じ、経営学と語学力を備えた視野の広い人材の育成をめざす。

〔ホスピタリティ経営学科〕

ホスピタリティ産業における固有の理論と実践的経験を通して、学問的知識の修得と人格陶冶のなされた人材の育成をめざす。

求める学生像

① 企業の経営の仕組みに関心があり、また、経営の問題解決能力を実践的に身につけたい人
② 事業の後継者であり、中小企業経営の仕組みを学びたい人
③ 起業に関心があり、企業経営者として活躍したい人
④ ビジネス英語に関心があり、グローバル企業の経営管理者として活躍したい人
⑤ ホスピタリティ産業（ホテル、旅館、料飲店、ブライダル、ツーリズム、エアライン）に関心があり、その管理者として活躍したい人

(4) 経済学部

経済学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

経済学部は、経済情勢の変化に対応できる幅広い経済的知識の修得を通じて、実践的な研究活動や社会貢献を志向し、平和な発展した社会を形成する能力を有する自立した人材の育成をめざす。

求める学生像

① 経済社会において、国内外の視点から企業・産業がどのような活動を行っているか、また、どのような役割と課題を持っているかについて学びたい人
② 国や地方自治体の政策のあり方や環境問題から“まちづくり”・地域振興などの身近なテーマにチャレンジしたい人
③ スポーツと経済の関わりに興味を持ち、経済学の視点からスポーツの可能性を幅広く探求したい人
④ 海外研修や留学等を通じて、国際的な視野と感覚を身につけ、グローバルな視点から経済を学びたい人

(5) 法学部

法学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

法学部は、幅広い教養および法律学の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法を“ツール”に現代社会を“正しく”生き抜く人材の育成をめざす。

求める学生像

① 社会的な問題に関心が強い人
② 法や裁判に興味がある人
③ 論理的にものごとが考えられる人
④ 正義感が強く、社会に貢献したい人
⑤ 好奇心が豊かで、チャレンジ精神が旺盛な人

(6) 外国語学部

外国語学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

外国語学部は、外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と幅広い教養を兼ね備えた人材の育成をめざす。

求める学生像

① 高度な英語運用能力を身につけようとする人
② 国内・海外にかかわらず国際的な場で活躍したい人
③ グローバルな観点から異文化の人たちや文化を見ることに関心がある人
④ 公教育のみならず広く英語教育に関心ある人
⑤ 単に目の前の物質的なものだけにとらわれず、長い目で物事を見ることができる人
⑥ 英語圏の言語、文化、芸術、歴史、生活等について深い知識を持ちたいと思う人

(7) 国際学部

国際学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

国際学部は、世界および日本の生活文化に対する異文化理解を育み、体験型学習を通じて、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーションカを備えた、現場で発想し行動できる実践的人材の育成をめざす。

求める学生像

① 地球環境・国際紛争・飢餓や貧困・海外援助や国際協力等、国際社会が直面するさまざまな課題に関心があり、将来はそれらに関連する分野で日本と世界に貢献したいと考えている人

② 異なる文化や習慣を持つ人々との交流や共生に関心を持ち、将来は海外の人々と直結する産業や国際交流等の分野で自分の力を発揮したいと考えている人

③ 海外諸国の中でも、現在の国際社会で存在感を強め、日本とも関係が深いアジア環太平洋地域の国々の文化・政治・経済等に関心があり、将来は日本とアジア環太平洋地域にまたがる産業や国際交流の分野で活躍することを目指している人

(8) 情報学部

情報学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

情報学部は、情報と人間についての深い理解と情報技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成をめざす。

求める学生像

① 「コンピュータ」と「人」の情報メカニズムについて深く学びたいという熱意のある人

② 自ら目標を設定し、その達成に向けて計画を立て、粘り強く実行できる強い自律心と行動力のある人

③ ものごとを整理し、系統立てて考えられる論理的思考力のある人

④ 文章を読んだり、話を聞いたりして、他の人の考えを理解できる人

⑤ 自分の考えを文章や口頭で表現し、他の人に伝えることのできる人

⑥ 知的好奇心と探究心が旺盛な人

⑦ 柔軟な発想のできる人

(9) 企業情報学部

企業情報学部の教育目的およびアドミッションポリシーは次のとおりである。

企業情報学部は、会計・ビジネス・ＩＴ情報とその応用に関する理論と技術の学びを通じ、ビジネスのみならず医療・福祉経営をはじめ、広く一般社会に貢献できる人材の育成をめざす。

求める学生像

① 会計・財務の専門家（税理士・公認会計士・証券アナリスト等）として活躍したい人、またはそのような専門知識を持ってビジネスの世界で活躍したいと考えている人

② ビジネスにおいて不可欠の情報技術（ＩＴ）に関する知識と技術を活用して、企業内の情報管理者や創造的なネットビジネスの実務家・起業家を目指したいと考えている人

③ 企業だけでなく組織一般の環境保護・社会活動を中心とする社会的コミュニケーションに興味を持ち、環境経営ビジネスや社会情報・ＰＲの領域で活躍したいと考えている人

④ 医療・福祉の領域において、会計ビジネス情報や社会情報に関する知識とＩＴを活用して医療経営・介護福祉経営のエキスパートとして活躍したいと考えている人

【点検・評価】

〈効果が上がっている事項〉
学生を受け入れるにあたって、本学の教育ビジョン、各学部の教育目的およびアドミッションポリシー、学費の改定ならびに学費減免制度などについて、大学案内、入試ガイド、ホームページ、オープンキャンパス、高等学校訪問、進学説明会、大学見学会などの様々な機会を通じて、受験生、保護者、高等学校教員に対して周知を行っているが、特に高等学校訪問に力を入れてきたことで、高等学校との強い信頼関係の下に成り立つ指定校推薦入学と協定校推薦入学を合わせた入学者の数は定員の３割を超える結果となった(別表１－１)。

〈改善すべき事項〉
本学の教育ビジョン、各学部の教育目的およびアドミッションポリシー、教育環境の魅力などについて、周知に努めてきたが、入学定員を充足しきれていないことから、本学の知名度およびブランド力向上に努めていく必要がある。

【将来に向けた発展方策】
〈効果が上がっている事項の伸長方策〉
受験生、保護者ならびに高等学校教員に情報の提供を続け、すべての入試制度で安定した入学者が獲得できるよう本学の教育ビジョン、各学部の教育目的およびアドミッションポリシーについて周知活動を徹底する。
特に高等学校教員に対しては、高等学校での進路指導の参考になると思われる、当該の高等学校からの入学者の在学状況や本学を卒業後の就職状況などの情報を提供することで、信頼関係をより深め、安定した志願者の確保に努める。

〈改善すべき事項の改善方策〉
本学の教育ビジョン、各学部の教育目的およびアドミッションポリシーの周知と併せて、本学の教育環境の魅力を進学説明会、進学情報誌、オープンキャンパスなどを通じて受験生、保護者、高等学校教員に周知する活動を徹底する。また、受験生に対してはダイレクトメールなどを利用して受験時期に応じた告知を行う。さらに、マスコミ等を利用し、本学の知名度とブランド力の向上を図る方法も検討する。

【点検・評価】
【将来に向けた発展方策】

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜
【現状説明】
学生募集方法および入学者選抜方法については次のとおり実施している。
(1) 学生募集方法
学生の受け入れに係る学生募集については、入試事務室が中心となり実施している。学生募集に関する情報提供は、高等学校訪問、進学情報誌、ホームページ等への掲載ならびに進学説明会への参加などを通じて行っている。また、知名度の向上や教育内容を多方面に認知させることを目的に加えながら、高等学校教員を対象とした独自の説明会・オープンキャンパス等を実施している。また、大学案内ならびにホームページの制作、広告掲載、事業協賛などの取り組みは庶務課が担当しており、入試事務室と相互に連携しながら広報活動を行っている。
特に、平成２３年度からは、様々な広報媒体に「ＴＥＡＭ　ＯＧＵ」(チーム オージーユー) のワンポイントロゴを採用、本学の団結力をアピールしている。
高等学校教員、高等学校３年生、保護者を対象とした情報提供では、各教育目的およびアドミッションポリシーとこれに伴うカリキュラム編成や教育プログラムに関する情報を中心に行っている。また、高等学校１・２年生向けの進学説明会や受験広報雑誌においても情報提供に努めている。

① 高等学校訪問

平成１９年度より、高等学校訪問を主務とした４名程の人員構成による入試アドバイザー制を設け、大学案内、入学試験要項、入試ガイドなどの資料を持参し、指定校や志願実績校を中心とした高等学校への訪問を実施している。対象とする高等学校は全国に亘るが、近畿圏を中心として年に複数回の訪問を実施している。

訪問に際しては本学のカリキュラムや最新の入試情報に加えて、当該の高等学校からの入学者の在学状況や本学卒業後の就職状況などの情報を提供することで、適切な学生募集と同時に高等学校教員の進路指導支援を図るなど、高等学校との連携強化に努めている。

なお、平成２４年度の訪問については、指定校や協定校など志願実績校を中心に緊密な情報交換（入学後の成績状況の提供および卒業後の就職状況等）を行うことに重点を置いて１校あたりの訪問回数を絞り込んだことにより、訪問回数が減少している。

表Ⅴ－１　地区別高等学校訪問数　（校）

実施年度（入試年度）	近畿	北海道	関東	北信越	東海	中国	四国	九州 沖縄	合 計
平成２１年度（平成２２年度）	2,507	74	3	283	180	534	496	113	4,190
平成２２年度（平成２３年度）	2,813	56	8	209	368	500	829	92	4,875
平成２３年度（平成２４年度）	2,911	53	2	262	364	454	728	97	4,871
平成２４年度（平成２５年度）	1,810	23	6	143	98	201	676	86	3,043
増減率	-27.8%	-68.9%	100.0%	-49.5%	-45.6%	-62.4%	36.3%	-23.9%	-27.4%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

② 高等学校教員対象入試説明会

高等学校教員を対象とした入試説明会を、大阪北、大阪南、京都、神戸、高松の５会場で実施している。

内容は、本学の教育ビジョンの説明と就職支援および入試実績の説明である。また、説明会終了後には個別相談を行うなど親身に対応している。

表Ⅴ－２　高等学校教員対象入試説明会地区別参加者数　（人）

実施年度（入試年度）	大阪北	大阪南	京都	神戸	高松	合 計
平成２１年度（平成２２年度）	38	70	中止	中止	中止	108
平成２２年度（平成２３年度）	59	32	24	22	10	147
平成２３年度（平成２４年度）	45	45	21	14	10	135
平成２４年度（平成２５年度）	48	43	17	10	10	128
増減率	26.3%	-38.6%	-29.2%	-54.5%	0.0%	18.5%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

※平成２１年度は大阪北と大阪南以外の地区は新型インフルエンザのため中止

③　オープンキャンパス・入試相談会

オープンキャンパスは、大学紹介・進学相談だけでなく、キャンパスを公開し、学部の紹介、模擬講義、課外活動の紹介など多面的に高校生等の参加者に理解を促すように実施している。平成２３年度から大学全体の重要事項として改めて位置づけ、その企画を教育職員および入試事務室を含む部署横断の選出メンバーで構成するプロジェクトチームが担当することで、学内全ての組織から主体的な協力と提案を仰ぐことにより、さらに充実したオープンキャンパスを実施している。

入試相談会は、オープンキャンパスに参加できなかった高校生ならびに保護者を対象にして、オープンキャンパス内で実施している入試相談と同様に、個々の要望にあった入試情報を提供し、質問や疑問にきめ細かく対応している。高校生や保護者との対面相談の機会を多くするために平成２４年度には年５回に実施回数を増やした。

オープンキャンパスならびに入試相談会のいずれも、情報紙面では表現し尽せない本学の魅力の紹介や適切な学生募集を行ううえでの非常に効果的な機会となっている。

表Ｖ－３　オープンキャンパス参加者数　（人）

実施年度（入試年度）	実施回数	生徒 計	既卒・3年	1・2年他	保護者	教員	合　計
平成２１年度（平成２２年度）	5	2,117	－	－	766	4	2,887
平成２２年度（平成２３年度）	5	2,244	1,743	501	824	9	3,077
平成２３年度（平成２４年度）	6	2,109	1,466	643	799	15	2,923
平成２４年度（平成２５年度）	6	2,741	1,921	820	1029	36	3,806
増減率	20.0%	29.5%	－	－	34.3%	800.0%	31.8%

※平成２１年度までは学年別の集計を行っていない

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

表Ｖ－４　入試相談会参加者数　（人）

実施年度（入試年度）	実施回数	男子生徒	女子生徒	保護者	教員	合　計
平成２１年度（平成２２年度）	2	10	6	14	1	31
平成２２年度（平成２３年度）	4	47	14	33	0	94
平成２３年度（平成２４年度）	3	9	9	21	2	41
平成２４年度（平成２５年度）	5	60	23	57	0	140
増減率	150.0%	500.0%	283.3%	307.1%	-100.0%	351.6%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

④　各種媒体による広報・ダイレクトメール発送

大学案内・入試ガイドなどの各種資料を制作し、高校生などの希望者に送付している。媒体の種類は、公式ホームページ、新聞、進学情報誌、進学情報サイト、交通広

告など多種多彩な方法を採っている。また、各媒体を通じた本学への資料請求者には、個人情報取得の了解を得たうえで、オープンキャンパスや入試相談会など時系列に沿って最適な入試情報を提供するためにダイレクトメールを送付している。

表Ⅴ－５　資料請求者数　（人）

実施年度（入試年度）	資料請求者数	既卒・３年生	１・２年生	その他
平成２１年度（平成２２年度）	23,026	－	－	－
平成２２年度（平成２３年度）	22,732	11,141	9,226	2,365
平成２３年度（平成２４年度）	25,610	10,902	12,755	1,953
平成２４年度（平成２５年度）	27,875	11,728	14,118	2,029
増減率	21.1%	5.3%	53.0%	-14.2%

※平成２１年度までは、学年別の集計を行っていない
※増減率：資料請求者数は平成２１年度からみた平成２４年度の増減
※増減率：既卒・３年生、１・２年生、その他は平成２２年度からみた平成２４年度の増減
※その他には、保護者・教員などを含む

表Ⅴ－６　ダイレクトメール発送数　（人）

実施年度（入試年度）	個　人		高等学校	
	大学案内（6月）	入試要項（9月）	大学案内（5月）	入試要項（9月）
平成２１年度（平成２２年度）	9,810	9,999	5,296	5,291
平成２２年度（平成２３年度）	10,197	10,971	5,297	5,585
平成２３年度（平成２４年度）	12,637	12,516	5,139	5,515
平成２４年度（平成２５年度）	13,702	12,355	5,095	5,113
増減率	39.7%	23.6%	-3.8%	-3.4%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

⑤　進学説明会等

進学説明会は、進学希望者、保護者に対して、各学部の教育目的およびアドミッションポリシーなど本学の特徴を含めた入試情報と共に大学進学の魅力を紹介している。進学説明会には、業者主催による会場での個別説明会、高等学校主催による校内実施の学校別説明会や分野別説明会など幾つかの形式が存在する。

模擬講義は、本学の教員が高等学校等に出向き、実際のカリキュラムに近い内容の講義を行うことで、学部選択や大学選択への興味や理解を促すものとして実施している。

高等学校単位もしくはグループ単位で高校生を本学に招いて、進学説明会や模擬講義と同様な内容とキャンパス見学を行う大学見学会も実施しており、近年は高校生が実際にキャンパスを見ることにより、本学を進学先として想定し易いため取り組みを強化している。

表Ｖ－７　進学説明会・大学見学会等の実施回数　(回)

実施年度（入試年度）	進学説明会			模擬講義	大学見学会
	計	業者主催	高等学校主催		
平成２１年度（平成２２年度）	430	194	236	24	14
平成２２年度（平成２３年度）	497	196	301	13	15
平成２３年度（平成２４年度）	576	209	367	32	26
平成２４年度（平成２５年度）	560	231	329	14	34
増減率	30.2%	19.1%	39.4%	-41.7%	142.9%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

(2) 入学者選抜

本学では、各学部とも教育目的およびアドミッションポリシーに沿った、目的意識が高く多様な能力をもった熱意や意欲のある人材を求めている。このような人材を確保するために、学力試験だけに偏らずに多様な入学試験制度を設けている。また、本学は、すべての学部で共通の入学試験制度を実施しており、公募制推薦入学と一般入学試験では、全国からの志願者に対応できるよう本学以外に地方に選考・試験会場を設けている。

なお、それぞれの入学試験制度については、毎年、入試委員会および入試実行委員会において検証している。

各入学試験制度の基本的な位置付け等は次のとおりである。また、入学者状況は別表１のとおりである。

① 学力を中心に選抜する制度

ア．一般入学試験

高等学校における学習指導要領に準拠した学力試験により選抜する制度であり、受験生が日頃の学力を発揮しやすい内容の出題を目指している。

試験科目は「英・国・数選択方式」(名称変更：平成２２年度は「総合学力試験」)、「２教科入試」、「３教科入試」を実施している。

「英・国・数選択方式」は、英語２題、国語２題、数学２題、計６題から４題を選択（２００点配点）させて（外国語学部は英語２題必須)、総合点で合否を判定している。

「２教科入試」は必須１科目と選択科目１科目の２科目〔２００点配点（外国語学部は英語が１５０点配点で計２５０点配点)〕の受験となっている。流通科学部、経営学部、企業情報学部、経済学部、外国語学部、国際学部、情報学部では、英語が必須で、国語、世界史、日本史、数学の４科目の中から１科目を選択、法学部では、国語が必須で、英語、世界史、日本史、数学の４科目の中から１科目を選択する。

なお、「２教科入試」の特色として、得意科目を試験日当日、３科目受験することができる。必須科目１科目と選択科目２科目を受験した場合、選択科目の得点の高い科目を判定に採用する。

「３教科入試」は英語と国語（情報学部は英語と数学）の２科目が必須で、その他の科目〔日本史、世界史、数学（情報学部は国語)〕の中から１科目選択の３科目〔３００点配点（外国語学部は英語が１５０点配点で計３５０点配点)〕の受験となっている。

日程は、Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程の３期に分けて実施している。各試験制度と実施時期については次のとおりである。

表Ｖ－８　日程別試験内容

実施時期		試験科目	備　考
Ａ日程	１月下旬から２月上旬	英・国・数選択方式 ２教科入試 ３教科入試	総合学力試験
Ｂ日程	２月下旬	英・国・数選択方式	総合学力試験
Ｃ日程	３月上旬から中旬	英・国・数選択方式	総合学力試験

※平成 23 年度入試から「総合学力試験」の試験科目名称を「英・国・数選択方式」に変更

また、多様な生徒を全国から募集するために次のとおり全国に試験会場を設けることにより受験しやすい環境を整えている。

表Ｖ－９　日程別学外試験地区

日程	東京	金沢	名古屋	京都	姫路	和歌山	米子	岡山	福山	広島	山口	徳島	高松	松山	高知	福岡
Ａ日程	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○
Ｂ日程		○		○	○	○		○		○			○			○
Ｃ日程		○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	

※平成 21 年度から平成 24 年度まで同地区で実施

さらに、受験生が取得している資格による評価点を加点する「資格に対する加点評価」をすべての日程で実施している。

表Ｖ－１０　資格に対する加点評価基準

実用英語技能検定	準１級以上	２級	準２級
ＴＯＥＩＣ®テスト	７３０点以上	５００点以上	４５０点以上
評　価　点	３０点	２０点	１０点

これに加えて、より優秀な学生の確保を目指して、Ａ日程での入学者のうち総合点が８０％以上の者を対象に初年度年間学費の５割相当額を減免する学費減免制度を平成２０年度入試から設けているが、毎年入学者が少ない。

表Ｖ－１１　総合点が８０％以上の学費減免対象者　（人）

実施年度 （入試年度）	合格者数	入学者数
平成２１年度 （平成２２年度）	10	0
平成２２年度 （平成２３年度）	12	2
平成２３年度 （平成２４年度）	22	3
平成２４年度 （平成２５年度）	18	2

イ．大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験利用入学試験は、全国の潜在的な受験生層を掘り起こし、広く受験生を集めることを目的に導入した制度である。

試験科目は、英語を必須とし、他の１教科は残りの教科、科目のうち高得点の科目を使用（情報学部のみ数学と理科のうち高得点の科目を使用）の「２教科２科目利用入試」（４００点配点）をＡ日程・Ｂ日程の２回実施している。ここでは、個別学力試験は実施していない。そのうえで、より優秀な学生の確保を目的として、Ａ日程での入学者のうち総合点が８０％以上の者を対象に初年度年間学費の５割相当額を減免する学費減免制度を平成２０年度入試から設けているが､該当者がいない。

表Ｖ－１２　総合点が８０％以上の学費減免対象者　（人）

実施年度 （入試年度）	合格者数	入学者数
平成２１年度 （平成２２年度）	0	0
平成２２年度 （平成２３年度）	1	0
平成２３年度 （平成２４年度）	1	0
平成２４年度 （平成２５年度）	1	0

② 高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度

ア．公募制推薦入学

高等学校長の推薦を受け、本学での勉学を特に希望する者を対象に実施している制度であり、受験生は、Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程において「基礎力検査」（基礎力検査・調査書）または「課題文・面接」の２種類の選考方法から選択できる。

「基礎力検査」は、基礎力検査（英語２題（外国語学部は英語２題必須)、国語２題、数学２題、計６題から４題選択（２００点配点))と調査書（全体の評定平均値を１０倍して点数化、５０点配点）の総合点（２５０点満点）で実施している。また、西日本を中心とした学外選考会場を設置することにより受験しやすい環境を整えている。

「課題文・面接」は、課題に対して８００字にまとめた解答とそれに基づく面接によって実施している。課題文は、平成２３年度入試より入学試験要項に各学部３題を掲載、その中から選考日当日に、指定する課題について記述させている。（平成２２年度入試までは、１題で選考日当日に記述させるものとしていた。）

Ａ日程においては、より優秀な学生の確保を目指して、入学者のうち総合点が８０％以上の者を対象に初年度年間学費の５割相当額を減免する学費減免制度を平成２０年度入試から設けているが、該当者は平成２３年度入試で２名のみである。

表Ｖ－１３　日程別学外選考地区

日程	金沢	京都	姫路	和歌山	米子	岡山	福山	広島	徳島	高松	松山	高知	福岡
Ａ日程	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
Ｂ日程		○	○	○		○				○			
Ｃ日程		○	○	○		○	○		○	○			

※平成 21 年度から平成 24 年度まで同地区で実施

表Ｖ－１４　総合点が８０％以上の学費減免対象者　（人）

実施年度 （入試年度）	合格者数	入学者数
平成２１年度 （平成２２年度）	1	0
平成２２年度 （平成２３年度）	2	2
平成２３年度 （平成２４年度）	0	0
平成２４年度 （平成２５年度）	0	0

イ．併設高等学校推薦入学【専願制】

併設高等学校の卒業予定者を対象とする内部推薦入学制度である。高大連携の７年間一貫教育の観点より、高等学校長より推薦された者を受け入れる制度である。

入学者には初年度学費から２０万円の減免に加えて、高等学校における全体の評定平均値ならびに技能・諸活動の状況に応じた学費減免を行っている。

２年次以降は、前年度の学業成績によるＧＰＡポイントが３．５以上の者に対して年間学費の２割を減免する学費減免制度を平成２０年度入試から設けている。

ウ．指定校推薦入学【専願制】

過去の入学実績等に基づき本学が指定した高等学校の学校長から推薦された生徒を「面接・書類審査」により選考する制度である。

本学を志願している高校生を積極的に受け入れるために平成１９年度入試に出願資格から「全体の評定平均値」の条件を削除したが、平成２２年度入試からは学生の質を担保するために通信制の高等学校に「全体の評定平均値３．２以上」を設定し、平成２３年度入試からは、通信制以外の高等学校に「全体の評定平均値３．０以上」を設定している。

入学者には、初年度学費から２０万円の減免に加えて、高等学校における全体の評定平均値が４．０以上の者にはさらに、年間学費の２割相当額の学費を減免している。

さらに、２年次以降は、前年度の学業成績によるＧＰＡポイントが３．５以上の者に対して年間学費の２割を減免する学費減免制度を平成１９年度入試から設けている。

平成２４年度入試の志願者数が大きく減少したのは、志願者数の多かった指定校の高等学校を協定校へ移行したためである。

エ．協定校推薦入学【専願制】

指定校の中でも特に志願実績の高い高等学校を中心に２９校と教育連携協定を締結し、学校長から推薦された生徒を「面接・書類審査」により選考する「協定校推薦入学」の制度を平成２４年度入試から設けている。

入学者には、初年度学費から２０万円の減免に加えて、高等学校における全体の評定平均値を４段階に分け、それに応じた学費減免を行っている。２年次以降は、前年度の学業成績によるＧＰＡポイントが３．５以上の者に対して年間学費の２割を減免する学費減免制度を行っている。

③　多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度

ア．特別推薦入学（スポーツ・文化活動）【専願制】

スポーツや文化活動において優れた実績をあげた者を対象とした制度である。

クラブの監督もしくは顧問より推薦された者に、学生課ならびに受け入れ予定の本学クラブ監督・顧問などが実技審査(セレクション)や面接を実施し、出願資格を確認した後、出願を受け付けている。また、出願資格に評定平均値の条件は付けていない。

なお、選考方法は「面接・書類審査」を以て行っている。

対象とするスポーツ・文化活動は次のとおりである。

〔スポーツ活動〕アイスホッケー（男子のみ)、アメリカンフットボール（男子のみ)、空手、弓道、剣道、硬式庭球、硬式野球（男子のみ)、ゴルフ、サッカー（男子のみ)、柔道、少林寺拳法、スキー、ソフトテニス、卓球、チアリーディング（女子のみ)、軟式野球（男子のみ)、日本拳法、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、ハンドボール（男子のみ)、フェンシング、ラグビー（男子のみ)、ラクロス、陸上競技（中・長距離)。

なお、ゴルフ、アメリカンフットボール、アイスホッケー、チアリーディング、ラクロスについては高等学校において他の競技を行っていた者の出願を可能としている。

〔文化活動〕茶道部、写真部、書道部、吹奏学部、箏曲部、放送局、リーダー部（男子のみ)

入学者には初年度学費から２０万円を減免する学費減免制度を平成１９年度入試から設けている。

イ．併設高等学校特別推薦入学【専願制】

併設高等学校の卒業予定者を対象とし、スポーツや文化活動で顕著な実績のある者を募集する制度である。高大連携の７年間一貫教育の観点より高等学校長ならびにクラブの監督・顧問より推薦された者を受け入れている。対象とするスポーツ・文化活動は、特別推薦入学（スポーツ・文化活動）と同じである。

入学者には初年度学費から２０万円の減免に加えて、高等学校における全体の評定平均値ならびに技能・諸活動の状況に応じた学費減免を行っている。２年次以降は､前年度の学業成績によるＧＰＡポイントが３．５以上の者に対して年間学費の２割を減免する学費減免制度を平成２０年度入試から設けている。

ウ．ＡＯ入試

学力以外の多様な能力や個性、適性、目的意識、意欲、関心などを多面的、総合的に評価し選抜する制度である。

平成２０年度入試より、インタビュー（学部を選択した動機や入学してからの活動予定などをアピールさせると同時に志願者からの疑問に大学担当者が答える形で、双方向理解を目的として約３０分行う）を重視することとし、それまで実施していた面接は廃止、インタビューで出願資格ありと判定された志願者が提出した「課題文・出願書類」によって合否を判定している。

ＡＯ入試の「型」として、スカラシップⅠ種・Ⅱ種、自己アピールを設けていた。平成２５年度入試からは、スカラシップⅡ種を廃止し、スカラシップ型（奨学金給付）とし、自己アピールの名称を事前面談型に変更、新たに公務員志望型、オープンキャンパス参加型を設けている。

スカラシップⅠ種・Ⅱ種〔平成２５年度入試からは、スカラシップ型（奨学金給付)〕は、入学後、海外の大学へ留学する意欲のある者、公認会計士、情報処理技術者、法曹関係、起業家などを目指す者および資格を有する者を対象としている。

自己アピール（平成２５年度入試からは事前面談型）は、学業だけでなく課外活動などにおいて秀でた能力を発揮し、入学後も主体的に勉学や課外活動、自分の目標などに取り組む意志がある者を対象としている。

平成２５年度入試に設けた公務員志望型は、将来、公務員として社会貢献したいという明確な目標を持つ者を対象としている。

平成２５年度入試に設けたオープンキャンパス参加型は、オープンキャンパスに参加し、本学の教育理念と校風等について理解を深め、それに共感する者を対象としている。

スカラシップⅠ種〔平成２５年度入試からは、スカラシップ型（奨学金給付)〕の入学者には、入学金の２０万円と年間学費相当額の奨学金を給付し、入学後は１年ごとに学業成績などを審査し、優秀と認められた場合は継続して奨学金を給付している。

スカラシップⅡ種（平成２４年度入試で廃止）での入学者には、２０万円を減免することに加えて年間学費の１割相当額の奨学金を給付していた。

自己アピールでの入学者には、初年度学費から２０万円の減免する学費減免制度を設けていたが、事前面談型に名称を変更した平成２５年度入試からは廃止した。

公務員志望型での入学者には、本学の公務員試験対策特別講座が無料で受講できる制度を設けている。

平成２２年度入試まではⅠ期からⅣ期の４回実施していたが、平成２３年度入試からは受験の機会を増やすためⅥ期まで実施している。また、出願書類の志望理由書を選考書類として課題文に変更している。

エ．専門学科・総合学科推薦入学（資格推薦入学）

高等学校の商業科・工業科・総合学科などに在籍し、簿記・ビジネス系・情報処理系・英語系等の資格を持っていることを出願資格とし、入学後もその資格に関わる能力を伸ばそうという意思のある者を対象とし、課題文・面接および出願書類を総合評価して選抜する入試制度であり、平成２０年度入試からは、入学者の初年度学費から２０万円を減免する学費減免制度を設けている。

平成２５年度入試からは、高等学校の所属学科による出願資格の制限を撤廃し、門戸を広げた。また、学費減免制度に代えて、本学エクステンションセンターが開催する資格取得講座を年間２講座（４年間で最大８講座）まで無料で受講できるものとし、名称を資格推薦入学に変更した。

オ．ファミリー推薦入学【専願制】

平成２０年度入試から設定した制度である。本学の卒業生の子女、兄弟姉妹および在学生の兄弟姉妹であることを出願資格とし、本学の教育理念を理解して、校風の継承と特色ある教育活動の活性化に意欲のある生徒を募集している。課題文・面接および出願書類を総合評価して選抜している。また、入学者の初年度学費から２０万円を減免する学費減免制度を設けている。

カ．外国人留学生推薦入学【専願制】

平成２２年度入試より新設された制度である。外国の国籍を有し、外国の学校教育における１２年の課程を修了した者および修了見込みの者で１２年の課程のうち日本の高等学校での在籍期間が１年以上３年以内の者で、本学が指定する日本の学校を卒業見込みで本学専願の者を対象に、日本語による面接と出願書類を総合評価し選抜している。また、入学者全員を対象とする外国人留学生向けの学費減免制度を設けている。

キ．社会人入学試験

生涯学習推進の観点から、豊かな経験を有し、学修意欲の高い社会人に広く学びの場を提供すると同時に、学内の活性化を図ることを目的として実施している。満

２２才以上で高等学校卒業程度の学力を有することを出願資格とし、小論文と面接により選抜している。

平成２１年度に３名の志願者があり、全員が合格の後に入学している。平成２２年度から平成２４年度までは、各年度１名の志願者があり、平成２３年度には入学しているが、平成２２年度、平成２４年度は入学していない。

ク．編入学試験

編入学試験は、①大阪学院短期大学、関西経理専門学校、関西健康・製菓専門学校からの推薦、②本学の指定する短期大学、専門学校からの推薦、③一般からの応募の３種類の区分において実施している。推薦に対しては面接と書類審査、一般応募に対しては小論文と面接を実施して選抜している。

表Ｖ－１５　編入学試験の志願から入学までの人数　（人）

実施年度 （入試年度）	志願者数	合格者数	入学者数	歩留率
平成２１年度 （平成２２年度）	15	14	14	93.3%
平成２２年度 （平成２３年度）	12	12	12	100.0%
平成２３年度 （平成２４年度）	12	11	11	91.7%
平成２４年度 （平成２５年度）	8	7	6	75.0%
増減率	-46.7%	-50.0%	-57.1%	-14.3%

※増減率：平成２１年度からみた平成２４年度の増減

(3) 実施および判定等について

各入学試験の実施は、学長、各学部長、教務部長、学生部長ならびに入試実行委員長等で構成する入試委員会の下に置かれた入試実行委員会(各学部から選出された委員で構成)が中心となり、教育職員ならびに事務職員が、実施要領、監督要領、災害時避難マニュアル等に基づき静穏な環境で厳密に行っている。

面接を伴う選考やＡＯ入試のインタビューは、入試判定委員会（入試委員会の構成員に其々の代理職を加えた構成）が担当している。

合否の判定は、入試委員会で判定基準の原案を作成、教授会(面接を伴う試験の場合は、入試判定委員会)で原案の適否を審議した後、入試委員会で再度審議を行い決定している。

なお、学科試験を伴う選抜では、成績はすべて点数化し総合点で合否の判定を行い、面接を伴う選抜では、面接委員による段階評価で合否判定を行っている。

入学者選抜の基準は、受験生に分かり易いよう工夫して開示している。一般入学試験など点数化できる試験は、次年度の入試ガイド等の広報誌およびホームページで志願者数、受験者数、合格者数、倍率とともに合格最低点、合格最高点、総合平均点を開示している。

面接や書類審査等を重視する制度については、志願者数、受験者数、合格者数とともに過去の自己アピールの実例や取得資格の実例等の開示を行っている。

入学試験問題は、出題委員が標準的と認めた箇所のみを入試問題集にして配付している。また、全体を開示するためオープンキャンパスの際に過去の試験問題〈実物〉を展示している。

なお、平成２２年度入試からは、試験実施後、受験生に試験問題を持ち帰らせている。

【点検・評価】

〈効果が上がっている事項〉

(1) 学生募集方法

① 高等学校訪問

高等学校を訪問することは、大学の情報を伝えるだけでなく、大学に求められる事項を把握するための絶好の機会となっている。訪問に際しては、実際に進学希望者を指導する高等学校教員と直接面談することにより、数字では表せない各高等学校との緊密な情報交換が実現している。

② 高等学校教員対象入試説明会

本学の教育内容や新たな取り組みを知ってもらう絶好の機会となっている。また、説明会に参加する高等学校を知ることにより、本学への関心度が図れる。この結果を高等学校の訪問計画に役立てることができる。

③ オープンキャンパス・入試相談会

オープンキャンパスについては、参加生徒合計で３０％余り参加者数を伸ばしており、特に平成２４年度の増加が著しい。これは、平成２３年度から全学的なイベントとして計画し広報したことによる成果である。また、入試相談会についても全体で３倍強の参加者があった。

オープンキャンパス､入試相談会ともに個々の要望にあった入試情報の提供ができ、質問や相談にきめ細かく対応できたと考えられる。

④ 各種媒体による広報・ダイレクトメール発送

高校生からの資料請求数ならびに個人宛のダイレクトメールの発送数は、着実に増加している。

これは、多様な媒体の中から資料請求者数などに基づき精査して参画する媒体を決めている結果である。

⑤ 進学説明会等

進学説明会については、３０％程回数を増やしている。これは、高校生に直接、本学の情報を伝達する手段として有効であるからである。

また、大学見学会は進学説明会の情報の伝達機能に加えて、高校生がキャンパスに直接触れる機会を設けるという目的をもっている。本学を進学先として想定してもらえるように傾注しながら実施し、その回数は４年間で２倍以上になっている。

一方、模擬講義については、あっせん業者からの依頼に対して、高等学校の偏差値ならびに過去の進学実績などを精査して参加するものとしたため回数が減少した。

(2) 入学者選抜方法

① 協定校推薦入学

平成２４年度入試から設けている入試制度であり、過去２年間の実績ではあるが２００名に近い入学者（入学定員に対して１１％）がある。

② ＡＯ入試

志願者ならびに入学者ともに平成２１年度からみると平成２４年度では３割程の増加が見られた。また、併願制の入試制度であるにも関わらず、９割以上の歩留まりを保っている。

③ 外国人留学生推薦入学

平成２２年度入試から設けている入試制度であり、志願者数は志願者があった平成２３年度入試から僅かであるが、増加傾向にある。

〈改善すべき事項〉

(1) 学生募集方法

① 高等学校訪問

対面による適確な情報の提供ならびに収集は高等学校との連携の強化に役立っているが、指定校や協定校などの志願実績校を中心に緊密な情報交換（本学からは、入学後の成績状況および卒業後の就職状況等の提供）に重点を置き、１校あたりの訪問回数を絞り込んだことから、平成２４年度の訪問数は大幅に減少させる結果となった。今後は、訪問対象の絞り込みや時期を工夫するとともに提供する情報内容を工夫する必要がある。

② 高等学校教員対象入試説明会

本学の説明に対する反応や個別相談の内容は、志願者の予測や高等学校訪問の計画の策定等に役立っているが、参加状況としては、大阪北地区を除く地域では増加は実現できていない。その要因には、高校生の地元指向、期日設定の問題、もしくは内容の不足等が考えられるため、これらの点を中心に、今後、検討・改善する必要がある。

③ オープンキャンパス・入試相談会

オープンキャンパスならびに入試相談会ともに参加者数は増加しているが、志願率は４割から５割とほぼ一定の割合となっているため、志願率を上げる工夫が必要であると言える。

表Ｖ－１６　オープンキャンパス参加者の出願率

実施年度 （入試年度）	参加者数 （既卒・３年）	志願者数	志願率
平成２２年度 （平成２３年度）	1,743	852	48.9%
平成２３年度 （平成２４年度）	1,466	697	47.5%
平成２４年度 （平成２５年度）	1,921	993	51.7%
増減率	10.2%	16.5%	2.8%

※平成２２年度よりデータ収集

※増減率：平成２２年度からみた平成２４年度の増減

※志願率は、オープンキャンパスに参加した３年・既卒者(表Ｖ－３)の内、出願した者の率

表Ｖ－１７　入試相談会参加の出願率

実施年度 （入試年度）	参加者数	志願者数	志願率
平成２３年度 （平成２４年度）	18	10	55.6%
平成２４年度 （平成２５年度）	83	33	39.8%
増減率	361.1%	230.0%	-15.8%

※平成２３年度よりデータ収集

※増減率：平成２３年度からみた平成２４年度の増減

※志願率は、入試相談会に参加した生徒(表Ｖ－４)の内、出願した者の率

④　各種媒体による広報・ダイレクトメール発送

資料請求者数（既卒・３年生）ならびに個人宛のダイレクトメールの発送数は、増加しているものの志願に結びついていない。志願率を上げる工夫が必要である。

表Ｖ－１８　資料請求者の出願率　（人）

実施年度 （入試年度）	資料請求者数 （既卒・３年生）	志願者数	志願率
平成２３年度 （平成２４年度）	10,902	837	7.7%
平成２４年度 （平成２５年度）	11,728	843	7.2%
増減率	7.6%	0.7%	-0.5%

※平成２３年度よりデータ収集

※増減率：平成２３年度からみた平成２４年度の増減

※志願率は、資料請求者数(既卒・３年生)の内、出願した者の率

⑤　進学説明会等

進学説明会の回数を増やしたが、志願者数の増加に結びついていない。進学説明会や大学見学会で収集した個人データを志願に結びつける工夫が必要である。

表Ｖ－１９　進学説明会・大学見学会に参加した者の出願率

実施年度 （入試年度）	会場学説明会						大学見学会		
	会場説明会			校内説明会					
	参加者	志願者	志願率	参加者	志願者	志願率	参加者	志願者	志願率
平成２３年度 （平成２４年度）	690	42	6.1%	1,166	80	6.9%	668	35	5.2%
平成２４年度 （平成２５年度）	1,052	45	4.3%	1,740	114	6.6%	913	44	4.8%
増減率	52.3%	7.1%	-1.8%	49.2%	42.5%	-0.3%	36.7%	25.7%	-0.4%

※平成２３年度よりデータ収集

※増減率：平成２３年度からみた平成２４年度の増減

※志願率は、進学説明会・大学見学会に参加者した者の内、出願した者の率

(2) 入学者選抜方法

①　一般入学試験

平成２１年度からみて平成２４年度では、志願者数が約２割、入学者数が４割弱の大幅な減少となった。また、歩留率が約４割から３割へと年々低くなってきている。志願者数の増加ならびに歩留率の向上のための対策が必要である。

②　大学入試センター試験利用入学試験

平成２１年度からみて平成２４年度では、志願者数が約４割、入学者数が８割強の大幅な減少となった。また、歩留率が２割から１割へと年々低くなってきている。志願者数の増加ならびに歩留率の向上のための対策が必要である。

③　公募制推薦入学

平成２１年度からみて平成２４年度では、志願者数の減少は微弱であるにも関わらず、入学者数は３割強と大幅な減少となった。また、歩留率が５割近くまであったものが年々減少してきている。志願者数の増加ならびに歩留率の向上のための対策が必要である。

④　併設高等学校推薦入学

平成２１年度からみて、入学者数は平成２４年度で１割程の減少となった。併設の高等学校であることを考慮した場合、一定数の志願者および入学者の獲得が必要と考えられる。

⑤　指定校推薦入学

専願制の入試制度のため、歩留率はほぼ１００％と安定しているが、誤解のないように、指定校推薦入学は必ず合格するとは限らない旨を、適宜指定校へ告知する必要があろう。

⑥　協定校推薦入学

専願制の入試制度のため、歩留率はほぼ１００％と安定している。

⑦　特別推薦入学（スポーツ・文化活動）

専願制の入試制度のため、歩留率はほぼ１００％と安定しているが、平成２１年度からみて平成２４年度の志願者数は３割の減少となっているため、志願者の増加のための対策が必要である。

⑧　併設高等学校特別推薦入学

平成２１年度からみて入学者数は平成２４年度で２割程の増加となったものの併設の高等学校であることを考慮した場合、一定数の志願者および入学者の獲得が必要と考えられる。

⑨　ＡＯ入試

志願者数ならびに入学者数ともに平成２１年度と比較すると平成２４年度は増加している。また、歩留まりは９割を保っているが、若干の減少が見られるため、これを改善する必要がある。また、平成２５年度入試より新たに設けたオープンキャンパス参加型において、志願者がオープンキャンパスに参加していなかった事例が判明したため、参加を確実にさせる仕組みを考える必要がある。

⑩　専門学科・総合学科推薦入学（資格推薦入学）

志願者数ならびに入学者数が少ないことから、平成２４年度より資格推薦入学として、出願資格の制限を撤廃し門戸を広げたが増加には至っていないため、制度を改善する必要がある。

⑪　ファミリー推薦入学

志願者数ならびに入学者数ともに平成２１年度と比較すると平成２４年度は増加しているが、本学卒業生の年代および総数から見込まれる対象者数からすると、増加率は高いとは言えないため、改善の必要がある。

⑫　その他

一般入学試験や公募制推薦入学のように教科の試験が含まれる入試制度で入学する者の割合が低いのが現状である。学力あるいは基礎力を中心に選抜されて入学する者

とそれ以外の者の割合をある程度均衡のとれた状態に移行させていくことが必要であろう。

【将来に向けた発展方策】

〈効果が上がっている事項の伸長方策〉

(1) 学生募集方法

① 高等学校訪問

近畿圏の高等学校を中心に高等学校教員とのさらなる良好な関係を築く。特に、本学の教育内容や新たな取り組みを理解していただくために各高等学校卒業生の本学入学後の近況や卒業後の就職状況など、高等学校教員が進路指導を行ううえで役立つ情報を伝えるように努める。

② 高等学校教員対象入試説明会

本学の教育内容や新たな取り組みについて説明できる絶好の機会であり、安心して生徒に勧めていただけるような情報を伝えるように努める。

③ オープンキャンパス・入試相談会

オープンキャンパスについては、反省点や改善点を企画・運営に携わった教職員や学生など全学でさらに検証し、次年度の開催内容に反映する。また広報活動を早期化し、高校生が進路選択を意識する１学期中のオープンキャンパス開催を目指し、２学期以降は、入試相談会の期日を増やし、受験生の個々の質問や相談に対してよりきめ細かく対応できる体制を強化する。

④ 各種媒体による広報・ダイレクトメール発送

資料請求者に対してダイレクトメールを以て情報を発信しているが、Ｅメール等により直接、迅速に、本人に届く方法も併用して進める。また、媒体への掲載時期やダイレクトメール発送の早期化を図るとともに、より分かりやすく興味を引く内容にしていく。

⑤ 進学説明会等

進学説明会については、入試事務室の担当者間で、説明の内容や方法、対象となる高等学校の過去の志願実績などの情報を共有し、より精査した説明内容で効果的に実行できるように進める。

進学説明会を通じて高等学校関係者との信頼関係を深めることで大学見学会への招致を増やし、本学の教育の特色を積極的に広報する。さらに教育連携協定を締結した高等学校（協定校）については連携の一環として大学見学会を推し進める。

(2) 入学者選抜方法

① 協定校推薦入学

平成２４年度入試から協定を締結している２９校とは、高等学校訪問や大学見学会などを通じ、常に情報交換を行っている。さらに内容の充実した関係を築き、質の向上を伴った志願者の増加に繋げる。また、指定校等の高等学校から新たな協定校を選抜する。

② ＡＯ入試

平成２５年度入試から公務員志望型ならびにオープンキャンパス参加型を増設し、多様な能力､熱意･意欲などを持つ受験生に向けた柔軟な入試制度で対応しているが、さらにスカラシップ型、事前面談型など従来の形態も併せて広報に努める。

③　外国人留学生推薦入学

海外からの留学生を受け入れている高等学校が増えている現状に即応し、それらの高等学校からの志願者を増やしている。

該当する高等学校への入試説明会及び入学した学生の指導を国際センターと協力して行っており、学内の受け入れ体制についても併せて広報に努める。

〈改善すべき事項の改善方策〉

(1) 学生募集方法

①　高等学校訪問

近畿圏の高等学校を中心に高等学校教員との良好な関係を築く。また、訪問地区を見直し、細かい重点区域を設定する。さらに本学と同じ学部を有する大学との違いや本学の各学部の特色を分かりやすく指導していただけるような情報を提供するとともに、高等学校教員から本音が聞き出せる関係を築くことを図る。

②　高等学校教員対象入試説明会

大阪南地区に該当する高等学校を精査し、参加を促す広報活動を強化する。特に、大和川以南の大阪府南部、奈良県および和歌山県にある高等学校の教員には通常の説明に加えて、本学が通学圏内にあることを印象づける努力を続ける。

③　オープンキャンパス・入試相談会

オープンキャンパスならびに入試相談会への参加者数の増加を志願者数の増加に結びつけられるよう、受験年度の生徒に特化したイベントを催すなどの対策を図る。

④　各種媒体による広報・ダイレクトメール発送

対象学年や送付時期などに合わせて効果的な内容のものを送付する。

⑤　進学説明会等

入場者数の多い進学説明会への参加を吟味し、多くの個人データを収集できる進学説明会に参加する。収集した個人データをもとにダイレクトメールにて、受験年度の生徒に効果的な内容を送付し、志願率アップを図る。

(2) 入学者選抜方法

①　一般入学試験

学費減免制度の充実ならびに入学から就職までの整備された支援体制について広報活動を行うことで歩留まりの向上を図る。

②　大学入試センター試験利用入学試験

学費減免制度の充実ならびに入学から就職までの整備された支援体制について広報活動を行うことで歩留まりの向上を図る。

③　公募制推薦入学

学費減免制度の充実ならびに入学から就職までの整備された支援体制について広報活動を行うことで歩留まりの向上を図る。

④　併設高等学校推薦入学

高大連携授業や進学説明会をより充実させるために、高等学校と大学が話し合える場を設ける。

⑤　指定校推薦入学

本学を第１希望とする者を獲得するために、試験日を他大学が設定している試験日に合わせる。学生の質を確保するため出願条件に、例えば、評定平均値の下限や欠席日数の上限を設ける。また、指定校推薦入学は、必ず合格するとは限らないという文言を依頼文に入れる。

⑥　協定校推薦入学

本学を第１希望とする者を獲得するために、試験日を他大学が設定している試験日に合わせる。学生の質を確保するため出願条件に、例えば、評定平均値の下限や欠席日数の上限を設ける。

⑦　特別推薦入学（スポーツ・文化活動）

該当するクラブの監督、顧問、学生課等と協力し、対象とするクラブや学費減免制度などの見直しを行う。

⑧　併設高等学校特別推薦入学

高大連携授業や進学説明会をより充実させるために、高等学校と大学が話し会える場を設ける。

⑨　ＡＯ入試

早期に行われるオープンキャンパス参加型に合格した生徒が、指定校推薦入学に流れる傾向にあったため、オープンキャンパスや入試相談会などにおいて充分な説明に努める。また、オープンキャンパスに応募する者には、オープンキャンパス当日のＡＯ入試説明会または個別入試相談に必ず参加させるようにする。

⑩　専門学科・総合学科推薦入学（資格推薦入学）

入学後に受講できる講座の充実や受講者の追跡調査等をエクステンションセンターと協力して行い、その結果を広報に反映することで、志願者の増加を図る。

⑪　ファミリー推薦入学

卒業生の組織である校友会および在学生の組織である後援会を通じて広報に努める。

⑫　その他

学力試験を課している一般入学試験や基礎力検査を課している公募制推薦入学での入学者の割合が減少している。このため大学における学習において不都合が生じており、その対策として、学力を問わない入学試験制度において高等学校における学力評価を出願条件に加味する。

志願者の増加ならびに安定した入学者の確保に繋がるよう、入学試験制度を整理し、他大学の併願を検討している受験生が比較・検討し易いものとする。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

【現状説明】

本学は、企業会計人の育成を目的として昭和１５年に開設された関西簿記研究所を源流としている。その教育目標は、日常を超えた真理の探究であり、未来を見据えた若き芽の育成であった。昭和の激動の時を乗り越え、昭和３８年に「大阪学院大学　商学部商学科（定員６０名）」を創立した。以後、大阪学院大学は、学部の増設を重ね、現在、８学部９学科を擁するに至っている。これらの学部・学科設置の礎となったのは、「本学は、教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」とした本学の建学の精神であることは言うまでもない。

現実のビジネス社会で有用な人材として活躍できること。開学以来一貫して目指してきた「実学教育」の中身は、当然のことながら社会の変容の影響を敏感に受け変化し続ける。本学では過去にも、理想的な人材像を追求する中で、たとえば商学部から流通科学部・経営科学部（平成２０年度経営学部に名称変更）への改組転換、企業情報学部の開設など、ビジネス社会の今後を見据えた学部や学科の整備を積極的に行ってきた。揺らぐことのない教育理念を提示する一方で、絶えず社会の動きに目を配り、その変化に応じて教育のあり方をアジャストし続けることもまた、社会に寄り添い実学を追究する本学に不可欠な取り組みであると考えている。

本学では、少子化による１８歳人口の減少と社会の経済状況の悪化の影響により入学者数の減少が続いていたため、平成２０年度入試から入学定員を縮小（２，１７５名から１，８２５名）した。したがって、平成２０年度入試から志願者数および入学者数の絶対数を伸ばすことで、定員充足を高める期間であった。その方策として、平成２０年度入試では、学費の改定、初年次教育およびキャリア教育に重点をおいた新教育システムについて高等学校への周知を行った。こうした広報活動と同時に、高等学校との連携を深めるための入試制度の改革も並行して行った。

（１）平成２１年度入試では、ＡＯ入試の実施を２回から４回に増やした。
（２）平成２２年度入試では、外国人留学生推薦入学制度を新設。
（３）平成２３年度入試では、ＡＯ入試の実施を４回から６回に増やした。
（４）平成２４年度入試では、協定校推薦入学制度の新設。
（５）平成２５年度入試では、
①ＡＯ入試の改善（「スカラシップ型」「公務員志望型」「事前面談型」「オープンキャンパス参加型」の４つの型に分けて志望に応じた募集を実施した）
②資格推薦入学制度の新設（商業科・工業科・総合学科・その関連学科に限定した専門学科・総合学科推薦入学を廃止し、全学科を対象とする資格推薦入学を新設した）
③学生募集の工夫（直接大学の教育システムの改善を知ってもらうために大学見学会の実施を協定校・指定校に働きかけて、さらなる友好な関係を深め、協定校推薦入学や指定校推薦入学による進学者の増加を図った。また、オープンキャンパスにおいても本学の魅力を直接伝えることで、志願者の増加を図った）

これらの入試制度上の工夫や、大学見学会、オープンキャンパスなどの広報活動の充実によって、平成２０年度入試からの入学者数の推移は、平成２１年度入試、平成２２年度入試にはＶ字回復を見た。

表Ｖ－１　入学定員に対する入学者数比率の推移（平成１９年度～平成２４年度）

区分	平成19年度 H20年度入試	平成20年度 H21年度入試	平成21年度 H22年度入試	平成22年度 H23年度入試	平成23年度 H24年度入試	平成24年度 H25年度入試	最近４年間の平均
入学定員	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825	―
入学者数	1,438	1,654	1,752	1,684	1,311	1,420	―
入学定員に対する入学者数の比率	0.79	0.91	0.96	0.92	0.72	0.78	0.85

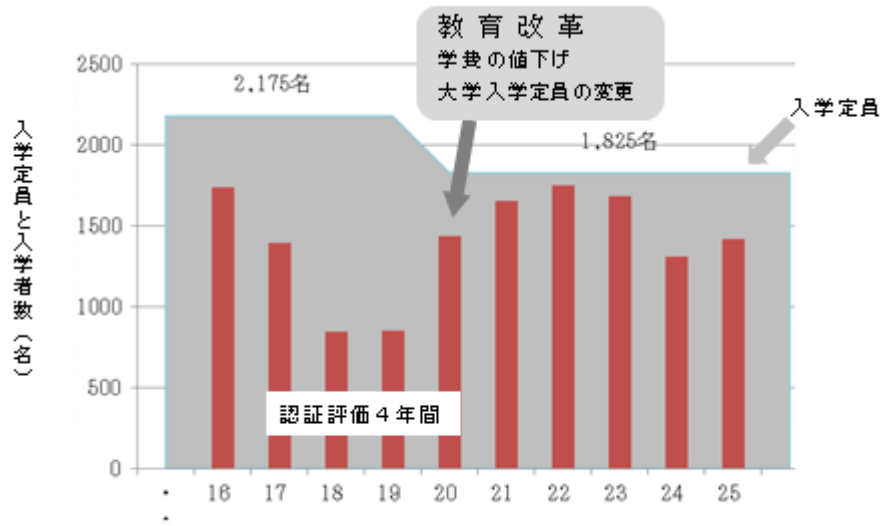

しかし、ここでの堅調な入学者数の回復を学部別に評価すると、経済学部や経営学部においては志願者および入学者の早期の回復が見られた一方、流通科学部、国際学部や企業情報学部では入学者数の回復が遅れた（別表１）。

周知の如く、定員管理には２通りの方法がある。すなわち、定員を充足するために、志願者を出来るだけ獲得し、入学者数を伸ばす方法と定員の枠を縮小し、定員充足率を上げる方法である。

こうした学部間格差を是正するために、平成２４年度入試には大学全体の定員は変更せず、学部定員の変更を行った。すなわち、定員超過の学部の定員を増やし、定員未充足の学部の定員を減じることで、定員充足率の調整を試みた（経営学部経営学科の定員を２００名から３１０名、経済学部を４５０名から５５０名に拡大し、国際学部の定員を２００名から９５名、企業情報学部を２００名から９５名に縮小）。

平成２３年度入試には大学全体の入学者数はピークを迎え、平成２４年度入試には僅かに減少したが、平成２５年度入試には再び若干の伸びを見せた。このような平成２０年度入試から平成２５年度入試までの入学者数の推移を評価すると全国的な１８歳人口の減少する状況での入学者数の堅調な回復はほぼ落ち着きを見せ、平成２０年度入試以降の学生募集を強化する入試制度の変更によって、もたらされた志願者および入学者数の伸びも収束を迎えたと言わざるを得ない。よって、定員管理のもう一つの方法である定員縮小を検討する必要がある。

在籍者数における収容定員（表Ｖ－２）を充足するためには、入学者数の充足と入学後の進路変更による離学者を縮小させることである。前者については前述のとおりである。後者については、入学時に学部選択におけるミスマッチを極力防ぐ方策としてオープンキャンパスや大学見学会に力を入れている。また、入学後の離学者を減らす方策については、第６章学生支援の「２．学生への修学支援は適切に行われているか」に記載している。

表Ｖ－２　学部･学科の収容定員に対する在籍学生数比率の推移

学　部	区　分	平成 21 年度 平成 22 年度入試	平成 22 年度 平成 23 年度入試	平成 23 年度 平成 24 年度入試	平成 24 年度 平成 25 年度入試	収容定員に対する在籍者数の比率（4カ年平均）
流通科学部	収容定員(A)	900	800	800	800	0.54
	在籍者数(B)	421	490	467	412	
	B/A	0.47	0.61	0.58	0.52	
経営学部 経営学科	収容定員(A)	900	800	910	1,020	1.14
	在籍者数(B)	953	1,043	1,052	1,053	
	B/A	1.06	1.30	1.16	1.03	

経営学部 ﾎｽﾋﾟﾀﾘﾃｨ経営学科	収容定員(A)	300	400	400	400	0.63
	在籍者数(B)	192	249	247	257	
	B/A	0.64	0.62	0.62	0.64	
経営学部 合計	収容定員(A)	1,200	1,200	1,310	1,420	0.99
	在籍者数(B)	1,145	1,292	1,299	1,310	
	B/A	0.95	1.08	0.99	0.92	
経済学部	収容定員(A)	1,900	1,800	1,900	2,000	1.03
	在籍者数(B)	1,882	2,076	1,987	1,891	
	B/A	0.99	1.15	1.05	0.95	
法学部	収容定員(A)	1,100	1,100	1,100	1,100	0.60
	在籍者数(B)	654	736	664	611	
	B/A	0.59	0.67	0.60	0.56	
外国語学部	収容定員(A)	400	400	400	400	1.04
	在籍者数(B)	368	429	428	447	
	B/A	0.92	1.07	1.07	1.12	
国際学部	収容定員(A)	800	800	695	590	0.46
	在籍者数(B)	334	340	327	317	
	B/A	0.42	0.43	0.47	0.54	
情報学部	収容定員(A)	400	400	400	400	0.91
	在籍者数(B)	321	381	385	374	
	B/A	0.80	0.95	0.96	0.94	
企業情報学部	収容定員(A)	900	800	695	590	0.43
	在籍者数(B)	305	328	310	298	
	B/A	0.34	0.41	0.45	0.51	
合計	収容定員(A)	7,650	7,300	7,300	7,300	0.78
	在籍者数(B)	5,436	6,073	5,868	5,660	
	A/B	0.71	0.83	0.80	0.78	

（注）１．在籍者数は当該年度の５月１日を示す。

２．経営学科と経営学部合計の在籍者数には、経営科学部の人数を含む。

【点検・評価】

〈改善すべき事項〉

大学全体の入学者数の推移を見ると、平成２３年度入試までは堅調な回復が認められたが、平成２４年度入試では下降に転じた。また、学部別で見ると平成２５年度入試では、外国語学部のみが定員を満たしており、経営学部、経済学部、情報学部では定員を下回った。また、流通科学部、法学部、企業情報学部では著しく定員を下回った状態が続いている。よって適切な定員管理を行うために学部間の格差を是正する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

〈改善すべき事項の改善方策〉

平成２４年度入試から学部間の定員充足率を均等化するために入学者数が定員を上回った経営学部経営学科の定員２００名を３１０名に、経済学部４５０名を５５０名に拡大し、入学者数が著しく下回った国際学部の定員２００名を９５名に、企業情報学部２００名を９５名に縮小した。この変更による学部定員を充足する学部が増加する予測は外れ、外国語学部のみが定員を満たし、他の学部は定員を下回る結果となった。よって、適切な定員管理を行うためにさらに定員縮小を行う。

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

【現状説明】

大学広報媒体である大学案内およびウェブサイトの企画・立案は庶務課が担当しており、作成にあたっては、本学が持つ教育・研究の特色や教育環境、教職員などの魅力を主に入学希望者に伝え、進路先選択の一助となることを目指している。なお、大学案内は、庶務課において完成と同時に点検を行い、本学の過年度の冊子および他大学の冊子との比較を行うなどの方法で検証をしている。また、ウェブサイトについては、各頁のアクセス解析が可能であり、定期的な検証ができる環境を整えている。

学生の受け入れに係る学生募集に関しては、入試事務室が企画・立案し、裁可を経たうえで実行することとしている。通例毎年３月、入試委員会において次年度の入試概要が決定するのを受け、入試事務室が中心となり、前年度までの入試結果、入試広報関連企画の参加人数や意見、受験生および高等学校教員の要望等を精査・分析するのに加え、他大学の広報の動向を踏まえて、次年度の入試広報の方向性と施策をまとめた案を作成している。具体的には、受験雑誌やＨＰを通じて提供する情報の内容や表現の検討、高等学校訪問の計画、学内外で開催する入試説明会・相談会の日程調整、模擬講義の実施、大学見学会の開催、オープンキャンパスの企画等多岐にわたるが、これらを戦略的に組み合わせてＰＲすることにより、本学への進学希望者が確実に受験するよう導くとともに、潜在している志願者層の掘り起こしを図り、本学への関心が喚起されるよう努めている。

入学者選抜については、その意思決定を行うのは上述の入試委員会である。入試委員会は、学長、入試実行委員会（入学試験実施事務を統括する）の委員長のほか、全学部長に加え、教務部長、学生部長および事務局長といった学内の教学運営や管理部門の責任者により構成されている。この入試委員会の事務を担当し、委員会の議題となる入学者選抜の原案を手掛けているのが入試事務室である。入試事務室は、資料収集とデータ蓄積の強みを活かした分析を行うとともに、各学部におけるアドミッションポリシー（求める学生像、高等学校で履修するのが望ましい教科・科目、高等学校で取得するのが望ましい資格等）や年度ごとのアピールポイントに留意した原案を作成している。入学者選抜に関して入試委員会が決定した内容に基づいて入試業務を実行するのが入試実行委員会である。

教科の試験を伴う入学試験の問題作成は、入試実行委員会の下、出題教科・科目ごとの出題委員会が担当している。各出題委員会では、前年度の正答率、出題量、出題内容、及び難易度等が適切であったかを確認した後、学習指導要領や大学入試センター試験問題を参考に次年度の問題を作成している。問題が仕上がった時点で、出題委員が相互に出題量、出題内容、及び難易度の検証を行い、入学試験問題として使用している。

なお、すべての入学試験が終了した後、出題委員が問題の分析・評価を行い、併せて外部業者にも分析・評価を依頼している。また、前年度の傾向と対策などの講評を外部業者に依頼し、本学が発行する「入試問題集」に掲載している。

【点検・評価】

〈効果が上がっている事項〉

大学広報、学生募集および入学者選抜については、組織的に検証を行っており、充分に機能している。教科の試験を伴う入学試験の問題は教科・科目ごとに事前・事後の検証および科目全体を通した難易差の検証を行っているので、特に問題はないと考える。

〈改善すべき事項〉

大学案内やホームページを作成している庶務課と実際に学生募集を行う入試事務室との連携をさらに密にし、有効な広報活動を行う必要がある。

【将来に向けた発展方策】

〈効果が上がっている事項の伸長方策〉

大学広報、学生募集および入学者選抜の検証は組織的に行っているため、現状を維持する。

〈改善すべき事項の改善方策〉

庶務課において大学案内を作成する段階で得た新しい情報を入試事務室へ提供し、入試事務室では、受験生ならびに高等学校教員から得た生の声を庶務課へ提供するなど、相互に情報を共有することに努める。

別表１－１　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
学部合計	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	1,069	970	735	841
			合格者	690	711	557	534
			入学者	272	265	166	173
			定員充足率	14.9%	14.5%	9.1%	9.5%
			歩留率	39.4%	37.3%	29.8%	32.4%
		大学センター試験利用入試	志願者	320	270	288	187
			合格者	198	183	182	73
			入学者	44	29	15	7
			定員充足率	2.4%	1.6%	0.8%	0.4%
			歩留率	22.2%	15.8%	8.2%	9.6%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	489	500	407	461
			合格者	388	388	345	303
			入学者	187	174	129	124
			定員充足率	10.2%	9.5%	7.1%	6.8%
			歩留率	48.2%	44.8%	37.4%	40.9%
		併設推薦入学	志願者	341	686	438	438
			合格者	341	681	438	438
			入学者	164	224	142	146
			定員充足率	9.0%	12.3%	7.8%	8.0%
			歩留率	48.1%	32.9%	32.4%	33.3%
		指定校推薦入学	志願者	770	603	381	449
			合格者	767	603	380	448
			入学者	761	601	379	444
			定員充足率	41.7%	32.9%	20.8%	24.3%
			歩留率	99.2%	99.7%	99.7%	99.1%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	190	203
			合格者	－	－	189	200
			入学者	－	－	187	198
			定員充足率	－	－	10.2%	10.8%
			歩留率	－	－	98.9%	99.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	164	137	114	109
			合格者	164	137	114	109
			入学者	163	137	113	108
			定員充足率	8.9%	7.5%	6.2%	5.9%
			歩留率	99.4%	100.0%	99.1%	99.1%
		併設特別推薦入学	志願者	29	90	60	48
			合格者	29	90	60	48
			入学者	13	30	18	16
			定員充足率	0.7%	1.6%	1.0%	0.9%
			歩留率	44.8%	33.3%	30.0%	33.3%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	4	11	3	10
			合格者	4	10	3	10
			入学者	2	8	3	8
			定員充足率	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%
			歩留率	50.0%	80.0%	100.0%	80.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	10	16	7	12
			合格者	10	16	7	12
			入学者	10	16	7	12
			定員充足率	0.5%	0.9%	0.4%	0.7%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	5	13	19
			合格者	－	5	9	18
			入学者	－	5	9	17
			定員充足率	－	0.3%	0.5%	0.9%
			歩留率	－	100.0%	100.0%	94.4%
		ＡＯ入試	志願者	140	203	156	186
			合格者	140	203	156	183
			入学者	133	195	143	167
			定員充足率	7.3%	10.7%	7.8%	9.2%
			歩留率	95.0%	96.1%	91.7%	91.3%
		社会人入試	志願者	3	1	1	1
			合格者	3	1	1	1
			入学者	3	0	0	0
			定員充足率	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
			歩留率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		計	入学定員	1,825	1,825	1,825	1,825
			志願者	3,339	3,492	2,793	2,964
			合格者	2,734	3,028	2,441	2,377
			入学者	1,752	1,684	1,311	1,420
			定員充足率	96.0%	92.3%	71.8%	77.8%
			歩留率	64.1%	55.6%	53.7%	59.7%

別表１－２　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度 (平成２２年度)	平成２２年度 (平成２３年度)	平成２３年度 (平成２４年度)	平成２４年度 (平成２５年度)
流通科学部　流通科学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	98	116	55	68
			合格者	80	90	40	46
			入学者	19	20	10	9
			定員充足率	9.5%	10.0%	5.0%	4.5%
			歩留率	23.8%	22.2%	25.0%	19.6%
		大学センター試験利用入試	志願者	30	28	24	10
			合格者	22	24	17	6
			入学者	5	6	3	1
			定員充足率	2.5%	3.0%	1.5%	0.5%
			歩留率	22.7%	25.0%	17.6%	16.7%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	44	49	43	46
			合格者	40	43	35	34
			入学者	19	19	8	10
			定員充足率	9.5%	9.5%	4.0%	5.0%
			歩留率	47.5%	44.2%	22.9%	29.4%
		併設推薦入学	志願者	23	76	56	28
			合格者	23	76	56	28
			入学者	6	23	11	6
			定員充足率	3.0%	11.5%	5.5%	3.0%
			歩留率	26.1%	30.3%	19.6%	21.4%
		指定校推薦入学	志願者	66	57	33	26
			合格者	66	57	33	26
			入学者	65	57	33	25
			定員充足率	32.5%	28.5%	16.5%	12.5%
			歩留率	98.5%	100.0%	100.0%	96.2%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	14	8
			合格者	－	－	14	8
			入学者	－	－	14	8
			定員充足率	－	－	7.0%	4.0%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	2	11	2	2
			合格者	2	11	2	2
			入学者	2	11	2	1
			定員充足率	1.0%	5.5%	1.0%	0.5%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%
		併設特別推薦入学	志願者	3	9	5	5
			合格者	3	9	5	5
			入学者	1	1	0	0
			定員充足率	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%
			歩留率	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	0	1	0	0
			合格者	0	1	0	0
			入学者	0	1	0	0
			定員充足率	－	0.5%	－	－
			歩留率	－	100.0%	－	－
		ファミリー推薦入学	志願者	2	1	0	2
			合格者	2	1	0	2
			入学者	2	1	0	2
			定員充足率	1.0%	0.5%	－	1.0%
			歩留率	100.0%	100.0%	－	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	1	5	2
			合格者	－	1	4	1
			入学者	－	1	4	1
			定員充足率	－	0.5%	2.0%	0.5%
			歩留率	－	100.0%	100.0%	100.0%
		ＡＯ入試	志願者	16	28	14	18
			合格者	16	28	14	18
			入学者	15	27	13	17
			定員充足率	7.5%	13.5%	6.5%	8.5%
			歩留率	93.8%	96.4%	92.9%	94.4%
		社会人入試	志願者	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	－	－	－
			歩留率	－	－	－	－
		計	入学定員	200	200	200	200
			志願者	284	377	251	215
			合格者	254	341	220	176
			入学者	134	167	98	80
			定員充足率	67.0%	83.5%	49.0%	40.0%
			歩留率	52.8%	49.0%	44.5%	45.5%

別表１－３　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
経営学部　経営学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	230	156	154	169
			合格者	88	103	113	110
			入学者	38	36	33	36
			定員充足率	19.0%	18.0%	10.6%	11.6%
			歩留率	43.2%	35.0%	29.2%	32.7%
		大学センター試験利用入試	志願者	68	47	52	30
			合格者	19	28	28	9
			入学者	3	3	2	2
			定員充足率	1.5%	1.5%	0.6%	0.6%
			歩留率	15.8%	10.7%	7.1%	22.2%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	96	92	97	95
			合格者	67	64	82	64
			入学者	30	26	32	26
			定員充足率	15.0%	13.0%	10.3%	8.4%
			歩留率	44.8%	40.6%	39.0%	40.6%
		併設推薦入学	志願者	67	129	99	90
			合格者	67	129	99	90
			入学者	33	27	22	17
			定員充足率	16.5%	13.5%	7.1%	5.5%
			歩留率	49.3%	20.9%	22.2%	18.9%
		指定校推薦入学	志願者	149	102	68	85
			合格者	148	102	68	85
			入学者	148	102	68	85
			定員充足率	74.0%	51.0%	21.9%	27.4%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	40	47
			合格者	－	－	39	47
			入学者	－	－	38	46
			定員充足率	－	－	12.3%	14.8%
			歩留率	－	－	97.4%	97.9%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	26	21	24	23
			合格者	26	21	24	23
			入学者	26	21	24	23
			定員充足率	13.0%	10.5%	7.7%	7.4%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		併設特別推薦入学	志願者	9	24	14	13
			合格者	9	24	14	13
			入学者	6	6	5	2
			定員充足率	3.0%	3.0%	1.6%	0.6%
			歩留率	66.7%	25.0%	35.7%	15.4%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	0	4	1	2
			合格者	0	4	1	2
			入学者	0	3	1	2
			定員充足率	－	1.5%	0.3%	0.6%
			歩留率	－	75.0%	100.0%	100.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	1	6	1	3
			合格者	1	6	1	3
			入学者	1	6	1	3
			定員充足率	0.5%	3.0%	0.3%	1.0%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	2	5	11
			合格者	－	2	4	11
			入学者	－	2	4	10
			定員充足率	－	1.0%	1.3%	3.2%
			歩留率	－	100.0%	100.0%	90.9%
		ＡＯ入試	志願者	32	44	46	52
			合格者	32	44	46	51
			入学者	31	44	42	46
			定員充足率	15.5%	22.0%	13.5%	14.8%
			歩留率	96.9%	100.0%	91.3%	90.2%
		社会人入試	志願者	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	－	－	－
			歩留率	－	－	－	－
		計	入学定員	200	200	310	310
			志願者	678	627	601	620
			合格者	457	527	519	508
			入学者	316	276	272	298
			定員充足率	158.0%	138.0%	87.7%	96.1%
			歩留率	69.1%	52.4%	52.4%	58.7%

別表１－４　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
経営学部　ホスピタリティ経営学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	31	28	14	18
			合格者	25	15	13	16
			入学者	13	5	6	5
			定員充足率	13.0%	5.0%	6.0%	5.0%
			歩留率	52.0%	33.3%	46.2%	31.3%
		大学センター試験利用入試	志願者	7	8	6	9
			合格者	7	4	4	5
			入学者	2	1	0	1
			定員充足率	2.0%	1.0%	0.0%	1.0%
			歩留率	28.6%	25.0%	0.0%	20.0%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	21	19	8	11
			合格者	19	15	7	11
			入学者	10	5	3	5
			定員充足率	10.0%	5.0%	3.0%	5.0%
			歩留率	52.6%	33.3%	42.9%	45.5%
		併設推薦入学	志願者	36	51	40	30
			合格者	36	51	40	30
			入学者	13	17	9	8
			定員充足率	13.0%	17.0%	9.0%	8.0%
			歩留率	36.1%	33.3%	22.5%	26.7%
		指定校推薦入学	志願者	34	31	16	35
			合格者	34	31	16	35
			入学者	33	31	16	35
			定員充足率	33.0%	31.0%	16.0%	35.0%
			歩留率	97.1%	100.0%	100.0%	100.0%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	7	9
			合格者	－	－	7	9
			入学者	－	－	7	9
			定員充足率	－	－	7.0%	9.0%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	1	0	0	0
			合格者	1	0	0	0
			入学者	1	0	0	0
			定員充足率	1.0%	－	－	－
			歩留率	100.0%	－	－	－
		併設特別推薦入学	志願者	2	6	2	3
			合格者	2	6	2	3
			入学者	0	1	0	0
			定員充足率	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
			歩留率	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	－	－	－
			歩留率	－	－	－	－
		ファミリー推薦入学	志願者	0	3	0	0
			合格者	0	3	0	0
			入学者	0	3	0	0
			定員充足率	－	3.0%	－	－
			歩留率	－	100.0%	－	－
		外国人推薦入学	志願者	－	0	1	3
			合格者	－	0	0	3
			入学者	－	0	0	3
			定員充足率	－	－	0.0%	3.0%
			歩留率	－	－	0.0%	100.0%
		ＡＯ入試	志願者	10	16	16	15
			合格者	10	16	16	13
			入学者	10	14	13	10
			定員充足率	10.0%	14.0%	13.0%	10.0%
			歩留率	100.0%	87.5%	81.3%	76.9%
		社会人入試	志願者	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	－	－	－
			歩留率	－	－	－	－
		計	入学定員	100	100	100	100
			志願者	142	162	110	133
			合格者	134	141	105	125
			入学者	82	77	54	76
			定員充足率	82.0%	77.0%	54.0%	76.0%
			歩留率	61.2%	54.6%	51.4%	60.8%

別表１－５　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
経済学部　経済学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	315	285	230	235
			合格者	174	207	167	151
			入学者	70	84	53	58
			定員充足率	15.6%	18.7%	9.6%	10.5%
			歩留率	40.2%	40.6%	31.7%	38.4%
		大学センター試験利用入試	志願者	86	67	68	34
			合格者	51	36	40	6
			入学者	11	5	2	0
			定員充足率	2.4%	1.1%	0.4%	0.0%
			歩留率	21.6%	13.9%	5.0%	0.0%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	138	170	131	128
			合格者	107	116	107	67
			入学者	56	59	46	24
			定員充足率	12.4%	13.1%	8.4%	4.4%
			歩留率	52.3%	50.9%	43.0%	35.8%
		併設推薦入学	志願者	89	135	105	104
			合格者	89	135	105	104
			入学者	47	45	52	46
			定員充足率	10.4%	10.0%	9.5%	8.4%
			歩留率	52.8%	33.3%	49.5%	44.2%
		指定校推薦入学	志願者	241	198	103	124
			合格者	239	198	103	124
			入学者	239	198	103	123
			定員充足率	53.1%	44.0%	18.7%	22.4%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	99.2%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	69	78
			合格者	－	－	69	76
			入学者	－	－	68	76
			定員充足率	－	－	12.4%	13.8%
			歩留率	－	－	98.6%	100.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	106	86	79	74
			合格者	106	86	79	74
			入学者	105	86	79	74
			定員充足率	23.3%	19.1%	14.4%	13.5%
			歩留率	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%
		併設特別推薦入学	志願者	10	26	19	16
			合格者	10	26	19	16
			入学者	5	18	11	14
			定員充足率	1.1%	4.0%	2.0%	2.5%
			歩留率	50.0%	69.2%	57.9%	87.5%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	1	1	1	1
			合格者	1	1	1	1
			入学者	0	1	1	1
			定員充足率	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
			歩留率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	4	5	3	4
			合格者	4	5	3	4
			入学者	4	5	3	4
			定員充足率	0.9%	1.1%	0.5%	0.7%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	0	2	1
			合格者	－	0	1	1
			入学者	－	0	1	1
			定員充足率	－	－	0.2%	0.2%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
		ＡＯ入試	志願者	45	64	41	34
			合格者	45	64	41	34
			入学者	43	61	39	33
			定員充足率	9.6%	13.6%	7.1%	6.0%
			歩留率	95.6%	95.3%	95.1%	97.1%
		社会人入試	志願者	0	1	0	0
			合格者	0	1	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	0.0%	－	－
			歩留率	－	0.0%	－	－
		計	入学定員	450	450	550	550
			志願者	1,035	1,038	851	833
			合格者	826	875	735	658
			入学者	580	562	458	454
			定員充足率	128.9%	124.9%	83.3%	82.5%
			歩留率	70.2%	64.2%	62.3%	69.0%

別表１－６　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
法学部　法学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	162	130	91	103
			合格者	137	106	75	78
			入学者	58	48	25	32
			定員充足率	21.1%	17.5%	9.1%	11.6%
			歩留率	42.3%	45.3%	33.3%	41.0%
		大学センター試験利用入試	志願者	40	39	39	30
			合格者	31	32	31	17
			入学者	10	3	0	2
			定員充足率	3.6%	1.1%	0.0%	0.7%
			歩留率	32.3%	9.4%	0.0%	11.8%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	45	61	32	50
			合格者	38	56	30	45
			入学者	16	26	9	27
			定員充足率	5.8%	9.5%	3.3%	9.8%
			歩留率	42.1%	46.4%	30.0%	60.0%
		併設推薦入学	志願者	37	81	33	64
			合格者	37	81	33	64
			入学者	25	30	15	19
			定員充足率	9.1%	10.9%	5.5%	6.9%
			歩留率	67.6%	37.0%	45.5%	29.7%
		指定校推薦入学	志願者	85	66	34	38
			合格者	85	66	33	38
			入学者	84	66	33	37
			定員充足率	30.5%	24.0%	12.0%	13.5%
			歩留率	98.8%	100.0%	100.0%	97.4%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	15	11
			合格者	－	－	15	10
			入学者	－	－	15	9
			定員充足率	－	－	5.5%	3.3%
			歩留率	－	－	100.0%	90.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	7	4	2	2
			合格者	7	4	2	2
			入学者	7	4	1	2
			定員充足率	2.5%	1.5%	0.4%	0.7%
			歩留率	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%
		併設特別推薦入学	志願者	2	7	6	7
			合格者	2	7	6	7
			入学者	0	1	0	0
			定員充足率	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
			歩留率	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	0	0	0	2
			合格者	0	0	0	2
			入学者	0	0	0	1
			定員充足率	－	－	－	0.4%
			歩留率	－	－	－	50.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	0	1	1	1
			合格者	0	1	1	1
			入学者	0	1	1	1
			定員充足率	－	0.4%	0.4%	0.4%
			歩留率	－	100.0%	100.0%	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	1	0	0
			合格者	－	1	0	0
			入学者	－	1	0	0
			定員充足率	－	0.4%	－	－
			歩留率	－	100.0%	－	－
		ＡＯ入試	志願者	8	16	7	12
			合格者	8	16	7	12
			入学者	8	16	7	12
			定員充足率	2.9%	5.8%	2.5%	4.4%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		社会人入試	志願者	1	0	1	0
			合格者	1	0	1	0
			入学者	1	0	0	0
			定員充足率	0.4%	－	0.0%	－
			歩留率	100.0%	－	0.0%	－
		計	入学定員	275	275	275	275
			志願者	387	406	261	320
			合格者	346	370	234	276
			入学者	209	196	106	142
			定員充足率	76.0%	71.3%	38.5%	51.6%
			歩留率	60.4%	53.0%	45.3%	51.4%

別表１－７　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
外国語学部　英語学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	49	66	55	80
			合格者	35	54	42	27
			入学者	15	21	13	8
			定員充足率	15.0%	21.0%	13.0%	8.0%
			歩留率	42.9%	38.9%	31.0%	29.6%
		大学センター試験利用入試	志願者	20	23	35	28
			合格者	14	19	15	10
			入学者	2	2	0	0
			定員充足率	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%
			歩留率	14.3%	10.5%	0.0%	0.0%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	50	35	37	68
			合格者	41	31	33	30
			入学者	23	18	14	11
			定員充足率	23.0%	18.0%	14.0%	11.0%
			歩留率	56.1%	58.1%	42.4%	36.7%
		併設推薦入学	志願者	23	62	24	33
			合格者	23	57	24	33
			入学者	12	29	9	20
			定員充足率	12.0%	29.0%	9.0%	20.0%
			歩留率	52.2%	50.9%	37.5%	60.6%
		指定校推薦入学	志願者	58	36	42	53
			合格者	58	36	42	53
			入学者	58	34	41	52
			定員充足率	58.0%	34.0%	41.0%	52.0%
			歩留率	100.0%	94.4%	97.6%	98.1%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	11	14
			合格者	－	－	11	14
			入学者	－	－	11	14
			定員充足率	－	－	11.0%	14.0%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	4	5	3	2
			合格者	4	5	3	2
			入学者	4	5	3	2
			定員充足率	4.0%	5.0%	3.0%	2.0%
			歩留率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		併設特別推薦入学	志願者	0	3	1	1
			合格者	0	3	1	1
			入学者	0	1	1	0
			定員充足率	－	1.0%	1.0%	0.0%
			歩留率	－	33.3%	100.0%	0.0%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	0	0	0	2
			合格者	0	0	0	2
			入学者	0	0	0	2
			定員充足率	－	－	－	2.0%
			歩留率	－	－	－	100.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	1	0	1	0
			合格者	1	0	1	0
			入学者	1	0	1	0
			定員充足率	1.0%	－	1.0%	－
			歩留率	100.0%	－	100.0%	－
		外国人推薦入学	志願者	－	1	0	0
			合格者	－	1	0	0
			入学者	－	1	0	0
			定員充足率	－	1.0%	－	－
			歩留率	－	100.0%	－	－
		ＡＯ入試	志願者	12	12	12	16
			合格者	12	12	12	16
			入学者	12	11	11	15
			定員充足率	12.0%	11.0%	11.0%	15.0%
			歩留率	100.0%	91.7%	91.7%	93.8%
		社会人入試	志願者	1	0	0	0
			合格者	1	0	0	0
			入学者	1	0	0	0
			定員充足率	1.0%	－	－	－
			歩留率	100.0%	－	－	－
		計	入学定員	100	100	100	100
			志願者	218	243	221	297
			合格者	189	218	184	188
			入学者	128	122	104	124
			定員充足率	128.0%	122.0%	104.0%	124.0%
			歩留率	67.7%	56.0%	56.5%	66.0%

別表１－８　入試状況

学部学科	大区分	入試区分	区分	平成２１年度（平成２２年度）	平成２２年度（平成２３年度）	平成２３年度（平成２４年度）	平成２４年度（平成２５年度）
国際学部　国際学科	①学力を中心に選抜する制度	一般入試	志願者	34	45	51	51
			合格者	27	35	39	34
			入学者	11	12	7	3
			定員充足率	5.5%	6.0%	7.4%	3.2%
			歩留率	40.7%	34.3%	17.9%	8.8%
		大学センター試験利用入試	志願者	24	22	29	21
			合格者	21	19	24	12
			入学者	3	7	5	1
			定員充足率	1.5%	3.5%	5.3%	1.1%
			歩留率	14.3%	36.8%	20.8%	8.3%
	②高等学校での評価を加味して総合力のある者を選抜する制度	公募制推薦入学	志願者	19	13	16	22
			合格者	14	12	16	20
			入学者	8	3	7	10
			定員充足率	4.0%	1.5%	7.4%	10.5%
			歩留率	57.1%	25.0%	43.8%	50.0%
		併設推薦入学	志願者	16	60	38	31
			合格者	16	60	38	31
			入学者	4	22	12	8
			定員充足率	2.0%	11.0%	12.6%	8.4%
			歩留率	25.0%	36.7%	31.6%	25.8%
		指定校推薦入学	志願者	39	36	32	41
			合格者	39	36	32	41
			入学者	38	36	32	41
			定員充足率	19.0%	18.0%	33.7%	43.2%
			歩留率	97.4%	100.0%	100.0%	100.0%
		協定校推薦入学	志願者	－	－	6	10
			合格者	－	－	6	10
			入学者	－	－	6	10
			定員充足率	－	－	6.3%	10.5%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
	③多様な能力（資格取得者、課外活動実績のある者等）、熱意・意欲のある者を選抜する制度	特別推薦入学	志願者	5	1	0	1
			合格者	5	1	0	1
			入学者	5	1	0	1
			定員充足率	2.5%	0.5%	－	1.1%
			歩留率	100.0%	100.0%	－	100.0%
		併設特別推薦入学	志願者	1	6	3	3
			合格者	1	6	3	3
			入学者	0	2	1	0
			定員充足率	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%
			歩留率	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
		専門学科・総合学科（資格）推薦入学	志願者	1	1	0	1
			合格者	1	1	0	1
			入学者	1	0	0	1
			定員充足率	0.5%	0.0%	－	1.1%
			歩留率	100.0%	0.0%	－	100.0%
		ファミリー推薦入学	志願者	0	0	1	1
			合格者	0	0	1	1
			入学者	0	0	1	1
			定員充足率	－	－	1.1%	1.1%
			歩留率	－	－	100.0%	100.0%
		外国人推薦入学	志願者	－	0	0	1
			合格者	－	0	0	1
			入学者	－	0	0	1
			定員充足率	－	－	－	1.1%
			歩留率	－	－	－	100.0%
		ＡＯ入試	志願者	7	4	9	20
			合格者	7	4	9	20
			入学者	5	4	7	16
			定員充足率	2.5%	2.0%	7.4%	16.8%
			歩留率	71.4%	100.0%	77.8%	80.0%
		社会人入試	志願者	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0
			定員充足率	－	－	－	－
			歩留率	－	－	－	－
		計	入学定員	200	200	95	95
			志願者	146	188	185	203
			合格者	131	174	168	175
			入学者	75	87	78	93
			定員充足率	37.5%	43.5%	82.1%	97.9%
			歩留率	57.3%	50.0%	46.4%	53.1%

〔大学院 研究科〕

商学研究科

１．学生の受け入れ方針の明示

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

１．学生の受け入れ方針の明示

学生の受け入れの方針については、本研究科の「人材養成・教育研究上の目的」に基づき、求める学生像および選抜方針を、次のとおり「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として、公表している。

・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本学の「建学の精神」を深く理解するとともに、本研究科の定める教育課程を誠実に履修し、諸課題に真摯に取組む強い意思と基礎的学力を有する者を求める。また、専門分野の深い学識を活かし、ビジネス社会の絶えざる変革・発展に貢献する意欲溢れる者を求める。

〈修士課程〉

入学者選抜においては、公平性、開放性および多様性を旨とし、ビジネス経験豊富な社会人をはじめ、幅広く受け入れる。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

〈博士課程〉

入学者選抜においては、主として修士課程における専門分野の学識と語学運用能力を備えた者を広く受け入れる。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での高度な研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

上記の研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、「大学院入学試験要項」に記載し、入学志願者をはじめ、広く一般に公開している。

障がいのある学生の受け入れについては、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力している。また、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしている。

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

学生募集については、大学院委員会において実施日程を調整したうえ、研究科委員会においてアドミッション・ポリシーに則り、選抜方法、試験科目等について審議・決定のうえ実施している。なお、学生募集活動については、本学の公式ホームページを中心に行っており、各種説明会に参加している。ホームページには上記のとおり研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)をはじめ、開講科目の内容と担当者を掲載しており、入学試験願書や過去の入試問題の請求についてもインターネットを介して行っている。

また、「大学院入学試験要項」には当該年度に本研究科が開講する専修科目の担当者を記載し、志願者に必要なカリキュラム情報を提供している。さらに、別途発行される「大学案内」、「大学広報」、主要新聞、雑誌等のマスメディアを活用し、周知を図るとともに本学在学生を対象に進学説明会を開催している。

学内における募集活動としては、学部の学生を対象にゼミナール担当者から本研究科の概要を説明し進学を勧める他、学内で開催される他研究科との合同の学内選抜説明会において本研究科の概要を説明することにより、進学希望者を募っている。

入学者選抜においては、平成２４年度入学試験から、受験機会を増加させ、入学志願者の

増加を図ることを目的に、修士・博士両課程において、春期(B 日程)を追加した。

入学者選抜方法については、次のとおりである。

〈学内選抜〉

修士課程において、本学学部卒業見込者の内、次の出願資格のような成績優秀な者を対象として実施している。

出願資格は以下のとおりである。

次の各項に該当する者で、優秀な人物として当該学部長から推薦を受けた者。

(1) 本大学に在学し、年度末卒業見込みの者。

(2) 原則として「A」以上の評価が取得科目数の５０％以上の者、またはＧＰＡが２．１以上の者。

試験内容は、書類選考および面接のみとし、筆記試験は課していない。

〈一般選抜〉

修士課程、博士課程ともに学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一の合否判定基準を適用している。

〈社会人特別選抜〉

修士課程において実施しており、その出願資格を「大学を卒業した者あるいは本研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、出願時において卒業後１年以上の社会人としての経過を有する者」と定め、「小論文（専修志望科目の論文)」と「面接試験」により選考している。

〈外国人留学生入試〉

修士課程、博士課程において実施しており、選抜内容は書類選考および面接試験とし、多様な能力を評価し、柔軟に受入れるようにしている。

「面接試験」については、専修科目を担当する専任教員が委員となり、１名の受験者に対し研究指導教授を含む３名の委員が担当することとし、多様な観点から公正に評価している。

合否判定については、入学試験の成績に基づき、研究科長が商学研究科における合否判定に関する申し合わせに準拠した合否判定基準の原案を作成し、大学院委員会で協議する。その後、大学院委員会で協議された合否判定基準案に基づき研究科委員会において審議し、合否を決定している。最終的には、研究科委員会の判定結果を総長が承認したうえ、総長名で合否通知を発送している。

したがって、学生募集および入学者選抜の方法は受験生に公正な機会を保証しており、入学試験の合否についても適切に判定している。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

本研究科の課程別の入学定員・収容定員および平成２１年度から平成２４年度までの入学者数、在籍者数の状況は、下表に示すとおりである。

表Ｖ－１

課　程	区　　分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
修　士	入 学 定 員	30	30	30	30
	入 学 者 数	17	10	14	10
	収 容 定 員	60	60	60	60
	在 籍 者 数	29	27	24	25
博　士	入 学 定 員	20	20	20	20
	入 学 者 数	0	1	0	0
	収 容 定 員	60	60	60	60
	在 籍 者 数	0	1	1	0

本研究科では、入学定員充足に向けた新たな取組みとして、次のとおり実施した。

(1) 社会や産業界の高度な要請に応えうる大学院教育を念頭に、研究科の人材養成・研究教育目的に即した、入学志願者にとっても魅力的な新カリキュラムを研究科委員会で検

討し、導入することとした。新カリキュラムの概要は前述のとおりであり、特に、現役社会人の潜在的志願者へ広報する意味から、「特定課題研究による修了」の修了要件（「特定課題研究」の分量や審査方法）の具体化に努めた。

(2) これまでの科目等履修生制度に加え、新たに聴講生制度を設けることで、社会人に幅広く高度な専門性を要する職業等に必要な能力を身につける機会を提供することで、志願者の増加を図った。

(3) 受験機会の増加を図り、志願者増加に繋げることを目的に、春期入学試験に新たにＢ日程を追加し、修士課程および博士課程の入学試験を実施した。

(4) 大学学部と大学院の連携を強化し、学部からの大学院入学者数増加を図る取組みとして、学部カリキュラムに大学院進学を促す科目として、共通科目の「キャリアデザイン入門Ⅱ」に、大学院進学準備クラスを設置することとした。

(5) 広報活動の一環として、これまで大学院独自で開催していた進学説明会を、大学オープンキャンパスの一環として、同時開催することで、説明会の参加者増加を図った。

(6) 学部学生の保護者を対象として開催する教育懇談会で大学院進学説明会を実施し、個別相談を行った。

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

大学院の学生募集および入学者選抜については、各研究科における毎年度の自己点検・評価活動結果により、定期的に検証する体制を制度化している。また、大学院の入学試験結果については、入学試験実施毎に学部長会議および大学協議会に報告し、全学的に入試に関する情報を共有している。

商学研究科では、学生募集内容・方法および各種入学試験制度について、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、研究科委員会で検証を行っている。研究科委員会での検証により決定した次年度の入試方針に基づき、学生募集活動を検討し、入学試験要項を作成のうえ入学試験実施体制を整備している。

【点検・評価】

学生の受け入れ方針の明示については、研究科委員会において、商学研究科として求める学生像および選抜方針を、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として策定し、ホームページや入学試験要項に記載し公表したことは評価できる。

学生募集については、募集広報を本学の公式ホームページを中心に行っているため、画一的な記載に止まっており、受験を検討する閲覧者に対して、本学の教育内容や各種取り組みが十分伝わらなかったと思われる。このことから、明確な教育ビジョンや具体的な研究支援内容、修了後の進路状況等を解りやすく掲載する等、内容や表記方法を改善し、閲覧者にアピールする必要がある。

入学者選抜については、受験機会を増やし志願者数の増加を図ることを目的に平成２４年度入試から春期入試に新たにＢ日程を追加し、これまでのＡ日程より約１月後に実施した。この取組みは、志願者の増加を目指すうえで効果的であると評価する。「外国人留学生入試」については、平成２３年度に本研究科としては初の外国人留学生として１名入学したことは前進であるが、平成２４年度入試では志願者がいなかったため、さらなる工夫が必要である。

定員充足については、修士課程の定員充足率は５割を下回っており、問題である。下表のとおり、本研究科の専修３分野のうち、入学者の専修分野が会計学に毎年度集中している。このことは、課程全体として見れば定員確保が不十分であるが、会計学分野に限れば、教育指導体制に対応した定員管理がほぼ実現できていることを示している。そこで、定員を充足するためには、今後の入試広報に際し、商学および経営学の分野に特に重点を置く必要がある。なお、博士課程については、平成２２年度に入学者が１名いたのみであり、今後いかに増加させるかが問題である。

表Ⅴ－２

分　野	専　修　科　目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

		入学者	入学者	入学者	入学者
商　学	ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ論研究	1	1	3	0
経営学	経営財務論研究	0	1	0	0
会計学	財務諸表論研究	13	6	9	5
	原価計算論研究	2	1	0	4
	簿記原理研究	1	1	2	1
計		17	10	14	10

また、学部の成績優秀者を対象として実施する学内選抜入試による入学者が少ないことも問題である。出願資格については、学部が平成２０年度より成績評価にGPA制度を導入したことに伴い、これまでの出願資格にGPAを加味することを決定した点は評価できる。数値算出に当たっては、教育開発支援センターの協力を得て、学部３年次生１，１７０名を対象に成績調査を行い、総取得科目数に占めるＡ以上の科目数の割合を算出した。これにより、現行の出願資格である「Ａ以上の評価が取得科目数の５０％以上の者」に相当するGPAは２．１以上であると判断した。しかし、ＧＰＡは制度導入後、日が浅いこともあり、今後の学部出身者の大学院入学後の成績等を追跡調査し、妥当な数値を見極めたい。

【将来に向けた発展方策】

学生の受け入れについては、入学定員を充足させる改善方策として、次の項目について検討し、実行に移す。

(1) 新カリキュラムや入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」等の周知を図るべく、広報展開を積極的かつ効果的に進める。

(2) 積極的に社会人受入体制を広く発信し、京阪神で勤務するビジネスマン等の入学者数増加を図る。そのため社会人学生の開講時間や研究指導について、これまでは入学後に個別対応し便宜を図っていたが、今後は、それに留まらず、指導体制(方法・内容)を制度化したうえで、広く明示できるように研究科としての方針を早急に策定する。

また、研究科の特色に照らした企業や専門業界団体、自治体を対象とした募集活動を推進する。

(3) 大学学部と連携し開講する「キャリアデザイン入門Ⅱ(大学院進学準備クラス)について、説明会や学部のゼミナール担当教員を通して積極的に広報し、受講者を確保することで、大学院進学に繋げる。同様に学内選抜、特別科目等履修制度について学部生に周知されるよう広報活動に努める。

(4) セメスター制に移行することに伴い、外国人留学生の受け入れをさらに効果的に進めていくための方策として、秋入学を実施するとともに、交換留学生や提携大学からの優秀な学生等を推薦枠で受入れる推薦入試の実施について検討する。

経済学研究科

１．学生の受け入れ方針の明示
２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜
３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理
４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

【現状説明】

１．学生の受け入れ方針の明示

学生の受け入れの方針については、本研究科の「人材養成・教育研究上の目的」に基づき、求める学生像および選抜方針を、次のとおり「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー)」として定め、ホームページに掲載するとともに、「大学院入学試験要項」に記載することで、公表している。

・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)】

本学の「建学の精神」ならびに本研究科の研究および教育上の目的を理解するとともに、

研究課題に対して真摯に取り組む意欲とそのために求められる基礎学力を有し、専門分野の学識を広く社会に還元する意思のある者を求める。

〈修士課程〉

入学者選抜は、公平性、開放性および多様性を旨とする。また、外国人については出身大学等の推薦に基づき、日本語での研究能力を有する者を受け入れる。

〈博士課程〉

修士課程における専門分野の学識とそのために必要な外国語能力を備えた者を対象とする。また、外国人については修士号を授与された大学院の推薦に基づき、日本語での研究能力を有する者を受け入れる。

障がいのある学生の受け入れについては、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備はもちろん種々のサポート体制を整えるよう努力している。また、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしている。

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に則り、大学院委員会において学生募集の実施日程を調整したうえ、本研究科委員会において入学者選抜の方法、試験科目等について審議・決定のうえ実施している。

学生募集活動については、本学の公式ホームページを中心に行っており、本学の各種説明会において実施している。ホームページには、研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」をはじめ、開講科目の内容と担当者を掲載しており、入学試験願書や入試の過去問題の請求についてもインターネットを介して行っている。

また、「大学院入学試験要項」には当該年度に本研究科が開講する専修科目の担当者を記載し、志願者に必要なカリキュラム情報を提供している。さらに、別途発行される「大学案内」、「大学広報」、主要新聞、雑誌等のマスメディアを活用し、周知を図るとともに本学在学生を対象に進学説明会を開催している。

入学者選抜の方法については、次のとおりである。

〈学内選抜〉

修士課程において、本学学部卒業見込者の内、きわめて成績優秀な者を対象として実施している。出願資格は以下のとおりである。

次の各項に該当する者で、優秀な人物として当該学部長から推薦を受けた者。

(1) 本大学に在学し、年度末卒業見込みの者。

(2) 原則として「Ａ」以上の評価が修得科目数の５０％以上の者、またはＧＰＡが２．１以上の者。

試験内容は、書類選考および面接のみとし、筆記試験は課していない。

〈一般選抜〉

修士課程は、論文（専修志望科目および「経済学」または「英語」の２科目から１科目選択）と口述試験を実施し、博士課程は、「英語」と口述試験を実施し、その得点に基づき選考している。

〈社会人特別選抜〉

修士課程において実施しており、出願資格は「出願時において、大学卒業後２年以上経過し、かつ企業または地方自治体その他公共団体に勤務した経験を有する者」と定め、口述試験により選考している。

〈外国人留学生入試〉

修士課程および博士課程において実施しており、選抜内容は、書類選考および口述試験とし、多様な能力を評価し、柔軟に受入れるようにしている。

なお、「口述試験」については、専修科目を担当する専任教員が委員となり、１名の受験者に対し研究指導教授を含む３名の委員が担当することとし、多様な観点から公正に評

価している。

合否判定については、入学試験の成績に基づき、研究科長が経済学研究科における合否判定に関する申し合わせに準拠した合否判定基準の原案を作成し、大学院委員会で協議する。その後、大学院委員会で協議された合否判定基準案に基づき研究科委員会において審議し、合否を決定している。研究科委員会の判定結果を総長が承認したうえ、合否通知を発送している。

従って、学生募集および入学者選抜の方法は受験生に公正な機会を保証しており、入学試験の合否についても適切に判定をしている。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

本研究科の課程別の入学定員･収容定員および平成２１年度から平成２４年度までの入学者数、在籍者数の状況は、表Ｖ－３に示すとおりである。

表Ｖ－３

課　程	区　　分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
修　士	入 学 定 員	30	30	30	30
	入 学 者 数	15	12	19	14
	収 容 定 員	60	60	60	60
	在 籍 者 数	32	29	30	33
博　士	入 学 定 員	20	20	20	20
	入 学 者 数	0	0	0	0
	収 容 定 員	60	60	60	60
	在 籍 者 数	0	0	0	0

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

大学院の学生募集および入学者選抜については、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき本研究科における毎年度の自己点検・評価結果により、定期的に検証する体制を制度化している。

【点検・評価】

学生の受け入れ方針の明示については、研究科委員会において、経済学研究科として求める学生像および選抜方針を、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー)」として策定し、ホームページや入学試験要項に記載し公表している。

入学者選抜については､受験機会を増加させ志願者数の増加を図ることを目的に平成２４年度入試から春期入試に新たにＢ日程を追加し､これまでのＡ日程より約１月後に実施した。結果、修士課程に５名が受験した。この取組みは、志願者の増加を目指すうえで効果的であると考える。「外国人留学生入試」については、これまで志願者がいなかったため、志願者獲得のための方策を検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

入学定員を充足させる改善方策として、次の項目について検討し、実行に移す。

(1) 本研究科の人材養成・研究教育目的を達成するために、社会や産業界の要請に応える大学院教育を目指し新カリキュラムを編成する。社会人学生の入学者数増加を図る上からも、新カリキュラムでは、修士課程において修士論文を必須としない「特定課題研究」による修了制度を導入する。

(2) 積極的な社会人受入体制を広く発信し、京阪神で勤務するビジネスマン等の入学者数増加を図る。そのため社会人学生の開講時間や研究指導について、これまでは入学後に個別対応し便宜を図っていたが、今後は、それに留まらず、指導体制（方法・内容）を制度化したうえで、広く明示できるように研究科としての方針を早急に策定する。

また、研究科の特色に照らし選定した企業や専門業界団体、自治体を対象とした募集活動を推進する。

(3) 大学学部と連携し開講する「キャリアデザイン入門Ⅱ（大学院進学準備クラス）について、説明会や学部のゼミナール担当教員を通して積極的に広報し、受講者を確保することで、大学院進学に繋げる。同様に学内選抜、特別科目等履修制度について学部生に周知されるよう広報活動に努める。

(4) セメスター制に移行することに伴い、外国人留学生の受け入れをさらに効果的に進めていくための方策として、秋入学を実施するとともに、交換留学生や提携大学からの優秀な学生等を推薦枠で受入れる推薦入試を実施する。

国際学研究科

１．学生の受け入れ方針の明示

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

【現状説明】

１．学生の受け入れ方針の明示

学生受け入れの方針については、本研究科の「人材養成・教育研究上の目的」に基づき、求める学生像および選抜方針を、次のとおり「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として、公表している。

・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本学の「建学の精神」を深く理解するとともに、本研究科の定める教育課程を誠実に履修し、諸課題に真摯に取組む強い意思と基礎的学力を持ち、国際問題への鋭い洞察力と豊かな感受性、多文化への深い理解と寛容さ、バランスのとれた調整能力、課題解決に向けた具体的提言能力を高めることを志向する者を求める。

〈修士課程〉

入学者選抜においては、公平性、開放性および多様性を旨とし、社会人をはじめ、幅広く受け入れる。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

〈博士課程〉

入学者選抜においては、主として修士課程における専門分野の学識と語学運用能力を備えた者を広く受け入れる。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での高度な研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

上記の研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、「大学院入学試験要項」に記載し、入学志願者をはじめ、広く一般に公開している。

障がいのある学生の受け入れについては、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力している。また、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしている。

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

学生募集については、大学院委員会において実施日程を調整したうえ、研究科委員会においてアドミッション・ポリシーに則り、選抜方法、試験科目等について審議、決定のうえ実施している。なお、学生募集活動については、本学の公式ホームページを中心に行っており、各種説明会に参加している。ホームページには、上記のとおり、研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)をはじめ、開講科目の内容と担当者を掲載しており、入学試験願書や入試の過去問題の請求についてもインター

ネットを介して行っている。
また、「大学院入学試験要項」には当該年度に本研究科が開講する専修科目の担当者を記載し、志願者に必要なカリキュラム情報を提供している。さらに、別途発行される「大学案内」、「大学広報」、主要新聞、雑誌等のマスメディアを活用し、周知を図るとともに本学在学生を対象に進学説明会を開催している。
学内における募集活動としては、学部の学生を対象にゼミナール担当者から本研究科の概要を説明し進学を勧める他、学内で開催される他研究科との合同の学内選抜説明会において本研究科の概要を説明することにより、進学希望者を募っている。
入学者選抜においては、平成２４年度入学試験から、受験機会を増加させ、入学志願者の増加を図ることを目的に、修士・博士両課程において、春期(Ｂ日程)を追加した。
入学者選抜については、次のとおりである。
〈学内選抜〉
修士課程において、本学学部卒業見込者のうち、成績優秀な者を対象として実施している。
出願資格は以下のとおりである。
次の各項に該当する者で、優秀な人物として当該学部長から推薦を受けた者。
(1) 本大学に在学し、年度末卒業見込みの者。
(2) 原則として「Ａ」以上の評価が取得科目数の５０％以上の者、またはＧＰＡが２．１以上の者。
試験内容は、書類選考および面接のみとし、筆記試験は課していない。
〈一般選抜〉
修士課程、博士課程ともに学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一合否判定基準を適用している。
〈社会人特別選抜〉
修士課程において実施しており、出願資格は「出願時において、大学卒業後２年以上経過している者」と定め、「小論文（専修志望科目の論文)」と「面接試験」により選考している。
〈外国人留学生入試〉
修士課程および博士課程において実施しており、選抜内容は書類選考および面接試験のみとし、多様な能力を評価し、柔軟に受入れるようにしている。「面接試験」については、専攻科目を担当する専任教員が面接委員となり１名の受験者に対し、研究指導教授を含む３名の委員が担当することとし、多様な観点から公正に評価している。
合否判定については、入学試験の成績に基づき、研究科長が国際学研究科における合否判定に関する申し合わせに準拠した合否判定基準の原案を作成し、大学院委員会で協議する。
その後、大学院委員会で協議された合否判定基準案に基づき研究科委員会において審議し、合否を決定している。最終的には、研究科委員会の判定結果を総長が承認したうえ、総長名で合否通知を発送している。
したがって、学生募集および入学者選抜の方法は受験生に公正な機会を保証しており、入学試験の合否についても適切に判定している。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理
本研究科の課程別の入学定員･収容定員および平成 21 年度から平成 24 年度までの入学者数、在籍者数の状況は、下表に示すとおりである。
表Ｖ－４

課　程	区　　分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
修　士	入 学 定 員	10	10	10	10
	入 学 者 数	1	2	4	1
	収 容 定 員	30	30	30	30
	在 籍 者 数	3	4	7	4

博　士	入 学 定 員	3	3	3	3
	入 学 者 数	0	1	0	1
	収 容 定 員	9	9	9	9
	在 籍 者 数	2	2	2	3

本研究科では、入学定員充足に向けた新たな取組みとして、次のとおり実施した。

(1) 社会や産業界の要請に応える大学院教育を念頭に、研究科の人材養成・研究教育目的に即した入学志願者に魅力的なコースワークを体系的に編成した新カリキュラムを研究科委員会で検討し、導入することとした。新カリキュラムでは、修士課程において修士論文を必須としない「特定課題研究」による修了制度を新たに設け、希望者に対して修了要件を明確にすることで、社会人学生の入学者数増加を図った。

(2) 外国語学部および国際学部と連携し、両学部４年次生の成績優秀者で、就職先がまだ決定していない学生を対象とした進路相談会を２月に開催し、進学希望者を募った。

(3) これまでの科目等履修生制度に加え、新たに聴講生制度を設けることで、社会人に幅広く高度な専門性を要する職業等に必要な能力を身につける機会を提供することで、志願者の増加を図った。

(4) 受験機会の増加を図り、志願者増加に繋げることを目的に、春期入学試験に新たに日程を追加し、修士課程および博士課程の入学試験を実施した。

(5) 大学学部と大学院の連携を強化し､学部からの大学院入学者数増加を図る取組みとして、学部カリキュラムに大学院進学を促す科目として、共通科目の「キャリアデザイン入門Ⅱ」に、大学院進学準備クラスを設置することとした。

(6) 広報活動の一環として、これまで大学院独自で開催していた進学説明会を、大学オープンキャンパスの一環として、同時開催することで、説明会の参加者増加を図った。

(7) 学部学生の保護者を対象として開催する教育懇談会で大学院進学説明会を実施し、個別相談を行った。

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

大学院の学生募集および入学者選抜については、各研究科における毎年度の自己点検・評価結果により、定期的に検証する体制を制度化している。また、大学院の入学試験結果については、入学試験実施毎に学部長会議、大学協議会に報告し、全学的に入試情報を共有している。

国際学研究科では、学生募集内容・方法および各種入学試験制度について、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、研究科委員会で検証を行っている。研究科委員会の検証により決定した次年度の入試方針に基づき、学生募集活動を検討し、入学試験要項を作成のうえ入学試験実施体制を整備している。

【点検・評価】

学生の受け入れ方針の明示については、研究科委員会において国際学研究科として、求める学生像および選抜方針を、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として策定し、ホームページや入学試験要項に記載し公表したことは評価できる。

学生募集については、募集広報を本学の公式ホームページを中心に行っているため、画一的な記載に止まっており、受験を検討する閲覧者に対して、本学の教育内容や各種取り組みが十分伝わらなかったと思われることから、明確な教育ビジョンや具体的な研究支援内容、修了後の進路状況等を解りやすく掲載する等、内容や表記方法を改善し、閲覧者にアピールする必要がある。

入学者選抜については､受験機会を増加させ志願者数の増加を図ることを目的に平成２４年度入試から春期入試に新たにＢ日程を追加し､これまでのＡ日程より約１月後に実施した。この取組みは、志願者の増加を目指すうえで効果的であると評価できる。「外国人留学生入試」については、平成２３年度に本研究科としては初の外国人留学生として１名入学したこ

とは前進であるが、平成２４年度入試では志願者がいなかったため、さらなる工夫が必要である。

修士・博士の両課程とも、収容定員自体は現在のカリキュラムと教員数から見て適切な規模であると考えるが、定員充足状況については問題である。

また、学部の成績優秀者を対象として実施する学内選抜入試による入学者が少ないことが問題である。出願資格については、学部が平成２０年度より成績評価にＧＰＡ制度を導入したことに伴い、これまでの出願資格にＧＰＡを加味することを決定した点は評価できる。数値算出に当たっては、教育開発支援センターの協力を得、学部３年次生１，１７０名を対象に成績調査を行い、総取得科目数に占めるA以上の科目数の割合を算出した。これにより、現行の出願資格である「A以上の評価が取得科目数の５０％以上の者」に相当するＧＰＡは２．１以上であると判断した。しかし、ＧＰＡは制度導入後、日が浅いこともあり、今後の学部出身者の大学院入学後の成績等を追跡調査し、妥当な数値を見極めたい。

【将来に向けた発展方策】

入学定員を充足させる改善方策として、次の項目について検討し、実行に移す。

(1) 新カリキュラムや入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」等の周知を図るべく、広報展開を積極的かつ効果的に進める。

(2) 積極的な社会人受け入れ体制を広く発信し、京阪神で勤務するビジネスマン等の入学者数増加を図る。ついては、社会人学生の開講時間や研究指導について、これまでは入学後に個別対応し便宜を図っていたが、今後は、それに留まらず、配慮を制度化したうえで、広く明示できるように研究科としての方針を早急に策定する。

また、研究科の特色に照らし選定した企業や専門業界団体、自治体を対象とした募集活動を推進する。

(3) 大学学部と連携し開講する「キャリアデザイン入門Ⅱ(大学院進学準備クラス)について、説明会や学部のゼミナール担当教員を通して積極的に広報し、受講者を確保することで、大学院進学に繋げる。同様に学内選抜、特別科目等履修制度について学部生に周知されるよう広報活動に努める。

(4) セメスター制に移行することに伴い、外国人留学生の受け入れをさらに、効果的に進めていくための方策として、秋入学を実施するとともに、交換留学生や提携大学からの優秀な学生等を推薦枠で受入れる推薦入試を実施する。

法学研究科

１．学生の受け入れ方針の明示
２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜
３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理
４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

【現状説明】

１．学生の受け入れ方針の明示

学生受け入れの方針については、本研究科の「人材養成・教育研究上の目的」に基づき、求める学生像および選抜方針を、次のとおり「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として、公表している。

・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本学の「建学の精神」を深く理解するとともに、本研究科の定める教育課程を誠実に履修し、諸課題に真摯に取組む強い意思と基礎的学力を持ち、自らの法務能力と学識を高めることを通じて、企業や自治体の発展に貢献しようと志す者を求める。

〈修士課程〉

入学者選抜においては、公平性、開放性および多様性を旨とし、社会人をはじめ、幅広く受け入れる。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での研究能力を

有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

〈博士課程〉

入学者選抜においては、主として修士課程における専門分野の学識と語学力を備えた者を広く受け入れる。社会人については、法曹の有資格者をはじめ、法務職業人としての実績を考慮する。また、本課程への正規入学を強く希望し、かつ日本語での高度な研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

上記の研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、「大学院入学試験要項」に記載し、入学志願者をはじめ、広く一般に公開している。

障がいのある学生の受け入れについては、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力している。また、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしている。

2．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

学生募集については、大学院委員会において実施日程を調整したうえ、研究科委員会においてアドミッション・ポリシーに則り、選抜方法、試験科目等について審議・決定のうえ実施している。なお、学生募集活動については、本学の公式ホームページを中心に行っており、各種説明会に参加している。ホームページには、上記のとおり、研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)をはじめ、開講科目の内容と担当者を掲載しており、入学試験願書や入試の過去問題の請求についてもインターネットを介して行っている。

また、「大学院入学試験要項」には、当該年度に本研究科が開講する専攻科目の担当者を記載し、志願者に必要なカリキュラム情報を提供している。さらに、別途発行される「大学案内」、「大学広報」、主要新聞、雑誌等のマスメディアを活用し、周知を図るとともに本学在学生を対象に進学説明会を開催している。

学内における募集活動としては、学部の学生を対象にゼミナール担当者から本研究科の概要を説明し進学を勧める他、学内で開催される他研究科との合同の学内選抜説明会において本研究科の概要を説明することにより、進学希望者を募っている。

入学者選抜においては、平成２４年度入学試験から、受験機会を増加させ、入学志願者の増加を図ることを目的に、修士・博士両課程において、春期(Ｂ日程)を追加した。

入学者選抜方法については、次のとおりである。

〈学内選抜〉

修士課程において、本学学部卒業見込者のうち、成績優秀な者を対象として実施している。出願資格は以下のとおりである。

次の各項に該当する者で、優秀な人物として当該学部長から推薦を受けた者。

(1) 本大学に在学し、年度末卒業見込みの者。

(2) 原則として「Ａ」以上の評価が取得科目数の５０％以上の者、またはＧＰＡが２．１以上の者。

試験内容は、書類選考および面接のみとし、筆記試験は課していない。

〈一般選抜〉

修士課程、博士課程ともに学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一合否判定基準を適用している。

〈社会人特別選抜〉

本研究科では、設置当初から社会人の受け入れを重要視し、修士・博士の両課程において実施しており、本学の地理的利便性もあって、相当な成果をあげている。

出願資格は以下のとおりである。

・修士課程

出願時において大学卒業後２年以上経過し、かつ企業または地方自治体その他公共団体に勤務する者。

・博士課程

(1) 法曹資格を有する者

(2) 弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士およびこれに準ずる資格を有する者で、修士の学位を取得している、あるいは取得見込の者

(3) 企業、官公庁および教育・研究機関において５年以上勤務している者で、修士の学位を取得している、あるいは取得見込の者

〈外国人留学生入試〉

選抜内容を書類選考および口述試験のみとし、多様な能力を評価し、柔軟に受入れるようにしている。「口述試験」については、専攻科目を担当する専任教員が委員となり、１名の受験者に対し研究指導教授を含む３名の委員が担当することとし、多様な観点から公正に評価している。

合否判定については、入学試験の成績に基づき、研究科長が法学研究科における合否判定に関する申し合わせに準拠した合否判定基準の原案を作成し、大学院委員会で協議する。その後、大学院委員会で協議された合否判定基準案に基づき研究科委員会において審議し、合否を決定している。最終的には、研究科委員会の判定結果を総長が承認したうえ、総長名で合否通知を発送している。

したがって、学生募集および入学者選抜の方法は受験生に公正な機会を保証しており、入学試験の合否についても適切に判定している。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

本研究科の課程別の入学定員･収容定員および過去３カ年の入学者数､在籍者数の状況は、下表に示すとおりである。

表Ｖ－５

課　程	区　　分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
修　士	入 学 定 員	30	30	30	30
	入 学 者 数	25	13	19	16
	収 容 定 員	60	60	60	60
	在 籍 者 数	49	39	36	38
博　士	入 学 定 員	3	3	3	3
	入 学 者 数	0	0	0	0
	収 容 定 員	9	9	9	9
	在 籍 者 数	1	1	1	1

入学定員充足に向けた新たな取組みとして、次のとおり実施した。

(1) 社会や産業界の要請に応える大学院教育を目指し、研究科の人材養成・研究教育目的を達成するとともに､入学志願者に魅力的なコースワークを体系的に編成した新カリキュラムについて研究科委員会で検討し、平成２５年度から導入することとした。

新カリキュラムでは、修士課程において修士論文を必須としない「特定課題研究」による修了制度を新たに設け、希望者に対して修了要件を明確にすることで、社会人学生の入学者数の増加を図った。

(2) これまでの科目等履修生制度に加え、新たに聴講生制度を設けることで、社会人に幅広く高度な専門性を要する職業等に必要な能力を身につける機会を提供することで､志願者の増加を図った。

(3) 受験機会の増加を図り、志願者増加に繋げることを目的に、春期入学試験に新たにＢ日程を追加し、修士課程および博士課程の入学試験を実施した。

(4) 大学学部と大学院の連携を強化し、学部からの大学院入学者数増加を図る取組みとして、学部カリキュラムに大学院進学を促す科目として、共通科目の「キャリアデザイン入門Ⅱ」に、大学院進学準備クラスを設置することとした。
(5) 広報活動の一環として、これまで大学院独自で開催していた進学説明会を、大学オープンキャンパスの一環として、同時開催することで、説明会の参加者増加を図った。
(6) 学部学生の保護者を対象として開催する教育懇談会で大学院進学説明会を実施し、個別相談を行った。

4．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

大学院の学生募集および入学者選抜については、各研究科における毎年度の自己点検・評価結果により、定期的に検証する体制を制度化している。また、大学院の入学試験結果については、入学試験実施毎に学部長会議および大学協議会に報告し、全学的に入試に関する情報を共有している。

法学研究科では、学生募集内容・方法および各種入学試験制度について、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、研究科委員会で検証を行っている。研究科委員会での検証により決定した次年度の入試方針に基づき、学生募集活動を検討し、入学試験要項を作成のうえ入学試験実施体制を整備している。

【点検・評価】

学生の受入方針の明示については、研究科委員会において、法学研究科として求める学生像および選抜方針を、「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」として策定し、ホームページや入学試験要項に記載し公表したことは評価できる。

学生募集については、募集広報を本学の公式ホームページを中心に行っているため、画一的な記載に止まっており、受験を検討する閲覧者に対して、本学の教育内容や各種取組が十分伝わらなかったと思われることから、明確な教育ビジョンや具体的な研究支援内容、修了後の進路状況等を解りやすく掲載する等、内容や表記方法を改善し、閲覧者にアピールする必要がある。

入学者選抜については、受験機会を増加させ志願者数の増加を図ることを目的に平成２４年度入試から春期入試に新たにＢ日程を追加し、これまでのＡ日程より約１月後に実施した。この取組みは、志願者の増加を目指すうえで効果的であると評価でき、さらなる広報活動を展開したい。

「外国人留学生入試」については、平成２３年度入試では２名入学したが、平成２４年度入試では志願者がいなかったため、さらなる工夫が必要である。

定員充足については、修士課程の定員充足率は、近年４割から６割の間で推移しており、充分とは言えない。その一方で、下表のとおり、入学者の専攻科目が毎年度、「租税法研究」に集中しており、このことは、課程全体として見れば定員を確保できていないが、「租税法研究」に限れば、教育指導体制に対応した定員管理がほぼ実現できていることを示している。そこで、定員を充足するためには、今後の入試広報に際し、「租税法研究」以外の専攻科目に特に重点を置く必要がある。また、博士課程についても、定員を充足できておらず、問題である。

表Ｖ－６

専　攻　科　目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
商法研究Ⅱ(企業組織法)	0	1	0	0
行政法研究Ⅰ(自治体行政法)	1	1	2	0
民法研究Ⅱ(不動産取引法)	0	0	0	1
租税法研究	22	9	16	15

国際法研究	2	1	0	0
刑事法研究	0	1	1	0
計	25	13	19	16

また､学部の成績優秀者を対象として実施する学内選抜入試による入学者が少ないことも問題である｡出願資格については､学部が平成２０年度より成績評価にGPA制度を導入したことに伴い､これまでの出願資格にＧＰＡを加味することを決定した点は評価できる｡数値算出に当たっては､教育開発支援センターの協力を得て､学部３年次生１,１７０名を対象に成績調査を行い､総取得科目数に占めるA以上の科目数の割合を算出した｡これにより､現行の出願資格である「A以上の評価が取得科目数の５０%以上の者」に相当するＧＰＡは２.１以上であると判断した｡しかし､ＧＰＡは制度導入後､日が浅いこともあり､今後の学部出身者の大学院入学後の成績等を追跡調査し､妥当な数値を見極めたい｡

【将来に向けた発展方策】

入学定員を充足させる改善方策として､次の項目について検討し､実行に移す｡

(1) 新カリキュラムや入学者受入れ方針(アドミッション･ポリシー)､｢学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)｣､｢教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)｣等の周知を図るべく､広報展開を積極的かつ効果的に進める｡

(2) 積極的に社会人受入体制を広く発信し､京阪神で勤務するビジネスマン等の入学者数増加を図る｡そのため社会人学生の開講時間や研究指導について､これまでは入学後に個別対応し便宜を図っていたが､今後は､それに留まらず､指導体制(方法・内容)を制度化したうえで､広く明示できるように研究科としての方針を早急に策定する｡

また､研究科の特色に照らし選定した企業や専門業界団体､自治体を対象とした募集活動を推進する｡

(3) 大学学部と連携し開講する｢キャリアデザイン入門Ⅱ(大学院進学準備クラス)について､説明会や学部のゼミナール担当教員を通して積極的に広報し､受講者を確保することで､大学院進学に繋げる｡同様に学内選抜､特別科目等履修制度について学部生に周知されるよう広報活動に努める｡

(4) セメスター制に移行することに伴い､外国人留学生の受け入れをさらに効果的に進めていくための方策として､秋入学を実施するとともに､交換留学生や提携大学からの優秀な学生等を推薦枠で受入れる推薦入試を実施する｡

コンピュータサイエンス研究科

１．学生の受け入れ方針の明示

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

【現状説明】

１．学生の受け入れ方針の明示

学生受け入れの方針については､本研究科の｢人材養成・教育研究上の目的｣に基づき､求める学生像および選抜方針を､次のとおり｢入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)｣として､公表している｡

・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本学の｢建学の精神｣を深く理解するとともに､コンピュータサイエンスの専門的技術者として､産業界への貢献を志す者を求める｡

入学者選抜においては､公平性､開放性および多様性を旨とし､情報技術系学部出身者のみならず､コンピュータアーキテクチャ､プログラミング､アルゴリズム等のコンピュータサイエンスに関する基礎知識を有する者を広く受け入れる｡また､本課程への正規入学を強

く希望し、かつ日本語での研究能力を有する外国人について、その出身大学等の推薦に基づき、留学生として積極的に受け入れる。

上述の研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、ホームページに掲載するとともに、「大学院入学試験要項」に記載し、入学志願者をはじめ、広く一般に公開している。

障がいのある学生の受け入れについては、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力している。また、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしている。

２．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜

学生募集については、大学院委員会において実施日程を調整したうえ、研究科委員会においてアドミッション・ポリシーに則り、選抜方法、試験科目等について審議・決定のうえ実施している。なお、学生募集活動については、本学の公式ホームページを中心に行っており、各種説明会に参加している。ホームページには、上記のとおり、研究科の「人材養成・教育研究上の目的」および入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)をはじめ、開講科目の内容と担当者を掲載しており、入学試験願書や入試の過去問題の請求についてもインターネットを介して行っている。

また、「大学院入学試験要項」には当該年度に本研究科が開講する専攻科目の担当者を記載し、志願者に必要なカリキュラム情報を提供している。さらに、別途発行される「大学案内」、「大学広報」、主要新聞、雑誌等のマスメディアを活用し、周知を図るとともに本学在学生を対象に進学説明会を開催している。

学内における募集活動としては、学部の学生を対象にゼミナール担当者から本研究科の概要を説明し進学を勧める他、学内で開催される他研究科との合同の学内選抜説明会において本研究科の概要を説明することにより、進学希望者を募っている。

入学者選抜においては、平成２４年度入学試験から、受験機会を増加させ、入学志願者の増加を図ることを目的に、春期(Ｂ日程)を追加した。

入学者選抜については、次のとおりである。

〈学内選抜〉

本学学部卒業見込者の内、成績優秀な者を対象として実施している。

出願資格は以下のとおりである。

次の各項に該当する者で、優秀な人物として当該学部長から推薦を受けた者。

(1) 本大学に在学し、年度末卒業見込みの者。

(2) 原則として「Ａ」以上の評価が取得科目数の５０％以上の者、またはＧＰＡが２．１以上の者。試験内容は、書類選考および面接のみとし、筆記試験は課していない。

〈一般選抜〉

学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一合否判定基準を適用している。

〈外国人留学生入試〉

選抜内容は、書類選考および面接試験のみとし、多様な能力を評価し柔軟に受入れるようにしている。「面接試験」については、専攻科目を担当する専任教員が毎年面接委員となり１名の受験者に対し、研究指導教授を含む３名の委員が担当することとし、多様な観点から公正に評価している。

合否判定については、入学試験の成績に基づき、研究科長がコンピュータサイエンス研究科における合否判定に関する申し合わせに準拠した合否判定基準の原案を作成し、大学院委員会で協議する。その後、大学院委員会で協議された合否判定基準案に基づき研究科委員会において審議し、合否を決定している。最終的には、研究科委員会の判定結果を総長が承認したうえ、総長名で合否通知を発送している。

したがって、学生募集および入学者選抜の方法は受験生に公正な機会を保証しており、入学試験の合否についても適切に判定している。

３．適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

本研究科の課程別の入学定員・収容定員および平成２１年度から平成２４年度までの入学者数、在籍者数の状況は、下表に示すとおりである。

表Ｖ－７

区　　分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入 学 定 員	10	10	10	10
入 学 者 数	5	2	2	2
収 容 定 員	20	20	20	20
在 籍 者 数	9	7	3	3

本研究科でし、入学定員充足に向けた新たな取組みとして、次のとおり実施した。

(1) 社会や産業界の要請に応える大学院教育を目指し、研究科の人材養成・研究教育目的を達成するとともに､入学志願者に魅力的なコースワークを体系的に編成した新カリキュラム案を研究科委員会で協議し、平成２５年度から導入することとした。

(2) 情報学部と連携し、情報学部４年次生の成績優秀者で、就職先がまだ決定していない学生を対象とした進路相談会を２月に開催し、進学希望者を募った。

(3) これまでの科目等履修生制度に加え、新たに聴講生制度を設けることで、社会人に幅広く高度な専門性を要する職業等に必要な能力を身につける機会を提供することで、志願者の増加を図った。

(4) 受験機会の増加を図り、志願者増加に繋げることを目的に、春期入学試験に新たにＢ日程を追加し、入学試験を実施した。

(5) 大学学部と大学院の連携を強化し、学部からの大学院入学者数増加を図る取組みとして、学部カリキュラムに大学院進学を促す科目として、共通科目の「キャリアデザイン入門Ⅱ」に、大学院進学準備クラスを設置することとした。

(6) 広報活動の一環として、これまで大学院独自で開催していた進学説明会を、大学オープンキャンパスの一環として、同時開催することで、説明会の参加者増加を図った。

(7) 学部学生の保護者を対象として開催する教育懇談会で大学院進学説明会を実施し、個別相談を行った。

４．学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証

大学院に係る学生募集および入学者選抜については、各研究科における毎年度の自己点検・評価結果により、定期的に検証する体制を制度化している。また、大学院の入学試験結果については、入学試験実施毎に学部長会議、大学協議会に報告し、全学的に入試情報を共有している。

本研究科では、学生募集内容・方法および各種入学試験制度について、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、研究科委員会で検証を行っている。研究科委員会での検証　により決定した次年度の入試方針に基づき、学生募集活動を検討し、入学試験要項を作成のうえ入学試験実施体制を整備している。

【点検・評価】

学生の受け入れ方針の明示については､研究科委員会においてコンピュータサイエンス研究科として、求める学生像および選抜方針を、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として策定し、ホームページや入学試験要項に記載し公表したことは評価できる。

学生募集については、募集広報を本学の公式ホームページを中心に行っているため、画一的な記載に止まっており、受験を検討する閲覧者に対して、本学の教育内容や各種取り組みが十分伝わらなかったと思われることから、明確な教育ビジョンや具体的な研究支援内容、修了後の進路状況等を解りやすく掲載する等、内容や表記方法を改善し、閲覧者にアピール

する必要がある。

入学者選抜については、受験機会を増加させ志願者数の増加を図ることを目的に本年度から春期入試に新たにＢ日程を追加し、これまでのＡ日程より約１月後に実施した。この取組みは、志願者の増加を目指すうえで効果的であると評価できる。「外国人留学生入試」については、これまで志願者がいなかったため、さらなる工夫が必要である。

定員充足については、定員充足率は５割以下に留まっていることは問題である。

こうした状況は、入学志願者の殆どが本学情報学部出身であることからも、本研究科の教育実績が学外に広く周知できていないことに起因していると考えられる。

本学学部出身者の進学についても、成績優秀者を対象として実施する学内選抜入試による入学者が少ないことが問題である。出願資格については、学部が平成２０年度より成績評価にＧＰＡ制度を導入したことに伴い、これまでの出願資格にＧＰＡを加味することを決定した点は評価できる。数値算出に当たっては、教育開発支援センターの協力を得、学部３年次生１，１７０名を対象に成績調査を行い、総取得科目数に占めるＡ以上の科目数の割合を算出した。これにより、現行の出願資格である「Ａ以上の評価が取得科目数の５０％以上の者」に相当するGPAは２．１以上であると判断した。しかし、ＧＰＡは制度導入後、日が浅いこともあり、今後の学部出身者の大学院入学後の成績等を追跡調査し、妥当な数値を見極めたい。

【将来に向けた発展方策】

入学定員を充足させる改善方策として、次の項目について検討し、実行に移す。

(1) 新カリキュラムや入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」等の周知を図るべく、広報展開を積極的かつ効果的に進める。

(3) 大学学部と連携し開講する「キャリアデザイン入門Ⅱ(大学院進学準備クラス)について、説明会や学部のゼミナール担当教員を通して積極的に広報し、受講者を確保することで、大学院進学に繋げる。同様に学内選抜、特別科目等履修制度について学部生に周知されるよう広報活動に努める。

(3) 完全セメスター制に移行することに伴い、外国人留学生の受け入れをさらに効果的に進めていくための方策として、秋入学を実施するとともに、交換留学生や提携大学からの優秀な学生等を推薦枠で受入れる推薦入試を実施する。

第 6 章　学生支援

〔大学 学部〕

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

〔学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針〕

・学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

（１）修学支援

【現状説明】

(1) 学部共通

１年次生の前期は、学生がまだ大学での科目履修について十分に理解していないため、オリエンテーションで履修指導を中心に行っている。２年次生以上のオリエンテーションでは、修得単位の確認と、コース別に設定されている卒業要件について説明し、科目の履修を中心に指導している。修得単位数の少ない学生や必修科目を修得できていない学生に対して注意喚起をしている。

入学後の教育指導では、１年次の５月に「初年次生対象教育懇談会」を実施し、５月までの出席状況とゼミナールでの受講状況を中心に保護者と面談をしている。夏期休暇期間中に全学年を対象として「教育懇談会」を実施している。このように、「後期中等教

育から高等教育への円滑な移行」が十分でない学生に対して、保護者との連携による教育指導を定期的に実施している。

平成２０年度から全学部で共通科目に大学教育に欠かせない「読む力、書く力、考える力、表現する力」を養うことを目的とした「導入教育ユニットの区分と表現Ａ・表現Ｂ・表現Ｃの科目を設け、１年次に必ず１科目を履修することとした。「表現Ａ」は日本語の表現方法を、「表現Ｂ」はコンピュータ操作の基礎を、「表現Ｃ」はチームプレーを必要とする運動を行うことによって友人をつくるなどの目的別の科目を開講し、学生が希望により選択する。

全学的に３月下旬から４月上旬に前期のオリエンテーション、９月下旬に後期のオリエンテーションを実施し、教務部委員、学生部委員、ゼミナール担当者、事務職員による履修方法や学生生活に必要な情報を提供し説明している。

履修変更に関しては、ミスマッチを無くすため授業開始後一定期間を経過している場合は、ゼミナール担当教員もしくは教務部委員の指導と同意を必要としたうえで認めている。また、ゼミナールの開講時間を揃えたことで、各種行事等が行いやすくなり、専任教員による統一した指導が行える。オフィスアワーで学生の質問に応じ、指導している。

「学生行動基準」を設定して、入学年度のオリエンテーションで全学生に配付し、学内諸規則の順守とともに「勉学意欲の維持、学修環境の保持」、「人格の尊重、ハラスメントの防止」、「教育的指導・改善勧告・退学勧告」等の条項を設け周知している。

各学部の状況は、次のとおりである。

(2) 流通科学部

簿記については一定期間、ヘルプデスクを開催していた。

全教員のオフィスアワーはシラバスと学生用ホームページの両方に記載し、学生の質問に応じられるようにしている。また、本学部では他学部と合同で簿記に関するヘルプデスクを一定期間設けて学修指導を行い、修得単位別に学生を集め指導を行うなど独自の指導を行っている。

(3) 経営学部

修学支援は、各ゼミナールでの「ＯＧＵ-ポートフォリオ」および学年別のオリエンテーションで行っている。また進路支援は、「ゼミナールⅡ」をキャリアゼミナールと位置づけ、「キャリアデザイン入門Ⅱ」、「キャリアデザインⅡ」と連動させている。

(4) 経済学部

① 特別教育懇談会

単位修得状況の良好でない学生を対象に特別教育懇談会を５月と３月に開催している。

② オリエンテーション

学部独自の各年次生対象オリエンテーション資料を作成し、履修指導の参考資料として使用している。１年次生の履修指導は特に重視しており、前期と後期のオリエンテーションで、ゼミナール担当教員が履修指導に当たっている。２年次生以上については、学部長、同代理、教務部委員を中心に履修指導に当たっている。

(5) 法学部

各学期の履修登録時にオリエンテーションを実施し、成績表を配付するとともに、その他学生生活に必要な情報を提供する。科目の履修方法について説明し、学生からの履修登録についての相談にも応じている。特に単位修得の遅れた者については、履修指導を受けるよう個別に通知して参加するよう求めている。

また、本学部では定期試験前の１週間ほどの期間、学内にヘルプデスクを設置し、学生からの学業に関する質問を受けている。

(6) 外国語学部

平成２２年度入学生からは､ゼミナールの授業を活用して｢ＯＧＵ-ポートフォリオ『学びによる成長』支援シート｣を配付し､学期の開始時と終了時の２度に分けて履修目的・途中経過・結果の自己評価を記入させている。

(7) 国際学部

各学年次の重点の課題を、１年次では高等学校等での勉学と生活から大学での学修と生活への円滑な接続・移行、２年次では着実な単位修得（とくに低学年次に配当されている必修科目)）、３・４年次では専門性を重視した学修の積み重ねと連動した卒業後の進路や就職への意識づけとしている。

初年次教育を重視すべく、１年次配当の二つの必修科目､｢ゼミナールⅠ｣､｢ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ｣の担当教員の相互連携による当該科目の出席状況の追跡により、学修に問題がある学生の把握を行っている。そこから、学期末の成績が出る前に学生の単位修得状況をある程度予測することが可能になり、不合格に相当しそうな学生については､｢ゼミナールⅠ｣や｢ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ｣担当者ならびその他の関係教員に早期連絡を行い指導に活かす体制を整えている。

進路支援に関しては、学年次ごとの目標を周知している。

１年次：①将来の進路に対する早期の意識づけ、②キャリアセンターの存在への気づき

２年次：①将来の進路への意識づけ、②キャリアセンターと学生の結びつけ

３年次：①就職活動への意識の切り替え（社会人として活動することを自覚する）

４年次：①将来のより良い進路決定のための教育的支援

これらの目標に至るために、各学年次のゼミナールを中心に学部教員とキャリアセンター職員などとの連携のもと､自己発見レポートとフォローアップ､性格診断テスト（１年次)､｢職業適性検査｣とその分析解説､エントリーシートや也履歴書の書き方の実習、就職活動経験者との談話会（２年次)､就職活動全体のスケジュール把握、就職活動ナビの登録と活用法についての講義と実習、エントリーシートの作成指導、業界研究の指導（３年次)､就職活動の支援（４年次）などを実施している。

(8) 情報学部

初年次前期においては､｢ゼミナールＩＡ｣と｢基礎数学｣､および、学部の基礎的な科目である｢情報科学序説｣の授業で学生の出欠席をモニターし、関連教員および担当教務職員の間で情報を共有している。初年次後期は｢ゼミナールＩＢ｣が欠席者モニターの中心にある。特に前期で初期から２回休んだ学生、あるいはその後欠席がちとなっている学生には頻繁に声かけをし、出席を促す指導をしている。２年次の学生については｢ゼミナールⅡＡ、ⅡＢ｣、３年次以降の学生に関しては､｢ゼミナールⅢ｣と｢卒業研究｣において、担当教員が個別に注意を払っている。

(9) 企業情報学部

修学支援、生活支援、進路支援のために、教務部委員、学生部委員、キャリアセンター委員をおいている。各委員は、学部における各支援の中心的役割を行うとともに、各部署と教員との情報交換も担当している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

履修変更に関しては、ミスマッチを無くすため授業開始後一定期間を経過している場合は、ゼミナール担当教員もしくは教務部委員の指導と同意を必要としたうえで認めている。

各学期に保護者へ成績表を送付する際の文書に、年次毎の標準修得単位数およびＧＰＡを示し単位修得が好ましくない場合の注意喚起を行い保護者との連携が深められるようにしている。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

入学後の教育指導では、後期中等教育から高等教育への円滑な移行が十分でない学生に対して１年次の５月に「初年次生対象教育懇談会」を実施し、また、夏期休暇期間中に全学年を対象として「教育懇談会」を開催し、保護者との連携による教育指導を定期的に実施している。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

（２）生活支援

本学の生活支援に関する方針は、次のとおりである。

① 学生生活の支援体制を整備し、一人でも多くの学生が経済的支援を受けることができるよう努める。

② 個人として尊重され、互いに信頼し、生き生きと学び、研究し、その能力を最大限に発揮できるハラスメントの無い環境を目指し、啓発と防止対策に努める。

③ 障害者に対する対応をはじめ、全学で生活相談、学生の健康保持・増進および安全・衛生への支援や取り組み等に努める。

④ 学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う課外活動を通じて、学生生活が意義あるものとなるように指導･支援を充実する。

【現状説明】

本学では、建学の精神や教育理念を実現するために、学生が意欲を持って学修や課外活動等に取り組むとともに、健康で安全な学生生活を過ごすことができるように、この方針のもとに学生支援体制を整備し、学生の生活支援に努めている。

経済的支援においては本学独自の給付奨学金に加え、学費減免制度を充実させることで、より多くの学生が経済的支援を受けられるように努めている。また、全学で生活相談、学生の健康保持・増進および安全・衛生への支援や取り組み等を積極的に行い、自己管理のできる学生の育成を目指し、保健センター・学生相談センター・学生課をはじめ関係部署がその支援に努めている。

平成２１年度以降は薬物乱用防止に関する取り組みを最優先として毎年継続的に行なっている。また、健康増進法に基づき平成２３年度からキャンパス内全面禁煙を実施している。さらに、全国的に大学生の急性アルコール中毒による死亡事案が懸念されていることより、平成２４年度は急性アルコール中毒に関する更なる取組みを行なった。

学生の住居関連支援については、安全で快適な寮や下宿の紹介を行うことで、学生が安心して生活ができるように努めている。交通安全対策の一環として、バイク通学者を対象として毎年１回春に交通安全講習会を継続実施している。

本学では、個人として尊重され、互いに信頼し、生き生きと学び、研究し、その能力を最大限に発揮できるハラスメントの無い環境を目指しており、セクシュアルハラスメントに関する講習会等を開催しその予防に努めている。

また、課外活動は学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う場でもあり、社会に巣立っていく学生の今後にも大きく影響を与えている。このため、学生生活に大きく関わる課外活動への支援は、重要で意義あることと考えその充実に努めている。

なお、外国人留学生は年々増加（平成２１年度：４名、平成２２年度：８名、平成２３年度：１５名、平成２４年度：２２名）している現状である。

【点検・評価】

本学では、生活支援の方針のもとに、こうした支援の取り組みや指導が平成２０年度以降少しずつではあるが着実に向上できているものと評価できる。特に、学生が関連する薬物事犯は平成２３年度・２４年度は発生しておらず、薬物乱用防止に関する取り組みの効果がその一因とも考えられる。今後とも引き続き本方針に従い更なる支援の向上を目指していくことが重要である。

近年、女性に対するＤＶやストーカー行為、性犯罪等の被害が新聞等で報じられ、これまで以上に警察との連携や女性の防犯意識の向上が叫ばれている。本学においても在籍者数に対する女性の割合がこの４年間増加傾向（平成２１年度：１５．２%、平成２２年度：１７．３%、平成２３年度：１７．８%、平成２４年度：１８．３%）にあり、今まで実施してきた新入生のオリエンテーション時の注意指導では不十分と考えられる。今後は併設の短期大学で実施していた警察との連携による防犯講習会を本学全女子学生を対象として実施するのが望ましい。

また、外国人留学生の増加に伴い、留学生への指導または支援をより一層充実させる必要がある。

【将来に向けた発展方策】

この生活支援の方針を維持して、健康で安全な学生生活を過ごすことができるよう、これまでの取り組みを継続させていくとともに、学生にとって有意義な支援や指導を検討しながら、引き続き支援の向上に努めていく。

女子学生の安全・防犯意識の向上に向けた対策では、平成２４年度までの併設短期大学の女子学生が対象であった防犯講習会（４月開催）を大学全学部の女子学生全員が受講できるようにする。

また、近年社会問題となっている課外活動での指導者または部員による体罰やハラスメント防止については、教職員の研修会、クラブサークル代表者連絡会等での認識を深めていく。

外国人留学生に対しては、国際センターの協力のもと研修会を実施するなど、日本での社会生活全般についてのルールや規範の理解を深め、自国との違いを認識させることで事件や事故の予防に繋げていきたい。

（３）進路支援

【現状説明】

学部共通

本学の建学の精神である「視野の広い実践的な人材の育成」を基に、卒業後の実社会で役立つ実践力を身に付けるべく各学部においてそれぞれの教育目的に沿って、専門教育が行われてきた。キャリアセンターでは、学生各自が身に付けた実学を役立てられるよう、進路支援を実施してきた。

平成１８年６月に「就職センター」を「キャリアセンター」に改称し、入学時からの職業意識を高め、職業観を養うための取組みを開始した。また、１０月に教育開発支援センター設置と共に新しい「教育システム」が提案され、「学生一人ひとりに応じた魅力的なキャリア教育支援」を指針に様々なサポートシステムを立ち上げ、実施してきた。

就職率（過去５ヵ年分）

年度	卒業者数（名）	就職希望者（名）	就職希望率（%）	就職者（名）	就職率（%）対希望者	就職率(%)対卒業生
平成20年度	1,083	741	68.4	657	88.7	60.7
平成21年度	677	524	77.4	469	89.5	69.3
平成22年度	603	482	80.0	443	91.9	73.5
平成23年度	1,025	752	73.4	691	91.9	67.4
平成24年度	1,139	778	68.3	714	91.8	62.7

【点検・評価】

学部共通

平成１８年度から低年次へのキャリア教育を充実させたことにより、卒業時期を迎えた平成２１年度より、就職希望率、就職率ともに前年度に比べ共に高くなっており、低年次からの教育の成果が出たと言える。（表Ⅵ－１参照）しかし、在学生（卒業生）が大幅に増加した平成２３年度からは減少に転じており、さらなるキャリア教育が必要といえる。

個々の進路指導に関しては、進路希望カードにより学生の希望を学生基本情報としてデータ管理を実施。各種行事の参加状況を始め、学生はもちろん保護者との面談記録も集約し個々の状況に基づき継続した支援を実施することで、画一的な指導ではなく、学生一人ひとりの状況に応じた支援が必要である。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

「学生個々に応じた支援」という方針に基づき支援を実施しているが、就職支援行事等を学生・保護者等に十分に伝えられていない。入学時を始め、各種行事等においても、この方針を明確に示し、安心して支援を受けられるよう積極的に周知していく。

２．学生への修学支援は適切に行われているか。

〔学生への修学支援の適切性〕

・留年者および休退学者の状況把握と対処の適切性
・補修･補充教育に関する支援体制とその実施
・障がいのある学生に対する学修支援措置の適切性
・奨学金等の経済的支援措置の適切性

（１）留年者および休退学者の状況把握と対処の適切性

（２）補修･補充教育に関する支援体制とその実施

【現状説明】

(1) 学部共通

① 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

毎年度「学籍異動に関する調査」を行い、退学者、除籍者の状況を年次別に集計し、単位の修得状況を含め経年変化を把握している。

留年者数は、大学全体で平成２０年度３１８名、平成２１年度２４３名、平成２２年度２２４名、平成２３年度２５６名、平成２４年度２８３名と推移している。留年者に対しては次の教育上の措置を講じている。卒業に必要な科目が３科目以内の不足であれば再度試験を受験する機会を与える再試験制度を設けている。平成１７年度から「必修科目」で不合格となった場合の再登録は、登録制限単位数に含まないこととしている。また、在籍年数を充足し、前期科目を修得することによって所要卒業単位を充足する学　生には前期末の卒業を認めている。

留年する者の主な原因は、生活の乱れから授業への欠席が連続する、学習意欲が低下したことや大学での授業を理解するだけの基礎的学力を欠いていることが挙げられる。成績不良者に対する措置と同様に学期毎に保護者に履修状況と成績表を送り、また、モデル修得単位数を示し学習状況を把握できるようにしている。毎年開催している教育懇談会では希望する保護者あるいは成績不良により懇談会への出席を促した保護者とゼミナール担当教員等との懇談の場を設け､三者懇談ができる体制としている。

退学者数は、大学全体で平成２０年度２４０名、平成２１年度２５１名、平成２２年度３０２名、平成２３年度３３６名、平成２４年度３３６名と推移している。

退学理由は「就学意欲の喪失」､「単位不足」､「進路変更」が大半を占めている。平成２１年度では、就学意欲の喪失（３０．７％：退学者数に対する割合、以下同様)、単位不足（１４．７％)、進路変更（２９．９％)、平成２２年度では、就学意欲の喪失（２７．８％)、単位不足（９．６％)、進路変更（３９．４％)、平成２３年度では、就学意欲の喪失（２２．４％)、単位不足（１６．７％)、進路変更（３７．９％)、平成２４年度では就学意欲の喪失（２８．０％)、単位不足（１９．０％)、進路変更（２９．５％）となっている。２・３年次生では他大学への編入などの「進路変更」や「就職」､「経済的事由」が主な理由となっている。また下位年次生では、大学進学時のミスマッチなど大学生活に馴染めないなどの理由も見られる。

除籍者の大半は、学費未納によるが、平成２１年度１２６名（２．６％：在籍者に対する割合、以下同様)、平成２２年度１３２名（２．４％)、平成２３年度１６５名（２．７％)、平成２４年度１５６名（２．６％）の学生が除籍となっており、この数字も在籍者数の減少から考えると多くを占める状況である。平成２０年度から教育ローンとして信販会社との提携による「学費サポートプラン」を導入し、その利用率も、増加する傾向にある。

② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

毎年度学期初めには履修相談会、学期中にはオフィスアワーを行い学生への修学支援を行っている。また、学部によっては試験期間前に「ヘルプデスク」の名称で学生が理解できていない事項について質問できるコーナーを設置している。留年生は学修の仕方を充分に理解できないまま学生生活を送っている可能性があり、保護者との連絡や面談をできるだけ行うようにしている。

また､「学習支援室」に高等学校を退職した教諭を採用し､授業の理解不足の学生に対する学修支援・指導および学生生活指導を行っている。

定期試験において障がいのある学生からの申し出があれば、試験問題等の拡大の措置を講じている。

(2) 流通科学部

本学部の退学者数（実数）は、平成２１年度１９名（５．０％：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度３２名（７．４％)、平成２３年度３７名（７．３％)、平成２４年度３７名（７．７％）と推移している。

退学理由は「就学意欲の喪失」「単位不足」が大半を占めている。平成２１年度は、就学意欲の喪失（１５．８％:退学者数に対する割合、以下同様)、単位不足（１５．８％)、進路変更（４７．４％)、平成２２年度は、就学意欲の喪失（１２．５％)、単位不足（９．

４%)、進路変更（６２．５%)、平成２３年度は、就学意欲の喪失（２４．３%)、単位不足（１３．５%)・進路変更（４０．５%)、平成２４年度では、就学意欲の喪失（３２．４%)・単位不足（２４．３%)、進路変更（２９．７%）となっている。２・３年次生では他大学への編入などの「進路変更」や「就職」、「経済的事由」が主な理由となっている。また下位年次生では、大学進学時のミスマッチなど大学生活に馴染めない等の理由も見られる。なお、除籍者の大半は、学費未納による除籍者であるが、平成２１年度９名（２．４%：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度５名（１．２%)、平成２３年度１７名（３．４%)、平成２４年度１４名（２．９%）の学生が除籍となっており、この数字も在籍者数の減少から考えると少なくないのが現状である。

退学の理由が、単位不足や就学意欲の低下、他大学受験・各種学校・就職に伴う進路変更、経済的事由、対人関係等々、多様であるが、退学理由の把握や退学理由が明確でない学生には相談にのり、学業継続の可否を確認すると共に個別にアドバイスを行い学業継続にいたる場合と、面談によっても退学意思の固い者については、保証人にも確認を取ったうえで「退学願」を受理することとしている。

学習成果が芳しくない学生への指導としては、「ゼミナールⅠ」や語学といった講義の出欠を担当教員全員で把握し、必要があれば各自指導できるようにしている。

居場所作りとしては、前期と後期に合同ゼミナールを実施している。前期は各部局やシステムの説明を行うと共に、ゼミナールを超えて学生が交流できるような仕組みを構築した。後期には上級生との交流会を実施し、先輩といった身近な存在を通して大学４年間を通して何をすべきかを考える機会を提供している。

(3) 経営学部

本学部の退学者数（実数）は、平成２１年度５６名（５．７%：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度７６名（６．５%)、平成２３年度８０名（６．１%)、平成２４年度７１名（５．４%）と推移している。除籍者の大半は、学費未納による除籍者であるが、平成２１年度２５名（２．５%在籍者に対する割合、以下同様)、平成２２年度３７名（３．２%)、平成２３年度４０名（３．０%)、平成２４年度２５名（１．９%）の学生が除籍となっている。

退学理由は、「経済的事由」、「単位不足」、「就学意欲の喪失」が大半を占めている。本学部は学生に勉学の重要性を認識させるために、入学式後の説明会、オリエンテーション、学内学外での保護者との教育懇談会を通して、全教職員と保護者が一体となって、退学者減少に向かってその対策に打ち込んでいる。

特に教育懇談会は、従来夏期休暇中だけ催されていたが、本学部は平成２４年度から春期休暇中にも成績不良者を対象に「特別教育懇談会」を開催している。また、夏期休暇中に開催している教育懇談会の案内を保護者に送付する際、学生の修得単位数が少ない場合は、学部長名で教育懇談会への出席を促す文書を同封している。

(4) 経済学部

留年者の状況は、平成２１年度６６名（２８．１%：在籍者数【卒業年次生】に対する割合、以下同様)、平成２２年度７４名（２５．３%)、平成２３年度９３名（１９．９%)、平成２４年度１０２名（２１．７%）で、在籍者数に対する留年者数の比率では低下傾向にある。

退学者の状況は、平成２１年度８４名（５．１%:在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度９９名（５．２%)、平成２３年度１０４名（４．９%)、平成２４年度１０２名（５．０%）と推移している。

退学理由は「就学意欲の喪失」「単位不足」が大半を占めている。平成２１年度では、就学意欲の喪失（２８．６%:退学者数に対する割合、以下同様)、単位不足（１９．０%)、進路変更（２９．８%)、平成２２年度では、就学意欲の喪失（２３．２%)・単位不足（１０．１%)、進路変更（４３．４%)、平成２３年度では、就学意欲の喪失（２１．

２%)、単位不足（２１．２%)・進路変更（３１．７%)、平成２４年度では、就学意欲の喪失（２９．４%)、単位不足（２９．４%)、進路変更２５．５%）となっている。
除籍者の大半は、学費未納による除籍者であるが、平成２１年度３７名（２．３%在籍者数に対する割合、以下同様))、平成２２年度３７名（１．９%)、平成２３年度５４名（２．６%)、平成２４年度５８名（２．９%）の学生が除籍となっている。
なお、単位修得状況の良好でない学生（２年次：３０単位以下、３年次：６２単位以下、４年次：７８単位以下、）を対象に特別教育懇談会を５月と３月に開催している。

(5) 法学部
退学の理由を把握するため退学願が出された場合、教務課職員が個別面談を行い、退学理由を尋ねている。学業継続の可否を確認するとともに個別にアドバイスを行い、保証人にも確認を取ったうえ、退学処理を行っている。
また、退学とは別に除籍があり、そのほとんどは学費未納による。平成２１年度から平成２４年度の除籍者数は、それぞれ２２名、１７名、２０名、２０名である（その後復籍した者を除く）。この結果、除籍者数の在籍者数に対する比率は、平成２１年度３．６%、平成２２年度 ２．６ %、平成２３年度２．７%、平成２４年度２．９%となる。
なお、１年次生の退学者を少しでも減少させるため、入学式の当日や前後の日に本学部主催で新入生交流会を、また入学前の３月に「入学予定者の集い」を開催し、新入生同士、新入生と上級生、および新入生と教員の交流を図っている。

(6) 外国語学部
本学部の退学者数（実数）は、平成２１年度１９名（５．６%：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度１５名（４．０%)、平成２３年度１８名（４．１%)、平成２４年度２９名（６．６%）と推移している。除籍者の大半は、学費未納による除籍者であるが、平成２１年度１３名（３．８%)、平成２２年度７名（１．９%)、平成２３年度７名（１．６%)、平成２４年度１５名（３．４%）の学生が除籍となっている。
退学者・除籍者を減らすための対策として、各学期オリエンテーションで履修指導をしている。事前に各学生の成績、ＧＰＡ、不合格科目をチェックし、それをもとにゼミナール担当教員が履修指導を行う。また、特に履修登録に不慣れな１年次前・後期、および２年次前期までは、ゼミナールの初回授業で登録確認をさせ、必要な科目を登録しているか、登録に誤りがないかチェックしている。
そして各必修科目に関して学生の出欠状況および受講態度についての調査を行い、その結果を教授会に報告し、専任教員全員で情報を共有するとともに、その結果をさらに非常勤教員にもフィードバックしている。
学期毎に保護者に履修状況、出席状況、成績表を送っている。また、各年次コーディネーター、ゼミナール担当教員、授業担当教員が緊密に連絡を取り合いながら、出席や成績に問題のある学生に対して、ゼミナール担当教員が適宜面談や電話、メール等で指導を行っている。

(7) 国際学部
本学部における過去４年間の退学者数は、平成２１年度１７名（５．２%：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度１５名（４．５%)、平成２３年度２１名（６．０%)、平成２４年度１９名（５．７%）である。
本学部における退学の理由には、平成２１から２３年度ともに「就学意欲の喪失」が最も多い。平成１９年度まで多くみられた「進路変更」は、本学部では減少傾向にあったが平成２４年度には増加した。「経済的理由」は増える傾向が見られたものの平成２４年度には減少した。
なお、除籍者については、平成２１年度７名（２．１%：在籍者数に対する割合、以下同様)、平成２２年度１４名（４．２%)、平成２３年度６名（１．７%)、平成２４年

度６名（１．８％）である。除籍の理由はほとんどの場合が「学費未納」である。

(8) 情報学部

基本的にどの学年においてもすべての学生がゼミナールに所属する体制をとっているので、ゼミナールの担当者が学期開始前のオリエンテーションに出席するなど、個々の学生の履修状況を把握するようにしている。何らかの理由で学修に困難を生じている場合には、まずゼミナール担当者が相談、指導を行い、必要に応じて他の教員とも連携を図って対処するようにしている。４年次終了時点で、卒業要件を満たさない場合に留年となるが､留年後の支援としては､卒業研究を担当した教員が指導や助言を行っている。

また、学期毎に保護者に履修状況と成績表を送り、保護者にも状況を把握できるようにモデル修得単位数を示し、教育懇談会などで保護者との懇談も行っている。

(9) 企業情報学部

修学支援のために、各学期のはじめには、オリエンテーションを行っており、主に、ゼミナール担当者、教務部委員、教務課職員が指導を行っている。

８０名以下のクラスについては、学生の出席調査を各学期に実施し、成績と共に出席率をゼミナール担当者に渡して、個別面談・指導の資料としている。初年次の「ゼミナールＩＡ、ＩＢ」と「ベーシック・イングリッシュⅠ、Ⅱ」にはコーディネーターを置き、各担当者と連絡を取り、連続して欠席する学生には電話とメールによる呼び出しを行い指導している。出席率の低い学生や修得単位の少ない学生には、学部長名で保護者宛に連絡し注意を喚起している。

留年者に対しては、ゼミナール担当者、もしくは教務部委員が、教務課職員との連携し、対応にあたっている。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

平成２０年度から、後期の成績についても翌年度前期のオリエンテーションまでに保護者へ送付し、新学期説明会への学生の参加を保護者からも促すように依頼している。また、前期の途中に初年次教育懇談会、夏の教育懇談会の開催に際し、保護者へ教育懇談会への出席を促す文書を送付するなど、できるだけ懇談の機会を確保してきた。

このように学生、保護者、大学と三者による指導体制とすることによって、単位不足となる学生に対する指導を強化し、留年者、退学者の減少と予防に努めている。

平成２０年度から教育ローンとして信販会社との提携による｢学費サポートプラン」を導入し、その利用率も、増加する傾向にあり、除籍者・退学者の抑制に効果があると考えられる。

(2) 改善すべき事項

２・３年次生では、就職、専門学校への入学などの「進路変更」や「経済的事由」が主な理由となっている。また下位年次生では、大学進学時のミスマッチなど大学生活に馴染めないなどの理由も見られる。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

現在の留年者数は減少傾向にあり、現行の指導内容を継続する。

退学に至る理由が如何なるものであるとしても、可能な限りの助言とリメディアルの補講や個別指導を追加的に行うといった対策が考えられる。また、キャリア教育等

による目的意識の明確化による学修意欲の向上につなげていく。

(2) 改善すべき事項

休学者の休学事由、休学期間終了後の復学や退学状況の経年変化を把握する。
留年者の単位修得状況等を年度別に把握し、卒業状況の経年変化を把握する。

（3）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

【現状説明】

本学では、入試事務室等関係部署からの情報と保健センターが実施する定期健康診断を通じて身体に障がいを持つ者の把握に努めている。 弱視、上肢・下肢機能障害、病弱・虚弱、その他（重複を含む）等の障がいを持つ学生が、平成２１年度：５名、平成２２年度：８名、平成２３年度：１１名、平成２４年度：１３名が就学しており、年々若干ではあるが増加している。

修学に関しては入学後に保護者から学生の障がい等の状況について連絡があった場合、個人情報保護の観点から公表の範囲・サポートの内容について保護者に確認した後、教授会で報告している。内容により、ゼミナール担当者および複数の教員・事務担当者が相談にのり、また状況を見守るようにしている。

保健センターでは、支援が必要な場合や何か困ったことがあればまず保健センターに相談に来るよう気軽な利用を呼びかけている。本学ではエレベータ、スロープ、手すり、身体障がい者用トイレ、車椅子等の整備を行うことで、一部分を除きほとんどの建物で移動可能な状況である。この４年間において特に支援を必要とする学生２名についての支援内容は、排便介助や安静臥床によるベッド提供等であった。

なお、支援内容については本人・保護者からの希望によりこれまでも保健センター・教務課・学生課・授業担当者・ゼミナール学生等関係部署の協力・連携のもと個別に対応し、就学に対する支援を行なっている。また、教育懇談会等において保護者から随時要望等を聞くことで対応している。

【点検・評価】

本学では、障がいを持つ者について入試事務室等関係部署からの情報と定期健康診断を通じてその把握に努めているが、今後こうした支援の必要な学生が増加する可能性がある。また、現時点では、若干名のため部署間の協力・連携等で個別に対応が可能な状況にあり、修学上においても特に問題は生じていない。これまでも必要とする支援の内容によっては、授業担当者・ゼミナール生に協力を願い、移動の補助や授業中のサポート等を各部署との協力・連携により支援等を行ってきたが、年度により必要とする支援の内容が異なるので、保健センター・関係部署をはじめ教育懇談会等において本人や保護者からの要望等を聞きながら対応しているため個々の要望に応えることができている。

また、発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい等）を有すると思われるために日常生活において配慮を行わないといけない学生も入学後に発覚するケースも含め年々増加している。今後は障がいのある学生に対する対応について、専門的な理解や支援がより求められると考える。このため、関係部署が障害学生支援研修会、発達障がい学生支援研修会、近畿学生相談研究会、障害学生修学支援ブロック別地域連携シンポジウム等に参加することで情報交換するなど支援体制の向上に努めている。但し、対応のできる人員も兼務のため学生の支援にのみ力を集中できない状況にあるため、今後支援の向上を目指すためにも対応方法について改善しなければならないと考える。

【将来に向けた発展方策】

現状を維持するとともに、今後も保健センター・学生相談センター・学生課・教務課・入試事務室等関係部署をはじめ教育懇談会等において支援を必要とする学生からの要望等を聞きながら対応できるよう教員・各部署間等の連携を強化していく。

身体に障がいや発達障がい等を有すると思われる学生に対する支援の向上を目指し、今後も関係部署が日本学生支援機構や近畿学生相談研究会等が開催する研修会や講演会等に積極的に参加することで、対応についての理解を深めていく。また、支援の対応方法については、今後学生ボランティアによる支援についても積極的に活用していけるように、意欲のある学生が中心となって活動できる組織作りや支援体制の整備等に取り組んでいく。

（４）奨学金等の経済的支援措置の適切性

①　奨学金・学費減免制度

【現状説明】

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送るためには、経済的に安定した環境の下で学業継続がなされることが重要であると考えるが、現在の日本経済の状況下においては、厳しい家計の現実のもと、学生や保護者の奨学金等に対する関心は益々高くならざるを得ないのが実情である。また、平成２３年３月１１日に未曾有の死者や不明者とともに日本経済に大きな打撃を与えた東北地方を中心とした東日本大震災は、今後も日本の経済状況に大きな影響を与えていくものと考えられ、奨学金等の経済的支援は益々充実が求められていると言える。

わが国の奨学金制度は、日本学生支援機構をはじめ多くの奨学団体等が各種の事業を行っている。奨学金の支給形態としては、給付・貸与あるいは両者の併用がある。国の制度としては、日本学生支援機構の奨学金制度が規模的に最大で、学業継続のための経済的支援として重要な役割を果たしており、その他に地方自治体および民間団体の奨学金制度も数多くあり、修学困難な学生に対する支援としてそれぞれに大切な機能を果たしている。

しかし、それだけでは十分に需要をカバーしているとはいえず、本学ではこれらの現状を補完し、一人でも多くの学生が経済的支援を受けることができるように、表Ⅵ－１に示すとおり本学独自の奨学金制度（給付）や給付に代わり学費から差し引く学費減免制度、信販会社と提携した教育ローン「学費サポートプラン」等により経済的支援を実施している。

これにより、本学独自の奨学金や学費減免制度により経済的支援を受ける学生（延べ人数）は、平成２１年度：１，１２９名、平成２２年度：１，４６３名、平成２３年度：１，５２８名、平成２４年度：１，３３９名で、在籍者数の増減とも関係するが経済的支援を受けている学生数はこの４年間で２２．８％～２６．９％となっている。

特に、本学では白井奨学生制度（学業･スポーツ･社会活動分野）と入試制度による学費減免制度が実施され、学費減免者の割合（対在籍者数比）は、平成２１年度：２３．２％、平成２２年度：２６．２％、平成２３年度：２４．４％、平成２４年度：２２．０％で、この２つの減免制度によって本学学生に対する経済的支援が整備され、修学支援やスポーツ系クラブの活性化に大きく貢献していると考える。

また、日本学生支援機構奨学金（貸与）の１種・２種を併せての貸与件数は、平成２１年度：１，６１５件、平成２２年度：２，１１５件、平成２３年度：２,６１３件、平成２４年度：２，５８１件で、在籍者数増減にも関わらず貸与件数の割合はこの４年間は年々増加している。なかでも、予約採用者の急増が平成２１年度以降の特徴で、入学者に対する予約採用者の割合が年々増加傾向にある。このことは、早期に奨学金の貸与

を希望する学業継続が困難な低所得者層の子弟も入学しているという状況であり、今後もその貸与希望者が増加していくものと予想され、日本学生支援機構奨学金の存在は大きな意味を持っている。

本学では、各種奨学金等の説明会を毎年春のオリエンテーション時に２回（２年次生以上３月末、１年次生４月初旬）に分けて実施しており、配付資料に基づき奨学金やその他支援を必要とする学生に対して説明を行っている。なお、年々説明会出席者や問い合わせも多くなっており、平成２４年度からは４月の開催日を１回追加(土曜開催)し保護者の参加にも配慮を行なうことで、計３回の説明会を実施している。

そのほか本学では、従前よりアルバイト紹介を行っており、学生生活を過ごすうえで経済的問題解決の手段の一つとして、適切なアルバイトの機会が得られるよう配慮している。

なお、本学では天災等により災害救助法適用地域に指定され、住居または保護者等の住居の被害状況（家屋の全壊あるいは半壊）に応じ、授業料の減免を行う特別措置を講じており、掲示やホームページを通じて適宜学生等に周知している。平成２３年度は、東日本大震災に伴う被害による特別処置適用者が１名(減免額:２３２,０００円)であった。

表Ⅵ－１　給付奨学金・減免制度・貸与奨学金

区　分	名　　称	本　学	国・地方/民間
学費減免	白井奨学生制度	○	
	入試制度による学費減免制度	○	
給付奨学金	企業後援会奨学金	○	
	ＡＯ入試（スカラシップ）制度	○	
	学生奨励金“夢を実現させよう”	○	
	その他の奨学金		○
貸与奨学金	日本学生支援機構奨学金		○
	その他の奨学金・教育ローン	○（教育ローン）	○

本学が行っている経済的支援の　ア.学費減免、イ.給付奨学金、ウ.貸与奨学金について、具体的には以下のとおりである。

ア．学費減免制度

(a) 白井奨学生制度（学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野）

平成１８年度から白井奨学生制度を設け、学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野の３分野において優秀な成績や活動成果を収め、本学の模範生として将来様々な分野において活躍できる人材を育成するために学費減免【第１種（年間学費相当額減免）～第６種（年間学費１割相当額減免)】を実施し、優秀な学生に対する支援を充実させている。

申請時期が前年１１月から１２月であるため、１～３年次生が次年度の学費減免の申請対象となっている。模範生として様々な分野で活躍を期待できるという観点の下に、申請者の書類審査および面接等により、総合的に判断して採用者を決定している。また、スポーツ分野については、クラブの監督･顧問の推薦に基づき選考を行っている。

白井奨学生制度（学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野）の推移は、表Ⅵ－２に示した。この４年間の学業分野・スポーツ分野の採用者数は、増加傾向にある。

なお、改善方策を踏まえ文化活動対象者への経済的な支援を推進するため、平成２３年１１月に規程の改正を行い、従来の社会活動分野をより広範な社会・文化活動分野に改めたが、平成２４年度の応募者は０名であった。

表Ⅵ－２－１　白井奨学生（学業分野）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募者	66 名	78 名	61 名	61 名
採用者数	19 名	19 名	24 名	26 名
減免総額	6,916,800 円	6,759,600 円	6,078,400 円	6,550,000 円

表Ⅵ－２－２　白井奨学生（スポーツ分野）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募者	97 名	142 名	190 名	212 名
採用者数	97 名	142 名	190 名	212 名
採用者の競技種目	11 種目	12 種目	12 種目	11 種目
減免総額	57,011,200 円	86,686,200 円	112,236,600 円	121,591,000 円

表Ⅵ－２－３　白井奨学生（社会・文化活動分野）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募者	0 名	0 名	0 名	0 名
採用者数	0 名	0 名	0 名	0 名
減免総額	0 円	0 円	0 円	0 円

(b) 入試制度による学費減免

本学では、平成１９年度から学費減免（初年次の学費減免）を充実させ、これまでの併設高等学校のほかに指定校推薦入学・特別推薦入学・ＡＯ入試制度等を対象に加え学費減免制度を広げるとともに、公募制推薦や一般入試においても入学試験の得点によって初年次の学費の５割減免を実施している。さらにＡＯ入試（スカラシップ）制度Ⅱ種合格者の初年次の学費を１割減免するなど、経済的支援を考慮した学費減免制度の充実を図っている。

また、併設高等学校推薦入学・併設高等学校特別推薦入学ならびに指定校推薦入学による対象者については、２年次以上の在学者についても前年度１年間の学業成績が優秀であれば学費の２割減免を行っている。

なお、外国人留学生推薦入学による留学生に対しては、別途学費を減免することで支援している。

改善方策を踏まえ新たに本学志願者の多い実績校を中心に学費減免を行う「協定校制度」を導入し、平成２４年度入試から減免制度を適用するとともに２年次以降も成績優秀者の減免を実施することで、入試制度との併用でより経済的な支援の充実を図っている。

入試制度による学費減免の推移は、表Ⅵ－３に示した。平成２１年度以降減免者数は増加していたが、平成２４年度は在籍者数の減少もあり、減免者数・減免額総額とも減少している。

表Ⅵ－３　入試制度による減免者数

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 年生	954 名	1,221 名	1,219 名	1,005 名
減免額合計	237,666,500 円	306,781,400 円	318,024,600 円	273,386,600 円
2 年生以上	26 名	41 名	49 名	46 名
減免額合計	6,847,200 円	11,561,200 円	14,255,200 円	13,198,800 円
減免総額	244,513,700 円	318,342,600 円	332,279,800 円	286,585,400 円

イ．給付奨学金

(a) 企業後援会奨学金

平成１２年度に本学の教育目的に対し、民間企業などの賛同を得て設立された奨学金制度である。企業後援会奨学金選考委員会において、学業・人物ともに優秀で健康にして将来社会的に活躍が期待されるという観点から書類審査および面接を実施した上で、総合的に判断して給付者を選考している。募集時期を４月とし、募集対象も１～４年生の全学生を対象にしている。

また、スポーツ分野を設け、各種競技で顕著な活動成果を収め顧問･監督の推薦を受けた学生を対象に選考を行い、給付者を決定している。

企業後援会奨学金の推移は、表Ⅵ－４－１・２に示すとおりで、１口１０万円単位で実績等に応じて給付額を決定している。この４年間の自由公募枠・スポーツ分野枠とも、採用者数・給付総額は増加傾向にある。

表Ⅵ－４－１　自由公募枠

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募者	99 名	88 名	87 名	90 名
採用者	28 名	30 名	31 名	35 名
給付総額	3,000,000 円	3,000,000 円	3,100,000 円	3,500,000 円

表Ⅵ－４－２　スポーツ分野枠

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
推薦者数	4 名	8 名	13 名	13 名
採用者	4 名	8 名	13 名	13 名
給付総額	2,000,000 円	4,000,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円

(b) ＡＯ入試（スカラシップ）制度

この奨学金は、平成１２年度ＡＯ入試（スカラシップ）制度により設けられたものであり、この制度で入学した者に対して、入学後年間学費相当額（入学金含む）を給付するものである。

ＡＯ入試（スカラシップ）制度（Ⅰ種）の推移は、表Ⅵ－５に示した。平成２３・２４年度の新規採用者は０名であった。このスカラシップ奨学生については、入学後の学業成績や１年間の取り組み内容等について毎年審査することで、継続の可否を決定している。

なお、平成２１年度から新しい種別（Ⅱ種）を設定し、経済的に進学が難しい志願者が本制度を活用できるよう幅を持った制度に改め、Ⅱ種採用者については学費減免（１年次のみ）を行うこととした。このため、Ⅱ種採用者（平成２１年

度：２名、平成２２年度：１名、平成２３年度：４名、平成２４年度：１名）については、表Ⅵ－３の入試制度による学費減免者数に算入した。

表Ⅵ－５　ＡＯ入試（スカラシップ）制度

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
志願者	1 名	3 名	3 名	3 名
新規採用者	1 名	1 名	0 名	0 名
継続給付者	0 名	1 名	2 名	1 名
給付者総数	1 名	2 名	2 名	1 名
給付総額	1,248,000 円	2,296,000 円	2,096,000 円	1,048,000 円

(c) 学生奨励金“夢を実現させよう”

学生生活の活性化や学生のチャレンジ精神の喚起を促すために設けられた奨励金である。スポーツ・芸術・文化・ボランティア活動など様々な分野で夢の実現に向け努力している学生に対し、活動費の一部を援助するための奨励金を給付している。

学生部で申請を募り、夢を実現する目的・内容・計画性等が明確で意欲と実現の可能性がある計画であるかどうかという点を中心に、学生部長・学生部長代理･学生課長が書類審査および面接により総合的に判定し採用者を決定している。

学生奨励金“夢を実現させよう”の推移は、表Ⅵ－６に示した。平成２４年度は申請者数が５名と増加したが、採用者数は１名であった。

表Ⅵ－６　学生奨励金“夢を実現させよう”

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
申請者	0 名	0 名	0 名	5 名
採用者	0 名	0 名	0 名	1 名
給付総額	0 円	0 円	0 円	100,000 円

(d) その他の給付奨学金

本学以外の給付奨学金については、本学卒業生の同窓会組織である校友会をはじめ各民間財団がそれぞれの理念により設けている奨学制度と、地方自治体が設けている奨学制度がある。申込み条件のみならず基金の規模や経済情勢等にも影響されるため、募集が不確定で採用数も年度により増減することもある。奨学生の募集に関しては説明会や専用の掲示板にて周知を行っている。

なお、推薦にあたっては募集基準を満たしている者のうち、人物･学業成績が優秀な者を面接により選出し、各団体に推薦している。

受給状況の推移は、表Ⅵ－７に示した。平成２４年度は各民間財団と地方自治体を合わせて７団体から３７名（前年度比３名増）の採用であるが、在籍者数に対する割合は０．６％前後で４年間大きな変化は見られない。

表Ⅵ－７　その他の奨学金

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
採用団体	7 団体	7 団体	7 団体	7 団体
受給者数	25 名	28 名	34 名	37 名

年間受給総額	6,578,000 円	8,248,000 円	10,178,000 円	11,260,000 円

ウ．貸与奨学金

(a) 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構が意欲と能力のある学生に「教育を受ける機会」を保証し、自立した学生生活を送れるよう支援するために奨学金を貸与している。

奨学金の種類には２種類あり、第１種奨学金は無利息、第２種奨学金は年３％を上限とする変動金利制に基づく利息付きである。

日本学生支援機構奨学金の推移は、表Ⅵ－８に示した。第１種・第２種合わせて貸与件数は、平成２０年度を底に増加しており、平成２４年度の貸与件数は２，５８１件で前年度に比べ貸与件数が若干減少したものの、在籍者数に対する割合では増加傾向を示し、この４年間で１０ポイント程度増加している。

新入生の予約採用件数については、入学者数の減少（対前年度）にもかかわらず増加傾向を示す状況にあり、その多くが第２種奨学生となっている。

応募については、春の定時採用のほか、高等学校時の予約採用、緊急・応急採用、予算による追加採用、臨時採用等に区分される。春のオリエンテーション期 間中に各種奨学金説明会を実施し募集説明〔２年次以上対象：１回（３月開催)、新入生対象：２回（４月開催)〕を行っており、予約採用の手続き方法についても説明を行っている。その後期間を設けて募集を行い、出願書類・成績・所得基準に基づき、面談のうえ推薦者の選考を行っており、推薦の可否や必要に応じて追加採用の説明や日程等についても文書を送付して保護者や学生に連絡をしている。

表Ⅵ－８　日本学生支援機構奨学金

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ｱ. 貸与件数（1 種）	256 件	285 件	384 件	395 件
ｲ. 貸与件数（2 種）	1,359 件	1,830 件	2,229 件	2,186 件
ｳ. 貸与件数合計	1,615 件	2,115 件	2,613 件	2,581 件
ｴ. 内、併用貸与件数	106 件	110 件	119 件	111 件
ｵ. 内、予約採用件数	408 件	540 件	629 件	507 件
ｶ. 内、新規採用件数	330 件	344 件	342 件	230 件
ｷ. 内､緊急応急採用件数	15 件	14 件	18 件	5 件
ｸ. 貸与奨学生数(ｳｰｴ)	1,509 名	2,005 名	2,494 名	2,470 名
ｹ. 貸与額総額	1,442,714,000 円	1,922,460,000 円	2,384,682,000 円	2,362,370,000 円

(b) その他の貸与奨学金および教育ローン

貸与の奨学金については、ほとんどが地方公共団体の奨学金であり、民間財団の貸与奨学金はごく一部となっている。

募集期間をはじめ、出願資格・貸与金額・返還方法等条件は一様ではなくそれぞれ異なっている。選考基準については、多くの財団が経済的理由を優先し、成績を加味して選考している。

日本学生支援機構奨学金を除くその他の貸与奨学金の推移は、表Ⅵ－９に示した。在籍者数に対する貸与奨学生の割合は例年０．３％前後と少なく、平成２４年度は１４団体から２０名の奨学生が奨学金の貸与を受けている。その他の貸与奨学金については、説明会や専用の掲示板に募集や連絡事項等を随時掲示することにより、学生に周知している。

表Ⅵ－９　その他の貸与奨学金

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
採用団体	8 団体	11 団体	13 団体	14 団体
採用者	15 名	18 名	18 名	20 名
年間貸与総額	9, 324, 000 円	10, 404, 000 円	10, 200, 000 円	11, 064, 000 円

また、これまで本学に独自の貸与奨学金制度はなかったが、教育ローンとして平成２０年度から信販会社（オリエントコーポレーション）との提携により、学生の学業成績に関係なく保護者の一時的な経済負担を軽減できる「学費サポートプラン」を案内できるようになった。

このプランは、信販会社が申込者である保護者の所得審査を短期間で行うことにより、申込みから１週間で信販会社が融資を決定し不足分の学費を本学に一括納入するもので、その後、月々の分納により申込者が返済を行っていくプランである。ただし、信販会社のローンということで、手数料は従来の４．８％から平成２３年２月２５日に４．２％、平成２４年９月１日に３．９％と提携業者に協力を求め低くなったものの、他に比べ高い利率（年利）となっている。

なお、平成２３年度から学費の納付書に「国の教育ローン」と「学費サポートプラン」のパンフレットを合わせて送付することした。改善方策を踏まえこうした周知の徹底や取り組みにより、「学費サポートプラン」契約数は、平成２２年度：３件から平成２３年度：５７件・平成２４年度：１１２件と平成２３以降は急増している。

【点検・評価】

ア．学費減免制度

(a) 白井奨学生制度

この制度は、学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野において、優秀な成績や活動成果を収め、本学の模範生として活躍が期待できる人物に対し学費減免を実施しており、本制度については奨学金説明会やＷｅｂ等により周知している。採用される学生や保護者にとっては、これまでの給付奨学金に比べより早い時期（４月）に学費負担の軽減を受けることで経済的な支援となっている。

また、奨学生としての意識の向上や自らの目標･計画等を再確認させ、本学の模範生としての自覚や成長を促すために「白井奨学生の集い」を年２回実施するとともに、学内の美化活動に奨学生が参加するなど、奨学生が互いに切磋琢磨して成長できるように指導する機会を設けている。この奨学生に選出された学生は本学を代表する学生であるので、単に経済的支援だけでなく学生の更なる成長や活躍を支援する点からもこのような機会は有効と考えられる。

この奨学制度は、３分野を設けて申請を受付けることで、多様な学生に減免の機会を与えるとともに各分野の重複申請を認めるなど、奨学金の選考基準や方法等において独自性を発揮している。しかし、他の分野との重複申請者が近年いないので学生の奮起を期待したい。

学業分野については、学業成績が極めて優秀な者に申請の資格があるため、優秀な者にとっては次年度も学業の励みとなり、模範生としての良い動機付けにもなっている。入学者の減少もあり申請数は平成２３・２４年度６１名と変化はないが、改善方策を踏まえ一人でも多くの学生を支援していく方針のもと、平成２

３年度以降の採用者数は増加している。また、入試制度の学費減免制度の対象者に学業優秀者が多いことから考慮すると、全体的には他の分野とバランスは取れているものと考えられる。

平成２４年度の採用者（２６名）については、１年間の履修科目におけるＧＰＡ平均が３．１３ポイント（履修科目が全てＳ（９０点以上）評価で単位修得した場合、ＧＰＡが４．００ポイントを示す。）と高い評価（前年度比０．０９ポイント増）を得ているように、学業分野採用者については年度によりポイントの上下はあるもののこの４年間は引き続き高い評価を得ていることから、奨学生全員が学業に専念できる状況にあると考えられ、その意義は大きいと評価できる。

スポーツ分野については、採用者も多くこの制度の導入等によりユニバーシティクラブを中心として各リーグ戦や全国大会での入賞、さらに世界大会をはじめとする海外試合出場など活躍が著しい。また、奨学生の中からはプロ野球やＪリーグをはじめ、陸上競技等の社会人チームなどに進む学生もおり、各種目での奨学生の目標達成の支援の一助になっている。スポーツ分野の奨学生は、スポーツでの活躍のみならず他の学生からも信頼厚く、人間的な成長も培われていると考えられる。

ただし、スポーツ分野については、制度発足以来減免総額が増加しており、これまでの採用状況・減免額・活動状況等を参考に、平成２４年度以降はクラブ間での調整を行いながら、採用数等の見直しを行うことで対応している。

社会・文化活動分野については、文化･芸術活動を含めた諸活動において申請を受付けているが、これまで法科大学院生を除き学部の申請者はなく、文化活動で努力している学生の支援をしていく意味において、平成２３年１１月に名称を「社会活動分野」から「社会・文化活動分野」に改めたことで、文化活動に才能を発揮できる学生の支援であることを明確にできたと考える。今後も学生に対する奨学制度の周知や申請を促していきたい。

(b) 入試制度による学費減免制度

併設高等学校からの入学者に対する学費減免に加え、指定校推薦入学・協定校推薦入学・特別推薦入学・ＡＯ入試（Ⅱ種）等による入学者の学費減免制度の拡充は、受験機会の広がりと同時に入学者の経済的支援の幅を広げている。

在籍者数に対する全体の減免者の割合はこの４年間で１７．９％～２３．２％で推移している。特に、本学では１年生に対する初年次の学費減免を充実しており、学年別減免者数の割合を見た場合、１年生の割合（平成２４年度：７６．７％）が年々増加し高くなっている。これは「一人でも多くの学生へ経済的支援を行う」とする到達目標の達成に対する評価と考えられる。２年次生以上の減免者数が極端に減少しているのは、GPA 基準を上回る優秀な学生が少ないことと、優秀な学生の一部が白井奨学生制度に採用されていることが起因している。

なお、優秀な学生においては、３年次終了時点で既に卒業に必要な単位数を数字的には満たすことができ、３年生後期に就職活動等も本格化するため、登録制限単位数すべてを登録しない場合がある。改善方策を踏まえこれまでの指定校推薦入学等の減免基準に関する履修条件について、平成２４年度の登録単位数から３年生のみ４０単位以上を３６単位以上に緩和し平成２５年度の減免に適用したことで、減免対象となる平成２４年度の成績優秀者も増加している。

本学への入学を志す受験生・在学生や保護者にとっては、経済的負担が軽減されたことはもちろん、入学後も学業成績の努力次第で引き続き減免を受けること

が可能になり、対象者の学習意欲の向上に繋がる制度である。また、減免基準が前年度１年間のＧＰＡ評価のみで判定されることから、卒業まで１年単位で再チャレンジが可能となり、大きな経済的支援となりうる制度であることは評価できる。

平成２４年度の併設高等学校推薦入学・指定校推薦入学・協定校推薦入学者で、入学金相当額の減免に加え２割以上の減免を受けた新入生２７６名（併設高等学校推薦入学者１１６名、指定校推薦入学者９５名、協定校推薦入学者６５名）について１年間の成績を調査した結果、各学部・学科のＧＰＡ平均より高い学生が１６２名、低い学生が１０２名、学籍異動１２名という結果で、対象者の５９％（昨年度より２ポイント増）が各学部・学科の平均より高いＧＰＡ評価を得ており、入学後も引き続き学業に励んでいると評価できる。

なお、本学への志願者の多い実績校を中心に学費減免を行う「協定校制度」を平成２４年度入試より導入したことで、経済的な支援（受験料の免除を含む）を充実させることができたと考えるが、今後は協定校推薦入学による減免者の入学後の学業成績向上が課題である。

イ．給付奨学金

(a) 企業後援会奨学金

この制度が確立されたことで、本学の奨学金制度はより充実し幅広く学生に出願の機会を与えられることになった。また、採用者に対する経済的な支援は、これからの目標に向けさらに精進する動機付けとなり、その意義は大きいといえる。

白井奨学生制度（学業分野）のように学業成績の基準は厳しくないので、一定の学業成績を修め、大学生活における活動等を通じて優れた者に給付されることは、課外活動、資格取得、海外研修、経済的事情と多様な学生に応募のチャンスがあり、その中から将来社会的に活躍が期待される人材を選考できる可能性は大きいと考えられる。

募集時期を奨学金の関心が高くなる４月としており、学生に説明会等で明確に周知できている。また、本奨学金については新入生の関心も高くこれから期待のできる新しい人材を選考する良い機会にもなっている。表Ⅵ－４のとおり自由公募者枠の応募者もこの４年間は９０名前後で推移している。寄附金を私学振興財団の基金にプールしておくことで複数年での消化が可能なことから、採用枠や予算枠にとらわれず総合的に判断し優秀な人物を奨学生として採用できており、採用数も平成２１年度以降増加傾向にある。

なお、これまで書類審査と面接の時間や内容を検討しながら集団面接（個人面接を含む）を行い、その結果により採用者を決定しているが、より人物重視の方向で審査を行なえていると考えられる。

また、スポーツ分野の採用者についても年々増加傾向にあり、全国大会への出場や優勝、さらに世界大会をはじめ海外試合等で活躍するなど優秀な競技成果を収めている。この奨学金給付を受けることで学費や遠征費用等経済的不安もなく学業やスポーツに専念できる環境が提供できていると考える。

日本経済の低迷によりこの４年間は企業からの寄附金も年々減少傾向にあり、限られた奨学基金の中で奨学生を選考しなければならないという状況は今後も続くと予想され、更なる基金の充実が求められる。このため、奨学金授与式において後援企業の方々と奨学生との交流を深める機会の提供など、奨学基金に協力い

ただいている企業に対して本学への理解を求め、今後とも基金の提供を継続いただけるよう積極的な取り組みが必要である。

(b) ＡＯ入試（スカラシップ）制度

経済的に進学が難しい志願者が本制度を活用できるよう検討を行い、平成２１年度から新しい種別（Ⅰ種・Ⅱ種）を設定した。このため従来の給付奨学金をⅠ種として、新たにⅡ種（初年次のみ入学金相当額に加え１割学費減免）を導入し幅を持った制度に改めＰＲを行った。これにより、平成２１・２２年度は優秀な入学者を獲得することができたが、平成２３・２４年度は選考の結果Ⅰ種の新規採用はなかった。

継続給付者については、前年度の学業成績や取り組みについても向上心があり、これからの目標や計画についても明確に設定しており、目標の達成に必要な資質や能力など今後の成長がいっそう期待される。

平成２４年度の継続給付者１名（４年生）については、国際的な関連行事のチューターとして活躍する等社会的な貢献をして卒業し、９月からは海外の大学院で専門知識を深めたいと留学の予定である。また、過去のスカラシップ奨学生で、卒業後大学院（海外・本学）に進学、平成２４年度には大学教員の採用内定を受けた奨学生もおり、今後の活躍が期待できる。但し、平成２３年度まで指導や助言を行なってきた継続対象者が、家庭内の事情によりやむなく平成２４年度の学業継続を諦めざるをえなくなってしまったことは残念である。

この制度は、学生や保護者にとっても経済的に大きな支援となる制度であるので、今後も目的意識の明確な能力のある学生の発掘と大学教育のフォローアップ体制の充実に努めていかねばならないと考える。

(c) 学生奨励金“夢を実現させよう”

意欲ある学生が夢に向かってチャレンジする精神を尊重し、その活動費の一部を援助することは、学生の励みとなり、学生生活の幅を広げることができる経済的支援制度のひとつとして意義あるものと考える。

窓口や説明会等において毎年問い合わせはあるものの、平成２１年以降実際の申請者はいなかったが、改善方策を踏まえこれまで以上に周知を図ることで平成２４年度の申請者は５名となり、そのうち意欲のある１名を採用することができた。募集時期の関係もあると考えられるが、今後も青春チャレンジコンテストへの応募者や問い合わせにくる学生などへの更なる周知を図り、支援していきたいと考える。

(d) その他の給付奨学金

返還の必要がない給付型の奨学金であり、また日本学生支援機構奨学金と併用できるものもある。採用者は経済的な支援を受けることで安定した環境のもと、各団体の期待に応えるべく勉学に打ち込み、概ね好成績で卒業後も社会で活躍している者も多い。これは、卒業後の見返りを求めていないかわりに、給付期間中は一定以上の学業成績が求められることが多いためで、採用者にとってより一層学業に励む良い目標となっている。

近年、民間財団・地方公共団体の給付奨学金は財政的な理由で縮小・募集停止などの場合もあり、大学が全ての募集状況・選考方法等を把握するのが難しいという問題点もあるが、平成２１年度以降は採用者数も少しずつ増加している。Ｗｅｂや電話による募集情報の把握に努めるとともに、説明会等でも募集の時期の見落としがないよう周知をしている。

奨学金申込や面談において、多忙な中でも複数の担当者で対応することで、申請内容・家庭および経済状況の客観的な把握や人物評価を行い、該当奨学金により適切な人物を推薦できるよう努めている。

なお､その他の給付奨学金は他大学の出願者と競合するため､採用されないケース、基準を満たし採用されたものの経済的な問題や学力基準等の理由により途中で退学や奨学金を辞退せざるを得ない学生もいるので、学業継続が出来るよう今後も学生に対する指導の充実を図る必要がある。

ウ．貸与奨学金

(a) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金については、学生・保護者の関心は高く、奨学金説明会には多くの学生や保護者も出席しており、特に平成２４年度から４月の説明会で土曜日開催を追加したことで保護者の参加も増え理解を深めていただいている。特に第２種の貸与月額の変更希望や無利子の第１種に対する要望も根強よく、説明会で保護者からの問い合わせも多い。

奨学金を希望する理由は、景気の悪化が原因でおきた倒産、リストラ、人員削減による失業、給与・手当てやボーナスの大幅カットによる家計所得の減少、教育費の負担増等があり、平成２３年の東日本大震災以降、本学では直接的な被害よりも間接的あるいは派生的な影響による経済的理由からの申請があった。

平成２１年度以降は、特に新入生の予約採用が増加している。表Ⅵ－８のとおり平成２４年度予約採用者数は入学者数の減少に伴い５０７名と前年度に比べ減少しているものの入学者に占める割合は３８．７％（前年度比１．３ポイント増）となり、この４年間入学者数の増減はあるものの、入学者数に対する予約採用者の割合は増加傾向であった。また、平成２４年度の新規採用（定時・追加・臨時採用含む）は２３０名で、これまでと比べ減少しており、在学定期採用の出願者数が推薦枠を下回っている。これは入学者の減少や予約採用者の割合が増加したことによると考える。

家計の急変については、東日本大震災による影響や個々の出願時の事由・詳細等の確認を行いながら対応し、緊急・応急採用により学生・保護者を支援している。平成２３年度は増加したが、平成２４年度は推薦枠の増加や後期の臨時採用募集等で出願の機会が増えたこともあり､採用者もこれまでに比べ減少している。

大学全体の在籍者数に占める日本学生支援機構奨学金貸与件数の割合も、平成２４年度は４４．０％となっている。 これは大学の全国平均 （平成２４年度：３８．１％）より６．０ポイント程度高い貸与率である。厳しい経済状況にある家庭からの進学者が増加している可能性もあり、これまで同様的確な推薦事務を行っていく必要がある。

日本学生支援機構奨学金は、基本的に毎年冬に行う継続手続きを通じて、卒業までの最短修業年限は奨学金貸与が継続され、返還義務や家庭の経済事情はもちろん、お金の価値観、責任感、自身の生き方について考える機会を与えられ、経済的効果だけでなく、人格形成の上でも大きな教育的効果を果たしていると考える。

以前は奨学生としての自覚を欠く学生も一部に見受けられたが、平成２２年度採用者より採用時に返還誓約書の提出が義務付けられ、採用説明会や継続手続き説明等においてもこれまで以上に返還の重要性と借りすぎ防止を指導する等、機会を捉えて奨学生に対する指導と自覚を深めさせている。

なお、厳しい経済状況にある低所得者や母子家庭にとっては、家計所得の減少に伴い日常の生活費もままならず、奨学金を学費に回す余裕がなくなり学業継続が困難となる学生も見受けられる。そのため、貸与途中で学費未納による除籍者となるケースも増えてきており、本学では未納対象者に対し事前に文書を送ることで指導の強化を図っている。

また、選考過程において家計状況の十分な把握が困難である場合や面接時間を十分に確保できていない状況等については、事務担当者の資質向上と時間の確保、保護者と電話による確認を行うなどその把握に努めることで、可能な限り的確な推薦事務を行っている。

予約採用者が増加した関係で、高校の出願時において保証制度を安易に考えている保護者も多いため、採用決定時の返還誓約書提出においてトラブルが発生する場合が見受けられる。このため、入学前に奨学金に関する案内書類を送付することで保護者に対する保証制度の理解・認識の向上に努めている。

推薦内示数については、平成２１年度以降は少しずつではあるが第１種・第２種とも増加に転じているものの、平成２３年度までは推薦内示数が出願希望者の急増に対応できず推薦できない希望者がたくさん出て、残存適格者数報告後に決定される９月の追加採用に頼らざるを得ない状況であった。平成２４年度は在学定期採用の出願者が減少し、推薦基準を満たした学生についてはすべて７月に推薦され採用決定できたので、学生や・保護者からの問い合わせも少なかった。但し、平成２２年度以降は採用決定後に返還誓約書類の提出が必要となり、提出書類についての問い合わせが増加している。

なお、平成２３・２４年度は在学定期採用が終了した後に臨時採用があったため、奨学金を希望する学生にとって出願の機会が増えることになった。学生の中にはいろんな理由で出願を諦める学生もいることから、今後も年度途中に出願の機会が与えられれば、的確な対応を行っていく。

(b) その他の貸与奨学金および教育ローン

民間・地方公共団体等の奨学金は、無利息の貸与奨学金も多く、学生やその家族に対する将来の負担軽減や生活費のサポートという意味から大きな役割を果たしている。

特に、地方公共団体の貸与奨学金の選考基準が、所得に大きなポイントを置いていることから、経済的に困難な学生に対して教育の機会均等を図るという大きな役割を果たしている。また、地元の地方公共団体ということで保護者にとって事前の相談もしやすく安心して貸与を受けることができると考える。採用後も日本学生支援機構奨学金の継続手続きのような事務手続きも少ない。ただし、日本学生支援機構奨学金との併用を禁止している地方公共団体等も多く、民間・地方公共団体等よりも貸与月額の大きい日本学生支援機構への出願を選択する傾向にある。

貸与者の多くを占める地方公共団体の奨学金については、その都度出願に対応しているが、大学として全てを把握しているとは言い難いので、改善方策を踏まえＷｅｂや電話による募集情報の把握に努め、今後もより多くの学生に出願の機会が与えられるよう努めている。

なお、本学と信販会社の提携による教育ローン「学費サポートプラン」については、年利の低下や学生の学業成績に関係なく保護者が申し込み出来る点は評価

できる。また、入学予定者の利用も可能となったことで、受験生にとっても費用負担の不安を解決する手段の一つになると考える。

平成２３年度から学費の納付書に「国の教育ローン」と「学費サポートプラン」のパンフレットを合わせて送付し周知の徹底を図ったことは、平成２３年度以降「学費サポートプラン」の契約者数の急増に繋がった結果と考える。特に成績不良による留年者等の利用が拡大していることから、経済的負担を軽減するために低学年次からの学業への取り組みをさらに指導していく必要がある。

なお、改善方策を踏まえ「学費サポートプラン」の年利は、毎年低下傾向にあり経済的負担も改善されてきてはいるが、他の貸与奨学金と比べまだ高い。保護者が無職や経済状況が厳しい場合には成約が難しい場合がある。

【将来に向けた発展方策】

ア．学費減免制度

(a) 白井奨学生制度

「白井奨学生の集い」を奨学生の主体性を活かした研修とすることで、今後も奨学生の意識向上を図るとともにコミュニケーション能力を高め、言動や行動等において後輩達の見本となり互いが成長できるようにしていく。また、他の学生の模範となるよう奨学生の指導にも力を注いでいく。

なお、学業分野については、支援を必要とする優れた学生をこれまで以上に採用できるように努めることで、在籍者数に対する割合を改善していく。また、採用者の学業成績や取り組みを把握し、必要な場合には面談を通して指導を強化していく。

スポーツ分野については、採用状況・減免額・活動状況等を参考に、減免総額の抑制等を視野に採用数や減免額等これまで以上に厳しく審査を行う。

社会・文化活動分野については、文化会クラブ等で活躍できる優秀な学生に対しても支援できるように、クラブ指導者を通して学生へ周知する。

今後も学生・教員はもちろんＷｅｂやメールによる募集の周知を徹底することで意欲のある学生に申請の機会を逃すことのないようにする。

(b) 入試制度による学費減免制度

入試制度による学費減免を実施することで、経済的支援を必要とする学生に対する支援は充実してきたものと考えられる。入学後も本人の努力次第で次年度の学費が減免されることを周知することにより、この制度の入学者における学業についての向上心を持続させ、社会に貢献できる人材をたくさん輩出していく。

なお、今回導入された協定校推薦入試による減免対象者にＧＰＡ評価の低下が見られたことは、教務課、教育開発支援センター、入試事務室等関係部署等で協議しながら学業成績の向上に関する更なる取り組みを検討する。

また、入学者のうち指定校推薦入試による学費減免者（評定平均値の高い２割以上の減免対象者）が以前に比べ減少傾向にあることは、今後も成績優秀な受験生の確保や減免の周知強化など、入試事務室や関係部署等による更なる取り組みの検討が必要である。

今後も学費減免者の学業成績の状況と減免者数または減免額の動向を見守り、学業の向上と経済的支援が図れるように努めていく。

イ．給付奨学金

(a) 企業後援会奨学金

学業、課外活動、資格取得、海外留学、経済的事情など多様な学生の中から優れた人材を選考することは難しいが、現在まで書類審査と集団面接（個人面接も含む）によって優秀な学生を選出してきた。今後は選考委員会において人物評価を十分に行うために面接時間の延長や面接内容等を検討しながら、総合的に優れた人材を採用していく。

また、多くの応募者の中から支援を必要とする優れた奨学生が採用できるように学生への周知にも力を入れていく。

「一人でも多くの学生へ経済的支援を行う」とするためには、本基金に対する支援の拡大が必要であり、引き続き新たな支援企業の開拓に努めていくよう働きかけて いく。また、大学では奨学金授与式において後援企業の方々と奨学生との交流を深める機会を今後も充実させ、交流を通じて後援企業と奨学生との相互理解と、奨学生の取り組み内容などを理解いただくことに力を注ぎ支援の拡大に繋げていく。

(b) ＡＯ入試（スカラシップ）制度

本制度に優秀な学生を確保できる環境は整えられてきている点を学校訪問や入試説明会で積極的に広報することで、これからも優秀な学生を獲得していく。なお、AO 入試における学力・人物評価方法についても更なる検討が必要である。

本制度の奨学生については、該当学部長･教務部長･学生部長をはじめ関係部署が協力体制で指導やフォローアップの充実を図り教職員が積極的に面談を行うなど修学・学生生活・留学等の指導をこれまで以上に充実させていくことで、奨学生の目標達成を支援していく。

(c) 学生奨励金“夢を実現させよう”

募集時期の関係もあると考えられるが、各方面で夢の実現のために努力している学生に応募のチャンスがあることを、奨学金説明会において過去の採用事例を挙げ周知の徹底を行う。興味のある学生や問い合わせにくる学生に対して、安易な理由の申請とならないよう引き続き窓口において申請指導に努める。また、今後もＷｅｂはもちろん青春チャレンジコンテストの応募者や新春夢トークの場において参加者に案内するなどいろんな機会を通じて周知に努め、積極的に学生の応募を促す。さらにゼミナール教員への周知にも力を入れ、教員を通じて学生の発掘や申請を促していく。

なお、申請者に対しては貴重な体験談を文章にして提出させる青春チャレンジコンテストを紹介し応募を促したい。

(d) その他の給付奨学金

奨学金申込や面談において複数の担当者で対応することで、申請内容・家庭および経済状況の客観的な把握や人物評価を行い、該当奨学金により的確な人物を推薦していく、また、採用者の学業成績や経済的な問題等に対する把握や指導に力を入れていくことで、一人でも多くの学生が経済的支援を受けることができるように努める。

なお、今後とも支援を必要とする学生には応募の機会を逃さないように、給付奨学金情報を説明会、掲示、学内Ｗｅｂ等により提供し、周知の強化を図る。

ウ．貸与奨学金

(a) 日本学生支援機構奨学金

予約採用者の増加が示すように早期に奨学金を必要とする学生も多くなり、関心も年々高くなっている。このため１年生対象の奨学金説明会については、日時や開催日を調整し多くの学生や保護者が出席できるようしていく。

入学者数の増減が年度により異なり、今後も支援を必要とする学生が推薦内示数を超過することも予想される。 このため面接においては、業務担当者が出願時の事由を詳細に確認し、緊急・応急採用に廻せる場合には採用区分を振り分け、早期に支援を必要とする学生ができるだけ多く採用されるよう対処する。６月下旬に残存適格者数の報告を行い、９月の追加採用まで相当時間がかかってくるので、今後も本人や保護者の中に経済的な不安を感じている者や、推薦基準から外れる者がたくさん出てくる場合も予想され、国の教育ローンや学費サポートプラン、他の奨学金情報を的確に紹介する等対応や指導を適切に行い、それぞれ対象者に対する不安の解消に繋げていく。

また、貸与奨学金は返還義務があり必要以外に借りすぎをしないよう出願時や採用説明会・継続手続き説明会等において奨学生に指導をするとともに、引き続き掲示や文書等により返還意識の向上に努める。平成２４年度満期者をもって原則卒業年次生に係る返還誓約書類提出が終了し、今後は満期予定者の返還指導に十分な時間をかけることが可能となるので、これまで以上に返還の重要性や延滞防止に力点を置いた指導に繋げていく。なお、学費未納による除籍者に対する返還指導等については、返還の重要性を理解して頂くために早期に保護者宛に文書を送付し、返還手続きや返還猶予の手続き等の周知を更に徹底し延滞防止に繋げていく。

今後も担当者研修に参加することにより、事務担当者の資質の向上に努め、的確な推薦事務や返還指導・猶予の手続きが徹底できるように、説明会や個別指導等で反映させる。

(b) その他の貸与奨学金および教育ローン

無利息の奨学金を取り扱う財団や地方公共団体等も多いので、今後も早い時期にＷｅｂ等を利用して募集情報の把握に努め、学生に無利息の奨学金情報をより多く提供することで日本学生支援機構奨学金に傾きがちな学生の選択肢を広げていく。

なお、奨学金の不採用者等を対象に最終の一時的な措置として「国の教育ローン」や「学費サポートプラン」の案内にも努め支援する。

また、「学費サポートプラン」の年利については、年々低下し３．９％と改善されているが、今後も少しでも低金利になるよう引き続き提携業者に協力を求めていく。

② その他の支援

【現状説明】

ア．アルバイトの紹介

アルバイトは、学生生活を過ごすうえで経済的問題の解決手段の一つであり、有意義な学生生活を過ごすための手段の一つでもある。学生にとって適切なアルバイトの機会を得られるよう配慮することは経済支援のためにも重要なことと考えられ

る。本学ではアルバイト求人の受付および学生への紹介を行っている。アルバイト求人・紹介数の推移は、表Ⅵ－１０に示したが近年減少傾向にある。

なお、本学では１年次生に対しては学生生活への適応と学業に専念できる時間を確保させるために、原則アルバイトを禁止しており、紹介も行っていない。ただし、保証人連署のうえ学生課に申し出た場合には紹介を行っている。

表Ⅵ－１０　アルバイト求人･紹介数

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
求人件数	40 件	29 件	29 件	32 件
紹介人数	50 名	14 名	8 名	11 名

※ 入試事務室が主体となり別途学生アルバイトの募集を行っているオープンキャンパスのアルバイト数は本表には含まない。

イ．青春チャレンジコンテスト

本学では、自己の可能性への挑戦やチャレンジ精神を支援するために、平成２０年度から「青春チャレンジコンテスト」を実施している。それまでの懸賞論文コンテストから内容を一新し、学生の貴重な体験談を文章にして提出させ、形式･書式、文書作法、内容･構成等に基づき学生部委員会で審査し表彰を行っている。

テーマは自由とし、７月に募集を行い、１０月末に締め切り、１１月～１２月に学生部委員会で審査を行い、１月新春夢トークにて表彰を行っている。金賞、銀賞、銅賞の各入選者には、表彰状と賞品を授与している

応募状況等の推移は、表Ⅵ－１１に示した。 平成２４年度の応募数は７件、入選作品は、２件（銀賞１件・銅賞１件）であった。

表Ⅵ－１１　青春チャレンジコンテスト

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募数	11 件	6 件	11 件	7 件
採用数	5 件	3 件	3 件	2 件
給付総額（旅行券）	150,000 円	90,000 円	110,000 円	80,000 円

ウ．キャンパスマナー川柳

本学では、キャンパス内におけるマナー向上をテーマに、学生の感性溢れる意欲的な川柳の募集を毎年７月に行い、１０月末に締め切り、１１月～１２月に学生部委員会で審査を行い入選作品を決定している。川柳には、キャンパスマナーに対する関心やマナー向上に向けた主張が短い文言の中で表現されている。

入選作品については１月新春夢トークにて表彰を行うとともに、学内で公表している。金賞、銀賞、銅賞の各入選者には、表彰状と賞品を授与している。

応募状況等の推移は、表Ⅵ－１２に示した。平成２４年度の応募数は１８５件、入選作品は、１０件（金賞１件、銀賞１件、銅賞８件）であった。

表Ⅵ－１２　キャンパスマナー川柳

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募数	157 件	200 件	191 件	185 件
採用数	8 件	7 件	10 件	10 件

給付総額（図書券）	33,000 円	32,000 円	39,000 円	39,000 円

【点検・評価】

ア．アルバイトの紹介

学生課で紹介するアルバイトは、学生にとって経済的問題の解決に有効であるほか、就職前の社会勉強にもなっており、適度なアルバイトは学生生活を有意義なものにするといえる。アルバイトの内容については、大学が求人の登録受付時に学生に代わって職種や労働条件等を確認し、学生に安心・安全なアルバイトを紹介しているため、安心してアルバイトを選ぶことが出来る。

ただし、インターネットや携帯電話が普及しアルバイト求人の募集方法も大きく様変わりをしており、大学を通じての求人登録件数は年々減少している。また、学生のニーズに合う求人が届かないこともあり、求人や紹介数も平成２２年度以降は大幅に減少している。但し、本学が実施するオープンキャンパスでは、別途入試事務室が主体となり学生のアルバイトを募集している。毎年６月～１０月〔土・日実施、但し年度により開催回数等（平成２４年度：６回）が異なる〕に開催され、学生がアルバイトとして活躍している。このアルバイトの延べ人数は平成２１年度：２５３名、平成２２年度：２９５名、平成２３年度：３６８名、平成２４年度：４１６名と年々増加し学生の人気も高いので、安全で安心できるアルバイトの提供ができているものと考える。

アルバイトで本学の学生に人気があるのは、各種資格試験の補助監督業務や経理事務作業のようなアルバイトであるが、平成２２年度から本学を試験会場として夏季に実施していた国家試験の会場が変更となり、主催者が派遣会社に求人依頼することで本学学生に対するアルバイトの求人依頼がなくなったことも紹介人数の減少に大きく関わっていると考える。また、奨学金受給者の増加や貸与金額変更等により、学生が経済的な面でアルバイトをしなければならないという状況が少しずつ変化していることも要因として考えられる。今後とも求人や紹介数の動向と学生の経済的な要因との関係で分析していく必要がある。

イ．青春チャレンジコンテスト

夢や目標に向けチャレンジしたことや大学生でしかできない体験内容を文章にまとめて提出させることで、学生のチャレンジ精神を高めることはもちろん、文章能力・表現力・創造力などの向上も大きく期待できるものと考える。

また、本学にとってもチャレンジ精神旺盛な学生を発掘できる良い機会であり、本人の頑張り・努力を評価できるという点で大きな意義がある。なお、審査結果については各委員から所見等を付けて文書で通知をしている。この評価の返却は応募学生の今後の成長へ繋がるものと考えている。

応募数の推移は、表Ⅵ－１１のとおり。特に平成２３年度は東日本大震災のボランティア活動に参加した体験談をはじめ学生から有意義な学生生活に関する作品が増加した。

なお、改善方策を踏まえ、平成２４年度は審査基準についてもこれまで以上に活動の目的、独創性、意欲、学びや気づきなど学生のチャレンジ内容に重点をおいた審査に変えることで、今後の活躍に期待できる学生の発掘にむけその独自性を発揮している点は評価できると考える。今後もゼミナール教員等への周知により、学生

に関心を向けさせ意欲のある学生が多く応募することで、優秀な学生を表彰したいと考える。

ウ．キャンパスマナー川柳

キャンパスマナーをテーマに学生が日ごろ感じたことを川柳として５－７－５の言葉の中に表現している。学生の感性はもちろん学生のマナー意識向上に大きく期待できるものと考える。

応募数の推移は、表Ⅵ－１２のとおり。ゼミナール担当教員の理解や協力もあり学生の提出意欲や関心も高いので、意義のある取り組みとして評価できる。

入選作品については１月新春夢トークにて表彰を行うとともに、学内で公表することにより学生に共感を与えるとともに川柳に対する理解を深めており、学生の応募意欲を向上させ、学生の感性を刺激するような作品に対する期待も大きくなっている。

【将来に向けた発展方策】

ア．アルバイトの紹介

アルバイト求人の募集方法も大きく様変わりをしている状況の中で、大学が今の学生のニーズに合った安全で安心できるアルバイトの提供ができるよう、これまで以上に斡旋内容の確認に努め、今後も学業に支障をきたさないように学生へのアルバイト指導の充実を図っていく。また、オープンキャンパスのアルバイトでは、受験生とコミュニケーションを取りながら大学を案内・説明することによって、大学の理解を深めるとともに本学の学生としての認識を高めていることは、アルバイトを兼ねて今後の学生生活を有意義に過ごす一助になると考える。今後も安全で安心できるアルバイトとしてオープンキャンパスの活用を運営主体の入試事務室に働きかけていくとともに、大学における他の補助業務等についても、学生が授業のアキ時間等利用してキャンパスでアルバイトとして就労できないかどうか、検討していきたいと考える。

イ．青春チャレンジコンテスト

夏期休暇における体験内容等を提出する学生も多いが、多彩なテーマで応募させるために、学生への周知については引き続き掲示のみならずＷｅｂやメールにより早期から告知を行うなど更なる工夫を行う。また、今後も窓口での説明に力を入れ学生の理解を深め執筆意欲の向上を図る。学生奨励金“夢を実現させよう”の問い合わせにくる学生などにも、青春チャレンジコンテストの説明を行い学生の応募を促していく。なお、学生のチャレンジ精神や行動力の向上を育むためには、教員からのアドバイスや激励が必要で今後もゼミナール担当教員への協力を図っていきたい。さらに、本コンテスト入選者の才能を伸ばすためにも、入選者には「新春夢トーク」での発表や学外の類似のコンテストなどへの挑戦を積極的に促していく。

ウ．キャンパスマナー川柳

マナー川柳については、ゼミナール担当教員の理解があって応募者も多いので、引き続き学生や教員の理解を深めていただけるよう更なる周知に努めていく。なお、審査においては外部の投稿作品等にも注意しながら、今後も客観的に審査がなされるように努める。また、いろんな方法で川柳の投稿ができるよう、今後はＷｅｂによる投稿も積極的に活用していきたいと考える。

３．学生への生活支援は適切に行われているか。

〔学生の生活支援の適切性〕

（１）心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

【現状説明】

健康で有益な人材を数多く社会に送り出すことが､本学の使命のひとつであると考える。このため、全学で生活相談、学生の健康保持・増進および安全・衛生への支援や取り組み等を積極的に行い、しっかりと自己管理のできる学生の育成を目指し支援に努めている。

なお､大学生の薬物乱用事犯が社会問題として大きく取り上げられており､本学においても学生が健康で安全な学生生活を送るために､「薬物乱用防止に関する教育」を重要な課題として位置づけ、取り組みを行っている。さらに、急性アルコール中毒の防止に対する取り組みや安全で快適な寮や下宿の紹介を行うことで､学生が安心して生活ができるように努め､バイク通学者を対象として毎年１回春に交通安全講習会を開催し、学生の安全に配慮した取り組みも実施している。

具体的には、以下のような支援を行っている。

①　学生相談

本学では、学生生活を送る上で悩みとなる勉学、進路、人間関係、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる相談に応じる場として、学生相談センターを設けている。センタースタッフとして専門のカウンセラーやアドバイザー等を配置し､サポートを行っている。近年自己をコントロールできずキレるという行動を起こす学生、すぐ泣きじゃくったり、引きこもったりする精神的に不安定な学生が増加している。また、社会や情報ネットワーク環境の変化で人と接する機会が少なくなったために､対人関係を築くことが難しい学生が多くなってきている。

ア．利用者数の推移

利用者数の推移は、表Ⅵ－１３に示した。 平成２４年度は前年度の利用者数の６割と大幅に減少した。要因は、カウンセラーの異動（２名減員・１名増員）に起因する継続来談者の減少、学内の支援体制の強化（教務課での学習相談・キャリアセンターでの就職相談・学習支援室での学業支援）の充実により、初回から心理相談のみを目的に来談する学生が中心となってきたことも理由として挙げられる｡さらに発達障がい関係の相談は､気分で来室することが多く継続に至らないことも挙げられる。

イ．相談内容の推移

相談内容は､「心理相談」がほとんどとなっている。その多くが、学生生活への不適応で、その内訳は、発達障がい・知的障がい・精神障がい・人間関係・進路変更などである。このうち発達障がい・知的障がいについては、本人に了解を得て家族にも来談していただくカウンセリングを行なうことが増加してきている｡精神障がいについては､本学に協力願っている各クリニックに対応を依頼するケースや本人が通院しながら当センターのカウンセリングを利用するケースなど外部医療機関との連携を図りながら支援している。

ウ．運営の推移

現在､「学生相談センター」として本館４階（平成２０年９月から）にカウンセリングルームを設け、週６日学生の総合的な相談に応じている。運営の推移は、表Ⅵ－１４に示した｡カウンセラーの異動により、平成２４年度はカウンセラー３名（専任カウンセラー･不登校の専門カウンセラー･発達障がいの専門カウンセラー、内、臨床心理士２名）に事務職員２名の体制で学生支援をしている。

なお、カウンセラーの「ケース報告会」を半期に１回開催している。また、カウンセラー間の情報交換や事務職員との連絡を密にし、次半期の対策・改善を目指して話し合いを行うとともに、ケースにより必要に応じて報告会を随時開催し対応を検討している。

表Ⅵ－１３　年度別 学生相談センター利用者数（延べ人数）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学業	8	0	4	3
進路	0	0	0	0
生活	6	3	0	0
心理	477	474	472	284
テスト	0	0	6	0
その他	7	3	1	0
計	495	480	483	287

〔相談内容の詳細〕

学　業：履修登録、勉強方法、転学部（学科）・編入学、資格取得など
進　路：進路変更、就職活動の方法、職業適性、官公庁・企業・団体など
生　活：課外活動・日常生活における諸問題、各種奨学金など
心　理：対人関係の悩み、抑うつ感、摂食障害（過食症・拒食症）、不登校、箱庭による自己探求など
テスト：描画（風景構成法）、質問紙法（YG・TEG）など
その他：各種問い合わせ、上記に属さない内容

表Ⅵ－１４　学生相談センター（カウンセリングルーム）運営の推移

年　度	名　称	場 所	構成人員	開室曜日・開室時間	備　考
平成 21 年度	学生相談ｾﾝﾀｰ	本館 ４階	カウンセラー　４名 （内、臨床心理士２名） 事務職員　　２名	心理/月～土曜日 10:00～16:00 その他/月～土曜日 9:00～17:00	開室日数 274
平成 22 年度	学生相談ｾﾝﾀｰ	本館 ４階	カウンセラー　４名 （内、臨床心理士２名） 事務職員　　２名	心理/月～土曜日 10:00～16:00 その他/月～土曜日 9:00～17:00	開室日数 281
平成 23 年度	学生相談ｾﾝﾀｰ	本館 ４階	カウンセラー　４名 （内、臨床心理士２名） 事務職員　　２名	心理/月～土曜日 10:00～16:00 その他/月～土曜日 9:00～17:00	開室日数 278
平成 24 年度	学生相談ｾﾝﾀｰ	本館 ４階	カウンセラー　３名 （内、臨床心理士２名） 事務職員　　２名	心理/月～土曜日 10:00～16:00 その他/月～土曜日 9:00～17:00	開室日数 274

② 健康管理

本学の学生および教職員の健康管理のために「保健センター」を設置している。事務スペース・診察室・処置室・静養室を完備し、スタッフは契約の校医１名、常勤の看護

師２名の計３名を置いている。「保健センター」では、定期健康診断およびスポーツ検診、健康相談、応急措置、健康増進に関する啓蒙活動などの健康管理業務を行っている。

主な年間業務内容については、次のア.～ウ.のとおりである。

ア．定期健康診断およびスポーツ検診

学校保健安全法にもとづいて毎年１回２～４月にかけて定期健康診断を実施している。この４年間は検査項目に変更はなく、表Ⅵ－１５に示した。受診状況の推移については、表Ⅵ－１６・１７に示した。

定期健康診断は、例年同時期に実施している。在籍者数の増減もあり年度により受診者数に増減はあるが、この４年間の全体の受診率は７７．５％～７９．３％で９０．０％以上の目標値を下回ったまま推移している。

年次別にみると１年次生は、オリエンテーションでの説明が効果的に作用していると思われ、毎年９５％前後の受診率で、受診率の一番低い学年は７０％前後の３年生となっている。４年生は就職活動に必要な受診証明書の発行に必須であり例年８０％前後であるが、近年は若干低下の傾向がみられる。逆に２年生の受診率は若干増加傾向となっている。

なお、表Ⅵ－１８の胸部Ｘ線検査における有所見数と要医療者数に示すとおり、胸部Ｘ線検査における有所見数については年々減少しており、平成２３年度以降は０名となっている。

尿の二次検査を受診しそのうち精密検査対象となった人数（割合）は、平成２１年度：１２名（２５．５％）、平成２２年度：６名（１５．０％）、平成２３年度：２４名（１７．４％）、平成２４年度：１２名（２１．８％）であり、その割合は増加傾向にある。

また、スポーツ系クラブ・サークル所属学生（以下スポーツ系学生とする）を対象に６月下旬に実施する「スポーツ検診」がある。検査項目は、表Ⅵ－１５のとおり心電図検査（血圧検査を含む）を行っている。ユニバーシティクラブ１０団体と独立クラブ・サークルなどを含めスポーツ系クラブに所属する団体（３３～４０団体)が毎年受診しており、夏期合宿前には結果が出るようにしている。スポーツ検診受診者数と受診率の推移は表Ⅵ－１９、ユニバーシティクラブの受診率は表Ⅵ－２０にそれぞれ示した。

この４年間の受診率は８１．８％～８６．９％で、平成２４年度は前年度より増加しているものの、平成２１・２２年度よりは低くなっている。クラブ・サークルにより受診率には非常にばらつきがあるものの、女子は１００％のところが多い。連絡の徹底ができていないため受診率の低い団体もあり問題点と考えている。ユニバーシティクラブの受診率は１００％のクラブもあり、平均でも９０％以上と高いほうであるが、全員受診までには至っていない。４年間受診率１００％のチアリーダー部は、近年全国大会での入賞など競技成績も向上している。このように受診率の高いクラブは活動が活発でモチベーションも高く結果に繋がっている。

表Ⅵ－１５　健康診断年次生別検査項目

区分	胸部Ｘ線（間接）	身体測定（身長・体重）	検尿（蛋白・糖）	内科検診	聴力（1000・4000）	視力検査	心電図検査（血圧検査含む）
１年生	○	○	○	○	○		
２年生	○	○	○	○			

3年生	○	○	○	○			
卒業年次生	○	○	○	○		○	
Ⅵポーツ検診							○

ー

１６　健　表Ⅵ－１６　健康診断受診者数と受診率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診数	3,692名	4,254名	4,800名	4,548名
受診率	78.3%	78.3%	79.3%	77.5%

表Ⅵ－１７　年次生別受診率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
１年生	93.8%	96.4%	97.2%	95.3%
２年生	75.5%	76.9%	75.9%	80.1%
３年生	71.7%	64.9%	70.0%	68.6%
４年生	79.5%	80.1%	78.8%	77.3%
留年生	21.0%	19.2%	18.4%	19.5%

表Ⅵ－１８　胸部Ｘ線検査における有所見数と要医療者数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
有所見数	2名	1名	0名	0名
要医療数	0名	0名	0名	0名

表Ⅵ－１９　スポーツ検診受診者数と受診率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診数	700名	872名	994名	879名
受診率	86.3%	86.9%	81.8%	85.0%

表Ⅵ－２０　ユニバーシティクラブの受診率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
アメリカンフットボール部	92.1%	95.8%	88.1%	76.8%
硬式野球部	79.0%	86.4%	59.2%	73.3%
ゴルフ部	87.0%	75.0%	83.0%	86.0%
サッカー部	92.2%	100.0%	96.4%	95.9%
チアリーダー部	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
バスケットボール部	97.2%	87.2%	91.9%	89.1%
バレーボール部	86.7%	100.0%	96.8%	93.9%
陸上競技部	100.0%	94.8%	95.7%	96.3%
ラグビー部	87.0%	97.8%	92.5%	100.0%
吹奏楽部	88.9%	83.3%	93.5%	100.0%

イ．保健センターの利用状況

保健センターでは､月曜～土曜の９時から１７時まで応急処置･健康相談･医療機関や学生相談センターの紹介･血圧･体重･体脂肪率などの測定を行っている。

利用状況内訳は、発熱・咽頭痛・鼻汁・咳などの風邪症候群や腹痛・下痢などの胃腸症状および頭痛などの「内科的疾患」、打ち身・切り傷・スポーツ外傷による捻

挫・腱損傷などの「外科的疾患」、身体の不調に内在するメンタルヘルス・受診相談などの「相談」およびベッドでの「休養」、計測器具によるメディカルチェック「計測」に分け、その推移を表Ⅵ－２１に示した。

利用人数は、平成２３年度以降減少傾向にある。利用内訳の割合については、年度により多少増減があるものの特徴的な大きな変化はない。

「内科的疾患」では、応急措置的に薬の頓用やベッドでの休養で軽快がはかれない場合、緊急性を判断し医療機関へコンタクトをとるなど適切な対応に努めている。また、毎年近隣の医療機関の診察日など確認し最新の情報のガイドマップを作成して学生が受診しやすいように配慮している。

「外科的疾患」では、バイク、自転車での転倒事故等による擦過傷、切傷、スポーツ外傷による捻挫、腱損傷などが主で、中には医療処置が必要なケースもあり近隣の医療機関を紹介したり、搬送している。

利用状況のうち一番多いのが「相談」と「計測」で、毎年３割前後を占めている。「相談」は身体症状に対する内容が主である。「計測」は時間があるときに数人で体脂肪、体重、血圧の測定に来る学生が一定数いる。

「休養」の割合は比較的少ないが、高熱、腹痛、体調不良等によるベッドの利用数である。

表Ⅵ－２１　保健センター利用状況内訳

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
内科的疾患	175 名 (8.8%)	201 名 (9.9%)	118 名 (6.3%)	117 名 (8.3%)
外科的疾患	462 名 (23.2%)	476 名 (23.4%)	383 名 (20.3%)	374 名 (26.7%)
相談	608 名 (30.6%)	612 名 (30.1%)	646 名 (34.3%)	456 名 (32.5%)
休養	94 名 (4.7%)	113 名 (5.6%)	72 名 (3.8%)	71 名 (5.1%)
計測	650 名 (32.7%)	631 名 (31.0%)	665 名 (35.3%)	385 名 (27.4%)
総合計	1,989 名 (100.0%)	2,033 名 (100.0%)	1,884 名 (100.0%)	1,403 名 (100.0%)

ウ．情報提供

平成２１年度は豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザの流行があり、ホームページに「新型インフュルエンザの知識と対策」「新型インフルエンザの対応」を掲載、罹患状況の把握や罹患リスト作成に努めた。平成２２年度は「大学生活と感染症」「生活のリズムについて」についてホームページに掲載、掲示物も作成した。平成２３年度は「キャンパス内全面禁煙」をホームページに掲載、牛肉生食事件の発生時には食中毒予防のパンフレットを掲示した。平成２４年度は「ノロウイルスの流行」をホームページに掲載し早めの注意喚起をしている。世界禁煙デーの５月３１日は、学生・教職員に禁煙の重要性を再認識する機会と捉えて、ＷＨＯのスローガンを毎年紹介している。夏には、「熱中症に注意」のパンフレットを作成し各クラブにも情報提供し熱中症予防に努めている。 食育活動の啓蒙にパ

ンフレットを活用したり、冬はマイコプラズマ感染症やインフルエンザの流行時等には時期に応じた情報を提供するとともに注意喚起をしている。

なお、喫煙対策の把握資料として定期健康診断受診時に受診者の喫煙状況の調査を実施し、喫煙率の推移を表Ⅵ－２２に示した。喫煙率は平成１６年度から調査しているが数値的には年々減少しこの４年間も低下傾向は持続している。なお、平成２０年度頃より女子学生の比率が少しずつ上昇、平成２４年度の女子学生数は１，０７２名となり、在籍者数に占める割合が１８．３％を占めるようになった。平成２４年度の女子の喫煙率（１年生：４．９％、２年生：４．６％、３年生：６．６％、４年生：１０．６％）は、男子禁煙率の１/２～１/４程度ではあるが、男子と同様学年ごとに喫煙率の上昇傾向が見うけられる。中学・高校での喫煙防止対策が浸透し１年次生の喫煙率は年々低下し続けているが、年次が進むに従い喫煙率が上昇することには男子も女子もあまり変化が見られない。

本学では、従前より受動喫煙に対する情報やタバコによる健康被害の情報提供について看板作成などで啓蒙活動を行うとともに、呼気中の一酸化炭素濃度の測定やニコチン依存度チェックなどの禁煙指導を行っている。

ゼミナールにおいては、全学的な取り組みであるキャンパスマナーの一環として、喫煙マナーについて指導を行うことで、タバコによる受動喫煙についての問題を自覚させ意識向上を図っている。

また、学内巡回や学生指導を行うことで学生の理解を深め、タバコによる健康被害を少なくするための取り組みを行っている。且つ屋外にある灰皿を減らすなどの取り組みを実施し、年々喫煙場所を減少させてきた。こうした取り組みを踏まえ、全学をあげて学生･教職員の意識向上を図る指導や取り組みを強化し前進させていくとともに、卒業まで喫煙しないノンスモーカーを社会に送り出すことを強化目標とし、平成２３年４月からキャンパス内全面禁煙を実施している。

健康の一環として食と睡眠を中心とした規則正しい生活習慣の啓蒙に努めることは、重要である。改善方策を踏まえ、平成２３年度からリーフレット「食事バランスガイド」を購入して寮生・一人暮らしの学生等に配付し、平成２４年度は吹田市福祉保健部保健センターに協力を願い、講演会等を開催することで食育活動の啓蒙推進に努めている。

急性アルコール中毒の防止に関しては、新入生のオリエンテーションや各ゼミを通して注意喚起を促している。特にクラブ・サークルへの指導では、クラブ・サークル代表者連絡会において、大学生による急性アルコール中毒の事件等を紹介しながら指導を行うとともに、平成２３年度より事故防止対策としてリーダーズ研修会の中で「急性アルコール中毒者に対する初動対処等」の講習を行っている。また、平成２４年度より「アルコールハラスメント防止に関する誓約書」をクラブから提出させ、１２月にはクラブ指導者・顧問に飲酒による事故に対する注意文書を配付するなど事故の防止に努めている。

表Ⅵ－２２　定期健康診断受診者の喫煙率

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 年次生	15.3%	11.8%	10.1%	9.4%
2 年次生	27.0%	22.5%	15.0%	13.2%
3 年次生	35.6%	28.7%	30.5%	21.1%
卒業年次生	34.1%	34.4%	32.0%	31.1%
全学生 平均	24.4%	20.9%	20.0%	18.0%

スポーツ検診受診者	18.4%	16.3%	14.1%	13.1%

③　薬物乱用防止の教育的支援

近年、わが国では若者による薬物乱用事犯が増加傾向を示す中、特に大学生の薬物乱用事犯は、社会問題としてマスコミ等でも大きく取り上げられた。また、本学においても平成２０年度：１名、平成２１年度：１名、平成２２年度：１名とこれまで３名の逮捕者が出るなど、薬物事犯は身近に広がりを見せてきていた。

このため、改善方策を踏まえ講習会の開催等継続した対策に取り組んだ。薬物乱用防止対策として、平成２０年度以降の冬期リーダース研修会においては、毎年大阪府警察署から講師を招きクラブ・サークルのリーダーに対する講演を行っている。平成２４年度は「薬物乱用防止講習会」を実施しリーダーを含むクラブ・サークル生約４６７名が出席した。

また、平成２１年４月より大麻をはじめ薬物乱用防止にむけた啓発活動の徹底にむけ全学をあげて取り組んでいる。新入生に対しては、オリエンテーションにおいてＤＶＤ（監修：警察庁）の上映と違法薬物に関する資料を配付し、薬物乱用防止の指導を行った。各ゼミナールにおいても薬物乱用防止についての注意喚起の指導を行っている。

平成２２年度から一般学生を対象として大阪府警察署から薬物捜査の専門家を講師に招き講演を行っている。 平成２２年度：約３００名、平成２３年度：約１６０名、平成２４年度：約２４０名が出席し、啓発活動の徹底に努めている。こうした取り組みにより、平成２３・２４年度の薬物事犯は０件となった。

④　寮･下宿

ア．男子寮･女子寮･クラブ寮

学生寮は規律ある共同生活を実践することにより､相互扶助の精神と社会的な教養を高めることを目的としている。現在、本学の学生寮は大学の指定する委託寮の形態で運営され、常時大学と連絡を取り合っている。男子寮･女子寮とも交通の便も良く、安全・快適な生活環境の中にある。

男子寮（金子寮）は、昭和５２年に現在の地に建設され、昭和５４･５９年に増設、平成１８年度に老朽化した棟を取り崩し、新寮を建設した。これにより、A棟（和室約５畳、定員５３名、２食付)、Ｂ棟（洋室６畳、定員９６名、２食付）となり、希望の多い洋室部屋が新築されたことにより人気も上昇し、平成２０年度以降はＢ棟が満室となるなど､経済的な面からも入寮希望は当分根強い傾向にあると言える。

女子寮のヒルコートは入寮定員８８名で、一人部屋（約９畳）で、机・ベッド・ロッカー・冷蔵庫備え付けで、各自で自炊することになっている。女子寮のため特に安全・衛生面には配慮して安心して寮生活が送れるようにしている。なお、以前に厳しかった門限は、アルバイトや講座の受講等、各自のライフスタイルを考慮して午後１１時としている｡女子寮への入寮希望は女子学生数増加により以前に比べ増えてはいるものの、平成２３・２４年度は前年度より減少した。

また、ユニバーシティクラブから推薦があり活躍が期待できる男子選手のクラブ寮としてパーク・レジデンスがあり、親元を離れた学生の利用が増加している。なお、女子選手のクラブ寮として、平成２１年１２月下旬よりヒル・コートをクラブ女子寮として併用することとし、一般学生とは住居階を分けて利用している。クラブ女子寮の入寮者も年々増加傾向にある。なお、入寮状況の推移は、表Ⅵ－２３に示した。

表Ⅵ－２３　入寮状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
金子寮（男子）	138 名	141 名	138 名	133 名
ヒル・コート（女子）	17 名	19 名	14 名	13 名
ﾊﾟｰｸ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ（クラブ寮男子）	47 名	49 名	50 名	54 名
※蛍雪寮/ヒル・コート（クラブ寮女子）	15 名／13 名	18 名	28 名	31 名

※　蛍雪寮（クブ寮女子）については、平成２１年１２月下旬まで

イ．下　宿

自宅外通学をする学生にとって居住場所の確保は、本人の経済問題と密接に結びつくものであり、大学としても安全・衛生的で良質かつ適切な賃料の下宿を学生に紹介する必要がある。本学では、大学周辺を中心に学生のニーズにあったワンルームマンションやアパート・ハイツ等の物件を確保している。入学手続きの際に、下宿紹介希望者には資料を送付し、斡旋物件の紹介業務についての案内と共に、下宿先確保にあたっての注意事項や一人暮らしで安全に生活するための心構え等の情報を提供している。

物件登録件数と新入生・在学生への紹介件数の推移は、表Ⅵ－２４に示した。

物件登録件数は、年度により増減があるものの数字的には十分な物件が紹介できているものと考える。

親元を離れ一人暮らしをする新入生の数はこの４年間減少しており、新入生に対する紹介数についても年々減少している。

在学生に対する紹介件数は、年度により増減がある。在籍者数や男子・女子寮を退寮しワンルームマンション等で新しく一人暮らしを希望する学生数に左右されると考える。

景気の低迷や家庭の経済的理由により家賃の安価な物件を希望する保護者が増えてきており、徒歩や自転車などで通学可能な大学周辺の価格的にも手ごろな物件を選択される方が多く、奨学金の貸与で費用の捻出を考える方も少なくない。学生課で行う下宿紹介については、家主・業者等に事前に紹介手数料を取らないよう確認した物件のみ紹介している。

表Ⅵ－２４　物件登録件数・紹介件数

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
物件登録件数	586 件	704 件	627 件	863 件
新入生紹介件数 ①	121 件	93 件	81 件	80 件
在学生紹介件数 ②	3 件	21 件	35 件	10 件
紹介件数合計	124 件	114 件	116 件	90 件

①+②				

【点検・評価】

① 学生相談

学生相談センターにおける心理相談の多くは学生生活の不適応で、発達障がい、知的障がい、精神障がい、進路変更などである。このうち、進路変更（転学部転学科・他校編入）については、数回の面談で終了し効果が上がっていると思われる。また、発達障がい、知的障がい、精神障がいについては、保護者との連携、各種の学外機関との連携を図りながら長期に支援をしている。具体的には行動面の学習や修正、認知の修正の援助など、個々の個性に合わせて支援の方針を立てている。

近年、対人関係が苦手な不登校生が増加した結果、通信生の高校を卒業した入学者が増えており、これに対応して平成２４年度より不登校専門のカウンセラーを配置した。これによって従来の専任カウンセラーと発達障がい専門のカウンセラーとともに良質のカウンセリングが行なえるよう努めている。相談学生の中には多少のトラブルはあるものの、犯罪、自傷、他傷、自殺などの深刻な問題は起こっておらず、定期的 面談と職員による常時対応体制の成果が現れていると思われる。

広報活動としては、ホームページ上で相談窓口をわかりやすく明示できるようにするとともに、保護者対象の入学式後のオリエンテーション、新入生のオリエンテーション、教育懇談会、ゼミナールなどで学生相談センターの利用説明を行なっている。

平成２２年度より教職員からの学生対応に係る相談が急増している。教職員が単独で対処するだけでは問題解決が難しく、教職員の相談機関としての機能も強まっている。当センターは、事務休日以外はほぼ毎日開室しており、問題が発生した際には即時に対応できるため、学生のみならず教職員にとっても心強い存在である。特に土曜日も平日同様に開室している点は、保護者に好評である。

なお、カウンセラーの「ケース報告会」の改善については、ケースにより必要に応じて随時開催し対応しているものの、まだ検討途上の状況にある。

② 健康管理

保健センターは広さに恵まれ種々計測器具（身長計・体重計・体内脂肪計・血圧計）も整備され、いつでも計測が可能な状況にある。体内脂肪や体重の変動を自己管理するための設備として活用できる。さらに、学生の健康管理上の相談にはスタッフが常時応じることができる体制である。

また、心停止などの緊急応対として学内にＡＥＤは現在５台設置されている。職員に対して毎年ＡＥＤ講習会は実施されており、学生に対してもクラブ・サークル夏季リーダーズ研修会において、吹田市消防署の協力を得て実施している。また、各自が最寄りの消防署などで受講するよう啓蒙している。

ア．定期健康診断およびスポーツ検診

定期健康診断の受診率は９０％以上の目標には及ばないが、１年次生は毎年９５％前後と目標達成をしており、２・３・４年次生の受診率の低さは毎年の課題である。４年生の受診率が７７・３％～８０．１％という低さは就職活動への影響

が懸念される。改善方策を踏まえメールやホームページ・ゼミナール・他の説明会等においても学生への周知を強化しているものの、平成２４年度は２年次生の受診率は８０・１％にまで回復したが、３・４年次生は８０％を下回っており、受診率の向上には直接結びつかないのが実情である。授業や試験等との関係もあり、現状では２月と４月実施が最適と考えるが、今後引き続き受診率の向上に向けて周知と実施日の検討に取り組む必要があると考える。

また、受診者全員に定期健康診断の結果を郵送しているが、これには健康診断に対する意識付けの定着を期待している。定期健康診断は異常を見つけるためだけでなく、学生自らが生活習慣を見直し各自が健康に対する認識を深め、ヘルスリテラシーが高まることを期待している。このことは、卒業後の健康に対する意識付けにもつながり、意味があると考えられる。

なお、検尿の二次検診は３月の春季休暇中に実施（２年次生以上）するため、毎年対象者には文書で受診を促しているものの受診率が例年５０％前後と低く、受診者のうち精密検査対象の割合が近年増加していることもあり、対象者となった者には再度次の再検日を電話で連絡し、受診して異常がないかどうか検査するよう促している。

スポーツ検診はクラブにより受診率に大きな差がある。特に、サークル系の受診率は例年全体の受診率の低下を招いている。クラブ活動の活性化推進により新たなクラブ・サークルの結成を見るが、各クラブのメンバー構成およびリーダーの資質により指示命令が行き届くか左右されている。また、クラブ・サークル代表者連絡会への出席状況にも受診率の影響があると考える。検診を受ける資格、義務を明確に伝え、クラブ・サークル代表者連絡会で周知徹底できることが不可欠である。

健診に関しては医療機関の業者に委託をしている。この数年委託業者の力量の不足、コストの問題で厳しい状況になり事後処理の遅れという不安もあったが、改善方策を踏まえ平成２３年度より新たな優良業者に委託することとなり、こうした不安も解消された。信頼ある結果の提供は、受診率向上とともに重要であると考えている。

イ．保健センターの利用状況

保健センターの利用状況の割合は、特徴的な大きい変化はない。利用状況のうち一番多いのが「相談」と「計測」で、それぞれ３割前後を占めている。相談は身体の不調を訴えるケースがほとんどである。その原因はメンタル要素と生活リズムの乱れが半々である。近年、基礎体力の低下気味の学生が目立ち試験時に気分不良になり休養するケースが増えている。寝不足、緊張などが原因と考えている。なお、平成２４年度の利用者数は以前に比べ減少している。入学者数の減少も大きな要因であるが、平成２４年度後期から保健センターのスタッフ変更があり、これが学生の利用状況にも影響を与えた可能性も考えられる。

創傷処置の方法を５年前に従来の消毒法から湿潤法に変更し、痛みがなく回復が早くコストも安いというメリットを実感している。創傷用の衛生材料も良いものが手に入るようになり学生に還元されている。

健康相談は身体不調の中にいろいろな問題点が隠されている。生活の困窮化で学業よりアルバイトを優先にしなければならないため疲労蓄積で体調を崩すケース、身体への無関心さや生活リズムの乱れによる不調（栄養バランスの乱れ、睡眠障害）、精神の不調の兆しが伴うケースなど多岐にわたる。近年、発達障がい（学習障がい、知的障がい含む）を思わせる学生の存在が問題になってきている。場合によっては

一時間近くかけて傾聴するケースもあり、限界を感じるときもあるが「学生相談センター」と常に連携を図り、また全国大学保健管理学会の参加により共有、共感できる事柄を見い出し、より的確な解決策を得るよう努力している。入学時に入試事務室からの情報も少しずつ増えてきているが、情報のない事例も多くその都度の対応になっている。このような状況から、更なる関係部署との連携が求められる時期に来ているが、まだ検討途上にある。

ウ．情報提供

情報提供は年度や状況により提供内容も変わるため、常に情報等のチェックを行い、タイムリー優先にホームページや掲示板などでメッセージ発信するとともに、保健所との連携や校医の指導等により感染拡大防止に努めている。

健康の一環として食と睡眠を中心とした規則正しい生活習慣の啓蒙に努めることは、重要であると考える。保健センターに相談や問い合わせをする学生に対しての指導はできていると考えるが、寮生・一人暮らしの学生のフォローについては、リーフレット「食事バランスガイド」を購入し平成２３年度より配付するようにした。

食育活動の啓蒙を行い向上の推進を図る観点から、平成２４年は吹田市福祉保健部保健センターに講師紹介をお願いし、「アスリートの食事と栄養」と題して講演会〔講師：岡村浩嗣（大阪体育大学大学院教授）〕を平成２４年１１月２６日（月）に開催し、スポーツ選手の食生活や食育の理解を深めた。スポーツ選手に特化した内容であったが、今後は一般学生に対する食生活指導なども必要である。さらに吹田市福祉保健部保健センターから講師を派遣願い、平成２４年度スポーツ関係科目の一部授業の中で食と睡眠を中心とした規則正しい生活習慣の啓蒙を行なった。

なお、食堂メニューのカロリー表示については、一部を除いて表示されるように改善されてきている。

喫煙対策については、喫煙率が年々減少傾向にあるもののその割合はまだ多いと考える。また、高校までの禁煙教育が浸透していることもあり、これまでの取り組みが喫煙率の減少に結びついているのかどうか言い難い面もある。年次が進むに従い喫煙率が上昇することは学内での継続した対策や環境が重要であると考える。このため、本学ではクリーンなキャンパスを目指し、喫煙場所の限定とゼミナールにおける喫煙マナーの指導等に取り組んできた。改善方策を踏まえ平成２３年４月より未成年者の受動喫煙の防止と学生の健康意識の向上を図る観点からキャンパス内全面禁煙にしたことは有効である。

数年前と比較すれば学生の禁煙意識やマナーの向上は評価できるものの、現状はまだまだ喫煙マナーを含め全学をあげて学生・教職員の意識向上を図る指導や取り組みを強化し前進させなければ到達できないので、地道な努力が必要と考える。

急性アルコール中毒の防止は、新入生に対する指導と上級生による指導を並行する必要があり、本学では入学時のオリエンテーションと各ゼミで注意喚起を促すことは重要と考えている。クラブ・サークルの夏期リーダーズ研修会では、救急救命処置法の講演の中で、急性アルコール中毒者に対する初動対処についての説明を含めていることは認識の向上につながっていると考える。改善方策を踏まえ平成２４年度より「アルコールハラスメント防止に関する誓約書」を毎年クラブから提出させ、１２月にはクラブ指導者・顧問に飲酒による事故に対する注意文書を配付している。未成年者への飲酒禁止や一気飲みの禁止、飲酒運転の禁止など、顧問や上級生に対し事故防止の重要性を理解させることは予防策として有効であると考える。

③　薬物乱用防止の教育的支援

健康で安全な学生生活を送るための支援の取り組みとして、毎年クラブ・サークルのリーダーに対しての講演やクラブ代表者連絡会において再三注意を促すことで、クラブ生への薬物対策については学生の反応から効果がみられたと推察できる。

新入生に対してはオリエンテーションにおいて、ＤＶＤ（監修：警察庁）の上映と資料の配付により、まず最初に違法薬物に対する認識を深めさせ、乱用禁止の啓発指導を行うことができたことは、大学生活への導入として十分効果があったと考える。

また、各ゼミナールなどで薬物乱用防止についての注意喚起の指導を全学的に行い、ほとんどの学生が薬物乱用防止に関する認識が深まった。平成２２年度以降は引き続き、ゼミナールを欠席した学生やゼミナールを履修していない一般学生等に対する薬物乱用の防止についての講演会を開催（毎年１回）することで啓発活動の徹底に努めた。入学式や教育懇談会等に出席した保護者に対しては、薬物乱用防止に関して配付資料やパンフレットを配布し安全な学生生活をへの注意喚起を行うことで意識を深めた。但し、家庭においても注意喚起できるような取り組み〔保護者に対する講演会（平成２１年度のみ実施）・広報誌への掲載・パソコン等による講演内容の閲覧〕については、まだ途上であり引き続きの課題である。

こうした全学をあげての継続した取り組みは、平成２３・２４年度の薬物事犯が０件に繋がる有効な対策であったと評価している。

なお、大麻をはじめ違法薬物のワナは、国内にとどまらず海外においても学生たちの身近に潜んでいる。 海外留学をする学生も多くなっている状況の中、こうした現実に対しての注意喚起や指導を国際交流センターにおいて行っているが、今後も更なる指導に努めていく必要がある。

④　寮･下宿

ア．男子寮･女子寮･クラブ寮

本学では、寮生が安心して生活できるように、これまでも学生や保護者から意見を聞くとともにそれぞれ寮との連絡を密にしながら、生活や安全･衛生面等の向上に努めている。本学では自宅通学者の割合が増加しており、親元を離れて一人暮らしをする入学者の人数は、平成２１年度：４４０名、平成２２年度：３９１名、平成２３年度：３９１名、平成２４年度：３２５名で減少している。入学者数に対するその割合は、２６．６％～２２．３％で以前に比べ相対的にその比率は低下している。このため、学生寮についても入寮が難しいという状況には幸い至らなかったが、毎年入寮に関する問い合わせや見学希望者は多い。

男子寮は、大学と寮との送迎サービスを授業時間帯に合わせて行っているので、新入生にとっては通学に対する不安も解消される。入口１箇所のオートロック方式となっており安全面に配慮がなされるとともに、各部屋はすべて個室となっており学生のプライバシーが保証されている。ただし、４．５畳～６畳で狭いという感は否めない。地方出身者の保護者にとっては、２食付で健康に配慮した食事メニューの提供、安全･衛生的で寮費も経済的であり安心して任せることが出来るという点から、今後とも男子寮への希望は根強くあるものと予想される。

女子寮については、ヒル・コートの入寮定員が８８名であるが希望者はすべて入寮可能な状況にある。寮生活というものが現在の女子学生気質にはマッチしない状況も見受けられ、それを嫌う女子学生も多いが、女子寮の広さや価格においては、他の物件に比べとても魅力があり、エアコン・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー等の備

品も備え付けられているため初期の費用負担も必要最低限で済むなど経済的である。また、保護者が女子寮を選択するのは、安全面や衛生面等安心して生活できる場所であることが大きい理由であり、このため特に安全衛生面の管理を徹底し、女子学生が安心して規則正しい生活を送れるように心掛けている。

男子クラブ寮については、門限など含め集団における規則正しい生活を遵守させるとともに、共同生活をすることでスポーツマン同士競技種目が異なっても寮生たちの親睦もより一層深められ、食事にも配慮して提供している。また、遠征等活動費用の負担も大きい選手や保護者にとっては、経済的な面でも負担軽減に役立っており有効である。

女子クラブ寮については、平成２２年１月よりヒル・コートに移行したため一般学生との住居階を分けることで共同生活を行うことになったが、女子クラブ生ということで寮生同士のトラブルもなく快適に生活をしている。女子寮ということで、特に安全・衛生面等の管理を徹底し安心して学生生活を過ごすことができ、保護者にとっては経済的な面での負担軽減ということで支持されている。少人数のため助け合いながら快適に自炊生活を行っており、互いに絆を深められる点は評価できる。また、女子クラブ(陸上競技・チアリーディング・ゴルフ)の活躍等もあり入寮者も年々増加している。

イ．下宿

本学が紹介する下宿については、業者等に支払う仲介手数料は取らないようにしてもらっており、保護者にとっては負担の軽減になっている。大学の話を聞いてから登録物件を確認したいということで、地方からはじめて来学される学生・保護者も多く、物件を見学するにも場所がわからない場合も多々あるので、家主・業者等に本学あるいは最寄り駅まで送迎を願い、安心して物件選びが出来るよう配慮している。１２月以降、下宿希望者の相談が増えるため、便宜を図り休日にも紹介業務を行っている。以前は土曜日等に見学希望が集中し、仲介業者や・家主等との対応において問題が発生する場合や満室情報の連絡等が届かない場合があったが、地方からの入学者の減少に伴い来学者も少なくなり、この４年間は安心して物件選びができたと考える。

近年は、ワンルームマンションへの入居希望者がほとんどで、１８歳人口の減少に伴い、学生用の物件も豊富に提供できる状況にある。物件の選択については、安全面・価格面・築年数や間取りに重点を置いて決定されているが、最近では新築や高い物件を敬遠する傾向が強く、保証金ゼロという物件をよく選択するなど、保護者が経済的にも厳しい状況にあることを反映している。本学ではこの点を考慮した物件を紹介できていると考える。

改善方策を踏まえ平成２３年度より、食育に関するリーフレット「食事バランスガイド」を配付し、一人暮らしの学生に対して情報提供を行った。また、少しでも不安の解消に繋がるよう担当者が保護者や学生と話をすることに心がけ、何かあれば気軽に相談に来るように勧めているので、業者に直接行くより安心して物件選びができると考える。　来学時のアンケートに加え、一人暮らしをはじめてから実際の生活について感想等を聞くアンケートを作成した。一人暮らしの問題点や学生の意見の把握に努め、学生生活の向上に繋がるよういかしていきたいと考える。

【将来に向けた発展方策】

①　学生相談

従来どおり、新入生アンケート調査で現在抱えている悩みや来談希望の有無を確認し、対象者に対しては学生相談センターから連絡することで、相談場所の周知やスムーズな相談活動のスタートを切れるように努める。また、保健センターの協力を得ながら在学生に対するアンケートも実施していきたい。

近年の新入生の傾向として自分の言葉で語ったり、内省したりできず、ただ居場所を求めて何度も来室する学生も見られる。このような「保健室的来談」の学生を職員がインテーカーとして適切に対応し、学内の関連部署やカウンセラーに繋げたりして、今後も適切な支援を行なっていく。

利用者については、継続来談者や保護者(学生同伴を含む)の利用が目立っているが、一人でも多くの学生等が抱える問題や悩みを否定的に捉えるのではなく、成長のステップと考え、学生相談センターを気軽に利用できるよう、今後も学生相談センター設置の意義と開設時間・場所等の広報を強化する。特に、１年次生対象のゼミナールにおける周知を強化するとともに保護者からも心配事を相談できるよう、保護者対象の入学式後のオリエンテーションや教育懇談会などでセンターの利用についての周知をする。

また、平成２１年夏にセンター内の相談室（３部屋）の壁塗装やカーペットの張替えを行ったが、今後も落ち着いてゆっくりと話せる空間や環境面に配慮した整備に努めていく。

なお、検討途上であるカウンセラーの情報交換会である「ケース報告会」の開催を定期的なものにとどまらず、臨時対応も含め必要に応じ随時連絡調整の機会を増やし、どのような方法が有効なのか更に内容を検討する。

② 健康管理

大学が全入時代となり在籍する学生の背景は多様化し、目的意識の希薄な学生、基礎学力の乏しい学生、発達障がいや障がいの重複等を有すると思われる学生が一定数見られるようになり、国内の若者の現状として捉えての対応が求められてきている。このような状況での保健センターの役割は大きく、時代背景と学生の環境を理解したうえでの関わりが重要であると考えている。今後とも学生に対する温かいまなざしを持って接し、気軽に利用してもらえるようにする。そのため、オリエンテーションにおける説明やゼミナール教員等と協力しながら更なる周知の強化を図っていく。また、学生がヘルスリテラシーを身につけられるように継続した支援を行っていく必要がある。

なお、マンパワーの現体制では、学生が安定した状態で大学生活を送るための支援は限界に来ているようにも感じる。将来的には、センター長を設置し組織的な支援体制の構築を検討することも必要と考える。

これらの点から、次の二点を今後も継続する課題として達成に向けて改善していく。

ア．健康教育および情報提供の充実

学生を取り巻く環境は依然として厳しいままであり、心身のバランスに影響を受けやすい学生の健康保持や意識向上に努めるためにも定期健康診断(二次検診を含む) やスポーツ検診の受診率向上に努めていく。従来の掲示に加え、メールやホームページ・ゼミナール・他の説明会等においての連絡等これまで以上に情報の周知を強化する。なお、授業や試験等との関係もあり、現状では２月と４月実施が最適と考えられるが、受診日の拡大や実施日時の変更等も加えることが受診率の向上に繋がるのかどうか、今後検討を行う。なお、委託した医療機関には、検診終了後も直接医療機関で受診ができるよう引き続き配慮を願う。

学生の健康保持に努めるため、今後も健康の一環として食と睡眠を中心とした規則正しい生活習慣の啓蒙に努める。寮生・一人暮らしの学生のフォローは重要と考

え、今後も下宿探しのために来学した学生や保護者のために食育に関する必要な情報提供を継続する。クラブ・サークル代表者連絡会などを活用し食育活動の啓蒙ができるよう、引き続き講演や資料提供等の取り組みに努める。

また、全国の大学で毎年発生している急性アルコール中毒による事故を未然に防ぐ対策として、情報提供等を今後も継続していく。アルコールの危険性を十分周知・理解させ、急性アルコール中毒に対する「自覚」と一気飲み・無理な飲酒を「強要」しないという学生に対する意識付けをこれまで以上に強化させていく。さらにクラブ・サークルにおける急性アルコール中毒を防止するために、未然に防ぐ方策が継続して後輩たちに活かされるよう強化していく。

なお、喫煙対策については、受動喫煙による被害防止を最優先に、クリーンなキャンパスを目指しキャンパス全面禁煙を実施したが、喫煙マナーを含め全学をあげて学生・教職員の意識向上を図る指導や取り組みを強化し前進させる。その一環として、今後も情報提供に努めるとともに、呼気中の一酸化炭素濃度の測定やニコチン依存度チェックなどの禁煙指導を通じて、喫煙しないノンスモーカーを社会に送り出すよう支援していく。

イ．メンタルヘルスケアの更なる充実

学生をトータルに理解し援助をするために、教職員が情報共有を密にしていく。また、これまで以上に学生相談センターや医療機関との連絡を密にとりながら支援をしていく。

このような状況下では、保健センターのスタッフには多岐にわたる知識・対応が求められる。「人を大事にする」という視点を忘れず専門性を高めた対応を継続して提供し、学生に対する温かいまなざしを持ち、学生と接することで共有できるものを見つけながら更なる支援の強化に努めていく。そのため日本学生支援機構や全国大学保健管理協会をはじめとする各種団体の研修会等に参加し、知識と技術を修得する。

③　薬物乱用防止の教育的支援について

学生による薬物乱用防止を最重要課題と位置づけ、学生が健康で安全な学生生活を送れるように引き続き指導の徹底を図っていく。特に、今後も本学から薬物事犯の逮捕容疑者を出さないという強い目的意識を持って、講習会等継続した対策に引き続き取り組んでいく。また、全学生および保護者に対し薬物乱用防止に向けた本学の取り組みと指導について広報誌等に掲載することにより、家庭においても注意を喚起していただく。なお、ゼミナール未受講者に対しては、今後も学生対象にした講演会を開催し理解を深めさせる。保護者を対象とした教育懇談会や入学式等においても薬物乱用防止に関しての注意喚起を行うとともに、パソコン等で講演内容を閲覧できるようにしていく。

本学においては短期を含め海外留学する学生も増加しており、今後も薬物乱用防止について海外での大麻所持や密輸等についての内容を含め、情報等を更新しながら講演、掲示物、ホームページを含む学内の啓発活動を国際センターなどの関係部署と協力しながら継続する。

④　寮・下宿

ア．学生寮（男子寮・女子寮・クラブ寮）

生活費用を負担する保護者にとって経済的であり安全・衛生面等において安心して任せることの出来る学生寮に対する期待は大きい。このため、寮生のニーズに応

えられるよう今後とも大学と寮がお互い連絡を密にするとともに、保護者や寮生の声をこれまで以上に聞くことで、内容・サービス面の充実向上を目指す。

また、遠方からの学生が減少しているとはいえ、経済的な理由から寮生活を希望する学生の増加も予想され、今後入寮できない新入生に対する対応等においては、家主・業者等に協力を求めながら、希望に沿うような寮タイプの物件を下宿紹介においてもより多く紹介できるようにする。

イ．下宿

物件登録カードについては、今後とも家主・業者等に記入方法等についての確認・指導や情報提供の更なる充実を図り、満室の情報提供についてもより迅速な処理を行う。物件選びのアドバイスや対応等を充実させるとともに、担当者が学生や保護者と話をする時間を持つ中で、学生の不安解消や期待・励ましに繋げていけるよう引き続き担当者のスキル向上に努める。

また、保健センターの協力を得ながら食育に関する必要な情報提供を行い、今後も一人暮らしによる心理的な不安の軽減を図っていく。

なお、安心して物件選びや契約がなされるよう、今後ともアンケートを利用して問題点の把握に努めていくとともに、学生生活の向上に繋がるよう保護者･学生の様々な意見を聞きながら家主･業者等に改善を促し、安全・衛生的な物件の提供に活かしていけるようにする。

（2）ハラスメント防止のための措置

【現状説明】

個人として尊重され、互いに信頼し、キャンパスで生き生きと学び、勉学や課外活動においてその能力を最大限に発揮できる環境を整え、維持することが、ハラスメントを防止し、有意義な学生生活に繋がるものと考える。

本学では、平成１１年に「すべての教職員および学生等が個人として尊重され、互いに信頼して働ける職場環境と、生き生きと学び、研究し、その能力を最大限に発揮できる教育･研究環境を整え、維持すること」を目的にセクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会を設置し規程を整備するとともに、相談窓口や各問題に対応する体制が確立した。

ハラスメントのない環境を目指し、その予防策を第１として考え、その予防対策としてリーフレット「ＳＴＯＰ　ＨＡＲＡＳＳＭＥＮＴ ハラスメントのないキャンパスを目指して」を学内で配付している。また、ゼミナールにおいて教員からリーフレットに基づいたハラスメントの防止について学生に指導を行うとともに、学生相談窓口である「学生相談センター」についての資料を各窓口等で配布し説明を行っている。

教員には前･後期の最初の教授会において、セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会よりセクシュアル・ハラスメントの防止について周知している。また、事務職員についても同様に同時期に各所属長を通じ周知している。

平成１９年度よりセクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会とＯＧＵ教育開発支援センター共催により講演会を開催しその防止に努めている。表Ⅵ－２５のとおり、平成２１年度はカウンセラーによる講演会（出席者：事務職員１２名）、平成２３年度は弁護士による講演会（出席者：教員９８名・事務職員１８名　計１１６名）を開催した。

また、平成２３年度は夏に開催している教育懇談会〔8 月 27 日(土)〕において、参加した保護者や学生を対象に「恋人間でもおこりうるＤＶ～我が子が加害者にも被害者にもならないために～」（講演者：ＮＰＯ法人湘南ＤＶサポートセンター 理事長 瀧田 信之 氏）と題した講演会を開催（約４０名参加）し、防止策についての理解を深めた。

表Ⅵ－２５　ハラスメントに関する講演会

区分	平成 21 年度 SD（FD）講演会	平成 22 年度	平成 23 年度 FD/SD 講演会	平成 24 年度
開催日	12 月 12 日(土)	―	7 月 11 日（月）	―
テーマ及び講演者	「大学職員が学生とよい関係を築くスキルを学ぶ」 カウンセラー 水谷 朋子 氏	―	「大学におけるセクシュアル・ハラスメント問題を考える」 養 父 知 美 弁護士 （大阪弁護士会とも法律事務所）	―

学生からのセクシュアル･ハラスメントに関する相談は､学生相談センターを窓口とし、教職員からの相談は事務局庶務課長が窓口として対応している。重大な事案が生じた場合には、セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会の規程に基づき調査委員会を発足させ調査を行う。他のアカデミックハラスメントやパワーハラスメントに関する相談についても、学生は学生相談センターを窓口としている。

ハラスメント容疑事案の推移については、表Ⅵ－２６に示した。平成２１年度：０件、平成２２年度：２件、平成２３年度：７件、平成２４年度：５件で年度により増減がある。具体的には、学生同士のいじめによるハラスメント容疑事案（平成２２年度：１件、平成２３年度：５件、平成２４年度：４件）が目立っている。

平成２２年度は恋愛関係にある学生間のハラスメントと男子学生による女子職員に対するセクシュアルハラスメント容疑事案が各１件、平成２３年度は学生の授業妨害によるトラブル２件、平成２４年度はクラブ活動におけるハラスメント容疑事案が１件であった。本件については当事者が非を認め謝罪、仲裁により和解、事実確認後厳重注意処分等学生課で指導・対応のうえ、経過観察の後も大きな問題には至っていない。

なお、この４年間にセクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会に取り上げられた重大な事案はなかった。

表Ⅵ－２６　ハラスメント容疑事案

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学生間	0 件	1 件	5 件	4 件
教職員対学生	0 件	1 件	2 件	1 件

【点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントの防止についての取り組みや体制は、規程や組織を整備したことにより明確になった。また、教職員を対象にした講演会を開催することで、身近に潜む問題意識を深めるとともに教職員の意識向上を図っている。

平成２１年度開催のＳＤ講演会は、講師の都合で同じ日時に他の講演会とだぶり参加者が少なくなってしまったが、アンケート結果から出席者のスキル向上に役立つ講演会であったと考える。平成２３年度はＦＤ／ＳＤ講演会を開催し教職員の認識を深めることができたので、今後も継続的な開催が必要であると考える。また、学生の認識向上のために

もゼミナールでの教員からの指導は継続するとともに、学生に対する講演等の開催も今後必要と考える。

ゼミナールでの教育や周知の徹底もあり、セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会に取り上げられた重大な事案は発生していないものの、学生間のイジメ・暴力などを含めたパワーハラスメント容疑事案の発生が、平成２３・２４年度に増加しており悪質化した事案も発生している。このため、生き生きと学び、研究し、その能力を最大限に発揮できる教育･研究環境を整え、維持することがこれまで以上に求められる。現在、教員がゼミナールを中心としてキャンパスハラスメントについて学生にリーフレットを配付して認識を深めている。学生がセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントについても理解を深められる点では、この取り組みは評価できると考えられる。

また、平成２１年度に本学の建学の精神ならびに大学としての使命から本学独自の学生の行動基準を策定し、ハラスメントの重大な事案となることを未然に防ぐ方策となるよう学生に配布している。このことは、在学生はもちろん新入生からその行動基準を基盤としたハラスメントに対する認識を高めるとともに、学生間のハラスメントやトラブルの未然防止に繋がる有効な方策となるよう期待しており、今後も学生行動基準に対する学生の理解向上に努める取り組みが必要と考える。

【将来に向けた発展方策】

キャンパスにおける学生間のハラスメント容疑事案や目に見えないハラスメントが存在している可能性も無視できないので、問題を感じたら速やかに相談できるよう、今後もこれまで以上に相談窓口を周知徹底させる。周知方法は学生へのリーフレットの配付はもちろんのこと、ゼミナール教員による相談窓口案内の充実やホームページ上でも相談窓口をわかりやすく明示できるよう今後も更に改善に努めていく。また、学生相談センターの更なる環境整備にも努め、学生が相談しやすい体制作りを目指していく。

教職員の参加しやすい日時の設定や講師の依頼等を準備調整しながら、ハラスメントの防止に向けて教職員対象の学内の講演会や研修会の計画的な実施とともに、学生に対する講演等の開催についても検討していく。

入学する学生の多様化を踏まえ、ハラスメントのみならず学生としての行動基準を明確に示すことがキャンパスにおける安全で快適な学生生活を保証することにつながると考える。そのためには、学生行動基準の周知徹底を図る必要があり、これまでの入学時のオリエンテーションでの指導とゼミナールを通じて教員から学生行動基準を明確に指導願うことで、在学生はもちろん新入生からその行動基準を基盤としたハラスメントに対する認識を高め、学生間のハラスメントやトラブルを未然に防止することに繋げていく。

なお、重大なハラスメントなどの事案が発生した場合の対応方法については、従前どおりセクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会や調査委員会を介して事案の精査検証等を含め対応を図る。

（３）課外活動への支援

【現状説明】

本学では、「建学の精神」にのっとり視野の広い実践的な人材を育成するために、課外活動を正規授業と同様に重要なものとして位置付けている。個々のフィールドにおいて、正規授業では体得し得ない特殊な技能や知識、先輩・後輩との人間関係を通して経験する協調性・責任感などを身につけることは、将来社会人として成長して行く上で当然必要とさ

れる要素である。大学としても人間成長の場として学生の課外活動への参加を大いに奨励し、課外活動を通じて学生生活が有意義なものとなるよう支援している。

本学がその活動を公認しているクラブ・サークルは、「体育会クラブ」・「文化会クラブ」・「独立クラブ」・「サークル」に区分される。体育会クラブと文化会クラブから個々に選出さ れた部員で組織された体育会本部と文化会本部がそれぞれのクラブを統括している。「独立クラブ」は、そのクラブの性質上、「体育会・文化会」のいずれにも属さずに活動することが認められており、本学学生および各クラブ・サークルを統括している「学友会」とも協力し、入学式・卒業式・大学祭などの諸行事への参加や体育会クラブの試合応援などを積極的に行っている。現在、「吹奏楽部」「混声合唱団 Chor Kreis」「リーダー部」「チアリーダー部」「新聞会」「放送局」６クラブである。

「サークル」は学生部委員会による審査の上でその活動が認められた団体で、スポーツ系、文化系問わず活動している。サークル設立は、年２回６月・１２月に活動内容や組織運営などの審査を経た後に認可される。所属クラブ数・学生数の推移は、表Ⅵ－２７に示した。

公認のクラブやサークルのいずれかに所属している対在籍者数比率は、平成２１年度：３３．４%、平成２２年度３３．１%、２３年度３０．２%、平成２４年度３０．０%と全体としては減少傾向にあるが、ユニバーシティクラブを中心にした「体育会クラブ」や「独立クラブ」所属の比率は増加傾向を示し、「文化会クラブ」や「サークル」への加入比率は年々減少しているのが特徴である。

本学の課外活動については、次のとおり指導、支援を行っている。

表Ⅵ－２７　年度別各所属クラブ数・学生数一覧

団体名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
独立クラブ	人　数（%）	50 名（1.1%）	60 名（1.1%）	87 名（1.4%）	90 名（1.5%）
	ｸﾗﾌﾞ数	6	6	6	6
体育会クラブ	人　数（%）	720 名（15.3%）	882 名（16.3%）	1,029 名（16.9%）	1,020 名（17.4%）
	ｸﾗﾌﾞ数	31	30	28	29
文化会クラブ	人　数（%）	145 名（3.1%）	167 名（3.1%）	184 名（3.0%）	148 名（2.5%）
	ｸﾗﾌﾞ数	19	19	19	19
サークル	人　数（%）	654 名（13.9%）	675 名（12.6%）	543 名（8.9%）	505 名（8.6%）
	ｻｰｸﾙ数	46	42	42	45
所　属　学　生（%）		1,569 名（33.4%）	1,784 名（33.1%）	1,843 名（30.2%）	1,763 名（30.0%）
一　般　学　生（%）		3,131 名（66.6%）	3,615 名（66.9%）	4,230 名（69.8%）	4,078 名（70.0%）
在　籍　者　数		4,700 名	5,399 名	6,073 名	5,868 名

注）総学生数は、各年とも５月１日現在の在籍者数。（ ）内は、在籍者数に対する比率を示す。

①　使用施設・練習環境

キャンパス内１２号館のキャンパスセンターには、クラブ室が完備され、公認の「体育会クラブ」、「文化会クラブ」、「独立クラブ」の各クラブがそれぞれ１部屋ずつ使用し

ているほか、共同で使用できる大型洗濯機とシャワールームが設けられている。また、基礎体力をつけるためのトレーニングルームが体育館１階と２０号館トレーニングセンターに設置され、専属トレーナーの指導のもと多数の部員が利用している。

体育会クラブ用施設として、第２グラウンド・Ｂグラウンド・ゴルフ練習場・弓道場・千里山グラウンド・テニスコート・体育館・１２号館武道場・２０号館があり（グラウンドやトレーニングルーム等にシャワールームを併設）、それぞれ一部正規授業と共用して使用している。

一方、文化会クラブや独立クラブの活動施設として、アメリカ民謡研究部・軽音楽部・吹奏楽部などの音楽練習のためのスタジオと、放送局が使用する放送室が１２号館、茶道部が使用する和室が１号館に設けられている。

同一施設を使用するクラブにおいては、代表者が月１回集まって個々のクラブの状況を勘案しながら使用時間を調整し、互いに譲り合いながら使用している。活動時期が重なる場合や、学内に練習設備のない競技種目によっては、学外練習場所を確保できるよう配慮を行いその確保に努めている。

② 教育的支援

平成１９年度から学生の自主的な活動を尊重しながら、課外活動をより充実したものにするための基礎的な知識や集団の一員としての規範意識などを高めるために、選択科目として「スポーツ活動論」、「文化活動論」の授業科目（４単位）を開講した。

これらの科目は、学友会、体育会、文化会、独立団体に所属するクラブにおいて６セメスター以上の活動をするとともに、半期ごとの「課外活動実施記録」の提出ならびに事前・事後講義の受講が条件となっている。大学時代の課外活動には、学生の自主的な活動を通じて自主性や自律性、責任感、協調性、リーダーシップ、コミュニケーション能力などを培う場としての機能を有すると考えられる。学生が常に自己認識を持ちながら課外活動に取り組むことは、人間的な成長を促すものと期待される。

事前講義の受講者数は、この４年間でスポーツ活動論は１７名～１７３名、文化活動論は０名～９名となっている。事後講義の受講者数は、この４年間でスポーツ活動論は２名～２１名、文化活動論は０名となっている。講義実施日程とも関係し年度により受講者の増減がある。主に１年生が受講する事前講義の受講者は多いが、６セメスター後に受講する事後講義になると少なくなる。また、所属クラブの人数に比例するようにスポーツ活動論の受講者は多いが、文化活動論の受講者は少ない。

③ 指導体制

すべての体育会クラブ、文化会クラブ、独立クラブ、サークルに各１名の専任教職員が顧問となり、部員への運営全般の助言・指導にあたっている。クラブによっては、技術面での指導者としてＯＢや学外から監督やコーチを招聘している団体もある。

本学では、特に大学を挙げて強化を図っているクラブを「ユニバーシティクラブ」として位置づけ強化を図っている。平成２３年度からは吹奏楽部を新たに加え１０クラブが監督はもとより必要と認められた場合はクラブコーチやチームドクター等を置いて指導に当っている。改善方策を踏まえ人的な支援の強化・充実にも努めており、大学が委嘱した指導スタッフは平成２４年度：２１名となっている。

一方、基礎体力をつけるためクラブ・サークル部員だけでなく一般学生でも、学内で筋力トレーニングができるよう、体育館１階にトレーニングルームを設置している。また、より一層の科学的トレーニングを導入するため専用のトレーニングセンター（２０号館）を開設（平成１１年度）、効果的なトレーニング方法を指導するために専属のトレーナーを配置（平成２４年度：専任２名・非常勤４名）している。

④　「スポーツ応援会」

本学では、仲間の活躍を学生・教職員が応援することで相互理解を深めるとともに仲間意識を共有できるようにとの目的で、平成２２年度より「スポーツ応援会」を実施している。平成２２年度は４回、平成２３年度は２回、主に硬式野球部のリーグ戦を中心に実施した。平成２４年度は改善方策を踏まえサッカー部リーグ戦を加えて３回実施し、４月は約１５０名、６月は約２８０名、９月は約１３０名の学生・教職員等が参加して選手の活躍を応援した。

⑤　研修制度

毎年、夏と冬に各クラブ幹部および学友会、体育会本部、文化会本部の各幹部を対象にリーダーズ研修会を開催している。夏期は夏期休暇直前の合宿等における事故防止を主眼としている。改善方策を踏まえ平成２３年度から「心肺蘇生法およびＡＥＤ使用手順」、「熱中症に対する応急手当等」に加え「急性アルコール中毒者に対する初動対処等」をテーマにグループ実習を交えた講習会を開催している。

一方、多くのクラブが幹部交代を実施する時期にあわせた冬期は、公認団体の新幹部を対象にリーダーシップが発揮できる幹部の育成を目指し、毎年テーマを決めてグループ討議や発表等１泊２日の日程で研修会を実施している。また、薬物乱用の防止に対する理解を深めるために、平成２０年２月から毎年２月の冬期研修において大阪府警察署から講師を招き薬物講習会を開催している。改善方策を踏まえ平成２４年２月の研修会から幹部のみならずクラブ生全員に参加を呼びかけ、５００名を超えるクラブ生が集まり「薬物乱用防止講習会」を実施し、平成２５年２月の研修会も４６７名が参加した。

⑥　保険加入

体育会クラブには「スポーツ傷害保険」への加入を義務付けるとともに、スポーツ系サークルにも加入を勧めており、加入者は平成２１年度：７７３名、平成２２年度：８９７名、平成２３年度：８９９名、平成２４年度：１，００３名と増加している。

また、学生総合保障制度への加入については任意加入であるが、スポーツ寮の入居 者に対し義務付けるとともに、他のクラブ生にも加入を勧めている。 入学生のうち平成２１年度：２０７名、平成２２年度：１９４名、平成２３年度：２１２名、平成２４年度：１４０名が加入している。

なお、学生の諸活動によるボランティア保険、旅行保険、レクリェーション保険等の加入についても情報提供に努め、加入の推進を図ることで万一の事故に備えている。

⑦　クラブ・サークル代表者連絡会

学生部、学友会とクラブ・サークルとの連絡調整のため、毎月１回クラブ・サークル代表者連絡会を開催し、各種連絡事項を周知徹底させている。その中で、特に優秀な成績を収めたり、活躍をしたクラブ・サークルに対し学生部長表彰を行っている。

また、日本の多くの大学で問題となっているアルコールハラスメント、大麻所持、受動喫煙、体罰、クラブ単位の不祥事、公共マナー等について、資料や実際の新聞記事等を配付して注意を喚起している。

クラブ・サークル代表者連絡会での周知の徹底を図るため、出席率の悪いクラブ・サークルについては呼び出し、連絡会への参加の要請と部員への連絡方法等の指導を行っている。

⑧　安全管理体制

体育会クラブが主に練習する場所（体育館、グラウンド、トレーニング室等）にはＡＥＤを設置（平成２４年度：５台）し、万一事故が発生した場合の緊急対応に備えている。また、リーダーズ研修会において「心肺蘇生法およびＡＥＤ使用手順」、「熱中症に対する応急手当等」、「急性アルコール中毒者に対する初動対処等」をテーマにグループ実習を交えた講習会を開催し学生の安全への理解を深めている。

なお、体育会クラブが使用する施設の大半がキャンパス内かあるいは隣接地にあるため、キャンパスから数キロ離れた場所にあるグラウンドを使用する一部のクラブにとっては、練習場所への移動に際して交通安全上の問題が発生する。移動時における交通安全については、クラブ・サークル代表者連絡会を通じて注意するとともに、大阪府警察署に協力をいただき５月に開催している安全運転講習会（受講を義務づけているバイク通学新規登録者対象）への参加を平成２３年度からクラブ生にも促し、交通安全に対する意識の向上を図っている。平成２３年度：３５０名（バイク通学新規登録者２００名含む）、平成２４年度：３００名（バイク通学新規登録者１８５名含む）が参加した。

【点検・評価】

学生の課外活動離れは全国的な傾向ではあるが、本学においても例外ではない。課外活動は、将来社会人として成長して行く過程において、大学生活における人間成長の場としても重要な位置を占めており、課外活動を支援することは学生生活支援の観点からも意義あることと考える。

このため、体育会クラブにおいては永続的なクラブの活性化を行うため積極的な部員勧誘や特別推薦入学の導入により、部員数をある程度確保している。さらに体育会クラブ・文化会クラブの強化および部員数の増員を図るため、平成１９年度から特別推薦入学「スポーツ・文化活動」において学費の減免制度を導入した。改善方策を踏まえ平成２３年度は本学志願者の多い実績校を中心に学費減免を行う「協定校制度」を締結した。こうした入学試験による減免制度により、クラブ経験者の受験機会に対する選択肢や経済的な支援の幅をこれまで以上に広げることができたと考える。この結果、この４年間は体育会クラブを中心とした学生数の割合が上昇し、全国大会出場やリーグ戦優勝等これまで以上にクラブ生が活躍する場面も多くなった。課外活動への加入促進または活動を継続するうえで、こうした学費減免は有効な支援策と考える。

また、特に活躍や成果が顕著な学生を白井奨学生制度等に推薦しており、年々奨学生も増加している。この方策により戦績の向上やクラブの活性化が図られていると評価できる。加えてスポーツのみならず文化活動で努力している学生の支援をしていく意味において、白井奨学生制度における分野の名称を「社会・文化活動分野」に改め文化活動に対する支援を明確にできたので、今後は文化活動に対する奨学制度の周知や募集が容易になった。

サークルの設立認可は、学生のサークル活動意欲を反映させるために年１回の設立認可の機会では少ないということで、平成２２年度から前期・後期各１回としたことで学生のサークル活動意欲と実践力の向上に貢献できたと評価できるが、平成２３・２４年度はサークル加入学生数が減少しており、継続可能な活動を担うことのできるリーダーや幹部の指導力が求められる。

学生の課外活動に対する指導、支援に対する点検・評価については、次のとおりである。

①　使用施設・練習環境

クラブで使用しているクラブ室は、体育会クラブにとってはミーティングや部員の交流の場として、また、文化会クラブにとっては実際の活動場所として使用されてお

り、クラブ員にとっては非常に重要な空間である。

クラブ室は、冷暖房が完備され、午前９時から午後８時まで使用可能で、個々の申し出により延長使用も認めている。クラブ室の不足については、活動実績のあるクラブについては解消されたが、体育会クラブとして認定されたものの少人数で活動実績やクラブ・サークル連絡会の出席率が乏しいクラブ（平成２３年度：２クラブ、平成２４年度：１クラブ）については、クラブ室の使用を認めていない。このため、今後提出される活動報告等の詳細を判断して使用を認めていきたいと考えている。

なお、練習等による同一施設を使用するクラブについては、事前に調整を行っているが、活動時期が重なる場合や学内に練習設備のない競技種目によっては、学外練習場所を確保できるよう配慮を行いその確保に努める必要がある。また、学生の自主活動に注目し、調整の指導を行うことが必要である。施設等においても今後も安全面を含め一層の充実が必要であると考えるので、計画的に検討を行っていく必要があると考える。

大学の施設については、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっている。体育施設についても、地震による被害防止の観点から早急な対応が求められる。

② 教育的支援

「スポーツ活動論」、「文化活動論」を、正課内教育として位置づけられている科目であることを認識せず、安易に受講する学生も以前多く見受けられたので、担当教員より正課内教育として学生の意欲的な課外活動への取り組みを教育的に支援する科目であることを説明会において周知している。これにより履修を希望する学生にとっては、課外活動の実施が継続的に意義深いものになると考えられる。

このため、「スポーツ活動論」については、学生の関心も高くこれまで受講者も増加傾向にあったが、平成２３年度以降の受講者数は減少に転じた。これは、安易な受講をしないよう周知したということと、「事後講義」の受講が４年生後期になることから、「事前講義」に参加した学生が「事後講義」を受講する頃には既に卒業必要単位数を満たしていることから、積極的に受講する学生の割合は少なくなると考える。

なお、意欲的に取り組む学生においては、半期毎の「課外活動実施記録」の提出は学生が課外活動に対して自己を振り返るポートフォリオとして機能している点は評価でき、記載内容も年々自己目標や計画が明確になってきており、学生自身の成長にとって有効で、有意義な学生生活に繋がるものと考える。

ただし、安易に受講する学生にとっては、「課外活動実施記録」の提出がかなり負担となり途中で提出を取りやめる学生も多い。この「課外活動実施記録」の提出を厳格に求めているので、学生の自主的な活動であっても学生自身の成長を十分に把握できるものと考える。しかし、課外活動実施者総数に対して受講者が減少している現状が課題である。

③ 指導体制

すべてのクラブ・サークルに専任教職員を顧問として置き、学生の指導や相談等を行っており、学生とのより良い関係を保っている。しかしながら学生の自主的な活動ではその成果を十分に発揮するまでにはいたっていないクラブもある。このため、指導者の充実がクラブ活動への参加やクラブの活性化に繋がると考える。

一方、大学が強化指定クラブとして特にバックアップしている「ユニバーシティクラブ」は、演奏会の開催や学内行事・リーグ戦応援等で幅広く活躍している吹奏楽部を新たに加え、指導者含め支援を充実することでレベルアップを図った。これにより「ユニ

バーシティクラブ」は１０クラブとなった。主に技術面や健康面での指導を目的として、この４年間は大学が委嘱をした専属の監督・クラブコーチやチームドクター等も補強されており、こうした指導スタッフは、クラブの活性化はもちろんクラブ生の確保や戦績の向上にも大きく貢献をしている。なお、強化指定クラブの見直しについては、戦績はもちろん大学への貢献度、クラブの活性化、部員数の確保等さまざまな問題を含むため、今後も慎重に検討を行っていく必要があると考える。

トレーニングセンターは主として体育会クラブが利用しているほか、一般学生の利用も増加している。トレーナーは各クラブ種目の特性や利用者個々の能力などを考慮しながら練習メニューを組んで指導し、それらのデータをコンピュータ管理し、安全で効率的な筋力アップを図っている。これにより効果的に身体能力の向上が図られていると評価できる。改善方策を踏まえ、事故を防止し安全に利用できるよう平成２３・２４年度にはトレーナーも増員（非常勤）されている。各クラブや一般学生からの要望等を考慮して、夜間の利用時間延長や夏期休暇中の開館を行い、現在は平日：２０:３０（利用の少ない午前の開館時間を３０分繰り下げることで閉館時間を３０分延長)、土曜:１８:３０まで開館しており有効利用されている。今後もクラブ生を中心に利用増加が見込まれることから、一層の充実が必要であると考える。

④　「スポーツ応援会」

平成２２年度から試合観戦しながら仲間の活躍を学生や教職員が一緒になって応援できるよう、「スポーツ応援会」を開催したことで、試合に活気を与えるとともに、クラブに対する理解、価値観や感動の共有による仲間意識、愛校心や大学への帰属意識の向上に繋がっていると評価している。試合日程の関係、会場や応援規制の関係、授業や行事等の関係もあり実施日時の設定が難しいが、今後も多くの学生や教職員が参加できるよう、日時の設定やその周知に努めていく必要がある。

⑤　研修制度

「夏期リーダーズ研修会」は、多くのクラブ・サークルが夏期休暇中に合宿を実施するケースが多く、またプライベートでも海・山へのレジャーの機会が増大するため、「心肺蘇生法およびＡＥＤ使用手順」、「熱中症に対する応急手当等」、「急性アルコール中毒者に対する初動対処等」に対する応急手当等の講習は事故予防対策として有効である。特に、急性アルコール中毒にかかる事件が他大学において発生し大きな社会問題となっており、急性アルコール中毒者に対する初動対処法は予防の観点から今後も継続させていきたいと考える。

「冬期リーダーズ研修会」は、毎年大阪府警察署から講師を招き「薬物乱用防止講習会」を開催しており、平成２３・２４年度はリーダーのみならず多くのクラブ部員が参加したことで、薬物の恐ろしさを再認識し“薬物には絶対に手を出さない”という強い意志を持ち行動すべきことを学び、薬物事犯の防止に有効であったと考える。本学から逮捕者を出さないためには、今後も継続した取り組みが必要である。

また、午後からのリーダー研修（１泊２日）ではグループ討議や発表などを通して組織の中でリーダーとしての意識・あり方を身につけさせ、その上でリーダーシップとは何かを考えさせている。これにより、リーダーとしての自覚を養うだけでなく、他のクラブの代表や教職員とのコミュニケーションも図ることができ、リーダーの研修会として有効である。平成２３・２４年度は、改善方策を踏まえ参加者だけでなくクラブ部員の繋がりに拡大させることを意識し、「クラブ活動の活性化」と「学生諸行事の活性化」をテーマにグループ討議を行い、全体会ではグループ報告等リーダーの意見をまとめる

ことで、各クラブが今後の取り組みに活かしていくことを確認できたことは意義があったと考える。

⑥　保険加入

事故の際には何らかの保険が適用されることで、学生の経済的負担も軽減されるため、保険への加入は今後益々重要になってくると考えられる。一部少人数の体育会クラブ・サークル等で未加入や加入時期の遅れが発生しているものの、体育会クラブについては全員加入を徹底するよう主務やマネージャー等に説明し加入手続きの周知に努めている。また、４年生引退後の異動による新規加入者入れ替え手続きや保険金請求手続きについても周知することで、事故の際に保険適用の漏れが発生することのないよう努めている。このため、この４年間も体育会クラブの加入率は上昇し、平成２４年度については９９％となり、事故等への対応のひとつとして成果を挙げていると評価できる。

なお、学生総合保障制度については、入学前に全員に案内申込書を送付し周知をしているが、任意で保険料も一括払いのため高く感じられるようで、加入は少なくこの４年間も加入率に大きな変化はない。学生総合保障制度の加入者数は入学者数に左右されてくるが、２重に保険加入することでより安心して課外活動が出来るので、今後も周知に努め安心してクラブ活動が継続できるようにしたいと考える。

また、平成２３年度は東日本大震災で被災された東北地方へボランティアとして活動参加する学生など、学生の諸活動に対しての保険について情報提供する機会が例年に比べ多かったと考える。学生が保険に加入することで安全と安心が保証され、積極的にボランティア活動に参加することが可能になると考える。

⑦　クラブ・サークル代表者連絡会

各種大会で、優秀な成績をおさめたクラブ・サークルに対して表彰を行うことで、クラブ構成員のクラブ活動に対するモチベーションの向上となっている。

また、月１回開催することで大学生に関連し随時発生する社会的問題を示し、学生が事件・事故に遭遇することの未然防止に役立っている。今後もこれまで以上に連絡会を活用してクラブ・サークル生に対する知識・情報提供、周知、協力・呼びかけ等を強化していくことが必要と考える。改善方策を踏まえ、平成２４年度はクラブ・サークル代表者連絡会を通じて「アスリートの食事と栄養」に関する講演会開催を周知したが、講師のスケジュールの関係で４・５講時の講演となり、出席者が３０名にとどまった。

各種連絡事項のクラブ内での周知については、連絡会においても周知の徹底を繰り返し依頼することで以前に比べ改善できているが、一部出席率の悪いクラブ・サークルがあるので、連絡会の重要性を説明し指導の強化に努めている。なお、改善の見られない場合には援助金の削減等を含め対応している。今後、これらのクラブ・サークルをいかに指導するかは大きな問題である。

⑧　安全管理体制

体育会クラブが主に練習する場所（体育館、グラウンド、トレーニングルーム等）にはＡＥＤが設置されており、クラブのリーダーズ研修会において毎年ＡＥＤの使用方法などの講習を実施している点は、緊急時のスムーズな対応に備えており、有効であると考える。

特に、練習場所への移動における交通安全に関して、クラブ連絡会を通じて注意を促しているが、通行マナーの苦情等が寄せられる場合もある。学生の安全はもとより近隣住民からの苦情や意見等に配慮して、クラブに対する指導を含めその対応に努めるとともに、クラブ単位で交通事故の防止や通行マナーについて注意や指導の強化を図っている。また、クラブ生に対しては５月に開催する安全運転講習会への参加を要請し、交通

安全と通行マナーの重要性について理解を深め、自転車やバイクによる事故やトラブルを起こす事のないよう注意を呼びかけている。同様にクラブのリーダーズ研修会において事故防止を目的とした講習会を実施していることは、事故や事犯から未然に予防し学生生活の安全に繋がる有益な方策のひとつと考える。

【将来に向けた発展方策】

一人でも多くの学生がクラブ・サークルへ積極的に参加し、互いに人間的な成長を培いながら、充実した学生生活を送ることが望まれる。そのためには、個々のクラブ・サークルが一般学生を引き付ける様な魅力ある活動を行い活性化させることが必要である。その方策として、今後も特別推薦入学「スポーツ・文化活動」における学費減免制度の利用についての広報活動を強化していくことで、本学のクラブ・サークルで活動を志望する学生の獲得に繋げていく。また、「指定校推薦」をはじめ高校との信頼関係のもと新たな学費減免を行う「協定校推薦」の入試制度を充実させていくことは、課外活動を希望する意欲ある学生に対し多様な入試制度が提供できるので、今後もこの周知に努めていく。

なお、特に活躍や成果が顕著な者を白井奨学生制度に推薦することでクラブの活性化が図られているので、文化活動を含め引き続き継続していく。

サークルについても、継続可能な活動を担うことのできるリーダーや幹部の指導力が求められるので、新規申請時はもとよりクラブ・サークル代表者連絡会やリーダーズ研修会等を通じてリーダーや幹部の育成指導に努める必要がある。

学生の課外活動に対する指導、支援に対する改善方策については、次のとおりである。

① 使用施設・練習環境

クラブ室の問題については、今後体育会クラブとして承認されるサークルも増えてくることが予想され、現在休部中の文化会クラブも出ているため、クラブ全体の調整から部室の使用ができるように改善を図っていく。なお、少人数で活動実績やクラブ・サークル連絡会の出席率が乏しいクラブについては、引き続き提出される活動報告等の詳細を判断して使用の可否を判断する。

地震による被害防止・安全の観点から、本学の体育施設についても早急な耐震化の対応が求められる。このため、その第１段階として体育館の耐震化工事を次年度実施予定である。工事期間中の練習場所の確保についても使用クラブと調整のうえ配慮をしていく。

同一施設を利用するクラブの練習時間については、クラブ代表が定期的にミーティングを行い使用時間の調整をしているが、活動時期が重なる場合や練習設備の無いクラブについては引き続き学外で練習場所を確保できるよう配慮していく。併せて練習場所への移動における交通安全に関しても注意を払うよう指導を行っていく。

また、新たなクラブ・サークルが結成された場合は、互いに活動が円滑に行えるよう調整する。

② 教育的支援

平成１９年度から開講した「スポーツ活動論」、「文化活動論」は、積極的なクラブ活動への参加の一助になる手段の一つと考えられるため、今後も幅広く広報していく。

なお、「事前講義」に参加した学生が「事後講義」を受講する頃には既に卒業必要単位数を満たしていることから、積極的に受講する学生の割合は少なくなると考えるので、「事後講義」の実施時期についても今後検討していく。また、「事前講義」についても試合日程等に配慮しながら実施していく。

クラブ生に対する生活指導や注意、就職支援など、顧問や監督等の役割は非常に大きいものがあるが、これからもクラブ生の活動内容に対する把握が必要となってくるので、

クラブのミーティングや練習・試合・合宿等に顧問が積極的に参加し、これまで以上に深くかかわり活動内容の把握に努めていくよう顧問・監督等に働きかける。

また、顧問と授業担当者間での意見を検討しながら改善に努めていく。

③　指導体制

クラブ活動については、学生の自主性を尊重するべきであるが、活動状況の把握、事故防止や学生生活全般の相談および指導、教職員との交流等の観点から現行のクラブ・サークル顧問制度は維持していく必要がある。そのうえで各顧問に対しては、クラブ部員への適正指導、クラブのミーティング・練習・試合・合宿への参加によるコミュニケーションを一層図るように働きかけていく。

トレーニングセンターについては、利用者に対しより未然に事故を防止し安全で充実した指導ができるようスタッフや利用時間等において今後も一層の充実に努める。

一方クラブ活性化のために「ユニバーシティクラブ」の名称のもと１０クラブを強化クラブとして指定しており、今後も充実を目指し方策等を強化していく。また、「ユニバーシティクラブ」として発足してから数年が経過している強化指定クラブの見直しについては、引き続き慎重に検討する。

なお、近年高等学校や大学等の課外活動においてクラブ指導者による体罰やハラスメントが大きな社会問題となっている。本学においても今後クラブ・サークル担当の教職員に対し体罰やハラスメントの禁止をこれまで以上に周知する必要がある。顧問や指導者を対象として研修会を開催して、指導のあり方または学生間のハラスメント防止を徹底していきたい。

④　「スポーツ応援会」

今後も多くの学生や教職員が参加できるよう、一般学生の参加可能な日時等を考慮しながら、ゼミナール教員や学生に対する周知の強化に努める。また、特定のクラブの応援に偏らず他のクラブの応援会も実施することで、学生の関心を高め多くの学生の参加を求めていく。

「スポーツ応援会」で選手と一体となって応援し、ゲームの雰囲気やプレーの楽しみを感じながら、クラブに対する理解、価値観や感動の共有による仲間意識、愛校心や大学への帰属意識の向上を図れるよう、学生時代の思い出となるイベントに盛り上げていく。

⑤　研修制度

１年に２回開催しているリーダーズ研修会は、学生部とクラブ幹部の関係、また各クラブ幹部間の繋がりができる良い機会ではあるが、実際のところ研修会に参加した各幹部のみの繋がりで終わってしまうことのないよう、今後も参加者だけでなくクラブ部員の繋がりに拡大させることにより、キャンパスマナー向上や体育会・文化会そのものが一体感を育んでいけるような支援や取り組みを研修会の内容に加えていく。

また、研修においてはリーダーのみならず多くのクラブ部員が参加することが有効なものとなる。「薬物乱用防止」や「急性アルコール中毒者に対する初動対処」等の講習をいただくことで、多くの学生に対する事故防止策に繋げていけるような研修を今後も検討していく。

⑥　保険加入

クラブ・サークル代表者連絡会で今後も保険加入手続きについての周知に努めるとともに、クラブ・サークルとして各種取り扱いを後輩に引継げるようクラブ代表者への説明や指導を充実させる。あわせて体育会クラブについては、加入漏れがないよう顧問等に対して保険加入の指導を徹底する。また、４年生引退後の新加入者との入れ替えについて、漏れなく手続きがなされクラブ全員が加入できているように徹底する。スポーツ系のサークル団体も多くなっており、今後は保険加入手続きについて周知を強化していく。

なお、任意加入である学生総合保障制度については、中途からの加入も可能なので、体育会クラブ・サークルを中心に制度の情報提供に努める。学生の諸活動によるボランティア保険、旅行保険、レクリエーション保険等についても、万一の事故に備えるため情報提供等に努めることで、加入の推進に繋げていく。

⑦　クラブ・サークル代表者連絡会

一部出席率の悪いクラブ・サークルについては、今後も個別に呼び出し参加の要請と連絡事項の周知について、場合によっては援助金の削減を含め指導を強化する。また、代表者のみの周知に止まりクラブ・サークル内での連絡等がうまくできていない場合も発生するので、今後も周知の徹底を指導し、各クラブ内での連絡方法や周知方法の改善等のアドバイスにも力を入れる。

今後もこれまで以上に連絡会を活用してクラブ・サークル生に対する知識・情報提供や周知・協力呼びかけを強化し、講演等への参加も促していく。

⑧　安全管理体制

ＡＥＤの設置・研修以外に学生のクラブ活動で起こりうる事故に対して常に注意を払っていく。

特に、練習場所への移動時における交通安全についても近隣住民に迷惑とならないよう、今後もクラブ単位で交通事故の防止や通行マナーについて注意や指導の強化を図る。クラブ生の安全運転講習会への参加を強化しながら、安全に練習が出来るよう、そして近隣住民の理解が得られるようその対応に努める。

なお、安全に配慮した講演等を今後も研修会等で開催し、有意義な学生生活に繋がるよう、今後はクラブ生のみならず一般学生も対象にした支援を強化していく。特に、女性の在籍者数も増加傾向にあり、女性を守るための防犯対策にこれまで以上に取り組んでいく。

４．学生への進路支援は適切に行われているか。

〔学生の進路支援の適切性〕

・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
・キャリア支援に関する組織体制の整備

（１）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

【現状説明】

(1) 進路希望調査

３年次生の７月から、次年度の卒業予定者全員に進路希望カードの提出を求め、これにより就職希望者の就職支援指導に生かしている。

各年度の業種別就職希望率、業種別就職率は表Ⅵ－２８および表Ⅵ－２９のとおりである。学生の就職希望業種は、サービス業が毎年高く、年度により変動があるものの、小売業、公務員、卸売業、製造業、情報通信業、金融業の７業種が例年上位を占めている。

就職率でみると卒業生の半数以上が卸売業、小売業、サービス業の３業種に集中している。

表Ⅵ－２８　業種別就職希望率（%）

業　種	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農林漁鉱業	0.3	0.3	0.4	0.6
建設業	2.8	2.4	1.0	2.7
製造業	11.8	11.6	7.4	7.2
エネルギー業	0.3	1.0	1.2	0.6
情報通信業	10.8	6.1	7.4	7.4
運輸業	2.4	3.4	4.0	3.4
卸売業	6.3	3.4	7.6	7.0
小売業	11.5	9.9	13.8	12.6
金融業	6.9	9.2	6.8	5.1
不動産業	4.9	3.1	3.4	3.8
飲食・宿泊業	1.0	2.0	4.2	3.0
医療・福祉	2.1	1.0	2.2	2.7
教育・学習支援業	3.1	2.0	3.0	1.7
複合サービス業	2.4	4.1	2.4	3.2
サービス業	21.2	25.9	23.2	27.2
公務員	12.2	14.6	12.0	11.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表Ⅵ－２９　業種別就職決定率（%）

業　種	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農林漁鉱業	0.2	0.0	0.3	0.0
建設業	2.1	4.1	3.2	5.9
製造業	7.0	12.0	10.3	9.4
エネルギー業	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	1.5	0.7	3.8	4.6
運輸業	4.9	2.3	4.3	5.2
卸売業	22.8	24.8	18.7	17.1
小売業	33.1	29.0	28.8	21.1
金融業	2.6	2.7	3.6	3.4
不動産業	3.8	2.9	3.5	4.3
飲食・宿泊業	0.9	1.6	2.6	2.2
医療・福祉	2.8	1.4	1.7	4.8
教育・学習支援業	2.3	2.5	2.3	2.5
複合サービス業	0.2	0.9	0.1	0.3
サービス業	13.2	11.3	13.6	16.4
公務員	2.6	3.8	3.2	2.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 個人相談

キャリアセンターでは、就職相談の指導は日常業務の一環として、学部ごとに担当者を決め随時実施している。相談内容は、各種ガイダンスの参加状況などと併せ、進捗状況を把握できるようデータベース化し、情報を共有することで、いずれの担当者においても継続的なアドバイスが行えるようにしている。

各年度における卒業生の４年間の延べ相談件数は、表Ⅵ－３０に示すとおりである。

表Ⅵ－３０　相談件数

学　部	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
流通科学部	283	560	300	372
経営学部	771	890	791	850
経済学部	968	2,376	1,719	1,494
法学部	469	857	436	545
外国語学部	425	605	522	456
国際学部	313	587	305	488
情報学部	210	282	223	338
企業情報学部	357	613	341	193
計	3,796	6,770	4,637	4,736

(3) ゼミナール担当者との連携

全学的にゼミナールを１年次生から４年次生まで開設しているため、就職指導に当たってゼミナール教員との連携が有効であるとの考えから、３・４年次生のゼミナール教員とは、特に連携を密にしながら学生の就職支援に当たっている

進路希望カードを始め、中間報告（内定・内々定報告)、進路決定カード（就職・進学等卒業後の確定進路報告）などを、ゼミナール担当教員を通じて回収することで、教員も個々の学生の就職活動状況を把握することができる。また、ゼミナール授業へキャリアセンタースタッフが出向き、就職に関するミニセミナーを実施したり、職業カードを利用して近い将来に就きたい職業の方向性や職業感を養うなど、キャリア意識の向上を図る取り組みを行っている。

(4) 授業および各学部との連携

平成２０年度から共通科目に「キャリア教育ユニット」の分野を新設し、「キャリアデザイン入門Ⅰ」（１年次生配当)、「キャリアデザイン入門Ⅱ」（２年次生配当）の授業科目を開設し、低年次から働く意欲の醸成や将来の進路に対する意識を培う契機を提供している。

特に、「キャリアデザイン入門Ⅱ」では、キャリアデザインに必要な基礎知識を養うと同時に、キャリアセンターと連携し、その活用を促すため様々な方策を授業内で行なっており、インターンシップの推進、キャリアセンターのデザインルームの職員がゲストスピーカーを務める等「キャリアセンター100%活用法」とも言える科目内容である。このように、キャリアセンターの活動と授業との連携を図るようにしている。

また、専攻科目に２年次生配当「キャリアデザインⅠ」（進路に必要な基礎知識)、「キャリアデザインⅡ」（進路に必要な基礎資質）を開設し、３年次配当科目「キャリアデザインⅢ」（進路と求められる人材像の研究）を開設している。

〈流通科学部〉

キャリア教育を最も効果的に行うことが出来る場は、学生と直接に対話出来る「ゼミナール」の授業であると考えている。入学直後の１年次生に対して、前期と後期に一回ずつ合同ゼミナール形式で、キャリア形成に役立つ情報の提供を行っている。前期は、キャリアセンターの職員からキャリアセンターの利用方法などについて解説を行っている。後期は、内定を得た４年次生やインターンシップの経験者、海外研修経験者など、多彩な経験を持った先輩の話を聞く場を設けキャリア意識を高めるように努めている。

就職活動時期である３・４年次生の「ゼミナール」では担当教員が中心となり、キャリアセンターからの情報を元に学生のキャリアセンターの活用を促すと同時に、学生の状況をキャリアセンターへとフィードバックするなど相互に連携しながら就職活動をフォローしている。

〈経営学部〉

本学部では、月曜日の５講時を「キャリア・タイム」と位置づけ、時間割に本学部の専攻科目を組まず、キャリア支援行事に参加できるように配慮している。

[経営学科]

キャリア教育に特化した「ゼミナールⅡ」を開講している。キャリア教育の外部講師による合同ゼミナールと各ゼミ担当者による個別ゼミナールを組み合わせて構成している。学生には就活ノートを作成させ、年間を通して行った自己分析などを通し、就職活動を成功させ就職に結び付けられるよう教育している。

また､アントレプレナーコーナーを設け､ベンチャーに興味のある学生の支援を行っている。

[ホスピタリティ経営学科]

「ゼミナールⅠ」では、２年次生以降に実施する「企業実習」の体験報告会を合同ゼミ形式で開催している。「ゼミナールⅡ」では、到達目標の１つに「キャリアデザインを形成する」を掲げ、ゼミ生はホスピタリティ産業を中心とした業界研究を行い、研究発表やレポートの作成を行っている。平成２４年度から全ゼミで「SPI」模擬試験を受験させ、また「職業適性診断テスト」の実施とその後の診断テスト結果を基にした「フォローアップガイダンス」を合同ゼミ形式で開催している。

「ゼミナールⅢ」では、平成２４年度から、これまで個別ゼミで対応していたキャリア支援に関する内容を合同ゼミ形式で２回開催している。１回は就職活動の流れを理解し、始めるきっかけを作る「就職活動ガイダンス」、もう１回は就職活動を終えた先輩から実際の体験を聞く「内定者の体験報告会」である。

キャリアセンターとの連携を通して、また教員間の連携を通して、必要な内容を学科独自に合同ゼミ形式で実施している。

〈経済学部〉

本学部では、キャリア（進路）支援を中心とした授業をキャリア合同ゼミとして実施している。運営にあたっては、本学部教員を構成員とする特別合同ゼミナール運営委員会を設置し、教授会で授業内容を審議して、年間計画を立てて実施している。授業内容は、将来に向けた自己発見・自己分析、一般的な知識を問われる時事問題・ＳＰＩ、グループ面接などを取り入れ､学生が就職活動へスムーズに進んでいけるように配慮して、段階的にレベルアップするように実施している。また、学生と教員だけでなく、キャリアセンターならびに教務課との協力で実施することにより、普段学生と接する機会が少ないキャリアセンター職員と学生・教員との連携を高めることを目指している。

〈法学部〉

本学部では毎年３年次生のゼミナールにおいて、キャリアセンターと連携して外部講師を招き、合同ゼミの形式で「就職ガイダンス」を開催している。例年前期の７月前後に開催し、働くことの意義、業界研究、本年の就職動向など、学生が就職活動を始めるにあたっての必要項目について講演いただいている。

本学部の学生の傾向として、就職希望先に警察官・消防官を挙げるものが多数いることから、平成２１年度よりサポート講座を開設している。この講座は「法学特別講義Ⅲ」を警察官・消防官サポート講座として開講したもので、警察官・消防官に必要な法的知識の習得や現役・OB 警察官の講演、ディスカッションなどで構成される。

しかし、本サポート講座一つだけでは学生のニーズに対応しきれない面もあり、平成２５年度より本サポート講座を拡充し、複数の講座からなる警察官・消防官サポートプログラムをスタートさせる予定である。

〈外国語学部〉

学生が早期から就職に対する自覚を持つように促すため、１年次後期に合同ゼミナールを組み、就職に関する心構え、就職活動のスケジュールなどを説明した。さらに、説明を聞くだけでなく就職試験を体験する意味で「ＳＰＩ」の模擬試験を実際に受験させた。また、２年次生は後期に、自己分析をするために「キャリア・アプローチ」を、３年次生は前期に「一般常識＋基礎学力」の模擬試験を実施し、それぞれ翌週にフォローアップの講義も併せて合同ゼミで行っている。

〈国際学部〉

働くことや職業などについて早い段階から考えられるよう、キャリア関連の科目として「キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ」を設置している。これに加えて、平成２４年度から就職試験における筆記試験・時事問題対策を内容とする科目として「現代課題Ⅳ」を設置している。また、進路選択の指導やガイダンス並びに就職活動支援を、ゼミナールにおける合同ゼミ形式の授業において実施している。２年次生対象の「ゼミナールⅡ」では、「職業適性検査」の実施とその結果に基づくフォローアップをキャリアセンターの協力のもとに行っている。また、後期には４年次生の先輩の就職活動体験談を聞くことで、就職活動の実際について知ることを目的に合同ゼミを行っている。

３年次生対象の「卒業研究Ⅰ」では、キャリアセンターとの連携で年間４回の就職活動支援合同ゼミを実施している。このゼミでは、就職活動の現状とスケジュールの理解、就職ナビの活用法、履歴書とエントリーシートの作成に関する基本的知識の理解と実際の作成の手順、業界研究といったテーマに基づいて体系的に就職活動支援を行っている。

〈情報学部〉

キャリア教育の一環として本学部独自に開講している「特別講義Ⅰ」は、企業からの複数の兼任教員によるオムニバス形式で実施し、最新情報技術だけでなく業界事情や講師の体験に基づく仕事観を要素として織り込んだ講義内容にしてきた。現在は、京阪奈の社会人技術者に対して行われた組み込みシステム技術者の養成コースをベースとした授業を開講し、実践的な学習ができるようにしている。また、平成２０年度にスタートした、学産連携により運営する「コンテンツテクノロジーコース」については、コンテンツ業界の第一線で活躍中の専門家による実践的な授業を実施している。

また、希望する学生に、企業における実務を体験させるために、３年次の休暇期間中にインターンシップを実施するようにしている。

学部の基幹コースである「コンピュータサイエンスコース」の学修目的に関連する資格として「基本情報技術者」があり、毎年若干名が合格している。また、ＩＴパスポートの資格を取得する者もいる。資格取得はキャリアを考える際の重要な指標となるので、平成２３年度から基本情報技術者の合格を目指す科目として「特別講義Ⅲ」を開設している。

〈企業情報学部〉

学生の進路支援は、主に、就職支援を中心に、ゼミナール担当者を中心に指導を行っている。また、キャリアセンターによって、各種説明会などが行われており、これらの案内もキャリアセンター委員を通し、教授会等でゼミナール担当者へ通知されており、学生に周知している。

(5) ガイダンスならびにセミナーの実施

学生の就職活動の時期に応じ、表Ⅵ－３１に示すように、様々なガイダンスを実施している。

ガイダンスは内容に応じ、主対象を３年次生または４年次生としているが、希望すれば１・２年次生も含め、いずれの年次も受講は可能である。

内容により、外部講師を招いて実施するもの、本学学生によるものなど、時期や内容に応じ、より適確な方法で実施している。

授業やクラブ等の時間重複により参加できない学生のために、同一内容を複数回開催したり、より具体的なテーマのガイダンスを設けることで、各自の進捗に応じた内容を設けることで、一人でも多くの学生が参加し、就職活動に対する力を付けられるように配慮している。

表Ⅵ－３１　ガイダンス実施状況

（平成２１年度）

No.	開催日	内　　容
1	6 月 16 日	就職活動の流れ
2	7 月 13 日	職業理解
3	7 月 27 日	就活ナビ説明(計 3 回)
4	10 月 5 日	就職活動スタート
5	10 月 5 日	適性検査（自己発見レポート・ｷｬﾘｱｱﾌﾟﾛｰﾁ)
6	10 月 19 日	内定者報告会
7	11 月 9 日	自己ＰＲ
8	11 月 14 日	エントリーシート攻略テスト
9	11 月 28 日	エントリーシート攻略フォロー
10	11 月 30 日	面接攻略
11	11 月 30 日	履歴書攻略
12	12 月 14 日	社会人マナー
13	1 月 18 日	企業選択

（平成２２年度）

No.	開催日	内　　容
1	5月17日	就職活動の流れ
2	5月24日	就活ナビ紹介
3	5月24日	自己発見レポートフォローアップ
4	5月31日	適性診断テストフォローアップ
5	6月14日	就活ナビ紹介
6	7月12日	職業理解
7	10月 4日	就職活動スタート
8	10月16日	就活ナビ活用方法
9	10月27日	内定者報告会
10	11月 1日	「志望動機」の創り方、書き方、完成の仕方
11	11月 8日	就活に絶対に必要な「自己ＰＲ」の方法と対策
12	11月29日	履歴書攻略
13	12月 6日	社会人マナー
14	12月13日	面接攻略
15	1月17日	企業選択

（平成２３年度）

No.	開催日	内　　容
1	5月16日	働くことを考える
2	5月23日	就職活動入門
3	5月30日	夏期休暇を有意義にする就職活動準備
4	6月20日	職業適性診断
5	7月11日	職業適性診断フォローアップ
6	7月12日	職業理解
7	10月 3日	就職活動スタート
8	10月 3日	就職活動ナビ活用
9	10月17日	就職筆記試験入門講座
10	10月17日	ＳＰＩ模擬試験
11	10月31日	キャリアチューター内定者報告会
12	10月31日	求人ナビ活用
13	11月14日	志望企業の見つけ方
14	11月21日	自己ＰＲ作成
15	11月28日	履歴書・エントリーシート攻略
16	12月 7日	就活メイクアップセミナー
17	12月12日	就職活動マナー攻略
18	12月19日	面接攻略
19	1月30日	学内企業説明会直前セミナー
20	2月15日	ＳＰＩ模擬試験（全10回）

（平成２４年度）

No.	開催日	内　　容
1	6月18日	就職活動準備セミナー
2	7月 2日	夏期休暇にできる就職活動準備

3	9月20日	内定獲得応援セミナー
4	10月 1日	就職について考える
5	10月10日	合同企業説明会直前　就活セミナー
6	10月15日	職業適性診断受検会
7	10月29日	就職活動スタート入門
8	11月 5日	スーツ着こなし就活必勝講座
9	11月 5日	職業適性診断結果返却
10	11月12日	内定学生に聞く就職活動報告会
11	11月17日	エントリーシート攻略
12	11月19日	就職情報サイト攻略
13	11月26日	就職活動マナー攻略
14	12月 3日	志望企業の見つけ方
15	12月4日	業界セミナー直前就活セミナー
16	12月10日	自己ＰＲ作成
17	12月15日	エントリーシート攻略　第２弾
18	12月17日	就職筆記試験入門講座
19	12月17日	ＳＰＩ模擬試験実施
20	1月21日	面接攻略
21	1月28日	面接攻略実践セミナー
22	1月30日	学内企業説明会直前セミナー
23	2月 4日	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ攻略実践セミナー
24	2月15日	就職対策おさらい講座（計６回）

(6) 保護者向けイベントの開催

保護者を対象に年３回の就職支援行事を開催している。各回のテーマ・内容は表Ⅵ－３２に示すとおりである。５月の後援会定期総会は、初年次生の保護者を対象にした「初年次教育懇談会」も同時に開催しており、保護者が子女の将来についてイメージを描き、親子で考え、話し合うことのできるきっかけの場となっている。

夏期に開催する教育懇談会は、教職員と保護者が子女の就学状況について個人懇談を行うものであり、学修面はもとより、就職に関しても様々な相談に応じられる場である。本学のほか西日本を中心とした県庁所在地等で開催しており、地方出身の保護者にとっては、大学まで足を運ばず相談でき好評を得ている。また、本学会場においては、就職講演も開催している。

１２月に開催する「保護者就職説明会」は、後援会主催によるもので、基調講演と内定を獲得した学生の体験報告会を同時に実施している。学生も保護者と共に参加することが可能で、両親と学生の三者で参加される方も多い。

それぞれのイベントにおいて実施している講演では、外部の専門家を招き、昨今の就職状況を把握していただくと共に保護者としてどのように子女の就職活動を支えていくかを理解頂く絶好の機会となっている。

もちろん、これらの行事開催時期以外においても随時、電話等での相談に応じており、保護者の不安を軽減できるよう努めている。

表Ⅵ－３２　保護者向けイベント
（平成２１年度）

実施日	名　称	内　　容
6 月 6 日	後援会定期総会	・教育講演「企業が求める人物像」
8 月 29 日～ 8 月 31 日	教育懇談会	・教育講演「就職先の選び方～理想の家から理想の就職を見つける方法～」 ・個別相談（本学３日間および全国１２ヶ所）
12 月 5 日	保護者就職説明会	・基調講演「子供の就職活動を支援する～最近の新卒就職事情と親が出来るサポートとは～」 ・内定者報告会 ・就職説明会

（平成２２年度）

実施日	名　称	内　　容
5 月 29 日	後援会定期総会	・教育講演「昨今の就職環境と今後の動向」
8 月 27 日～ 8 月 30 日	教育懇談会	・教育講演「就職戦線を取り巻く現状」 ・個別相談（本学３日間および全国１１ヶ所）
12 月 18 日	保護者就職説明会	・基調講演「企業が求める人物像」 ・内定者報告会 ・就職説明会

（平成２３年度）

実施日	名　称	内　　容
5 月 21 日	後援会定期総会	・教育講演「企業が求める人物像～激動する就職事業の中で、保護者が知っておくべきこと」
8 月 27 日～ 8 月 29 日	教育懇談会	・教育講演「昨今の就職環境と社会が求める力」 ・個別相談（本学３日間および全国１１ヶ所）
12 月 10 日	保護者就職説明会	・基調講演「企業が求める人物像～昨今の就職戦線の動向と対策」 ・内定者報告会 ・就職説明会

（平成２４年度）

実施日	名　称	内　　容
5 月 26 日	後援会定期総会	・教育講演「今どきの就活事情と親の関わり方」
8 月 30 日～ 9 月 1 日	教育懇談会	・教育講演「昨今の就職環境と就活生との接し方」 ・個別相談（本学３日間および全国１１ヶ所）
12 月 8 日	保護者就職説明会	・基調講演「採用担当者の本音と親の役割」 ・内定者報告会 ・就職説明会

(7) その他のサポート

キャリアセンターのスタッフは、図Ⅵ－３３に示すように、専任、契約職員とも平成２１年度より増加している。その内、数名が主に企業訪問担当として、日々ＯＢ企業、求人票受付企業を始め、新たな求人情報を求め主に京阪神の企業を中心に訪問している。

また、早期に内定（内々定）を得た学生が、活動を始める３年次生を対象に様々なアドバイスを行う「キャリアチューター制度」を平成１９年度から実施しており、表Ⅵ－３４に示すように、毎年２０名程度の学生がその役割を担っている。就職活動期にある学生にとって身近な先輩からのアドバイスは、就職活動に向けての大きな力となっている。

図Ⅵ－３３　キャリアセンター職員数（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専任職員数	13	16	17	17
契約職員数	3	3	3	5
嘱託職員	1	1	1	1
計	17	20	21	23

図Ⅵ－３４　キャリアチューター人数（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ｷｬﾘｱﾁｭｰﾀｰ	18	16	22	17

【点検・評価】

学部共通

学生の進路希望調査と就職先を比較してみると、希望する業界と実際に就職する業界には大きな開きがある。このことは、調査段階で業界のことを十分に理解していない、あるいは希望はしたものの募集が少ない、また選考が厳しく力不足により、当初の希望業界へ進めていないということである。この状況は毎年ほぼ同様であるため、学生への業界理解を深めると共に、希望する業界への内定が取れるよう、指導していく必要がある。

全学部とも４年間に亘りゼミナールを開講している点から、ゼミナールとの連携をさらに深め、就職意識の向上を図るともに、就職活動の様々な力を付けられるよう取り組むことが可能である。一部の学部においては、全ゼミナールが合同でキャリア支援の取り組んでおり、早期の段階からキャリアプランを意識するなど、学生が就職活動を始める動機づけの一つとして機能しており、その点で評価できる。

保護者向けのイベントを数多く開催することで、保護者の世代とは異なる昨今の就職活動を理解してもらうと同時に、保護者としてどのように子女の就職活動を支えていけばよいかを知ってもらう貴重な機会となっている。その中でも特に、「内定者による体験報告」は保護者の関心が高い。それは、「就職活動に悩んだり、つまずいた時に、親がこう支えてくれた」という学生の実際の発言を聞くことによって、子女のサポートに役立てようとする意図が、保護者に強くあるものと考えられる。

一方学生にとっても、内定者による体験談発表やキャリアチューターとの相談は、より身近な体験として自分の今後の活動に役立てることができ、教職員のアドバイスよりも、素直に聞き入れることができる有効なサポート手段といえる。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

依然として就職状況が厳しい状況において、より高い就職率（内定率）を維持するためには、早期からのキャリア意識の醸成が必要であると考えられる。そのためにも、ゼミナール教員と協力して、低年次から様々な機会を通じ、将来の方向性に対するイメージを持たせるような対策が必要となってくる。従来までのガイダンスに加え、低年次向けのイベントの開催を検討していく必要がある。

就職活動を始める時期が比較的遅く、おとなしい性格の学生に就職内定を獲得させるためには、引き続き小まめな相談と、大手ナビや一般求人票だけでは見つけにくい本学独自の求人情報の提供が必要であるため、企業訪問ならびに学生応対を強化し、支援体制を充実させていく必要である。また、学部ごとにまとまって就職意識の向上を図ることが期待できる合同ゼミによる様々な取組みは、今後も継続して実施する。

併せて、個人の希望に合わせた求人情報のマッチングの精度を向上させるためにも、求人票等の資料配置の変更や、各種イベントの掲示・案内方法の見直しなど、細かな事柄でも、より学生の立場にたった利用しやすく有効に活用できるキャリアセンターを目指し改革を進めていかなければならない。

（２）キャリア支援に関する組織体制の整備

【現状説明】

⑴ 学部共通

① キャリア支援に関する組織体制の整備

平成２０年度から共通科目に「キャリア教育ユニット」の分野を新設した。

「キャリア教育ユニット」の分野には、「キャリアデザイン入門Ⅰ、Ⅱ」設置し、配当年次を１年次、２年次とし、早い段階から広く将来の進路に対する意識を培う契機を提供するようにしている。

また、専攻科目に「キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ」を設け、２年次、３年次の配当とし、初年次から就職活動前まで指導できる環境を整えている。

各学部の取組は、次の状況である。

⑵ 流通科学部

キャリア教育をもっとも効果的に行うことが出来る場は、学生と直接に対話出来るゼミナールである。就職活動と並行して出席する３年次生、４年次生の専門ゼミナールでは、キャリアセンターからの情報の提供と同時に、学生の情報をキャリアセンターへとフィードバックする場としている。

⑶ 経営学部

本学部では、「キャリア・タイム」と位置づけ、時間割に本学部の専攻科目を組まず、キャリア支援行事に参加できるように配慮している。

① 経営学科

キャリア教育に特化した「ゼミナールⅡ」を開講している。キャリア教育の外部講師による合同ゼミナールと各演習担当者による個別ゼミナールを組み合わせて構成している。学生には就活ノートを作成させ、年間を通して行った自己分析などを通し、就職活動を成功させ、就職に結び付けられるよう教育している。

また､アントレコーナーを設け､ベンチャーに興味のある学生の支援を行っている。

② ホスピタリティ経営学科

入学時のオリエンテーションの際に、新入生全員に対して､「自己分析」のための診断テストをキャリアセンター主催で全学的に実施している。平成２２年度から、ホスピタリティ経営学科の「ゼミナールⅠ」において、診断テストの結果をもとに、キャリアセンター主催のフォローアップガイダンスを合同ゼミナール形式で実施している。同様に、合同ゼミナール形式で､「ゼミナールⅠ」において、２年次以降に本学科生全員に対して実施する「企業実習」に関する説明会を開催している。

また､「ゼミナールⅡ」においては､「到達目標」の１つに「キャリアデザインを形成する」を掲げ、受講生は、ホスピタリティ産業を中心とした業界研究を行い、研究

発表やレポートの作成を行っている。また、キャリアセンター主催の「職業適性」のための診断テスト結果をもとにしたフォローアップガイダンスなどを合同ゼミナール形式で開催している。

(4) 経済学部

本学部では、合同ゼミナール形式でのキャリア（進路）支援を中心とした授業をキャリア合同ゼミナールとして実施している。合同ゼミナールの授業内容については教授会の審議を経て実施しており、本学部教員を構成員とする特別合同ゼミナール運営委員会とキャリアセンターならびに教務課との連携により企画・運営している。

(5) 法学部

平成２３年度は、3回生の合同ゼミナールで日経ナビおよびリクナビより講師を招き、「就職情報サイトによる就職環境と就活スケジュール等の説明」を開催し、働くことの意味、業界研究などのガイダンスを行っている。平成２４年度においても、３回生の合同ゼミナールで就職関係の業者の講師を招き、就職活動の傾向と対策を主にガイダンスを行っている。

(6) 外国語学部

各学生が早期から就職に対する自覚を持つように促すため、１年次後期に合同ゼミナールを組み、就職に関する心構え、就職活動のスケジュールなどを説明した。さらに、説明を聞くだけでなく就職試験を体験する意味で「ＳＰＩ」の模擬試験を実際に受験させた。また、２年次生は後期に、自己分析をするために「キャリア・アプローチ」を、３年次生は前期に「一般常識＋基礎学力」の模擬試験を実施し、それぞれ翌週にフォローアップの講義も併せて合同ゼミナールで行っている。

(7) 国際学部

働くことや職業などについて早い段階から考えられるよう、キャリア関連の科目を設置している。平成２３年度から、学部独自の「現代社会とキャリア形成」（２年次生以上対象）を開講した。平成２４年度後期からは、３年次生以上を対象として、就職活動を始めるにあたっての総まとめとして「現代課題Ⅳ」を開講した。この科目は、月曜３講時に開講して、４・５講時に行われる、キャリアセンター主催の就職講座に参加が可能となるように配慮している。

また、進路選択の指導やガイダンスを、「ゼミナールⅡ」（２回生）「卒業研究Ⅰ」（３回生）の合同ゼミナールにおいて、本学キャリアセンターとの合同のもとで実施している。

(8) 情報学部

キャリア教育の一環として本学部独自に開講している「特別講義Ⅰ」は、企業からの複数の兼任教員によるオムニバス形式で実施し、最新情報技術だけでなく業界事情や講師の体験に基づく仕事観を要素として織り込んだ講義内容にしてきた。現在は、京阪奈の社会人技術者に対して行われた組み込みシステム技術者の養成コースをベースとした授業を開講し、実践的な学習ができるようにしている。また、平成２０年度にスタートした、学産連携により運営するコンテンツテクノロジーコースについては、コンテンツ業界の第一線で活躍中の専門家による実践的な授業を実施している。

また、希望する学生に、企業における実務を体験させるために、３年次の休暇期間中にインターンシップを実施するようにしている。

学部の基幹コースであるコンピュータサイエンスコースの目的に関連する資格として「基本情報技術者」があり、毎年若干名が合格している。また、ＩＴパスポートの資格を取得する者もいる。資格取得はキャリアを考える際の重要な指標となるので、授業と

しても、平成２３年度から「特別講義Ⅲ」として基本情報技術者の合格を目指すためのサポートを始めている。

(9) 企業情報学部

学生の進路支援は、主に、就職支援を中心に、ゼミナール担当者を中心に指導を行っている。また、キャリアセンターによって、各種説明会などが行われており、これらの案内もキャリアセンター委員を通し、教授会等でゼミナール担当者へ通知されており、学生に周知している。

【点検・評価】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

合同ゼミナールで行った就職に対する説明会や、「ＳＰＩ」などの就職試験対策、およびそのフォローアップは、教員も含め、多くの学生の就職に対する自覚を喚起することに役立っている。合同ゼミナールという形式で３回生の早い段階で行う就職支援は、学生が就職活動を始める動機づけの１つとして機能しており、その点で評価できる。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

【将来に向けた発展方策】

学部共通

(1) 効果が上がっている事項

合同ゼミナールによる就職説明会は、専門職による統一的な指導ができる機会であり、今後も継続して就職支援の一環として活用する。

平成２５年度から教職を希望する学生を対象に「キャリアデザイン入門Ⅰ」、公務員を希望する学生を対象に「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」を開設する予定である。

(2) 改善すべき事項

特記事項なし。

〔大学院 研究科〕

商学研究科

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針
２．学生への修学支援の適切性
３．学生の生活支援の適切性
４．学生の進路支援の適切性

【現状説明】

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針

本学は開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする人材を輩出してきた。社会から求められる人材像は時代によって変化することから、時代の変化を先取りし、次の時代で社会に貢献できる人材を育成していくことが「建学の精神」に則った本学の変わらぬ姿勢であり、この目的を達成するために、「わかりやすく確実に学力がつく講義」、「充実した学生生活」、「豊かな将来の保証」をキーワードに活動を実践展開している。

また、学生の個性と能力を最大限に引き出し伸ばす「学生一人ひとりのための教育」を全学的に推進している。

本学では上記の方針に基づき、各種方面から学生支援活動を進めており、大学発行の学生向け広報媒体等によって学生へ発信されている。

２．学生への修学支援の適切性

学生の修学全般の窓口は大学院事務室があたっており、支援・相談内容によって、学内の担当部局を大学院事務室が紹介し支援する体制を整備している。

また、学生生活全般にわたる支援、サポート内容や担当部局等の情報は、公式ホームページの大学院専用ページの「Ｃａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」および学生専用ホームページ「ｗｅｂ　ＰＡＴＨＯＳ」に掲載している。

大学院における修学支援は、指導教授による個別指導体制を基本としつつ、オフィスアワーにより適切に機能している。また、入学直後および進級の際に大学院事務室が中心となってＩＴセンターや図書館で実施するオリエンテーションにより、履修関係全般および大学院専用研究室の利用方法、図書館利用方法、ＩＴサポート全般について説明し、円滑な学修研究活動を支援している。なお、カリキュラム改正により、平成２５年度からは修士課程の１年次前期に導入科目が配当され、「修士論文中間発表会」の開催と併せて、研究科全体として組織的な指導体制を構築した。

『留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性』については、本研究科では、学生が休学および退学を願い出るにあたっては、研究指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の了承のもとで願い出る体制をとっており、留年者の指導についても同様である。なお、留年者および休学・退学者については、大学院事務室が管理し、各研究科委員会および大学院委員会において学籍異動として報告されており、大学院の学籍状況については両委員会において状況を把握し、問題等があれば協議する体制を整えている。

平成２１年度から平成２４年度までの「除籍・退学率」は、次のとおりである。

表Ⅵ－１

	年　　度	1 年次生	2 年次生	研究科計
除籍・退学率	平成 21 年度	0.0%	8.3%	3.4%
	平成 22 年度	0.0%	0.0%	0.0%
	平成 23 年度	7.1%	0.0%	4.2%
	平成 24 年度	0.0%	6.7%	4.0%

『障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性』については、これまでのところ事例はないが、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修における必要な配慮等を相談し確認することとしており、他の研究科の前例もあり、本研究科としても同様に、でき得る限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力する。

『奨学金等の経済的支援の適切性』については、本学の全学生（大学学部、大学院および短期大学を含む。）を対象とした学費減免措置として、学校法人大阪学院大学白井奨学生制度がある。これは、本学創立者の白井種雄の遺志を継承し、学業・社会活動を通じ充実した学生生活を図るとともに、本学の模範生として社会に寄与する人材を育成するために設けられたものであり、規程に基づき選抜された者について、授業料および施設設備費を減免（全額免除から１割相当額免除まで６種類ある。）している。学外の奨学制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種：無利子、第二種：有利子）がある。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて機構が審査し、貸与される奨学金である。さらに、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金がある。同奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて同会が審査し、給付される奨学金（月額６０，０００円）である。以上の奨学制度に関する窓口は、大学院事務室に一本化しており、同事務室担当者による説明会を毎年度４月に開催するとともに、随時、事務室で学生の相談に対応している。各制度の概要については、Ｗｅｂ上で閲覧できる（「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」）ようにしており、詳細については、募集の都度、学内掲示等で案内し、関係資料を希望者に交付している。その他の経済的支援としては、学内の購買部において、書籍等を１割引で購入できる特典が挙げられる。

３．学生の生活支援の適切性

『心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮』について、最も重要な役割を果たしているのは「保健センター」（１２号館Ｎ棟３階）である。同センターは、学生部の所管で、常勤の看護師２名と、契約の校医１名により運営している。有意義で快適な学生生活を過ごすためには、まずもって心身の健康が不可欠との認識に基づき、定期健康診断の実施（例年２月と４月）や応急処置、タイムリーな健康情報の提供（Web）をはじめ、不眠、肥満または食生活等、健康に関する悩みの相談受付を行っている。センター内には、体脂肪や血圧を測定する機器や、タバコ依存度をチェックする装置を常備し、学生が必要に応じ使用できるようにしている。また、心理面を中心に幅広く相談に応じ、精神衛生上のサポートを行う機関として、「学生相談センター」（本館４階）がある。同センターは、学生部の所管で、事務職員２名と、臨床心理士・カウンセラー数名により運営しており、学生生活で生じる諸問題について、相談者の主体性を尊重しつつ、解決策を共に考え、必要な情報を提供すべく努めている。相談者が気軽に来訪できるよう、新聞・雑誌・書籍・飲料等を配備した談話室を設け、落ち着いた雰囲気を醸成するとともに、相談内容については漏洩が無いよう厳重に管理している。希望に応じ、心理テストや性格テストを行うほか、事情によって保健センターと連携できるよう図っている。さらに、電話での相談にも応えている。日曜日や夜間といった、保健センターが開いていない時間帯については、大学院事務室およびに配備された救急箱により応急処置をしている。大学院専用棟（１４号館）に隣接する警備員詰所には、年中無休で２４時間警備員が常駐していることから、緊急時の対応（救急施設への連絡等）は可能であり、また、同専用棟の全館カードゲート入室管理システムと併せ、セキュリティは万全を期している。このほか、キャンパス内にはＡＥＤ（自動体外式除細動器）を３箇所に設置している。ＡＥＤは、操作方法が音声ガイドされるため、簡単に使用することができる。また、心電図（心臓の動き）を自動解析し、電気ショックが必要な者にのみ作動する仕組みとなっており安心であるが、教職員や学生を対象とした利用講習会を随時開催し、操作方法の共有を図っている。心身の健康の保持・増進に寄与するよう、緑豊かなキャンパスを維持し、樹木や草花の管理に努めるとともに、専門業者による清掃やメンテナンスを通じ、落ち着いた環境の中で勉学に集中できるようにしている。また、学生食堂　（２箇所）、カフェテリア（３箇所）やコンビニエンスストアを設け、健康に配慮した飲食メニ ューを廉価で提供するとともに、大学院学生については教職員専用食堂も開放し、心身のリフレッシュ空間の拡充を図っている。各種筋力トレーニング機器を配備したトレーニングルーム（体育館１階・２０号館）やテニスコート（全天候型）、バレーボール・バスケットボール兼用コートといった学内施設、合宿等に便利な「千里山セミナーハウス」（大阪府吹田市）や「学院島臨海研修所」（岡山県笠岡市）といった学外施設についても、許可を得て利用することができる。平成２３年度からは、キャンパス内での全面禁煙を実施している。これは、健康増進法等に基づき、非喫煙者の健康を守るとともに、公共マナーの向上を目的としており、保健センターを中心に推進してきた、喫煙者に禁煙（心身の健康を蝕むタバコとの決別）を促す取組みの一環でもある。

『ハラスメント防止のための措置』については、本学では、学生や教職員をはじめ、全ての構成員が安心して学び、教育・研究に取組み、働くことができるキャンパスづくりを旨とし、ハラスメントの防止と啓発に努めている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーキング・ハラスメント等、行為者本人の意思に関わらず、相手が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりすれば、それを「キャンパス・ハラスメント」の一つと見なし、学生相談センターを窓口に、厳正に対処している。啓発活動については、キャンパス・ハラスメント防止を目的としたリーフレットを全ての本学構成員に頒布するとともに、学内の各所に配備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的な組織である「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」が定期的に研修・講習・講演会等を開催している。

４．学生の進路支援の適切性

学生の進路選択に関わる指導は、各指導教授を通じて個々に行っている。学位の授与が決定次第、学生は「修了生進路決定カード」を大学院事務室に提出することにしており、修了後の進路を把握するよう努めている。

修士課程では、税理士の資格取得を目指す者が多い。そのため、修了後の進路は、税理士または公認会計士となって開業ないし勤務する者、他研究科進学や国家試験準備者が大半を占めているが、中には大学教員（研究者）になる者、経営コンサルタントや起業する者もいる。

進路指導については、大学院学生の自主性を尊重し、指導教授と学生による対面指導を中心に行っていることが、一定の効果を上げており、キャリアセンターによる求人情報の提供やサポートと併せて適切に進路支援がなされている。

【点検・評価】

修学支援については、カリキュラムが改正され、さらにＦＤ推進部会が設置されたことにより、研究科全体として組織的な指導体制を構築できたことは評価できる。

奨学金等の経済的支援については、これまで白井奨学生制度での採用者数が、極めて少ない状態が続いていたが、平成２４年度から、白井奨学生制度に大学院学生専用の採用枠が設けられ、安定的な運用が可能となった。

学生の進路支援については、企業や自治体等に就職を希望する学生のサポートを強化するため、平成２３年度からキャリアセンターに大学院生対象の専用窓口が設置され、求人情報の提供や就職相談に応じる体制を敷いた点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

修学支援については、カリキュラム改正により、平成２５年度から修士課程に導入科目として開講する「商学研究方法論」について、ＦＤ推進部会および研究科委員会において、効果的な講義内容、指導方法等について検討する。

奨学金等の経済的支援については、白井奨学生制度に大学院学生（法科大学院を含む。以下同様）専用の採用枠が設けられ、同枠内（大学院学生）の対象者選抜については、大学院部長ならびに各研究科の責任の下で行うものとし、学生部（白井奨学生制度の運用主体）はその結果を尊重して最終的に採用を決定することになった。同制度の運用について、採用者選抜の事実上の主体として、厳格かつ適切な選考に努める。

学生の進路支援については、本研究科への求人件数は約３，７００件に上り、潤沢であるように思われるが、最終的に採用・就職に結びつけるために、キャリアセンターと連携し、キャリアセンターが実施する各種プログラム（ガイダンスやセミナー等）に大学院生が参加できる方策を検討し、進める。

経済学研究科

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針
２．学生への修学支援の適切性
３．学生の生活支援の適切性
４．学生の進路支援の適切性

【現状説明】

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針

本学は開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする人材を輩出してきた。社会から求められる人材像は時代によって変化することから、時代の変化を先取りし、次の時代で社会に貢献できる人材を育成していくことが「建学の精神」に則った本学の変わらぬ姿勢である。

本学では上記の方針に基づき、各種方面から学生支援活動を進めており、大学発行の学生向け広報媒体等によって学生へ発信されている。

２．学生への修学支援の適切性

学生の修学全般の窓口は、大学院事務室があたっており、支援・相談内容によって、学内の担当部局を大学院事務室が紹介し支援する体制を整備している。

また、学生生活全般にわたる支援、サポート内容や担当部局等の情報は、公式ホームページの大学院専用ページの「Ｃａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」および学生専用ホームページ「ＷＥＢ　ＰＡＴＨＯＳ」に掲載している。

大学院における修学支援は、指導教授による個別指導体制を基本としつつ、オフィスアワーにより適切に機能している。また、入学直後および進級の際に大学院事務室が中心となってＩＴセンターや図書館で実施するオリエンテーションにより、履修関係全般および大学院専用研究室の利用方法、図書館利用方法、ＩＴサポート全般について説明し、円滑な学修研究活動を支援している。また、平成２４年３月１日開催の研究科委員会においてＦＤ活動の推進について審議し、「経済学研究科のＦＤ活動に関する申し合わせ事項」を定め、これに基づき平成２５年度から定期的にＦＤ推進部会を開催し、研究科全体として組織的に修学支援を行うこととした。

「留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性」については、本研究科では、学生が休学および退学を願い出るにあたっては、研究指導教員が必ず相談に当たり、指導教員の了承のもとで願い出る体制をとっており、留年者の指導についても同様である。なお、留年者および休学・退学者については、大学院事務室が管理し、各研究科委員会および大学院委員会において学籍異動として報告されており、大学院の学籍状況については両委員会において状況を把握し、問題等があれば協議する体制を整えている。

平成２１年度から平成２４年度までの除籍・退学率は、表Ⅵ－２に示すとおりである。

表Ⅵ－２

	年　　度	１年次生	２年次生	研究科計
除籍・退学率	平成 21 年度	0.0 ％	0.0 ％	0.0 ％
	平成 22 年度	8.3 ％	5.9 ％	6.9 ％
	平成 23 年度	0.0 ％	9.1 ％	3.3 ％
	平成 24 年度	0.0 ％	0.0 ％	0.0 ％

障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性については、これまでのところ事例はないが、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修にける必要な配慮等を相談し確認することとしており、他の研究科の前例もあり、本研究科としても同様に、でき得る限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、学生に応じて大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力する。

奨学金等の経済的支援の適切性については、本学の全学生（大学学部、大学院および短期大学を含む）を対象とした学費減免措置として、学校法人大阪学院大学白井奨学生制度がある。これは、本学創立者の白井種雄の遺志を継承し、学業・社会活動を通じ充実した学生生活を図るとともに、本学の模範生として社会に寄与する人材を育成するために設けられたものであり、規程に基づき選抜された者について、授業料および施設設備費を減免（全額免除から１割相当額免除まで６種類ある）している。学外の奨学制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種：無利子、第二種：有利子）がある。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて機構が審査し、貸与される奨学金である。さらに、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金がある。同奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて同会が審査し、給付される奨学金（月額６０，０００円）である。以上の奨学制度に関する窓口は、大学院事務室に一本化しており、同事務室担当者による説明会を毎年度４月に開催するとともに、随時、事務室で学生の相談に対応している。

各制度の概要については、Ｗｅｂ上で閲覧できる（「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」）よ

うにしており、詳細については、募集の都度、学内掲示等で案内し、関係資料を希望者に配布している。

３．学生の生活支援の適切性

心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮について、最も重要な役割を果たしているのは保健センター（１２号館Ｎ棟３階）である。同センターは、学生部の所管で、常勤の看護師２名と、契約の校医１名により運営している。有意義で快適な学生生活を過ごすためには、まずもって心身の健康が不可欠との認識に基づき、定期健康診断の実施（例年２月と４月）や応急処置、タイムリーな健康情報の提供（Ｗｅｂ）をはじめ、不眠、肥満または食生活等、健康に関する悩みの相談受付を行っている。センター内には、体脂肪や血圧を測定する機器や、タバコ依存度をチェックする装置を常備し、学生が必要に応じ使用できるようにしている。

また、心理面を中心に幅広く相談に応じ、精神衛生上のサポートを行う機関として、学生相談センター（本館４階）がある。同センターは、学生部の所管で、事務職員２名と、臨床心理士・カウンセラー数名により運営しており、学生生活で生じる諸問題について、相談者の主体性を尊重しつつ、解決策を共に考え、必要な情報を提供すべく努めている。相談者が気軽に来訪できるよう、新聞・雑誌・書籍・飲料等を配備した談話室を設け、落ち着いた雰囲気を醸成するとともに、相談内容については漏洩が無いよう厳重に管理している。希望に応じ、心理テストや性格テストを行うほか、事情によって保健センターと連携できるよう図っている。さらに、電話での相談にも応えている。

日曜日や夜間といった、保健センターが開いていない時間帯については、大学院事務室およびに配備された救急箱により応急処置をしている。大学院専用棟（１４号館）に隣接する警備員詰所には、年中無休で２４時間警備員が常駐していることから、緊急時の対応（救急施設への連絡等）は可能であり、また、同専用棟の全館カードゲート入室管理システムと併せ、セキュリティに万全を期している。このほか、キャンパス内にはＡＥＤ（自動体外式除細動器）を３箇所に設置している。ＡＥＤは、操作方法が音声ガイドされるため、簡単に使用することができる。また、心電図（心臓の動き）を自動解析し、電気ショックが必要な者にのみ作動する仕組みとなっており安心であるが、教職員や学生を対象とした利用講習会を随時開催し、操作方法の共有を図っている。

心身の健康の保持・増進に寄与するよう、緑豊かなキャンパスを維持し、樹木や草花の管理に努めるとともに、専門業者による清掃やメンテナンスを通じ、落ち着いた環境の中で勉学に集中できるようにしている。また、学生食堂（２箇所）、カフェテリア（３箇所）やコンビニエンスストアを設け、健康に配慮した飲食メニューを廉価で提供するとともに、大学院学生については教職員専用食堂も開放し、心身のリフレッシュ空間の拡充を図っている。各種筋力トレーニング機器を配備したトレーニングルーム（体育館１階・２０号館）やテニスコート（全天候型）、バレーボール・バスケットボール兼用コートといった学内施設、合宿等に便利な千里山セミナーハウス（大阪府吹田市）や学院島臨海研修所（岡山県笠岡市）といった学外施設についても、許可を得て利用することができる。

平成２３年度からは、キャンパス内での全面禁煙を実施している。これは、健康増進法等に基づき、非喫煙者の健康を守るとともに、公共マナーの向上を目的としており、保健センターを中心に推進してきた、喫煙者に禁煙（心身の健康を蝕むタバコとの決別）を促す取組みの一環でもある。

ハラスメント防止のための措置については、本学では、学生や教職員をはじめ、全ての構成員が安心して学び、教育・研究に取組み、働くことができるキャンパスづくりを旨とし、ハラスメントの防止と啓発に努めている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーキング・ハラスメント等、行為者本人の意思に関わらず、相手が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりすれば、それを「キャンパス・ハラスメント」の一つと見なし、学生相談センターを窓口に、厳正に対処している。啓発活動については、キャンパス・ハラスメント防止を目的としたリー

フレットを全ての本学構成員に頒布するとともに、学内の各所に配備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的な組織であるセクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会が定期的に研修・講習・講演会等を開催している。

４．学生の進路支援の適切性

学生の進路選択に関わる指導は、各指導教授を通じて個々に行っている。学位の授与が決定次第、学生は「修了生進路決定カード」を大学院事務室に提出することにしており、修了後の進路を把握するよう努めている。

進路指導については、大学院学生の自主性を尊重し、指導教授と学生による対面指導を中心に行っていることが、一定の効果を上げており、キャリアセンターによる求人情報の提供やサポートと併せて適切に進路支援がなされている。

【点検・評価】

奨学金等の経済的支援については、これまで白井奨学生制度での採用者数が、極めて少ない状態が続いていたが、平成２４年度から白井奨学生制度に大学院学生専用の採用枠が設けられ、安定的な運用が可能となった。なお、同制度の運用については、採用者選抜の事実上の主体として、厳格かつ適切に選考している。

学生の進路支援については、企業や自治体等に就職を希望する学生のサポートを強化するため、平成２３年度からキャリアセンターに大学院生対象の専用窓口が設置され、求人情報の提供（本研究科への求人件数は約３，７００件）や就職相談に応じる体制を敷いた点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

修学支援・生活支援・進路支援については、現行制度を維持していく。

国際学研究科

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針
２．学生への修学支援の適切性
３．学生の生活支援の適切性
４．学生の進路支援の適切性

【現状説明】

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針

本学は開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする人材を輩出してきた。

社会から求められる人材像は時代によって変化することから、時代の変化を先取りし、次の時代で社会に貢献できる人材を育成していくことが「建学の精神」に則った本学の変わらぬ姿勢であり、この目的を達成するために、「わかりやすく確実に学力がつく講義」、「充実した学生生活」、「豊かな将来の保証」をキーワードに活動を実践展開している。

また、学生の個性と能力を最大限に引き出し伸ばす「学生一人ひとりのための教育」を全学的に推進している。

本学では上記の方針に基づき、各種方面から学生支援活動を進めており、大学発行の学生向け広報媒体等によって学生へ発信されている。

２．学生への修学支援の適切性

学生の修学全般の窓口は大学院事務室があたっており、支援・相談内容によって、学内の担当部局を大学院事務室が紹介し支援する体制を整備している。

また、学生生活全般にわたる支援、サポート内容や担当部局等の情報は、公式ホームページの大学院専用ページの「Ｃａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」および学生専用ホームページ「ＷＥＢ　ＰＡＴＨＯＳ」に掲載している。

大学院における修学支援は、指導教授による個別指導体制を基本としつつ、オフィスア

ワーにより適切に機能している。また、入学直後および進級の際に大学院事務室が中心となってＩＴセンターや図書館で実施するオリエンテーションにより、履修関係全般および大学院専用研究室の利用方法、図書館利用方法、ＩＴサポート全般について説明し、円滑な学修研究活動を支援している。また、平成２４年３月５日開催の研究科委員会においてＦＤ活動の推進について審議し、『国際学研究科のＦＤ活動に関する申し合わせ事項』を定め、これに基づき平成２５年度から定期的にＦＤ推進部会を開催し、研究科全体として組織的な学生への修学支援体制を構築した。

なお、カリキュラム改正により、平成２５年度からは修士課程の１年次前期に基礎科目が配当され、「研究報告（中間発表）会」の開催と併せて研究科全体として組織的な指導体制を構築した。

『留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性』については、本研究科では、学生が休学および退学を願い出るにあたっては、研究指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の了承のもとで願い出る体制をとっており、留年者の指導についても同様である。なお、留年者および休学・退学者については、大学院事務室が管理し、各研究科委員会および大学院委員会において学籍異動として報告されており、大学院の学籍状況については両委員会において状況を把握し、問題等があれば協議する体制を整えている。

平成２１年度から平成２４年度までの「除籍・退学率」は、次のとおりである。

表Ⅵ－３

	年　　度	1 年次生	2 年次生	研究科計
除籍・退学率	平成 21 年度	0.0 ％	0.0 ％	0.0 ％
	平成 22 年度	0.0 ％	50.0 ％	25.0 ％
	平成 23 年度	0.0 ％	0.0 ％	0.0 ％
	平成 24 年度	0.0 ％	50.0 ％	40.0 ％

『障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性』については、これまでのところ事例はないが、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修にける必要な配慮等を相談し確認することとしており、他の研究科の前例もあり、本研究科としても同様に、でき得る限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力する。

『奨学金等の経済的支援の適切性』については、本学の全学生（大学学部、大学院および短期大学を含む。）を対象とした学費減免措置として、学校法人大阪学院大学白井奨学生制度がある。これは、本学創立者の白井種雄の遺志を継承し、学業・社会活動を通じ充実した学生生活を図るとともに、本学の模範生として社会に寄与する人材を育成するために設けられたものであり、規程に基づき選抜された者について、授業料および施設設備費を減免（全額免除から１割相当額免除まで６種類ある。）している。学外の奨学制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種：無利子、第二種：有利子）がある。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて機構が審査し、貸与される奨学金である。さらに、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金がある。同奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて同会が審査し、給付される奨学金（月額６０，０００円）である。以上の奨学制度に関する窓口は、大学院事務室に一本化しており、同事務室担当者による説明会を毎年度４月に開催するとともに、随時、事務室で学生の相談に対応している。各制度の概要については、Ｗｅｂ上で閲覧できる（「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」）ようにしており、詳細については、募集の都度、学内掲示等で案内し、関係資料を希望者に交付している。その他の経済的支援としては、学内の購買部において、書籍等を１割引で購入できる特典が挙げられる。

３．学生の生活支援の適切性

『心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮』について、最も重要な役割を果たしているのは「保健センター」（１２号館Ｎ棟３階）である。同センターは、学生部の所管で、

常勤の看護師２名と、契約の校医１名により運営している。有意義で快適な学生生活を過ごすためには、まずもって心身の健康が不可欠との認識に基づき、定期健康診断の実施（例年２月と４月）や応急処置、タイムリーな健康情報の提供（Ｗｅｂ）をはじめ、不眠、肥満または食生活等、健康に関する悩みの相談受付を行っている。センター内には、体脂肪や血圧を測定する機器や、タバコ依存度をチェックする装置を常備し、学生が必要に応じ使用できるようにしている。また、心理面を中心に幅広く相談に応じ、精神衛生上のサポートを行う機関として、「学生相談センター」（本館４階）がある。同センターは、学生部の所管で、事務職員２名と、臨床心理士・カウンセラー数名により運営しており、学生生活で生じる諸問題について、相談者の主体性を尊重しつつ、解決策を共に考え、必要な情報を提供すべく努めている。相談者が気軽に来訪できるよう、新聞・雑誌・書籍・飲料等を配備した談話室を設け、落ち着いた雰囲気を醸成するとともに、相談内容については漏洩が無いよう厳重に管理している。希望に応じ、心理テストや性格テストを行うほか、事情によって保健センターと連携できるよう図っている。さらに、電話での相談にも応えている。日曜日や夜間といった、保健センターが開いていない時間帯については、大学院事務室に配備された救急箱により応急処置をしている。大学院専用棟（１４号館）に隣接する警備員詰所には、年中無休で２４時間警備員が常駐していることから、緊急時の対応（救急施設への連絡等）は可能であり、また、同専用棟の全館カードゲート入室管理システムと併せ、セキュリティは万全を期している。このほか、キャンパス内にはＡＥＤ（自動体外式除細動器）を３箇所に設置している。ＡＥＤは、操作方法が音声ガイドされるため、簡単に使用することができる。また、心電図（心臓の動き）を自動解析し、電気ショックが必要な者にのみ作動する仕組みとなっており安心であるが、教職員や学生を対象とした利用講習会を随時開催し、操作方法の共有を図っている。心身の健康の保持・増進に寄与するよう、緑豊かなキャンパスを維持し、樹木や草花の管理に努めるとともに、専門業者による清掃やメンテナンスを通じ、落ち着いた環境の中で勉学に集中できるようにしている。また、学生食堂（２箇所）、カフェテリア（３箇所）やコンビニエンスストアを設け、健康に配慮した飲食メニューを廉価で提供するとともに、大学院学生については教職員専用食堂も開放し、心身のリフレッシュ空間の拡充を図っている。各種筋力トレーニング機器を配備したトレーニングルーム（体育館１階・２０号館）やテニスコート（全天候型）、バレーボール・バスケットボール兼用コートといった学内施設、合宿等に便利な「千里山セミナーハウス」（大阪府吹田市）や「学院島臨海研修所」（岡山県笠岡市）といった学外施設についても、許可を得て利用することができる。平成２３年度からは、キャンパス内での全面禁煙を実施している。これは、健康増進法等に基づき、非喫煙者の健康を守るとともに、公共マナーの向上を目的としており、保健センターを中心に推進してきた、喫煙者に禁煙（心身の健康を蝕むタバコとの決別）を促す取組みの一環でもある。

『ハラスメント防止のための措置』については、本学では、学生や教職員をはじめ、全ての構成員が安心して学び、教育・研究に取組み、働くことができるキャンパスづくりを旨とし、ハラスメントの防止と啓発に努めている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーキング・ハラスメント等、行為者本人の意思に関わらず、相手が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりすれば、それを「キャンパス・ハラスメント」の一つと見なし、学生相談センターを窓口に、厳正に対処している。啓発活動については、キャンパス・ハラスメント防止を目的としたリーフレットを全ての本学構成員に頒布するとともに、学内の各所に配備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的な組織である「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」が定期的に研修・講習・講演会等を開催している。

４．学生の進路支援の適切性

学生の進路選択に関わる指導は、各指導教授を通じて個々に行っている。学位の授与が決定次第、学生は「修了生進路決定カード」を大学院事務室に提出することにしており、修了後の進路を把握するよう努めている。

進路指導については、大学院学生の自主性を尊重し、指導教授と学生による対面指導を中心に行っていることが、一定の効果を上げており、キャリアセンターによる求人情報の提供やサポートと併せて適切に進路支援がなされている。

【点検・評価】

修学支援については、カリキュラムが改正され、さらにＦＤ推進部会が設置されたことにより、研究科全体として組織的な指導体制を構築できたことは評価する。

奨学金等の経済的支援については、これまで白井奨学生制度での採用者数が極めて少ない状態が続いていたが、平成２４年度から、白井奨学生制度に大学院学生（法科大学院を含む。以下同様）専用の採用枠が設けられ、安定的な運用が可能となった。

学生の進路支援については、企業や自治体等に就職を希望する学生のサポートを強化するため、平成２３年度からキャリアセンターに大学院生対象の専用窓口が設置され、求人情報の提供や就職相談に応じる体制を敷いた点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

修学支援については、カリキュラム改正により、平成２５年度から修士課程に基礎科目として開講する「国際学研究方法論」について、ＦＤ推進部会および研究科委員会において、効果的な講義内容、指導方法等を検討する。

奨学金等の経済的支援については、白井奨学生制度に大学院学生専用の採用枠が設けられ、同枠内（大学院学生）の対象者選抜については、大学院部長ならびに各研究科の責任の下で行うものとし、学生部（白井奨学生制度の運用主体）はその結果を尊重して最終的に採用を決定することになった。同制度の運用について、採用者選抜の事実上の主体として、厳格かつ適切な選考に努める。

学生の進路支援については、本研究科への求人件数は約３，７００件に上り、潤沢であるように思われるが、最終的に採用・就職に結びつけるために、キャリアセンターが実施する各種プログラム（ガイダンスやセミナー等）に大学院生が参加できるように調整する。

法学研究科

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針
２．学生への修学支援の適切性
３．学生の生活支援の適切性
４．学生の進路支援の適切性

【現状説明】

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針

本学は開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする人材を輩出してきた。社会から求められる人材像は時代によって変化することから、時代の変化を先取りし、次の時代で社会に貢献できる人材を育成していくことが「建学の精神」に則った本学の変わらぬ姿勢であり、この目的を達成するために、「わかりやすく確実に学力がつく講義」、「充実した学生生活」、「豊かな将来の保証」をキーワードに活動を実践展開している。

また、学生の個性と能力を最大限に引き出し伸ばす「学生一人ひとりのための教育」を全学的に推進している。本学では上記の方針に基づき、各種方面から学生支援活動を進めており、大学発行の学生向け広報媒体等によって学生へ発信されている。

２．学生への修学支援の適切性

学生の修学全般の窓口は大学院事務室があたっており、支援・相談内容によって、学内の担当部局を大学院事務室が紹介し支援する体制を整備している。

また、学生生活全般にわたる支援、サポート内容や担当部局等の情報は、公式ホームページの大学院専用ページの「Ｃａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」および学生専用ホームページ「ＷＥＢ　ＰＡＴＨＯＳ」に掲載している。

大学院における修学支援は、指導教授による個別指導体制を基本としつつ、オフィスアワーにより適切に機能している。また、入学直後および進級の際に大学院事務室が中心となってＩＴセンターや図書館で実施するオリエンテーションにより、履修関係全般および大学院専用研究室の利用方法、図書館利用方法、ＩＴサポート全般について説明し、円滑な学修研究活動を支援している。特に新入生に対する指導については、「法学研究科全体による統一的指導」として、研究科委員会において実施内容を検討し、４月の第１・２週の土曜日に、それぞれ１コマずつ合同研究指導として実施している。

また、平成２４年３月開催の研究科委員会においてＦＤ活動の推進について審議し、『法学研究科のＦＤ活動に関する申し合わせ事項』を定め、これに基づき平成２４年度から定期的にＦＤ推進部会を開催し、研究科全体として組織的な学生への修学支援体制を構築した。

『留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性』については、本研究科では、学生が休学および退学を願い出るにあたっては、研究指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の了承のもとで願い出る体制をとっており、留年者の指導についても同様である。なお、留年者および休学・退学者については、大学院事務室が管理し、各研究科委員会および大学院委員会において学籍異動として報告されており、大学院の学籍状況については両委員会において状況を把握し、問題等があれば協議する体制を整えている。

平成２１年度から平成２４年度までの「除籍・退学率」は、次のとおりである。

表Ⅵ－４

	年　　度	１年次生	２年次生	研究科計
除籍・退学率	平成 21 年度	4.0%	4.2%	4.1%
	平成 22 年度	0.0%	3.8%	2.6%
	平成 23 年度	0.0%	0.0%	0.0%
	平成 24 年度	0.0%	13.6%	7.9%

『障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性』については、これまでのところ事例はないが、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修にける必要な配慮等を相談し確認することとしており、他の研究科の前例もあり、本研究科としても同様に、でき得る限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力する。

『奨学金等の経済的支援の適切性』については、本学の全学生（大学学部、大学院および短期大学を含む。）を対象とした学費減免措置として、学校法人大阪学院大学白井奨学生制度がある。これは、本学創立者の白井種雄の遺志を継承し、学業・社会活動を通じ充実した学生生活を図るとともに、本学の模範生として社会に寄与する人材を育成するために設けられたものであり、規程に基づき選抜された者について、授業料および施設設備費を減免（全額免除から１割相当額免除まで６種類ある。）している。学外の奨学制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種：無利子、第二種：有利子）がある。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて機構が審査し、貸与される奨学金である。さらに、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金がある。同奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて同会が審査し、給付される奨学金（月額６０，０００円）である。以上の奨学制度に関する窓口は、大学院事務室に一本化しており、同事務室担当者による説明会を毎年度４月に開催するとともに、随時、事務室で学生の相談に対応している。各制度の概要については、Ｗｅｂ上で閲覧できる（「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」）ようにしており、詳細については、募集の都度、学内掲示等で案内し、関係資料を希望者に交付している。その他の経済的支援としては、学内の購買部において、書籍等を１割引で購入できる特典が挙げられる。

３．学生の生活支援の適切性

『心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮』について、最も重要な役割を果たしているのは「保健センター」（１２号館Ｎ棟３階）である。同センターは、学生部の所管で、常勤の看護師２名と、契約の校医１名により運営している。有意義で快適な学生生活を過ごすためには、まずもって心身の健康が不可欠との認識に基づき、定期健康診断の実施（例年２月と４月）や応急処置、タイムリーな健康情報の提供（Ｗｅｂ）をはじめ、不眠、肥満または食生活等、健康に関する悩みの相談受付を行っている。センター内には、体脂肪や血圧を測定する機器やタバコ依存度をチェックする装置を常備し、学生が必要に応じ使用できるようにしている。また、心理面を中心に幅広く相談に応じ、精神衛生上のサポートを行う機関として、「学生相談センター」（本館４階）がある。同センターは、学生部の所管で、事務職員２名と、臨床心理士・カウンセラー数名により運営しており、学生生活で生じる諸問題について、相談者の主体性を尊重しつつ、解決策を共に考え、必要な情報を提供すべく努めている。相談者が気軽に来訪できるよう、新聞・雑誌・書籍・飲料等を配備した談話室を設け、落ち着いた雰囲気を醸成するとともに、相談内容については漏洩が無いよう厳重に管理している。希望に応じ、心理テストや性格テストを行うほか、事情によって保健センターと連携できるよう図っている。さらに、電話での相談にも応えている。日曜日や夜間といった、保健センターが開いていない時間帯については、大学院事務室に配備された救急箱により応急処置をしている。大学院専用棟（１４号館）に隣接する警備員詰所には、年中無休で２４時間警備員が常駐していることから、緊急時の対応（救急施設への連絡等）は可能であり、また、同専用棟の全館カードゲート入室管理システムと併せ、セキュリティは万全を期している。このほか、キャンパス内にはＡＥＤ（自動体外式除細動器）を３箇所に設置している。ＡＥＤは、操作方法が音声ガイドされるため、簡単に使用することができる。また、心電図（心臓の動き）を自動解析し、電気ショックが必要な者にのみ作動する仕組みとなっており安心であるが、教職員や学生を対象とした利用講習会を随時開催し、操作方法の共有を図っている。心身の健康の保持・増進に寄与するよう、緑豊かなキャンパスを維持し、樹木や草花の管理に努めるとともに、専門業者による清掃やメンテナンスを通じ、落ち着いた環境の中で勉学に集中できるようにしている。また、学生食堂（２箇所）、カフェテリア（３箇所）やコンビニエンスストアを設け、健康に配慮した飲食メニューを廉価で提供するとともに、大学院学生については教職員専用食堂も開放し、心身のリフレッシュ空間の拡充を図っている。各種筋力トレーニング機器を配備したトレーニングルーム（体育館１階・２０号館）やテニスコート（全天候型）、バレーボール・バスケットボール兼用コートといった学内施設、合宿等に便利な「千里山セミナーハウス」（大阪府吹田市）や「学院島臨海研修所」（岡山県笠岡市）といった学外施設についても、許可を得て利用することができる。平成２３年度からは、キャンパス内での全面禁煙を実施している。これは、健康増進法等に基づき、非喫煙者の健康を守るとともに、公共マナーの向上を目的としており、保健センターを中心に推進してきた、喫煙者に禁煙（心身の健康を蝕むタバコとの決別）を促す取組みの一環でもある。

『ハラスメント防止のための措置』については、本学では、学生や教職員をはじめ、全ての構成員が安心して学び、教育・研究に取組み、働くことができるキャンパスづくりを旨とし、ハラスメントの防止と啓発に努めている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーキング・ハラスメント等、行為者本人の意思に関わらず、相手が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりすれば、それを「キャンパス・ハラスメント」の一つと見なし、学生相談センターを窓口に、厳正に対処している。啓発活動については、キャンパス・ハラスメント防止を目的としたリーフレットを全ての本学構成員に頒布するとともに、学内の各所に配備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的な組織である「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」が定期的に研修・講習・講演会等を開催している。

４．学生の進路支援の適切性

学生の進路選択に関わる指導は、各指導教授を通じて個々に行っている。学位の授与が

決定次第、学生は「修了生進路決定カード」を大学院事務室に提出することにしており、修了後の進路を把握するよう努めている。

修士課程では、税理士の資格取得を目指す者が多い。そのため、修了後の進路は、税理士となって開業ないし勤務する者、国家試験準備者が大半を占めている。

進路指導については、大学院学生の自主性を尊重し、指導教授と学生による対面指導を中心に行っていることが、一定の効果を上げており、キャリアセンターによる求人情報の提供やサポートと併せて適切に進路支援がなされている。

【点検・評価】

修学支援については、平成２３年度より法学研究科全体による統一的指導が実施され、さらに、ＦＤ推進部会が設置されたことにより、研究科全体として組織的な指導体制が構築できたと評価する。

奨学金等の経済的支援については、これまで白井奨学生制度での採用者数が、極めて少ない状態が続いていたが、平成２４年度から、白井奨学生制度に大学院学生専用の採用枠が設けられ、安定的な運用が可能となった。

学生の進路支援については、企業や自治体等に就職を希望する学生のサポートを強化するため、平成２３年度からキャリアセンターに大学院生対象の専用窓口が設置され、求人情報の提供や就職相談に応じる体制を敷いた点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

修学支援については、ＦＤ推進部会および研究科委員会において、学生への適切な修学支援内容について議論を進める。

奨学金等の経済的支援については、白井奨学生制度に大学院学生（法科大学院を含む。以下同様）専用の採用枠が設けられ、同枠内（大学院学生）の対象者選抜については、大学院部長ならびに各研究科の責任の下で行うものとし、学生部（白井奨学生制度の運用主体）は、その結果を尊重して最終的に採用を決定することになった。同制度の運用について、採用者選抜の事実上の主体として、厳格かつ適切な選考に努める。

学生の進路支援については、本研究科への求人件数は約３，７００件に上り、潤沢であるように思われるが、最終的に採用・就職に結びつけるために、キキャリアセンターが実施する各種プログラム（ガイダンスやセミナー等）に大学院生が参加できるよう調整する。

コンピュータサイエンス研究科

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針
２．学生への修学支援の適切性
３．学生の生活支援の適切性
４．学生の進路支援の適切性

【現状説明】

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針

本学は開学以来一貫して実学教育を実践し、実業界をリードする人材を輩出してきた。社会から求められる人材像は時代によって変化することから、時代の変化を先取りし、次の時代で社会に貢献できる人材を育成していくことが「建学の精神」に則った本学の変わらぬ姿勢であり、この目的を達成するために、「わかりやすく確実に学力がつく講義」、「充実した学生生活」、「豊かな将来の保証」をキーワードに活動を実践展開している。

また、学生の個性と能力を最大限に引き出し伸ばす「学生一人ひとりのための教育」を全学的に推進している。

本学では上記の方針に基づき、各種方面から学生支援活動を進めており、大学発行の学生向け広報媒体等によって学生へ発信されている。

２．学生への修学支援の適切性

学生の修学全般の窓口は大学院事務室があたっており、支援・相談内容によって、学内の担当部局を大学院事務室が紹介し支援する体制を整備している。

また、学生生活全般にわたる支援、サポート内容や担当部局等の情報は、公式ホームページの大学院専用ページの「Ｃａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」および学生専用ホームページ「ＷＥＢＰＡＴＨＯＳ」に掲載している。

大学院における修学支援は、指導教授による個別指導体制を基本としつつ、オフィスアワーにより適切に機能している。また、入学直後および進級の際に大学院事務室が中心となってＩＴセンターや図書館で実施するオリエンテーションにより、履修関係全般および大学院専用研究室の利用方法、図書館利用方法、ＩＴサポート全般について説明し、円滑な学修研究活動を支援している。なお、カリキュラム改正により、主指導教員と副指導教員による研究指導の充実を図り、演習科目に必修の単位を増加する予定であり、研究計画ならびに研究内容の中間報告会の実施と併せて、組織的な指導体制を構築した。

『留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性』については、本研究科では、学生が休学および退学を願い出るにあたっては、研究指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の了承のもとで願い出る体制をとっており、留年者の指導についても同様である。なお、留年者および休学・退学者については、大学院事務室が管理し、各研究科委員会および大学院委員会において学籍異動として報告されており、大学院の学籍状況については両委員会において状況を把握し、問題等があれば協議する体制を整えている。

平成２１年度から平成２４年度までの「除籍・退学率」は、次のとおりである。

表Ⅵ－５

	年　　度	1 年次生	2 年次生	研究科計
除籍・退学率	平成 21 年度	0.0%	25.0%	11.1%
	平成 22 年度	0.0%	0.0%	0.0%
	平成 23 年度	0.0%	0.0%	0.0%
	平成 24 年度	0.0%	0.0%	0.0%

『障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性』については、これまでのところ事例はないが、身体の機能に障がいのある入学志願者については、出願前に受験の際の特別措置や、入学後の学修にける必要な配慮等を相談し確認することとしており、他の研究科の前例もあり、本研究科としても同様に、でき得る限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、大学内の施設・設備とサポート体制を整えるよう努力する。

『奨学金等の経済的支援の適切性』については、本学の全学生（大学学部、大学院および短期大学を含む。）を対象とした学費減免措置として、学校法人大阪学院大学白井奨学生制度がある。これは、本学創立者の白井種雄の遺志を継承し、学業・社会活動を通じ充実した学生生活を図るとともに、本学の模範生として社会に寄与する人材を育成するために設けられたものであり、規程に基づき選抜された者について、授業料および施設設備費を減免（全額免除から１割相当額免除まで６種類ある。）している。学外の奨学制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種：無利子、第二種：有利子）がある。これは、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて機構が審査し、貸与される奨学金である。さらに、公益財団法人小野奨学会の給付奨学金がある。同奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生を対象とするもので、本学の推薦に基づいて同会が審査し、給付される奨学金（月額６０，０００円）である。以上の奨学制度に関する窓口は、大学院事務室に一本化しており、同事務室担当者による説明会を毎年度４月に開催するとともに、随時、事務室で学生の相談に対応している。各制度の概要については、Web 上で閲覧できる（「履修とＣａｍｐｕｓ　Ｌｉｆｅ」）ようにしており、詳細については、募集の都度、学内掲示等で案内し、関係資料を希望者に交付している。その他の経済的支援としては、学内の購買部において、書籍等を１割引で購入できる特典が挙げられる。

３．学生の生活支援の適切性

『心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮』について、最も重要な役割を果たしているのは「保健センター」（１２号館N棟３階）である。同センターは、学生部の所管で、常勤の看護師２名と、契約の校医１名により運営している。有意義で快適な学生生活を過ごすためには、まずもって心身の健康が不可欠との認識に基づき、定期健康診断の実施（例年２月と４月）や応急処置、タイムリーな健康情報の提供（Ｗｅｂ）をはじめ、不眠、肥満または食生活等、健康に関する悩みの相談受付を行っている。センター内には、体脂肪や血圧を測定する機器や、タバコ依存度をチェックする装置を常備し、学生が必要に応じ使用できるようにしている。また、心理面を中心に幅広く相談に応じ、精神衛生上のサポートを行う機関として、「学生相談センター」（本館４階）がある。同センターは、学生部の所管で、事務職員２名と、臨床心理士・カウンセラー数名により運営しており、学生生活で生じる諸問題について、相談者の主体性を尊重しつつ、解決策を共に考え、必要な情報を提供すべく努めている。相談者が気軽に来訪できるよう、新聞・雑誌・書籍・飲料等を配備した談話室を設け、落ち着いた雰囲気を醸成するとともに、相談内容については漏洩が無いよう厳重に管理している。希望に応じ、心理テストや性格テストを行うほか、事情によって保健センターと連携できるよう図っている。さらに、電話での相談にも応えている。日曜日や夜間といった、保健センターが開いていない時間帯については、大学院事務室に配備された救急箱により応急処置をしている。大学院専用棟（１４号館）に隣接する警備員詰所には、年中無休で２４時間警備員が常駐していることから、緊急時の対応（救急施設への連絡等）は可能であり、また、同専用棟の全館カードゲート入室管理システムと併せ、セキュリティは万全を期している。このほか、キャンパス内にはＡＥＤ（自動体外式除細動器）を３箇所に設置している。ＡＥＤは、操作方法が音声ガイドされるため、簡単に使用することができる。また、心電図（心臓の動き）を自動解析し、電気ショックが必要な者にのみ作動する仕組みとなっており安心であるが、教職員や学生を対象とした利用講習会を随時開催し、操作方法の共有を図っている。心身の健康の保持・増進に寄与するよう、緑豊かなキャンパスを維持し、樹木や草花の管理に努めるとともに、専門業者による清掃やメンテナンスを通じ、落ち着いた環境の中で勉学に集中できるようにしている。また、学生食堂（２箇所）、カフェテリア（３箇所）やコンビニエンスストアを設け、健康に配慮した飲食メニューを廉価で提供するとともに、大学院学生については教職員専用食堂も開放し、心身のリフレッシュ空間の拡充を図っている。各種筋力トレーニング機器を配備したトレーニングルーム（体育館１階・２０号館）やテニスコート（全天候型）、バレーボール・バスケットボール兼用コートといった学内施設、合宿等に便利な「千里山セミナーハウス」（大阪府吹田市）や「学院島臨海研修所」（岡山県笠岡市）といった学外施設についても、許可を得て利用することができる。平成２３年度からは、キャンパス内での全面禁煙を実施している。これは、健康増進法等に基づき、非喫煙者の健康を守るとともに、公共マナーの向上を目的としており、保健センターを中心に推進してきた、喫煙者に禁煙（心身の健康を蝕むタバコとの決別）を促す取組みの一環でもある。

『ハラスメント防止のための措置』については、本学では、学生や教職員をはじめ、全ての構成員が安心して学び、教育・研究に取組み、働くことができるキャンパスづくりを旨とし、ハラスメントの防止と啓発に努めている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、スモーキング・ハラスメント等、行為者本人の意思に関わらず、相手が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりすれば、それを「キャンパス・ハラスメント」の一つと見なし、学生相談センターを窓口に、厳正に対処している。啓発活動については、キャンパス・ハラスメント防止を目的としたリーフレットを全ての本学構成員に頒布するとともに、学内の各所に配備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的な組織である「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」が定期的に研修・講習・講演会等を開催している。

４．学生の進路支援の適切性

本学大学院修士課程の教育は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的としている。学生の就職活動は修得した能力を活かして社会に貢献するための出発点であり、その支援は大学院教育の一環をなすものであると考えている。

本研究科の学生に対する就職支援は、学生の自主性を尊重し、指導教員と学生による対面指導を中心に、研究科全体による企業や研究機関への就職支援・指導が行われている。さらに、学生が自分の修士論文のテーマなど、各自の興味を持つ研究テーマに関連した課題を企業で実習することを目的とした科目「情報技術実習」が用意されており、ここで得られた専門技術、職場環境の体験や知識が、目的意識を持った就職活動に繋がるものと考える。

【点検・評価】

修学支援については、カリキュラムが改正され、さらにＦＤ推進部会が設置されたことにより、研究科全体として組織的な指導体制を構築できたことは評価する。

奨学金等の経済的支援については、これまで白井奨学生制度での採用者数が、極めて少ない状態が続いていたが、平成２４年度から、白井奨学生制度に大学院学生専用の採用枠が設けられ、安定的な運用が可能となった。

学生の進路支援については、企業や自治体等に就職を希望する学生のサポートを強化するため、平成２３年度からキャリアセンターに大学院生対象の専用窓口が設置され、求人情報の提供や就職相談に応じる体制を敷いた点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

修学支援については、カリキュラム改正により、平成２５年度から必修科目として開講する、副指導教員による「研究指導（展開）」について、ＦＤ推進部会および研究科委員会において、効果的な講義内容、指導方法等について検討する。

また、平成２５年度より導入される新カリキュラムでは、従来の指導教員による「研究指導（基幹）」に加え、副指導教員による「研究指導（展開）」を必修科目として開設する。この「研究指導（展開）」を通して、副指導教員は、主指導教員と協力して研究計画のチェック、論文の書き方、プレゼンテーションなど、研究の側面から関連する分野の幅広い知識が修得できるよう指導を行うとともに、オフィスアワーを設け随時研究指導を行なうことで、さらなる研究指導の充実が図れるものと考える。

奨学金等の経済的支援については、白井奨学生制度に大学院学生（法科大学院を含む。以下同様）専用の採用枠が設けられ、同枠内（大学院学生）の対象者選抜については、大学院部長ならびに各研究科の責任の下で行うものとし、学生部（白井奨学生制度の運用主体）はその結果を尊重して最終的に採用を決定することになった。同制度の運用について、採用者選抜の事実上の主体として、厳格かつ適切な選考に努める。

学生の進路支援については、本研究科への求人件数は約３，７００件に上り、潤沢であるように思われるが、最終的に採用・就職に結びつけるために、キャリアセンターと連携し、キャリアセンターが実施する各種プログラム（ガイダンスやセミナー等）に大学院生が参加できる方策を検討し、進める。

第 7 章　教育研究等環境

Ⅰ．大学の教育研究環境

１．教育研究等環境の整備に関する方針

【現状説明】

本学では、教育研究等環境の整備について、「安心安全かつ適切な教育研究環境を提供し、学術研究の進展、社会的要請の変化に応じ、施設・設備の充実および有効活用を図り、更に

学生が学ぶ環境と生活する環境とを融合させたアーバン・アクティビティの環境を創出する体制を適切に展開する」ことを目標としており、この目標の実現に向け校地・校舎・施設・設備等を整備している。

本学は大阪府吹田市岸部のキャンパスを中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており､岸部のキャンパスには１６棟の校舎がある。

平成２１～２４年度では、本学の整備計画において校地・校舎に関わる事項は表Ⅶ－１の耐震診断・耐震改修に係わるものの他はなかった。

表Ⅶ－１　耐震診断・耐震改修実施計画

年　　度	内　　容	摘　　要
平成 23 年度	8 号館（昭和 47 年竣工）耐震診断	平成 23 年で竣工後 39 年経過
	9 号館（竣工年不明）耐震診断	
平成 24 年度	9 号館　耐震設計	
	本館（昭和 51 年竣工）耐震診断	平成 24 年で竣工後 36 年経過
	図書館（昭和 52 年竣工）耐震診断	平成 24 年で竣工後 35 年経過
平成 25 年度	9 号館　耐震改修工事	
	13 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 25 年で竣工後 35 年経過
	16 号館（昭和 56 年竣工）耐震診断	平成 25 年で竣工後 32 年経過
平成 26 年度	12 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 26 年で竣工後 36 年経過
	14 号館（昭和 52 年竣工）耐震診断	平成 26 年で竣工後 37 年経過
平成 27 年度	11 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 27 年で竣工後 37 年経過
	15 号館（昭和 55 年竣工）耐震診断	平成 27 年で竣工後 35 年経過

また、施設・設備については、保守改修事業を含め、施設・設備の整備、充実を随時進めており、次のとおり実施した。

〔平成２１年度〕

(1) 国旗掲揚ポール設置（1 号館）
(2) 無停電電源装置改修
(3) ガス回転釜修理（A 食堂）
(4) 学生食堂イス増設（B 食堂）
(5) 廊下カーペット補修（5 号館 8F）
(6) 男子トイレ塗装・タイル補修（11・13・16 号館）
(7) ゴルフ場簡易照明電源設置（千里山グラウンド）
(8) 弓道場的安土修理
(9) 黒板板面改修（13 号館）
(10) 学生相談センター内装改修（本館）
(11) ロッカーコーナー補修（図書館）
(12) 噴水土間シーリング
(13) ブリッジ塗装工事（15･17 号館間）
(14) 千里山セミナーハウス外壁部分補修
(15) エレベータ・エスカレータ整備
(16) 視聴覚機器・音響ラック制御盤整備（15 - 02 - 03）
(17) 会議室・応接室照明機器整備（本館）
(18) 汚水ポンプ取り換え（5 号館 B3F）
(19) 空調設備整備（5・14・17 号館、図書館）

(20) 冷水機設置（千里山グラウンド）

〔平成２２年度〕
(1) 体育館２階床面修理・ライン引き直し
(2) プロジェクタ取り換え・スクリーン修理（15 - 02 - 03）
(3) 学院島臨海研究所施設修理
(4) デジタル放送対応
(5) エレベータ修理
(6) 千里山セミナーハウス外壁補修工事（第 1 期）
(7) カーペット補修（5 号館 7 階・17-B1-03）
(8) 塗装工事（千里山新ゴルフ練習場・12 号館エントランスブリッジ）
(9) 武道棟屋上防水補修
(10) 緊急地震放送改修工事
(11) 空調機整備（2・13・16 号館）
(12) 非常用地区蓄電池設備修理（13 号館）
(13) 厨房機器等修理（A 食堂）

〔平成２３年度〕
(1) ネットワーク認証システム更新（電算機センター）
(2) コアネットワークリプレイス（電算機センター）
(3) ＰＣ教室更新（16-01-01 教室､16-B1-05 教室）
(4) 合同研究室機器更新（2 号館）
(5) システムハードウェア更新（図書館）
(6) ＯＧＮＥＴドメイン認証サーバ更新（電算機センター）
※この６件は総べて５年リースの物件である。

〔平成２４年度〕
(1) 次期基幹事務システム更新（電算機センター）
(2) プロジェクタ関連機器更新（02-B1-02 教室）
(3) プロジェクタ更新（02-B1-01 教室､02-B1-03 教室､02-B1-04 教室）
(4) 合同研究室機器継続更新（2 号館）
(5) 電話機器システム更新
(6) 大型シュレッダー更新
※(1)は３年リース、(5)は６年リース、その他は５年リースの物件である。

この他、教育研究用機器備品の整備としては、メール用ウィルス監視サーバ購入の他、科学研究費間接経費受入分、受託研究費間接経費受入分（情報通信研究）および一般研究費を原資としてコンピュータ機器を購入した。また、各部署からの要請に従い、パーテーション等の備品も増加させている。

さらに平成２５年度以降の大規模改修工事としては、都市計画に係る土地収用に伴うゴルフ練習場の改修工事などを予定している。

【点検・評価】

校地面積および校舎面積ともに大学設置基準上の要件を十分に満たしており、校舎をはじめ各施設・設備ともに保守、改修を随時行い、各学部の教育研究目的を実現するための環境整備に努めてきている。

本学が昭和５０年から順次校舎の建て替えを中心に実施してきたキャンパス整備事業は、「大阪学院大学キャンパス計画」として昭和５８年に日本造園学会賞を受賞し、昭和５９年度のリクルート社の満足度アンケートで日本の大学 校舎ベスト１に選ばれた。このマスタープランに従い、段階的な整備を行い「きれいな大学」というイメージをこれまで定着させてきたことは、本学の大きな特色であり、常にこの清潔で快適な学習環境を維持するよう保守点検・改修等を強化している。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、耐震改修計画を策定するよう努力をつづけ、ようやく平成２３年度から耐震診断を開始し、平成２４年度に９号館の耐震設計、平成２５年度に耐震改修工事ができたことは評価できる。しかし、国公立学校の進捗度合からすれば遅れていると言わざるを得ないため、耐震診断・耐震改修実施計画の着実な遂行が必要とされている。

【将来に向けた発展方策】

９号館の耐震改修工事の完了の後、平成２４年度に実施した本館と図書館の耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断・耐震改修実施計画を着実に遂行しなければならない。

２．十分な校地・校舎および施設・設備の整備

【現状説明】

(1)校地・校舎

本学は大阪府吹田市岸部のキャンパス(約 12 万 4 千㎡)を中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、面積は校地２１６，２８４㎡、校舎１０２，０７３㎡を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積(校地 73,000 ㎡、校舎 36,853 ㎡)を十分満たしている。

キャンパスは梅田・新大阪駅から近く、公共交通の便もＪＲ・阪急と二通りあり、いずれも最寄駅から徒歩数分で交通至便な立地となっている。また、周辺には安威川が流れ、古くからの閑静な住宅地で、文教の街となっている。

キャンパスの建物の概要は表Ⅶ－２のとおりである。

表Ⅶ－２　キャンパス建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	登録＊	用　途
本　館	SRC	1F～8F	4,679.3	昭和 51. 5	研究室棟(研究室・講堂・事務室)
図書館	RC	B2～3F	8,248.2	昭和 52. 8	図書館棟(閲覧室・自習室)
1 号館	RC	B1～4F	4,557.2	昭和 61. 3	講義棟(講義室・研究室・事務室)
2 号館	SRC	B4～6F	11,993.0	平成 13. 3	IT 講義棟(大教室・小教室・事務室)
3 号館	SRC	1F～6F	1,632.5	平成 10. 9	IT 講義棟(自習室・相談室)
5 号館	SRC	B3～9F	13,695.6	平成 2. 3	大学院棟(研究室・教室・自習室・事務室)
8 号館	RC	1F～4F	1,738.5	昭和 47. 3	講義棟(講義室・研究室)
9 号館	RC	1F～3F	2,640.5	昭和 47. 3	体育館棟 (ｱﾘｰﾅ・ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室)
11 号館	SRC	1F～2F	2,894.7	昭和 53. 4	大講義室棟(大教室・中教室)
12 号館	SRC	B1～8F	10,246.4	昭和 53. 8	学生会館(食堂・部室・道場・事務室)
13 号館	SRC	B2～6F	8,056.5	昭和 53. 8	小講義室棟(教室・演習室)
14 号館	RC	1F～3F	2,508.0	昭和 53. 8	法科大学院棟 (自習室・模擬法廷)
15 号館	SRC	B1～3F	5,887.6	昭和 56. 1	大講義室棟(大教室・中教室)
16 号館	SRC	B1～6F	8,608.8	昭和 56. 4	小講義室棟(教室・演習室・事務室)
17 号館	SRC	B2～5F	12,156.6	昭和 59. 3	研究室棟(研究室・会議室・事務室)
20 号館	SRC	1F～2F	903.7	平成 13. 3	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ棟(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室)

＊帳簿登録日

(2)主な施設・設備

① 講義室・演習室

各教室は、授業科目の受講者数および授業内容、方法等に応じ適宜配当している。

講義室および演習室の仕様は表Ⅶ－３のとおりである。

表Ⅶ－３　講義室・演習室一覧

用途区分	建　物	席　数	室　数
小教室	1 号館	81	2
	2 号館	36	3
		42	2
		60	1
	5 号館	50	2
	13 号館	79	3
		80	11
	16 号館	80	16
大・中教室	1 号館	300	1
		170	1
		165	1
	2 号館	120	1
		180	1
		288	1
	5 号館	253	2
	11 号館	449	1
		187	2
		272	2
	15 号館	187	4
		272	2
		447	1
		668	1
	16 号館	161	2
		200	2
演習室	1 号館	50	1
		30	2
	2 号館	12	8
		18	6
		30	2
	5 号館	16	2
		20	1
		22	3
		33	2
	13 号館	30	6
	16 号館	30	11

また、上記以外に、７０インチビデオプロジェクタ、カセットテープデッキ、ＶＨＳビデオデッキ、アナライザ回答機等を整備しているＡＶ教室が２室(50 名･75 名収容)あり、ビジネス実習室(36 名収容)も１室整備している。

なお、パソコン教室等情報処理実習室については後述する。

② 教育施設

ア．学習支援室
　学生の学習相談、個別指導等の学習支援として使用している。
イ．Ｉ－Chat Lounge
　インターナショナル・チャット・ラウンジの略称であり、ネイティブスピーカーの専任スタッフや留学生と日本語以外の言語で会話する異文化交流スペースとしている。
ウ．ホスピタリティインダストリー研究所
　ホスピタリティ教育を通じた人材育成や教育コンテンツの提供の場としている。
エ．和　室
　「ホスピタリティ・コミュニケーションⅠ」の授業や課外活動(茶道部)等で使用している。
オ．模擬法廷
　法科大学院の授業や講演会等で使用している。
カ．チューター室
　チューターが法科大学院生の学習相談の対応をする専用室を２室配置している。
キ．ホール
　３３０席収容の多目的ホールとして、講演会、ＦＤ・ＳＤセミナー等で使用している。

③ 体育施設・課外活動施設
ア．グラウンド
　キャンパスの近くに総面積約１４，０００㎡のグラウンドがあり、正課授業を始めクラブ活動等で使用している。また、その他に千里山グラウンド(硬式野球専用グラウンド・サッカー専用人工芝グラウンド・テニスコート・ソフトボール場)・第二グラウンド(アメフト・ラグビー専用グラウンド)・安威川グラウンド(多目的グラウンド)がある。課外活動等と調整のうえ、日祝日に地元自治体や少年野球チームなどに開放し、地域の体育振興等に貢献している。
イ．体育館
　１階がトレーニングルーム(ノーチラス製)・卓球場、２階アリーナ(バレー兼バスケットコート２面)・舞台(入学式、卒業式、学園祭等で使用)を備えている。
ウ．トレーニングセンター
　２０号館に各種トレーニング機器、ミーティングルームがある。
エ．テニスコート
　キャンパス北側にあり、コートはハードコート(デコターフ使用)５面から出来ており、夜間照明を完備している。
オ．弓道場
　キャンパスの南側にあり、弓道場(和弓)と洋弓レンジから成っている。
カ．道　場
　１２号館の南端に武道棟があり、３階が柔道場、４階が剣道場になっている。

④ 図書館
　地上３階地下２階から成り、閲覧席は１，１１３席、書籍の蔵書冊数は約１０８万冊に上り、特別閲覧室、ロッカールーム等を備えている。

⑤ 学生施設
ア．学生相談センター
　学生生活や心身の健康、各種ハラスメント等に関わる問題について、専門のカウンセラーおよび専任スタッフによる相談を受ける場所であり、性格テストを受けることもできるようになっている。
イ．クラブ部室
　クラブ部室は５３室、各自治会集会室を３室配置している。

ウ．千里山セミナーハウス

本学の北西にあたる千里山にある鉄骨３階建、収容人員は６４名の宿泊施設で、都心近くにありながら豊かな自然に恵まれた場所で、ゼミナールや課外活動などに多く使用されている。

エ．学院島

岡山県笠岡市沖の一島（差出島）に研修施設として学院島臨海研修所がある。夏にはゼミ合宿やクラブ・サークル活動、地元交流試合の宿泊拠点などとして使用している。

(3)教育の用に供する情報処理機器等

① 学内のパソコン整備状況

学生が使用可能なコンピュータの整備状況は表Ⅶ－４に示すとおりである。

学生は、開放されているパソコン教室やラウンジに設置したコンピュータで自学自習が可能となっている。また、図書館でノートＰＣの貸与を受けることもできる（図書館内使用に供する貸出)。

なお、表中に「大学院研究室」「大学院自習室」と記述した教室は、大学院生専用のスペースとなっており、授業外での自習や共同学習の場として提供している。

また、表Ⅶ－５に示すとおり、情報学部専用のパソコン使用施設である合同研究室に卒業研究（ゼミナール）を主たる用途として、情報機器類を設置している。ここでは、研究領域に適合する機器・ソフト類を整備しており、心理実験や技術調査、プログラミング、ハード組み立て実験など、それぞれの授業形態に合わせて使用されている。

さらに、大学院コンピュータサイエンス研究科専用の実習室として、０２－０３－０６教室（2 号館）にコンピュータ１０台とＵｎｉｘ端末を３台設置しており、ＶＬＳＩ(Very Large Scale Integration)の実習や調査・分析などに使用できるようになっている。

これらの学内に設置したコンピュータ類を学習用デバイスとして、学習時に学生が使用できるシステム･設備類は、先述の、「ＬＭＳ(名称:OGU-Caddie/オージーユー･キャディー)」、「携帯電話向け情報発信システム (名称:OGUS/オグズ)」のほか、「ＷＥＢＭＡＩＬ (Yahoo! メール)」、「個人専用ネットワークドライブ (＝ファイルサーバ)」、「Ｗｅｂ履修システム」、「図書館システム (OPAC)」などが挙げられる。これらのシステム類は、学生用ポータルサイト（名称：WEB PATHOS/ウェブ・パトス）から使用できるようになっている。

表Ⅶ－４　学内のコンピュータ設置状況

教室名		台数
2 号館	02-03-04 教室	60
	02-03-05 教室	60
	02-03-09 教室	24
	02-03-10 教室	17
5 号館	1 階ラウンジ	5
	2 階大学院研究室	4
12 号館	12-04-01 教室	32
	12-04-02 教室※	40
	12-04-04 教室※	32
	12-04-05 教室※	32
	3 階ラウンジ（学生課内)	2
14 号館	2 階大学院研究室	8
	3 階大学院自習室	10
16 号館	16-B1-05 教室	40
	16-B1-07 教室	36
	16-01-01 教室	64
	16-06-05 教室	29

	16-06-06 教室	29

注 1. 16-01-01/16-B1-05 は H23 年 9 月に Windows7 仕様の機器にリプレイスした。
注 2. 02-03-04･05 は H21 年 3 月に Windows Vista 仕様の機器にリプイレスした。
注 3. ※印は CALL 教室を表す。

表Ⅶ－５　情報学部合同研究室コンピュータ設置状況

教室名		台数
2 号館	02-03-03	13
	02-03-07	14
	02-03-08	16
	02-04-01	12
	02-04-03	12
	02-04-04	6
	02-04-05	10
	02-04-06	12
	02-04-07	12
	02-04-08	13
	02-05-01	8
	02-05-03	5
	02-05-04	4
	02-05-06	14

注 1. 合同研究室は、H23 年度から 3 ヵ年計画で端末機の総入れ替えを実施中。

② プロジェクタ、教卓用コンピュータ

教員が授業を進める上で､教材提示等をコンピュータで行える施設して表Ⅶ－６に示す教室を設置している。また、この他の教室においてもコンピュータ等を使用できるよう、教務課(大学院は大学院事務室)にてノートＰＣとプロジェクタの貸し出しを行っている。

表Ⅶ－６　プロジェクタ、教卓用コンピュータ常設教室

教室名	席数	備考
02-B1-01	180	2 面スクリーン設置
02-B1-02	288	3 面スクリーン設置・TV 会議システム設置
02-B1-03	120	2 面スクリーン設置
02-B1-04	60	2 面スクリーン設置・TV 会議システム設置
02-03-01	40	プロジェクタのみ常設（ノート PC は持込）
02-03-02	40	プロジェクタのみ常設（ノート PC は持込）
15-02-03	668	
16-B1-03	200	
16-B1-04	200	

③ その他の情報関連施設

学生のコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設として、ＭＥＬＯＰがある。ＭＥＬＯＰでは４５台のコンピュータを設置し、インストラクターが常駐して随時情報系講習会を実施しており、特にモチベーションの高い学生の創造性とスキルアップを支援している。

他方、教育の用に供するという点では、教員向けの情報処理施設もこの範疇にあるといえる。本学では、教員向けヘルプデスク（DSS：Digital Support Service）に教員の授業準備用としてコンピュータ、プリンタ、スキャナ、製本機など、授業準備に使用するため

の機器類を設置しており、専任・非常勤に関わらず自由に使用できる。これは、本学ＩＴセンターが推し進める本学の教育におけるＩＣＴ推進の一環として環境提供するものである。

最後に、学内ネットワークのセキュリティ確保のために、ファイアウォールの設置をはじめ、ウィルス対策サーバ、メールフィルタシステムを設置し、２４時間監視体制のもと、安全かつ安定したネットワーク運用を行っている。

(4)キャンパス・アメニティ等

① キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本学はキャンパスを勉学の場であると同時に戸外での語らいや思索の場であると考え、自然環境に配慮した校舎の設計施工と維持管理を念頭において整備にあたっている。

建物内は、可能なかぎり学生ラウンジなどのゆとりの空間を設置し、造形美術品などを配置して、情操豊かな学生の育成に資する環境創りをしている。平成２３年度には、水墨画等の寄贈備品があり、追加配置した。

校舎の配置は校地の外周に高層棟を設置し、外部の騒音などを排除した静寂な環境創りを目的としている。また校地中央部に大規模低層棟を設置し、圧迫感なく収容力の大きな建物を実現している。

そして、これら建物群をデッキやブリッジで繋ぐことで天候に左右されることなくスムーズな移動を可能としている。また、建物間には出来得る限り樹木を植栽して森の空間を創出し、学生にとって使いやすく癒しのある環境を提供している。

日常のキャンパス内の施設・設備等の維持管理は会計課が主に担当し、建物およびキャンパス全体の清掃、樹木植栽の手入れ、施設・設備の保守・点検・整備を専門業者に委託して行なっている。

② 「学生のための生活の場」の整備状況

本学は、「学生のための生活の場」として次のとおり福利厚生施設を整備している。

ア．購買部

紀伊國屋書店が入店し、教科書・参考書・専門書・一般書籍・雑誌が揃えられており、価格はすべて１割引で提供されている。また、文房具等も販売しており、多くの学生が利用している。

イ．学生食堂

メインエントランスがある１２号館にカフェテリア形式の２食堂（計約 500 席）を設置し、バラエティ豊かな食事を提供しており、営業時間以外にもくつろぎの場として使用できるよう、各種飲料の自動販売機も設置している。

Ｋ．Ｍ．３６ＢＡＮＣＨＩ(約 130 席)は、昼食時は軽食を提供し、また、カップ麺・パン・菓子・飲料等の自動販売機を設置し、午後１１時まで開放している。日曜日や祝日も使用できることから、クラブ活動後の学生や、夜間の授業を受講する大学院生にとって、落ち着いて休息し、仲間と語らう憩いの場となっている。

ウ．フレッシュベーカリー・コンビニエンスストア

焼き立てのパンを提供するサンエトワールとコンビニエンスストアのヤマザキスペシャルパートナーショップが入店(合計約 160 席)しており、昼食時間帯には行列ができるほど使用率が高い。いずれの店舗もケーキ・ドーナツ類などデザート類も充実しているため、女子学生に人気がある。

エ．屋外施設

ギリシャの円形劇場を模した屋外集会場の「サンクンプラザ」や「噴水広場」、キャンパスに隣接した芝生のオープンスペースに桜を主に植栽した「ＯＧＵ広場」があり、学生が自由に語らえる空間を提供している。

サンクンプラザや噴水広場は、昼食を摂る学生に使用されるとともに、クラブ・サークルのパフォーマンスなども行われ、学生相互の憩いの場となっている。

また、芝生を敷き詰めたＯＧＵ広場は、約４，０００㎡の広さがあり、学生のみならず近隣住民の憩いの場ともなっている。

オ．学院島臨海研修所

岡山県笠岡市沖合に大学が所有する島（差出島）があり、その中腹に宿泊可能な研修所（全５室）を設置している。島内には古代の祭祀跡や古墳などがあり、季節になるとユウスゲの花が咲く美しい島である。学生達が合宿などで使用し、海水浴・釣りなど種々のレクリェーションを通じ、普段とは違う環境の中で親睦を図り、終生の友を得る絶好の場となっている。

立地が瀬戸内海国立公園（第１種）内にあり、法の定める規制が厳しいため、建て替えや増改築が難しく、昭和４６年４月竣工以来、外観形状を変えることなく内容の充実を図り整備に当っている。

カ．その他

前述の施設・設備以外にＡＴＭ（ゆうちょ銀行・三菱東京 UFJ 銀行）などがある。

また、建物内各所に、学生達が語らい休息できる場としてラウンジが設けられている。いくつかのラウンジにはインターネットを使用できるパソコンも設置しており、多くの学生が利用している。

課外活動施設として、１２号館には道場の他にクラブ部室や防音を施した音楽系クラブ用スタジオ、更衣室、シャワー室、ランドリー室を設置している。

(5) 大学周辺の環境への配慮の状況

本学の大学周辺の環境への配慮の取り組みは、昭和５０年の校舎整備に始まり、近隣住民が生活通路としていた里道などを校舎建て替えとともにセットバックして、拡幅通路・歩道を設置し、歩車分離・水溜り除去のためインターロッキング化するとともに、アメリカハナミズキを植栽して並木を作り、街路整備を行ってきた。

本学はＪＲ岸辺駅および阪急正雀駅から徒歩数分の距離に位置していることから、学生の通学に関しては、自動車通学は禁止している。キャンパス内には約５，０００㎡の駐輪場を設置し、自転車やバイクを使用する学生には登録を義務付けている。

入学試験や大学祭等の各種イベントに際しては、地域の警察や最寄り駅をはじめ、町内会・自治会等へ連絡を行い円滑な実施を図っている。大学の施設の開放やイベントの開催は好評であり、大学周辺の多くの方々に参加していただいている。

このように、本学は近隣地域社会と密接なコミュニティを形成し、創立以来地域に貢献し、地域とともに発展する姿勢を具現化している。

(6) 施設・設備面における障がい者への配慮

本学は、「大阪府福祉まちづくり条例」（平成５年４月１日施行）に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めている。

具体的には、階段箇所のスロープ設置・案内板の点字表示、身障者対応トイレの設置等を整備している。また、実際に身体に障がいのある学生を受け入れる際に、入学前に当該学生とともに学舎内で不便が生じる箇所を確認し、スロープの増設や教室への専用机の設置等を行った。このように身体に障がいを持つ学生の各々の状態に応じ、学生が不便に感じる問題が生じた場合は、学生課が窓口になり、状況を把握し、関連部署と連絡・調整し、即座に対応する体制が整備されている。

(7) 組織・管理体制

① 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の維持管理は、法人本部と会計課が連携して担当している。なお、実際の維持・管理にあたっては専門の外部業者に委託している。日々の維持・管理状況は、会計課に報告されており、問題発生時には迅速に対応できる連絡体制が確立されている。

また、会計課は、庶務課を交え、委託業者と毎月定例会議を開催し、施設・設備に関する状況把握に努めている。

② 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署(会計課・庶務課)に定期的に報告(日次報告・定例会議開催)している。また、緊急時には随時状況を報告し、両者が対応することにより安全を確認できる体制を整備している。

施設・設備の保守・点検については、消防法による消防用設備点検(年2回)、ビル管法による受水槽・高架水槽定期清掃(年1回)・水質検査(年2回)、汚水槽・雑排水槽・グリストラップ等清掃(年2回)、ねずみ・昆虫防除(年2回)、Ｏ－１５７全館消毒(年2回)、空気環境測定(2か月毎1回)、建築基準法によるエレベータ・エスカレータ法定点検(年1回)・定期点検(毎月)、同法による外壁の全面打診調査(各棟10年毎1回)、電気事業法による電気工作物精密点検(2年もしくは3年毎1回)、その他法定作業等、遅滞なく定期的に実施し、速やかに所管官庁へ報告している。

警備関係については、休日も含め２４時間構内に警備員を常駐配置し、夜間は巡回警備している。また、学舎の一部にカードゲートによる入室管理システムを導入するとともに各エレベータにはカメラを設置し、安全の確保に努めている。

清掃については、専門業者により実施しており、トイレ内の消毒液の補充や除菌作業等衛生面についても十分注意を払っている。また、定期的にワックス掛けや窓清掃を実施している。外構庭園についても日常的に清掃を行い、造園業者が植栽等の剪定、草花の植替え、害虫防除の樹木消毒作業を実施している。

学生施設の千里山セミナーハウスや学院島臨海研修所については、管理人を常駐させ、他の施設と同様に清掃、保守点検を日常的に実施している。

体育館、トレーニングセンターについては、使用者がいる時間帯に管理人およびトレーナーを常駐させ、各設備・器具についても日常的に点検し、使用者の安全を確保している。

防火・震災等災害対策については、「学校法人 大阪学院大学消防計画」に基づき、自衛消防隊組織を編成し、毎年春・秋の火災予防週間にあわせて、春は消火器操法訓練、秋は学園祭の翌日に消防避難訓練を実施するとともに、職員が各部署の消火器設置場所を常に把握するよう徹底している。

その他、学舎内の害虫駆除について定期的に専門業者による検査・薬剤散布を実施しており、新型インフルエンザ流行時には対策本部を設置し、対策本部長のもとホームページや携帯メールにより学生および教職員に注意を促し、感染防止を目的に学内への入場ゲートを制限するとともに、指定した出入口に事務職員を配置し、設置の消毒ボトルによる手指の消毒を来学者に促し、感染拡大防止に努める体制を確立させている。

【点検・評価】

大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等の諸条件の整備状況の適切性については、学部・学科・研究科の増設等に合わせ、２号館新築、２０号館新築、１４号館改修や、千里山セミナーハウス開設、ＣＡＬＬ教室新設、学習支援室（旧ラーニングセンター）開設、Ｉ－Ｃhat Ｌounge開設、ホスピタリティインダストリー研究所開設、キャリアデザインルーム開設、模擬法廷新設、パソコン実習室増設、授業をオンデマンド配信するための自動撮影装置の教室設置、双方向型教育支援システムＯＧＵ－Ｃａｄｄｉｅの整備等があり、近年では、課外活動の充実を図るため、千里山グラウンドのサッカー場に人工芝を敷設する大幅改修(平成20年度)や、モバイルキャンパスサポートＯＧＵＳの導入(平成21年度）、最新のＩＴ環境に適応するためのパソコン教室の情報機器の入替(平成23年度)、次期基幹事務システムホスト更新(平成24年度)、２号館地下１階の４教室の大型プロジェクタ更新(平成24年度)などを実施し、充実した学生生活および各学部のカリキュラムの内容に沿った教育研究条件の整備を随時行ってきた。

本学の情報化施策は、ＬＭＳ(学習管理システム)の全学的導入など、平成１２年前後から積極的、先駆的に取り組み、その後はＩＴセンターが中心となって“Technology as a Tool”を標榜し、情報技術の進展を追いかけることよりも「その道具を使って何をするのか」という点に注目して、諸運用に当たることに専心してきた。この方針は、現在、教育におけるＩＣＴ(情報通信技術)推進の取り組みとして、インストラクショナル・デザイン（ID）とＩＣＴの有効活用を目指す教職協働「ＩＣＴ推進ワークグループ」活動に昇華しつつある。ここでは、「教育活動における課題・問題に対してとりうる方策・方法を、利用しうる道具・設備を使ってどれだけ効果的・効率的に成果を引き出せるか」に注目しており、ひいては日本の高等教育におけるＩＣＴの進展に資する事例･データを提供できる可能性のあるものとして、今後引き続き推進していくものである。

しかしその一方で、機器･システム類の適切な更新作業などの種々の問題がある。今後は、予算等との調整を図りながら、改善を進める必要がある。

キャンパス・アメニティの形成・支援に関しては、快適な学生生活を支援するため、関係部署と調整のうえ、定期的に庶務課、会計課と委託業者との会議を開催し、メンテナンス・清掃等を確認し維持する体制を整備している。このことにより、本学はキャンパスの内外に学生の快適な生活を実現するための諸施設・設備を適切に配置し、こうした諸施設・設備のメンテナンスを計画的に実施している。その進捗状況を大学の責任において一元的に把握する仕組みが機能しているため、学生が安心して生活できる環境が維持できている。

大学周辺の環境への配慮から、街路整備などハード面はほぼ完了しており、一般民家と接する部分や公道付近の樹木や雑草等については障害にならないよう点検し、必要に応じて会計課が専門業者に依頼する体制が整っている。

施設・設備面における障がい者への配慮については、大阪府福祉まちづくり条例第１８条に基づく改善計画定期報告を平成８年度から開始し､隔年に改善の実施報告をしており､個々の障がい者に応じた配慮が適切になされており評価できる。ただし、完全バリアフリー化には至っていないため、随時改善する必要がある。

施設・設備の安全を確保するシステムとして１３号館地下に中央監視室を設置し、学内の施設稼働を全てコンピュータで集中制御し、安全を確保している。中央監視室は、キャンパス全ての施設設備の故障・事故警報、監視およびビデオテープへの記録、運転状況の確認・記録するシステムが整備されており、緊急時には即座に対応している。

また、各施設は２４時間監視により、無理・無駄・ムラのない省エネルギー運転を実現できている。

ソフト面で評価する項目として「緊急地震速報」のシステム導入があげられる。これは、㈱ＮＴＴコミュニケーションズのシステムを利用して、本学で震度４以上の地震が予測された場合、地震が到達する数秒前にキャンパス内の全館一斉に緊急放送が流れる仕組みで、学生の安全を確保する対策として期待している。平成２１年度より、消防訓練と同様に、地震に対する訓練も実施している。

以上、施設・設備の維持・管理に関して責任体制も明確であり、適切な体制を整えているといえる。

【将来に向けた発展方策】

学生・教職員にとって最適な情報環境の提供に努める一方、長所たる教育におけるＩＣＴ推進の取り組みにおいては、ＩＤリテラシーや既存機器リテラシーを高め、本学の教育・研究に特化した成果を生む一助となるべく、ＩＣＴ推進ワークグループとＩＴセンターが中心となって、ＩＣＴ利活用の業績蓄積、教員用ポータルサイトにおける教員間情報共有、さらなるＩＣＴ利活用提案を行い、教育・研究活動の効果・効率・魅力を高めていく。

なお、コンピュータの機器・ソフト等の更新について平成２５年度において学生向け会員制マルチメディア施設（MELOP）およびＣＡＬＬ教室の機器更新などを予算化しなければならない。

また、本学の特色であるきれいなキャンパス環境を維持し、キャンパス・アメニティの形成・支援に向け、今後も庶務課および会計課が中心となり関係部署と調整検討し、計画的に改修・改善を実施するとともに、学ぶ環境と生活する環境とがうまく融け合ったアーバン・アクティビティの環境創りを展開して行く。

入学者・在学生等の状況に応じ、早急な改善が必要なものを最優先に対策すると同時に、キャンパス全体のバリアフリー化に引き続き努める。

施設・設備の保守・点検、警備、清掃については、専門業者に委託し実施する体制が整備され、中央監視室による衛生・安全の確保が確立しており、防災対策としての「消防計画」や「緊急地震速報システム」についてもその体制はほぼ整っているが、その完成のためには、事前に学生や教職員への周知が必要であり、災害時の対応についても徹底を図らなければ、これらのシステムを活かせないと考えられるため、オリエンテーションやゼミナールの授業等で連絡・指導を図る。

冷暖房の熱源を昭和５９年から冷温水発生機に取替え、また燃料も当初の灯油からガスに切替えるなど対応してきたが、今後も省エネ・大気汚染防止・ごみ問題なども含め、さらに地球環境保護に取り組んでいく。

３．図書館、学術情報サービスの機能

（１）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

【現状説明】

本学図書館は、流通科学部・経営学部・経済学部・法学部・外国語学部・国際学部・情報学部および企業情報学部の８学部と大学院の商学研究科・経済学研究科・法学研究科・国際学研究科およびコンピュータサイエンス研究科の５研究科、通信教育部および法科大学院の図書館資料ならびに大阪学院短期大学の図書館資料を取り扱っている。

図書・学術雑誌・電子情報およびその他教育研究上必要な資料のうち、教育用・研究用図書および図書館資料等の選書は、各学部・学科の図書委員ならびに図書館員が、カリキュラム・シラバスに沿って参考図書、一般教養図書および専門書を中心に行うと同時に、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生・短期大学生）や教職員等、利用者の要望を取り入れて行っている。

また、国内発行の新刊図書のうち官公庁刊行物等の資料は、（株）かんぽう発行の「政府刊行物等総合目録」に拠り選書し、市販の図書は、「ウイークリー出版情報」等を参考に選書している。視聴覚資料のＤＶＤビデオの選定は、図書委員会で年２回（前期、後期）行っている。さらに、目録データは、国立情報学研究所のデータをオンライン等で取り込むことによって刊行後速やかに利用者への提供が可能となるように努めている。

図書予算は、次のとおりである。

区　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大学	流通科学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	880,000 円	840,000 円
	経営学部	1,480,000 円	1,740,000 円	2,050,000 円	2,320,000 円	2,340,000 円
	経済学部	2,580,000 円	2,860,000 円	3,360,000 円	3,710,000 円	3,560,000 円
	法学部	1,630,000 円	1,620,000 円	1,790,000 円	2,020,000 円	1,830,000 円
	外国語学部	1,280,000 円	1,170,000 円	1,320,000 円	1,520,000 円	1,520,000 円
	国際学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
	情報学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	960,000 円	980,000 円
	企業情報学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
	共通科目	3,460,000 円	3,660,000 円	4,220,000 円	4,720,000 円	4,570,000 円
	通信教育部	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
	小　計	14,030,000 円	14,650,000 円	16,340,000 円	18,130,000 円	17,640,000 円

大学院	商学研究科	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	経済学研究科	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	法学研究科	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	国際学研究科	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
	コンピュータサイエンス研究科	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
	小　　計	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円
法科大学院		670,000 円	670,000 円	670,000 円	560,000 円	480,000 円
短期大学		400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
学術雑誌		60,500,000 円	60,500,000 円	60,000,000 円	57,000,000 円	50,000,000 円
追録等		23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円
合　　計		100,700,000 円	101,320,000 円	102,510,000 円	101,190,000 円	93,620,000 円

(1) 図書

図書は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、本学紀要と他大学紀要等との交換による図書資料類、退職教員の個人教育研究用図書費による購入図書の返却分図書、研究助成費　による購入図書の返却分図書および科学研究費補助金による購入図書の返却分図書等の受け入れにより収集している。

平成２４年度(平成２５年３月３１日現在)の本学図書館の蔵書総数は１，０８２，７３４冊である。平成２１年度から同２４年度までの４年間における蔵書の年平均増加数は、１１，９４１冊であり、その内訳は、和書で年平均９，１１６冊、洋書で年平均２，８２５冊の増加である。

蔵書冊数は、次のとおりである。

和　書	洋　書	合　計
738,130 冊	344,604 冊	1,082,734 冊

図書の受入冊数は、次のとおりである。

区　　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
購入	和　書	10,289 冊	8,811 冊	8,246 冊	8,087 冊	8,230 冊
	洋　書	2,914 冊	2,660 冊	2,789 冊	2,757 冊	2,533 冊
	小　計	13,203 冊	11,471 冊	11,035 冊	10,844 冊	10,763 冊
寄贈	和　書	1,062 冊	865 冊	940 冊	1,063 冊	220 冊
	洋　書	121 冊	50 冊	200 冊	202 冊	109 冊
	小　計	1,183 冊	915 冊	1,140 冊	1,265 冊	329 冊
合　　計		14,386 冊	12,386 冊	12,175 冊	12,109 冊	11,092 冊

(2) 学術雑誌

学術雑誌は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、本学紀要と他大学紀要等との交換による紀要類、退職教員の個人教育研究用図書費による購入学術雑誌の返却分学術雑誌等の受け入れにより収集している。

平成２４年度（平成２５年３月３１日現在）の学術雑誌の所蔵種数は、３，７０９種である。平成２１年度から同２４年度までの４年間における受入所蔵種数は、ほぼ横ばい状態である。その内訳は、和雑誌で年平均２，５９８種、洋雑誌で年平均１，１１１種である。そのうち継続雑誌は、年平均２，６１７種で、和雑誌で年平均２，０８５種（うち購入分は、年平均４９６種)、洋雑誌で年平均５３２種（うち購入分

は年平均５０１種）である。

所蔵種数は、次のとおりである。

和雑誌	洋雑誌	合　計
2,598 種	1,111 種	3,709 種

学術雑誌の受入種数は、次のとおりである。

区　　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
購	和雑誌	516 種	510 種	502 種	502 種	469 種
	洋雑誌	522 種	513 種	513 種	513 種	465 種
入	小　計	1,038 種	1,023 種	1,015 種	1,015 種	934 種
寄	和雑誌	1,589 種	1,589 種	1,589 種	1,589 種	1,589 種
	洋雑誌	31 種	31 種	31 種	31 種	31 種
贈	小　計	1,620 種	1,620 種	1,620 種	1,620 種	1,620 種
合　　計		2,658 種	2,643 種	2,635 種	2,635 種	2,554 種

(3) 電子情報

電子ジャーナルの導入は、平成１０年度より ProQuest 社の ABI/INFORM（旧 BPO:Business Periodical Ondisc, Academic Research Library）から始まった。現在、電子ジャーナルは、経常予算に基づく購入の受け入れにより収集している。

また、学術雑誌費の高騰により、冊子体資料の購入を削減することになったので、学術雑誌への影響を最小限に抑えるように努めている。その対策のひとつとして、平成１０年度よりデータベースの導入を図ってきた。当初は、ＣＤ-ＲＯＭ形態の契約を行って、利用者に提供してきたが、ネットワークの普及に伴い、インターネットの利用できるオンライン契約に変更している。

現在利用できる電子ジャーナル・データベースの主なものは、次のとおりである。

＜電子ジャーナル＞

ProQuest Central(ABI/INFORM、Academic Research Library)、Nature 等

＜データベース＞

MAGAZINEPLUS、LexisNexis、Westlaw International、Japan Knowledge、Source OECD LLI、eol DB Tower Service 等

＜新聞関係データベース＞

聞蔵Ⅱビジュアル、ヨミダス文書館、日経テレコム２１

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、退職教員の個人教育研究用図書費による購入視聴覚資料の返却分等の受け入れにより収集している。

視聴覚資料の所蔵数（平成２５年３月３１日現在）は、次のとおりである。

カセットテープ	ビデオテープ	マイクロフィルム	マイクロフィッシュ	CD-ROM
8,943 本	6,817 巻	13,592 ﾘｰﾙ	13,052 ｼｰﾄ	3,311 枚

注）１．視聴覚資料は、現在タイトル数を完全に把握できていないので、個々の本数、枚数等の数を計上している。

視聴覚資料の受入数は、次のとおりである。

区　　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度

カセットテープ	購　入	227 本	87 本	192 本	109 本	37 本
	寄　贈	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
	計	227 本	87 本	192 本	109 本	37 本
ビデオテープ	購　入	213 巻	137 巻	78 巻	136 巻	117 本
	寄　贈	6 巻	13 巻	56 巻	0 巻	1 本
	計	219 巻	150 巻	134 巻	136 巻	118 本
マイクロフィルム	購　入	210 ﾘｰﾙ	123 ﾘｰﾙ	283 ﾘｰﾙ	90 ﾘｰﾙ	43 ﾘｰﾙ
	寄　贈	1 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ
	計	211 ﾘｰﾙ	123 ﾘｰﾙ	283 ﾘｰﾙ	90 ﾘｰﾙ	43 ﾘｰﾙ
マイクロフィッシュ	購　入	17 ｼｰﾄ	16 ｼｰﾄ	12 ｼｰﾄ	15 ｼｰﾄ	24 ｼｰﾄ
	寄　贈	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ
	計	17 ｼｰﾄ	16 ｼｰﾄ	12 ｼｰﾄ	15 ｼｰﾄ	24 ｼｰﾄ
CD-ROM	購　入	64 枚	66 枚	54 枚	203 枚	70 枚
	寄　贈	17 枚	21 枚	9 枚	0 枚	1 枚
	計	81 枚	87 枚	63 枚	203 枚	71 枚
	合計	750	433	684	553	293

【点検・評価】

学部・通信教育部・大学院において十分な教育研究活動を行うのに図書館に必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を系統的に蓄積し、その効果的な利用を促進することができている。

(1) 図書

平成２４年度(平成２５年3月３１日現在)の蔵書構成は、和書７３８,１３０冊、洋書３４４,６０４冊である。８学部全体について共通（一般教育）科目と専攻科目の構成割合で見ると、共通科目に関連する図書が全体の３７％、専攻科目に関連する図書が６３％となっており、カリキュラムの開講科目数によって、共通科目と専攻科目の割合は１：２でバランスがとれている。

選書は、各学部・短期大学予算の研究用図書を各学部・短期大学から選出された図書委員が、その他の予算の教育用・研究用図書を図書委員および図書館員が行っている。そして、大学院予算の大学院生教育用図書を各研究科長が、法科大学院予算の法科大学院生教育用図書を研究科長が行い、通信教育部予算の通信教育部生教育用図書については、図書館員が行っている。

その他、教員からの推薦図書（指定参考図書）を募り、館内に「希望図書申込書」を設置し、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）および教職員等が要望する図書を購入している。また、選書された図書資料は、速やかに納入、整理するように努めているので充分要望に応えられている。

平成１２年度より国内新刊予算による購入の一部は、紀伊國屋書店に図書資料の整理業務を委託している。同書店のインターネットを利用した選書システムであるＰＬＡＴＯＮを利用して選書を行い、選書から整理までを簡素化して、利用者へのスムーズな提供を行っている。

図書資料の予算配分は、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）および教職員等、利用者の需要を勘案して決めている。

(2) 学術雑誌

学術雑誌は、学術雑誌を継続購入するため、毎年図書館と法人本部で検討している。しかし、近年の学術雑誌の高騰により、継続学術雑誌の誌数を削減せざるを得ない状況になっている。学術雑誌の予算は、価格の値上がりとともに、洋雑誌では為替レー

トの変動もあって、毎年１０％程度の増額となり、予算限度額を上回っているため、値上がりした金額分の学術雑誌の購入を中止している。こうした状況の下で長期にわたり現行の学術雑誌を継続購入することは、次第に困難な状況になってきている。その対策として、オンライン・データベース、オンライン・ジャーナルへの切り替えを行っている。

(3) 電子情報

電子ジャーナルは、平成１０年度より洋雑誌の高騰による経費削減のために、積極的に導入している。また、データベースの導入も行っている。近年は、提供媒体がＣＤ-ＲＯＭからオンラインへの移行が行われることにより、利用者にとっては利便性が高まった。

電子ジャーナルの予算は、価格の値上がり、為替レートの変動を考慮して、毎年１０％度の増額になっている。

(4) 視聴覚資料

近年、冊子体資料にはない特徴を持つ視聴覚資料の重要性が認識されている。平成２２年２月よりＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの機器５機は、システムのサーバーの故障で部品調達が困難であるため、利用者への開放を控えていたが、平成２４年１０月から視聴できるように再開した。また、マイクロ資料の利用は、１台の機器で行っている。

なお、視聴覚資料のＤＶＤビデオ選定は、年２回図書委員会で行っている。視聴覚資料の選定については､各学部･短期大学予算の研究用視聴覚資料を図書委員が行い、その他の予算の教育用･研究用視聴覚資料は､図書委員および図書館員が行っている。

【将来に向けた発展方策】

教育目標に応じて必要な図書・学術雑誌・電子情報、およびその他教育研究上必要な資料等の電子媒体を通じた取り込みと提供が進んでいる。このため、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）および教職員等、利用者の要望にも応じながら、図書・学術雑誌・電子情報、およびその他の教育研究上必要な資料の体系的な整備が必要になることを考慮して、教員の推薦図書（指定参考図書)、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）が要望する図書、一般教養図書および専門書等の選書を積極的かつ継続的に充実を図る。

また、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）の要望に応えて、資格試験関係図書・就職関係図書の学習用図書コーナーの充実に努める。これに加え、学術雑誌と電子ジャーナルの予算の増額が見込めないので、継続学術雑誌の見直し、電子ジャーナルへの切り替え、オンライン・データベースの導入、オンライン・ジャーナルへの切り替えを促進する。

（２）図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

【現状説明】

(1) 図書館の規模

本学図書館（地上３階・地下２階の建物）は、昭和５２年７月に開設し、延床面積は８，３２２㎡、書架棚板延長は４３，７８８ｍであり、図書所蔵可能数は約１２０万冊である。図書の排架状況は、２階・３階の開架閲覧室に利用頻度が高いと思われる共通（一般教養）科目と専攻科目関連図書、ならびに新刊図書を中心に、約１０万冊を固定式書架に排架し、利用者の便宜を図っている。

また、地下１階・２階の書庫には電動書架を設置し、教職員ならびに大学院生・法科

大学院生の常時利用を可能にし、学生（学部生・通信教育部生、および短期大学生）から閲覧の要望があった図書・資料等の迅速な提供に対応できるようにしている。

図書館資料の排架状況は、次のとおりである。

排架場所	排　架　内　容
３階開架閲覧室	社会科学分野の和書・和雑誌・紀要
２階開架閲覧室	人文科学・自然科学分野の和書・和雑誌・洋雑誌・学習用図書・参考図書
１階学習閲覧室	新聞コーナー、貴重書展示コーナー
地下１階書庫	学術雑誌のバックナンバー・洋書・大型本・法令集・判例集等
地下２階書庫	和書・OECD 出版物・追録等

本学図書館の図書館資料の収納スペースについては、余裕があるように見えるが、実際は、地下２階書庫の電動書架の一列に、山一證券の資料を保管しているため、収納スペースの余裕がない状態となってきている。

法科大学院図書室は、平成１６年度より１４号館１階と３階部分に設置し、１階の学生閲覧室は、図書と学術雑誌を排架している。３階には、パソコンコーナーを設けている。

(2) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

平成２４年５月１日現在、本学図書館の専任職員は６名で、内資料室担当は１名である。

司書資格は、専任職員６名中３名が保有している。

また、平成１７年１０月より図書館業務を外部に委託しているが、１３名の業務委託者は、全員司書資格を保有している。

図書館の職員は、次のとおりである。

区　分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
専任職員	図書館	4（2）名	4（2）名	3（2）名	3（2）名	5(2)名
	資料室	2（2）名	2（2）名	2（2）名	2（2）名	1(1)名
業務委託者	図書館	12（12）名	12（12）名	12（12）名	13（13）名	13（13）名
	法科大学院図書室	2（2）名	2（2）名	2（2）名		

注）１.（　）内の数字は、図書館司書の人数である。

本学図書館の専門職員およびその他の職員の配置は、平成２５年３月３１日現在で作成している。図書館業務は、財政緊縮化の影響による専任職員の減員のために、平成１７年１０月より閲覧業務を外部に委託し、さらに平成１８年４月より、個人教育研究用図書業務・学術雑誌業務・国内新刊業務、および学部図書業務も外部に委託している。

図書館職員の構成（平成２５年３月３１日現在）は、次のとおりである。

図書館職員総数		職務内容別内訳									
		管理職	一　般		専　門						
			庶務・会計		受　入		整　理		閲　覧		
専任	委託	専任	専任	委託	専任	委託	専任	委託	専任	委託
6名	13名	1名	1名	0名	2名	4名	2名	2名	0名	7名

(3) 開館日数

本学図書館の開館は、夏季一斉休暇、年末年始休暇を除き開館している。日曜日・祝日にも月２回程度開館している。

開館日数

曜　日	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
月～金曜日	232 日	229 日	233 日	231 日	237 日
土曜日	44 日	45 日	47 日	46 日	44 日
日曜日・祝日	25 日	25 日	28 日	27 日	25 日
計	301 日	299 日	308 日	304 日	306 日

(4) 開館時間

本学図書館の開館時間は、平成１５年度より通常の授業・試験期間の平日（月曜日から土曜日まで）を午前９時から午後８時までとし、最終の講義（～１７:４０）が終了してからも図書館を利用できるようにしている。平成１６年度より月２回程度、法科大学院生が日曜日・祝日にも図書館を利用できるように、午前１０時から午後６時まで開館している。夏季・冬季および春季休暇期間の開館時間は、午前９時から午後５時までとしている。

通信教育部のスクーリング時の開館時間は､午前 10 時から午後６時までとしているので、授業終了後の図書館の利用が可能である。

本学図書館の開館時間は、次のとおりである。

	授業・試験期間	日曜・祝日開館時	休業期間 (注)
開館時間	9:00～20:00	10:00～18:00	9:00～17:00

注）１．休業期間は、夏季・冬季および春季休暇期間である。

(5) 閲覧室の座席数

本学図書館の閲覧室の座席数は、開架部分に１，１１３席（うち３階は３３６席、２階は２５７席、１階は５２０席)、書庫内に１８席（うち地下１階は８席、地下２階は１０席）の総数１，１３１席である。これを学部の学生収容定員（平成２４年度）７，３００名に対する割合で見ると、１５．５％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生５，８６８名の１９．３％に相当する。

通信教育部の学生収容定員（平成２４年度）４，０００名に対する割合で見ると、２８．３％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生２８７名の３９４．１％に相当する。

大学院の学生収容定員(平成２４年度)３５８名に対する割合で見ると３１５．９％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生１０７名の１０５７．０％に相当する。

座席数は、次のとおりである。

座席場所	座　席　数
3 階開架閲覧室	336 席
2 階開架閲覧室	257 席
1 階学習閲覧室	520 席
地下 1 階書庫	8 席
地下 2 階書庫	10 席
合　計	1,131 席

(6) 情報検索設備などの利用環境

本学図書館の電算化は、昭和６０年度より富士通の汎用パッケージシステムM-ＩＬＩＳの導入に始まる。その後、平成９年度に同システムを図書館クライアント・サーバー・システム iLis-WRに変更した。そして、平成１０年度に同システム iLiswave に変更し、さらに平成２３年１０月には、iLiswave-J に変更した。平成１０年以降、現国立情報学研究所のＮＡＣＳＩＳ-ＣＡＴおよびＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬシステムに加入して、現在に至っている。

本学図書館のパーソナル・コンピュータ（ 以下「パソコン」という ）は、図書資料等のＣＤ-ＲＯＭ化、データベース化に対応するため「２階の検索コーナー」に、ＯＰＡＣ(Online Public Access Catalog)検索用１０台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様、ならびに外部データベース検索用３台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭ単体仕様用２台を設置している。

また、「３階のメディア・ステーションコーナー」に、オン・デマンドのデジタル化教材、ＮＨＫ衛星第１・第２放送およびＣＮＮテレビの視聴、さらにはインターネット検索可能なマルチメディア対応端末１３台（このうち５台は、ＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの視聴が可能）を設置している。これらのパソコンの設置にあたっては、車椅子に乗ったままでの利用を可能とした座席スペースの確保がなされ、車椅子利用者の便宜を図っている。なお、平成２２年２月よりシステムのサーバーの故障で部品調達が困難であるため、利用者への開放を控えていたが、平成２４年１０月より改善し、ＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの視聴ができるように再開した。

図書館内のパソコンの設置に加えて、平成１８年５月より館内貸出用のノート・パソコン２０台を導入して、ノート･パソコンのインターネットへの接続利用を可能とする情報コンセントを図書館１階に２４個口、３階に１６個口設置（持込のノート・パソコンも使用可能）し、利便性を高めている。

ノート･パソコンの利用状況は、次のとおりである。

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸出台数	3,397 台	3,191 台	4,048 台	3,639 台	3,278 台

また、文献複写機器も利用者の利便性に配慮して、２階メインカウンター横に教員用１台、学生用２台を設置している。

学習環境の整備について、本学図書館の利用者に対しては、学習環境の維持の観点と図書館利用の促進を図ることを主眼として、入学時から卒業時に至るまで様々な配慮をしている。まず、新入生に対してはオリエンテーションで図書館利用のリーフレット等を配付し、図書館利用の必要性、開館時間等の説明を行っている。その後、５月中旬にかけてゼミナール単位での利用指導をＯＰＡＣ検索および操作の説明を中心に実施し、利用に関する質問等には、その都度図書館員が応対している。

さらに、後期セメスター開始（１０月)以降には、３年次生（学部生)・２年次生（短期大学生）を対象とした卒業論文・卒業研究作成のための利用指導を雑誌記事・文献資料の検索方法を中心に実施している。平成１６年度からは、ゼミナール担当教員との連携強化を図り、個々の学生の研究テーマに関する情報収集の支援も行っている。

また、図書館利用者に対する利便性を向上させるために、図書館業務の機械化を他大学に先駆けて実施し、特に学術情報は、２４時間いつでも検索できるようにしている。学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）は、学内のラウンジや教室に設置された端末機器から、また、専任教職員は、ＶＰＮ機能を有したサイバー・アクセス（平成２１年５月よりＯＧＵ-ＶＰＮに名称変更）を経由して自宅の端末等、どこからでもキャンパス内で利用するのと全く同様に、外部データベースやサーバー仕様（ ネットワーク対応 ）のＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用することが可能になっている。

学術資料の電子化については、平成１０年より年平均１，０００～１，５００冊を遡及入力しているが、簡易目録を作成しているものの、書誌データを電子化していない図書が、平成２５年3月３１日現在、約８４，８００冊（蔵書数１，０８２，７３４冊）ある。平成２４年１０月１日より、本学図書館に所蔵している図書館資料（個人教育研究用図書費による図書資料を除く）を、Ｗｅｂ上のＯＰＡＣに公開している。

図書館利用状況は、次のとおりである。

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入館者	学生	90,713 人	84,367 人	96,247 人	97,319 人	94,348 人
	教育職員	3,087 人	2,634 人	2,627 人	2,559 人	2,526 人
	計	93,800 人	87,001 人	98,874 人	99,878 人	96,874 人
貸出人数	大学	2,258 人	2,011 人	2,758 人	3,590 人	3,513 人
	大学院	639 人	496 人	546 人	497 人	612 人
	法科大学院	658 人	393 人	261 人	150 人	100 人
	短期大学	27 人	19 人	80 人	93 人	97 人
	通信教育部	168 人	192 人	171 人	81 人	45 人
	教育職員	336 人	308 人	240 人	257 人	549 人
	計	4,086 人	3,419 人	4,056 人	4,668 人	4,916 人
貸出冊数	大学	4,046 冊	3,708 冊	4,969 冊	7,149 冊	5,728 冊
	大学院	1,685 冊	1,223 冊	1,371 冊	1,717 冊	1,151 冊
	法科大学院	1,730 冊	1,051 冊	776 冊	429 冊	198 冊
	短期大学	49 冊	29 冊	119 冊	274 冊	180 冊
	通信教育部	468 冊	591 冊	516 冊	258 冊	98 冊
	教育職員	1,191 冊	1,338 冊	871 冊	1,217 冊	1,341 冊
	計	9,169 冊	7,940 冊	8,622 冊	11,044 冊	8,696 冊

【点検・評価】

図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために専門的な知識を有する専任職員を配置している。開館日数、開館時間、座席数、情報検索設備など学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備を図っている。

(1) 図書館の規模

本学図書館（地上３階・地下２階の建物）は、昭和５２年７月に約１８０，０００冊で開設した。資料の増加に伴い、平成１１年度には地下１階・地下２階に書架を増設し、平成１５年度には地下２階の書架をさらに増設した。

図書館資料の収納スペースについて、地下２階書庫の電動書架の一列に山一證券の資料を保管しているため、年々収納スペースに余裕がなくなってきているので、年間増加冊数を考慮して不要な資料（相当年数経過した資料、傷みの激しい資料、資料的価値を逸したもの）を廃棄できるように検討する必要がある。

(2) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

図書館司書の資格を持っている職員がいるので、とくに支障は生じていない。専門的職員およびその他職員の配置は、ほとんどの図書館業務を外部に委託しているが、図書館司書の資格を持っている業務委託者を優先的に採用しているため、とくに支障は生じていない。

(3) 開館日数

台風や節電要請により、若干開館日数は減少したが、特に支障は生じていない。

(4) 開館時間

本学図書館の開館時間は、平日は9：００から開館し、最終の講義（～１７：４０）が終了してからも図書館が利用できるよう、２０：００閉館にした。夏季・冬季および春季休暇期間の開館時間は、午前９時から午後５時までである。平成１６年度より月２回程度法科大学院生が日曜日・祝日にも図書館を利用できるように、午前１０時から午後６時まで開館している。

(5) 閲覧室の座席数

本学図書館の閲覧室の座席数は、平成５年度までは、対学生比率１０％に満たなかったが、平成６年度より対学生比率１０％を目標に、図書館内のレイアウトの一部変更により座席を１，１１３席まで増設したので、実際の利用状況から、支障は生じていない。

法科大学院図書室の座席数は、平成１８年度より学生一人一人の座席を確保したため、１７４席の座席がある。特に問題はないと考える。

(6) 情報検索設備や視聴覚機器の配備状況

本学図書館のパソコンは、図書資料等のＣＤ-ＲＯＭ化、データベース化に対応するため、平成１６年度よりＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様ならびに外部データベース検索用３台を新しく入れ替え、平成２１年度よりＯＰＡＣ検索用１０台を新しく入れ替えた。平成２３年１０月には、iLiswave-J（図書館クライアント・サーバー・システム）を更新して、利用者の便宜を図り、平成２４年１０月１日より外部からアクセスできるように公開した。

本学図書館の閲覧室は、スペースにも余裕があり、パソコンならびに図書館資料の複写等各種機器類の充実を図り、図書館利用による学習、研究環境は良好である。しかしながらパソコンを取り巻く環境が目覚ましく進歩しているため、機器類を更新していかなければならない。

法科大学院図書室のパソコンは、平成１６年度より１４号館１階に設置（平成１８年度よりこれを１４号館３階に移設）した１０台を使うことで、法科大学院図書室所蔵の目録データおよび図書館所蔵の目録データならびに法律関係のデータベースを利用できる環境を整え、学習環境の充実を図っているので、支障は生じていない。

学習環境の整備については、入学時点での図書館利用のための学部オリエンテーションでの図書館ツアーの実施、ゼミナールごとの図書館ガイダンスの実施、３年次生（学部生）・２年次生（短期大学生）段階での卒業論文・卒業研究作成のための利用指導、ゼミナール担当教員との連携による情報収集支援、開館時間の延長を行うことによって、図書館利用者数の増加を図っている。

利用者には、いつでも、どこでも接続できる外部データベースやサーバー仕様（ネットワーク対応）のＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用できる環境が提供されている。同時接続は、可能であるが、レスポンスの低下が懸念されるため、現在、自宅からのデータベースの利用を専任教職員のみに限定しているが、今後は学生にも提供が出来るような環境の整備を目指すことにより、利用環境の一層の充実を図る必要がある。

学術情報の電子化については、簡易目録を作成しているものの、書誌データを電子化していない図書は、平成２１年３月３１日現在９８，２２７冊あったが、順次図書館資料を遡及入力した結果、４年間で約１３，４２７冊の処理を終えたので、結果として平成２４年度（平成２５年３月３１日現在）は約８４，８００冊までに減少している。さらに、遡及入力を早急に進めていくには、これに専念できる人材を確保して

いかなければならない。

【将来に向けた発展方策】

図書館司書については、外部委託など人事配置が流動的となっている部分もあるが、事務処理スキルおよび学術情報提供の高度化が求められる中で、前任者と同等以上の経験とスキルを有する業務委託者の確保に努める。今後も専任職員の有資格者の充足を図りながらも、現在の教育研究および学習支援のサービスおよびサポート体制をさらに向上させる。

各種機器類の充実については、パソコンを取り巻く環境の変化や、技術革新の目覚しい進化に応じて更新する努力を続ける。また、遡及入力を進めていくには、これに専念できる要員が必要であるが、人材確保の問題もあるので、少しでも効率よく遡及入力できるようにするため、図書館システム iLiswave-J のカスタマイズを一部行う。

図書館資料の収納スペースが狭隘な状況の解消については、地下２階書庫の電動書架に保管している山一證券の資料を、図書館から別の場所に移設することを検討する。

活字離れやインターネットの発達による図書館利用者数の減少が懸念されるなかで、少しでも多くの学生の利用を推進するために、現在実施している新入生から卒業年次生に至るまでの利用指導をさらに改善・充実させて、図書館利用を促すような各種のイベントを実施する。

さらに、入館者を増大させる目的で、大学祭やその他のイベントの機会をとらえ、図書館の利用についてのＰＲをし、図書館内で行っている企画展示のＰＲも強化するため、チラシ等の配付を実施できるようにする。また、館内において貴重書の展示、教員による企画展示、ラーニング・コモンズの設置などを実施できるようにする。

（３）国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

【現状説明】

本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語論集、国際学論集、および企業情報学研究）は、教員の研究成果である論文等を掲載したものである。国内の大学や研究機関と交換し、公立の図書館・研究所や企業の調査部等にも配付している。他大学等から発行される紀要・資料等は、図書館で受け入れて保管している。

平成２４年度の研究紀要の配付状況は、次のとおりである。

紀要名	国立・公立大学	私立大学・短期大学	研究所・その他
人文自然論叢	82 冊	155 冊	30 冊
流通・経営学論集	46 冊	130 冊	44 冊
経済論集	48 冊	138 冊	46 冊
法学研究	47 冊	85 冊	47 冊
外国語論集	43 冊	102 冊	18 冊
国際学論集	12 冊	65 冊	22 冊
企業情報学研究	45 冊	118 冊	43 冊

(1) 国内外の教育研究機関との協力

国内の教育研究機関との相互協力は、平成１０年度よりＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬの参加館として、大学間相互協力体制が確立している。海外の教育研究機関との協力体制は、主に文献複写の依頼と要請への対応となるが、平成１２年度より inside web を通じたＢＬＤＳＣ(大英図書館文献複写サービスセンター)の複写を利用している。

相互利用による利用状況は、次のとおりである。

区　分			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
文献複写	依頼	件　数	496 件	390 件	391 件	245 件	255 件
		枚　数	4,278 枚	5,130 枚	6,259 枚	1,995 枚	2,851 件
	受付	件　数	651 件	666 件	557 件	423 件	469 件
		枚　数	4,746 枚	5,409 枚	4,129 枚	3,208 枚	3,963 件
貸　借		依　頼	11 件	16 件	8 件	8 件	13 件
		受　付	5 件	6 件	5 件	2 件	1 件
閲　覧		依　頼	71 件	98 件	100 件	25 件	57 件
		受　付	11 件	6 件	10 件	2 件	10 件
調　査		依　頼	35 件	34 件	43 件	91 件	12 件
		受　付	8 件	5 件	3 件	7 件	3 件

(2) 学術情報相互提供システムの整備

本学図書館は、閲覧担当者７名で学生や教職員の学術情報検索支援を行い、学術情報の処理・提供システムとして、「２階の検索コーナー」に所蔵資料検索専用ＯＰＡＣ端末１０台を設置している。また、「２階のデータベース検索コーナー」では、国立情報学研究所の NACSIS Webcat、国立国会図書館の NDL-OPAC、ProQuest 社の ProQuest(ABI/INFORM,旧 BPO：Business Periodical Ondisc, Academic Research Library)が利用可能である。そして、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様用端末３台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭ単体仕様用端末２台を設置している。

なお、学内のラウンジスペースにパソコン１０台および授業の空き教室（２号館１６１台、１２号館１４４台、１６号館５８台、ＭＥＬＯＰ４８台）を利用することで、インターネット接続端末からも本学図書館所蔵資料の検索を可能にしている。また、専任教職員は、自宅からＶＰＮ機能を有するサイバー・アクセス（平成２１年５月よりＯＧＵ-ＶＰＮに名称変更）を通じて２４時間、外部データベースやサーバー仕様の各種ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用することが可能になっており、従量課金システムの日経テレコン２１は、本学図書館閲覧係が代行検索を有料で行っている。

【点検・評価】

(1) 国内外の教育研究機関との協力

国内の他大学との相互協力は、平成１０年度よりＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬの参加館として大学間相互協力体制が確立している。海外の他大学との協力体制は、主に文献複写の依頼と要請への対応となるが平成１２年度より inside web を通じたＢＬＤＳＣの複写を利用しており支障は生じていない。

(2) 学術情報相互提供システムの整備状況

学内においては、学術情報の「いつでも」、「どこでも」、検索・入手が可能な環境が整備されている。しかし、利用可能なコンテンツの一層の充実を図るためには、国立情報学研究所のＧｅＮｉｉ（学術コンテンツ・ポータル）に本学図書館として参加し、パソコンの急激な技術革新に応じた効率的な更新を図らなければならない。

また、本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語論集、国際学論集、および企業情報学研究）は、教員の研究成果である論文等を掲載したものであるが、現在、それらを情報発信する学術機関リポジトリを導入していないので、現状では冊子体資料で社会への貢献を推進しているが、ＮＩＩ共同リポジトリの導入に向けた一層の積極的な取り組みが必要である。

【将来に向けた発展方策】

本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語

論集、国際学論集、および企業情報学研究）についての情報を発信する学術機関リポジトリの導入を大学として取り組むことを予定している。

各種機器類については、パソコンを取り巻く環境の変化や技術の目覚ましい進化に対応して更新をする。利用可能なコンテンツを一層充実させるため、国立情報学研究所のＧｅＮｉｉに本学図書館として参加し、パソコンの効率的な更新を図りつつ、処理・提供システムの更新を進めるよう努力する。

４．教育研究等を支援する環境および条件の整備

【現状説明】

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備として、主に外国語学部の学生のために、パソコンと語学教材を組み合わせて聴く力、話す力を鍛えるＣＡＬＬ教室を設けている。また、主に情報学部の学生が使用する教室がある２号館では、全席に情報コンセントを設置するなど様々な情報設備を備え、学外とのインターネット接続回線の増強（１０M専用線＋１００M共有線)、ブロードバンド普及への対応としてＶＰＮサービス、ビデオ会議システムの整備を実施するなど、時流を見極めながら、学生の学習、学生生活を支援する環境の整備を図り、現在に至っている。

情報学部のみであるが、本学大学院生がＴＡとして授業をサポートしている。しかしながらＲＡによる研究支援は行っていない。

教員の研究費については「個人教育研究費取扱規程」を制定し、教員の教育研究活動を助成することによって、教育および学術研究の充実を図ることを目的として、個人教育研究費が支給されている。

表Ⅶ－７に示すように個人教育研究費は、図書費、学会出張費および一般教育研究費で構成されており、次の範囲内で支給されている。

表Ⅶ－７　個人教育研究費の内訳

研究費 / 職名	図書費	学会出張費	一般教育研究費	計
教　授	120,000 円	70,000 円	210,000 円	400,000 円
准教授	110,000 円	60,000 円	200,000 円	370,000 円
講　師	100,000 円	50,000 円	190,000 円	340,000 円
助　教	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円
助　手	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円

教育研究活動において、上記表Ⅶ－７の個人教育研究費で補うことができない場合は、申請により許可を受け、３００，０００円を限度として教育研究費の追加支給を受けることができるようになっている。また、追加の教育研究費は一般教育研究費に充当するようになっている。

教育研究費配分額は、前年度の１２月末日までに、変更申請をすれば一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用が認められる。ただし、申請後、当該年度内での変更は認められていない。

その運用制度は、各教員が必要に応じて国内外の学会・シンポジウム・フォーラム等へ出席のための旅費・参加費、学術研究に関する各種会合費、研究図書、消耗品、機器備品等の購入費、通信費、謝金、印刷・製本費等の補助費、学生の教育に係る費用（ゼミナール等での補助教材費等)、課外活動に係る顧問旅費等に使用できるようなシステムとなっており、教育研究費運用が活性化され有用である。

教員の研究室については、一人あたりの部屋の広さが平均約２２．５㎡であり、備品として、机、椅子、コートハンガー、書架、電話、ごみ箱を備え付けている。また、これ以外に応接セットや長机、追加の書架などの備品について、希望があれば用途の必要

性が認められるものに限って、その都度申請により貸与している。教員研究室では、それぞれ教員の研究の場として、また、学生への個別指導や面談、教員同士の懇談や情報交換の場、部外者との面談の場として有効に活用されている。

教員の研究専念時間を確保するために、特定の個人に負担が偏らないように、授業時間数の一定範囲での均一化や、各種委員会や事務的な作業での順次交代を図っている。また、役職者については週単位の担当時間数に制限を設け、研究に費やせる時間の確保を図っている。

さらに、教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、「特別研究制度」を制定しており、希望者は、委員会の議を経て、６か月または１年間（申請によりさらに６か月以内の延長可)、一切の授業その他校務を免除され、研究活動に専念できる機会を設けている。しかしながら、平成２１年度を最後に当面の間、募集停止となっている。

【点検・評価】

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備として、外国語学部および情報学部に対応しており、教育課程の特徴を勘案して他の学部では別段、特別な施設・設備が必要であるとは言えず、十分に対応できている。

ＴＡについては、専任教員の教育活動を支援し、学生と年齢の近い大学院生であるため気軽に質問できる雰囲気づくりに繋がっており、教育効果の観点からも有益である。

直接的にはＲＡによる研究支援は行っていないが、教員自らが、アシスタントを雇った場合、一般教育研究費で謝金として適用できるようにしており、間接的に研究支援を行っていると言える。

個人教育研究費の年度別の消化状況は次のとおりとなっている。

表Ⅶ－８　年度別消化状況

年　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専任教員数	202 名	196 名	195 名	199 名
予算総額	95,871,000 円	92,966,000 円	85,558,000 円	87,141,000 円
一人当たりの平均予算額	474,609 円	474,316 円	438,759 円	437,894 円
図書費消化額	21,158,979 円	20,720,394 円	17,970,723 円	17,602,767 円
学会出張費消化額	20,044,230 円	19,472,460 円	18,468,712 円	17,249,340 円
一般教育研究費消化額	32,841,306 円	30,244,229 円	29,251,429 円	30,399,345 円
総消化額	74,044,515 円	70,437,083 円	65,690,864 円	65,251,452 円
一人当たりの平均消化額	366,557 円	359,373 円	336,876 円	327,897 円

予算消化率は平成２１年度が７７．２％、平成２２年度が７５．８％、平成２３年が７６．８％、平成２４年度が７４．９％となっており、ここ数年、ほぼ横ばいで推移している。教員によっては、予算が不足している者も若干いるであろうが、総合的にみると十分な額が支給されていると言える。

教員の研究室については、多数の書籍用の書架、教育研究のための教材・資料・機器等を収納し、加えて学生や来訪者との面談、小規模な会合のための椅子、机やソファのためのスペースの確保等々を考えると、現在の研究室は手狭となる場合も考えられる。特に、多数の学生等を集めた会合や共同研究の場としては応用できる状況ではなかったが、情報学部・企業情報学部増設に伴い平成１３年に建設した２号館では、７室（平均約３５．８㎡）の合同研究室を設置し、研究・教育の活性化を図っている。また、他学部等において、多人数の指導等で研究室が手狭な場合は、多目的スペース等を活用することで対応している。

なお、メンテナンスの上で問題となる空調管理については、冷暖房の熱源を冷温水発生機による一元管理のもと、外気の状態に応じ適正な室温となるよう常時調整しているが、２号館を除いて、個々の研究室で温度調節できないことは問題である。

教員の研究専念時間については、担当授業時間数をできる限り教員間で差が出ないように努めているが、授業科目の内容等により、期間や曜日によっては、十分な研究時間の確保ができない場合があるため、今後検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

コンピュータの機器・ソフト等の更新について、平成２４年度において次期基幹事務システム構築費用および２号館地下１階の４教室の大型プロジェクター更新費用などを予算化しなければならない。

ＴＡについては、該当の科目・クラスを増やし、教育支援体制をより充実させていく必要がある。

各教員の教育研究計画の遂行に必要な個人教育研究費については、引き続き消化状況を確認しながら、教育研究活動が十分に行えているかを検証していく。

教員の研究室については、研究を中心とした使用や、学生への個別（小規模）指導を中心とした使用等、研究室の利用方法に個人差があるため一概には言えないが、ほぼ適正と考えられ、今後の研究・教育条件の年次計画において合同研究室および学生指導用研究室等の更なる有効利用を図る。

教員の研究専念時間については、引き続き担当授業時間数の均一化を図るとともに、特定の時間帯に授業が集中しないよう調整を図り、研究時間の確保に努める。

５．研究倫理を遵守するための必要な措置

【現状説明】

研究倫理に関する学内規程、学内審査機関についてはない。

【点検・評価】

研究倫理に関する学内規程、学内審査機関についてはない。

【将来に向けた発展方策】

倫理規程等の策定を検討していく。

Ⅱ．大学院の教育研究環境

１．教育研究等環境の整備に関する方針

【現状説明】

本学では、教育研究等環境の整備について、「安心安全かつ適切な教育研究環境を提供し、学術研究の進展、社会的要請の変化に応じ、施設・設備の充実および有効活用を図り、更に学生が学ぶ環境と生活する環境とを融合させたアーバン・アクティビティの環境を創出する体制を適切に展開する」ことを目標としており、この目標の実現に向け校地・校舎・施設・設備等を整備している。

本学は大阪府吹田市岸部のキャンパスを中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、岸部のキャンパスには１６棟の校舎がある。

平成２１～２４年度では、本学の整備計画において校地・校舎に関わる事項は表Ⅶ－９の耐震診断・耐震改修に係わるものの他はなかった。

表Ⅶ－９　耐震診断・耐震改修実施計画

年　　度	内　　容	摘　　要
平成 23 年度	8 号館（昭和 47 年竣工）耐震診断	平成 23 年で竣工後 39 年経過
	9 号館（竣工年不明）耐震診断	

平成 24 年度	9 号館　耐震設計	
	本館（昭和 51 年竣工）耐震診断	平成 24 年で竣工後 36 年経過
	図書館（昭和 52 年竣工）耐震診断	平成 24 年で竣工後 35 年経過
平成 25 年度	9 号館　耐震改修工事	
	13 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 25 年で竣工後 35 年経過
	16 号館（昭和 56 年竣工）耐震診断	平成 25 年で竣工後 32 年経過
平成 26 年度	12 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 26 年で竣工後 36 年経過
	14 号館（昭和 52 年竣工）耐震診断	平成 26 年で竣工後 37 年経過
平成 27 年度	11 号館（昭和 53 年竣工）耐震診断	平成 27 年で竣工後 37 年経過
	15 号館（昭和 55 年竣工）耐震診断	平成 27 年で竣工後 35 年経過

また、施設・設備については、保守改修事業を含め、施設・設備の整備、充実を随時進めており、次のとおり実施した。

〔平成２１年度〕

(1) 国旗掲揚ポール設置（1 号館）
(2) 無停電電源装置改修
(3) ガス回転釜修理（A 食堂）
(4) 学生食堂イス増設（B 食堂）
(5) 廊下カーペット補修（5 号館 8F）
(6) 男子トイレ塗装・タイル補修（11・13・16 号館）
(7) ゴルフ場簡易照明電源設置（千里山グラウンド）
(8) 弓道場的安土修理
(9) 黒板板面改修（13 号館）
(10) 学生相談センター内装改修（本館）
(11) ロッカーコーナー補修（図書館）
(12) 噴水土間シーリング
(13) ブリッジ塗装工事（15･17 号館間）
(14) 千里山セミナーハウス外壁部分補修
(15) エレベータ・エスカレータ整備
(16) 視聴覚機器・音響ラック制御盤整備（15 - 02 - 03）
(17) 会議室・応接室照明機器整備（本館）
(18) 汚水ポンプ取り換え（5 号館 B3F）
(19) 空調設備整備（5・14・17 号館、図書館）
(20) 冷水機設置（千里山グラウンド）

〔平成２２年度〕

(1) 体育館２階床面修理・ライン引き直し
(2) プロジェクタ取り換え・スクリーン修理（15 - 02 - 03）
(3) 学院島臨海研究所施設修理
(4) デジタル放送対応
(5) エレベータ修理
(6) 千里山セミナーハウス外壁補修工事（第 1 期）
(7) カーペット補修（5 号館 7 階・17-B1-03）
(8) 塗装工事（千里山新ゴルフ練習場・12 号館エントランスブリッジ）

(9) 武道棟屋上防水補修
(10) 緊急地震放送改修工事
(11) 空調機整備（2・13・16 号館）
(12) 非常用地区蓄電池設備修理（13 号館）
(13) 厨房機器等修理（A 食堂）

〔平成２３年度〕
(1) ネットワーク認証システム更新（電算機センター）
(2) コアネットワークリプレイス（電算機センター）
(3) ＰＣ教室更新（16-01-01 教室､16-B1-05 教室）
(4) 合同研究室機器更新（2 号館）
(5) システムハードウェア更新（図書館）
(6) ＯＧＮＥＴドメイン認証サーバ更新（電算機センター）
※この６件は総べて５年リースの物件である。

〔平成２４年度〕
(1) 次期基幹事務システム更新（電算機センター）
(2) プロジェクタ関連機器更新（02-B1-02 教室）
(3) プロジェクタ更新（02-B1-01 教室､02-B1-03 教室､02-B1-04 教室）
(4) 合同研究室機器継続更新（2 号館）
(5) 電話機器システム更新
(6) 大型シュレッダー更新
※(1)は３年リース、(5)は６年リース、その他は５年リースの物件である。

この他、教育研究用機器備品の整備としては、メール用ウィルス監視サーバ購入の他、科学研究費間接経費受入分、受託研究費間接経費受入分（情報通信研究）および一般研究費を原資としてコンピュータ機器を購入した。また、各部署からの要請に従い、パーテーション等の備品も増加させている。

さらに平成２５年度以降の大規模改修工事としては、都市計画に係る土地収用に伴うゴルフ練習場の改修工事などを予定している。

【点検・評価】

校地面積および校舎面積ともに大学設置基準上の要件を十分に満たしており、校舎をはじめ各施設・設備ともに保守、改修を随時行い、各学部の教育研究目的を実現するための環境整備に努めてきている。

本学が昭和５０年から順次校舎の建て替えを中心に実施してきたキャンパス整備事業は、「大阪学院大学キャンパス計画」として昭和５８年に日本造園学会賞を受賞し、昭和５９年度のリクルート社の満足度アンケートで日本の大学 校舎ベスト１に選ばれた。このマスタープランに従い、段階的な整備を行い「きれいな大学」というイメージをこれまで定着させてきたことは、本学の大きな特色であり、常にこの清潔で快適な学習環境を維持するよう保守点検・改修等を強化している。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、耐震改修計画を策定するよう努力をつづけ、ようやく平成２３年度から耐震診断を開始し、平成２４年度に９号館の耐震設計、平成２５年度に耐震改修工事ができたことは評価できる。しかし、国公立学校の進捗度合からすれば遅れていると言わざるを得ないため、耐震診断・耐震改修実施計画の着実な遂行が必要とされている。

【将来に向けた発展方策】

９号館の耐震改修工事の完了の後、平成２４年度に実施した本館と図書館の耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断・耐震改修実施計画を着実に遂行しなければならない。

２．十分な校地・校舎および施設・設備の整備

【現状説明】

(1)校地・校舎

本学は大阪府吹田市岸部のキャンパス(約 12 万 4 千㎡)を中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、面積は校地２１６，２８４㎡、校舎１０２，０７３㎡を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積(校地 73,000 ㎡、校舎 36,853 ㎡)を十分満たしている。

キャンパスは梅田・新大阪駅から近く、公共交通の便もＪＲ・阪急と二通りあり、いずれも最寄駅から徒歩数分で交通至便な立地となっている。また、周辺には安威川が流れ、古くからの閑静な住宅地で、文教の街となっている。

キャンパスの建物の概要は表Ⅶ－１０のとおりである。

表Ⅶ－１０　キャンパス建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	登録＊	用　途
本　館	SRC	1F～8F	4,679.3	昭和 51. 5	研究室棟(研究室・講堂・事務室)
図書館	RC	B2～3F	8,248.2	昭和 52. 8	図書館棟(閲覧室・自習室)
1 号館	RC	B1～4F	4,557.2	昭和 61. 3	講義棟(講義室・研究室・事務室)
2 号館	SRC	B4～6F	11,993.0	平成 13. 3	IT 講義棟(大教室・小教室・事務室)
3 号館	SRC	1F～6F	1,632.5	平成 10. 9	IT 講義棟(自習室・相談室)
5 号館	SRC	B3～9F	13,695.6	平成 2. 3	大学院棟(研究室・教室・自習室・事務室)
8 号館	RC	1F～4F	1,738.5	昭和 47. 3	講義棟(講義室・研究室)
9 号館	RC	1F～3F	2,640.5	昭和 47. 3	体育館棟 (ｱﾘｰﾅ・ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室)
11 号館	SRC	1F～2F	2,894.7	昭和 53. 4	大講義室棟(大教室・中教室)
12 号館	SRC	B1～8F	10,246.4	昭和 53. 8	学生会館(食堂・部室・道場・事務室)
13 号館	SRC	B2～6F	8,056.5	昭和 53. 8	小講義室棟(教室・演習室)
14 号館	RC	1F～3F	2,508.0	昭和 53. 8	法科大学院棟 (自習室・模擬法廷)
15 号館	SRC	B1～3F	5,887.6	昭和 56. 1	大講義室棟(大教室・中教室)
16 号館	SRC	B1～6F	8,608.8	昭和 56. 4	小講義室棟(教室・演習室・事務室)
17 号館	SRC	B2～5F	12,156.6	昭和 59. 3	研究室棟(研究室・会議室・事務室)
20 号館	SRC	1F～2F	903.7	平成 13. 3	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ棟(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室)

＊帳簿登録日

(2)主な施設・設備

大学院研究科は学部と同一キャンパス内にあり、施設・設備等については、ほぼ学部と共用している。

大学院は主に５号館（地下 2 階～地上 9 階建）と２号館（地下 2 階～地上 6 階建）・１４号館（地上 3 階建）の建物を使用しており、商学研究科・経済学研究科・国際学研究科・法学研究科の授業は主に５号館、コンピュータサイエンス研究科は２号館と５号館、法務研究科は５号館と１４号館の教室を、それぞれ受講者数や授業内容に応じて使用しており、特に社会人学生が多く在籍する法学研究科と法務研究科については、授業時間に応じ夜間使用に対応すべく冷暖房、照明、警備等の対応に配慮している。

大学院の専用施設・設備としては、２号館（32 席、ﾊﾟｿｺﾝ 10 台、ﾛｯｶｰ、参考書籍等）と５号館の学生研究室（34 席、ﾊﾟｿｺﾝ 4 台、参考書籍配架等）、と１４号館（163 席・ﾊﾟｿｺﾝ 8 台、複写機、ﾛｯｶｰ、参考書籍等）となっている。

大学院専用棟である１４号館は、大学院生の日々の研究や学習、論文作成等を支援し、教育研究目的を実現するため、１階と３階を２４時間使用可能とし、２階は９時から２２時まで毎日使用できるようにし、自習に必要な図書やパソコン機器等を整備している。

また、１４号館への入構は安全面を考慮し、カードゲートを設定し、学生個人の学生証により入室できるよう管理している。

また、教育の用に供する情報処理機器等については、学部と同様の教育研究系ネットワークＯＧＵＮＥＴ（Osaka Gakuin University NETwork）を整備し、情報化諸施策を行ってきた。

コンピュータサイエンス研究科については、平成１７年度から３か年にて専用の実習室０２－０３－０６教室（2 号館）にコンピュータ１０台とＵｎｉｘ端末を３台設置し、コンピュータサイエンス研究科の学生の専用としてＶＬＳＩ(Very Large Scale Integration)の実習や調査・分析などに使用できるように整備した。

また、パソコン教室以外で授業中にコンピュータを使用する場合（主に、教員が画面提示するような場合)、教員が大学院事務室にてノートＰＣとプロジェクタの貸与を受けて使用することができるようにしている。

教員向けの情報処理施設については、学部と同様にヘルプデスク（DSS：Digital Support Service）に教員の授業準備用としてコンピュータ、プリンタ、スキャナ、製本機など、授業準備に使用するための機器類を設置しており、専任・非常勤講師に関わらず自由に使用できるようにしている。

なお､学内ネットワークのセキュリティ確保のために､ファイアウォールの設置をはじめ、ウィルス対策サーバ、メールフィルタシステムを設置し、２４時間監視体制のもと、安全かつ安定したネットワーク運用を行っている。

(3)キャンパス・アメニティ等

学部と共有するキャンパスは、勉学の場であると同時に、戸外での語らいや思索の場であると考え、落ち着いた自然環境を十分に取り入れ、快適な学習環境を創出すべく維持管理にあたっている。

建物内は、可能なかぎり学生ラウンジなどのゆとりの空間を設置し、造形美術品などを配置し、建物間には出来得る限り樹木を植栽して森の空間を創出して、学生にとって使いやすく癒しのある環境を確保している。

具体的には、学生のための生活の場である福利厚生施設として、学内ではブックセンター購買部、学生食堂、コンビニエンスストア、ＡＴＭ(ゆうちょ銀行･三菱東京 UFJ 銀行)などがある。また、学外には、千里山セミナーハウスや、学院島臨海研修所(岡山県笠岡市)があり、普段とは違う環境の中で教員・大学院生間の親睦を図り、研究活動を進めるうえの有用な場となっている。

日常のキャンパス内の施設・設備等の維持管理は会計課が主に担当し、建物およびキャンパス全体の清掃、樹木植栽の手入れ、施設・設備の保守・点検・整備を専門業者に委託して行なっている。

キャンパス・アメニティの形成については、施設整備、学生生活支援の両側面から支援しており、内容に応じて大学院事務室が庶務課および会計課と調整、検討する制度が整備されている。

(4)大学周辺の「環境」への配慮の状況

本学の大学周辺の「環境」への配慮については、大学院は学部と同一キャンパスであることから、学部と同様の取り組みをしている。昭和５０年の校舎整備の開始に始まり、近隣住民が生活通路としていた里道などを校舎建て替えとともにセットバックして、通路拡幅・歩道を設置し、歩車分離・水溜り除去のためインターロッキング化し、アメリカハナミズキを植栽して並木を作り、街路整備を行ってきた。

本学はＪＲ岸辺駅および阪急正雀駅から徒歩数分の距離に位置していることから、学生の通学に関しては、自動車通学は禁止している。キャンパス内には約５，０００㎡の駐輪場を設置し、自転車やバイクを使用する学生には登録を義務付けている。

入学試験や大学祭等の各種イベントに際しては、地域の警察や最寄り駅をはじめ、町内会・自治会等へ連絡を行い円滑な実施を図っている。大学の施設の開放やイベントの開催は好評であり、大学周辺の多くの方々に参加していただいている。

このように、本学は近隣地域社会と密接なコミュニティーを形成し、創立以来地域に貢献し、地域とともに発展する姿勢を具現化している。

(5)施設・設備面における障がい者への配慮

大学院においても法の定めるとおり整備計画を作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を行っている。「大阪府福祉まちづくり条例」(平成５年４月１日施行)の附則には「私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たちすべての願いであり、また、責務でもある。こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲や能力に応じて社会に参加できる福祉のまちづくりを進めることが、とりわけ重要である。私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心をはぐくみ、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、すべての人が心豊かに暮らせる『福祉都市・大阪』の創造の一翼を担うことを府民の総意として、この条例を制定する。」とあり、本条例の精神を本学の指針として整備計画を作成し、定期報告を行うとともに順次バリアフリー化等の整備を行っている。

(6)施設・設備等を維持・管理するための責任体制

大学院の使用建物の維持管理は学部と同様に法人本部と会計課が連携のうえ担当し、多くは専門の外部業者に委託しているが、使用管理について授業等は大学院事務室で、その他の稼動は大学庶務課で行っている。

施設使用者(教員・大学院生)の意見や苦情は授業評価アンケートや日常の会話から大学院事務室で集約して、会計課や庶務課へ連絡しており、事案の内容により早期または年間整備計画のなかで鋭意努力し改善している。

【点検・評価】

１４号館および２号館の学生研究室は９時から２２時まで、５号館の学生研究室は９時から１８時まで、事務休業日と年間メンテナンス等の数日を除き毎日利用することができる。また、安全面を考慮しカードゲートによる入室を設定している。平成２０年度には学生研究室にシュレッダーやプリンタ兼複写機を設置するなど、大学院生の日々の研究や学習、論文作成等を支援し、教育研究目的を実現するための施設・設備を整備していると評価できる。

本学の情報化施策は、これまでＬＭＳ(学習管理システム)の全学的導入など積極的、先駆的に取り組んできたが、機器・システム類の更新が適切化される必要がある。全学規模で計画的な更新計画については学部と同様に積極的に進めていく。

ブックセンター購買部は紀伊國屋書店が入店し、学習・研究課題に必要な参考書や専門書が１割引の価格で購入できることから、大学院生の利用は多い。また、カップ麺・パン・菓子・飲料等の自動販売機を設置し、昼食時には軽食を提供するK.M.３６ＢＡＮＣＨＩ(約130席)は、午後１１時まで開放しており、日曜日や祝日も利用できることから、夜間の授業を受講する大学院生にとって落ち着いて休息し、仲間と語らう憩いの場となっている。また、大学院生については教職員食堂の利用を認めており、教員とともに食事をしながら落ち着いて語らえる場所として提供している。他に、号館毎に、学生達が語らい休息できる場としてラウンジが設けられており、インターネットを利用できるパソコンラウンジとともに多くの大学院生に利用されている。これらのことから、学生のための生活の場について大学院生に配慮し、整備されていると評価できる。

身体障がい者への対応として、階段箇所のスロープ・案内板の点字表示の設置、身障者対応トイレ等を整備している。また、実際に身体に障がいのある学生を受け入れる際に、入学前に当該学生とともに学舎内で不便が生じる箇所を確認し、スロープの増設や教室への専用机の設置、自習室入室の際に連絡するブザーの設置等を行い対応するとともに、オリエンテーションで全大学院生に協力を依頼している。このように身体に障がいを持つ学生の各々の状態に応じ、学生が不便に感じる問題が生じた場合は、大学院事務室が窓口になり、状況を把握し、関連部署と連絡・調整し、即座に対応する体制が整備されている。

また、施設・設備等を維持・管理するための責任体制は、法人本部と連携し主に会計課が担当するが、内容により大学院事務室等適切な部署と連携してあたっており、委託業者とは毎月開催する会計課・庶務課との定例会議や、会計課への日次報告をはじめ、問題発生時には迅速に対応できる連絡体制が確立されている。

施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署(会計課・庶務課)に定期的(日次報告・定例会議)かつ緊急時は状況を大学院事務室にも随時報告し、対応することにより日常的に安全を確認できる体制を整備している。

【将来に向けた発展方策】

大学院の施設・設備は、大学院生の研究課題に対応すべく適切に整備されているといえるが、今後もカリキュラム内容や大学院生の要望等を考慮し、施設・設備の充実を図る。

学内の機器・システム更新計画においては、そのプライオリティに従って、大学院関連機器の更新となるためＩＴセンターと大学院事務室で十分な情報・意見交換を行う。

キャンパス・アメニティの形成・支援に向けても、大学院事務室および庶務課、会計課が中心となり学生のアンケート結果等を考慮し、調整・検討し、環境問題も含めて推進していく。

学生のための生活の場を整備し、充実させるため、利用者のマナー向上に向けた取り組みとともに、将来に向けた展望に立ち、防災や省エネルギーなど国・自治体の施策も包括した形で、安全で快適な大学づくりを維持・推進していく。

また、本学は大阪府の改善方針(条例施行細則３条)に従い、障がい者はもとより健常者にも使い易い施設となるよう、引き続きバリアフリー化に努める。

施設・設備の保守・点検、警備、清掃については、アウトソーシングしているが、専門分野別に効果的な委託を進めるうえで、委託業者数の増加が予想されることから、今後も適切な連絡体制の維持・整備に努める。

防災対策としての「消防計画」や「緊急地震速報システム」については、事前に大学院生や教職員への周知が必要であり、災害時の対応についても徹底を図らなければ、これらのシステムを生かせないと考えられるため、オリエンテーションや研究指導等において連絡・指導の徹底を図る。

３．図書館、学術情報サービスの機能

（１）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

【現状説明】

本学図書館は、流通科学部・経営学部・経済学部・法学部・外国語学部・国際学部・情報学部および企業情報学部の８学部と大学院の商学研究科・経済学研究科・法学研究科・国際学研究科およびコンピュータサイエンス研究科の５研究科、通信教育部および法科大学院の図書館資料ならびに大阪学院短期大学の図書館資料を取り扱っている。

図書・学術雑誌・電子情報およびその他教育研究上必要な資料のうち、教育用・研究用図書および図書館資料等の選書は、各学部・学科の図書委員ならびに図書館員が、カリキュラム・シラバスに沿って参考図書、一般教養図書および専門書を中心に行うと同時に、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生・短期大学生）や教職員等、利用者の要望を取り入れて行っている。

また、国内発行の新刊図書のうち官公庁刊行物等の資料は、(株) かんぽう発行の「政府刊行物等総合目録」に拠り選書し、市販の図書は、「ウイークリー出版情報」等を参考に選書している。視聴覚資料のＤＶＤビデオの選定は、図書委員会で年２回（前期、後期）行っている。さらに、目録データは、国立情報学研究所のデータをオンライン等で取り込むことによって刊行後速やかに利用者への提供が可能となるように努めている。

図書予算は、次のとおりである。

区　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大学院	商学研究科	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	経済学研究科	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	法学研究科	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	国際学研究科	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
	コンピュータサイエンス研究科	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
	小　計	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円	1,600,000 円
法科大学院		670,000 円	670,000 円	670,000 円	560,000 円	480,000 円
大学	流通科学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	880,000 円	840,000 円
	経営学部	1,480,000 円	1,740,000 円	2,050,000 円	2,320,000 円	2,340,000 円
	経済学部	2,580,000 円	2,860,000 円	3,360,000 円	3,710,000 円	3,560,000 円
	法学部	1,630,000 円	1,620,000 円	1,790,000 円	2,020,000 円	1,830,000 円
	外国語学部	1,280,000 円	1,170,000 円	1,320,000 円	1,520,000 円	1,520,000 円
	国際学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
	情報学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	960,000 円	980,000 円
	企業情報学部	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
	共通科目	3,460,000 円	3,660,000 円	4,220,000 円	4,720,000 円	4,570,000 円
	通信教育部	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
	小　計	14,030,000 円	14,650,000 円	16,340,000 円	18,130,000 円	17,640,000 円
短期大学		400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
学術雑誌		60,500,000 円	60,500,000 円	60,000,000 円	57,000,000 円	50,000,000 円
追録等		23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円	23,500,000 円
合　計		100,700,000 円	101,320,000 円	102,510,000 円	101,190,000 円	93,620,000 円

(1) 図書

図書は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、本学紀要と他大学紀要等との交換による図書資料類、退職教員の個人教育研究用図書費による購入図書の返却分図書、研究助成費による購入図書の返却分図書および科学研究費補助金による購入図書の返却分図書等の受け入れにより収集している。

平成２４年度(平成２５年３月３１日現在)の本学図書館の蔵書総数は１，０８２，７３４冊である。平成２１年度から同２４年度までの４年間における蔵書の年平均増加数は、１１，９４１冊であり、その内訳は、和書で年平均９，１１６冊、洋書で年平均２，８２５冊の増加である。

蔵書冊数は、次のとおりである。

和　書	洋　書	合　計
738,130 冊	344,604 冊	1,082,734 冊

図書の受入冊数は、次のとおりである。

区　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
購入	和　書	10,289 冊	8,811 冊	8,246 冊	8,087 冊	8,230 冊
	洋　書	2,914 冊	2,660 冊	2,789 冊	2,757 冊	2,533 冊
	小計	13,203 冊	11,471 冊	11,035 冊	10,844 冊	10,763 冊
寄贈	和　書	1,062 冊	865 冊	940 冊	1,063 冊	220 冊
	洋　書	121 冊	50 冊	200 冊	202 冊	109 冊
	小計	1,183 冊	915 冊	1,140 冊	1,265 冊	329 冊
合　計		14,386 冊	12,386 冊	12,175 冊	12,109 冊	11,092 冊

(2) 学術雑誌

学術雑誌は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、本学紀要と他大学紀要等との交換による紀要類、退職教員の個人教育研究用図書費による購入学術雑誌の返却分学術雑誌等の受け入れにより収集している。

平成２４年度（平成２５年３月３１日現在）の学術雑誌の所蔵種数は、３，７０９種である。平成２１年度から同２４年度までの４年間における受入所蔵種数は、ほぼ横ばい状態である。その内訳は、和雑誌で年平均２，５９８種、洋雑誌で年平均１，１１１種である。そのうち継続雑誌は、年平均２，６１７種で、和雑誌で年平均２，０８５種（うち購入分は、年平均４９６種)、洋雑誌で年平均５３２種（うち購入分は年平均５０１種）である。

所蔵種数は、次のとおりである。

和雑誌	洋雑誌	合　計
2,598 種	1,111 種	3,709 種

学術雑誌の受入種数は、次のとおりである。

区　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
購入	和雑誌	516 種	510 種	502 種	502 種	469 種
	洋雑誌	522 種	513 種	513 種	513 種	465 種
	小計	1,038 種	1,023 種	1,015 種	1,015 種	934 種
寄贈	和雑誌	1,589 種	1,589 種	1,589 種	1,589 種	1,589 種
	洋雑誌	31 種	31 種	31 種	31 種	31 種
	小計	1,620 種	1,620 種	1,620 種	1,620 種	1,620 種
合　計		2,658 種	2,643 種	2,635 種	2,635 種	2,554 種

(3) 電子情報等

電子ジャーナルの導入は、平成１０年度より ProQuest 社の ABI/INFORM（旧 BPO:Business Periodical Ondisc, Academic Research Library）から始まった。

また、学術雑誌費の高騰により、冊子体資料の購入を削減することになったので、学術雑誌への影響を最小限に抑えるように努めている。その対策の一つとして、平成１０年度よりデータベースの導入を図ってきた。当初は、ＣＤ-ＲＯＭ形態の契約を行って、利用者に提供してきたが、ネットワークの普及に伴い、インターネットの利用できるオンライン契約に変更している。

現在利用できる電子ジャーナル・データベースの主なものは、次のとおりである。

＜電子ジャーナル＞

ProQuest Central(ABI/INFORM、Academic Research Library)、Nature 等

＜データベース＞

MAGAZINEPLUS、LexisNexis、Westlaw International、Japan Knowledge、Source OECD、

LLI、eol DB Tower Service 等
＜新聞関係データベース＞
聞蔵Ⅱビジュアル、ヨミダス文書館、日経テレコム２１

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、経常予算に基づく購入のほか、寄贈、退職教員の個人教育研究用図書費による購入視聴覚資料の返却分等の受け入れにより収集している。

視聴覚資料の所蔵数は、次のとおりである。

カセットテープ	ビデオテープ	マイクロフィルム	マイクロフィッシュ	CD-ROM
8,943 本	6,817 巻	13,592 ﾘｰﾙ	13,052 ｼｰﾄ	3,311 枚

注）１．視聴覚資料は、現在タイトル数を完全に把握できていないので、個々の本数、枚数等の数を計上している。

視聴覚資料の受入数は、次のとおりである。

区　　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
カセットテープ	購　入	227 本	87 本	192 本	109 本	37 本
	寄　贈	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
	計	227 本	87 本	192 本	109 本	37 本
ビデオテープ	購　入	213 巻	137 巻	78 巻	136 巻	117 巻
	寄　贈	6 巻	13 巻	56 巻	0 巻	1 巻
	計	219 巻	150 巻	134 巻	136 巻	118 巻
マイクロフィルム	購　入	210 ﾘｰﾙ	123 ﾘｰﾙ	283 ﾘｰﾙ	90 ﾘｰﾙ	43 ﾘｰﾙ
	寄　贈	1 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ	0 ﾘｰﾙ
	計	211 ﾘｰﾙ	123 ﾘｰﾙ	283 ﾘｰﾙ	90 ﾘｰﾙ	43 ﾘｰﾙ
マイクロフィッシュ	購　入	17 ｼｰﾄ	16 ｼｰﾄ	12 ｼｰﾄ	15 ｼｰﾄ	24 ｼｰﾄ
	寄　贈	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ	0 ｼｰﾄ
	計	17 ｼｰﾄ	16 ｼｰﾄ	12 ｼｰﾄ	15 ｼｰﾄ	24 ｼｰﾄ
CD-ROM	購　入	64 枚	66 枚	54 枚	203 枚	70 枚
	寄　贈	17 枚	21 枚	9 枚	0 枚	1 枚
	計	81 枚	87 枚	63 枚	203 枚	71 枚
	合計	750	433	684	553	293

【点検・評価】

学部・通信教育部・大学院において十分な教育研究活動を行うのに図書館に必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を系統的に蓄積し、その効果的な利用を促進することができている。

(1) 図書

平成２４年度（平成２５年３月３１日現在）の蔵書構成は、和書７３８，１３０冊、洋書３４４，６０４冊である。８学部全体について共通（一般教育）科目と専攻科目の構成割合で見ると、共通科目に関連する図書が全体の３７％、専攻科目に関連する図書が６３％となっており、カリキュラムの開講科目数によって、共通科目と専攻科目の割合は１：２でバランスがとれている。

選書は、各学部・短期大学予算の研究用図書を各学部・短期大学から選出された図書委員が、その他の予算の教育用・研究用図書を図書委員および図書館員が行っている。そして、大学院予算の大学院生教育用図書を各研究科長が、法科大学院予算の法

科大学院生教育用図書を研究科長が行い、通信教育部予算の通信教育部生教育用図書については、図書館員が行っている。

その他、教員からの推薦図書（指定参考図書）を募り、館内に「希望図書申込書」を設置し、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）および教職員等が要望する図書を購入している。また、選書された図書資料は、速やかに納入、整理するように努めているので、十分要望に応えられている。

平成１２年度より国内新刊予算による購入の一部は、紀伊国屋書店に図書資料の整理業務を委託している。同書店のインターネットを利用した選書システムであるＰＬＡＴＯＮを利用して選書を行い、選書から整理までを簡素化して、利用者へのスムーズな提供を行っている。

図書資料の予算配分は、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）・教職員等、利用者の需要を勘案して決めている。

(2) 学術雑誌

学術雑誌は､学術雑誌を継続購入するため､毎年図書館と法人本部で検討している。しかし、近年の学術雑誌の高騰により、継続学術雑誌の誌数を削減せざるを得ない状況になっている。学術雑誌の予算は、価格の値上がりとともに、洋雑誌では為替レートの変動もあって、毎年１０％程度の増額となり、予算限度額を上回っているため、値上がりした金額分の学術雑誌の購入を中止している。こうした状況の下で長期にわたり現行の学術雑誌を継続購入することは、次第に困難な状況になってきている。その対策として、オンライン・データベース、オンライン・ジャーナルへの切り替えを行っている。

(3) 電子情報

電子ジャーナルは、平成１０年度より洋雑誌の高騰による経費削減のために、積極的に導入している。また、データベースの導入も行っている。近年は、提供媒体がＣＤ-ＲＯＭからオンラインへの移行が行われることにより､利用者にとっては利便性が高まった。

電子ジャーナルの予算は、価格の値上がり、為替レートの変動を考慮して、毎年１０％程度の増額になっている。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、近年、冊子体資料にはない特徴を持つ視聴覚資料の重要性が認識されている。平成２２年２月よりＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの機器５機は、システムのサーバーの故障で部品調達が困難であるため、利用者への開放を控えていたが、平成２４年１０月から視聴できるように再開した。また、マイクロ資料の利用は、１台の機器で行っている。

なお、視聴覚資料のＤＶＤビデオ選定は、年２回図書委員会で行っている。視聴覚資料の選定については､各学部･短期大学予算の研究用視聴覚資料を図書委員が行い、その他の予算の教育用･研究用視聴覚資料は､図書委員および図書館員が行っている。

【将来に向けた発展方策】

教育目標に応じて必要な図書・学術雑誌・電子情報、およびその他教育研究上必要な資料等の電子媒体を通じた取り込みと提供が進んでいる。このため、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）・教職員等、利用者の要望にも応じながら、図書・学術雑誌・視聴覚資料、およびその他の教育研究上必要な資料の体系的な整備が必要になることを考慮して、教員の推薦図書（指定参考図書）、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）が要望する図書、一般教養図書および専門書等の選書を積極的かつ継続的に充実を図っている。

また、学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）の要望に応えて、資格試験関係図書・就職関係図書の学習用図書コーナーの充実に努める。これに加え、学術雑誌と電子ジャーナルの予算の増額が見込めないので、継続学術雑誌の見直し、電子ジャーナルへの切り替え、オンライン・データベースの導入、オンライン・ジャーナルへの切り替えを促進する。

（２）図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

【現状説明】

(1) 図書館の規模

本学図書館（地上３階・地下２階の建物）は、昭和５２年７月に開設し、延床面積は８，３２２㎡、書架棚板延長は４３，７８８ｍであり、図書所蔵可能数は約１２０万冊である。図書の排架状況は、２階・３階の開架閲覧室に利用頻度が高いと思われる共通（一般教養）科目と専攻科目関連図書、ならびに新刊図書を中心に、約１０万冊を固定式書架に排架し、利用者の便宜を図っている。

また、地下１階・２階の書庫には電動書架を設置し、教職員ならびに大学院生・法科大学院生の常時利用を可能にし、学生（学部生・通信教育部生、および短期大学生）から閲覧の要望があった図書資料等の迅速な提供に対応できるようにしている。

大学院生専用研究室は、１４号館２階・５号館２階、および２号館３階にある。１４号館２階の商学・経済学・国際学、および法学研究科の研究室には、商学・経済学・国際学、および法学関係の図書資料を１，１４１冊排架している。

５号館２階の商学・経済学・国際学および法学研究科の研究室には、商学・経済学・国際学および法学関係の学術雑誌４８種を当該年度から２年分排架し、３年目以降については、図書館で保管する。さらに、２号館３階のコンピュータサイエンス科の研究室には、コンピュータサイエンス関係の図書１３１冊や学術雑誌を排架している。

法科大学院（法務研究科）の図書室は、１４号館１階にあり、司法試験に必要な基礎資料から専門資料までの図書資料を約６，３００冊排架し、学術雑誌も２３種排架している。

本学図書館の図書館資料の収納スペースについては、余裕があるように見えるが、実際は、地下２階書庫の電動書架の一列に、山一證券の資料を保管しているため、収納スペースの余裕がない状態となってきている。

図書館資料の排架状況は、次のとおりである。

排架場所	排　架　内　容
3 階開架閲覧室	社会科学分野の和書・和雑誌・紀要
2 階開架閲覧室	人文科学・自然科学分野の和書・和雑誌・洋雑誌・学習用図書・参考図書
1 階学習閲覧室	新聞コーナー、貴重書展示コーナー
地下 1 階書庫	学術雑誌のバックナンバー・洋書・大型本・法令集・判例集等
地下 2 階書庫	和書・OECD 出版物・追録等

大学院図書の排架場所は、次のとおりである。

区　分	排架場所	所蔵冊数・種数
商学研究科・経済学研究科・法学研究科・国際学研究科学生研究室	14 号館 2 階	図書 1,141 冊 （和書 784 冊・洋書 357 冊）
	5 号館 2 階	図書 295 冊 （和書 199 冊・洋書 96 冊） 学術雑誌・和 53 種
コンピュータサイエンス研究科学生研究室	2 号館 3 階	図書 131 冊

		（和書 87 冊） （和製本雑誌 11 冊） （洋製本雑誌 33 冊）
法務研究科図書室	14 号館 1 階	図書 6,334 冊 （和書 4,331 冊・洋書 249 冊） （和製本雑誌 1,590 冊） （洋製本雑誌 164 冊） 学術雑誌・和 23 種

(2) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

平成２４年５月１日現在、本学図書館の専任職員は６名で、内資料室担当は１名である。

司書資格は、専任職員６名中３名が保有している。

また、平成１７年１０月より図書館業務を外部に委託しているが、１３名の業務委託者は、全員司書資格を保有している。

図書館の職員は、次のとおりである。

区　　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専任職員	図書館	4（2）名	4（2）名	3（2）名	3（2）名	5（2）名
	資料室	2（2）名	2（2）名	2（2）名	2（2）名	1（1）名
業務委託者	図書館	12（12）名	12（12）名	12（12）名	13（13）名	13（13）名
	法科大学院図書室	2（2）名	2（2）名	2（2）名		

注）１.（　）内の数字は、図書館司書の人数である。

本学図書館の専門的職員およびその他職員の配置は、平成２５年３月３１日現在で作成している。図書館業務は、財政緊縮化の影響による専任職員の減員のために、平成１７年１０月より閲覧業務を外部に委託し、さらに平成１８年４月より、個人教育研究用図書業務・学術雑誌業務・国内新刊業務、および学部図書業務も外部に委託している。

図書館職員の構成（平成２５年３月３１日現在）は、次のとおりである。

図書館職員総数		職　務　内　容　別　内　訳								
		管理職	一　般		専　　門					
			庶務・会計		受　入		整　理		閲　覧	
専任	委託	専任	専任	委託	専任	委託	専任	委託	専 任	委託
6 名	13 名	1 名	1 名	0 名	2 名	4 名	2 名	2 名	0 名	7 名

(3) 開館日数

本学図書館の開館日数は、次のとおりである。

曜　日	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
月曜日～金曜日	232 日	229 日	233 日	231 日	238 日
土曜日	44 日	45 日	47 日	46 日	44 日
日曜日・祝日	25 日	25 日	28 日	27 日	24 日
開館時間計	301 日	299 日	308 日	304 日	306 日

本学図書館の開館時間は、平成１５年度より通常の授業・試験期間の平日（月曜日から土曜日まで）を午前９時から午後８時までとし、最終の講義（～１７：４０）が終了

してからも図書館を利用できるようにしている。平成１６年度より月２回程度、法科大学院生が日曜日・祝日にも図書館を利用できるように、午前１０時から午後６時まで開館している。夏季・冬季および春季休暇期間の開館時間は、午前９時から午後５時までとしている。

法科大学院図書室の開館時間は、平成１６年度より身分証明・学生証によって認識する入室システムを採用し、教員と法科大学院生が２４時間３６５日利用できる環境を提供している。

本学図書館の開館時間は、次のとおりである。

	授業・試験期間	日曜・祝日開館時	休業期間（注）
開館時間	9:00～20:00	10:00～18:00	9:00～17:00

注）１．休業期間は、夏季・冬季および春季休暇期間である。

(5) 閲覧室の座席数

本学図書館の閲覧室の座席数は、開架部分に１,１１３席（うち３階は３３６席、２階は２５７席、１階は５２０席)、書庫内に１８席（うち地下１階は８席、地下２階は１０席）の総数１,１３１席である。これを学部の学生収容定員（平成２４年度）７,３００名に対する割合で見ると、１５.５％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生５,８６８名の１９.３％に相当する。

大学院の学生収容定員(平成２４年度)３５８名に対する割合で見ると３１５.９％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生１０７名の１０５７.０％に相当する。

座席数は、次のとおりである。

座席場所	座　席　数
3 階開架閲覧室	336 席
2 階開架閲覧室	257 席
1 階学習閲覧室	520 席
地下 1 階書庫	8 席
地下 2 階書庫	10 席
合　計	1,131 席

法科大学院図書室の座席数は、１４号館１階の図書室に１７４席ある。これを学生収容定員（平成２４年度）１０５名に対する割合で見ると、１６５.７％。また、平成２４年５月１日現在の在籍学生３８名の４５７.９％に相当する。

(6) 情報検索設備などの利用環境

本学図書館の電算化は、昭和６０年度より富士通の汎用パッケージシステムM-ＩＬＩＳの導入に始まる。その後、平成９年度に同システムを図書館クライアント・サーバ　ー・システム iLis-WR に変更した。そして、平成１０年度に同システム iLiswave に変更し、さらに平成２３年１０月には、iLiswave-J に変更した。平成１０年以降、現国立情報学研究所のＮＡＣＳＩＳ-ＣＡＴおよびＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬシステムに加入して、現在に至っている。

本学図書館のパーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という）は、図書資料等のＣＤ-ＲＯＭ化、データベース化に対応するため「２階の検索コーナー」に、ＯＰＡＣ(Online Public Access Catalog)検索用１０台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様、ならびに外部データベース検索用３台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭ単体仕様用２台を設置している。

また、「３階のメディア・ステーションコーナー」に、オン・デマンドのデジタル化

教材、ＮＨＫ衛星第１・第２放送およびＣＮＮテレビの視聴、さらにはインターネット検索可能なマルチメディア対応端末１３台（このうち５台は、ＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの視聴が可能）を設置している。これらのパソコンの設置にあたっては、車椅子に乗ったままでの利用を可能とした座席スペースの確保がなされ、車椅子利用者の便宜を図っている。なお、平成２２年２月よりシステムのサーバーの故障で部品調達が困難であるため、利用者への開放を控えていたが、平成２４年１０月より改善しＶＨＳビデオ・ＤＶＤビデオの視聴ができるように再開した。

図書館内のパソコンの設置に加えて、平成１８年５月より館内貸出用のノート・パソコン２０台を導入して、ノート･パソコンのインターネットへの接続利用を可能とする情報コンセントを図書館１階に２４個口、３階に１６個口設置（持込のノート・パソコンも使用可能）し、利便性を高めている。

ノート･パソコンの利用状況は、次のとおりである。

区　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸出台数	3,397 台	3,191 台	4,048 台	3,639 台	3,278 台

学修環境の整備について、本学図書館の利用者に対しては、学修環境の維持の観点と図書館利用の促進を図ることを主眼として、入学時から卒業時に至るまで様々な配慮をしている。まず、新入生に対してはオリエンテーションで図書館利用のリーフレット等を配付し、図書館利用の必要性、開館時間等の説明を行っている。その後、５月中旬にかけてゼミナール単位での利用指導をＯＰＡＣ検索および操作の説明を中心に実施し、利用に関する質問等には、その都度図書館員が応対している。

また、図書館利用者に対する利用上の便宜を向上させるために、図書館業務の機械化を他大学に先駆けて実施し、特に学術情報は、２４時間いつでも検索できるようにしている。学生（学部生・大学院生・法科大学院生・通信教育部生、および短期大学生）は、学内のラウンジや教室に設置された端末機器から、また、専任教職員は、ＶＰＮ機能を有したサイバー・アクセス（平成２１年５月よりＯＧＵ-ＶＰＮに名称変更）を経由して自宅の端末等、どこからでもキャンパス内で利用するのと全く同様に、外部データベースやサーバー仕様（ネットワーク対応）のＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用することが可能になっている。

法科大学院図書室には、平成１６年度より１４号館１階にパソコン１０台を設置（平成１８年度より１４号館３階に移設）している。また、同図書室所蔵の目録データおよび図書館所蔵の目録データをＯＰＡＣで確認することができ、法律関係のデータベースを利用できる環境も整えている。

学術資料の電子化については、平成１０年より年平均１，０００～１，５００冊を遡及入力しているが、簡易目録を作成しているものの、書誌データを電子化していない図書が、平成２５年３月３１日現在、約８４，８００冊（蔵書数１，０８２，７３４冊）ある。

平成２４年１０月１日より、本学図書館に所蔵している図書館資料（個人教育研究用図書費による図書資料を除く）を、Ｗｅｂ上のＯＰＡＣに公開している。

図書館利用状況は、次のとおりである。

区　分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入館者	学　生	90,713 人	84,367 人	96,247 人	97,319 人	94,348 人
	教育職員	3,087 人	2,634 人	2,627 人	2,559 人	2,526 人
	計	93,800 人	87,001 人	98,874 人	99,878 人	96,874 人
貸出	大　学	2,258 人	2,011 人	2,758 人	3,590 人	3,513 人
	大学院	639 人	496 人	546 人	497 人	612 人
	法科大学院	658 人	393 人	261 人	150 人	100 人

人数	短期大学	27 人	19 人	80 人	93 人	97 人
	通信教育部	168 人	192 人	171 人	81 人	45 人
	教育職員	336 人	308 人	240 人	257 人	549 人
	計	4,086 人	3,419 人	4,056 人	4,668 人	4,916 人
貸出冊数	大　学	4,046 冊	3,708 冊	4,969 冊	7,149 冊	5,728 冊
	大学院	1,685 冊	1,223 冊	1,371 冊	1,717 冊	1,151 冊
	法科大学院	1,730 冊	1,051 冊	776 冊	429 冊	198 冊
	短期大学	49 冊	29 冊	119 冊	274 冊	180 冊
	通信教育部	468 冊	591 冊	516 冊	258 冊	98 冊
	教育職員	1,191 冊	1,338 冊	871 冊	1,217 冊	1,341 冊
	計	9,169 冊	7,940 冊	8,622 冊	11,044 冊	8,696 冊

【点検・評価】

図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために専門的な知識を有する専任職員を配置している。開館日数、開館時間、座席数、情報検索設備など学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備を図っている。

(1) 図書館の規模

本学図書館は、昭和５２年７月に約１８０，０００冊で開設した。資料の増加に伴い、平成１１年度には地下１階・地下２階に書架を増設し、平成１５年度には地下２階の書架をさらに増設した。

図書館資料の収納スペースについて、地下２階書庫の電動書架の一列に山一證券の資料を保管しているため、年々収納スペースに余裕がなくなってきているので、年間増加冊数を考慮して不要な資料を廃棄できるように検討する必要がある。

(2) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

図書館司書の資格を持っている職員がいるので、特に支障は生じていない。専門的職員およびその他職員の配置は、殆どの図書館業務を外部に委託しているが、図書館司書の資格を持っている業務委託者を優先的に採用しているので、支障は生じていない。

(3) 開館日数

台風や節電要請により、若干開館日数に変動はあるが、特に支障は生じていない。

(4) 開館時間

本学図書館の開館時間は、最終の講義（～１７：４０）が終了してからも図書館が利用できるよう配慮している。夏季・冬季および春季休暇期間の開館時間は、午前９時から午後５時までである。平成１６年度より月２回程度法科大学院生が日曜日・祝日にも図書館を利用できるように、午前１０時から午後６時まで開館している。

(5) 閲覧室の座席数

本学図書館の閲覧室の座席数は、平成５年度までは、対学生比率１０％に満たなかったが、平成６年度より対学生比率１０％を目標に、図書館内のレイアウトの一部変更により座席を１，１１３席まで増設したので、支障は生じていない。

(6) 情報検索設備や視聴覚機器の配備状況

本学図書館のパソコンは、図書資料等のＣＤ-ＲＯＭ化、データベース化に対応するため、平成１６年度よりＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様ならびに外部データベース検索用３台を新しく入れ替え、平成２１年度よりＯＰＡＣ検索用１０台を新

しく入れ替えた。平成２３年１０月には、iLiswave-J（図書館クライアント・サーバー・システム）を更新して、利用者の便宜を図ったり、平成２４年１０月１日より外部からアクセスできるように公開した。

本学図書館の閲覧室は、スペースにも余裕があり、パソコンならびに図書館資料の複写等各種機器類の充実を図っており、図書館利用による学修、研究環境は良好である。

しかしながらパソコンを取り巻く環境が目覚ましく進歩しているため、機器類を更新していかなければならない。

また、文献複写機器も利用者の利便性に配慮して、２階メインカウンター横に教員用１台、学生用２台を設置している。

法科大学院図書室のパソコンは、平成１６年度より１４号館１階に設置（平成１８年度よりこれを１４号館３階に移設）した１０台を使うことで、法科大学院図書室所蔵の目録データおよび図書館所蔵の目録データならびに法律関係のデータベースを利用できる環境を整え、学修の充実を図っているので、特に支障は生じていない。

利用者には、いつでも、どこでも接続できる外部データベースやサーバー仕様（ネットワーク対応）のＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用できる環境が提供されている。同時接続は、可能であるが、レスポンスの低下が懸念されるため、現在、自宅からのデータベースの利用を専任教職員のみに限定しているが、今後は学生にも提供が出来るような環境の整備を目指すことにより、利用環境の一層の充実を図る。

学術情報の電子化については、簡易目録を作成しているものの、書誌データを電子化していない図書は、平成２１年３月３１日現在９８，２２７冊あったが、順次図書館資料を遡及入力した結果、４年間で１３，４２７冊の処理を終えたので、結果として平成２４年度（平成２５年３月３１日現在）は約８４，８００冊までに減少している。さらに、遡及入力を早急に進めていくには、これに専念できる人材を確保していかなければならない。

【将来に向けた発展方策】

図書館司書については、外部委託など人事配置が流動的となっている部分もあるが、事務処理スキルおよび学術情報提供の高度化が求められる中で、前任者と同等以上の経験とスキルを有する業務委託者の確保に努める。今後も専任職員の有資格者の充足を図りながらも、現在の教育研究および学修支援のサービスおよびサポート体制をさらに向上させる。

各種機器類の充実については、パソコンを取り巻く環境の変化や、技術革新の目覚しい進化に応じて更新する努力を続ける。また、遡及入力を進めていくには、これに専念できる要員が必要であるが、人材確保の問題もあるので、少しでも効率よく遡及入力できるようにするため、図書館システム iLiswave-J のカスタマイズを一部行う。

図書館資料の収納スペースが狭隘な状況の解消については、地下２階書庫の電動書架に保管している山一證券の資料を、図書館から別の場所に移設することを検討する。

（３）国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

【現状説明】

本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語論集、国際学論集、および企業情報学研究）は、教員の研究成果である論文等を掲載したものである。国内の大学や研究機関と交換し、公立の図書館・研究所や企業の調査部等にも配付している。他大学等から発行される紀要・資料等は、図書館で受け入れて保管している。

各研究科の修士・博士論文等は、大学院事務室で保管し、閲覧等の要望があれば、その都度対応している。

研究紀要の配付状況は、次のとおりである。（平成２４年度）

紀要名	国立・公立大学	私立大学・短期大学	研究所・その他
人文自然論叢	82 冊	155 冊	30 冊
流通・経営学論集	46 冊	130 冊	44 冊
経済論集	48 冊	138 冊	46 冊
法学研究	47 冊	85 冊	47 冊
外国語論集	43 冊	102 冊	18 冊
国際学論集	12 冊	65 冊	22 冊
企業情報学研究	45 冊	118 冊	43 冊

(1) 国内外の教育研究機関との協力

国内の教育研究機関との相互協力は、平成１０年度よりＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬの参加館として、大学間相互協力体制が確立している。海外の教育研究機関との協力体制は、主に文献複写の依頼と要請への対応となるが、平成１２年度より inside web を通じたＢＬＤＳＣ（大英図書館文献複写サービスセンター）の複写を利用している。

相互利用による利用状況は、次のとおりである。

区分			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
文献複写	依頼	件数	496 件	391 件	390 件	245 件	255 件
		枚数	4,278 枚	6,259 枚	5,130 枚	1,995 枚	2,851 枚
	受付	件数	651 件	557 件	666 件	423 件	469 件
		枚数	4,746 枚	4,129 枚	5,409 枚	3,208 枚	3,963 枚
貸借		依頼	11 件	16 件	8 件	8 件	13 件
		受付	5 件	6 件	5 件	2 件	1 件
閲覧		依頼	71 件	98 件	100 件	25 件	57 件
		受付	11 件	6 件	10 件	2 件	10 件
調査		依頼	35 件	34 件	43 件	91 件	12 件
		受付	8 件	5 件	3 件	7 件	3 件

(2) 学術情報相互提供システムの整備

大学院生専用研究室には、学内ＬＡＮ接続パーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という）１４台を設置し、本学図書館所蔵資料の検索はもとより、他大学ＯＰＡＣならびに国立情報学研究所のＮＡＣＳＩＳ Ｗｅｂｃａｔ、その他各種オンライン・データベースやネットワーク対応ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭ資料を利用できる環境を提供している。

法科大学院では、社会人の法曹の育成に重点を置き、土曜日・日曜日に講義を集中しており、このことを踏まえた２４時間３６５日利用できる専用図書室がある。また、法学文献に精通した司書を配置すると共に、オンライン法学情報データベース、ならびにＣＤ-ＲＯＭ･ＤＶＤ-ＲＯＭ版のネットワーク対応データベースを導入している。

本学図書館は、閲覧担当者７名で学生や教職員の学術情報検索支援を行い、学術情報の処理・提供システムとして、「２階の検索コーナー」に、所蔵資料検索専用 OPAC 端末１０台を設置している。

また、「２階のデータベース検索コーナー」では、国立情報学研究所のＮＡＣＳＩＳ Webcat 国立国会図書館のＮＤＬ-ＯＰＡＣ、ProQuest 社の ProQuest(ABI/INFORM,旧 BPO：Business Periodical Ondisc, Academic Research Library)が利用可能である。そして、ＣＤ-ＲＯＭ・ ＤＶＤ-ＲＯＭサーバー仕様用端末３台、ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭ単体仕様用端末２台を設置している。

なお、学内のラウンジスペースにパソコン１０台および授業の空き教室（２号館１６１台、１２号館１４４台、１６号館５８台、ＭＥＬＯＰ４８台）を利用することで、

インターネット接続端末からも本学図書館所蔵資料の検索を可能にしている。また、専任教職員は、自宅からＶＰＮ機能を有するサイバー・アクセス（平成２１年５月よりＯＧＵ-ＶＰＮに名称変更）を通じて２４時間、外部データベースやサーバー仕様の各種ＣＤ-ＲＯＭ・ＤＶＤ-ＲＯＭデータベースを利用することが可能になっている。さらに、従量課金システムの日経テレコン２１は、本学図書館閲覧係が代行検索を有料で行っている。

【点検・評価】

(1) 国内外の教育研究機関との協力

国内の他大学との相互協力は、平成１０年度よりＮＡＣＳＩＳ-ＩＬＬの参加館として大学間相互協力体制が確立している。海外の他大学との協力体制は、主に文献複写の依頼と要請への対応となるが平成１２年度より inside web を通じたＢＬＤＳＣの複写を利用しており、特に支障は生じていない。

(2) 学術情報相互提供システムの整備状況

大学院生専用研究室内に学内 LAN 接続のパソコン１４台を設置し､利便性の向上に努めており、情報インフラの整備は、十分に行われている。

法科大学院（法務研究科）の図書室には、２４時間３６５日利用できる専用図書室ならびに学内 LAN 接続のパソコン１０台を設置し､利便性の向上に努めている｡また、電子媒体資料の積極的導入により学習･研究環境は、整備されている。

学内においては、学術情報の「いつでも」、「どこでも」、検索・入手が可能な環境が整備されている。しかし、利用可能なコンテンツの一層の充実を図るためには国立情報学研究所のＧｅＮｉｉ（学術コンテンツ・ポータル）に本学図書館として参加し、パソコンの急激な技術革新に応じた効率的な更新を図らなければならない。

また、本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語論集、国際学論集、および企業情報学研究）は、教員の研究成果である論文等を掲載したものであるが、現在、それらを情報発信する学術機関リポジトリを導入していないので、現状では冊子体資料で社会への貢献を推進しているが、ＮＩＩ共同リポジトリの導入に向けての一層の積極的な取り組みが必要である。

【将来に向けた発展方策】

本学発行の研究紀要（人文自然論叢、流通・経営学論集、経済論集、法学研究、外国語論集、国際学論集、および企業情報学研究）についての情報を発信する学術機関リポジトリの導入を大学として取り組むことを予定している。

各種機器類については、パソコンを取り巻く環境の変化や技術の目覚ましい進化に対応して更新をする。利用可能なコンテンツを一層充実させるため、国立情報学研究所のＧｅＮｉｉに本学図書館として参加し、パソコンの効率的な更新を図りつつ、処理・提供システムの更新を進めることができるように検討する。

４．教育研究等を支援する環境および条件の整備

【現状説明】

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備として、主にコンピュータサイエンス研究科の学生が使用する教室がある２号館では、全席に情報コンセントを設置するなど様々な情報設備を備え、学外とのインターネット接続回線の増強（１０M専用線＋１００M共有線）、ブロードバンド普及への対応としてＶＰＮサービス、ビデオ会議システムの整備を実施するなど、時流を見極めながら、学生の学習、学生生活を支援する環境の整備を図り、現在に至っている。

ＴＡやＲＡによる教育研究支援は行っていない。

本研究科の担当教員のほぼ全員が学部所属である。また、大学院を兼務する教員の研究費については、学部のみ担当する教員と同じであり、特別な支給はない。すなわち、大学における研究費の額がそのまま本研究科の担当教員の研究費の額となる。

「個人教育研究費取扱規程」を制定し、教員の教育研究活動を助成することによって、教育および学術研究の充実を図ることを目的として、個人教育研究費が支給されている。

表Ⅶ－１１に示すように個人教育研究費は、図書費、学会出張費および一般教育研究費で構成されており、次の範囲内で支給されている。

表Ⅶ－１１　個人教育研究費の内訳

研究費 / 職名	図書費	学会出張費	一般教育研究費	計
教　授	120,000 円	70,000 円	210,000 円	400,000 円
准教授	110,000 円	60,000 円	200,000 円	370,000 円
講　師	100,000 円	50,000 円	190,000 円	340,000 円
助　教	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円
助　手	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円

教育研究活動において、上記表Ⅶ－１１の個人教育研究費で補うことができない場合は、申請により許可を受け、３００，０００円を限度として教育研究費の追加支給を受けることができるようになっている。また、追加の教育研究費は一般教育研究費に充当するようになっている。

教育研究費配分額は、前年度の１２月末日までに、変更申請をすれば一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用が認められる。ただし、申請後、当該年度内での変更は認められていない。

その運用制度は、各教員が必要に応じて国内外の学会・シンポジウム・フォーラム等へ出席のための旅費・参加費、学術研究に関する各種会合費、研究図書、消耗品、機器備品等の購入費、通信費、謝金、印刷・製本費等の補助費、学生の教育に係る費用（ゼミナール等での補助教材費等)、課外活動に係る顧問旅費等に使用できるようなシステムとなっており、教育研究費運用が活性化され有用である。

教員の研究室については、一人あたりの部屋の広さが平均約２２．５㎡であり、備品として、机、椅子、コートハンガー、書架、電話、ごみ箱を備え付けている。また、これ以外に応接セットや長机、追加の書架などの備品について、希望があれば用途の必要性が認められるものに限って、その都度申請により貸与している。教員研究室では、それぞれ教員の研究の場として、また、学生への個別指導や面談、教員同士の懇談や情報交換の場、部外者との面談の場として有効に活用されている。

教員の研究専念時間を確保するために、特定の個人に負担が偏らないように、授業時間数の一定範囲での均一化や、各種委員会や事務的な作業での順次交代を図っている。また、役職者については週単位の担当時間数に制限を設け、研究に費やせる時間の確保を図っている。

さらに、教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、「特別研究制度」を制定しており、希望者は、委員会の議を経て、６か月または１年間（申請によりさらに６か月以内の延長可)、一切の授業その他校務を免除され、研究活動に専念できる機会を設けている。しかしながら、平成２１年度を最後に当面の間、募集停止となっている。

表Ⅶ－１２　年度別消化状況

年　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専任教員数	202 名	196 名	195 名	199 名

予算総額	95,871,000 円	92,966,000 円	85,558,000 円	87,141,000 円
一人当たりの平均予算額	474,609 円	474,316 円	438,759 円	437,894 円
図書費消化額	21,158,979 円	20,720,394 円	17,970,723 円	17,602,767 円
学会出張費消化額	20,044,230 円	19,472,460 円	18,468,712 円	17,249,340 円
一般教育研究費消化額	32,841,306 円	30,244,229 円	29,251,429 円	30,399,345 円
総消化額	74,044,515 円	70,437,083 円	65,690,864 円	65,251,452 円
一人当たりの平均消化額	366,557 円	359,373 円	336,876 円	327,897 円

【点検・評価】

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備として、コンピュータサイエンス研究科に対応しており、教育課程の特徴を勘案して他の研究科では別段、特別な施設・設備が必要であるとは言えず、十分に対応できている。

直接的にはＲＡによる研究支援は行っていないが、教員自らが、アシスタントを雇った場合、一般教育研究費で謝金として適用できるようにしており、間接的に研究支援を行っていると言える。

個人教育研究費の年度別の消化状況は次のとおりとなっている。

予算消化率は平成２１年度が７７．２％、平成２２年度が７５．８％、平成２３年度が７６．８％、平成２４年度が７４．９％となっており、ここ数年、ほぼ横ばいで推移している。教員によっては、予算が不足している者も若干いるであろうが、総合的にみると十分な額が支給されていると言える。

教員の研究室については、多数の書籍用の書架、教育研究のための教材・資料・機器等を収納し、加えて学生や来訪者との面談、小規模な会合のための椅子、机やソファのためのスペースの確保等々を考えると、現在の研究室は手狭となる場合も考えられる。特に、多数の学生等を集めた会合や共同研究の場としては応用できる状況ではなかったが、情報学部・企業情報学部増設に伴い平成１３年に建設した２号館では、７室（平均約３５．８㎡）の合同研究室を設置し、研究・教育の活性化を図っている。また、他学部等において、多人数の指導等で研究室が手狭な場合は、多目的スペース等を活用することで対応している。

なお、メンテナンスの上で問題となる空調管理については、冷暖房の熱源を冷温水発生機による一元管理のもと、外気の状態に応じ適正な室温となるよう常時調整しているが、２号館を除いて、個々の研究室で温度調節できないことは問題である。

教員の研究専念時間については、担当授業時間数をできる限り教員間で差が出ないように努めているが、授業科目の内容等により、期間や曜日によっては、十分な研究時間の確保ができない場合があるため、今後検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

コンピュータの機器・ソフト等の更新について、平成２４年度において次期基幹事務システム構築費用および２号館地下１階の４教室の大型プロジェクター更新費用などを予算化しなければならない。

各教員の教育研究計画の遂行に必要な個人教育研究費については、引き続き消化状況を確認しながら、教育研究活動が十分に行えているかを検証していく。

教員の研究室については、研究を中心とした使用や、学生への個別（小規模）指導を中心とした使用等、研究室の利用方法に個人差があるため一概には言えないが、ほぼ適正と考えられ、今後の研究・教育条件の年次計画において合同研究室および学生指導用研究室等の更なる有効利用を図る。

教員の研究専念時間については、引き続き担当授業時間数の均一化を図るとともに、特定の時間帯に授業が集中しないよう調整を図り、研究時間の確保に努める。

５．研究倫理を遵守するための必要な措置

【現状説明】

研究倫理に関する学内規程、学内審査機関についてはない。

【点検・評価】

本学では、研究分野において火急に問題となるものではないが、倫理規程等の策定は必要であると言える。

【将来に向けた発展方策】

倫理規程等の策定を検討していく。

第 8 章　社会連携・社会貢献

〔大学〕

1．社会との連携・協力に関する方針

【現状説明】

「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」とした『建学の精神』に基づき、世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成、産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成、学産協同の理念の徹底ということに重点を置いて教育を行っている。さらに、これらの教育理念を実現させるため、高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成、人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底、国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施、に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応えようとしている。

本学は、建学の精神に基づき開学以来、地域社会への開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の幅広いニーズに応えることを目指してきた。

地域社会と連携した具体的な活動、取り組みは次のとおりである。

(1) 近隣自治体（吹田市・大阪府等）との連携

① 地域社会への貢献に関する取り組み

本学は、平成１６年１２月に吹田市と連携協力に関する基本協定を締結した。それまで、教職課程の教員と事務局を中心に教育連携室を立ち上げ、大阪府教育委員会、吹田市教育委員会および箕面市教育委員会との連携を深めてきたが、教育分野の連携を越えて、知的・人的資源の交流を図り、産業・教育・文化・まちづくり等の分野において双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進している。現在は、このような地域貢献を組織的に推進するため、推進母体を「教育開発支援センター」としている。

なお、本学と吹田市との連携協力に関する基本協定における主な具体的事業内容は、次のとおりである。

ア．産業関係

(a) ベンチャービジネスの養成・支援

(b) ビジネスインターンシップ学生受入の推進（市役所、企業など）

(c) 大学研究所研究員として市内企業社員などの受入

(d) 共同研究の推進

イ．教育関係

(a) スクールボランティアの派遣

(b) 授業の協力

(c) 運動会、体育大会への協力

(d) クラブ活動の指導協力

(e) 学生インターンシップの受入の推進（市役所、教育現場など）

(f) 大学主催による市民向け各種講座の開講

ウ．地域・市民との交流関係

(a) 大学主催行事への市民参加、地域への開放
(b) 地域行事への協力
(c) 市主催行事（吹田まつりなど）への企画・準備・運営の協力
(d) 国際交流活動への支援・協力
(e) 学生、市民双方の文化活動発表の場の提供
(f) 市主催の生涯学習、社会教育に関する行事への大学教員、学生の協力
エ．その他
(a) 市が設置する各付属機関等委員会への大学教員（職員を含む）の派遣
(b) 本学および吹田市双方の人的・知的資源の交流
② 地域社会への貢献

本学では、地域に開かれた大学として、近隣地方自治体の小学生・中学生・高校生を対象に各種ワークショップを開催してきた。本学の知的・人的資源を生かし、平成２２年度は陸上競技（中・長距離）を開催し、そのスポーツ種目の地域でのレベルアップと普及・活性化を図っている。

岸辺祭(学園祭)に自治会の模擬店の出店が毎年実施されている。ラグビー部は、練習場周辺を通学路とする小学校の児童を犯罪や事故から守るため、平成１７年より登校時間帯の通学路に立ち、「安全パトロール」を続けてきた功労が認められ、平成２２年１０月に「大阪府安全なまちづくりボランティア団体」として、大阪府知事賞を受賞している。さらに、平成２０年度から地域連携室を開設し、本学の地域連携活動の一貫として、「なにわ伝統野菜吹田くわい」について、本学学生が学習するとともに、地元の「吹田くわい保存会」および栽培農家と協力し、6月の苗植付け作業、7月の献上行列、１２月の収穫作業および収穫祭に参加し、保存・生産活動の協働をしている。

また、平成２４年度より、グループ校のＡＳＴカレッジが隣接する天神橋筋商店街について、本学学生がその歴史などを学習するとともに、天神橋筋商店連合会と協力し、１２月の大型絵馬作成・設置に参加することで、同商店街の活性化を図っている。

【点検・評価】

前述のように「地方自治体」との連携において産業関係ではビジネスインターンシップとして市役所・企業での受け入れ、教育関係では小・中学校における授業の補助・クラブ活動の指導、地域市民との交流では大学主催行事への市民の参加、地域・市主催行事への学生の参加と大学が協力を行っている。

近隣住民等を対象として「ワークショップ」を開催しており、地域におけるスポーツ関係のレベルアップとスポーツ活動の普及・活性化に協力し、課外活動での指導力と技術力アップに繋げることができる。また、ラグビー部が近隣小学校への児童通学時の安全を見守るパトロール活動は、クラブ活動の成果発表の一環としての協力だけでなく、大阪府知事賞の受賞からも交通安全に貢献しているといえる。

平成２０年度から「地域連携室」を開設し、吹田市における「なにわ伝統野菜吹田くわい」についての学習や地元の保存会・栽培農家への保存・生産活動への労働協力、収穫祭への参加は地域における歴史研究であり、絶えようとしていた「吹田くわい」栽培への協働は、地域ブランドの創出という面からも地域発展に貢献している。

また、天神橋筋商店街に関わる地域連携については、若者である学生の目線から商店街のマーケティングを考えることで、幅広い年齢層の集客を目指している商店街の発展に貢献している。

表Ⅷ－１　吹田くわい保存・生産活動の参加学生数（人）

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
苗植付け作業	１２	5	２９	２３
献上行列	3	7	5	9

収穫作業	１２	１８	２３	１６
収穫祭	８	１６	９	１６
合　　計	３５	４６	６６	６４

表Ⅷ－２　天神橋筋商店街 活性化活動の参加学生数（人）

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
大型絵馬作成・設置	―	―	―	６

【将来に向けた発展方策】

地域社会との連携に関しては、各種ワークショップの開催を継続していくだけでなく、近隣自治体や小学校・中学校・高校と定期的な連絡を行うことで連携を深める。また、「吹田くわい」栽培への協働や天神橋筋商店街の活性化、児童センターでのボランティアに参加する学生の増加を図るため、オリエンテーションやゼミナールを通して告知機会を増やすとともに、ボランティアの意義を広く学生に浸透させる方策として、説明会やホームページでの発信等による効果的な広報活動を充実させる。

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

(1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

教育・研究の成果の還元として各学部・学科、大学院研究科が独自に主催する学部研究会等を開催してきた。

近年開催した学部研究会は、次のとおりである。

〈学部研究会〉

経済学部の研究会を次のとおり開催した。

平成２１年度はパリ第１大学教授による研究会を開催し、１１名の参加があった。

平成２２年度はマンチェスター・メトロポリタン大学名誉教授、トリニティ大学准教授による研究会を開催し、２３名の参加があった。

平成２３年度は、シドニー大学講師による研究会を開催し、１１名の参加があった。

また、本学は、「建学の精神」に基づき、「広く一般社会に貢献し、視野の広い実践的な人材育成」という目的のもと開学以来一貫した実学教育を実践し、これまで実業界をリードする人材の排出、地域の人々の生涯学習意欲に応える講座の開設などを行ってきた。

大学紀要・論集は国・公立大学、私立大学・短期大学との交換だけでなく、公立の図書館・研究所や企業の調査部等へも配付している。

本学エクステンションンセンターは、「建学の精神」に基づき、学生の進路決定や就職活動に役立つようなカリキュラム外の教育的指導を行うことを目的に、平成１０年４月に発足した。その後、当センターの目的に“教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献すること”が加わり、地域住民を中心に社会人に講座を開放するために平成１３年７月に「生涯学習講座」を開設した。講座では、身近なテーマから法律・経済・社会・文化等への理解を深める「生活・教養講座」をはじめ国際化社会に向けて円滑なコミュニケーションを目指す「語学講座」、心身のリフレッシュについて、理論的かつ実践的に学ぶ「健康・スポーツ講座」、ＩＴ化社会への積極的対応と技法を学ぶ「パソコンスキル講座」などの講座を開講している。さらに、生涯学習講座では、受講生へのポイント還元を導入するなど廉価な設定を行い、受講生への受講促進にも配慮している。開講日時については、社会人が受講しやすい土曜日および平日の夜間時間帯に設定している。

新たな取り組みとしては、平成２２年度より吹田市教育委員会生涯学習課との共催により、毎年「生涯学習吹田市民大学大阪学院大学講座」を開講し、吹田市民を中心に近隣の都市からの社会人利用も毎年増加傾向にある。

なお、学内の施設においては、図書館を受講生に開放し、学びの意欲の向上を支援している。

表Ⅷ－３　大学紀要の配付状況

紀要名	国・公立大学	私立大学・短期大学	研究所・その他
人文自然論叢	82	155	30
流通・経営学論集	46	130	44
経済論集	48	138	46
法学研究	47	85	47
外国語論集	43	102	18
国際学論集	12	65	22
企業情報学研究	45	118	43

表Ⅷ－４　エクステンションセンターの講座開講状況

年 度	開設講座数	社会人開放講座数	社会人受講者数
平成 21 年度	102	101	976
平成 22 年度	122	122	1,143
平成 23 年度	83	83	804
平成 24 年度	88	88	755

注）社会人には、本学卒業生を含む。

(2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進

①　教育委員会との連携

本学は教職課程を有する大学として、近隣地域の教育機関と大阪府教育委員会および地元の公立高校や吹田市教育委員会、箕面市教育委員会と教育連携・協力するための協定を平成１４年に取り交わし、教職担当の教員２名と事務局で教育連携室を立ち上げた。平成１８年１０月に教育開発支援センターが開設されてからは、教育委員会や大学コンーソシアム大阪と連携した地域の児童、生徒と交流するシステムの基盤を築いてきた。

また、教育開発支援センターの所員を中心に平成２４年度は公立中学校（吹田市立古江台中学校、豊中市立第六中学校など）からの要請を受けて学校協議会委員を派遣している。連携・協力の主な事業は次のとおりである。

ア．大阪府教育委員会

大阪府教育委員会とは、平成１５年４月に教育に関する包括的協定を締結依頼、府教委のパイロット事業であった「中学生のためのサマー・セミナー」に対しても連携・協力を続けてきた。また、法定研修である１０年経験者研修については、平成１９年度から大阪府教育委員会の依頼で、「コンピュータ研修」を担当しているが、大阪府の１０年経験者数の増加が始まるため、平成２４年度はパワーポイントおよびエクセル講座を２回ずつ計４回を開講した。

表Ⅷ－５　大阪府下の１０年経験者研修

研修・講座名	対象者	内　容・担当者			備　考	
平成 24 年度小・中・高等学校、支援学校 10 年経験者研修	府立小・中・高等学校、支援学校 10 年経験者研修受講者	「パソコン講座 -PowerPoint-」 白川　雄三 経済学部教授	平成 24 年 7 月 31 日(火)（定員：50 名）	38	136	共　催 大阪学院大学、大阪府教育委員会
			平成 24 年 8 月 1 日（水）（定員：50 名）	22		

		「パソコン講座 -Excel-」 白川　雄三 経済学部教授、黒川　マキ 非常勤講師	平成 24 年 8 月 2 日(木) （定員：50 名）	37		
			平成 24 年 8 月 3 日(金) （定員：50 名）	39		

イ．吹田市教育委員会

吹田市教育委員会との連携・協力は平成１４年から始まった。本学教員を吹田市立教育センターの教員対象の研修に講師として派遣したり、パソコン実習の研修を本学で開催してきた。また、本学学生が吹田市内の幼稚園、小学校、中学校でボランティアを行う「スクールボランティア」を継続して行っている。また、平成２４年度は吹田市教育委員会主催の「校・園長会」、「教頭会」の研修や近隣地域の小・中学校の校内研修を本学で開催する等、会場の提供を行った。

ウ．箕面市教育委員会

箕面市教育委員会とは、主に箕面市教育センターとの連携を行っている。夏季休暇中の教員対象の情報研修は連携協定に基づき平成２４年度も継続的に一般教職員対象のスキルアップの９講座および ICT 活用研究部員対象の１講座、計１０講座を開講した。

② 大学コンソーシアム大阪との連携（大学間連携）

ア．大学・専修学校オープン講座

大阪府内の小・中学校・高等学校・支援学校の教職員を対象にした「大学・専修学校等オープン講座」(自主研修) は参加する教員が実際の授業現場に持ち帰って実践することのできる本学の教育コンテンツの提供を目的としたものである。

表Ⅷ－６　大学・専修学校オープン講座

研修・講座名	対象者	内　容・担当者	受講者数(名)		備　考
平成 24 年度教職員自主研修支援 大学・専修学校等オープン講座	府内の幼稚園、小・中学校、高等学校および支援学校等の教職員(非常勤を含む)	平成 24 年 8 月 8 日(水)9:30～12:30 「校務における Excel 活用術Ⅰ　マクロ＋VBA を使った操作の自動化」 白川　雄三 経済学部教授 （定員：３０名、受講料：2,000 円）	21	40	主　催 大阪学院大学、大学コンソーシアム大阪 後　援 大阪府教育委員会
		平成 24 年 8 月 8 日(水)13:30～16:30 「校務における Excel 活用術Ⅱ　マクロ＋VBA を使ったデータ処理の自動化」 白川　雄三 経済学部教授 （定員：３０名、受講料：2,000 円）	19		

イ．大阪中学生サマーセミナー

大学間連携事業として、大学コンソーシアム大阪を窓口にして、中学生の創造性を育み、将来の進路に繋げることを目的として、平成２４年度には「大阪中学生サマーセミナー」を３講座を開講した。

表Ⅷ－７　大阪中学生サマーセミナー

研修･講座名	対象者	内　容・担当者			備　考
平成 24 年度大阪中学生サマー・セミナー	府内国公私立中学生	平成 24 年 8 月 9 日（木） 「親子で作ろうプロのレシピ　ホテル de 食育」 Ⅰ部:11:00～14:00、Ⅱ部：16:30～19:30 森重　喜三雄 経営学部教授 （定員:Ⅰ部、Ⅱ部とも親子ペア１５組３０名、受講料：中学生 2,000 円、保護者 3,000 円）	Ⅰ部 11 組 22 名	64	主　催 大阪学院大学、大学コンソーシアム大阪 共　催
			Ⅱ部 10 組 21 名		

		平成 24 年 8 月 1 日（水）・3 日（金） 「自分だけの絵本を作ってプレゼン（発表）しよう！」 廣藤　千代子 経営実務科教授 （定員：２０名、受講料：1,000 円）	12		大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、堺市教育委員会 後援 大阪府
		平成 24 年 7 月 30 日（月）・31 日（火） 「コンピュータサイエンスアンプラグド―コンピュータのしくみ探検隊―」 西田　知博 情報学部准教授 （定員：３０名、受講料：1,000 円）	9		

(3) 地域交流への積極的参加

「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」とした『建学の精神』に基づき、開学以来、地域社会への開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々のニーズに応えることを目指してきた。

地域社会と連携した具体的な活動、取り組みは次のとおりである。

① 近隣自治体（吹田市・大阪府等）との連携

ア．地域社会への貢献に関する取り組み

本学は、平成１６年１２月に吹田市と連携協力に関する基本協定を締結した。

この協定に基づき、双方が連携することによって、地域社会への貢献と社会的責任を果たすことを目的に意見を交換する場として、年２回程度（春・秋）、交互に場所を設けて協議会を開催することとなった。

この会では、相互において解決すべき課題や情報の共有が望ましいと思われる事項について、大学事務長、庶務課長のほか、関係する者が参加し、協議を行うこととなり、平成２４年１１月に本学において「平成２４年度 吹田市・大阪学院大学連携推進協議会（第４回）」が開催された。

本学と吹田市との連携協力に関する基本協定における主な具体的事業内容は、次のとおりである。

(a) 地域・市民との交流関係

・大学主催行事への市民参加、地域への開放
・地域行事への協力
・市主催行事（吹田まつりなど）への企画・準備・運営の協力
・国際交流活動への支援・協力
・学生、市民双方の文化活動発表の場の提供
・市主催の生涯学習、社会教育に関する行事への大学教員、学生の協力

(b) その他

・市が設置する各付属機関等委員会への大学教員（職員を含む）の派遣
・本学および吹田市双方の人的・知的資源の交流

② 地域社会への貢献

平成２０年度に「地域連携室」を開設。本学における地域貢献、地域連携の推進を図ることを目的とし、本学が所有する知的資源等を活用した地域連携事業を実施している。

「地域連携室」の具体的事業内容は次のとおりである。

ア．地域を対象とした公開講座、セミナー等の開設
イ．自治体、地域企業等との連携・協力
ウ．地域のまちづくり等へ参加するなど、地域連携による実践的教育の展開
エ．その他、地域連携事業

「地域連携室」の企画の中で、吹田くわい保存に係わる地域連携として、「なにわ伝統野菜吹田くわい」について、本学学生が学修するとともに、地元の「吹田くわい保存会」および栽

培農家と協力し、５月と６月の苗植付け作業、７月には吹田市主催の「吹田まつり」の中で実施される「吹田くわい献上行列」への参加、そして、１２月の収穫作業および収穫祭に参加し、保存・生産活動の協働をしている。

また、本学グループ校のＡＳＴカレッジが隣接する「天神橋筋商店街」について、本学学生がその歴史などを学修するとともに、１２月の大型絵馬の作成・設置などを通じて、同商店街および大阪天満宮の更なる発展を図っている。

【点検・評価】

学部研究会は専門的内容であり、英語での発表が多いため学内関係者の出席にとどまっていることが多い。今後、同時通訳の活動など一般の方が参加しやすい環境を作る必要が考えられる。また、専門的内容に偏っているため、広く市民の参加を期待することができるテーマとすべきである。

教育職員の研究成果である論文等を掲載した大学紀要・論集を各大学、公立図書館・研究所や企業の調査部等への希望による継続した交換・配付により、総合大学としての教育研究活動が広く公表されている。エクステンションセンターによる資格・生涯学習講座は、全ての講座が社会人の受講を可能としており、毎年多くの方々が受講している。このことは社会に教育成果を還元、広く教育プログラムを提供しているといえる。また、児童に対する英語教育、地域の教育委員会と連携した英語教育・ＩＴ教育、大学コンソーシアムとの共催講座を開催・受託するなど、積極的に地域における教育環境の向上に貢献している。また、検証として、実施後の参加者の意見・感想を分析し、満足度の高い研修・講座を提供するように努力している。その一例として、平成２４年度に実施した「大学・専修学校等オープン講座」および「大阪中学生サマー・セミナー」を受講した大阪府内の教職員および中学生の感想を列挙し、参加者の満足度を検証する。

表Ⅷ－８「大学・専修学校等オープン講座」「大阪中学生サマーセミナー」の受講者の感想

研修・講座名	感　　想	研修の様子
平成 24 年度 教職員自主研修支援 大学・専修学校等オープン講座	**8/8AM「校務における Excel 活用術Ⅰ　マクロ＋VBA を使った操作の自動化」** ・分かりやすい内容のもので、校務に活用していきたい。 ・今までマクロや VBA について正式に習ったことがなかったので、とても参考になりました。ありがとうございました。 ・我流で理解していた断片的なものが体系的に理解できてよかったです。Excel VBA サンプルコード集は、とてもうれしいです。ありがとうございます。 ・やはり 1 日の講座では限度があるので、3 日～1 週間などもう少し時間がほしい。基礎的なところを重点的にしてもらえるとより充実したと思う。 ・Access の活用術を希望します。 ・説明が分かりやすかったので、とても良かった。また来年も同じようなものをしてほしい。 ・前回の復習になってよかったです。 **8/8PM「校務における Excel 活用術Ⅱ　マクロ＋VBA を使ったデータ処理の自動化」** ・「全クラスの印刷をする方法」が知りたかったので、本当に来て良かったです。差し込み印刷の方法が分かったので、これから使いたいと思います。ありがとうございました。 ・はがき差し込み印刷、指導要録等実際に使えます。自分なりに工夫して使わせて頂きます。サンプルコードも大変役に立ちそうです。ありがとうございました。残りの夏休み、しっかり学習したいと思います。 ・校務に活かせる研修内容であった。分かりやすく、丁寧に教えて頂いた。 ・VBA の使い方について、前回受講した時よりもレベルが上	 8/8AM「校務における Excel 活用術Ⅰ　マクロ＋VBA を使った操作の自動化」 8/8PM「校務における Excel 活用術Ⅱ　マクロ＋VBA を使ったデータ処理の自動化」

	がっていて、より実践に使える内容になっていた。 ・大変分かりやすく教えていただき、どうもありがとうございました。来年も開講してください。同僚にもすすめたいと思います。	
平成 24 年度 大阪中学生 サマー・セミナー	**「親子で作ろうプロのレシピ　ホテル de 食育　Ⅰ部・Ⅱ部」** ①家では、あんまり料理をする機会がないけど、親切に教えて下さったので楽しく料理できた。 ②食べる前から食べた後までの大切なことや、マナーなどがわかった。一からコロッケを作ることができた。 ②野菜の切り方など、いろいろ教えてもらってとってもうれしかった。 ③すごく楽しかったし、やさしく教えてもらえて、嬉しかったです。ありがとうございました。 ③作るのも面白かったし、とてもおいしかったです！皆さん優しかったです。 ㊨ホテルのキッチンや業務用の道具を見たりできて大変興味深かったです。プロのレシピやコツがわかりました。スタッフの方にとても良くしていただきました。ありがとうございました。 ㊨テーブルマナー、食育と勉強もさせていただきました。お料理も手取り足とり、シェフの方がお手伝い下さり、やる度に「いいよ」「うまいよ」と励まして下さいました。とても嬉しかったです。 ㊨シェフと一緒に調理することができた事、普段使用できない調理器具や調理場に入れた事、味付け、調理のコツを教えて頂けた事、とても参考になりました。 ㊨プロの方の食材の切り方や素早さを目の前で見せてもらったのですごく刺激になったと思います。 **「自分だけの絵本を作ってプレゼン（発表）しよう！」** ①絵本の作り方や話の構成など色々なことが分かったし、貴重な体験ができた。 ②楽しかったです!!一度、絵本を作ってプレゼンしてみたいと思っていたので良かった。 ②物語作りの参考にすごくなりました。 ②同じ夢を持つ人に会えて楽しかった。 ③初めての事ばかりで楽しかったです。 **「コンピュータサイエンスアンプラグド―コンピュータのしくみ探検隊―」** ①自分の理想的な講座だった。 ①ゲームなどがあり、分かりやすかった。 ②これまで知らなかったコンピュータの仕組みを教わることができた。 ③楽しかったし、とても勉強になった。	 「ホテル de 食育Ⅰ部･Ⅱ部」 「絵本を作ってプレゼン（発表）しよう！」 「コンピュータサイエンスアンプラグド」

注）①：1 年生、②：2 年生、③：3 年生、㊨：保護者の意見を示す。

吹田市くわい保存に係わる地域連携について、「吹田くわい」は古くから人々に珍重されている吹田市固有の貴重な農産物であるが、近年は、一般の農家での栽培は全く見あたらず、吹田慈姑保存会の人々によってかろうじて受け継がれているという状況である。そこで、本学学生が、この「なにわ伝統野菜吹田くわい」について学修し、地元の保存会・栽培農家への保存・生産活動への労働協力をし、収穫祭へ参加することは、地域における歴史研究であり、絶えようとしていた「吹田くわい」栽培への協働は、地域ブランドの創出という面からも地域発展に貢献している。

また、天神橋筋商店街に係わる地域連携について、同商店街は天神橋二丁目に本学グループのＡＳＴカレッジが所在することもあり、本学と繋がりの深い商店街であるが、近年は不景気に伴う来客数の減少など、一時の賑わいが失われつつある。そこで、本学学生が同

商店街の歴史などについて学修するとともに、若者の目線から商店街のマーケティング戦略を考えることで、幅広い年齢層の集客を目指している商店街の発展に貢献している。

ボランティアに参加する学生にとって、地域のまちづくりに取り組むことは、社会に出る前に社会と触れ合える貴重な機会でもあり、就職活動にも活用でき、学生の意識付けに繋がり、社会に出てからもその経験は活かされることになる。

さらに、地域住民にとっても、共に学生と触れ合う機会を持ち、コミュニケーションを図ることにより、「大学」という壁を取り払い、「大学」を理解してもらえる良い機会でもあり、意識改革に貢献している。

【将来に向けた発展方策】

本学には、全教員が所属する７つの学会（人文自然学会、流通・経営学会、経済学会、法学会、外国語学会、国際学学会、企業情報学会）があり、各教員の研究成果を論叢ならびに研究会として発表しているが、現在は対象が学内のみとなっている。今後はこの研究会を順次、公開研究会とすることで一般市民にも教員の研究成果に触れる場を持てるよう調整する。

大学紀要・論集の交換・配付、エクステンションセンターによる資格・生涯学習講座の開講について、その継続だけでなく、講座数および参加者数の増加を図るため、講座内容の充実と広報活動に努める。

地域社会との連携に関して、「吹田くわい」栽培への協働や天神橋筋商店街の活性化、青少年交流活動支援ボランティアに参加する学生の増加を図るため、「地域連携室」は、その活動をホームページにおいて掲載する。

オリエンテーションやゼミナールを通して学生への告知機会を増やすとともに、ボランティアの意義を広く浸透させる方策として説明会やポスター作成等による効果的な広報活動を充実させる。

また、岸部地区公民館主催の催しへの学生のボランティア参加が定着しつつあるので、他の地域のイベントにも参加協力できる企画を立案していく。

吹田市においても、吹田市内の各大学から、地域の方々に向けての公開講座・各種イベント・資格取得などの情報を１つにまとめて、情報発信していくホームページが開設されている。大学と地域との交流、連携に関する情報を発信、交流プログラムを企画し、新たな地域ブランドを創出する。

「吹田市・大阪学院大学連携推進協議会」は、これまで計四回開催されたが、回を重ねる毎に、吹田市と本学との担当部局間同士の調整が功を奏し、プロジェクトが前進しつつある。今後も、大学を生かしたまちづくりに対する意見交換の場を継続的に設けて行き、こうして築き上げられた協力関係を充分に活かし地域連携を推進していく。

また、大阪府教育委員会と連携した１０年経験者研修については、該当対象者が急速に増える傾向にあるため、本学が開講している講座や定員を増やすことも今後、検討していかなければならない。

(4) 国際交流事業への積極的参加

【現状の説明】

本学は、社会連携・社会貢献について、創立以来「建学の精神」に則り、広く一般社会に貢献すべく努力を積み重ねてきており、特に国際交流事業への取り組みの一環として、昭和６２年には国際交流センター（現・国際センター）を発足させ、海外諸大学との提携、交換留学生の派遣と受入れ等の諸活動を積極的に行っている。特に海外の大学との提携には力を入れており、平成２４年度末現在で、提携大学は２２の国と地域の５７大学となり、内５３大学と学生の交換協定を締結している。なお平成２４年度は３３名の本学学生を提携大学に派遣し、６５名の外国人留学生（交換留学生・一般留学生）を受け入れた。平成２１年度か

ら平成２４年度までの提携大学数と受入れ交換留学生数および一般留学生数は表Ⅷ－９のとおりである。

表Ⅷ－９　平成２１年度・２２年度・２３年度・２４年度 外国人留学生数一覧

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
提携大学数	46(42)	50(46)	56(46)	57(53)
留学生数〈交換留学生〉	46	69	74	48
留学生数〈一般留学生〉	5	8	10	17
留学生数（合計）	51	77	84	65

注）１．提携大学数の(　)内は、学生交換の提携をしている大学数を示し、内数とする。
２．一般留学生とは、学生交換協定外で本学に授業料を納入した上で、交換留学生と同じ日本語授業を中心とした「国際交流プログラム」を受講する学生で、学部留学生とは異なる。

(1)ホームステイプログラム

提携大学からの受入れ留学生はほとんどが大学周辺のアパートに居住しているが、特に日本の家庭での居住を希望する学生にはホストファミリーを紹介している。ホストファミリーについては一般の人々からも問い合わせがあり、国際交流に関心の高い家庭は潜在的には多いと考えられる。本学においては、学内広報誌や近隣市の市報、地域の各コミュニティ紙などを通してホストファミリーを公募し、応募があった家庭の中から、本学が双方の条件を調整したうえで、留学生の滞在を依頼している。平成２４年度は２１ファミリーに依頼した。なおホストファミリーとの良好な関係維持のために、年に２回（秋と春)、ホストファミリー交流会を開催している。平成２１年度から平成２４年度までのホストファミリー数は表Ⅷ－１０のとおりである。

表Ⅷ－１０　平成２１年度・２２年度・２３年度・２４年度 ホストファミリー数一覧

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ホストファミリー数	49	43	33	21

注）同一年度内に２回以上のホストファミリーをされた場合も１件としてカウント。

(2)公開講演会

国際センターでは、本学学生の国際的な教養や感覚を養うことを目的とした講演会を全学的に開催し、学生が異文化に接する機会を提供しているが、これらの講演会の一部を公開とし、社会への還元を図っている。特に、平成２３年度から行っている“Inspire Me！”と題した公開講演会は、既に海外での活動実績があり、今後もさらに活躍が期待される若いミュージシャンや芸術家にスポットをあてている。彼らの世界へ向けての「挑戦」を紹介することで、本学学生やこれからの若い世代の人々に、海外へ向けて一歩を踏み出す勇気を持ってもらうと共に、同世代の若者から刺激を受けて人生に対して前向きな姿勢を持ってもらうことを目的とした取り組みである。平成２１年度から平成２４年度までの国際センター公開講演会開催状況は表Ⅷ－１１のとおりである。

表Ⅷ－１１　平成２１年度・２２年度・２３年度・２４年度 国際センター公開講演会一覧

開催年月日	講演者	講演会テーマ	参加者数			
			本学学生	教職員	一般	合計

H22.6.11	駐大阪大韓民国総領事館 韓国文化院 金　鐘浩 院長	韓国語と日本語を通してみる 韓国文化と日本文化の類似点と相違点	28	27	4	59
H22.11.16	㈱オータパブリケーションズ 常務取締役ロイド ナカノ氏	日本の観光産業	70	30	1	101
H23.1.12	カナダ教育連盟日本代表 J.　Yellowlees　氏	外国人留学生インターンシップシンポジウム	102	25	36	163
H23.12.08	ギタリスト 田中　彬博　氏	第１回　Inspire　Me!	79	15	21	115
H24.11.29	ユニバーサルインストバンド Drakskip	第２回　Inspire　Me!	184	27	15	226

注）１．平成２１年度は公開講演会は開催していない。
２．本学学生数には大学院生・学部生・短期大学部生および外国人留学生（交換留学生・一般留学生）を含む。

(3)近隣の高校との高大連携

近隣の高等学校における国際交流活動への連携活動として、平成１６年度から統括的教育連携の協定を締結している大阪府立北淀高等学校からの協力要請を受けて、平成２３年度に提携大学からの留学生９名を、また平成２４年度も同じく９名を同校に派遣した。このプログラムは同校における国際交流イベントで、高校生に国際交流の場を提供し、海外への興味を持たすことを目的として例年実施されているもので、留学生たちとのグループディスカッションやカルタゲームなどが行われた。また、交流会に引き続き、同校生徒会主催の日本文化紹介イベントも開催された。

(4)近隣自治体との連携

本学が所在する吹田市にある公益財団法人吹田市国際交流協会が平成２３年１０月３０日（日）に第１５回吹田国際交流スポーツ大会を開催し、本学からも提携大学からの留学生９名と本学学生１０名の計１９名が参加した。しかしながら、平成２４年度においては、吹田市からの同協会への補助金が大幅に削減されたことに伴い、同協会は国際交流スポーツ大会の中止を決定した。一方、地域自治会のイベントである岸一地区公民館主催の餅つき大会は例年開催されており、平成２４年３月３日（土）には交換留学生６名が参加、また平成２５年２月１０日（日）には交換留学生４名が参加し、地域住民との交流を行った。

【点検・評価】

(1)ホームステイプログラム

現在登録されているホストファミリーは全て、大学から１時間以内で通学可能な一般の家庭である。ホームステイプログラムは、ホストファミリー側と留学生側双方の希望が異なる場合が多く、マッチング作業がむずかしいが、現在のホストファミリーとは良好な関係を保っており、ホストファミリー、留学生共に満足しているという状況である。年２回開催しているホストファミリー交流会は、大学からの情報提供やファミリー間の横の情報交換の場だけでなく、ホストファミリーの紹介による地域ボランティアグループや留学生が参加する日本のおもちゃ作り体験など、社会連携の場としても活用できている。しかしながら、留学生の中には、単に経済的負担を減らすための手段として、またホストファミリー側にも子供の英語教育の機会としてホームステイ制度を利用するケースが多々見受けられ、トラブルの要因の一つとなっている。

(2)公開講演会

公開講演会の開催回数は少ないが、平成２３年度には“Inspire Me!”と題した講演シリーズをスタートさせ、一般参加も多数あり、第２回目も第１回目に引き続き好評を博した。しかしながら、開催回数は十分であるとは言えず、地域社会に対する還元の機会を増やすことも必要であり、現在学内向けに開催している講演会についても、内容を考慮した上で公開化するなどの改善も必要である。

(3)近隣の高校との高大連携

大阪府立北淀高等学校で毎年実施されている国際交流イベントに、本学だけでなく他大学の留学生も参加した。高校生６名程度と１～２名の留学生が一つのグループとなり、あらかじめ用意されたテーマでのディスカッションやカルタなどのゲームを行う。交流時間は短いが、これにより双方とも異文化に対する理解を深めることが出来ている。また交流会の後、校内の講堂で高校生による和太鼓や武道など日本の文化紹介もあり、参加した留学生には大変好評であった。このように社会貢献の観点から国際交流における高等学校等の教育現場での交流の拡大も検討している。

(4)近隣自治体との連携

公益財団法人吹田市国際交流協会主催の平成２３年度の第１５回国際交流スポーツ大会は、全体で約４００名が参加し盛大に開催され本学からも交換留学生や在学生が参加したが、平成２４年度は中止となったため参加ができなかった。一方、岸一地区公民館主催の餅つき大会では、昨年度に引き続き実際に餅つきの手伝いをして、地域住民に振舞うなど貴重な体験をした。

【将来に向けた発展方策】

(1)ホームステイプログラム

新規でのホストファミリー希望家庭に対しては、本学の考えるホームステイのあり方を説明した上で、理解と賛同が得られる家庭を中心に登録し、本来の国際交流や異文化交流の場としてホームステイを希望する家庭や留学生に対し、本ホームステイプログラムを提供していくこととする。一方、年２回開催している交流会は特に問題はないと考えており、継続して行う。なおホストファミリーの新規開拓については、今後も地域自治体や地域の各コミュニティ紙などの協力を得ながら実施していく。

(2)公開講演会

国際センター講演会の実施にあたっては、できるだけ公開にすることで、学内のみならず、地域社会が大学のリソースを活用できる機会を提供する。また現在、留学とキャリアに関する講演会を学内向けに開催しているが、これについては今後は、公開開催としていくこととする。一方、参加者確保のため告知の方法を検討する必要があり、今後は学内向けの案内に加えて、地元自治体や近隣コミュニティにも積極的に働きかけ、より多くの人々に参加してもらえるよう努めていく。

(3)近隣の高校との高大連携

大阪府立北淀高等学校は本交流プログラムを今後も継続的に実施される方針であり、本学留学生にとっても日本の高校生の様子を知る良い機会になるため、同校からの要請があれば今後も留学生の派遣協力を積極的に行っていくこととする。

(4)近隣自治体との連携

公益財団法人吹田市国際交流協会主催の国際交流スポーツ大会は、本学が自治体を通して取り組む唯一の国際交流プログラムであったが、今後はスポーツも含めて何らかの形での国際交流プログラムが復活されれば、積極的に参加を促すこととする。また、地域自治会のイベントにおいては、参加留学生にとっても貴重な体験が出来る良い機会となるため、要望があれば今後も留学生の派遣協力を行っていくこととする。

〔大学院 研究科〕

商学研究科

１．社会との連携・協力に関する方針

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

本学は、建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の生涯学習意欲に応えることを目指している。

『教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動』および『地域交流・国際交流事業への参加』については、平成２４年５月に日本経営分析学会との共催で『大阪学院大学大学院公開講演会「医療・福祉経営の課題と将来展望」』を開催した。本研究科としては、大学院ならびに研究科の理念・目的および社会的役割・社会責任を踏まえ、大学・大学院全体の取組みに積極的に協力することにより、多様な貢献を果たしている。

『学外組織との連携協力による教育研究の推進』については、上記と同様に大学全体の取組みに協力するとともに、大学院独自の取組みとしては、大学院における研究成果を社会へ還元し、地方自治体の政策形成に寄与することを目的に、公益財団法人大阪府市町村振興協会おおさか市町村職員研修研究センター(通称:マッセＯＳＡＫＡ)と協力事業に関する申し合わせを締結し、本大学院で開講する授業科目に、科目等履修生として大阪府内の市町村職員を受入れることにより、同センターが行なう『公共政策研究』の実施に協力している。

専任教員へは、官公庁や企業等から委員委嘱や指導者への依頼もあり、研究の成果を踏まえ広く社会に貢献している。なお、本研究科の専任教員は全員、本学学部の専任教員であることから、その研究成果の社会への還元や、国や地方自治体等の政策形成への寄与については、専ら所属学部の活動として実施しており、現在のところ研究科独自の組織だった取組みとしては行っておらず、社会との文化交流を目的とした教育システムの整備、公開講座の開設、施設・設備の社会への開放や社会との共同利用といった点についても、殆どが大学学部の主導によるものとなっている。

【点検・評価】

本研究科は、大学学部と一体となり、地域社会に開かれた大学として、学外との幅広い交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元することを目指してきた。これまでの各種取組みは、地域の方々の生涯学習意欲に応え、国や自治体の政策形成に積極的に寄与できたものと評価できる。

また、「ＴＥＡＭ ＯＧＵ×地域・社会・世界」をスローガンに大学全体で実施された各種行事に積極的に協力するとともに、吹田市と本学との連携協力協定に基づき、吹田市職員を本大学院の授業にゲストスピーカーとして招き、実践的な授業を展開することができた。さらに、大学院独自の公開講演会を開催することで地域社会への貢献を図り、マッセＯＳＡＫＡとの協力事業に関する申し合わせ締結により、大阪府内の市町村職員研修に協力できたことは高く評価する。

また、各教員個々の主体的な活動により、積極的な社会貢献を果たしている点も評価できる。

【将来に向けた発展方策】

教員個人の社会貢献を支援するとともに、本研究科主催の、あるいは他の機関との共催による公開講演会・シンポジウム・研究会等の実施に向けて検討を進める。

また、自治体や学外組織との連携は、それぞれの特色・強みを組み合わせることにより、単独では果たしえない公益事業を壮大に展開できる点が魅力であることから、特に協定、申し合わせを締結している吹田市やマッセＯＳＡＫＡとは、互いを重要なパートナーと位置づけ積極的に事業協力を進めるように努める。

経済学研究科

１．社会との連携・協力に関する方針

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

本学は、建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の生涯学習意欲に応えることを目指している。また、本研究科は、大学学部と一体となり、地域社会に開かれた大学として、学外との幅広い交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元することを目指してきた。

「教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動」および「地域交流・国際交流事業への参加」については、本研究科としては、大学院ならびに研究科の理念・目的および社会的役割・社会責任を踏まえ、大学全体の取組みに積極的に協力することにより、多様な貢献を果たしている。

「学外組織との連携協力による教育研究の推進」については、上記と同様に大学全体の取組みに協力するとともに、大学院独自の取組みとしては、吹田市との連携協力協定に基づき、本研究科の講義科目である「公共政策研究Ｉ」のゲストスピーカーとして吹田職員および吹田市と関連する市民団体の方を招き、吹田市が取り組んでいる具体的な政策等についてお話し頂き、地方公共団体の行財政の現状および課題を把握し公共政策の理解を深めることができた。

さらに、大学院における研究成果を社会へ還元し、地方自治体の政策形成に寄与することを目的に、公益財団法人大阪府市町村振興協会おおさか市町村職員研修研究センター（通称：マッセＯＳＡＫＡ）との協力事業に関する申し合わせを締結し、本大学院で開講する授業科目に、科目等履修生として大阪府内の市町村職員を受入れることにより、同センターが行なう「公共政策研究」の実施に協力している。

【点検・評価】

これまでの各種取組みは、地域の方々の生涯学習意欲に応え、国や自治体の政策形成に積極的に寄与できたものと評価できる。また、「ＴＥＡＭＯＧＵ×地域・社会・世界」をスローガンに大学全体で実施された各種行事に積極的に協力するとともに、吹田市と本学との連携協力協定に基づき、吹田市職員および吹田市と関連する市民団体の方を本大学院の授業にゲストスピーカーとして招き、実践的な授業を展開することができた。さらに、大学院が独自にマッセＯＳＡＫＡと協力事業に関する申し合わせを締結し、大阪府内の市町村職員研修に貢献できたことは高く評価する。

【将来に向けた発展方策】

今後も、協定・申し合わせを締結している吹田市やマッセＯＳＡＫＡとの協力関係を中心に、社会との連携・協力を推進していく。

国際学研究科

１．社会との連携・協力に関する方針

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

本学は、建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の生涯学習意欲に応えることを目指している。

『教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動』および『地域交流・国際交流事業への参加』については、本研究科としては、大学院ならびに研究科の理念・目的および社会的役割・社会責任を踏まえ、大学全体の取組みに積極的に協力することにより、多様な貢献を果たしている。

『学外組織との連携協力による教育研究の推進』については、上記と同様に大学全体の取組みに協力するとともに、大学院独自の取組みとしては、大学院における研究成果を社会へ還元し、地方自治体の政策形成に寄与することを目的に、公益財団法人大阪府市町村振興協会おおさか市町村職員研修研究センター(通称:マッセＯＳＡＫＡ)と協力事業に関する申し合わせを締結し、本大学院で開講する授業科目に、科目等履修生として大阪府内の市町村職員を受入れることにより、同センターが行なう『公共政策研究』の実施に協力している。

専任教員へは、官公庁や企業等から委員委嘱や指導者への依頼もあり、研究の成果を踏まえ広く社会に貢献している。なお、本研究科の専任教員は全員、本学学部の専任教員であることから、その研究成果の社会への還元や、国や地方自治体等の政策形成への寄与については、専ら所属学部の活動として実施しており、現在のところ研究科独自の組織だった取組みとしては行っておらず、社会との文化交流を目的とした教育システムの整備、公開講座の開設、施設・設備の社会への開放や社会との共同利用といった点についても、殆どが大学学部の主導によるものとなっている。

【点検・評価】

本研究科は、大学学部と一体となり、地域社会に開かれた大学として、学外との幅広い交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元することを目指してきた。これまでの各種取組みは、地域の方々の生涯学習意欲に応え、国や自治体の政策形成に積極的に寄与できたものと評価できる。

また、「ＴＥＡＭ ＯＧＵ×地域・社会・世界」をスローガンに大学全体で実施された各種行事に積極的に協力するとともに、吹田市と本学との連携協力協定に基づき、吹田市職員を本大学院の授業にゲストスピーカーとして招き、実践的な授業を展開することができた。さらに、大学院が独自にマッセＯＳＡＫＡと協力事業に関する申し合わせを締結し、 大阪府内の市町村職員研修に貢献できたことは高く評価する。

また、各教員個々の主体的な活動により、積極的な社会貢献を果たしている点も評価できる。

しかし、研究科として、組織だった社会貢献への取組みが求められる。

【将来に向けた発展方策】

教員個人の社会貢献を支援するとともに、大学院または本研究科の主催、あるいは他の機関との共催による公開講演会・シンポジウム・研究会等を実施する。

また、自治体や学外組織との連携は、それぞれの特色・強みを組み合わせることにより、単独では果たしえない公益事業を壮大に展開できる点が魅力であることから、特に協定・申し合わせを締結している吹田市やマッセＯＳＡＫＡとは、互いを重要なパートナーと位置づけ積極的に事業協力を進めるように努める。

法学研究科

１．社会との連携・協力に関する方針

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

本学は、建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業な

どと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の生涯学習意欲に応えることを目指している。

『教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動』および『地域交流・国際交流事業への参加』については、本研究科としては、大学院ならびに研究科の理念・目的および社会的役割・社会責任を踏まえ、大学全体の取組みに積極的に協力することにより、多様な貢献を果たしている。

『学外組織との連携協力による教育研究の推進』については、上記と同様に大学全体の取組みに協力するとともに、大学院独自の取組みとしては、大学院における研究成果を社会へ還元し、地方自治体の政策形成に寄与することを目的に、公益財団法人大阪府市町村振興協会おおさか市町村職員研修研究センター(通称:マッセＯＳＡＫＡ)と協力事業に関する申し合わせを締結し、本大学院で開講する授業科目に、科目等履修生として大阪府内の市町村職員を受入れることにより、同センターが行なう『公共政策研究』の実施に協力している。

専任教員へは、官公庁や企業等から委員委嘱や指導者への依頼もあり、研究の成果を踏まえ広く社会に貢献している。なお、本研究科専任教員はほとんどが本学学部の専任教員であることから、その研究成果の社会への還元や、国や地方自治体等の政策形成への寄与については、専ら所属学部の活動として実施しており、現在のところ研究科独自の組織だった取組みとしては行っておらず、社会との文化交流を目的とした教育システムの整備、公開講座の開設、施設・設備の社会への開放や社会との共同利用といった点についても、殆どが大学学部の主導によるものとなっている。

【点検・評価】

本研究科は、大学学部と一体となり、地域社会に開かれた大学として、学外との幅広い交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元することを目指してきた。これまでの各種取組みは、地域の方々の生涯学習意欲に応え、国や自治体の政策形成に積極的に寄与できたものと評価できる。

また、「ＴＥＡＭＯＧＵ×地域・社会・世界」をスローガンに大学全体で実施された各種行事に積極的に協力するとともに、吹田市と本学との連携協力協定に基づき、吹田市職員を本大学院の授業にゲストスピーカーとして招き、実践的な授業を展開することができた。さらに、大学院が独自にマッセＯＳＡＫＡと協力事業に関する申し合わせを締結し、大阪府内の市町村職員研修に貢献できたことは高く評価する。

また、各教員個々の主体的な活動により、積極的な社会貢献を果たしている点も評価できる。

しかし、研究科として、組織だった社会貢献への取組みが求められる。

【将来に向けた発展方策】

教員個人の社会貢献を支援するとともに、大学院または本研究科主催の、あるいは他の機関との共催による公開講演会・シンポジウム・研究会等を実施する。

また、自治体や学外組織との連携は、それぞれの特色・強みを組み合わせることにより、単独では果たしえない公益事業を壮大に展開できる点が魅力であることから、特に協定・申し合わせを締結している吹田市やマッセＯＳＡＫＡとは、互いを重要なパートナーと位置づけ積極的に事業協力を進めるように努める。

コンピュータサイエンス研究科

１．社会との連携・協力に関する方針

２．教育研究の成果の適切な社会への還元

【現状説明】

本学は、建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学を目指し、広く地域社会や企業などと交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の生涯学習意欲に応えることを目指している。

『教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動』および『地域交流・国際交流事業への参加』については、現在のところ、実践的技術者の養成という、研究科内で完結する教育指導に専心しており、組織だった社会貢献活動はできていない。本研究科としては、大学院ならびに研究科の理念・目的および社会的役割・社会責任を踏まえ、大学全体の取組みに積極的に協力することにより、多様な貢献を果たしており、研究科で育て上げた高度な専門知識と技術を備えた優秀な修了者を数多く社会に輩出することこそが、最大の貢献であると考えている。

『学外組織との連携協力による教育研究の推進』については、株式会社半導体理工学研究センター（ＳＴＡＲＣ）におけるＳｏＣ設計技術者教育（Education for System on Chip Design Engineers）への協力が挙げられる。これは、同センターが半導体技術者、特にＳｏＣ設計技術者の育成のために、国内の大学において支援講座、協力講座を開設し、教材の提供や講師の派遣等を行っており本学（本研究科）を含め、国内約５０の大学が同センターの設計技術講座を開設している。本研究科修士課程では、開講科目の一つである「システムＣＡＤＡ」を同センター協力講座に充てており、講座受講者でこの科目の単位を取得した者に対し、同センターが修了証を交付している。

なお、本研究科の専任教員は全員、本学学部の専任教員であることから、その研究成果の社会への還元については、専ら所属学部の活動として、それぞれの専門性を活かし、公的機関等の運営に協力している。社会との文化交流を目的とした教育システムの整備、公開講座の開設、施設・設備の社会への開放や社会との共同利用といった点についても、殆どが大学学部の主導によるものとなっている。

【点検・評価】

本研究科は小規模な組織であるため、単独での社会貢献活動を継続して実施することは困難である。しかし、基礎学部である情報学部と連携した取組みとしては、様々な企画を推進することが可能である。実際、本研究科専任教員は全員情報学部の所属であり、また、情報学部のみ所属の専任教員には、本研究科修士課程の一部科目を担当願っている。このように、日常的に基礎学部との関係は密接で、情報共有も容易なことから、両者共催によるメニューを考案し、速やかに実施する必要がある。

また、教育目標に掲げている、利用者の視点に立ったシステム構築能力を育成するためには、コンピュータサイエンスの専門知識・技術を有しない一般ユーザーに対し、分かりやすい言葉を駆使して説明するとともに、その具体的な要望や意見を誠実に汲み取り、これらに適切に応えられなければならない。日常の研究科教育だけでは、専門性を既に備えた教員や学生同士の対話が中心であり、実際のシステム利用者の声が必ずしも反映されるとは限らない。さらに言えば、経済成長を促すイノベーションを生み出すためには、技術のみでは充分でなく、優れたビジネスモデルや革新的マネジメントがセットでなければならず、こうした異なる専門分野を有する人々との交流も望まれる。このように、本研究科における社会貢献は、教育研究成果の還元に留まらず、社会との接点を絶えず意識する必要がある。

なお、「ＴＥＡＭＯＧＵ×地域・社会・世界」をスローガンに大学全体で実施された各種行事に積極的に協力するとともに、吹田市と本学との連携協力協定に基づき、吹田市職員を本大学院の授業にゲストスピーカーとして招き、実践的な授業を展開することができた。さらに、大学院が独自にマッセＯＳＡＫＡと協力事業に関する申し合わせを締結し、大阪府内の市町村職員研修に貢献できたことは高く評価する。さらに、各教員個々の主体的な活動により、積極的な社会貢献を果たしている点も評価できる。

【将来に向けた発展方策】

教員個人の社会貢献を支援するとともに、大学院または本研究科主催の、あるいは他の機関との共催による公開講演会・シンポジウム・研究会等を実施に向けて検討を進める。

また、自治体や学外組織との連携は、それぞれの特色・強みを組み合わせることにより、単独では果たしえない公益事業を壮大に展開できる点が魅力であることから、特に協定・申

し合わせを締結している吹田市やマッセＯＳＡＫＡとは、互いを重要なパートナーと位置づけ積極的に事業協力を進めるように努めるとともに、研究科として有する専門性と社会との接点を考え、双方の改善に繋がる取組みについて、幅広く意見を求め、議論を重ねていく。

第 9 章　管理運営・財務

1．管理運営

（1）大学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針

【現状説明】

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議する代表的機関として大学協議会と学部長会議が設けられている。

① 大学協議会

大学協議会は、学則により規定された各学部に共通する重要な事項の審議機関である。大学協議会の構成は、総長、大学院部長、各学部長、通信教育部長、短期大学学科長、大学院および各学部所属の専任教授の中から大学院部長および各学部長がそれぞれ推薦する者各１名、事務局長、総長が協議員として必要と認めた者若干名からなっている。大学協議会は総長が主宰し、大学の運営に関する重要事項、重要な規則の制定・改廃に関する事項、学事に関する重要事項、教員の任用候補者の選定等教員人事に関する事項、学部および学内諸機関の連絡調整に関する重要事項について協議し、「大学協議会規程」（昭和４９年４月制定）に基づいて運営される。「大学協議会規程」に基づき、大学協議会は総長が招集し、その議長は協議員の互選により、候補者を推薦し、総長がこれを委嘱する。大学協議会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、出席した協議員の過半数の同意をもって議決される。

大学協議会は、これまで、主として重要な規則の制定・改廃に関する事項、教員の任用候補者の選定等教員人事に関する事項を審議するために開催されてきた。また、教学上の重要事項も大学協議会に付議されてきた。教員の任用候補者の選定等教員人事の開始に関しては、大学協議会に諮られ、その後、該当する教育職員が所属する教授会で審議・了承される。さらに、その後、大学協議会に報告され、理事会の承認を得ることとなっている。

このように、教育職員の人事に係わる重要事項や、全学の共通教育に係わる教学上の重要事項に関しては、当該学部等の教授会や各種委員会での審議だけでなく、場合によっては大学協議会または後述の学部長会議において全学的な見地に立って協議される。すなわち、教授会と大学協議会は、全学的な重要事項の審議に関して、密接な連携を図りながら、かつ役割分担を明確にして運営されている。

② 学部長会議

本学には、各学部の教学に関する事項について全学的立場から協議し、各学部間の連絡調整を図る機関として、学部長会議が設けられている。学部長会議は、大学協議会が年に１０回程度開催されているのに対し、休業期間を除いて、原則月２回（第１と第３の月曜日）定期的に開催されている。

学部長会議の構成は、総長、大学院部長、各学部長、短期大学学科長、教務部長、事務局長、総長が構成員として必要と認めた者からなっている。学部長会議は、「学部長会議規程」（昭和５０年４月制定）に基づいて運営される。「学部長会議規程」に基づき、学部長会議は総長・議長または２名以上の学部長が必要と認めたときこれを開催する。その議長は学部長会議でこれを互選し、総長の了承を得るものとされている。

本学では、学部長会議が、大学全体の意思決定に関わって重要な役割を担っている。特に、総長の教学に係わる方針や提案について、共通の理解と協力関係を形成する上で重要な会議である。学部等の教授会単独では解決できない全学的な事項等の連絡・調整・企画・協議に大学執行部、各学部長、大学院部長、教務部長、学生部長が一堂に会している。このように、本会議を通して、総長と学部等機関あるいは各学部等間の密接な連携と協力が図られ、教授会と学部長会議の役割が適切に分担され、円滑な大学運営のために十分な機能を発揮している。

なお、両会議を統括する事務組織は、庶務課である。同課の職員は、学部長会議が開かれる週始めに会議に上程する案件を大学執行部とともに検討し、担当部署の職員とともに案件を上程する諸機関の長との打合せを行い、学部長会議が効率よく運営できるように心がけている。

本学における意思決定は、事案により異なるが、事務組織または教学組織において発議された事案について、学則並びに諸規則諸規程に定めるところにより学部長会議、大学協議会などの審議機関を経て協議・審議されたのち、各学部教授会において決定している。学則等諸規則諸規程の最終決定機関は理事会であるが、諸決議事項の審議決定プロセスは確立・周知されており、十分意思の疎通が図られている。

教授会は、各学部に設置され、学部長ならびに専任の教授・准教授および講師をもって構成されている。開催は、定例教授会を学部長が招集して月１回開催し、学部長が議長となる。構成員の３分の２以上の出席が必要であり、議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。

教授会が審議する事項については、次のとおり学則により規定されている。

ア．学生の入学・復学・退学・休学等に関すること
イ．学生の試験及び卒業に関すること
ウ．学生の指導及び賞罰に関すること
エ．教育課程、授業に関すること
オ．学術研究に関すること
カ．教員の人事に関すること
キ．その他学事に関する重要事項

教育課程に果たす教授会の役割としては、教育方針、教育内容等全般について審議するほか、全学審議会（後述）等において先議された答申・提案等について、最終的に審議する機関としての役割を担っている。また、各学部では、教務関係、学生関係、就職関係、図書関係、留学関係等の各種の委員会委員を選出し、各部局や教授会の意見が円滑に反映され、効果的に学生生活の支援、教学的支援や運営ができるようにしている。

教員人事に果たす教授会の役割としては、教員の新規採用および昇任に関して、その適否を審査する役割を担っている。

各学部の教授会は大学教授会規程に基づき運営されている。学部長会議で事前に協議する諸案件や関連する諸問題を調整した上で、教授会への審議および報告事項としているため、大学運営を困難にならしめるような例は殆んど生じていない。

各学部から選出された委員からなる部局別の各種委員会を設け、全学的共通の事項に関して検討している。また、委員会では学部の意見を反映した上で案件を協議する。その結果をもって、その後の教授会において案件を審議または報告する。

本学の教育研究に係る意思決定に関しては、教授会及び委員会等の決議に基づき、大学協議会がこれを集約している。その後、法人理事会において最終決定しているが、その際、教学組織の意向は充分に尊重している。

他方、経理や資産管理といった経営に係る事項に関しては、法人内諸学校の意見を勘案し、グループ全体の調整を図りながら、法人理事会において最終決定している。

以上のとおり、教学組織と学校法人理事会は、互いに機能を分担し、それぞれの役割を適切に果たしている。また、本学は、教学組織の代表でもある総長が法人の理事長を兼務していることから、両者の視点に立脚して大学運営を行えるようになっている。

【点検・評価】

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議・協議するために、大学協議会と学部長会議が設けられている。審議する内容により、他の諸機関で実質的に審議がなされ、その結果は学部長会議等に協議事項あるいは報告事項として上程され、大学運営が円滑に機能するように制度化されている。

各学部等には、教授会や各種委員会が設けられ、学部独自の問題や他機関と関連する事項が議論され、改革・改善に向けての方策がとれる体制が整えられている。各学部と大学執行部、あるいは各学部間の諸課題は学部長会議を通して議論されている。このように、大学レベルでも、学部レベルでも役割分担が明確な様々な機関が大学に設けられ、教学の運営がスムーズに展開されており、意思決定のプロセスは規程によって明文化され適切に運用されている。

教授会は教育課程の編成及び教員人事等の学部の専権事項についての最終決定機関としての機能を充分に果たしていると言える。

また、学部長は、学部長会議、大学協議会等において、総長、他学部長、その他重要役職者と諸案件について意思の疎通を図っており、このことが教授会における意思決定に資しており、教授会と学部長の間の連携協力関係は概ね良好と言える。

本学では､教学組織と学校法人理事会とが連携協力関係を築けるよう制度化されており、また、それぞれが適切に機能を分担できており問題はない。

【将来に向けた発展方策】

学部教授会と大学協議会、学部長会議との間の連携及び役割分担は適切であり、今後も大学総体として協働できる体制を整備し、より活発な審議ができるよう継続的に点検を行う。

意思決定のプロセスについても現状に問題はなく改善の必要はないと考える。

また、教授会についても健全に運営されており、特に改善すべき点はない。

教授会と学部長との間の連携協力関係も概ね良好であり、それぞれ適切に行われており、改善の必要は無いと思われる。

引き続き、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との連携・協力に努める。

（２）明文化された規程に基づく管理運営

【現状説明】

はじめ、諸活動を行うにあたり関連する諸法令ならびに学内において制定した各種規定を適切に遵守するような体制をとっている。

法令等の改正に際しては、関連事項を迅速に対処すべく、法人本部と各部署が密接な連絡を行いその対応にあたっている。また、改正に伴い学内規定に影響を及ぼす内容については、専門家による指導、法学関連教員の調整などを図りながら該当する委員会・会議等を開催し早急に的確な対応が行えるよう実施している。

新入生や新規採用教職員に対しては、オリエンテーション等において、関連諸規程を配付し説明等を行い、各種規定の遵守を図っている。

また、法改正に際しては、適時、本学の規程を見直し、該当部局等への周知を図っている。

学長は、学校法人大阪学院大学寄附行為の定めるところにより、理事・評議員として法人の管理運営に直接かかわっている。また、大阪学院大学学則第４８条で「学長は、全学の学事を統括する。」と規定されており、学長の職務は法人の理事としての職務と、学校教育法第５８条に基づく「学長」の職務との両面を有していると言える。

学長(総長)には、理事会、評議員会の職務上の構成員として、また、学部長会議あるいは全学的審議機関である大学協議会の構成員として、経営・教学の両面に配慮した運営が求められている。

学部長は、全学的審議機関である大学協議会および学部長会議の構成員となり、教学の意思決定に加わっている。また、学部長は学部に関わる案件を審議決定する学部教授会を召集し、その議長となって学部を統括している。また、企画、審議、諸会議の職務上の委員として大学内の各種業務に関わっている。さらに、出張申請や予算支出の事務手続きの決裁を行う。

本学では、学長は「大阪学院大学学長・大阪学院短期大学学長選任に関する規程」に基づいて選任される。その任期は４年で、再任は妨げられない。学長候補者の資格は、学長または総長経験者、本学における教授職歴１０年以上の教授で建学の精神を体し、人格高潔にして学識に優れ、かつ教育行政に関し識見を有する者、あるいは学識経験者のいずれかに該当するものとされている。

学長の選任の手続きは、次のとおりである。すなわち、学長を選任するときは、学長選考委員会を設け、理事会は学長選考委員会に対し、学長候補者１名の推薦を依頼する。学長選考委員会には委員長が置かれ、委員長は学長選考委員会を招集し、これを主宰する。学長選考委員会の委員長は、学長選考委員会の選考した学長候補者を理事会に推薦し、選考の経過を報告する。理事会は、委員会の推薦した学長候補者について、学長の任命を行うこととなる。なお、学長選考委員会の横成員は、現学長（総長）、学部長および学科長、大学協議会を代表する者２名、学校法人大阪学院大学の理事である者３名となっており、学長選考委員会の委員は、理事会が委嘱する。

学部長は、専任の教授のうちから、各学部教授会において学部所属の教授、准教授および講師の投票により選出される。ただし、その候補者は総長、理事会を代表する者１名、教授会において選出する教授５名が構成員となる選考委員会において選出された者となっている。選考委員会における教授会において選出する教授５名の選出は無記名２名連記の投票により行われ、上位５名の選出となる。学部長の選挙は選考委員会において選出された候補者から、単記無記名投票により行われる。投票の結果、投票総数の過半数を得る者がなかった場合は、上位２名の者を候補者として再投票を行う。なお、学部長の任期は２年とし、１０月１日に始まり翌々年の９月３０日をもって満了する。ただし、再選は妨げないが、３選は認められない。

【点検・評価】

法令等の遵守にあたっては、特に新入生、新規採用教職員に対しては、オリエンテーション等において、関連諸規定を配布し、重要項目については、詳細な説明等を行い、各種規定の遵守を図っており、問題はないと考える。

学長の権限の行使は適切である。しかし、昨今の時代の変化に対応するためには、学長（総長）のリーダーシップのもとに全学的な取組みを要する課題が多岐にわたるようになる。今後、教職員の資質向上や学生に対する施設設備の整備や充実など大学運営を積極的に実行していく上で、学長（総長）権限の行使が一層求められる。

学部長は総長の命を受け、学部を統括し、円滑な運営に当たる。これら職務上の内容から照らした場合、現状では学部長権限の行使は適切である。

学長の選任手続きは、規程に基づき適切に行われており、問題はない。

学部長は、専任教員全員による投票で選出されるという点は民主的で評価でき、国内・在外研究への影響を配慮し、同一の学部長は連続２期までに制限され、負担を軽減されている。

【将来に向けた発展方策】

法改正に応じ適時、本学の規定を改正し、該当部局・担当者への周知をはじめ、掲示・回覧等により教員、職員等広く学内へも告知する体制が整っており、今後も厳格に法令ならびに学内規定を遵守していく。

本学は総合大学として今後一層の社会的存在価値を高めていくことが求められており、学長（総長）の施策形成機能を支える体制を強化しなければならない。

学部長の職務権限およびその行使については適切であり、特に改善する点はないと考える。

学長の選任手続については適切であり、特に改善の必要はないと考える。

学部長の選任手続については適切であり、特に改善の必要はないと考える。

（3）大学業務を支援する事務組織の設置と機能

【現状説明】

本学の事務組織は、下図に示すとおりであり、各部署に必要人員を配置している。

なお、図書館の一部業務を外部委託することにより、専任事務職員数の削減、専門化、効率化を図っている。

また、平成２４年５月より、図書館課を図書館事務室へと、そして新たにユニバーシティクラブ強化支援室を設置するなどの変更が行われている。

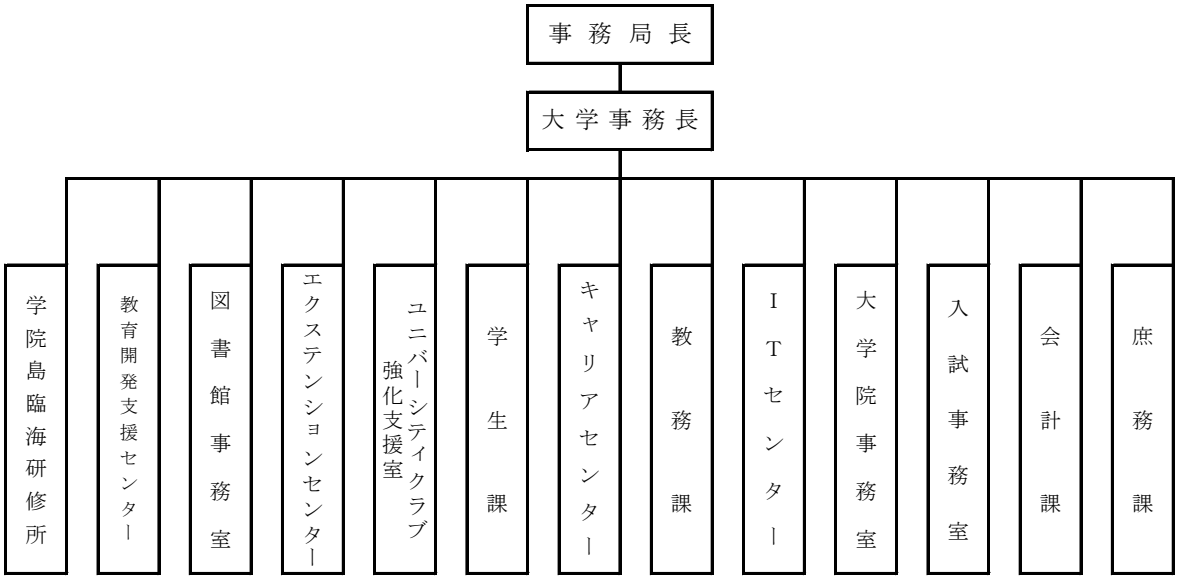

平成２４年５月１日現在の人員配置については、事務局長１名、大学事務長（短期大学事務長を兼務）１名、庶務課１９名、教育開発支援センター３名、会計課９名、入試事務室１７名、大学院事務室６名、ITセンター２名、教務課２５名、キャリアセンター１７名、学生課２０名、ユニバーシティクラブ強化支援室８名、エクステンションセンター３名、国際センター１０名、図書館事務室６名であり、各部署に必要人員を配置している。

また、事務職員の任用については、法人事務局総務部と庶務課が協働でスケジュールや採用方法などの原案を作成した上で採用試験を実施し、総長の決裁を経て決定する。

【点検・評価】

事務組織の構成と人員配置については、業務内容、業務量、人員配置について毎年見直しを行い、必要な人材について大学事務長が各部署の所属長にヒアリングを行い状況確認することにより、組織運営がより効率的になるような配置・異動が行われている。

事務機能の改善・業務内容の多様化へ対応策として、他部署の業務内容の説明会やパソコン等の講習会等を実施し、各個人の知識やスキルを向上することで、業務をより早く能率的に行えることを目指している。

また、大学および短期大学認証評価申請時に大学基準協会より、事務職員の任用や昇格において、選考基準が定められていないので改善が望まれるという指摘があった。

【将来に向けた発展方策】

事務組織の構成と人員配置については、特に問題はないと考えられ、今後も教育研究活動を円滑かつ効果的に行うための適切な事務組織となるよう業務内容・業務量、人員配置について毎年見直しを行い、各部署間で調整のうえ、組織運営がより効率的になるよう人員配置を行う。

また、職員の採用・昇格等に関する諸規程については、採用に関して、職員任免規則第１０条を、現在の採用活動の運用の実態に合致させて、次のとおり改正する。

〈改正前〉

（事務職員の任用）

第１０条　事務職員の任用は事務職員選考基準の定めるところによる。

〈改正後〉

（事務職員の任用）

第１０条　事務職員の任用は、公募を基本とした募集を行い、採用希望者に対して、書類選考、筆記試験、面接試験等を実施し、人格、能力、学歴、技能、経験および健康等を総合的に判断し、上位者を採用するものとする。

なお、同規則は平成２４年７月１日に改正された。

事務職員の昇格については、常日頃から事務局業務を統括している事務長を初めとする管理監督者による人事会議において、各課の業務量、人数、年齢のバランス、また、個人の適性、能力、経験年数等により総合的にかつ大局的見地に立って実行している。これにより、事務組織、各部局が硬直化することなく効率的に運営されており、現在のところ基準化する計画は立てていない。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策

【現状説明】

大学運営において、大学職員の役割はますます大きくなっている。事務処理を正確に処理する能力だけではなく、現在の高等教育の抱える問題や教育事情に関する理解、学士課程の質的変換を図るための教育改善を支える教職協働を行える職員の意欲・資質の向上は、これまで以上に大学職員には必要となってきている。大学を取り巻く社会は、複雑に相互依存しながら絶えず変化している。このような社会を背景にして、大学職員に求められるものは、教育活動に積極的に参画する企画性や意欲・資質である。本学には未だ事務職員の人事考課において、昇格に関して明文化された規程は無いが、それを目指す前段階として、階層別（役職）の職責や職能を定義し、その獲得を目指す独自の研修体制を整備する検討が、平成２３年度に庶務課人事係と教育開発支援センターの連携によって行われた。すなわち、本学の求める職員像を「常に組織の方針（ミッション）を理解し、自らの役割を自覚して行動し、そのために自ら課題を設定し、実現していくことができる職員」とし、将来的には昇格等の判断材料になり得るような資料作成を目指している。しかし、研修制度を単なる昇格等の判断材料として実施するのではなく、本来の目的である個人の職能をより伸ばすことに重きを置くものでありたいと考えている。

現在、昇格については常日頃から事務局業務を総括している大学事務長をはじめとする管理監督者による人事会議において、各課の各課の業務量、人数、年齢のバランス、また、個人の適性、能力、経験年数等により総合的にかつ大局的見地に立って実行している。

本学の事務職員の研修体制の基本モデルは、階層別研修、目的別研修、自主研修からなる。

〈階層別に重視する能力〉

①　所属長クラス

ア．統率力：部下の士気を高揚させ、業務バランスをコントロールし、組織の活性化を図る能力。

イ．折衝力：学内外に対し、自ら責任を持って適切に調整を行う能力。

ウ．構想力：既存の制度や価値観にとらわれずに柔軟に発想するとともに課題解決のビジョンを創出し、実現する戦略を構想する能力。

エ．危機管理力：事件や事故に備えた適切な管理体制を整え、発生時にダメージコントロールができる能力。

オ．識見：業務を適切に遂行できる識見とバランス感覚。

② 担当・係の責任者クラス

ア．企画力：常に問題意識を持って業務に臨み、問題解決策、業務遂行の手段等について、適切に企画立案する能力。

イ．目標達成能力：目標の着実な達成と課題の解決を図る能力。

ウ．変革力：前例や慣例にとらわれず、業務改善を発想し行動をする能力

エ．監督育成力：同僚の心身の健康、職場環境等を把握し、その維持向上を図る能力。業務の背景、経緯、他部署との関係を含め幅広く理解し、指導サポートする能力。

オ．情報伝達力：組織の状況を把握し、問題点をスピーディーに上司・同僚に伝達する能力。

③ 主担当者クラス

ア．実行力：業務を遂行し目標の着実な達成と課題の解決を図る能力に加え、他部署との調整や新しい発想の提起などの応用的な行動をとる能力。

イ．職務知識：後進の指導や上司への説明が十分できる職務知識。

ウ．企画力：成果物のイメージを正しく理解し、迅速かつ的確に具体的な対応策を企画立案する能力。

④ 業務担当者クラス

ア．執行力：自ら業務遂行方法を改善しながら、期限内に業務を適切に遂行する能力。

イ．職務知識：業務を適切に遂行できる程度の職務知識。

ウ．応対力：相手の真意を正しく理解し、事実や自らの意見を正確に伝えるなど、丁寧かつ適切な対応を行う能力。

また、これらの職能を開発するために職員研修を、縦割りの「階層別研修」および横断的な「目的別研修」として体系づけて実施すること。

〈階層別研修〉の例

① 内定者：内定者 PC 研修・TOIEIC IP 受験・アルバイト実習
② １年目：新入職員研修・フォローアップ研修
③ ２年目：２年目研修
④ ３年目：３年目研修
⑤ ４年目～１０年目：主担当者クラス / 若手・中堅職員研修
⑥ １０年目以上：担当・係責任者クラス研修・所属長クラス研修

〈目的別研修〉の例

① 大学の歴史を学ぶ（知識）研修
② 基礎力（読解力・教養・文書力）研修
③ ビジネスマナー/ マインド研修
④ ビジネススキル（パソコン・プレゼン・語学・ディベート）研修
⑤ 安全衛生（AED 利用等応急手当・メンタルヘルスケア）研修
⑥ コンプライアンス（人権・ハラスメント・個人情報）研修
⑦ 職務専門領域研修（法務研修・FSD 研修/ワークショップ・学外研修※１への派遣）
⑧ マネジメント研修
⑨ コンピテンシー研修 ※２

※１：私立大学情報教育協会、日本私立大学連盟、大学コンソーシアムとの連携を活用する。

※２：コンピテンシーとは、仕事で高い成果を挙げるために必要な「考え方」「知識」「スキル」が一体となって行動面に表れたものである。

〈自主研修〉

① 個人学習：通信教育講座の案内
② グループ学習

本学は、特に若い力を育成するという観点から、新入職員研修やフォローアップ研修に力を入れており、新入職員同士の絆を深めるための学院島研修も実施している。また、事

務職員が学生の緊急事態に対処できるよう応急手当講習会を実施している。「吹田市消防本部 南消防署」救急隊員の方 3 名をお招きし、平成 24 年 8 月 20 日(月)　(午後 1 時 30 分から午後 5 時まで) に実施した実演を中心とした応急手当講習会には、事務職員 19 名が参加した。

図Ⅸ－１応急手当講習会の様子
註）心肺停止状態の患者に対して心肺蘇生法の実行（胸骨圧迫と人工呼吸）。AED を使用する救命処置ならびに事故を想定して複数で連携しながら AED を使用する救命処置を実習

さらに、「大学が求める職員」を養成するために、本学のスタッフ・ディベロップメント (SD) は、教育開発支援センターが開設された平成１８年後期から、教育職員と事務職員の協働による教育改善活動として全教職員の職能開発のために積極的に取り組まれてきた。代表的なスタッフ・ディベロップメントとしては、FSD 講演会、オープンクラス・ウィークス、FSD ワークショップ等がある。

表Ⅸ－１　平成２１～２４年度 FSD 講演会

	年　度	開催日時・参加者数	講演者・内容
1	平成 21 年度 第１回	平成 22 年 1 月 25 日（月） 16:00～17:00 参加者数：事務職員 13 名	帝塚山大学経済学部　中嶋　航一 教授 「ＴＩＥＳの歩みとｅ能力ポートフォリオ」
2	平成 21 年度特別企画 ①ＳＤ（ＦＤ）講演会	平成 21 年 12 月 12 日（土） 13:30～16:30 参加者数：事務職員 13 名	（財）生涯学習開発財団　認定プロフェッショナルコーチ　水谷 朋子 氏 「大学職員が学生とよい関係を築くスキルを学ぶ」
3	平成 22 年度 第１回	平成 22 年 6 月 21 日（月） 16:00～17:00 参加者数：事務職員 20 名	熊本大学大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻 専攻長 鈴木　克明 教授 「大学における ID（インストラクショナル・デザイン）とｅ ラーニング」
4	平成 22 年度特別企画 ①ＳＤ講演会	平成 22 年 6 月 30 日（水） 16:00～17:00 参加者数：事務職員 32 名	株式会社エストレリータ　代表取締役社長　鈴木　信之 氏 「『留学のススメ』元人事部長が語る【就職力】と【留学】の不思議な関係」
5	平成 23 年度 第１回	平成 23 年 7 月 11 日（月） 16:00～17:30 参加者数：事務職員 18 名	大阪弁護士会　とも法律事務所 弁護士　養父知美 氏 「大学におけるセクシュアル・ハラスメント問題を考える」
6	平成 24 年度	不　開　催	

表Ⅸ－２　オープンクラス・ウィークス

	年　度	開催期間	内　容
1	平成 21 年度	不開催	
2	平成 22 年度	平成 22 年 5 月 17 日（月）	これまでの自由参観に加え、テー

	前期	～5 月 28 日（金）2 週間	マを絞った。テーマは、「学びの扉」（基 礎科目）、「キャリアデザイン科目」およびセンター所員の公開授業。
3	平成 23 年度 後期	平成 23 年 11 月 28 日（月）から 12 月 9 日（金）の 2 週間	これまでの自由参観に加えたテーマは学部教育と人材育成。初年次教育の「学びの扉」以降の各コースに開講された科目を中心に、特に事務職員は学部のカリキュラムでの科目の位置づけや履修モデルを参考に参観。
4	平成 24 年度 前期	(1) 授業の参観　平成 24 年 5 月 7 日（月）から 5 月 18 日（金）の 2 週間 (2) 学内行事の参観　平成 24 年 7 月 27 日（金）までの前期期間中	教職協働による FSD 活動の一環として、これまでの参観・評価の対象に教員の授業に加えて、事務局主催の学生向け行事・イベントも参観・評価の対象とする。
5	平成 24 年度 後期	(1) 授業の参観　平成 24 年 12 月 18 日（火）から平成 25 年 1 月 21 日（月）の 14 日間 (2) 学内行事の参観　平成 25 年 3 月末日までの後期期間中	教職協働による FSD 活動の一環として、これまでの参観・評価の対象に教員の授業に加えて、事務局主催の学生向け行事・イベントも参観・評価の対象とする。

表Ⅸ－３　FSD ワークショップ

	年　度	開催日時・参加者数	内　容
1	平成 21 年度 後期	平成 22 年 3 月 9 日（火） 参加者数：教員 31 名	初年次教育の改善と学修支援の実質化を図るため、平成 22 年度からの実施に向けたポートフォリオの今後の課題について検討する機会とする。学部・学科間で具体的な運用について全体発表を行い、各学部での主体的なポートフォリオの運用方法を検討。
2	平成 22 年度 後期	平成 23 年 3 月 9 日（水） 参加者数：教員 57 名 事務職員 18 名	教学経営における「三つの方針」(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の明確化を進めることが、大学の個性・特徴を反映するものとされおり、大阪学院大学・大阪学院短期大学の個性あふれる教育を実践し、広く世の中にアピールするため、建学の精神および各学部・学科の「人材の養成、教育研究上の目的」を具現化 するため、「三つの方針」を定める。
3	平成 23 年度	不開催	
4	平成 24 年度 後期	平成 25 年 3 月 8 日（金） 参加者数：教員 19 名	アクティブ・ラーニング検討ワークグループ（専門部会）を設置し、学生の能動的な学修を促すアクティブ・ラーニングを全学・各学部で推

			進するための方策について議論。

FSD ワークショップは、平成１９年度後期から毎年度開催され、同じテーブルで教職員による討議が終日行われてきた。ワークショップの参加者は、教育開発支援センターがテーマに応じて指名制にしてきたが、全教員を巻き込むような仕組みとして、平成２２年度からテーマに適した教員が参加して素案を作成し、ワークショップ後、さらに学部での討議や教授会での討議へとつなげた。FSD ワークショップが単なる１日討議に終わることなく、学部の教員へ広げる教育改善のスタートとなるように位置づけた。この試みは、テーマが学部の「三つの方針」であったこともあり、この FSD ワークショップ後、教授会での審議事項となるなどの FD 活動の広がりとなった。また、事務職員にとっても、「ポートフォリオ」の内容を把握することで、ポートフォリオの運用がスムーズにできた。また、学部の「三つの方針」の策定については、受験生や社会に向けての公表において、教職協働の観点から有意義であった。

ただ、残念なことに平成２３年度の FSD ワークショップについては、大学の諸行事などの事情により開催には至らなかった。平成２４年度は、学生の能動的な学修を促すためのアクティブ・ラーニングが注目されており、本学でも「アクティブ・ラーニング検討ワークグループ」（専門部会）を設置し、各学部から推薦された教員による FSD ワークショップを開催した。ここでは、一方的な講義から学生を学生の能動的な学修を促すアクティブ・ラーニングを全学・各学部で推進するための方策について議論した。

一方、教員相互の授業参観・評価であるオープンクラス・ウィークスにおいて、教職協働の観点から、各部署主催の学生対象の行事・イベントに、教員が参加し、改善点を指摘する試みが平成 24 年度前期および後期に行われた。

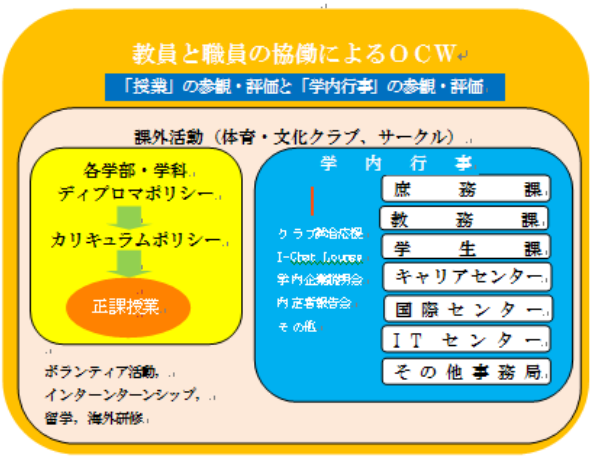

図Ⅸ－２　参観・評価の対象を「教員による授業」に加え、各部署主催の学生向け「学内行事」を追加

註）１．より多くの学生やゼミ生に参加してもらうように、事務局各部署の行事・イベントに対する先生方からのアドバイスを受け、行事の改善に努め、学生やゼミ学生の各行事への参加奨励に資する。２．教員の視点から、各行事の良い点、改善点を指摘して貰うことで、学部・教員・ゼミ生との連携の点から、各行事の改善に資する。３．事務職員にとっても、各部署の行事内容やノウハウの情報共有を図ることで各行事の改善に資する。

平成２４年度後期には、学生の能動的な学習を促すアクティブ・ラーニングがどのような授業の中にどのような手法で取り入れられているのかの実態を調査する目的で、オープンクラス・ウィークスが実施された。結果は、多くの授業で、アクティブ・ラーニング的要素と言われる「小テスト」、「確認テスト」、「リフレクションカード」、「ミニッツペーパー」の活用が見られた。しかしながら、高次のアクティブ・ラーニングであるＰＢＬ、ディベート、ディスカッションなどはゼミナールにおいて僅かに見られる程度であった。学士課程

の質的転換が叫ばれる中、組織的にアクティブ・ラーニングを推進する仕組みづくりが求められる。

以上のように、本学においては、教育職員のFD活動および事務職員のSD活動を組み合わせて、「FSD活動」と称して、教育改善活動に参加可能な形態を取っており、平成２１年度から平成２４年度までに実施した上記の活動については「平成２１年度FSD活動報告書」～「平成２４年度ＦＳＤ活動報告書」としてまとめられ、学内の全教職員に配付された。

これらの中でも「夢の大学（理想の学生像）創造プロジェクト」が事務職員の最大のスタッフ・ディベロップの一環として、大きな役割を占めている。

これは『職員が活き活きと働き、建学の精神を実践する学生を輩出する大学になるため、建学の精神を体現するための共通認識「夢の大学（理想の学生像）」を創り挙げるものである。』をプロジェクトの趣旨として、１５の課題について大学事務職員全員がいずれかのプロジェクトチームに所属することを原則として、大学が抱える諸課題について解決方法を討議し、実行に移すという取り組みである。平成２１年の年末から２２年の年始にかけて「織り成す、結ぶ」という標語のもと、部署横断型の事務職員全員参加型プロジェクト活動が立ち上げられ、目標達成期限を平成２５年４月までと取り決められた。

設定された１５の課題は、既存の業務として単独部署が行うのではなく、複数部署が連携して企画段階からアイデアを出し合い取り組むべきものと、どの部署も取り組めていないが、実際には複数部署が連携して企画し取り組むべきテーマを設定し、事務職員全員にどの企画に参加したいかを問い、具体的なアイデアの提案も同時に求めた。

各チームの構成員は自分の所属する部署の業務以外にプロジェクトチームの課題に係る知識の習得や情報収集に努力しなければならず、また、良い成果を全体発表会で職員全員に報告したいので、チーム全体で最善の課題解決方法を何度も討論を重ねるため、自然と事務職員の意欲・資質の向上が図られていくという効果がある。

【点検・評価】

平成２２年度に始動した事務職員による改善活動は、平成２４年度は３年目に当たり、各チーム構成員はそれぞれのチームの活動内容にも慣れ、各チームが設定した最終目標に向け、それぞれ活動を進めている。一方、チームごとに目標の達成難易度に差があるため、すぐに成果が結果として現れるチームは、活動量も多く活発で、活動報告も活気があるが、目標が高いチームは、活動内容も地味で進捗状況も停滞気味になっており、両者は対照的である。しかし、プロジェクトが開始されて２年の月日が経ち、どの事務職員もがプロジェクト活動において、自らの能力を養い、互いに協調することによって個人の能力が伸ばされるという、目標達成以外の相乗効果も現れている。

本学のFD活動は教員と職員による協働を重視している。たとえば、教員が他の教員の授業における工夫を学ぶことを目的として始められたオープンクラス・ウィークスに職員も参加するようになったように、今後はこのプロジェクト活動を職員だけの活動とはせず、教員を巻き込んで、大学協働のプロジェクトへの発展に繋げていくことも考えられている。

【将来に向けた発展方策】

「夢の大学（理想の学生像）創造プロジェクト」では、年間２回の全体報告会において、成果の上がったプロジェクトチームが、成績順で発表される。ただし、成績上位チームの各構成員においては現在のところ、人事考課による昇格や処遇改善などには反映されていない。

３年に及ぶ事務職員によるプロジェクト活動による改善活動の成果が、主担部署に引き継がれさらに、発展するための仕組みの構築が必要である。

２．財務

（１）教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政的基盤の確立

【現状説明】

学校法人大阪学院大学（以下「本法人」）は、大学以外に短期大学部および高等学校と３つの専門学校を併置した総合学園であり、予算比率の高い大学の収支で財政基盤の確立を図るものではないと考えている。本法人では、いわゆる独立採算を基本方針とし、各部門単位に経理責任者を置き、各学校の事務長をその管理者に充てている。また、本法人は、毎年５ケ年の「中・長期財政計画」を基づき予算管理を行っており、その進捗状況を管理し、必要に応じて修正している。そして、経費の削減と学生募集状況を意識しながら、常に各部門と連携して財務の改善に向けて取り組んでいる。

法人全体においては、平成２６年度までには、まず減価償却・資産処分差額を除く帰属収支差額で黒字に転換する。その上で、平成２９年度に、減価償却費等を含む帰属収支差額においても黒字になるように改善を行う。

一方、大学においては、平成２４年度までに減価償却・資産処分差額を除く帰属収支差額で黒字に転換した。また、減価償却費等を含む帰属収支差額においては、平成 28 年度に黒字改善を目指す。

一般的に学校法人は、「学納金収入を主財源にした事業組織」であるので、収入の増加の改善策は学生確保の実績によるものであると考えている。本学としては、学生確保の対策のひとつとして、平成２０年度に在学生を含めた大幅な学費改定を行い、安定的な帰属収入の確保を図る対策を行った。学費改定以降は、大学の入学者数は入学定員の９０％を超えるまでに回復してきていたが、学部間の入学定員の充足に大きな隔たりあったため、総定員数は維持しながら、平成２３年度募集活動から各学部の入学定員の変更（振り分け）を行い、より多くの入学者の確保により、早期の財務改善を図った。

しかし、平成２４年度生は募集人員の７２％、平成２５年度生は７８％という入試結果となった。本学としては、この２年度の入試状況及び１８歳人口が１０年後には１１０万人を下回ること、また定年退職を迎える教員がここ数年多い（平成２５年度９名、２６年度７名、２７年度５名、２８年度１０名、２９年度７名）ことなどを踏まえ、平成２６年度に学部・学科の改編(流通科学部流通科学科を商学部商学科へ名称変更等)、入学定員の見直し（１８２５名から１３８０名に変更）を行い、それによって大学の競争力の確保と入学定員・収容定員の充足を図る。また、設置基準上における必要教員数が削減（１９８名→１６４名　３４名減）できることから、人件費の大幅な削減に繋がることになり、一年でも早く財務の改善を図る計画を行う。

外部資金の受け入れについては、寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度を利用しているため、毎年度、実際の寄付金額よりも少ない額の計上となっている。それは昨今の経済状況から企業からの寄付金金額や件数の減少等による変動があり、学生に給付する奨学金を継続的な制度とするために、毎年、全額の寄付金を計上せず、日本私立学校振興・共済事業団に預けている。なお、平成２５年３月末日現在の寄付金残高は、９５，６２０千円となっている。

また、科学研究費補助金の獲得と経費の削減を行うため、教員の個人教育研究費の見直しを３回に渡って行い、必要な研究費については、各教員が「科学研究費補助金」等で外部から資金の調達を促す制度改革を行った。個人教育研究費の見直しについては、平成１９年度に２１．１％減（教授５６０千円)、平成２１年度は２８．６％減（教授４００千円）となっていたが、平成２５年度には、各教員の申請による追加制度（３００千円上限/人：１５，０００千円/年間実績)を廃止した。

表Ⅸ－４　科学研究費補助金　（単位：千円）

年　　度	申請件数	採択件数	金　　額
平成 21 年度	17	5	7,200
平成 22 年度	13	4	4,100
平成 23 年度	19	7	11,800
平成 24 年度	21	11	21,100

本法人の経営状況は、消費収支計算書類関係比率に示すとおりである。（根拠ﾃﾞｰﾀⅠ）

平成２４年度の帰属収支差額比率は、３年度前の平成２１年度と比べると大幅に改善されてはきているが未だにマイナス１７％となっている。また、収支均衡を目指すべき消費収支比率についても１１７％となっており、平成２３年度の日本私立学校振興・共済事業団、文他複数学部の集計（以下、全国平均）と比較しても、１０ポイント以上下回っている。

人件費比率が５７．５％となっており、３年度前と比較すると１０ポイント程度改善されてきており、全国平均に近づいてきているが未だ高い比率となっている。また、教育研究経費比率は４４．７％（全国平均３０．９％）と高く、管理経費比率も１４．７％（全国平均８．３％）高い比率となっており、今後は全国平均の数字を目標に改善していく。

このように全国平均と比較して、悪い比率になっている主因は、本法人の予算の８割を占める大学において、平成２０年度に在学生を含めた大幅な学費改定を行ったこととで、帰属収入の 80%を占める学生生徒等納付金が大幅に減ったことが挙げられる。その後、大学の入学者数が回復してきたことで、４年度前の平成２０年度と比較すると大幅に改善されてきている。

支出面については、教職員の業務内容を精査すると共に、任期制教員、契約教員、契約職員など雇用形態の多様化、業務の効率化・合理化の一環として業務委託やアウトソーシングの導入による人件費の抑制を行っている。また、平成２０年５月１日以降採用の教育職員の定年年齢を６５歳に引き下げ、また事務職員については、５５歳で見なし退職制度を行い将来の人件費抑制対策も行っている。そして、今まで外部委託していた保守清掃費等の大幅な削減も実施し、平成２３年度から事務職員の基本給の引き下げを行い、新たに業務手当を新設し、時間外手当に充当することで超過勤務業務の削減を図り経費の負担減を進めている。さらに、学部の統合等を含めた入学定員、収容定員の見直し等による教職員数の見直しを行うことで、更なる人件費の削減を図ることにしている。

収入では、学生生徒等納付金比率が８０．５％となっており、全国平均（８２．１％）と同じ比率になっている。私学の基幹財源である学生生徒等納付金を着実に確保できることは、法人の創造・教学改革を進める財政基盤を形成するうえで不可欠であるが、寄付金（寄付金比率０．２％、全国平均１．０％）等の収入の多様化を一層進めていくことが課題となる。

本法人の財政状態は貸借対照表関係比率に示すとおりである。（根拠ﾃﾞｰﾀⅡ）

流動資産構成比率は高い値の方がよく、逆に固定資産構成比率は低い値の方がよいとされ、財政的にもよいといわれている。本学は、固定資産構成比は高く、流動資産構成比は低くなっている。今後は、固定資産の取得等を抑制し、流動資産への運用替えをするなど検討すべきである。

固定負債構成比率は平均より低い値が続いている。固定負債は、退職給与引当金と長期未払金であるが、退職給与引当金の引当率は以前から１００％計上しており、退職給与引当金預金率も約３０％を維持しているが全国平均と比較すると低い比率で退職金資金の準備は充分とはいえないが、私立大学退職金財団に加入・掛金をし、補填策はとっている。

流動負債構成比率は平均よりも低く、自己資金構成比率は平均よりも高く、９０％を超えている。また、前受金保有率は全国平均値の５６％しかないが、この点では財務上問題はない。

しかしながら、消費収支差額構成比率が、毎年増えて支出超過（累積赤字）になっているため、是正するように努めなければならない。その主因は、大学の定員割れであることは明白であるため、募集定員および収容定員の確保が急務である。

固定比率１０２．６％、固定長期適合率は９８．５％になっており、資産評価の関係で高い値となっている。

支払能力を示す流動比率は、改善してきているが全国平均を大きく下回っている。ここでも収入の大半を占める大学の定員割れが大きな要因といえる。総負債比率、負債比率は、借入金がないので、平均より低い水準で推移している。また、基本金比率は、各年度とも

１００％近い値になっていることから未払金による固定資産の取得が少ないことをあらわしている。一方、減価償却費比率が全国平均より１０％近く高いのは、新しい設備、備品の比重が大きいことも考えられる。

現状を見る限り、借入金ゼロの財政状態であり、そのため自己資本構成比は９３．２％、総負債比率６．８％、負債比率７．３％でストックの面では安定している。しかし今まで積極的な施設設備投資を行ってきたので資産評価の関係で、固定資産構成比率 95.6%、固定比率１０２．６％と高い値となっており、以前財政面の体力は落ちているといえる。

【点検・評価】

(1) 効果が上がっている事項

平成２０年度の学費改定以降、大学の入学者数が大幅に回復してきたことで学生生徒等納付金が大幅に増え、人件費比率及び人件費依存率が 4 年度前と比較して 15 ポイント以上改善されている。全国平均と比較しても近い値となっており改善されてきている。

(2) 改善すべき事項

寄付金比率が 0.2%から 0.4%と依然として低い値となっている。本学の寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度を利用しているため、毎年度、実際の寄付金額よりも少ない額の計上となっているが、日本私立学校振興・共済事業団に預けている寄付金残高を含めても全国平均 1.8%の半分も満たない比率である。今後、学生生徒等納付金以外での増収に向けた取り組みを促進する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

(1) 効果が上がっている事項

財政安定の指標となる帰属収支差額比率については、年々改善されてきているが未だマイナスとなっている。今後は、学部・学科の改編、入学定員の見直し等により大学の競争力の確保と入学定員・収容定員の充足を図り、一年でも早く財務の改善を図ることで早期にプラスに転じるという達成目標は堅持する。

(2) 改善すべき事項

消費収支超過累計額の改善を伴う中長期の収支見直しを策定したうえで、教職員の採用配置計画と経年劣化または耐震補強に伴う改修工事計画を立案し、支出面で大きなウエイトを占める人件費と建設事業費の計画的な執行を行う。その他の支出については、予算編成方針での既存経費の原則ゼロ・シーリングを維持する。

（２）予算編成および予算執行の適切性

【現状説明】

各年度の予算配分は、大局的には本法人が設置する部門（大学、短期大学部、高等学校、専門学校）別に法人本部より予算総額が示され、その部門別予算総額を各部門の中で更に予算単位毎に配分する仕組みとなっている。

また、予算配分に当たっては、特に次の点に留意している。

(1) 過去の実績にとらわれないゼロベース予算配分としていること。
(2) 節約するもの、力を注ぐもののメリハリをつけた査定方針を持つこと。
(3) 予算要求根拠を明確に説明できなければ、予算を配分しないこと。
(4) 必要と判断したときには、法人本部財務部次長が直接、購入価格を再交渉すること。
(5) 根拠もなく、予備費対応としないこと。

予算編成事務は、毎年度１０月下旬頃に開催される法人本部財務部次長をはじめとした合同の予算委員会により始まる。その後、１２月中旬までに各部門内でヒアリング、一部修正等を加え、各部門の予算原案が策定され、法人本部財務部次長に提出される。その後、

財務部内で調整、検討し各部門責任者（事務長）及び監事と再考し、財務担当理事及び理事長に上申される。この原案は、３月に開催される評議員会並びに理事会の審議を経て正式に決定され、各部門責任者宛に当該年度の示達がある。

一方、各年度の予算の執行については、本法人の経理規程に基づき、明確かつ適切になされている。

具体的には、１０万円以上の物品購入については、予算申請で認められた場合であっても、稟議・決裁を得る必要があり、この決裁に基づき会計課管財担当者が発注を行う。支払方法については、各部署で購入要求書を作成（稟議書写し添付）し、会計課に提出する。これを受けた会計課では、資金要請書を作成し、責任者の承諾を得た後、随時または毎月１０日に業者等に支払うと同時に予算執行状況を把握する。また、各部門は法人本部財務部に毎月、月次計画表を提出し、法人本部においても全体の予算執行状況を把握するシステムをとっている。また、緊急・突発的な事案で、予算がなく、その支出がやむを得ないと判断され、かつ予算科目の振替も困難な場合には、予備費より支出することになるが、この場合には金額の多寡を問わず、必ず稟議・決裁を得ることになっており、不透明な予算執行は一切行われていない。

予算外支出は原則として認めていないが、運営上やむを得ない事由のため、予算外支出を必要とする場合は、経理責任者が理由書を付して、各会計単位の長を経て法人本部財務部次長に申請することになっている。この場合、財務部次長はこれを検討して、補正予算として理事長の承認を得なければならない。補正予算については、経済情勢の変動によって、その時点で評議員会・理事会において審議することになっている。

また、会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合は、その都度公認会計士、税務署等に相談・確認し適切に処理している。経費の節減合理化については、各所属長会議等で経費削減に対する教職員の意識向上を図り、常に３社以上の見積りを取るように周知するなど、各課の競争入札や価格交渉意識を高めるよう努めている。

監事の体制について、従来は非常勤の監事のみを置いていたが、私立学校法改正の趣旨をふまえ、監事の監査機能の充実を図るため、平成２４年１０月に２名の監事のうち１名を常勤監事として選任した。常勤監事は、法人本部内で総務部、財務部との連携により、日常的に必要な情報の把握を行い、法人の業務についての計画的な監査を実施している。また、両監事は、規程どおり遂行し、理事会・評議員会等にも毎回出席し、各議案について説明を受け、かつ審議状況を監査している。決算監査は、金銭出納帳、会計帳簿、証憑書類等に基づき、公認会計士による監査状況及び会計処理上の問題点の有無あるいは決算の概要等について、経理責任者から事情を聴取した後、現預金等の実査及び会計処理・表示方法のヒアリングを行いながら実施している。監事の所見は、予算編成や中・長期計画の策定等に反映している。

【点検・評価】

(1) 効果が上がっている事項

予算配分については、会計基準並びに学内のルールに則り進められており、適切であるといえる。過去の実績にとらわれないゼロベース予算配分を念頭に、各部門の予算請求額は基本的に対前年度実績内としたことで、各部門で経費を詳細に洗い出す必要があり、これにより部門毎の経費の削減の意識改革ができた。また、事務局主導で予算編成されているため、予算編成の迅速化、効率化が図られ、収支バランスを勘案した予算編成が可能である。

また、定期的に監査を受けることにより、適切な業務の執行が実現できており、監事と公認会計士、経理責任者の意見交換会を年数回行い、相互連携を図ることで、大学の情報交換が密になり、業務に関しての不整の排除ができている。

(2) 改善すべき事項

若い職員が多くなり、また配置転換等で会計処理や税務について十分に理解できていない経理課職員に対して、知識の底上げと更なる知識習得の必要性を感じており、公認会計士や監事との連携などにより、適正な処理を目指したい。

【将来に向けた発展方策】

(1) 効果が上がっている事項

常勤監事を選任したことで、監事と公認会計士、経理責任者の意見交換の回数が増え、内部監査制度と連動することで、より一層のコンプライアンスの確立に努めることにしている。

(2) 改善すべき事項

本学が持続的に発展するための強固な財政基盤を確立するためには、これまで以上に経費削減や既存事業の見直し等に取り組み、新規事業の財源を捻出する原則を徹底していかなければならない。教職員の学校経営や財政状況に関する理解を促進しつつ、中・長期計画や次年度予算に反映させる更なる仕組みづくりを検討する必要がある。

第１０章　内部質保証

１．大学の諸活動についての点検・評価とその結果を公表することによる社会に対する説明責任

【現状説明】

本学は、平成５年４月、自己点検・評価の実施組織を確立するために、自己点検・評価に関わる基本的構想を策定する委員会、その方針に基づき、点検・評価の具体的な評価項目を策定する委員会やそれに従い、点検・評価を行う委員会に、それぞれ、学内に既に設置されている全学組織である大学協議会、学部長会議や各種委員会等を活用することが効率的かつ効果的であると考え、『大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価規程』および『大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価委員会規程』を整備するとともに、大学協議会、学部長会議、各種委員会を母体にして、次の３つの委員会を設置し、自己点検・評価の実施体制を確立した。

(1)「自己点検・評価基本構想委員会（以下、基本構想委員会という）」
(2)「全学自己点検・評価実行委員会（以下、全学評価委員会という）」
(3)「個別機関自己点検・評価委員会（以下、個別評価委員会という）」

基本構想委員会は、大学協議会の構成員である「総長・大学院部長・学部長・学科長・各学部から１名の教授」から構成されており、自己点検・評価の実施組織等の体制、実施に関する規程、実施の組織単位、点検・評価の体系、重点化および優先順位、結果の取り扱い、実施周期等の実施機関に提示すべき方法・内容の基本構想を策定している。

全学評価委員会は、「総長・大学院部長・学部長・学科長・教務部長など」学部長会議の構成員および個別評価委員会の各委員長から構成されており、基本構想委員会が策定した自己点検・評価に関する基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の評価項目を策定し、全学に実施の指示をしている。また、個別評価委員会に対して指導・調整を行い、個別評価委員会で実施した個々の点検・評価結果をもとに、全学的な視点による点検・評価を加えた「全学自己点検・評価報告書」を作成し、基本構想委員会を経て総長に報告を行っている。

個別評価委員会は、全学組織として設置されている学内の各種委員会等が担当する８つの個別評価委員会に加え、大学院に６つの個別評価委員会を設置している。これらの個別評価委員会は、全学評価委員会によって策定された自己点検・評価項目、評価の視点に基づき、それぞれ点検・評価を行い、「個別評価報告書」としてまとめ、全学評価委員会に提出している。

自己点検・評価は平成５年度を起点として４年を周期として行っている。平成１７年度から２０年度の４年間の教育・研究・経営の各分野を対象とした自己点検・評価が終了し、現

在、次の周期である平成２１年度から２４年度までの「全学自己点検・評価報告書」の作成に向け、編集作業を進めている段階である。

自己点検・評価の結果を大学の充実向上に実際的に結び付けていくための方策について、検討し、具体化を図っていくことは重要である。現在、本学では、自己点検・評価の結果は、学内に向けて教育研究活動の活性化を図るために、全学組織として学内に設置されている大学協議会・学部長会議・各種委員会および該当事務局の構成員に、全学自己点検・評価報告書を配付するとともに図書館で開架し、前回の全学自己点検・評価報告書を平成２２年度からホームページ上で公開している。

「個人情報保護法」の平成１７年４月全面施行に伴い、本学も平成１７年４月１日に「大阪学院大学・大阪学院短期大学　個人情報の保護に関する規程」を制定し、同日設置の「大阪学院大学・大阪学院短期大学　個人情報保護委員会」において、個人情報の適切な管理が行えるよう対応してきた。

「個人情報の保護に関する規程」では、情報の取り扱いに関する基本的な事項と共に、「開示請求」「訂正等の請求」「提供停止の請求」「不服申し立て」など、細かく制定し、「情報公開請求」に対する対応が行えるよう整備している。

平成１７年度以降、受験生においては、出身校等への合否判定を含めた入学試験情報の提供についての可否を出願時に確認すると同時に、合格者に入学手続き段階で、個人情報の取り扱いに関する事項について、書面により確認を行っている。また、入学後、オリエンテーションにおいて保証人等への成績開示に関し、その提供の可否について確認を行っている。

このように、大学からのアプローチによる事前の情報提供・公開の確認は実施しているが、受験者・在学生からの情報公開請求は現段階では、発生していない。

【点検・評価】

自己点検・評価の実施体制は、教育活動の実行を行う全学組織の各種委員会等が点検評価に係る委員会を担当し、４年間をまとめて自己点検評価を実施した。その結果、教育改善の経年の変化を見ることができ、大局的な分析をすることができたと考えられる。

自己点検・評価を実施する趣旨には、大学自身の改善努力を促進することにとどまらず、社会に対する説明責任を果たすことも含まれており、できる限り結果を公表することが望ましく、学内外に広く公表されるべきであると考えられる。

「個人情報保護委員会」を定期的に開催し、教職員に対する個人情報の取り扱に関する啓蒙活動により、個人情報の保管・利用・保護・提供などに関し、収集から消去（抹消）に至るまでの過程すべてにわたり、教職員の取り扱いを慎重に行おうとする意識の変化があったと認められる。

このように個人情報の保管・提供の取り扱いは規程のもと、充分に徹底されている。しかし、情報公開請求への対応策・方法も規程で謳われてはいるものの、実際の請求が無い現状では、充分な対応がとれているかの評価はできない。

【将来に向けた発展方策】

自己点検・評価の実施体制が整備され、基本構想委員会が基本方針を示し、この基本方針に基づき、全学評価委員会および個別評価委員会が企画・実施し、その結果を基本構想委員会に報告し、報告を受けた基本構想委員会が必要に応じて各委員会に対し、改善の指摘を行うというシステムが確立されているので、このサイクルを回転させ続け、改善・改革に確実に結びつけるためには、より適切な指標により、検証・点検する必要があり、毎学期ごとに実施している「授業評価アンケート」等も詳細な検証・分析を行う。

また、現状は４年サイクルで自己点検・評価を実施し、その後に基本構想委員会等への報告、個別評価委員会への改善方策の指示・検討となるため即時性を高める方策が望まれる。そのため、今後においては、年度毎に基礎資料の整備と分析を行い全学評価委員会に中間報告し、改善・改革に結びつけるようにする。

本学における教育研究の成果を社会に発信する観点から、教育研究活動の成果等を公表することは重要であり、その促進が一層望まれる。法科大学院については、前回の自己点検・評価および第三者評価の結果をホームページ上に掲載しており、他の学部においても今後は、第三者評価の結果をホームページ上に掲載する予定である。

「個人情報保護委員会」を中心とした啓発活動等により、引き続き、全教職員が個人情報を適切に取り扱う旨、徹底を図るとともに、情報公開請求への具体的な対応策を、他の事例等を参考に、整備していく。

2．内部質保証に関するシステムの整備

【現状説明】

本学の教育研究活動は「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」ということを目的とし、個別機関自己点検・評価委員会には、通信教育部自己点検・評価委員会、図書館自己点検・評価委員会、教務関係自己点検・評価委員会、入試関係自己点検・評価委員会、学生関係自己点検・評価委員会、就職関係自己点検・評価委員会、国際交流関係自己点検・評価委員会、経営関係自己点検・評価委員会が設けられているが、点検・評価の客観性・公正性を担保するために必要な事項を「大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価規程」に追加する必要がある。また、一方では、構成員のコンプライアンスを高めることは重要であり、「大阪学院大学・大阪学院短期大学就業規則及び職員任免規則」を定め、全員に配付し周知徹底している。

すなわち、教育改善を掌る組織として、自己点検・評価基本構想委員会、全学自己点検・評価実行委員会、個別機関自己点検・評価委員会を置いているが、その他に、点検・評価の客観性・公平性を高めるために、学内に第三者による外部評価機関を設置し、教育活動の質的保証を図ることが急務であると考えている。

【点検・評価】

本学の自己点検・評価については、その方針と手続きについては、「大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価規程」に定められており、教育活動の点検・評価は極力客観性・公正性を保つ体制・組織を構築しているが、より客観性・公正性を担保する仕組み、すなわち、内部質保証を機能させるために、早急に外部評価機関の設置に関する検討が必要である。

【将来に向けた発展方策】

将来的には、全学自己点検・評価実行委員会、個別機関自己点検・評価委員会における評価の客観性をより一層高めるため、各種委員会で活用する評価チェックシートの統一性を図るとともに、各個別機関による自己点検・評価委員会での評価指標の開発・研究を通して、客観性を高める努力が必要である。同時に、大学が自立的にＰＤＣＡを遂行し、外部評価との乖離をなくすために、志の高いコンプライアンスが要求される。こうした大学教育の質を保証するための仕組みの整備が必要となってくる。

3．内部質保証システムの適切な機能

【現状説明】

組織レベルでの自己点検・評価活動は、「大阪学院大学・大阪学院短期大学自己点検・評価規程」に則り、実施している。当初は４年サイクルで実施していたが、平成２１年度からは隔年で、平成２３年度からは毎年実施するようになり、より充実した点検・評価を行い、改善・改革に繋がっている。個人レベルでは、半期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、教育の改善・改革に繋げている。

教育研究活動の成果のアーカイブ化については現在のところ、行っていない。

また、学外者の意見については、平成１４年度の学校教育法の改正による第３者評価の義務化を受けて、平成２２年度に大学基準協会の認証評価を受け、文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項に対しては、全学挙げて、改善に真摯に取り組み対応しており、必要に応じて各種委員会等や会議体において審議・回答および改善に向けた努力を行っている。

これからは、学内に外部評価機関を設け、自己点検・評価の客観性や自律的にＰＤＣＡサイクルを回しながら、改善をすすめる努力が求められている。

【点検・評価】

組織レベルでの自己点検・評価活動は、毎年実施するようになり、より充実した点検・評価を行い、改善・改革に繋ぐことができている。個人レベルでも、半期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、教育の改善・改革に繋ぐことができている。教員の教育研究の成果のアーカイブ化を図り、学術機関としてその成果を発信していくための整備が喫緊の課題である。

【将来に向けた発展方策】

内部評価において、教員組織や事務組織の組織的評価はもちろん、構成員についての個人レベルの評価も重要である。したがって、学術機関レポジトリの推進など発信型の教育研究成果のアーカイブ化が求められる。教育活動の指標の開発研究を通して、可視化、数値化を図っても、教育の質保証を実践することは難しいのが予測される。そのために、学外の有識者による第３者評価機関を学内に設置し、教育活動の質保証を実現することが不可欠である。

第２編　通信教育部

第 1 章　理念・目的

【現状説明】

本学通信教育部は､｢いつでも･どこでも･だれにでも｣という教育の機会均等の理念に立脚し、幅広い年齢層、日本全国にわたる居住地域および他に職を有するなど多様な学習能力や学習条件を持つ通信教育課程生特有の諸状況を鑑み、さらに高度情報化、グローバル化および高齢社会化の時代のニーズに適合するような幅広い教養と流通、経営、会計および情報の専門領域に関する専門知識を提供することによって、大学教育を広く社会一般に開放している。

また通信教育部は､｢本学は、開学以来、教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする｣という建学の精神のもとで、(1) 世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成、(2) 産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成および (3) 学産協同の理念の徹底の 3 つの教育理念を達成するために、全学的な協力体制を得て教育課程を体系的かつ効果的に編成することよって、通学課程に比較して遜色のない教育研究指導を行っている。

【点検・評価】

本学の理念、目的並びに教育目標は明確に設定されており、学内外への周知も適切に行われている。

【将来に向けた発展方策】

本項においては改善・改革すべき点は特に見当たらない。

第 2 章　教育研究組織

【現状説明】

本学通信教育部は、通学課程の流通科学部を母体としており、流通科学部・経営学部・企業情報学部の専任教員を中心として、全８学部の専任教員を授業科目担当者としており、全学的体制をもって教育組織及び研究組織を構成している。

【点検・評価】

教育目標を達成するための教員数は充分確保されており、教育組織及び研究組織は適切に構成されているといえる。

【将来に向けた発展方策】

本項においては改善・改革すべき点は特に見当たらない。

第 3 章　教員・教員組織

【現状説明】

本学の通信教育課程は、通学課程の流通科学部の併設機関であり、授業科目を通学課程の専任教員が担当し、通学課程と同一の学習環境の提供と教育内容の維持向上に努めている。

専任教員数は設置基準を充足しており、特に問題は生じていない。

教育課程を展開するうえで、専攻科目を第１類と第２類に区分設定し、第１類は面接授業を学習方法とした科目を中心に設定され、第２類は通信授業を学習方法とした科目を中心に設定されているが、この両区分において９割以上を専任教員で実施している。

本学の通信教育課程は、母体を通学課程の流通科学部としているが、通学課程全学部の８学部の学部長を含むメンバーで構成される運営委員会を決定機関としており、通学制の課程と通信制の課程双方の教育を支障なく行えるような適切な教員組織が設けられているといえる。

【点検・評価】

教員組織はバランスが取れており、特に問題は生じていない。

通信教育課程の教員組織については、母体である通学課程の流通科学部だけではなく、全学的なサポートを行っており、バランスを整えていくことが可能である。このことから、教育目標を達成するために必要な教員組織がいつでも整備できる体制が整っているといえる。

【将来に向けた発展方策】

本学通信教育部では大阪学院大学通信という機関紙を毎月発刊しており、これは本学教員の研究業績の発表の場ともなっている。今後も機関紙への学術研究に関する投稿や通信教育部の担当など、全学的に調整を図るものとしてバランスを整えていく。

第 4 章　教育内容・方法・成果

Ⅰ．教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1．教育目標に基づく学位授与方針を明示しているか。

〔教育目標に基づく学位授与方針の明示〕

- ・学士課程の教育目標の明示
- ・教育目標と学位授与方針との整合性
- ・修得すべき学習成果の明示

【現状説明】

本学の建学の精神に則り、教育理念、教育目標を定めている。教育目標は「１．高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成。２．人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底。３．国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施。に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し現代社会の要請に応える。」である。

通信教育部の使命は、『大阪学院大学通信教育部学則』（以下『学則』）第１条において、「本大学通信教育部は教育基本法及び学校教育法に則り、本大学の教育を通信によって行い、もって学術的見地よりその専門的知識と技能を授け、その応用と研究の能力を養うことを目的とし、社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ、社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成を使命とする。」と明示されている。

学位授与方針は、次の５つからなる。１．幅広い教養と流通・マーケティングに関連する、基本的かつ専門的な知識の体系的な理解。２．実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力の修得。３．経済社会における諸問題の解決能力の修得。４．ビジネス活動の社会的貢献と責任の理解。５．獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力と、それを根底で支える視野の広い実践的な人格や態度の修得。

修得すべき学習成果は、『学則』第３８条において「４年以上在学して第２１条第１項に定める所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定し、学士（流通科学）の学位を授与する。」と規定している。『学則』第２１条第１項は、「卒業に必要な単位数は１２４単位以上とし、別表に開設する授業科目のうちから履修しなければならない。ただし、卒業に必要な単位数のうち、３０単位以上は面接授業によって修得しなければならない。」と明示されている。

【点検・評価】

学士課程の教育目標は、建学の精神に基づいて設定されている。また、学位授与方針は、教育目標に沿って定められている。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

２．教育目標に基づき教育裸程の編成・実施方針を明示しているか。

〔教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示〕

・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

【現状説明】

教育課程の編成・実施方針は、次の５つからなる。１．共通科目による幅広い教養、専攻科目による体系的なカリキュラムの編成と、それに応じた授業内容の構築。２．経済社会に関する情報収集・分析・発信能力の養成。３．実学を重視した授業の実施。４．社会人としての正しい見識や倫理感の養成。５．視野の広い実践的な人格や態度に基づいて、獲得した知識・技能等を総合的に活用し、課題を解決する能力の修得。

通信教育部は、通学課程流通科学部流通科学科の併設機関である。そのため、科目は、流通科学部流通科学科の科目を基礎にして体系的段階的に区分するとともに、単位数も通学課程に対応している。ただし、科目の履修方法は、必修・選択の別はなく、学生の自由選択制としている。科目区分と単位数を明示すれば次のようになる。

専攻科目は、第１類、第２類に区分し、５４科目を開設している。第１類は、主として、面接授業を学習方法とした科目を中心に設定し２単位科目で合計３２科目６４単位、第２類は、主として、通信授業を学習方法とした科目を中心に設定し４単位科目１７科目と２単位科目５科目の合計２２科目７８単位、合計１４２単位である。科目の開講については、４年間にわたり体系的段階的に学習できるように配慮し、配当年次については、通学課程に準拠している。

共通科目は、２４科目を開設し、すべて２単位科目で合計４８単位である。

教職課程科目（高等学校教諭１種免許状・商業）は、１４科目を開設しており、２単位科目１２科目２４単位、３単位科目１科目３単位、４単位科目１科目４単位、合計３１単位である。なお、旧課程は、１０科目を開設しており、２単位科目８科目１６単位、３単位科目１科目３単位、４単位科目１科目４単位、合計２３単位である。

【点検・評価】

学士課程の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に基づいて設定し、明示している。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

３．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〔教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員（教職員および学生等）への周知と社会への公表〕

・周知方法と有効性

・社会への好評方法

【現状説明】

教育職員に対しては、通学課程の全８学部より選任された学務委員が、その所属する教授会にて周知を図るとともに、事務職員に対しては通信教育部事務室が中心となって大学の各課へ周知を図っている。また、学生に対しては、面接授業初日のオリエンテーションおよび学習指導会を通じて、周知を図っている。

【点検・評価】

通信教育部の目的と使命は、『学則』第１条においてインターネットや冊子の媒体を通して公表している。

学位授与方針および教育課程編成・実施の方針は、平成２３年度に定め、平成２４年度よりホームページにおいて公表している。

【将来に向けた発展方策】
特記事項なし。

４．教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的な検証を行っているか。
〔教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証〕
【現状説明】
学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、これを平成２２年度から平成２３年度にかけて流通科学部教授会で検討するとともに、学部長会議で協議し設定した。また、平成２４年度から適用している。

【点検・評価】
学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、平成２４年度からの適用のため、定期的な検証は行っていない。

【将来に向けた発展方策】
学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、今後、学務委員会および教授会で検証を行う。

Ⅱ．教育課程・教育内容
１．教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
〔教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成〕
・必要な授業科目の開設状況
・順次性のある授業科目の体系的配置
・専門教育・教養教育の位置づけ
【現状説明】
必要な授業科目は、専攻科目、共通科目、および教職課程科目の３つに大別できる。
専攻科目の第１類は、「流通・マーケティング」１０科目、「簿記・会計」１６科目、「経営」４科目、および「関連科目」２科目の３２科目を開設し、専攻科目の第２類は、「流通・マーケティング」４科目、「簿記・会計」２科目、「経営」８科目、および関連科目１０科目の２２科目を開設している。専攻科目は合計５４科目を開設している。
共通科目は、「文化と歴史」５科目、「人間と社会」６科目、「自然と情報」６科目、「健康とスポーツ科学」３科目および「言語と文化」４科目、合計２４科目を開設している。
教職課程科目は、「教科に関する科目」１科目、「教職に関する科目」１２科目、「教科又は教職に関する科目」１科目、合計１４科目開設している。なお、旧課程は、「教科に関する科目」１科目、「教職に関する科目」９科目、合計１０科目である。これら授業科目の開設状況については、『別表』を参照。
専攻科目は、基礎教育を充実させるとともに、体系的段階的学習に配慮して、第１類は、その配当年次を、１年次配当１０科目、２年次配当１０科目、および３年次配当１２科目とし、総論部分のⅠと各論部分のⅡとに区分し、総論部分と各論部分の双方とも面接授業を行う科目と、総論部分のみを面接授業、各論部分を通信授業とする科目に区分している。第２類は、１年次配当１科目、２年次配当１０科目、および３年次配当１１科目とし、総論部分

と各論部分とに区分せずに、包括的に教授する通信授業科目である。ただし、そのうち「情報処理演習」は、科目の性質上、面接授業としている。

共通科目は、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊な人間性を涵養することを目的として、かつ専攻科目との有機的関連性を考慮して、体系的に配置している。すべて１年次配当としている。

教職課程科目は、１年次配当１科目、２年次配当１１科目、３年次配当１科目および４年次配当１科目としている。

専門教育は、「流通・マーケティング」１４科目３６単位、「簿記・会計」１８科目３８単位、「経営」１２科目３６単位、および「関連科目」１０科目３２単位、合計５４科目１４２単位からなる専攻科目によって実施している。また、教養教育は、文化と歴史５科目１０単位、「人間と社会」６科目、「自然と情報」６科目、「健康とスポーツ科学」３科目および「言語と文化」４科目の合計２４科目４８単位からなる共通科目によって実施している。

専攻科目と共通科目の総数は７８科目、１９０単位である。専攻科目と共通科目との科目数比率は、５４科目対２４科目、およそ２対１である。専攻科目と共通科目との単位配分比率は、１４２単位対４８単位、およそ４対１である。

【点検・評価】

専攻科目の第１類を、総論部分と各論部分とに区分するとともに、総論部分と各論部分の双方とも面接授業がふさわしい科目と総論部分のみを面接授業とし各論部分を通信授業とする科目に細分化することによる体系的段階的配置をしている。

本学の通信課程生が、社会人として、流通・マーケティング、簿記・会計および経営の専門領域の専門知識を修得しようとする目的意識が高いことに鑑みて、科目の履修方法は、必修・選択の別はなく、学生の自由選択制としている点は評価できる。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

２．教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〔教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容〕

・学士課程教育に相応しい教育内容の提供

・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

【現状説明】

通信教育部では、本学の教育課程の編成・実施方針に基づいて、高度情報化、グローバル化および高齢社会化の時代のニーズに対応するためのより弾力的で多様なカリキュラムによって、共通科目による教養教育をもとに、流通・マーケティング、簿記・会計および経営に関する専門領域を中心にした体系的段階的学習を主眼とする４年間一貫の専門教育を実施している。

高等学校の教育内容に関連する共通科目を１年次配当にしている。また、「商業学」「商業史」「簿記原理」「経営学」等の専門に関する基礎教育科目を１年次配当にするとともに、これらの科目を専攻科目の第１類に属する科目とすることによって、各科目のⅠにおいて総論を教育し、Ⅱにおいて各論を教育するという体系的段階的学習が可能となる教育内容にしている。

【点検・評価】

流通・マーケティングと簿記・会計と経営の３つの専門領域の関連性を学生に熟知させるために、各専攻科目担当者が、これら３専門領域の相関関係を明らかにするような専門教育を実施している点は、評価できる。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

Ⅲ．通信教育部の教育方法

１．教育方法および学習指導の適切性

・教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
・学生の主体的参加を促す授業方法

【現状説明】

通信により履修する授業と面接により履修する授業の２つの授業形態を採用している。また、通信課程生に対して、毎月『大阪学院大学通信』を配付することによって、本学公式ホームページ上の通信教育部専用ページを通じて、そして面接授業初日のオリエンテーション時に、次のような教育を実施している。すなわち、通信により履修する授業科目と面接授業により履修する授業科目に関する学習の概要、文章表現能力および教科書や参考書の読み方・まとめ方等を指導することによるレポート課題提出要領、記述式単位修得試験受験要領の解説、専攻科目・共通科目の補助教材的な解説等を提供している。また、学生からの電話やメールによる質問に対しては、専門職員が適切な対応をしている。

通信課程生特有の諸状況に鑑みて、専門性を重視する体系的な学習と学生が自らの希望をよりよく満たすことのできる科目選択の弾力性の両立が可能となるように工夫している。

学生の学習負担が特定年次に偏らぬよう配慮して、各年次に履修登録できる単位数の上限を表Ⅳ－１のように定めている。

表Ⅳ－１　履修科目登録の上限単位数一覧

	1年次入学生	2年次編入生	3年次編入生
1年次	30	－	－
2年次	32	32	－
3年次	32	32	32
4年次	30	30	30
計	124	94	62

なお、各年次の履修科目登録の上限単位数には面接授業科目の単位が含まれている。

面接授業時には、事前配布の教科書をもとにシラバスに沿って授業を進めるとともに、学生からの質問時間を多く持ち、教員と学生との双方向のコミュニケーションを可能にすることによって、学生の主体的参加を促す方法を採用している。例えば、２単位科目の面接授業（１０講時、１講時９０分授業）においては、最終講時の１０講時目の単位修得試験（５０分間）の前と９講時目の後半に、設問解答、質疑応答等による指導を行っている。また昼食休憩時間を６０分間（通学課程は４０分間）とし、これを学生間ならびに学生と面接授業担当教員との意見交換の場としている。

通信授業については、レポート添削のコメントに対して最低字数を設けていないが、通信授業担当教員に対するレポートの添削依頼に際して、本文中への添削指導はもとより、講評欄にはわかりやすくかつ詳細に学習意欲を向上させるようなコメントを記入するように指導している。また、約２週間の間隔でレポート提出日を設定するとともに、通信教育部学務委

員会において、通信教育の主たる機能が多様な学習条件および学習能力を持つ学生に対して添削指導を行うことであるということを、担当教員に対して熟知させるなどして、学生が最適の条件の下で学習することができるような添削指導体制を採っている。

【点検・評価】
職を有する者や多種多様の事情によって時間的に学習に専念できないことが多いことなどの通信課程生特有の諸状況に鑑みて、多様な手段による教育を実施している。

【将来に向けた発展方策】
特記事項なし。

2．シラバスに基づいて授業が展開されているか。
〔シラバスに基づく授業の展開〕
・シラバスの作成と内容の充実
・授業内容・方法とシラバスとの整合性
【現状説明】
学生が各授業科目の講義内容を事前に熟知した上で履修登録し、体系的段階的学習を効果的に進めるための手引きとして利用できるようにシラバスを作成し、それを学生に周知せしめている。通信授業科目のシラバスは、「学習概要」、「使用テキスト」、「参考書」、「レポート課題」、「レポート作成について」によって構成されている。また、面接授業科目のシラバスは、「講義要項」、「使用テキスト」、「参考書」に加えて、受講に向けた準備の指示を与えている。
通信授業科目のシラバスは、「学習概要」において当該科目の学習目的を説明している。また、「レポート作成について」において課題の意図やレポート作成上の注意事項などを説明している。加えて、科目ごとに単位修得試験の問題を示し、学生に対して事前に学習の要点を明らかにしている。
面接授業科目のシラバスは、「講義内容」において各面接授業日の講時ごとの講義テーマを提示し、講義はそこに示された順序によって進めることを原則としている。

【点検・評価】
通信授業科目のシラバスは、通信授業による学習が大きな割合を占める通信課程の特性に配慮したものである。また、面接授業科目のシラバスは、受講に向けての準備の一助となっているとともに、テーマに従って授業が行われ、学生が予習を積極的に行うことを可能にしている。

【将来に向けた発展方策】
シラバスに参考書等の内容や利用方法を記載し、学生が自主的に予習・復習ができるように配慮している。
シラバスの記載事項・内容については、学務委員会、教授会、担当者打ち合わせ等においてさらなる継続的確認を行う。

3．成績評価と単位認定は適切に行われているか。
〔成績評価と単位認定の適切性〕
・厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
・既修得単位認定の適切性
【現状説明】

通信授業科目は、指定課題によるレポートに合格することと所定の期日に行われる単位修得試験に合格することが単位修得の条件である。また、面接授業科目は、面接授業の全講時に出席し、最終講時に行われる単位修得試験に合格することが単位修得の条件である。成績評価基準を示せば表Ⅳ－２のようになる。

表Ⅳ－２　成績評価基準

評　　点	評　　語	合　　否
100 点～ 80 点	優	合　格
79 点～ 70 点	良	
69 点～ 60 点	可	
成　績　認　定	認	
59 点～ 00 点		不合格

これら評価方法と評価基準は、『大阪学院大学通信』の「掲示板」と本学公式ホームページ上の通信教育部専用ページにおいて、明示している。

単位修得試験は、年４回（６月、８月、１１月、２月）実施し、単位の認定は年２回（９月末および３月末）行っている。なお、単位修得試験は、本学のほかに、札幌、福島、東京、富山、浜松、名古屋、和歌山、姫路、鳥取、岡山、広島、高松、松山、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島の学外の１８試験会場で実施している。

通信授業の４単位科目は、第１回課題のレポートを提出し、これに合格すれば（不合格は再提出)、第２回課題のレポートを提出できる。第２回課題のレポートに合格すれば（不合格は再提出)、単位修得試験を受験できる。単位修得試験に合格すれば（不合格は再受験)、４単位を認定する。

通信授業の２単位科目は、レポートを提出し、これに合格すれば（不合格は再提出)、単位修得試験を受験できる。単位修得試験に合格すれば（不合格は再受験)、２単位を認定する。

面接授業（夏期第Ⅰ期、夏期第Ⅱ期、秋期および冬期の年４回実施）は、全講時（１０講時、１講時９０分授業）出席すれば（欠席した場合は次回以降の面接授業を全講時受講)、最終講時の単位修得試験を受験できる。これに合格すれば、２単位を認定する。不合格の場合は、再試験を受験できる。再試験に合格すれば、２単位を認定する。

『学則』第２３条においては、本学通信課程の履修単位と本学の通学課程における履修単位とを相互転換できることを規定している。

第２５条においては、編入学生が以前に在学していた大学または学校における授業科目の履修単位または履修成績は、本学通信課程の授業科目の修得単位として認めることができることを規定している。

第２６条においては、学生が他の大学または短期大学における授業科目を履修することを認め、そこにおいて修得した単位は、３０単位を超えない範囲において、本学通信課程において修得したものとみなすことができると規定している。

第２７条においては、学生が行う短期大学または文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができるとし、第２６条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を超えないものとすると規定している。

第２８条においては、学生が本大学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができるとし、第２６条および第２７条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を超えないものとすると規定している。

また、本学と放送大学とが単位互換協定を締結していることにより、放送大学特別聴講については、『大阪学院大学通信』「通信教育の手引き」履修の方法４において、本学の学生が放送大学の授業科目を聴講し修得した単位を、１年次入学生は３０単位を超えない範囲にて、２年次編入学生は２３単位を超えない範囲にて、３年次編入学生は１５単位を超えない範囲にて、卒業要件となる単位として認定するとしている。

【点検・評価】

大学設置基準第２１条第２項および大学通信教育設置基準第５条、大学設置基準第２８条・第２９条および大学通信教育設置基準第７条の定めるところに基づき認定している。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

４．教育成果の定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法に結びつけているか。

〔教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連〕

・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

【現状説明】

通学課程の全８学部より選任された教育職員から構成される通信教育部学務委員会が中心となって、定期的（月に１回および随時開催）に、次のような授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施し、その成果の公表を行っている。すなわち、共通科目については外国語学部、国際学部および情報学部に所属する通信教育担当教員が、流通・マーケティングについては流通科学部に所属する通信教育担当教員が、簿記・会計については企業情報学部に所属する通信教育担当教員が、経営については経営学部に所属する通信教育担当教員が、関連領域については経済学部および法学部に所属する通信教育担当教員が、また教職課程については各学部に所属する通信教育教職課程担当教員が、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施し、その成果を『大阪学院大学通信』に掲載発表している。最終的には、流通科学部長を長とする通学課程全８学部長を中心として構成される通信教育部運営委員会が検証を行い、その結果を学務委員が各教授会へフィードバックし、各学部に所属する通信教育担当教員に対して授業の内容および方法の改善を図るように指示している。

【点検・評価】

通学課程の流通科学部だけでなく、全学的体制で取り組み、その成果を『大阪学院大学通信』に掲載し、一般に公表していることは評価できる。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

Ⅳ．成果

１．教育目標に沿った成果が上がっているか。

〔教育目標に沿った成果の検証〕

・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

【現状説明】

学生の学習成果は、『学則』第３５条に基づき、原則として、筆記試験（単位修得試験）を実施し、これをもって成績評価を行うことによって測定している。あるいは、これを特別の課題に対する論文提出によって行うこともある。また、面接授業科目については、授業の途中において習熟度を確認するために小テストを課しこれを加味した成績評価を行うこともある。

最終的には、学位授与（卒業認定）状況を、学生の学習成果を測定するための重要な評価指標として採用している。平成２１年度～平成２４年度の卒業予定者数と卒業認定者数は表Ⅳ－３のとおりである。

表Ⅳ－３　卒業予定者数と卒業認定者数

年　度	平　成 ２１　年度	平　成 ２２　年度	平　成 ２３　年度	平　成 ２４　年度
卒業予定者数	177	160	151	151
卒業認定者数	30	28	28	20
卒業認定率	16.9%	17.5%	18.5%	13.2%

学生の自己評価は、面接授業（夏期第Ⅰ期、夏期第Ⅱ期、秋期および冬季の年４回実施）の最終講時１０講時目の最初に実施している。３つの評価項目からなる「受講態度について」、７つの評価項目からなる「授業について」、１０の評価項目からなる「授業担当者について」、および４つの評価項目からなる「総合評価」の４つの大項目と２４の個別評価項目に関して、受講生の全員に対して行うのである。９つの主要評価項目に関する平成２１年度～平成２４年度の面接授業評価は表Ⅳ－４のとおりである。

表Ⅳ－４　平成２１年度～平成２４年度の面接授業評価

評 価 項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
私はこの授業を登録するにあたって、シラバスを参考にした。	67.7	65.5	67.3	75.8
授業内容は、シラバスに沿って行われた。	82.6	78.7	77.3	79.3
テーマや目的が明確であった。	84.4	83.8	80.6	85.3
興味や面白みを感じる授業内容であった。	76.6	72.9	75.0	82.0
授業内容に興味を感じたので、今後もっと深く学びたい。	71.6	67.6	69.1	73.3
学生の理解度を確認しながら授業を進めた。	70.8	69.8	66.9	74.5
学生の相談や質問に、適切に応じた。	84.2	79.6	81.9	80.0

授業担当者は、学生とのコミュニケーションがとれていた。	74.1	66.4	72.4	77.5
私はこの授業の内容が、理解できた。	70.4	68.7	70.0	79.5

この数値は、年４回の面接授業各１０講座において実施された授業評価の平均値をパーセンテージ（%）で表したもので、数値が高いほど学生の満足度が高いことを示している。なお、評価件数の平均は、平成２１年度１４９件、平成２２年度１４７件、平成２３年度１１７件、平成２４年度８１件である。

卒業後の評価としては、その年度の卒業認定者全員に対して、「卒業生だより」と題する近況報告と在学生に対する励ましのメッセージ（２，０００字以内）を依頼し、『大阪学院大学通信』に掲載することによって、卒業生評価としている。就職先の評価は行っていない。

【点検・評価】

卒業予定者数は、毎年、わずかであるが減少している。卒業認定者数は、平成２４年度は、過去３年度と比較すると、およそ３０%減少している。卒業認定率は、２３年度はわずかに増加しているが、２４年度は、過去３年度と比較すると、およそ３０%減少している。本学通信課程生の学習成果の達成率は、通信課程生特有の諸状況があるとはいえ、通学課程生に比較するとかなり低い。

面接授業に関しては、ここ４年間、評価件数は減少しているが、９つの主要評価項目に関する評価結果は全体的にわずかであるが上向いているとともに、学生の満足度はかなり高い。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

２．学位授与(卒業認定)は適切に行われているか。

〔学位授与(卒業認定)の適切性〕

・学位授与基準、学位授与手続きの適切性

【現状説明】

学士（流通科学）の学位は、『学則』第３８条の定めるところにしたがって授与される。卒業に必要な単位数は、『学則』第２１条第１項の定めるところによれば、１２４単位以上であり、そのうち３０単位以上は面接授業によって修得しなければならない。ただし、面接授業３０単位のうち１０単位までは放送授業により修得した単位にて代えることができる。

また、上記の基準を満たした学生に対しては、最後に卒業面接を課すことによって、学位を授与するにふさわしい専門知識と教養と人格を有しているかどうかを確認し、これに合格した学生の卒業を認定している。

【点検・評価】

大学設置基準第３２条第１項および大学通信教育設置基準第６条第２項の定めるところを基礎にしている。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

第 5 章　学生の受け入れ

【現状説明】

学生の受け入れは、まず、通信教育部長を長とする学務委員会において入学志願者の審査をして、つぎに、これを学長が承認するという手順のもとで行われている。学生は、正科生と科目等履修生の２種類に大別することができるが、入学審査の機会をできるだけ多く設けるなどして入学希望者に応えている。入学審査の時期は、前期入学が１月中旬から５月３１日、後期入学が７月１日から１１月３０日の２期になっている。

正科生に対しては、通常の１年次入学以外は、他大学を卒業して編入する者、または専修学校専門課程を終えて編入する者の課程を備えている。３年次編入は、平成１０年６月の学校教育法改正によって専門学校からの編入が可能になり、これに対して広く門戸を開放している。３年次編入できない場合は、２年次編入も認めている。また大学入学資格のない者に対しては、特修生制度としての正科生転科課程を設けている。

大学教育を受ける旺盛な意欲を持つ人たちに対して広く勉学の機会を提供するため、書類選考を行っている。したがって法令等で認められる入学資格等を有する者については、書類に不備がない限り原則として入学を許可することとしている。編入学においての出願資格は、２年次編入学の場合は、４年制大学および短期大学に１年以上在学し、３０単位以上修得した者を対象としている。３年次編入学は、４年制大学および短期大学の卒業者、４年制大学に２年以上在学し、６２単位以上修得した者を対象としている。

入学希望者に対しては、本学の建学の精神、教育目標、教育課程、教育内容および学修方法等を含め、学生の受け入れに必要な書類について、入学案内で示すとともに、私立大学通信教育協会主催の合同入学説明会において個別に説明を行っている。また、ホームページにおいても学生の受け入れに関する概要を公開しており、電話またはメールでも、問い合わせに応じている。

【点検・評価】

本学は、学生の資質や能力が多様であることに鑑み、その基礎学力を適切に確認するとともに、その多様なニーズに適合する体制を整えている。

また、学生の受け入れに関する説明責任においては、ホームページ等、多元的な情報媒体を通じて学生の受け入れに関する説明責任を適切に果たしている。

【将来に向けた発展方策】

入学広報活動は、新聞への単独広告の掲載、および協会主催の合同入学説明会を中心に行なっているが、通信制高等学校との連携や、大学卒業資格の取得を目的とするものだけでなく、生涯教育や資格取得を目的とする社会人・高齢者層の更なる受け入れ体制を整えるように図る。

学生の利便性を考慮し、出願は郵送によって受け付けているが、情報通信技術の一般化に伴い、メールによる願書請求に応えている。

多種・多様な入学希望者の状況を考慮した受入れとなっており、特に問題ないと考える。

第 6 章　学生支援

１．学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

〔学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針〕

・学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

【現状説明】

学生支援に関する方針は、毎月発行する『大阪学院大学通信』の「掲示板」と本学公式ホームページ上の通信教育部専用ページを通じて、明確化している。

学生支援の窓口は、通学課程教務課内に配備されている通信教育部事務室があたっている。また、通信教育部事務室への電話またはメールによる支援・相談等に対しては当

課員または学務委員が直接対応している。面接授業期間中は、通信教育部の担当教員が学生の支援・相談に直接対応している。支援・相談内容によっては、学生相談センター（カウンセリングルーム）やキャリアセンター等の大学内の担当部局を紹介することによって、支援する体制を整備している。新入生を対象とした学生支援全般の学習指導会も年度初めに本学にて開催している。

【点検・評価】

面接授業期間中の修学支援と進路支援は、担当教員・通信教育部事務室員と学生とのface to face の直接コミュニケーションによって、大きな効果が上がっている。しかし、電話またはメールによる支援は、間接的コミュニケーションであるから、直接コミュニケーションにできるだけ近づけるように改善すべきである。また、面接授業期間中の生活支援に関しては、大学の保健センター（常勤の看護師２名、契約の校医１名）を開けるとともに、宿泊施設としては付属のセミナーハウスの使用と大学近辺のホテル・宿泊先を紹介することによって、学生の便に供している。

【将来に向けた発展方策】

間接的コミュニケーションによる学生支援は、通信教育部と通信教育部事務室が中心となって、関係各部局とのコミュニケーションをとりながら、学生の支援・相談体制のさらなる充実を図るようにする。

２．学生への修学支援は適切に行われているか。

〔学生への修学支援の適切性〕

・留年者および休退学者の状況把握と対処の適切性
・補修・補充教育に関する支援体制とその実施
・障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

【現状説明】

平成２４年５月１日現在の通信課程正科生の学生数は２２３名であり、科目等履修生は６４名である。正科生の休・退学者の状況を、平成２１年度、２２年度および２３年度と比較対照すると、表Ⅵ－１および表Ⅵ－２のようになる。なお、平成２１年度、２２年度および２３年度の正科生の学生数は、それぞれ、２８７名、２５７名、２３３名であった。また、平成２１年度、２２年度および２３年度の科目等履修生の学生数は、それぞれ、８２名、８１名、７２名であった。

表Ⅵ－１　休学者数

年　度	平　成 21 年度	平　成 22 年度	平　成 23 年度	平　成 24 年度
休学者数	7	1	2	2

表Ⅵ－２　退学者数（除籍者数を含む）

年　度	平　成 21 年度	平　成 22 年度	平　成 23 年度	平　成 24 年度
退学者数	76	60	44	55

学生数は、ここ４年逓減状態である。平成２４年度の休学者数は、２２年度と比較すると１名増加しており、２３年度と同数ではあるが、２１年度に比較すると３分の１以下である。退学者数は、２１年度、２２年度、２３年度と徐々に減少しているが、平成２４年度は、増加している。

補充教育については、担当教員が、毎月発行する『大阪学院大学通信』において「補助教材的解説」を執筆する支援体制をとるとともに、これを本学公式ホームページ上において閲覧できるようにしている。しかし、補習は実施していない。

本学の設備やシステムは､広く障害者や高齢者などに対応可能で､物理的バリアフリーの確保はなされている。また、学生相談センターにおいては、専門の心理カウンセラーが相談に応じ支援している。

【点検・評価】

平成２４年度の休学者数は前年度と同数であるが、２１年度の３分の１以下である。退学者数は、２１年度、２２年度、２３年度と減少したにもかかわらず、２４年度に増加している。退学者数を減少させるために、学生に対する通信教育関係のスタッフと全学的な学生支援体制を強化することによって、学生の修学に対する情熱と意欲をさらに増進することが必要である。

毎月発行する『大阪学院大学通信』における「補助教材的解説」には、毎月数名の投稿があり、補充教育は充実している。

面接授業期間中の障がいのある学生に対する学修支援措置は、適切に機能している。在宅学習時の障がいのある学生に対する学修支援は、電話やメールによる間接的コミュニケーションによって行われているが、その効果の追跡調査には困難を伴う。

【将来に向けた発展方策】

毎月発行する『大阪学院大学通信』における「補助教材的解説」のさらなる充実を図って、学生の修学に対する情熱と意欲をさらに増進する。

３．学生への生活支援は適切に行われているか。

〔学生の生活支援の適切性〕

【現状説明】【点検・評価】【将来に向けた発展方策】

以上については、通学課程の学生とほぼ共通しているため、第１編　大学の該当頁を参照願いたい。

４．学生への進路支援は適切に行われているか。

〔学生の進路支援の適切性〕

・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

・キャリア支援に関する組織体制の整備

【現状説明】

進路選択に関わる指導・ガイダンスは、毎月発行する『大阪学院大学通信』の「掲示板」と本学公式ホームページを通じて、実施している。また、面接授業期間中には、その最初に１時間あまりを割いて面接授業出席者全学生に対してオリエンテーションを実施するとともに、それ以降は担当教員または通信教育部事務室員が個々の学生と面談しながら実施している。通常の学期期間中は、当課員または学務委員が電話またはメールによって実施している。

本学のキャリア支援は、キャリアセンターが中心となって支援する組織体制が整備されている。学生が学内外から、本学公式ホームページ上の「求人検索 NAVI」を通じて、本学に届く求人票を様々な条件をもって検索できる。また、面接授業期間中等には、学生が直接キャリアセンターへ出向き、キャリアセンタースタッフとの face to face の直接コミュニケーションを通じてキャリア支援を受けることができる。

【点検・評価】

平成２４年度正科生の学生数は２２３名であり、科目等履修生は６４名である。正科生のうち７７名のおよそ３５％が無職であるため、就職を希望する学生にはキャリアセンターと連絡を取り、相談の上就職先を決定するように指導している。また、教員免許状高校１種商業の資格取得希望者や大学院への進学希望者は、その関係部局および担当の専門教員の指導を受けられるようにしている。

通学課程生と比較して、直接キャリアセンターへ出向きキャリアセンタースタッフとの直接コミュニケーションを通じてキャリア支援を受ける機会が少ない通信課程生にとって、本学公式ホームページ上の「求人検索 NAVI」を通じて検索できる組織体制は、有効な手段といえる。

【将来に向けた発展方策】

特記事項なし。

第 7 章　教育研究等環境

【現状説明】

本通信教育部の担当教員のほぼ全員が学部所属である。また、通信教育部を兼務する教員の個人研究費および研究旅費については、学部のみ担当する教員と同じであり、特別な支給はない。

すなわち、学部における個人研究費、研究旅費の額がそのまま本通信教育部の担当教員の個人研究費、研究旅費の額となる。

ちなみに、本学は「個人教育研究費取扱規程」を制定し、教員の教育研究活動を助成することによって、教育および学術研究の充実を図ることを目的として、個人教育研究費が支給されている。

下表に示す個人教育研究費の内訳は、図書費、学会出張費および一般教育研究費であり、次の範囲内で支給されている。

研究費 / 職名	図 書 費	学会出張費	一般教育研究費	計
教　授	120,000 円	70,000 円	210,000 円	400,000 円
准教授	110,000 円	60,000 円	200,000 円	370,000 円
講　師	100,000 円	50,000 円	190,000 円	340,000 円
助　教	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円
助　手	90,000 円	40,000 円	180,000 円	310,000 円

教育研究活動において、上記表の個人教育研究費で補うことができない場合は、申請により許可を受け、３００，０００円を限度として教育研究費の追加支給を受けることができるようになっている。また、追加の教育研究費は一般教育研究費に充当するようになっている。

教育研究費配分額は、前年度の１２月末日までに、変更申請をすれば一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用が認められる。ただし、申請後、当該年度内での変更は認められていない。

その運用制度は、各教員が必要に応じて国内外の学会・シンポジウム・フォーラム等へ出席のための旅費・参加費、学術研究に関する各種会合費、研究図書、消耗品、機器備品等の購入費、通信費、謝金、印刷・製本費等の補助費、学生の教育に係る費用（ゼミナール等での補助教材費等)、課外活動に係る顧問旅費等に使用できるようなシステムとなっており、教育研究費運用が活性化され有用である。

【点検・評価】

本通信教育部の担当教員のほぼ全員が学部所属であるため、学部における自己点検・評価委員会報告の当該個所を参照願いたい。

【将来に向けた発展方策】

各教員の研究計画の遂行に必要な個人教育研究費については、教育研究活動を行ううえでの財政的な面ではうまく機能していると言え、特に改善の必要はないものと考える。

第 8 章　社会連携・社会貢献

【現状説明】

通信教育課程開設以来、学生に対する補助教材として毎月発行している『大阪学院大学通信』（冊子）に教育研究活動の成果を発表しており、『大阪学院大学通信』を全国の通信教育課程を設置している大学および生涯学習を開設している公共機関に送付している。他は学部の現状と一体をなすものである。

【点検・評価】

現時点では、学部レベルで実施している社会貢献の補助的役割を果しているのが現状である。

【将来に向けた発展方策】

本項においては改善・改革すべき点は特に見当たらない。

第 9 章　管理運営・財務

１．管理運営

【現状説明】

通学課程における学部長会議と同等のメンバーで構成されている「運営委員会」と、通学課程８学部の教授会で選任された委員で構成されている「学務委員会」を設置し、教育課程に関わる意思決定を行っている。

【点検・評価】

運営委員会および学務委員会は、教育課程の編成及び教員人事等についての意思決定機関としての機能を充分に果たしているといえる。

【将来に向けた発展方策】

現在､運営委員会および学務委員会は健全に運営されており、特に改善すべき点はない。

２．財務

【現状説明】

通信教育部は流通科学部に属しており、単体での収支計算は行っていない。そのため、教育・研究を遂行するための必要な財政基盤及び学外資金の体制等については、大学の学部と共に検討している。詳細については、大学の財政で記載している。

第 １０ 章　内部質保証

【現状説明】

本学における自己点検・評価の実施体制は、平成５年４月から、実施可能な実施組織の確立を第一に考え、全学組織として学内に設置されている大学協議会･学部長会議・各種委員会等が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であるとのことにより、

①自己点検・評価基本構想委員会（大学協議会の構成員が担当）

②全学自己点検・評価実行委員会（学部長会議の構成員および個別機関自己点検・評価委員会の長が担当）

③個別機関自己点検・評価委員会（各種委員会等の各構成員および該当事務局の長が担当）

が設置されている。

それ故に、自己点検・評価結果における今後の改善・改革に向けた方策の具体化・検討は、各個別機関自己点検・評価委員会を担当する各種委員会等と連結している。

【点検・評価】

自己点検・評価結果における今後の改善・改革に向けた方策の具体化・検討は、各個別機関自己点検・評価委員会を担当する各種委員会等が部局の改善に努めていくことは当然であり、適切であると評価できる。

【将来に向けた発展方策】

全学組織として学内に設置されている大学協議会･学部長会議･各種委員会等が持っている機能を十分活用した自己点検・評価の実施体制であり、自己点検・評価と改善・改革への連結は機能している。

Ⅰ．自己点検・評価規程

（目　的）
第　１　条　　大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

（範　囲）
第　２　条　　本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び運営の各分野とする。
２．自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

（組　織）
第　３　条　　本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会
(2) 全学自己点検・評価実行委員会
(3) 個別機関自己点検・評価委員会
２．前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項 3 号に規定する個別機関自己点検・評価委員会の種類等は、自己点検・評価委員会規程に定める。

（実施の周期）
第　４　条　　本学の自己点検・評価は、4 年を周期として、第 2 条に定めるすべての範囲について実施する。

（結果の公表）
第　５　条　　本学の自己点検・評価の公表は、別に定める。

（結果の活用）
第　６　条　　各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を受け止め、教育、研究及び経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

（規程の改廃）
第　７　条　　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附　　則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
附　　則
この規程は、平成 22 年 12 月 6 日から施行する。
附　　則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ．自己点検・評価委員会規程

（目　的）

第　1　条　　本規程は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程第 3 条に定める委員会の任務、構成、運営等について定める。

（自己点検・評価基本構想委員会の任務）

第　2　条　　自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）として大学協議会がこれにあたり、自己点検･評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

(1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
(2) 自己点検・評価の実施に関する規程
(3) 自己点検・評価実施の組織単位
(4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
(5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
(6) 自己点検・評価結果の取扱い
(7) 自己点検・評価の実施周期
(8) その他必要と認めた事項

２．基本構想委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の改善に努める。

（基本構想委員会の構成）

第　3　条　　基本構想委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

２．基本構想委員会に委員長を置き、大学協議会の議長がその任にあたる。
３．基本構想委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
４．基本構想委員会の事務は、庶務課が担当する。

（全学自己点検・評価実行委員会の任務）

第　4　条　　全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成して全学に実施の指示を行う。

(1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目と個別評価委員会での自己点検・評価を実施するための必要な細目の決定
(2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示

２．全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。
３．全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検･評価を加えた全学自己点検･評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

（全学評価委員会の構成）

第　5　条　　全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 学部長会議の構成員
(2) 第 8 条に規定する各個別評価委員会の委員長
(3) 法人事務局を代表する者
(4) その他、総長が必要と認めた者

２．全学評価委員会に委員長を置き、学部長会議の議長がその任にあたる。
３．全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
４．全学評価委員会の事務は、庶務課が担当する。

（個別機関自己点検・評価委員会の種類）

第　6　条　　個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）として次の委員会を設ける。

(1) 通信教育部自己点検・評価委員会
(2) 図書館自己点検・評価委員会
(3) 教務関係自己点検・評価委員会

(4) 入試関係自己点検・評価委員会
(5) 学生関係自己点検・評価委員会
(6) 就職関係自己点検・評価委員会
(7) 国際交流関係自己点検・評価委員会
(8) 経営関係自己点検・評価委員会
2．通信教育部自己点検・評価委員会として通信教育部学務委員会がこれにあたる。
3．図書館自己点検・評価委員会として図書委員会がこれにあたる。
4．教務関係自己点検・評価委員会として教務部委員会がこれにあたる。
5．入試関係自己点検・評価委員会として入試実行委員会がこれにあたる。
6．学生関係自己点検・評価委員会として学生部委員会がこれにあたる。
7．就職関係自己点検・評価委員会としてキャリアセンター委員会がこれにあたる。
8．国際交流関係自己点検・評価委員会として国際センター会議がこれにあたる。
9．経営関係自己点検・評価委員会として法人事務局がこれにあたる。
10. 基本構想委員会は、必要に応じて大学院・学部・学科に個別評価委員会を設けることができる。

（個別評価委員会の任務）
第　7　条　　個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価委員会に報告を行う。

（個別評価委員会の構成）
第　8　条　　個別評価委員会は、次のとおり構成する。
(1) 通信教育部自己点検・評価委員会は、通信教育部長が委員長となり、通信教育部学務委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(2) 図書館自己点検・評価委員会は、図書館長が委員長となり、図書委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(3) 教務関係自己点検・評価委員会は、教務部長が委員長となり、教務部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(4) 入試関係自己点検・評価委員会は、入試実行委員長が委員長となり、入試実行委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(5) 学生関係自己点検・評価委員会は、学生部長が委員長となり、学生部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(6) 就職関係自己点検・評価委員会は、キャリアセンター所長が委員長となり、キャリアセンター委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(7) 国際交流関係自己点検・評価委員会は、国際センター所長が委員長となり、国際センター会議の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
(8) 経営関係自己点検・評価委員会は、法人事務局において別に定める。
2．個別評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
3．個別評価委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

（各委員会の成立）
第　9　条　　各委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
2．各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

（規程の改廃）
第　10　条　　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附　　則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
附　　則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　　則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅲ．自己点検・評価の実施に関する基本構想について

１．本学の自己点検・評価の実施体制

文部省は､大学審議会の答申を受けて大学設置基準の一部改正を平成３年７月１日に施行した。

この改正された大学設置基準の第一章 総則 第２条には､「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」続いて、第２項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」という自己点検・評価に関する努力義務規定が設けられている。

また、本学では、平成３年５月から大学審議会の答申に対する「大学教育の改善及び短期大学教育の改善について」の対応について審議され、平成４年１０月に最終報告がなされ平成５年度から新教育課程が導入された。この最終報告の「今後の課題」として、自己点検・評価の確立等が提起されている。

こういったことにより、本学の自己点検・評価の実施体制は、平成５年４月から、実行可能な実施組織の確立を先ず第一に考え、また、本学には全学組織として各種委員会等が置かれており、これらの委員会が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であると考え、学内の既存の委員会等を活用するものとして、学内に、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。)」、全学的に自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。)」及び各個別機関において自己点検・評価を実施する「個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。)」が設置された。

(1) 自己点検・評価の目的

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(2) 自己点検・評価委員会の役割

ア．基本構想委員会

(ｱ) 基本構想委員会は、次のような自己点検・評価を実施するに際して実施機関に提示すべき方法・内容等の基本構想を策定する。

①自己点検・評価の実施組織等の体制
②自己点検・評価の実施に関する規程
③自己点検・評価の実施の組織単位
④自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）
⑤自己点検・評価の実施分野の重点化及び優先順位

⑥自己点検・評価の結果の取扱い

⑦自己点検・評価の実施周期

(ｲ) 基本構想委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検評価の改善に努める。

イ．全学評価委員会

(ｱ) 全学評価委員会は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき具体的な自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に実施の指示をする。実施要領の内容としては、改善すべき点や個性・特徴として伸長化すべき点を踏まえ、

①何を重点的に点検・評価を行うかという分野・対象の指示

②全学的に共通な点検・評価の視点・項目と個別評価委員会ごとで実施する視点・項目の指示

③どのような流れで自己点検・評価を実施していくかの年度ごとの具体的なスケジュールの明示

等を盛り込む。

(ｲ) 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。

(ｳ) 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

ウ．個別評価委員会

個別評価委員会の種類は、次のとおりである。

①通信教育部自己点検・評価委員会 ― 通信教育部学務委員会があたる。

②図書館自己点検・評価委員会 ― 図書委員会があたる。

③教務関係自己点検・評価委員会 ― 教務部委員会があたる。

④入試関係自己点検・評価委員会 ― 入試実行委員会があたる。

⑤学生関係自己点検・評価委員会 ― 学生部委員会があたる。

⑥就職関係自己点検・評価委員会 ― キャリアセンター委員会があたる。

⑦国際交流関係自己点検・評価委員会 ― 国際センター会議があたる。

⑧経営関係自己点検・評価委員会 ― 法人事務局があたる。

⑨商学研究科自己点検・評価委員会 ― 商学研究科委員会があたる。

⑩経済学研究科自己点検・評価委員会 ― 経済学研究科委員会があたる。

⑪国際学研究科自己点検・評価委員会 ― 国際学研究科委員会があたる。

⑫法学研究科自己点検・評価委員会 ― 法学研究科委員会があたる。

⑬ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科
自己点検・評価委員会 ― ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｲｴﾝｽ研究科委員会があたる。

⑭法務研究科自己点検・評価委員会 ― 法務研究科教授会があたる。

(ｱ) 全学評価委員会によって策定された実施要領に基づき各分野及び項目等の個別機関ごとに

自己点検・評価を実施する。(例えば、数量的なデータの蓄積や様々なアンケートの実施などによって得られた情報をもとに点検評価を行う。)

(イ) 上記の結果得られた評価によって今後改善すべき事項や特に力を入れて特徴化をはかる事項、また、新たに計画を立てる必要のある事項などの提言を含めた個別機関としての「個別評価報告書」を作成し、全学評価委員会に提出する。

2．自己点検・評価の範囲と項目及び対象

(1) 自己点検･評価の範囲

自己点検・評価の範囲は、「教育」「研究」「経営」の各分野とする。

(2) 自己点検・評価項目

自己点検・評価項目は、基本的に財団法人大学基準協会（認証評価機関）の点検・評価項目に基づくものとし、本学の特性を考慮して点検・評価項目を定める。

(3) 自己点検・評価の対象

大学設置基準の大綱化に伴う対応による、新教育課程を導入した平成５年度を起点とし、以降を対象に自己点検・評価を実施する。

3．自己点検・評価の実施周期

(1) 全学的な点検・評価の実施周期は、４年ごととする。

(2) 各個別評価委員会は、点検･評価項目に基づき、毎年、現状を正確に把握･認識するためにデータの収集とその分析による点検・評価を行い、全学評価委員会に報告書（個別評価報告書）を提出する。

(3) 全学評価委員会は、４年ごとに各個別評価委員会で点検・評価した報告書を取りまとめ、全学的な視点による点検・評価を加えた報告書（全学自己点検・評価報告書）を基本構想委員会に提出する。

学部・通信教育部

自己点検・評価項目〔評価の視点〕		
大項目		中項目
理念・目的		①大学・学部の理念・目的の適切性 〔理念・目的の明確化〕、〔実績や資源からみた理念・目的の適切性〕、〔個性化への対応〕 ②大学・学部の理念・目的の大学構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表 〔構成員に対する周知方法と有効性〕、〔社会への公表方法〕 ③大学・学部の理念・目的の適切性の定期的な検証
教育研究組織		①大学の学部・学科・大学院研究科・センターなどの教育研究組織の理念・目的との関連 〔教育研究組織の編制原理〕、〔理念・目的との適合性〕、〔学術の進展や社会の要請との適合性〕 ②教育研究組織の適切性の定期的な検証
教員・教員組織		①大学として求める教員像および教員組織の編制方針 〔教員に求める能力・資質等の明確化〕、〔教員構成の明確化〕、〔教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化〕 ②学部の教育課程に相応しい教員組織の整備 〔編制方針に沿った教員組織の整備〕、〔授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備〕
		③教員の募集・採用・昇格の適切性 〔教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化〕、〔規程等に従った適切な教員人事〕 ④教員の資質の向上を図るための方策 〔教員の教育研究活動等の評価の実施〕、〔ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施状況と有効性〕
教育内容・方法・成果	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	①教育目標に基づく学位授与方針の明示 〔学士課程の教育目標の明示〕、〔教育目標と学位授与方針との整合性〕、〔修得すべき学習成果の明示〕 ②教育目標に基づく教育裸程の編成・実施方針の明示 〔教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示〕、〔科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示〕 ③教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の大学構成員(教職員および学生等)への周知と社会への公表 〔周知方法と有効性〕、〔社会への公表方法〕 ④教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証

自己点検・評価項目〔評価の視点〕		
大項目		中項目
教育内容・方法・成果	教育課程・教育内容	①教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設と教育課程の体系的な編成 〔必要な授業科目の開設状況〕、〔順次性のある授業科目の体系的配置〕、〔専門教育・教養教育の位置づけ〕 ②教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容 〔学士課程教育に相応しい教育内容の提供〕、〔初年次教育・高大連携に配慮した教育内容〕
	教育方法	①教育方法および学習指導の適切性 〔教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用〕、〔履修科目登録の上限設定、学習指導の充実〕、〔学生の主体的参加を促す授業方法〕 ②シラバスに基づく授業の展開 〔シラバスの作成と内容の充実〕、〔授業内容・方法とシラバスとの整合性〕 ③成績評価と単位認定の適切性 〔厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）〕、〔単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性〕、〔既修得単位認定の適切性〕 ④教育成果の定期的な検証とその結果の教育課程や教育内容・方法の改善との関連 〔授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施〕
	成果	①教育目標に沿った成果の検証 〔学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用〕、〔学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）〕
		②学位授与（卒業認定）の適切性 〔学位授与基準、学位授与手続きの適切性〕
学生の受け入れ		①学生の受け入れ方針の明示 〔求める学生像の明示〕、〔当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示〕、〔障がいのある学生の受け入れ方針〕 ②学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜 〔学生募集方法、入学者選抜方法の適切性〕、〔入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性〕

自己点検・評価項目〔評価の視点〕	
大項目	中項目
学生の受け入れ	③適切な定員の設定による学生の受け入れと在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理 〔収容定員に対する在籍学生数比率の適切性〕、〔定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応〕
	④学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の定期的な検証
学生支援	①学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる学生支援に関する方針 〔学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化〕
	②学生への修学支援の適切性 〔留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性〕、〔補習・補充教育に関する支援体制とその実施〕、〔障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性〕、〔奨学金等の経済的支援措置の適切性〕
	③学生の生活支援の適切性 〔心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮〕、〔ハラスメント防止のための措置〕
	④学生の進路支援の適切性 〔進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施〕、〔キャリア支援に関する組織体制の整備〕
教育研究等環境	①教育研究等環境の整備に関する方針 〔学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化〕、〔校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画〕 ②十分な校地・校舎および施設・設備の整備 〔校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成〕、〔校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保〕
	③図書館、学術情報サービスの機能 〔図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性〕、〔図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境〕、〔国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備〕

自己点検・評価項目〔評価の視点〕		
大項目		中項目
教育研究等環境		④教育研究等を支援する環境および条件の整備 〔教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備〕、〔ティーチング・アシスタント（ＴＡ）・リサーチ・アシスタント（ＲＡ）など教育研究支援体制の整備〕、〔教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保〕 ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置 〔研究倫理に関する学内規程の整備状況〕、〔研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性〕
社会連携・社会貢献		①社会との連携・協力に関する方針 〔産・学・官等との連携の方針の明示〕、〔地域社会・国際社会への協力方針の明示〕
		②教育研究の成果の適切な社会への還元 〔教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動〕、〔学外組織との連携協力による教育研究の推進〕、〔地域交流・国際交流事業への積極的参加〕
管理運営・財務	管理運営	①大学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針 〔中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知〕、〔意思決定プロセスの明確化〕、〔教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化〕、〔教授会の権限と責任の明確化〕 ②明文化された規程に基づく管理運営 〔関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用〕、〔学長、学部長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化〕、〔学長選考および学部長等の選考方法の適切性〕 ③大学業務を支援する事務組織の設置と機能 〔事務組織の構成と人員配置の適切性〕、〔事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策〕、〔職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用〕 ④事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策 〔人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善〕、〔スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の実施状況と有効性〕

自己点検・評価項目〔評価の視点〕		
大項目		中項目
管理運営・財務	財務	①教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政的基盤の確立 〔中・長期的な財政計画の立案〕、〔科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況〕、〔消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性〕 ②予算編成および予算執行の適切性 〔予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査〕、〔予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立〕
内部質保証		①大学の諸活動についての点検・評価とその結果を公表することによる社会に対する説明貴任 〔自己点検・評価の実施と結果の公表〕、〔情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応〕 ②内部質保証に関するシステムの整備 〔内部質保証の方針と手続きの明確化〕、〔内部質保証を掌る組織の整備〕、〔自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立〕、〔構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底〕
		③内部質保証システムの適切な機能 〔組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実〕、〔教育研究活動のデータ・ベース化の推進〕、〔学外者の意見の反映〕、〔文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応〕